令和７年 第７回 沖縄県議会（定例会）会議録

令和７年11月26日　開会
令和７年12月22日　閉会
} 27日間

沖　縄　県　議　会

令和７年 第７回　沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 7
１．開会日に応招した議員 …… 9
１．12月３日に応招した議員 …… 9

○第１号（11月26日）

１．開会年月日時 …… 11
１．議事日程 …… 11
１．本日の会議に付した事件 …… 11
１．出席議員 …… 13
１．欠席議員 …… 14
１．欠　　員 …… 14
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 14
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 14
１．開　　会 …… 14
１．諸般の報告 …… 14
１．自治功労者表彰の報告 …… 14
１．日程追加　議席の変更 …… 15
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 15
１．日程第２　会期の決定 …… 15
１．日程追加　議会運営委員の選任の件 …… 15
１．日程追加　特別委員の選任の件 …… 15
１．一括議題｛日程第３　令和７年第５回議会乙第13号議案／日程第４　令和７年第５回議会認定第１号から同認定第24号まで｝…… 15
１．委員長報告（決算特別委員長）…… 16
１．討　　論 …… 19
　徳田　将仁議員 …… 19
　玉城健一郎議員 …… 20
１．採　　決 …… 21
１．日程第５　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで …… 22
１．知事（玉城デニー知事）の提案理由説明 …… 22
１．人事委員会（池田　修人事委員会委員長）の意見 …… 23
１．先議案件の委員会付託（乙第20号議案） …… 23
１．日程第６　陳情第154号及び第177号の付託の件 …… 23
１．委員会付託 …… 23
１．日程第７　陳情第151号の取下げの件 …… 23
１．採　　決 …… 23
１．一括議題｛日程第８　議員派遣の件（若者議会（仮称））／日程第９　議員派遣の件（高校等出前講座）／日程第10　議員派遣の件（令和７年度九州各県議会議員交流セミナー）｝…… 23
１．採　　決 …… 23
１．休会の議決 …… 24
１．散　　会 …… 24

○第２号（12月３日）

１．開議年月日時 …… 27
１．議事日程 …… 27
１．本日の会議に付した事件 …… 27
１．出席議員 …… 27
１．欠席議員 …… 27
１．欠　　員 …… 28
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 28
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 28
１．開　　議 …… 28
１．諸般の報告 …… 28
１．日程第１　乙第20号議案 …… 28
１．委員長報告（経済労働委員長）…… 28
１．採　　決 …… 29
１．日程第２　陳情第157号の取下げの件 …… 29
１．採　　決 …… 29
１．日程第３　代表質問 …… 29
　小渡良太郎議員 …… 29
　比嘉　　忍議員 …… 44
　宮里　洋史議員 …… 58
　上原　快佐議員 …… 68
　幸喜　　愛議員 …… 74
１．散　　会 …… 80

○第３号（12月４日）

１．開議年月日時 …… 83
１．議事日程 …… 83
１．本日の会議に付した事件 …… 83
１．出席議員 …… 83
１．欠席議員 …… 83
１．欠　　員 …… 83
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 83
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 84
１．開　　議 …… 84
１．日程第１　代表質問 …… 84
　次呂久成崇議員 …… 84
　瀬長美佐雄議員 …… 91
　糸数　昌洋議員 …… 98
　平良　識子議員 …… 107
　當間　盛夫議員 …… 113
１．散　　会 …… 120

○第４号（12月５日）

１．開議年月日時 …… 123
１．議事日程 …… 123
１．本日の会議に付した事件 …… 123
１．出席議員 …… 124
１．欠　　員 …… 124
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 124
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 125
１．開　　議 …… 125
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで } …… 125
１．一般質問・質疑 …… 125
　徳田　将仁議員 …… 125
　新里　　匠議員 …… 133
　新垣　善之議員 …… 140
　喜屋武　力議員 …… 147
　新垣　　新議員 …… 155
　新里　治利議員 …… 162
　大屋　政善議員 …… 168
　呉屋　　宏議員 …… 173
１．散　　会 …… 180

○第５号（12月８日）

１．開議年月日時 …… 183
１．議事日程 …… 183
１．本日の会議に付した事件 …… 183
１．出席議員 …… 184
１．欠席議員 …… 184
１．欠　　員 …… 184
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 184
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 185
１．開　　議 …… 185
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで } …… 185
１．一般質問・質疑 …… 185
　新垣　淑豊議員 …… 185
　下地　康教議員 …… 195
１．企業局長（宮城　力企業局長）の発言の申出 …… 202
　仲里　全孝議員 …… 202
　仲村　家治議員 …… 211
　西銘啓史郎議員 …… 217
　又吉　清義議員 …… 228

島尻　忠明議員 …… 235
大浜　一郎議員 …… 242
１．散　　会 …… 250

○第６号（12月９日）

１．開議年月日時 …… 253
１．議事日程 …… 253
１．本日の会議に付した事件 …… 253
１．出席議員 …… 254
１．欠席議員 …… 254
１．欠　　員 …… 254
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 254
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 255
１．開　　議 …… 255
１．諸般の報告 …… 255
１．一括議題｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで｝ … 255
１．一般質問・質疑 …… 255
島袋　　大議員 …… 255
高橋　　真議員 …… 262
松下美智子議員 …… 268
大田　　守議員 …… 274
新垣　光栄議員 …… 282
西銘　純恵議員 …… 289
１．散　　会 …… 297

○第７号（12月10日）

１．開議年月日時 …… 299
１．議事日程 …… 299
１．本日の会議に付した事件 …… 299
１．出席議員 …… 300
１．欠席議員 …… 301
１．欠　　員 …… 301
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 301
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 301
１．開　　議 …… 301
１．諸般の報告 …… 301
１．一括議題｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで｝ …… 301
１．一般質問・質疑 …… 302
玉城健一郎議員 …… 302
喜友名智子議員 …… 310

渡久地　修議員 …… 318
儀保　　唯議員 …… 326
瑞慶覧長風議員 …… 332
山内　末子議員 …… 341
仲村　未央議員 …… 349
１．委員会付託 …… 355
１．日程第３　甲第５号議案から甲第７号議案まで及び乙第39号議案 …… 355
１．知事（玉城デニー知事）の提案理由説明 …… 356
１．人事委員会（池田　修人事委員会委員長）の意見 …… 356
１．委員会付託 …… 356
１．日程第４　議員提出議案第１号　県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援等を求める意見書 …… 356
１．島尻　忠明議員の提案理由説明 …… 356
１．採　　決 …… 357
１．議員派遣 …… 357
１．休会の議決 …… 357
１．散　　会 …… 357

○第８号（12月22日）

１．開議年月日時 …… 359
１．議事日程 …… 359
１．本日の会議に付した事件 …… 359
１．出席議員 …… 361
１．欠　　員 …… 362
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 362
１．開　　議 …… 362
１．諸般の報告 …… 362
１．日程第１　乙第２号議案から乙第４号議案まで及び乙第７号議案 …… 362
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 362
１．採　　決 …… 363
１．日程第２　乙第５号議案、乙第６号議案及び乙第39号議案 …… 363
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 363
１．採　　決 …… 364
１．日程第３　乙第８号議案から乙第13号議案まで、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第36号議案から乙第38号議案まで …… 364
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 364
１．採　　決 …… 365
１．日程第４　乙第21号議案及び乙第28号議案から乙第31号議案まで …… 366
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 366
１．採　　決 …… 367
１．日程第５　乙第14号議案から乙第19号議案まで、乙第22号議案から乙第24号議案まで及び乙第32号議案から乙第35号議案まで …… 367
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 367
１．採　　決 …… 370
１．日程第６　甲第１号議案及び甲第５号議案 …… 370

１．委員長報告（総務企画委員長）……370
１．採　　決　……372
１．日程第７　甲第３号議案　……372
１．委員長報告（経済労働委員長）……372
１．採　　決　……373
１．日程第８　甲第４号議案　……373
１．委員長報告（文教厚生委員長）……373
１．採　　決　……373
１．日程第９　甲第２号議案、甲第６号議案及び甲第７号議案　……373
１．委員長報告（土木環境委員長）……374
１．採　　決　……375
１．日程第10　議員提出議案第２号　現下の物価高騰を踏まえた公定価格等の引上げを求める意見書　……375
１．島尻　忠明議員の提案理由説明　……375
１．採　　決　……375
１．日程第11　議員提出議案第３号　米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書　……375
１．小渡良太郎議員の提案理由説明　……375
１．採　　決　……376
１．議員派遣　……376
１．日程第12　陳情令和６年第111号の２、陳情第25号、第49号、第57号から第61号まで、第72号、第119号、第125号、第126号、第140号及び第156号　……376
１．委員長報告（総務企画委員長）……376
１．採　　決　……376
１．日程第13　陳情令和６年第150号、同第199号及び陳情第52号　……376
１．委員長報告（土木環境委員長）……376
１．採　　決　……377
１．日程第14　閉会中の継続審査の件　……377
１．採　　決　……377
１．閉　　会　……378

○巻末掲載文書

１．知事提出議案　……381
１．議員提出議案　……419
１．諸般の報告　……423
１．議案付託表　……425
１．委員会審査報告書　……427
１．閉会中継続審査及び調査申出書　……433
１．変更議席表　……441
１．議員派遣の件　……443
１．請願・陳情文書表　……445
１．議案等処理一覧表　……461

令和７年第７回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期27日間　　自 令和７年11月26日
至 令和７年12月22日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	11月 26日	水	（会議録署名議員の指名） 本 会 議　（会期の決定） （決算特別委員長報告、採決） （知事提出議案の説明）	先議案件付託 請願・陳情付託
2	27日	木	委 員 会（先議案件審査、採決）	
3	28日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	29日	㊏	休　　会	
5	30日	㊐	休　　会	
6	12月1日	月	議案研究	一般質問通告締切（正午）
7	2日	火	委 員 会（議会運営委員会）	
8	3日	水	（先議案件委員長報告、採決） 本 会 議 （代表質問）	
9	4日	木	本 会 議（代表質問）	
10	5日	金	本 会 議（一般質問）	
11	6日	㊏	休　　会	
12	7日	㊐	休　　会	
13	8日	月	本 会 議（一般質問）	
14	9日	火	本 会 議（一般質問）	
15	10日	水	（一般質問） 本 会 議 （知事追加提出議案の説明） 委 員 会（常任委員会、特別委員会）	議案付託
16	11日	木	議案研究	
17	12日	金	委 員 会（常任委員会）	
18	13日	㊏	休　　会	
19	14日	㊐	休　　会	
20	15日	月	委 員 会（常任委員会）	
21	16日	火	委 員 会（常任委員会）	
22	17日	水	委 員 会（特別委員会）	
23	18日	木	休　　会（予備日）	
24	19日	金	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
25	20日	㊏	休　　会	
26	21日	㊐	休　　会	
27	22日	月	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

中　川　京　貴　議長	新　垣　淑　豊　議員
上　原　　章　副議長	比　嘉　　忍　議員
瑞慶覧　長　風　議員	西　銘　純　恵　議員
瀬　長　美佐雄　議員	新　垣　光　栄　議員
喜友名　智　子　議員	上　原　快　佐　議員
儀　保　　唯　議員	玉　城　健一郎　議員
大　田　　守　議員	山　里　将　雄　議員
高　橋　　真　議員	糸　数　昌　洋　議員
宮　里　洋　史　議員	仲　里　全　孝　議員
徳　田　将　仁　議員	仲　村　家　治　議員
新　里　治　利　議員	下　地　康　教　議員
新　垣　善　之　議員	新　垣　　新　議員
新　里　　匠　議員	島　尻　忠　明　議員
平　良　識　子　議員	大　浜　一　郎　議員
比　嘉　瑞　己　議員	渡久地　　修　議員
次呂久　成　崇　議員	仲　村　未　央　議員
米　須　清一郎　議員	仲宗根　　悟　議員
幸　喜　　愛　議員	山　内　末　子　議員
當　間　盛　夫　議員	西　銘　啓史郎　議員
松　下　美智子　議員	又　吉　清　義　議員
喜屋武　　力　議員	呉　屋　　宏　議員
大　屋　政　善　議員	島　袋　　大　議員
小　渡　良太郎　議員	

12月3日に応招した議員

当　山　勝　利　議員

令和７年11月26日

令和７年第７回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第１号）

令和７年
第　７　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）

令和７年11月26日（水曜日）午前10時１分開会

議　事　日　程　第1号

令和７年11月26日（水曜日）
午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　令和７年第５回議会乙第13号議案（決算特別委員長報告）
第４　令和７年第５回議会認定第１号から同認定第24号まで（決算特別委員長報告）
第５　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで（知事説明）
第６　陳情第154号及び第177号の付託の件
第７　陳情第151号の取下げの件
第８　議員派遣の件（若者議会（仮称））
第９　議員派遣の件（高校等出前講座）
第10　議員派遣の件（令和７年度九州各県議会議員交流セミナー）

本日の会議に付した事件

日程追加　議席の変更
日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程追加　議会運営委員の選任の件
日程追加　特別委員の選任の件
日程第３　令和７年第５回議会乙第13号議案
　令和７年第５回議会乙第13号議案　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第４　令和７年第５回議会認定第１号から同認定第24号まで
　令和７年第５回議会認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について
　令和７年第５回議会認定第２号　令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
　令和７年第５回議会認定第３号　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
　令和７年第５回議会認定第４号　令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
　令和７年第５回議会認定第５号　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
　令和７年第５回議会認定第６号　令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
　令和７年第５回議会認定第７号　令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
　令和７年第５回議会認定第８号　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
　令和７年第５回議会認定第９号　令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
　令和７年第５回議会認定第10号　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
　令和７年第５回議会認定第11号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別

会計決算の認定について
令和７年第５回議会認定第12号　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
令和７年第５回議会認定第13号　令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
令和７年第５回議会認定第14号　令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
令和７年第５回議会認定第15号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
令和７年第５回議会認定第16号　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
令和７年第５回議会認定第17号　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
令和７年第５回議会認定第18号　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
令和７年第５回議会認定第19号　令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
令和７年第５回議会認定第20号　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
令和７年第５回議会認定第21号　令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
令和７年第５回議会認定第22号　令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
令和７年第５回議会認定第23号　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
令和７年第５回議会認定第24号　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

日程第５　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案まで
甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）
甲第２号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県知事の給与の特例に関する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例
乙第８号議案　工事請負契約について
乙第９号議案　工事請負契約について
乙第10号議案　工事請負契約について
乙第11号議案　工事請負契約について
乙第12号議案　工事請負契約について
乙第13号議案　工事請負契約について
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約について
乙第16号議案　工事請負契約について
乙第17号議案　工事請負契約について
乙第18号議案　工事請負契約について
乙第19号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第20号議案　財産の取得について
乙第21号議案　財産損傷事故に関する和解等について
乙第22号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第23号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第24号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第25号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について
乙第28号議案　指定管理者の指定について
乙第29号議案　指定管理者の指定について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　指定管理者の指定について
乙第33号議案　指定管理者の指定について
乙第34号議案　指定管理者の指定について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　当せん金付証票の発売について
乙第37号議案　沖縄県収用委員会予備委員の任命について
乙第38号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第６　陳情第154号及び第177号の付託の件
日程第７　陳情第151号の取下げの件
日程第８　議員派遣の件（若者議会（仮称））
日程第９　議員派遣の件（高校等出前講座）
日程第10　議員派遣の件（令和７年度九州各県議会議員交流セミナー）

出　席　議　員（45名）

47番	中川京貴　議長	22番	新垣淑豊　議員
42番	上原　章　副議長	23番	比嘉　忍　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	25番	西銘純恵　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	26番	新垣光栄　議員
3番	喜友名智子　議員	27番	上原快佐　議員
4番	儀保　唯　議員	28番	玉城健一郎　議員
5番	大田　守　議員	29番	山里将雄　議員
6番	高橋　真　議員	30番	糸数昌洋　議員
7番	宮里洋史　議員	31番	仲里全孝　議員
8番	徳田将仁　議員	32番	仲村家治　議員
9番	新里治利　議員	33番	下地康教　議員
10番	新垣善之　議員	34番	新垣　新　議員
11番	新里　匠　議員	35番	島尻忠明　議員
12番	平良識子　議員	36番	大浜一郎　議員
13番	比嘉瑞己　議員	38番	渡久地　修　議員
14番	次呂久成崇　議員	39番	仲村未央　議員
15番	米須清一郎　議員	40番	仲宗根　悟　議員
16番	幸喜　愛　議員	41番	山内末子　議員
17番	當間盛夫　議員	43番	西銘啓史郎　議員
18番	松下美智子　議員	44番	又吉清義　議員
19番	喜屋武　力　議員	45番	呉屋　宏　議員
20番	大屋政善　議員	46番	島袋　大　議員
21番	小渡良太郎　議員		

欠 席 議 員（1名）

24 番　当 山 勝 利 議員

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	諸見里　真	文化観光スポーツ部長
池田竹州	副知事	砂川勇二	土木建築部長
大城　肇	副知事	宮城　力	企業局長
小川和美	政策調整監	本竹秀光	病院事業局長
溜　政仁	知事公室長	友利公子	会計管理者
宮城嗣吉	総務部長	白井勝也	総務部財政統括監
武田　真	企画部長	半嶺　満	教育長
多良間一弘	環境部長	嘉手苅英子	公安委員会委員長
北島智子	生活福祉部長	小堀龍一郎	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	田島啓己	労働委員会会長
糸数　公	保健医療介護部長	池田　修	人事委員会委員長
喜屋武盛人	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員
知念百代	商工労働部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田　健	主査
宮城　優次	長	浦崎千都	主事
上原　毅	議事課長	下地広道	政務調査課副参事
宮城　亮	課長補佐	大城聖子	主幹

○中川京貴 議長　ただいまより令和７年第７回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案42件及び今期定例会提出補正予算説明書、令和７年10月末現在の令和７年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願４件及び陳情30件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　この際、申し上げます。

去る10月30日の第182回全国都道府県議会議長会定例総会において、本県議会の山内末子議員が在職15年以上の自治功労者として表彰されました。

全国都道府県議会議長会によりますと、今回表彰されたのは在職10年から50年以上の方で、全国で362人、そのうち30年以上の方が43人で、千葉県が最多の６人、在職15年以上表彰の方は、山内末子議員を含め全国で14人おりますことも併せて御報告いたします。

また、本日、山内末子議員は、沖縄県議会議員表彰内規に基づき在職15年の永年勤続者として表彰されることになりました。

休憩いたします。

午前10時３分休憩

午前10時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

議席の変更を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、議席の変更を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○中川京貴 議長　議席の変更を行います。

議員の辞職に伴い、会議規則第４条第３項の規定により議席の一部を変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付の変更議席表のとおりであります。

〔変更議席表　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時８分休憩

午前10時９分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

16番　幸　喜　　愛　議員　及び

22番　新　垣　淑　豊　議員

を指名いたします。

○中川京貴 議長　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの27日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月22日までの27日間と決定いたしました。

○中川京貴 議長　この際、お諮りいたします。

議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○中川京貴 議長　議会運営委員の選任の件を議題といたします。

本件については、議員の辞職に伴い、議会運営委員に欠員が生じていることから委員を選任する必要があります。

よって、お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、議会運営委員に仲村家治議員を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に仲村家治議員を選任することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　この際、お諮りいたします。

特別委員の選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、特別委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○中川京貴 議長　特別委員の選任の件を議題といたします。

本件については、議員の辞職に伴い、沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員及びワシントン駐在問題調査特別委員にそれぞれ欠員が生じていることから委員を選任する必要があります。

よって、お諮りいたします。

特別委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員に呉屋宏議員を、ワシントン駐在問題調査特別委員に小渡良太郎議員をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員に呉屋宏議員を、ワシントン駐在問題調査特別委員に小渡良太郎議員をそれぞれ選任することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　この際、**日程第３　令和７年第５**

回議会乙第13号議案及び**日程第４　令和７年第５回議会認定第１号から同認定第24号まで**を一括議題といたします。

議案及び各決算に関し、委員長の報告を求めます。

仲村家治決算特別委員長。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件及び決算）巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔仲村家治　決算特別委員長登壇〕

○仲村家治 決算特別委員長　おはようございます。

ただいま議題となりました令和７年第５回議会乙第13号議案及び令和７年第５回議会認定第１号から同認定第24号までについて、決算特別委員会等における審査の経過及び結果を一括して御報告申し上げます。

これらの議案は、令和７年第５回議会において付託されたもので、委員会におきましては、所管の常任委員会に調査を依頼し、令和６年度会計予算が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に執行され、所期の目的が十分に達成されているかどうかについて、慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査及び調査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について御報告申し上げます。

まず、令和７年第５回議会乙第13号議案「令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、令和６年度決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、剰余金3446万4507円について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであるとの説明がありました。

次に、令和７年第５回議会認定第１号から同認定第24号までの決算24件に関し、会計管理者等から決算の概要について、代表監査委員から決算審査意見の概要について、それぞれ説明がありました。

これに対し、12名の会派代表委員から、繰越額、不用額の状況、不適切な事務処理の内容、内部統制の現状及び基金運用の在り方等について質疑がありました。

次に、各常任委員会における調査において、総務企画委員会では、沖縄県平和祈念資料館展示更新における基本的な考え方と執行率が低い理由について質疑がありました。

これに対し、平和祈念資料館は、沖縄戦の実相と教訓を伝える平和発信拠点施設として重要な役割を果たしているが、同館は開館から25年が経過していることから、歴史的事実の追加や沖縄戦に関する新たな調査研究に基づく記述等を踏まえた説明文の見直しなど、時代に即した展示内容に更新するものである。また、執行率が低い理由については、令和６年度中に策定予定であった基本計画に関し、有識者による監修委員会において慎重な検討が必要とされたことから、予算を繰り越したためであるとの答弁がありました。

次に、防災危機管理センター棟（仮称）整備事業について、当初予算の50％に当たる約１億9000万円が繰り越されている理由と工事の今後のスケジュールについて質疑がありました。

これに対し、令和６年度に同センター建設予定地を掘削したところ、埋蔵文化財の調査範囲の拡大や建物本体の設計を見直す必要が生じたこと等により繰越しが多くなった。これらのことからスケジュールを変更の上、年明けに本体工事に着手し、令和９年11月の供用開始を目指し取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、わった～バス利用促進乗車体験事業における路線バス運賃無料の事業効果と今後の施策展開について質疑がありました。

これに対し、運賃無料の水曜日の延べ利用者数は約42万3000人で、通常運行日と比較して約1.3倍、日曜日は約37万6400人で、約3.1倍と増加しました。また、さらに詳細なデータの収集・分析のため、利用者の居住地や年齢等属性別に県民モニター3000人を選定し、路線バス及びモノレールに半額で乗車する実証事業を実施する予定であるとの答弁がありました。

次に、安全なまちづくりの推進について、防犯ボランティアによる犯罪抑止の状況と活動継続に必要な人材確保の取組について質疑がありました。

これに対し、防犯ボランティアの活動等により、刑法犯認知件数が戦後最悪を記録した平成14年以降は19年連続で減少している。同活動等が地域に根づくことで地域の安全意識を向上させ、犯罪抑止に効果があると考えている。また、人材確保については、活動の周知と参加促進のための研修会の開催や少年非行の防止に向けた大学生の少年サポーターによる街頭活動など、若い世代につなげる工夫を行っているとの答弁がありました。

次に、監査委員事務局の機能強化の必要性について質疑がありました。

これに対し、監査等の機能をより効果的に発揮するためには、限られた人員体制の中において業務の効率化や専門性を有する人材の確保及び研修の充実などに

より、体制強化を図ることが重要であるとの答弁がありました。

次に、人事委員会事務局歳出予算について、不用額の主な理由について質疑がありました。

これに対し、令和６年度に予定していた採用試験採点システムの改修について、当該システムの老朽化が著しく、安定した運用が困難となり、令和７年度に新システムを構築するため、令和６年度の改修を見送ったことで不用が生じたとの答弁がありました。

次に、令和６年度の５つの基金の運用収益の状況はどうなっているか。また、過去における債権運用の統合等に係る検討状況について質疑がありました。

これに対し、令和６年度の５つの基金における債権運用について、運用額が111億6698万円で、運用益は約8141万円となっている。また、当該基金の一括運用について、過去に総務部と出納事務局で意見交換を行ったことがあるとの答弁がありました。

次に、経済労働委員会では、労働委員会で取り扱う労働争議の最近の傾向等について質疑がありました。

これに対し、労働争議の取扱件数はコロナ禍で一時減少したものの、令和４年度以降増加に転じ、令和６年度にはコロナ禍前の水準を上回る20件となった。内容としては、個別労働関係、紛争のあっせんが増えており、解雇や配置転換等の人事に関するものやパワハラなど職場の人間関係に関する申請が多くなっているとの答弁がありました。

次に、ゆがふ製糖工場の整備に係るスケジュール、難航している費用負担に対する県の対応について質疑がありました。

これに対し、県としては、令和８年度以降に事業化できるよう、年内には何らかの方向性を見いだしたいと考えている。費用負担については、市町村の理解も一定程度得られているが、金額の面で調整が難航している。県としては、関係団体と連携して国に対し補助上限額の見直しを要請しているところであり、市町村とも連携してサトウキビ農家を支援していけるよう引き続き協議していきたいとの答弁がありました。

次に、島しょ型エネルギー社会基盤構築事業に関し、再生可能エネルギー電源比率の目標値に対する達成状況等はどうなっているか。また、次世代太陽光発電であるペロブスカイト太陽電池への取組状況はどうなっているかについて質疑がありました。

これに対し、県で掲げる2030年度までの再エネ電源比率の目標18％に対し、2023年度時点での比率が12.5％となっており、電源構成の高いものから、太陽光発電が6.9％、バイオマス発電が5.3％となっている。また、ペロブスカイト太陽電池については、商用化に関しては時間がかかると考えているが、まずは沖縄の特性に合った設置方法など、実証等を通じて環境の整備に取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、クルーズ観光推進の方針と取組及び課題について質疑がありました。

これに対し、沖縄県では、第６次沖縄県観光振興基本計画において、質の高いクルーズ観光の推進を掲げ、国内外のクルーズに特化した展示会でのアピールのほか、ラグジュアリー船、プレミアム船の誘致や前後泊が期待できるフライ＆クルーズの誘致を積極的に行っている。一方、クルーズ船の寄港時に発生する二次交通の問題や観光地のごみ問題、私有地への立入りによる住環境への影響など、大きな課題もあると考えている。県では、クルーズ船の乗客向けのマナー啓発映像の船内での放映を依頼しているほか、寄港地となる市町村や県の関係部局と課題を共有し、役割分担しながら解決に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、文教厚生委員会では、障害者芸術文化活動支援センター事業の概要と執行率が低い理由について質疑がありました。

これに対し、当該事業は、障がい者の芸術文化活動の普及推進を目的として、沖縄県障害者芸術文化活動支援センターや相談窓口の設置、関係者によるネットワーク会議の開催、専用ホームページでの情報発信、セミナーやアート展などを通して支援する事業となっている。執行率が低い理由は、公募の準備に時間を要し、センターの開所が令和７年１月と遅れてしまったことによるとの答弁がありました。

次に、県が行う保育士確保に係る事業について、その定着率はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、保育士確保対策強化事業において県外から保育士を誘致する事業を行っているが、その効果を測定した調査によると、令和３年度から５年度にかけて誘致した保育士の76％が令和６年度においても引き続き県内の保育施設に従事していることが確認されているとの答弁がありました。

次に、地域包括ケアシステム深化促進事業を行っている市町村及びその内容について質疑がありました。

これに対し、同事業の取組の一つであるリエイブルメント導入について、モデル市町村の西原町と北中城村に対し、県が伴走支援を実施している。リエイブルメントとは、体の虚弱化などで諦めてしまった元の生活を取り戻すことを支援する介護予防サービスの新た

な手法であり、県においては、市町村職員や介護福祉の専門職等に対するリエイブル導入のための研修、先進地のオンライン視察やリモート相談及び専門職によるモデル市町村への同行などに対する支援を行っているとの答弁がありました。

次に、令和６年度病院事業会計決算について、本来業務に係る医業損失が約174億円、対前年度比21.1％増加した要因と改善の見通しについて質疑がありました。

これに対し、令和６年度決算において99.4億円の純損失を計上し、過去最大の赤字となっている。その要因としては、コロナ禍後の受療行動の変容に伴い患者数が回復しないこと、物価高や人件費の上昇の影響を受け、公定価格である診療報酬に転嫁できないことがあり、厳しい経営難に陥っている。改善の見通しについては、経営再建計画を策定し、短期的に効果が発現する取組や中長期的な構造改善の取組等を進めた上で、国・県に対して必要な財源の支援や協力を求めていきたいとの答弁がありました。

次に、校内自立支援室事業について、支援室の設置状況とその成果、不登校児童生徒への支援内容について質疑がありました。

これに対し、令和６年度の実績としては17市町村、60校に支援室を設置しており、利用した児童生徒数は令和４年度が294名、令和５年度が295名、令和６年度が790名となっている。指導の結果、登校できるようになった、または教室へ復帰できた児童生徒は、令和４年度が44.9％、令和５年度が44.6％、令和６年度が53.4％となっている。不登校児童生徒への支援としては、学校に来られる子は教室に戻れるような取組、登校できない子については学校側と教育支援センターやフリースクール等が連携した取組を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、土木環境委員会では、離島における道路・街路整備事業について、執行率が59.2％にとどまっている理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、主な理由として、用地の補償額の単価が低いことへの不満や、国の経済対策による補正予算措置に伴い適正工期を確保する必要があったことなどから、執行率が低い状況となっているとの答弁がありました。

次に、赤土等流出防止対策推進事業について、赤土等流出防止条例による届出がなされていないなど、悪質な事業者は積極的に公表していくべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、現在、基本的には条例に基づく指導等を行うことでしっかり改善されてきているところであるが、それを繰り返しても従わない悪質な事業者に対しては、公表することについても検討していきたいとの答弁がありました。

次に、北谷浄水場の活性炭の取替えに係る費用について３億5000万円との答弁があったが、４年に１回の更新であれば、単年度負担は４分の１の額になるのではないかとの質疑がありました。

これに対し、北谷浄水場の活性炭取替費用は、年間約4.2億円を見込んでおり、従前より約2.1億円の増加となる。さらに、今年度から新たに行う硬度低減化施設のろ過池への活性炭導入に1.4億円を要するため、従前と比較すると、年間3.5億円の費用が純粋に増加することになるとの答弁がありました。

以上が、本委員会及び各常任委員会における質疑の概要等でありますが、審査等の過程で19項目の総括質疑の報告があり、10月21日に知事に対する総括質疑を行いました。

まず、ＭＩＣＥ施設整備は観光経済振興の要だが、整備手法の見直しや民間活力導入の可能性をどのように検討しているのか。入札が不調に終わった最大の要因は県による魅力発信の不足にあったと考えるが、今後の方針をしっかり示し、この事業を着実に進めていくための知事の見解について質疑がありました。

これに対し、現在、大型ＭＩＣＥ施設整備に係る基本計画の改定に向けて、事業条件、実現性の高い官民連携手法、事業スケジュール等の検討を進めており、改定後はＰＦＩの手続を進め、可能な限り早期整備を目指すとともに、東海岸地域の振興による県土の均衡ある発展と沖縄県の魅力の発信強化についてもしっかり取り組みたいとの答弁がありました。

次に、防災計画における消防防災ヘリの任務と役割、導入に向けて費用負担、運行管理の在り方をどのように考えているか。また、うるま市、石垣市がまだ導入を承認していないが、協議の状況及び今後の見通しについて質疑がありました。

これに対し、消防防災ヘリは救助活動や消火活動をはじめ、遭難者の捜索、災害時における空中からの情報収集や物資の搬送等を実施するのに加え、ドクターヘリの補完として救急搬送を担うなど、様々な用途での活動が可能と考えている。費用に関しては、県が機体や施設整備に係る初期費用、維持管理及び運行委託料について、市町村が航空隊員の人件費を負担する。運行管理については、運行責任者を県職員とし、運行管理者や操縦士、整備士は民間業者へ委託、航空隊員は市町村消防からの派遣とすることとしている。県と

全市町村で構成する協議会で可決された議案に対し、石垣市、うるま市から承認を得られていないため、両市から意見のある夜間運行や２機体制等について他県調査の結果を整理し再度説明を行うなど、消防防災ヘリの導入に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、基金の運用利回りが低位にあるが、一括運用の検討状況、金利上昇局面での運用方針等をどのように考えているか。また、県民に対し、公金管理の在り方をホームページなどで示すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、金利のある時代を迎え、効率的な基金運用による運用益確保は重要であると考える。一括運用は、基金の効率的な運用として他県でも行われているが、整理すべき課題もあるため、他県の状況を参考にしながら調査研究を進める。公金の活用や使用状況について見える化を図ることは、県民の信頼にもつながるため、ホームページでの掲載を含めた広報活動を検討していくとの答弁がありました。

以上が、本委員会及び各常任委員会における説明・質疑の概要でありますが、採決に先立ち、令和７年第５回議会認定第１号については、沖縄自民党・無所属の会所属委員から認定できない旨の意見表明がありました。

採決の結果、令和７年第５回議会乙第13号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、令和７年第５回議会認定第２号から同認定第24号までの23件については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

また、同認定第１号については、賛成多数により認定すべきものとして決定されました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

令和７年第５回議会認定第１号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

徳田将仁議員。

〔徳田将仁　議員登壇〕

○徳田　将仁 議員　皆さん、おはようございます。

沖縄自民党・無所属の会、徳田将仁でございます。

ただいま議題となっております認定第１号「令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について」、沖縄自民党・無所属の会を代表し、不認定の立場から討論を行います。

決算審査を通じ、本県財政の健全性、執行の適法性、そして県政に対する県民の信頼が改めて問われました。中でも、県政の根幹を揺るがしかねない重大事案がワシントン駐在員活動事業をめぐる一連の問題であります。本件は単なる事務処理上の瑕疵ではなく、法令順守、ガバナンスの根底に関わる重大な行政問題であります。

委員会審査では、法的根拠の不明確な法人設立、一部に非弁行為の疑いを含む業務委託、その委託料を経由した追加払込資本による赤字補塡という異例のスキーム、監査委員から不適切な事務処理が継続していたと繰り返し指摘されてきた経緯、これらが次々と明らかになりました。

さらに知事は、令和６年12月24日付で法人設立を追認したと説明していますが、行政法上、無効や違法の疑いがある行為を事後的に追認して適法化できる根拠は存在しません。百条委員会の審査においても、この追認行為を正当化する具体的な法的説明は一切示されず、むしろ調査検証委員会からは違法の疑い、監査委員からは不適切な事務処理の継続が指摘され続けています。知事が追認で整理済みと繰り返す姿勢は、県政の透明性・説明責任を著しく損なうものと言わざるを得ません。

さらに重大なのは、現在、百条委員会が鋭意調査・審査を進めている最中であるにもかかわらず、知事自らが減給条例案を議会に提出したことであります。

本来、百条委員会は、議会の調査権をもって事案の実態と責任の所在を解明する県政最高レベルの調査機関であります。その結論が出る前の段階で知事自らが自らの処分を先行させることは、県民から見れば幕引きを急ぐ行為と映りかねません。むしろ、百条委員会の結論を待ち、行政の長として真摯に事実と責任を受け止める姿勢こそ求められているはずです。百条委員会の調査を軽視し、政治的責任を先に薄めようとするかのような行動は、決して看過できません。

そして、見過ごしてはならない新たな問題があります。

一部報道によれば、県は令和８年度当初予算において、ワシントン事務所の再設置を盛り込む方向で予算要求を行っているとされています。

違法・不適切と指摘された事業の検証と総括がいまだ行われていない段階で、百条委員会の結論すら出ていない中で、法的な整理がままならない中での予算計上は、県民の理解など到底得られません。まずなすべきは、事実関係の徹底した解明と責任の明確化、制度の抜本的見直しであり、それなしに再設置を進めることは、反省なき継続以外の何物でもありません。

知事は、県政の信頼回復よりも体制の既得権化を優先しているのではないか、県民からそのような不信を抱かれても仕方がない状況であります。知事は、県民に説明責任を果たすと繰り返し述べていますが、百条委員会への説明は極めて不十分で、専門的論点については多くを担当部局に委ね、知事自身の判断根拠は依然として不明確なままであります。県政の最高責任者として、違法の疑いを指摘された事案に対し追認したので問題ないとする姿勢は、ガバナンスの形骸化そのものであり、行政組織に誤ったメッセージを与えてしまいます。

決算は、県民から預かった税金がどのように使われたか、その適法性と適正性を議会が審査する最も重要な機会であります。

ワシントン駐在問題をめぐる一連の行為は、法令に照らして疑義が晴れておらず、調査検証委員会・監査委員いずれからも適法との評価を得られていません。にもかかわらず、知事は追認行為と減給条例によって幕引きを図ろうとし、県政の根幹である説明責任とガバナンスを軽視する姿勢を示しています。

我が会派は、県政の信頼回復、再発防止、法令遵守の徹底、そして百条委員会の調査を尊重する立場から、認定第１号「令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について」の不認定を強く主張し、議員各位の良識ある御判断に期待をいたしまして、私の反対討論といたします。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

〔玉城健一郎　議員登壇〕

○玉城　健一郎 議員　皆さん、こんにちは。

てぃーだ平和ネット、玉城健一郎です。

令和６年度沖縄県一般会計決算の認定に対して、賛成の立場から討論を行います。

令和６年度決算は、歳入総額8893億8899万5000円、歳出総額8763億2669万1000円、リーディング産業である観光業の人手不足に対応した沖縄観光人材不足緊急対策事業、沖縄こどもの貧困緊急対策事業、島しょ型エネルギー社会基盤構築事業、バス通学費等支援事業など、県民生活や県経済の発展に寄与する事業を行ってまいりました。

昨年に引き続き決算特別委員会で大きな議論になったのは、決算額7731万5000円のワシントン駐在員活動事業。平成27年度から始まった同事業は、米軍基地に関する情報収集・発信、また、県人会との連携や県産品の販路拡大、観光情報の発信などの役割を持って活動してきました。アメリカの政治の中心であるワシントンＤＣにて駐在員が活動するために現地法人が必要だったため、米国法令に基づきワシントンＤＣオフィス社を設立したが、設立に当たり県庁内の決裁が適切に行われなかったため、地方自治法に定められている手続がされておらず、昨年10月議会の指摘により問題が明らかになった。問題が発覚後、内部調査の上、令和６年12月に法人設立についての文書による追認、法人設立の意思、県の行為であることを明確にした。また、法令に基づく手続として、株式を公有財産として管理する手続、営利企業従事許可、議会への経営状況報告書提出の手続を講じ、令和２年２月10日、議会へその内容を報告した。調査検証委員会の指摘や令和７年度一般会計予算の修正動議により、令和７年６月にワシントンＤＣオフィス社を解散し、駐在員を帰国させ、事務所を閉鎖した。７月には監査結果報告書において内容が確認できなかったと指摘された入出金の内容を明らかにするなど、監査委員へその内容を通知。11月14日には一連の問題や経緯についての報告書を公表した。

なお、懸念が示されているワシントン駐在員活動事業費の委託契約に係る委託先の企画提案公募、契約終結、委託料の額の確定精算といった一連の事務について財務規則に沿って行われており、これらの手続に関連して県に損害が生じた事実はありません。

県の内部調査や百条委員会で明らかになったのは、問題の発端は、意思決定文書の不在からそれに連なる手続がなされていなかったことであり、本来であれば職員が気づき対応するということが、事前の検討不足、関係者間のコミュニケーション不足、関係法令・制度の理解不足、組織体制の脆弱さによってできなかったことが原因だと考える。

今回のような事案は、ほかの事業でも起こる可能性があります。知事以下執行部におかれては、県庁が事情を知らないという事態は、県民から何らかの隠蔽が疑われ、公務に対して信頼を失うということを認識していただきたい。全庁で事案を共有し、二度と起こさないように再発防止とともに県民に対する説明責任を果たすことに努めていただきたい。また、引き続き行われている百条委員会の調査へ協力し、真摯に対応していただきたいと思います。

さて、ワシントン駐在員は、沖縄が抱える米軍基地の問題解決に向けて、日本政府だけでなく当事者である米国政府に県民の声を直接届ける、または米国の海外の米軍基地の情報を収集する重要な役割を担っており、連邦議会関係者はもとより、シンクタンク、元政府高官などに対して、知事の考えと沖縄の正確な状況を説明してきた。知事訪米においては、共和党系シンクタンク、ハドソン研究所での講演や民主党の議員連盟定例会でのスピーチなど、これまでの人脈を使った活動が着実に実を結んでいる。特に、今年の９月に米連邦議会下院軍事委員会で可決された2026年度の国防権限法案では、沖縄に駐留する米兵の犯罪行為防止策の検討を定めた第559条が含まれる上、米軍人の性暴力と有機フッ素化合物に懸念を示し、米政府に議会への説明を求める附帯報告書も含まれている。まさに、沖縄県や沖縄県議会が訴えてきたことが米国の予算に反映されようとしているのは、歴代の沖縄県政の対米外交の大きな成果であり、その橋渡しとしてワシントン駐在員活動事業の果たしてきた役割は非常に大きいものと実感するものである。

日米同盟があり、県民に重い基地負担がある限り、どの県政においてもアメリカの状況を知り沖縄の声を届けるためにもワシントン駐在員活動事業の必要性は変わらない。次年度において、ワシントン駐在員活動事業を検討しているのであれば、議会からの指摘と反省点を生かした事業にしていただきたいと思います。

最後になりますが、ワシントン駐在員活動事業の問題点を指摘したのは議会であり、執行部も把握していない事態を議会が指摘したこと、執行部に内部調査させ、謝罪、改善させてきたことは、行政のチェック機能を果たしたという意味で非常に大きいと考える。だが、第三者委員会を立ち上げ、内部調査をし、報告書も提出、その上で指摘されている点を改善、対策も取られている。また、県知事以下の処分もされるとされている中、２年連続で不認定とするのはやり過ぎではないか、ぜひとも冷静な判断をお願いしたい。（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いします。

○玉城　健一郎 議員　以上で、以上で……（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。聞こえません。

どうぞ、続けてください。

○玉城　健一郎 議員　以上で、「令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について」の賛成の討論とさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、賛同のほどよろしくお願いいたします。（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより令和７年第５回議会乙第13号議案及び令和７年第５回議会認定第１号から同認定第24号までの採決に入ります。

議題のうち、まず、令和７年第５回議会乙第13号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、令和７年第５回議会乙第13号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○中川京貴 議長　次に、令和７年第５回議会認定第２号から同認定第24号までの23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算23件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、令和７年第５回議会認定第２号から同認定第24号までは、委員長の報告のとおり認定されました。

○中川京貴 議長　次に、令和７年第５回議会認定第１号を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りいたします。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長　起立少数であります。

よって、令和７年第５回議会認定第１号は、委員長の報告のとおり認定することは否決されました。

○中川京貴 議長　日程第５　甲第１号議案から甲第４号議案まで及び乙第１号議案から乙第38号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

―――――――――――――――――――――

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

令和７年第７回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、まず11月24日午前３時に発生した導水管の破損事故について申し上げます。

今回、導水管の破損事故が発生したことで沖縄本島内の多くの地域で断水を生じさせたこと、このことにより県民の皆様及び工業用水ユーザーの皆様へ御不便を来し、また議員各位をはじめ多くの皆様に御心配をおかけしたことについて深くおわび申し上げます。断水が発生した７市町においては、企業局からの送水再開後、11月25日午前中から順次各家庭での供給が再開されておりますが、一部地域では断水が継続していることから、県では、引き続き市町村や沖縄総合事務局と連携し安定給水に努めてまいります。御理解と御協力をどうぞよろしくお願いいたします。なお、工業用水につきましては、11月24日午前５時25分以降断水が発生しましたが、11月25日午前８時頃に解消したところであります。

県としましては、今回の事故の原因を究明した上で再発防止を図ってまいります。また、事故発生後の市町村や関係機関との情報共有・連携、県民の皆様への情報発信の状況について急ぎ検証した上で速やかな善後策が展開できるよう検討してまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、提出いたしました議案の概要及び提案理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案４件、条例議案７件、議決議案29件、同意議案２件の合計42件であります。

まず初めに、予算議案について御説明申し上げます。

甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）」は、当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費、物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者に対し実情に即した支援等を実施する経費及び人事委員会勧告に伴う給与改定に係る経費等について、125億6127万2000円を計上するものであります。

甲第２号議案「令和７年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）」は、航空灯火のＬＥＤ化を行う工事について予算の繰越しが必要であるため、所要の補正を行うものであります。

甲第３号議案「令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）」は、債務負担行為の補正として、次期指定管理期間の指定管理料について、所要の補正を行うものであります。

甲第４号議案「令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）」は、経営再建期間中の運営資金調達のため、新たな企業債の借入れを行うこと、不採算地区中核病院における令和６年度診療報酬改定率を上回る経費上昇分の補助を一般会計から受け入れること及び国、知事部局及び他の都道府県の職員の給与の状況を考慮して実施する給与改定を行うため、所要の補正を行うものであります。

次に、乙第１号議案から乙第７号議案までの条例議案７件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第１号議案「沖縄県知事の給与の特例に関する条例」は、ワシントン駐在に関する不適正な事務処理に鑑み、県民の信頼の回復に努める決意を示し、透明性を確保した行政運営を一層推進するため、令和８年１月１日から同年３月31日までの間において、知事の給与を減額して支給する措置を講ずる必要があることから、新たに条例を制定するものであります。

乙第７号議案「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」は、水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図るため、水難事故の防止に関する施策その他所要の措置を講ずる必要があることから、条例の全部を改正するものであります。

次に、乙第８号議案から乙第36号議案までの議決議案29件は、工事請負契約、財産の取得、車両損傷事故に関する和解、公の施設に係る指定管理者の指定などについて、議会の議決を求めるものであります。

このうち、乙第20号議案「財産の取得について」につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、乙第37号議案及び乙第38号議案の同意議案２件は、欠員となっている沖縄県収用委員会予備委員を任命し、及び任期が満了する沖縄県教育委員会委員の後任を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案について、その概要及

び提案の理由を御説明申し上げました。
　慎重なる御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
　ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。ニフェーデービル。
　ありがとうございます。
○中川京貴 議長　知事の提案理由の説明は終わりました。
　ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、この際、意見を求めます。
　人事委員会委員長。
　　〔池田　修　人事委員会委員長登壇〕
○池田　修 人事委員会委員長　皆さん、おはようございます。
　人事委員会委員長の池田修でございます。よろしくお願いいたします。
　ただいま議長より、地方公務員法の規定に基づき、人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。
　乙第２号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正及び沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、去る10月７日に当委員会が行った職員の給与に関する報告及び勧告の趣旨を踏まえ、職員の給与について所定の改正を行うものとなっております。
　よって、当委員会は適当であると考えております。
　以上です。
○中川京貴 議長　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○中川京貴 議長　この際、申し上げます。
　先ほどの知事の提案理由説明の中で、乙第20号議案については、早期に議決されたい旨の要望がありました。
　よって、乙第20号議案については、これより直ちに質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
　　〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　ただいま議題となっております議案のうち、乙第20号議案については、経済労働委員会に付託いたします。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第６　陳情第154号及び第177号の付託の件を議題といたします。
　お諮りいたします。
　ただいまの陳情２件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。
　これに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
　よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第７　陳情第151号の取下げの件を議題といたします。
　お諮りいたします。
　本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
　よって、陳情第151号の取下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　この際、**日程第８、日程第９**及び**日程第10**の**議員派遣の件**を一括議題といたします。

　　〔議員派遣の件　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　お諮りいたします。
　ただいまの議員派遣の件３件は、それぞれお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を若者議会（仮称）、高校等出前講座及び令和７年度九州各県議会議員交流セミナーへ派遣することに御異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
　よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴 議長　次に、お諮りいたします。
　ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

――――――◆・・◆――――――

○中川京貴 議長　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案研究のため、明11月27日から12月２日までの６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、明11月27日から12月２日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○中川京貴 議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月３日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時０分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　幸　喜　　愛

会議録署名議員　　新　垣　淑　豊

令和７年12月３日

令和７年
第　７　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第２号）

令和７年 第７回 沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）

令和７年12月３日（水曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第２号

令和７年12月３日（水曜日）

午前10時開議

第１　乙第20号議案（経済労働委員長報告）

第２　陳情第157号の取下げの件

第３　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第20号議案

　　乙第20号議案　財産の取得について

日程第２　陳情第157号の取下げの件

日程第３　代表質問

出　席　議　員（45名）

47番	中川京貴　議長	23番	比嘉　忍　議員
42番	上原　章　副議長	24番	当山勝利　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	25番	西銘純恵　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	26番	新垣光栄　議員
3番	喜友名智子　議員	27番	上原快佐　議員
5番	大田　守　議員	28番	玉城健一郎　議員
6番	高橋　真　議員	29番	山里将雄　議員
7番	宮里洋史　議員	30番	糸数昌洋　議員
8番	徳田将仁　議員	31番	仲里全孝　議員
9番	新里治利　議員	32番	仲村家治　議員
10番	新垣善之　議員	33番	下地康教　議員
11番	新里　匠　議員	34番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	35番	島尻忠明　議員
13番	比嘉瑞己　議員	36番	大浜一郎　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	渡久地　修　議員
15番	米須清一郎　議員	39番	仲村未央　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	仲宗根　悟　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	島袋　大　議員
22番	新垣淑豊　議員		

欠　席　議　員（１名）

４番　儀保　　唯　議員

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	知念百代	商工労働部長
池田竹州	副知事	諸見里真	文化観光スポーツ部長
大城肇	副知事	砂川勇二	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城力	企業局長
溜政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田真	企画部長	白井勝也	総務部財政統括監
多良間一弘	環境部長	半嶺満	教育長
北島智子	生活福祉部長	小堀龍一郎	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
糸数公	保健医療介護部長	森田崇史	人事委員会事務局長
喜屋武盛人	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田健	主査
宮城優次	長	浦崎千都	主事
上原毅	議事課長	下地広道	政務調査課副参事
宮城亮	課長補佐	大城聖子	主幹

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

ワシントン駐在問題調査特別委員長から、11月26日の委員会において、委員長に西銘啓史郎議員、副委員長に仲里全孝議員をそれぞれ互選したとの報告がありました。

次に、説明員として出席を求めた池田修人事委員会委員長及び田島啓己労働委員会会長は、所用のため本日から５日まで及び８日から10日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、森田崇史人事委員会事務局長及び榊原千夏労働委員会事務局長の出席を求めました。

――――――◆・・◆――――――

○中川京貴 議長　日程第１　乙第20号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

――――――――――――――――

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊 経済労働委員長　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第20号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第20号議案「財産の取得について」は、セグロウリミバエの不妊虫放飼法による効率的・効果的な防除対策のため、沖縄県病害虫防除技術センターに設置するコバルト60線源を定期的に更新する必要があることから、線源一式の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、コバルト60線源は国内で製造できないのか。また、今回はどこから輸入するのかとの質疑がありました。

これに対し、コバルト60線源は原子炉の中性子を照射して製造されるが国内では産業用の大規模な製造はされていないため、海外から輸入する必要がある。今回契約する団体が国内の需要量を取りまとめて、カ

ナダのメーカーに発注するとの答弁がありました。
次に、前回の購入時の数量及び金額について質疑がありました。
これに対し、前回の令和２年度においては、今回と同程度の数量を購入し、金額は6260万円であった。為替の変動や需要の増加に伴う設備投資の価格転嫁、法的規制の強化による経費の増加等の影響により、前回より高額となっているとの答弁がありました。
そのほか、不妊虫を生産するほかの方法の有無などについて質疑がありました。
採決の結果、乙第20号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。
以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。
○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより乙第20号議案を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
よって、乙第20議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第２　陳情第157号の取下げの件を議題といたします。
お諮りいたします。
本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
よって、陳情第157号の取下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　この際、念のため申し上げます。
本日から５日まで及び８日から10日までの６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。
また、質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。
また、議員各位におきましては、円滑な議事運営のため、再質問に際しては、質問番号または質問項目を述べてから質問していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第３　代表質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
小渡良太郎議員。
〔小渡良太郎　議員登壇〕
○小渡　良太郎 議員　議員諸兄の皆様、おはようございます。
会派沖縄自民党・無所属の会、今回、会派を代表して質問をさせていただきます小渡良太郎でございます。
質問項目が多岐にわたりますので、早速読み上げて質問をさせていただきたいと思います。多いので少々早口になりますけれども、聞きやすく質問していきますので、ぜひ御清聴のほどよろしくお願いいたします。
１、知事の政治姿勢について。
(1)、９月議会以降、物価高騰や子育て支援、地域経済の立て直し、離島課題、環境問題など、県政を取り巻く状況は一段と複雑さを増しています。こうした中で、今の県政が最優先で取り組むべき課題は何なのか。限られた財源と人員の中で、どの課題をどの順番で進めていくのか、知事の明確な判断基準を伺います。
(2)、物価高騰や社会保障費の増大が続く中、県民の負担軽減は必須となっております。しかし同時に、将来の財政運営に支障を来さない規律の確保も求められています。この２つの課題をどう整理して予算編成を行うのか。また、短期の支援と中長期の財政健全化をどう両立させるのか、知事の基本姿勢を伺います。
(3)、若者や子育て世代からは、物価負担の重さ、保育環境の不足、教育環境への不安など、多くの声が寄せられています。知事は、これらの世代が被っている現状をどう認識しており、また政策面・広報面でどんな巻き返し策を講じようとしているのか伺います。

(4)、自衛隊配備の増強や地域の安保環境の緊張化など、南西地域を取り巻く情勢は大きく変化をしております。知事就任当初からも大きく変わっている現下の情勢を踏まえ、県民の安心・安全を守り県域の安全を確保する立場から、知事はどのような対外スタンスを取り、どう対応するのか伺います。

(5)、県の政策判断において、データ分析や科学的根拠の活用が十分とは言えず、判断過程が県民に見えにくいとの指摘があります。予算要求や施策立案に当たり、どのようにエビデンスを活用し、政策効果の検証につなげているのか。ＥＢＰＭの推進体制や専門人材の確保について、どのような強化策を講じているのか伺います。

(6)、選挙で掲げた公約について、どの施策を優先しどこまで進んでいるか、県民に十分伝わっていないとの声があります。前回の知事選では、いわゆる公約実現率の評価方法が議論となりました。知事が自身の公約をどのように捉え、政策への落とし込みの優先順位をどのように決めているのか、県民への説明責任と併せて伺います。

(7)、住民避難計画、学校給食費無償化、ゆがふ製糖工場の建て替えなど、市町村と調整しなければ進まない重要施策が多くある中、県の説明が不足している、協議の場が少ないとの声が上がっています。知事はこうした政策を進める上で、市町村との協議をどのように行い、意見を政策にどう反映しているのか、協働の在り方の改善について伺います。

(8)、令和７年11月19日に行われた令和８年度概算要求の会派説明会において、池田副知事が、概算要求の内容については総務部提出前に三役への説明は一切ないとの趣旨の発言をしたと聞いておりますが、これは事実なのか。もし事実であれば、全部局長を前にしての発言としては看過できず、職員の士気を著しく下げる重大な問題であると考えます。副知事としての適格性について問うとともに、部下に対し弁明すべきではないか伺います。

(9)、来年９月に予定されている県知事選を前に、現知事の進退が県政運営に直結する局面を迎えております。政策の継続性や県民への説明責任の観点から、知事自身が次期知事選への出馬意向をどのように考えているのか、現時点での見解を伺います。

(10)、電気･水道料金の上昇が続く中、沖縄自民党･無所属の会は、国との連携を通じて支援制度の拡充等一定の成果を上げてきました。直近では、ゆがふ製糖工場の建て替えに関して、補助率のさらなる上積みと単年度上限額の引上げを実現し、76.6％まで拡充することができました。こうした県民生活に密接に関わる政策対応について知事はどのように評価し、今後の政策形成においてどのような連携を図る考えなのか伺います。

(11)、玉城県政では、政策判断や対応の遅れによって県民生活に影響が生じたとの声もあります。特に、物価高対策、教育、福祉、人材確保、産業政策、直近で言えば断水の問題など、幅広い分野で課題が残されております。こうした県政運営の中で、県民にどのような不利益や損失が生じたと認識しているのか、知事自身の総括を伺います。

２、行財政運営について。

(1)、物価高騰が続く中で、事業者からは、申請が煩雑、支給が遅いといった声が絶えません。現場の負担を減らし、必要な支援が迅速に行き届く仕組みを整えることが求められております。県は現行制度の課題をどう捉え、どの手続を改善しようとしているのか。また、国制度との重複などをどう解消するのか、具体的な方針を伺います。

(2)、高齢化による扶助費増、社会保障費の増大、税収の不安定化など、県財政には中長期的なリスクが顕在化しています。県はこれらのリスクをどう受け止め、どのような見通しで財政運営を行おうとしているのか。また、歳出構造改革や財源確保策をどのように進めるのか、県の財政戦略を伺います。

(3)、基金残高が増えず、分散管理による効率低下も指摘されております。県はこの状況をどう認識しているのか。また、複数の基金をまとめて運用する一括運用について、どこまで検討を進めているのか。運用益の向上やリスク分散など期待されている効果と併せて、導入の可否と判断基準を伺います。

(4)、行政のデジタル化は進んでおりますが、システムが縦割りで統一性に欠けるとの指摘があります。ＡＩを含めた新技術をどう活用し、業務効率化や住民サービスの向上につなげるのか。また、県ＤＸ推進計画を現状に合わせて再構成する必要があると考えるが、どの部分を見直していくのか、県の方針を伺います。

(5)、行政現場では人員不足や専門性不足が指摘され、業務が逼迫しています。年功序列的な人事体系や省庁間の横断的な連携の弱さも課題であると考えております。県は組織の硬直化をどう認識し、専門人材の育成や外部専門人材の登用、柔軟な人事配置など、知事部局のみならず、企業局等の公営企業部局も含めた改革の方向性をどのように描いているのか伺います。

(6)、公共調達では県外大手の落札が続き、地元中

小企業からは受注機会の不足が指摘されています。県は分割発注や要件緩和、地域優先発注などの配慮策をどのように講じているのか。また、入札過程の透明性と公平性を確保し、公正な競争環境を整備するため、どのような改善を進めているのか伺います。

(7)、組織として不適切な事務や事務ミスを防ぐためには、内部通報制度、監察機能、職員研修など一体的なコンプライアンス体制の構築が欠かせません。県はミスが頻発する現状の体制をどう評価し、どの部分を強化しようとしているのか。また、内部監査機能を高めるための具体策を伺います。

(8)、一括交付金のみならず、ワシントン駐在員活動事業など単費事業においても、委託契約の増加に伴って事業内容が複雑化し、チェック体制の脆弱さが課題となっております。県は外部委託全般をどこまで点検し、契約内容の透明化・適正化をどう進めていくのか。また、指定管理制度の運用改善に向けた取組をどのように考えているのか伺います。

(9)、財源が限られる中、どの政策分野に重点を置くかで県政の方向性が決定づけられます。知事は、来年度予算でどの分野を優先し、どんな基準で選定を行うのか。物価対策、子育て支援、地域経済、離島施策等、山積する課題をどのように優先順位をつけて整理をしていくのか、県としての成長戦略の考え方を伺います。

(10)、政策効果が見えにくい、検証が不十分との指摘もある中、任期中の施策をどのように評価し、県民にどう見える化していくのか。評価の手法や指標、公開の方法など、県民が行政の成果を理解できる仕組みをどう構築していくのか、知事の考えを伺います。

３、文化観光スポーツ行政について。

(1)、観光客数は回復基調にありますが、滞在日数の短さや消費単価の伸び悩みが課題となっております。今後は数ではなく、体験価値や質を重視した観光への転換が不可欠であると考えておりますが、県として量から質への移行をどう位置づけ、観光地の魅力強化や観光客の満足度向上に向けた取組をどのように進めるのか伺います。

(2)、台湾・韓国など特定国への依存度が依然として高い中、国際情勢に左右されにくい市場の多様化が求められております。とりわけ欧・米・豪市場は客単価も高く、長期滞在も期待できます。県はこうした市場をどのように開拓し、誘客戦略を描いているのか。また、そのために必要な受入れ環境整備についても併せて伺います。

(3)、ＭＩＣＥ誘致は経済波及効果が高いですが、競争が激化する中で現行施設では機能不足との声もあります。県は国際会議・展示会の誘致力を高めるため、施設再整備をどのように検討しているのか。また、地域との役割分担、運営体制、収益性確保に向けた考え方について、実現可能性を踏まえた上で伺います。

(4)、宿泊税導入に向け、県内では制度設計の議論が本格化しております。特にＡｉｒｂｎｂなど仲介事業者への課税方法は、全国でも争点となっています。県は導入に向けた課題をどう整理し、仲介事業者を含む公平な課税の仕組みをどのように構築するのか。あわせて、税収の使途に係る観光産業からの要望を踏まえた全体の枠組みについても伺います。

(5)、世界遺産や貴重な文化財は県の大きな財産でありますが、観光利用とのバランスが難しい場面も見られます。県は文化財の保全を最優先としつつ、観光資源としての活用をどのように進めていくのか。また、入場規制や管理体制の強化、デジタル技術の活用など、両立に向けた具体策を伺います。

(6)、沖縄の文化芸能は県の大きな強みでありますが、団体の運営難や若手の育成不足が指摘されています。県は芸術文化団体への支援策をどう改善し、次世代のアーティスト育成をどう支えていくのか。創作活動への支援、大学・高校との連携、海外発信など、文化芸術振興の方向性を伺います。

(7)、温暖な気候を生かしたスポーツキャンプ誘致は、地域振興にも大きく寄与します。県はキャンプ誘致をどのように強化しようとしているのか。また、トップアスリートの育成や競技力向上のため、人材育成や施設整備をどこまで進めるのか、今後の施策展開を伺います。

(8)、修学旅行は沖縄の重要な教育観光コンテンツでありますが、団体受入れの負荷増や安全対策の課題が顕著になっております。県は受入れ体制をどう強化し、移動や体験活動に伴うリスクをどう管理していくのか。また、地域と学校をつなぐ調整機能の強化も含めて、今後の方針を伺います。

(9)、観光の多様化に向け、ナイトタイムやウェルネスなど新たなジャンルの創出が求められております。県はこうした分野をどのように位置づけ、事業者支援やプロモーションをどう進めるのか。また、地域資源を生かしたコンテンツづくりを後押しする仕組みに関して伺います。

４、経済産業・地域活性化について。

(1)、原材料費や光熱費の高騰が続き、中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にあります。県は現

行の支援策の効果をどう評価しているのか。来年度に向け、事業継続を下支えする新たな支援策をどう検討しているのか。資金繰り、補助制度の継続、事務負担の軽減など具体的な方向性を伺います。

(2)、オンライン化の進展に対応できる人材育成は急務であり、スタートアップ支援も経済成長の鍵を握っております。県はデジタル分野の人材育成をどう進め、スタートアップ支援をどのように強化するのか。アクセラレーション、資金支援、企業交流の場づくりなど、デジタル経済の基盤づくりについて伺います。

(3)、県経済を支えてきたＢＰＯ産業だが、低賃金構造から脱する必要があると考えます。県は高度業務への転換をどう後押しし、生産性向上や賃金改善をどのように図るのか。また、企業誘致と人材育成を連動させた成長戦略についても伺います。

(4)、物流の人手不足や輸送コストの上昇が県内経済に大きな影響を与えております。県は物流2024年問題をどう認識し、県内企業の負担軽減に向けどのような支援策を講じるのか。また、離島輸送の安定確保や効率化に向けた施策も含め、県の対応方針を伺います。

(5)、国際物流の拠点として重要な那覇港や中城湾港等の機能強化は急務であり、平良港や石垣港など離島港湾との連携も課題となっております。県は今後の港湾整備をどう進め、どのような再編方針を描いているのか。国との役割分担や財源確保の見通しも含め、港湾戦略の方向性を伺います。

(6)、空き店舗の増加や来街者の減少など、商店街の衰退が課題となっております。県は中心市街地活性化をどう捉え、商店街の再構築に向けてどのような支援策を講じるのか。イベント誘致、ＤＸ導入、地域との協働、商工業者への賃上げ支援策など、維持・再生に向けた具体策を伺います。

(7)、これまでの企業誘致の成果をどのように評価しているのか。また、製造業やものづくり産業を今後の成長分野としてどう育成していくのか。研究開発拠点づくり、人材育成、企業間連携の促進など、産業基盤強化の方向性を伺います。

(8)、脱炭素に向け、再エネ産業の育成が地域振興の鍵となります。県は洋上風力や核融合発電などの新しい技術をどのように位置づけ、産業基盤整備や雇用創出につなげる考えなのか。環境への影響や地域との合意形成を踏まえどのように進めていくのか、県のスタンスを伺います。

(9)、根深い貧困問題を克服するには、生活支援だけでなく、教育・雇用・産業政策と一体となった取組が求められます。県は貧困対策と経済成長を同時に実現するため、どのような政策パッケージを構築しようとしているのか伺います。

(10)、地域資源の付加価値向上に重要な地域商社でありますが、経営基盤の弱さや人材不足が課題となっております。県は６次産業化の推進も含めて、地域商社をどう支援し、持続的に機能させていくのか。販路開拓、人材育成、財政支援の方向性について伺います。

５、子ども・子育て、学術・教育政策についてでありますが――失礼、休憩してよろしいですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○小渡　良太郎 議員　大変失礼いたしました。最後のページが抜けておりましたので、改めて読み上げさせていただきます。

(1)、待機児童の解消には施設整備だけでなく、保育士の確保と定着が不可欠であります。しかし現場では、低い処遇や負担の大きさから離職が続き、人材不足が深刻化しております。県は処遇改善をどう位置づけ、研修・キャリア形成支援をどう強化するのか。また、保育の質を確保しながら待機児童ゼロを実現するための具体的な方策を伺います。

(2)、教員不足が長期化し、臨時的任用に依存せざるを得ない状況が続いております。県は採用計画の見直しをどのように行い、教員配置の安定化をどう図るのか。また、多忙化によって教員の離職が増えている現状も踏まえて、業務負担の軽減やサポート体制の強化をどう進めていくのか伺います。

(3)、子どもの貧困は依然として高い水準にあり、これまで多額の予算が投じられてきたにもかかわらず、対策が十分に成果を上げているとは言い切れません。県は施策の効果をどう検証し、次の段階に向けて制度をどのように再構築していくのか。スクールソーシャルワーカーの活用や地域協働による支援モデルの構築など、全庁的な取組を伺います。

(4)、学力向上は重要ですが教員の業務負担が大きい現状では、教育の質を保ちながら改善を図ることは難しいと考えます。県は学校業務改革をどう進め、教員が授業に専念できる環境をどのように整えるのか。また、ＩＣＴの活用や外部人材の導入を含め、学力向上と多忙化解消の両立に向けた方針を伺います。

(5)、生徒の進路多様化に対応するため、高校授業

料無償化を含め高校改革の重要性が高まっておりますが、無償化による私立へのニーズ転換による影響も考えられる中、県は専門高校の機能強化や離島高校の特色づくりをどう進め、地域の進学・就職ニーズに応える教育環境を整えるのか伺います。

(6)、産業構造が高度化する中、理工系人材育成や大学の研究力強化は、県経済を支える重要な基盤であります。県は大学との連携をどう深め、研究支援・奨学金制度・産学官協働の推進をどのように進めていく考えなのか。また、地域産業を支える専門人材の育成戦略についても伺います。

(7)、若者の県外流出が続く中、留学支援や県内就職支援をどう強化し、Ｕターンにつなげていくかが問われております。県は若者のキャリア形成をどう支援し、県内企業とのマッチングや移住・定住支援をどう進めるのか。また、流出要因の分析と対策の方向性を伺います。

(8)、不登校児童生徒の増加を踏まえ、多様な学びの場の確保が急がれております。県は教育支援センターの体制強化やオンライン学習の活用をどう進めているのか。また、個別最適化学習を実現するためのＩＣＴ整備や教員研修など、学びの質を高めるための取組を伺います。

(9)、奨学金の返還負担は、若者の県内定着にも影響します。県は返還支援制度の拡充をどのように検討し、県内就職促進や人材確保とどう結びつけるのか。また、所得に応じた柔軟な制度設計や企業との協働スキームの可能性についても伺います。

(10)、放課後児童クラブの需要は増加しておりますが、指導員不足や質のばらつきが課題となっております。県は人材育成・研修の強化をどう進め、事業所の運営改善をどのように支援していくのか。安心して預けられる環境づくりの方向性を伺います。

(11)、医療的ケア児の増加により、特別支援教育の体制整備が急務となっております。県は人的配置・看護師体制・施設整備をどのように強化し、学校と医療機関、家庭との連携をどう深めていくのか。また、教育の質を確保するための今後の施策はどうなのか伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

代表質問も真摯に答弁に努めてまいります。

小渡良太郎議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の質問要旨１の(1)、県政の最優先課題についてお答えいたします。

県政の取組については、誇りある豊かな沖縄の未来に向け、全て重要なものであると考えています。例えば、生活分野では、上下水道施設の老朽化対策をはじめとする県民の生活に関わる施設の適切な維持管理・強靱化、小・中規模離島における行政サービスの維持や住宅の確保への支援などの離島振興、離島・僻地も含めた県内の医療提供体制の構築、子どもの貧困解消に向けた取組を含む沖縄県こども・若者計画に基づく総合的な子ども施策の推進、物価高対策などが昨今の最優先の施策と言えます。また経済分野では、県土の均衡ある持続可能な発展を支える交通基盤の構築、新産業の創出や産業ＤＸの加速化、おきなわブランド戦略の推進などによる県内企業の稼ぐ力の強化と県民所得の着実な向上、人手不足対策などが最優先の政策です。そして、平和分野では、戦後80年を経てもなお残る戦後処理問題の抜本的解決、ＰＦＯＳ等の問題をはじめとする米軍基地問題の解決、地域外交の推進によるアジア太平洋地域における緊張緩和と信頼醸成、いずれも最優先の施策と言えると思います。沖縄を取り巻く環境が変化する中において、重要性を増した課題、新たな課題、直面する課題など、沖縄県は様々な課題を抱えています。私はこうした様々な課題の一つ一つに職員と一丸となって全力で取り組んでまいります。

次に１の(4)、県民の安心・安全を守る知事の姿勢等についてお答えいたします。

沖縄県を取り巻くアジア太平洋地域の情勢は、軍事的な安全保障面での緊張関係と経済面での緊密な結びつきが併存するなど、より複雑さを増していると認識しております。

沖縄県としては、地域の緊張緩和や信頼関係の構築に貢献していくことが、国の外交を補完する意味で沖縄県の地域外交の重要な役割と考えており、引き続き観光、経済、文化的交流といった友好的な関係を基盤として、様々な交流を進めてまいります。また、尖閣諸島をめぐる問題につきましては、第十一管区海上保安本部と連携の上、正確な情報収集に努めるとともに、政府に対して、海上保安庁の巡視船による冷静かつ毅然とした対応の継続等を繰り返し求めているところであります。

次に１の(9)、県知事選の出馬意向についてお答えいたします。

私は、これまで知事公約で掲げました子どもの貧困問題や離島振興、辺野古新基地建設反対及び米軍基地問題をはじめとした各項目について全力で取り組んでまいりました。残された任期においても、一つ一つの課題を解決するために、職員と一致団結して取り組んでまいります。その上で、県知事選挙の出馬いかんにつきましては、今後、後援会、家族、関係者の方々と相談して決めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、知事の政治姿勢についての(2)、健全な財政運営による予算編成等についてお答えします。

本県経済は、観光需要の牽引等により好調であるものの、長引く物価高や人手不足等により、県民生活や事業活動は依然として厳しい状況にあります。このため、県内各層における賃上げや労働生産性向上に向けた取組が一層重要となっております。

県としては、このような状況に鑑み、令和８年度予算の編成に当たっては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を着実に推進するため、社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応するとともに、国等の各種制度、基金や県債など、多様な財源の積極的な活用、一つ一つの施策・事業の効率性や実効性の向上、スクラップ・アンド・ビルドのさらなる徹底により、限られた財源を重点的に配分することとしております。

次に同じく１の(5)のうち、ＥＢＰＭの推進体制や専門人材の確保についてお答えします。

県では、客観的なデータに基づく政策課題の解決や業務の改善につなげるため、ＥＢＰＭを活用し政策立案に取り組んでおります。ＥＢＰＭの推進に当たっては、課題に対応したデータを収集・分析し、政策の根拠として反映できるよう外部専門家による伴走支援を行っております。ＥＢＰＭ研修では、エビデンス活用の基礎知識の習得、グループディスカッションによる政策立案のシミュレーションを実施するなど、職員のスキル向上に取り組んでおります。引き続き、ＥＢＰＭの推進強化に取り組んでまいります。

同じく１の(8)、各会派説明会における副知事の発言についてお答えします。

11月19日に開催された各会派説明会における池田副知事の発言につきましては、概算要求は知事、副知事等と調整の上、総務部が示した概算要求基準に基づき、各部等が関係団体等の意見を伺いながら次年度に必要な予算の概算額を見積もり、総務部に要求する仕組みであり、その意味において、現時点では何も決定していないとの趣旨で発言したものと認識しております。

次に２、行財政運営についての(2)、財政運営の見通し及び財政戦略についてお答えします。

令和６年11月に公表した今後の財政収支の見通しでは、地方交付税等の一般財源の大幅な増加が期待できない反面、社会保障関係費の増加に伴い、今後も一定程度の収支不足が継続して生じ、長期的には拡大していくことが見込まれております。社会経済情勢の変化等に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、持続可能な財政基盤の確立が必要であると認識しております。このため、沖縄振興予算に加え、各省予算等国の各種制度、宿泊税等新たな自主財源、基金、県債など、多様な財源を積極的に活用するとともに、事業のスクラップ・アンド・ビルドのさらなる徹底など、歳入歳出の見直しを継続してまいります。中長期的には、本県経済の活性化に結びつく産業振興施策の展開により、税源の涵養を図ってまいります。

同じく２の(5)、人材育成等の方向性についてお答えします。

知事部局の組織については、社会情勢の変化や多様化する県民ニーズを捉え、的確な対応を可能とし、事務事業の運営が効率的なものとなるよう編成しており、柔軟な定数配置に努めております。一方、普通退職者の増加、応募者の減少、内定辞退者の増加など、人材確保が重要な課題と認識しております。このため、技術系職員を確保する特別枠試験や退職者の再採用制度の実施、職員の希望を考慮した適材適所の配置、税務部門等エキスパート職員の育成など、人材確保・育成の取組を強化しております。また、時差通勤や在宅勤務等、多様な働き方の促進、人事評価を活用した能力開発などを推進し、組織全体の活性化を図ってまいります。

同じく２の(7)、内部統制の取組強化についてお答えします。

事務の適正な執行を確保することは、県行政に対する信頼性を確保する上で重要であると認識しております。令和６年度のリスク発現数は272件で、令和５年度と比べ32件の減となっております。これは、令和６年度から各部等の主管課に予算経理班を設置するとともに、内部統制専任職員を活用したコンプライアンス会議を開催するなど、全庁的に対応策を講じたこと

が一定程度効果を上げているものと考えております。これらの予算審査機能の強化、部局間の情報共有、リスク評価と対応策の検討等の対策に加え、絶対に重大な不備を発生させないという強い意識を全庁で共有しながら、さらなる内部統制の徹底に努めてまいります。

次に２の(8)、契約内容の透明化・適正化及び指定管理制度の運用改善に向けた取組についてお答えします。

県では、委託料の執行に当たり、競争入札や企画提案公募等により委託先を選定し、その結果を公表するなど、契約内容の透明化を図っております。また、委託業務の遂行に当たっては、実施計画書に基づき、定期的に工程会議等を開催し進捗管理を行うとともに、再委託の承認や中間検査を行うなど、適正に執行管理を行っているところです。指定管理者制度については、学識経験者等で構成される指定管理者制度運用委員会において、毎年度各部等が実施したモニタリングを検証し、利用者サービスの内容や財務状況等に関する確認を行い運用改善につなげるとともに、結果を公表しております。また、定期的に県と指定管理者による連絡調整会議を開催し、業務の執行状況や経営状況の確認等を行い、適正な管理運営の確保に努めております。

同じく２の(9)、予算編成における戦略についてお答えします。

令和８年度予算の編成に当たっては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を着実に推進するため、社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に柔軟に対応することとしております。具体的には、１、強くしなやかな自立型経済の構築、２、安全・安心に暮らせる沖縄へ、３、誰一人取り残さない沖縄らしい社会の実現に向けたあらゆる世代への支援、４、恒久平和の願いと未来の平和の発信、５、沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化の継承・発展を柱とする令和８年度重点テーマに沿った施策を重点的に推進してまいります。

次に３、文化観光スポーツ行政についての(4)のうち、宿泊税の公平な課税の仕組みについてお答えします。

宿泊税は、宿泊行為に課税するため、ホテル、旅館、民泊の経営者等を税の徴収に便宜を有する者として、特別徴収義務者に指定することとしております。また、旅行の形態によっては、旅行者は、旅行代理店や仲介事業者を通して宿泊契約を行う場合がありますが、その場合でも特別徴収義務者は、ホテル、旅館、民泊の経営者等であり、仲介事業者等に徴収義務が課されることはありません。

県としては、宿泊事業者、旅行業者、オンライン・トラベル・エージェントなど関係業界と幅広く意見交換を行いながら、宿泊税の公平な課税に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、知事の政治姿勢についての(3)、若者、子育て世代の現状と対応についてお答えいたします。

県では、こども調査等により、子ども・若者や子育て世代の実態及び支援ニーズを把握・分析し、各施策の効果的な実施等に活用しております。また、令和６年度においては、子ども・若者や子育て当事者の意見を取り入れた沖縄県こども・若者計画を策定し、ライフステージ別の施策や子育て当事者への支援策を盛り込んだところです。

県としましては、計画の普及啓発に取り組むとともに、子ども・若者等からの意見が施策に反映されるよう引き続き取り組んでまいります。

続きまして５、子ども・子育て、学術・教育政策についての(1)、待機児童の解消に向けた保育士の確保についてお答えいたします。

保育士の確保・定着のためには処遇改善が重要であることから、全国知事会を通じて国に対し、さらなる改善を求めるとともに、キャリアアップ研修を受講した保育士に対する処遇改善等加算のほか、ソフト交付金等を活用した労働環境改善のための事業も実施しているところです。令和７年３月に策定した沖縄県こども・若者計画では、令和11年度末までに約１万2700人余りの保育士等を確保することとしており、引き続き市町村と連携して、待機児童の解消に取り組んでまいります。

続きまして同じく５の(3)、子どもの貧困対策の効果検証等についてお答えいたします。

県では、令和28年度から子どもの貧困対策事業を実施しており、令和６年度の困窮世帯の割合は21.8％となり、事業実施前の平成27年度と比較して8.1ポイント改善するなど、一定の効果を上げていると考えております。県では、沖縄振興計画の中間見直しに向け、この10年間の施策の効果等を検証し、課題を整理することとしており、今後も、こどもまんなか社会の実現を目指し、地域や学校等関係機関と緊密に連携しながら、総合的かつきめ細やかな支援体制の構築に取り組んでまいります。

同じく５の(10)、放課後児童クラブの人材育成についてお答えいたします。

放課後児童クラブの支援員については、認定資格研修の実施により、例年400人程度を養成しております。また、従事者については、例年100人程度の増加となっていたところ、令和６年５月１日時点では、前年比で約260人増加したところです。国においては、令和８年度にオンデマンド研修教材を開発することとしており、県としましては、当該教材を活用したさらなる支援員の養成により、放課後児童クラブの質の向上に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○真鳥裕茂 こども未来部長　５、子ども・子育て、学術・教育政策についての(3)、子どもの貧困対策の効果検証等についての答弁で、県では平成28年度からというところを間違って令和28年度と答弁いたしましたので、おわびして修正いたします。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(5)のうち、施策等の検証についてお答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進を図るため、政策目的と手段の論理的なつながりを明確にした上で、ＰＤＣＡサイクルを導入しております。それにより、全庁的に定量的な指標をエビデンスとした施策等の進捗状況や効果の検証を実施しており、その結果を踏まえ、必要に応じ施策等の改善を行っております。

同じく１の(6)、知事公約についてお答えいたします。

公約の取組については、経済分野、平和分野、生活分野などそれぞれの分野において、いずれも重要なものとして全庁的に取組を進めているさなかであります。既に公約で掲げられた全ての事項について着手しておりますが、その取組状況の示し方については、県民の皆様に分かりやすく丁寧に説明するにはどのような表現がよいか、他県の事例も参考に検討を進めてまいります。

同じく１の(7)、市町村との協議の在り方についてお答えいたします。

県では、毎年度、行政上の諸課題について意見交換を行う沖縄振興拡大会議、一括交付金について協議を行う沖縄振興会議、国庫要請に向けた市町村意見交換会などの機会を通じて市町村との意見交換を重ねているほか、個別の施策の推進に当たり、関係部局において、必要に応じて関係市町村との協議を行っているところです。

県としては、県の様々な施策を推進するためには、市町村との連携が重要であると考えており、今後も市町村とより一層の連携を図り、諸施策の推進をしてまいります。

同じく１の(10)、政策対応における国との連携についてお答えいたします。

沖縄の置かれた歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情から生じる政策課題に対応するためには、税制も含めた様々な制度や予算確保が必要であると認識しております。そのため県では、国と連携を図るとともに、関係要路に丁寧に説明し、御理解と御支援が得られるよう引き続き取り組んでまいります。

同じく１の(11)、県政運営についてお答えいたします。

県においては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、自立型経済の構築及び県民生活の向上に向け、各種施策を推進しております。令和６年度の観光収入は9821億円で過去最高を記録するとともに、情報通信産業の企業数、売上高、雇用者数が大きく増加するなど、着実に発展の歩みを進めてまいりました。また、令和７年度の本県経済は、県内総生産が名目で５兆円の大台に迫る見通しとなっております。一方、足元における物価高や人手不足等の課題に対しましては、国の総合経済対策等も効果的に活用して必要な措置を講じているところであり、引き続き生活者や事業者へ寄り添った支援を進めてまいります。取組等の総括としましては、今まさに令和８年度の基本計画の中間見直しに向け、全庁を挙げた評価検証に着手しているところであります。その評価検証作業を通じまして、社会経済情勢の変化等を勘案しながら、これまでの取組の成果や新たに取り組むべき課題等について整理するとともに、後期計画期間における県民生活の向上等に向けた施策や取組の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に２、行財政運営についての中の(4)、行政システムの統一や県ＤＸ推進計画の見直し方針についてお答えいたします。

県においては、国の方針に基づき、クラウドを利用した基幹業務システムの統一・標準化やＡＩ等を含むデジタルツールを活用した行政手続の簡素化、迅速化

及び業務効率化に取り組んでいるところです。また、沖縄県ＤＸ推進計画は、ＰＤＣＡ検証を毎年度実施することに加え、必要に応じた見直し等を行うこととしております。

同じく２の(10)、行政の成果の見える化についてお答えいたします。

県では、施策ごとにＰＤＣＡサイクルを導入することで、毎年度、検証及び改善を継続的に行い、その結果を反映させることで計画の効果的な推進を図っております。沖縄県ＰＤＣＡ結果については、各施策の主要指標や成果指標の状況に加えて、取組の概要、取組の状況、取組の検証及びそれを踏まえた取組の改善案について、県のホームページにおいて広く県民に公表しており、施策の成果の見える化を図っているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　２、行財政運営についての(1)、支援金の手続の改善等についてお答えいたします。

県では、コロナ禍や物価高騰等の影響を受ける事業者に対する緊急支援を実施するに当たり、事業者の意見を参考に手続や支給方法等の改善に努めてきたところです。具体的には、ウェブ申請による手続の簡素化に加え、要件の見直しや概算払いの対応など、事業者の負担軽減を図ってまいりました。また、国の支援制度と重複しないよう関係部局と調整の上、事業設計を行ってきたところです。今後とも、事業者の声を聞きながら、支援が迅速に行えるよう取り組んでまいります。

次に４、経済産業・地域活性化についての(1)、県の支援策の評価等についてお答えします。

県では、令和２年のコロナ禍以降、低利融資で約２万5000者の資金繰りを支援するとともに、商工会等において延べ約51万件の指導助言を行ってまいりました。また、新商品開発や販路開拓、デジタル化の促進といった様々な施策の推進により、中小企業の稼ぐ力の強化と生産性向上に一定程度つながってきたものと考えております。次年度は、物価高等に対応し得る経営基盤の強化を図るため、支援策の周知強化や補助金申請など伴走支援の充実、融資制度の見直し等に取り組んでまいります。

次に(2)、デジタル人材を活用したスタートアップ支援策についてお答えします。

デジタルスキルを習得した高度人材は、革新的な技術や創造的なアイデアを生み出すスタートアップにも資する人材であると考えております。県では、産学官金の関係機関と緊密な連携の下、令和４年12月に、おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアムを設立し、起業家人材の育成や伴走支援、資金調達など、成長段階に応じた支援に取り組んでいるところです。今後もデジタル人材の育成がスタートアップの成長にもつながるよう、環境整備に取り組んでまいります。

(3)、ＢＰＯ産業の成長戦略についてお答えします。

県の企業誘致等を通じて集積したＢＰＯは、雇用創出等に寄与する重要な産業であると認識しております。一方、ＢＰＯを含む情報通信産業の労働生産性や給与は、全国と比べ低い水準にとどまっており、ＡＩの進展等に伴って求められるサービスや従業員のスキルも高度化・多様化しております。このため県では、関係団体と高度人材育成等について意見交換を行っているところです。

県としましては、ＢＰＯ産業がビジネス環境の変化に対応し、さらなる成長を実現できるよう、引き続き取り組んでまいります。

(4)、物流2024年問題の対応策についてお答えします。

国土交通省の資料によりますと、物流2024年問題により、2030年には県内物流の約23％の荷物が運べなくなる可能性が指摘されております。このため、物流分野の人手不足の深刻化や輸送コストの上昇により県経済への影響が懸念されております。

県としましては、沖縄県産業振興公社に設置した物流相談窓口において、デジタル技術の活用促進に向けた情報提供やＩＴツール導入に係る経費の補助等、県内企業の物流効率化に向けた支援を強化することにより、県経済への影響緩和に努めてまいります。

(6)、商店街の活性化に向けた支援策についてお答えいたします。

商店街の活性化に向けては、地元自治体や商店街振興組合などが連携して、にぎわいを創出し、各店舗の魅力向上等を図ることが重要であると認識しております。このため県では、その取組を推進するため、専門家による活性化プランの作成支援に加え、若手リーダーを育成するセミナーや研修等、人材育成に力を入れているところです。今後も、地元自治体や商店街等関係団体と連携の下、商店街の再構築と活性化に向けた支援に努めてまいります。

(7)、企業誘致の成果と製造業の基盤強化についてお答えします。

県では、これまで製造業やＩＴ産業、航空関連産業等の誘致により、多くの雇用が創出され、航空機整備業や高付加価値製造業などの新たな産業の創出が図られたものと考えております。製造業の振興につきましては、付加価値の高い製品開発や生産性向上への支援のほか、工業技術センターにおいて、デジタル技術活用の研究開発や人材育成、企業間連携による技術力の向上等に努めているところであり、引き続き関係機関等と連携し産業基盤の強化に取り組んでまいります。

(8)、新たな再エネ技術を活用した産業振興についてお答えします。

県では、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブに基づき、再エネ電源の主力である太陽光やバイオマス発電の導入拡大に取り組んでいるところです。また、エネルギーの脱炭素化に向けては、新たな技術を導入する必要があることから、洋上風力発電の導入可能性調査や産業競争力強化に向けた再エネ活用最大化の調査を実施しております。今後も、県民の理解を深めながら、新たな再エネ技術を活用した民間投資を促進するなど、脱炭素と産業振興の両立を図ってまいります。

(9)、貧困対策と経済成長を同時に実現するための政策についてお答えします。

子どもの貧困等の社会課題を解決するためには、企業や労働者の稼ぐ力を高める有機的な取組が重要と考えております。このため、ＤＸによる生産性向上、販路開拓支援や企業連携等による域内経済循環の促進に加え、正規雇用化や若年者の就労支援、デジタル人材の育成やリスキリングなど、産業を支える人づくりに取り組んでいるところです。

県としましては、これらの施策を通じて企業成長と所得向上の好循環を生み出し、県民が経済的豊かさを実感できる社会を目指してまいります。

(10)、地域商社への支援の方向性についてお答えします。

地域商社は、県産品の販路拡大をはじめ、市場情報の収集や分析等の総合的な機能を持ち、地域資源の付加価値向上に重要な役割を担っております。県では、県産品のＰＲにつながる沖縄フェアの開催や展示会出展等を実施する地域商社などの県内企業に対する補助金を交付しております。さらに、販路開拓等に役立つセミナーなどを通じて、人材育成の支援にも取り組んでおります。引き続き地域商社が持続的に機能し、県内企業の稼ぐ力の強化につながるよう、効果的な支援に努めてまいります。

次に５、子ども・子育て、学術・教育政策についての(6)、産学官連携の取組と産業人材の育成についてお答えします。

県では、県内企業が大学や試験研究機関と連携し、地域資源等の特性を生かした付加価値の高い製品開発及び事業化に向けた取組を支援しております。また、県内産業の生産性向上や高付加価値化を実現するため、イノベーション創出を担う高度人材の育成や県立職業能力開発校等において、産業を担う人づくりにも取り組んでおります。

県としましては、引き続き地域産業の発展に向け、産学官の連携を推進するとともに、産業を支える多様な専門人材の育成を図ってまいります。

次に(7)、県内就職支援の強化に向けた取組についてお答えします。

令和６年度に県が実施した県内就職を希望する学生へのアンケートでは、やりがい、給与などが就職先選定の主な理由として挙げられております。こうした学生の声を踏まえ、県では、オンライン企業説明会や就職支援協定校を通じた企業情報の発信などを行い、学生の希望に合った企業とのマッチング支援に取り組んでいるところです。また、今年度からは、県内就職につなげるため、県外在住者に対する交通費の補助を開始しております。引き続き、県内就職支援の強化に取り組んでまいります。

次に(9)、奨学金返還支援事業の内容と実績についてお答えします。

本事業は、人材確保と定着を目的に、従業員へ奨学金返還支援を行う企業に対し補助を行うものであります。事業開始の令和４年度は82名の16社、総額193万円の活用がありました。令和７年10月時点では、308名の73社、総額1562万円の申請があり、奨学金の支援制度を導入する企業が増えております。企業からは、会社の知名度向上につながった、従業員からは、働くモチベーションがアップしたなどの声が寄せられており、県内中小企業の人材確保に一定の効果があったものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　会計管理者。

〔友利公子　会計管理者登壇〕

○友利公子 会計管理者　２、行財政運営についての(3)、複数基金による一括運用の検討状況についてお答えいたします。

基金は中長期的な事業の執行など、特定の目的のため設置されており、それぞれの設置目的に基づき、各部局において管理、処分が行われていると認識しております。金利のある時代を迎え、効率的な基金運用に

よる運用益の確保は重要になるものと考えております。運用金額の規模を確保できる一括運用を含む基金の効果的・効率的な運用については、現在、総務部と共に課題の洗い出し、先行団体の状況確認を行っているところです。今後も執行機関と連携しながら、令和８年度中に基金運用の在り方を検討し、令和９年度からの一括運用を含めた効果的な基金運用の実施を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　２、行財政運営についての(5)、人材育成等の方向性についてお答えいたします。

企業局では、現場対応など高い専門性が求められることから、沖縄県企業局人材育成方針に基づき、ＯＪＴやジョブローテーション等による人材育成を図っております。また、専門性のさらなる向上や水道以外の分野にも視野を広げるため、知事部局との人事交流及び国、他事業体への派遣を図っているほか、土木職の任期付職員の採用等により外部人材の登用を図っているところです。人事配置については、年功序列にとらわれず、勤務成績が優秀な職員を登用しており、引き続き能力実績に基づいた配置等を行うこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　２、行財政運営についての(5)、人材育成等の方向性についてお答えします。

病院事業局においては、病院事業を取り巻く環境の変化に対応し、県立病院を安定的に運営するため、多様で有為な人材の確保と育成を行うこととしております。そのため、職員採用試験の早期実施や実施回数の増、通年採用等の実施など、職員採用の取組を強化するとともに、タスクシフト・タスクシェア、ワーク・ライフ・バランスの推進、ハラスメントの防止などに取り組むことによって職員がやりがいを持ち、安心して働ける職場環境づくりに取り組むことで、人材確保と定着促進を図ることとしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　２、行財政運営についての(6)、県内企業優先発注に係る取組についてお答えいたします。

土木建築部発注工事においては、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、可能な限り分離・分割発注するなど、地元企業の受注機会の確保に努めております。また、価格競争に技術的な要素を加え、総合的に評価する総合評価方式や参加条件を満たした者全てに参加を認める一般競争入札など、多様な発注方法の採用により、多くの企業の参入機会の確保に努めているところであります。なお、去る11月に、沖縄総合事務局及び沖縄防衛局に対し、分離・分割発注や参加要件の緩和等による県内建設業者への受注機会の拡大を要請したところであります。引き続き、県内企業に配慮した発注に取り組んでまいります。

次に４、経済産業・地域活性化についての(5)、県内重要港湾の方向性と県の方針についてお答えいたします。

島嶼県である本県の港湾は、国内外との物流・人流を支える経済基盤として重要な役割を担っております。新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、那覇港、中城湾港、平良港及び石垣港は、港湾物流機能の強化・拡充、港湾間の戦略的な機能分担・連携強化等の取組を位置づけております。県では、中城湾港新港地区等において、国の事業と連携して整備を推進しております。引き続き、国や各港湾管理者と連携を図りながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　３、文化観光スポーツ行政についての(1)、沖縄観光の質の向上についてお答えいたします。

県では、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向けて、各地域社会が受忍できる一定の量を求めながら、質の向上による沖縄観光の変革を図ることとしております。このため、国内外の誘客活動、ＭＩＣＥの振興、自然・歴史・文化などのソフトパワーを生かした観光コンテンツの造成、人材の育成・確保に取り組んでいるところです。今後は、先日発出したサステナブルツーリズム宣言の方向性に沿って、関係機関が協働した各種施策の実施及び支援の取組を責任を持って進めてまいります。

同じく３の(2)、海外誘客戦略及び受入れ環境整備についてお答えいたします。

県では、欧・米・豪からの誘客について商談会への出展等に取り組むとともに、外部環境や旅行者意識の変化等を踏まえ、海外市場別誘致戦略の見直しを行っているところです。受入れ環境の整備については、バ

ス協会等と連携し、那覇空港バス乗り場の再編に取り組むとともに、令和８年３月には多言語のデジタルサイネージのバス停が完成する予定となっております。

県としては、引き続き欧・米・豪市場に対する効果的な誘客や観光客の移動利便性の向上に取り組んでまいります。

同じく３の(3)、ＭＩＣＥ誘致力を高めるための施設整備等についてお答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、大型ＭＩＣＥ施設の整備とＭＩＣＥを中心とした魅力あるまちづくりを推進することとしております。大型ＭＩＣＥ施設の整備運営では、ＰＦＩの手法で設計・建設の後、運営・維持管理を民間事業者が独立採算で行うコンセッション方式とすることとしております。

県としては、市町村や民間のＭＩＣＥ施設と連携しつつ、成長する国内ＭＩＣＥ需要を県全域で取り込み、経済活性化、産業振興につなげてまいります。

同じく３の(4)のうち、宿泊税の運用体制についてお答えいたします。

観光関連団体からは、宿泊税の運用に当たって、納税者や県民に対する制度の公平公正を担保するため、税の使途、事業効果の検証を行う会議体の設置を求められております。

県としては、使途事業の公平性、透明性等を確保する観点から、事業の検討、効果検証などについては、沖縄観光振興戦略会議（仮称）を設置し、中立的な立場から有識者等の意見を聴取することとしており、現在その在り方を検討しているところでございます。

同じく３の(6)、文化芸術振興の方向性についてお答えいたします。

県では、文化芸術振興計画に基づき、伝統文化の継承、人材の養成等に取り組んでおります。具体的には、文化芸術振興会にアーツカウンシルを配置して文化芸術団体等への多角的な支援を実施するとともに、文化芸術振興基金を活用した学生を含む人材育成のための脚本コンテストを開催し、優秀作品を海外芸術祭で披露することとしております。

県としては、令和８年度から新たに文化専門人材の配置を検討しており、引き続き社会全体で文化芸術を支える環境づくりに取り組んでまいります。

同じく３の(7)、キャンプ誘致、トップアスリート育成等についてお答えいたします。

スポーツキャンプの誘致については、合宿地の優位性を体感してもらうキーパーソン招聘や継続的な誘致につなげる団体合宿の実証に取り組んでおります。

トップアスリートの育成については、スポーツデジタルツールの活用を支援するとともに、本県で開催予定の国民スポーツ大会に向けて、スポーツ医科学に基づくアスリートの支援体制及び施設の整備に取り組むこととしております。

県としては、引き続きスポーツ関連団体、事業者、大学等と連携し、キャンプ誘致、競技力向上に取り組んでまいります。

同じく３の(8)、修学旅行の受入れ体制についてお答えいたします。

県では、観光協会などの観光事業者で構成する沖縄修学旅行推進協議会を設置し、輸送機能、民泊などについて意見交換を行うなど、誘致や受入れ体制の整備に取り組んでおります。また、修学旅行繁忙期の乗務員不足に対応するため、バス業界の行う県外からの乗務員確保に対して支援を行っております。

県としては、引き続き関係事業者と連携し、平和学習、歴史、文化など沖縄ならではの魅力を生かした長期的かつ安定的な修学旅行の誘致に取り組んでまいります。

同じく３の(9)、観光コンテンツづくりへの支援についてお答えいたします。

県では、民間事業者等が取り組む心身の健康を促進するウェルネスや夜間のにぎわいを創出するナイトコンテンツを含む沖縄のソフトパワーを活用した観光コンテンツの開発を支援しております。また、開発したコンテンツの自走化に向けて、専門家アドバイザーによるブランディング及びプロモーション等への助言のほか、商談会への出展等による情報発信を実施しております。

県としては、引き続き地域資源を生かした魅力的な観光コンテンツの開発支援を行い、多彩で質の高い沖縄観光を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　３、文化観光スポーツ行政についての(5)、世界自然遺産の保全と活用の両立に向けた対策についてお答えいたします。

県は、国や地元自治体等と共に、世界自然遺産地域である沖縄島北部及び西表島において、自然環境の保全と適切な活用に取り組んでおります。沖縄島北部では、沖縄島北部における持続的観光マスタープランに基づき、来訪者の遺産周辺地域への計画的な誘導や遺産地域の魅力を発信する取組等を行っております。西表島では、西表島観光管理計画に基づき、特定の

フィールドへの利用人数制限を定め、観光管理を行っております。

県としましては、引き続き関係機関と緊密に連携し、自然環境の保全と活用の両立に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　５、子ども・子育て、学術・教育政策についての中の(2)、教員配置の安定化と業務負担軽減についてお答えいたします。

県教育委員会においては、令和５年９月に小中学校正規率改善計画を改定し、新規採用者数をこれまでの350人から80人増の430人程度とすることで、教員の安定的・継続的な確保に努めているところです。また、教員の負担軽減を図るため、授業の準備や教材作成、採点等の業務を補助する教員業務支援員の配置事業等を行っております。引き続き、教員の人材確保や働き方改革の推進に努めてまいります。

同じく(4)、教員が授業に専念できる環境整備についてお答えいたします。

県教育委員会では、子どもたちへのよりよい教育に向けて働き方改革に取り組んでおり、人材の確保、教育ＤＸの推進、業務の役割分担・適正化を柱に具体的な項目を掲げ、各学校や地域の実情に応じた取組が着実に進むよう、推進計画の周知徹底や好事例の発信等、全県的な取組を推進しております。引き続き市町村教育委員会や学校等と連携・協働し、教員が授業へ専念できる環境整備等に取り組んでまいります。

同じく(5)、専門高校の機能強化等についてお答えいたします。

県教育委員会では、地域産業の魅力発見や将来の担い手育成を目的として、専門高校にコーディネーターを配置し、企業との連携による商品開発や地域人材を活用した事業等を実施しております。また、離島や北部を含む各高校においても、地域との協働により、地域課題の解決等の探究的な学びを推進することで、地域振興の核となる魅力ある学校づくりを進めております。

県教育委員会としましては、引き続き地域の関係機関等と連携し、地域産業界の担い手となる人材育成に取り組んでまいります。

同じく(8)、不登校対策と学びの質の向上についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和４年度より校内自立支援室事業を実施し、不登校児童生徒への学習支援等について市町村教育委員会と連携し取り組んでいるところであります。また、自分のペースで学習できるＩＣＴを活用した個別最適な学び等を推進するため、校外での情報化推進講座や講師を招いた校内研修等を実施し、教員の資質能力向上に努めております。引き続き、校内自立支援室等の拡充やＩＣＴを活用した事業等の充実に取り組み、全ての児童生徒が安心して学べる魅力ある学校づくりを推進してまいります。

同じく(11)、医療的ケアの体制整備等についてお答えいたします。

県教育委員会では、国の事業を活用し、医療的ケアを要する児童生徒が安全・安心に授業が受けられるよう看護師を配置するほか、県立学校医療的ケア体制整備事業により、医療的ケアに関する研修や備品整備等を行っております。また各学校では、主治医面談をはじめ、学期ごとの保護者面談において、児童生徒に関する情報共有を行っているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き学校、保護者、関係機関等との連携の下、安全・安心な医療的ケアの体制整備の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　御答弁ありがとうございます。

まずは答弁いただいた分での感想なんですけれども、この沖縄県、第２滑走路の完成以降、大きな目玉だったりニュースっていうのが見受けられないように私自身は感じております。先ほど答弁にもあったように様々な施策展開をしているというふうな話があったんですけれども、そういった目玉もない。沖縄をどういうふうにしていきたいのかという強い思いとかリーダーシップが発揮されているわけでもない。この玉城県政も８年目に突入しておりますけれども、この８年間何をやってきたのか、今後どのような沖縄を描いているのかというのが全く見えないんですよ。細かいことはいろいろたくさんやっております。問題解決に関しても、例えば先ほど人手不足の件についての答弁があったんですが、いろいろこういった事情があるだろうというふうなのもありました。でも、例えば公務員が不足している、じゃ公務員を多く輩出している公務員コースを抱えている専門学校等にどんな事情があるかっていう聞き取りをちゃんとしているかとか、そういった部分で細かさが足りないようなところも幾つか見受けられます。こういったこと言いたくないんですけれども、現場は一生懸命頑張っていると思います。でも県政上層部は、漫然と県政運営しているんじゃないかというふうに思うところが多々あります。この１

の(3)についても、まあ出生率、沖縄県まだまだ全国的に高いです。でもコロナ禍を境に陰りが見え始めている現状があって、子どもは未来の可能性ですし、地域社会にとっても未来を担う大きな可能性という形になるんですが、じゃあ子育て支援をどう充実させていくのか。例えば少子化に陥る前までにどのようなことを沖縄県が取組できるのかと。これ以前から委員会でも質疑させていただいているんですが、全く今後の展開が見えてこない。何をしたいのか、どのような形で問題を解決しようとしているのかというのが見えないのが、今答弁を聞いていてもやはり同じように感じるわけであります。この沖縄の栄えある未来に向けてどのような形で県政を運営していくのかというリーダーシップを本来知事は強く発揮しなければならないと思うんですが、私からはそれは足りないと。今実際３人の子どもを抱えて子育て真っ最中の私であるんですけれども、積極的に対策を講じているように見受けられません。あくまで子育ての話だけじゃなくて、県全体をどのようなものにしていくのかというところが見えないという点を指摘させていただいて、質問に移ります。

再質、１の(4)について、知事は以前より、この国防と外交について国に強く求めていくという趣旨の答弁を繰り返していますし、また今回も尖閣について国に申入れをしていくというような話がありました。ただ、沖縄県域に係る安全保障や関連する外交について、公式に国に申入れを行ったという話はあまり聞きません。この点についてちゃんと県議会で答弁しているように、国に対してしっかり申入れを行っている事実があるのかどうか確認させてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　例えば尖閣諸島に係る国への要請等につきましては、中国海警局の武器使用を認める中国海警法が施行され、漁業者にさらなる脅威を与えている状況となっていることなどから、尖閣諸島周辺海域における安全確保について適切な措置を講じていただく必要があるという旨を機会あるごとに申し上げており、せんだっての10月29日に黄川田沖縄及び北方対策担当大臣に対し、また11月30日に木原内閣官房長官兼沖縄基地負担軽減担当に対し要請を行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　今説明した要請というのは、ちゃんと文書に基づいて事務的な調整も含めて行われているものですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　文書にまとめて要請を行っております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　今官房長官の話もありましたように、沖縄県知事は他府県と違って政権中枢の方々とコミットする機会は多くあると思います。口頭で申し上げるだけじゃなくて、ちゃんと文書も含めてやっていくことが重要になっていくと思うんですが、答弁を聞くほどやっていないというような話も聞かれます。答弁した以上はしっかりと、あらゆるものについて申入れをしていくということを今後徹底してやっていただきたいと思います。

また関連して、先日中国の関連メディアが琉球は中国の属国であったという旨の報道を行いました。これについて知事の見解をお聞かせください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　中国のメディア等が沖縄に関するものについて記事にしているということは承知しておりますが、これについてどのような趣旨で行っているかということは我々にとっては不明でございます。この一部メディアの――何ていうんですか、企業の考え方を示したものであろうというふうに考えております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　改めてこの件について知事の見解をお聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　様々なメディアあるいは評論家によっていろいろな論評があるということは承知をしておりますが、沖縄県は日本国の一県であります。ですから、そのことは日中両国とも十分承知の上での現在の外交状況だというふうに我々は考えております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　先日、木原官房長官もくだんの報道に対して、沖縄は我が国の領土であることに何ら疑いがないからコメントをする必要がないというふうにコメントをしております。重要なのは、コメントをする必要があるかないかとか、実際にするかしないかではなくて、前段の部分、沖縄は我が国の領土であるということをちゃんと認識して発信をする。これは相手に対してコメントをするっていうわけじゃなくて、そういった考えを広く県民もしくは外に向けて発信をしていくということが重要だというふうに考えております。今知事の考えは伺えたんですけれども、やはりこういうちょっとセンシティブな事柄について、

以前からはっきりとしたコメントを議会で求めているんだけれどもなかなか知事に答弁いただけないとか、はっきりとしたことを申し上げてくれないというのが散見されているように感じます。今おっしゃったようにしっかりと答えて、自らの歴史認識も含めてちゃんと説明していくというのは非常に重要なことであると考えますから、今いろんな発言を機に対応が硬化しているという現状もあります。この沖縄は沖縄で地域外交――先ほど国の外交を補完するという話もありましたから、沖縄の地理性等々を勘案した上で、知事が言うべきことをしっかり言っていくと。尖閣領域でも、かなり船が入ってくるということが常態化して、またかなりひどくなってきているんですが、それについてのコメントもなかなか知事の口から聞かれないというのが実情であるように感じます。ここでコメントは求めないんですけれども、今後しっかり沖縄として、知事としてやっていくということを改めて求めていきたいと思いますが、知事いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御指摘の状況につきましては、この間、何度となく議会でも答弁をさせていただいておりますが、まず外交は国と国との基本的な姿勢をしっかりと示すこと、そのためには対話による安定した関係の構築、そして信頼関係による平和の状況を維持することが肝要であるというように思います。議員おっしゃいます尖閣に関しましても、我々は海上保安本部と連携の上、正確に情報収集に努めるとともに、政府に対しても海上保安庁の巡視船による冷静かつ毅然とした対応の継続を求めているところでありますので、今後も引き続きそのように図っていただくよう要請していきたいと思います。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　海上保安庁に要請するとかじゃなくて、知事がどう考えるのかっていうのをちゃんと示すことが大事という話をしているわけであります。答弁がちょっと分かっていただけていなかったようなので改めて確認するんですけれども、知事はどのように考えているんですか。この公船がいっぱい入ってくるという状況について、沖縄県知事として県域でそういった行動があるということについて、知事はどう捉えているんですか。お聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　どの国においてもその国境における警備体制というものは毅然としたものがあると思います。ですから、我々は、一義的には海上保安庁にしっかりとそこを対応していただきたいということを繰り返し述べているわけであります。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　それは国内向けに政治的にいろいろ求めていくということを聞いているわけじゃなくて、この件について知事はどう考えているのか、どのように考えているか県民に示していただきたいということで聞いていますから、改めて見解をお聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　質問の内容が同じ内容ですので答弁も同じ内容になりますが、海上保安庁に対して毅然とした対応で安全を保っていただきたいということを政府に申し上げている次第であります。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　例えば米軍が事件・事故を起こした場合には、アメリカ政府または米軍に対していろいろと申入れをしてきている事実はあると思います。同じように沖縄県域で県民の安心・安全を揺るがすようなことをやっている行為に対してどう対応するのか、どう考えているのかっていうのをどう表明するのかっていうのは、非常に重要なことであると私は考えております。今日はお聞きできなかったんですけれども、ちゃんと考えをまとめて、県民に知事の姿勢をぜひ示していただきたいというふうに強く要望いたします。

　次は１の(10)に関連してなんですが、以前、県は水道管の更新作業を推進するためとして、物価高騰にあえぐ県民もたくさんいらっしゃる中、私どももそれを理由に反対をいたしました。それを押し切って水道料金の値上げに踏み切ったんですけれども、そうであるにもかかわらず、先日、老朽化した水道管からの漏水に伴う断水事案が発生しております。県民がどれだけ混乱したか。水がコンビニとかスーパーからなくなるような状況、タンクすらもなくなるというふうな話も聞きました。知事御存じですか、こういった状況になってしまったということ。聞くところによると、当該漏水箇所は比較的最近点検をしていたそうです。更新の基準や計画とかはどうなっているんですか。水道料金を値上げして、県民生活に影響を及ぼすのを分かっていてもなお値上げをして、それでもこういった事案が起きるということについて、知事の率直な見解をお聞かせください。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　まず、今回の企業局の導水管の破損によりまして、断水を生じせしめ、多くの県民の皆様に御不便を来したこと、また、議員各位はじめ

多くの皆様に御心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。

この破損した導水管なんですが、東村を起点として、名護、宜野座、金武、うるままでの延長65キロの管路でございます。これまで実は更新は進めてきてはおります。65キロメートルのうち39キロメートルについては更新済み、更新整備中、あるいは廃止予定となっているところです。残りの26キロメートルについては、その26キロのそば、近接するもう一方の大型の口径の送水路、導水管を整備したことから、これについては計画を先送りしてきたというところでございます。この残りの部分については、今後、更新にかかる期間、それから費用、そして導水としての能力、これらを検討の上、急ぎ検討したいというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　担当する企業局からの説明がありましたが、この件について知事はどうお考えですか。お聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　11月24日、午前３時頃に大宜味村地内で北部のダムの水を中南部に送水する重要な幹線において破損したということにおいて、県民の皆様並びに工業用水のユーザーの皆様に大変御不便をおかけしたことについては、改めて深くおわび申し上げたいと思います。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　一つ私が課題と捉えているのは、企業局の現場の方々が一生懸命復旧作業をやっておるのは承知をしております。そして、企業局の情報発信も適宜行っていたというのは把握をしているんですが、知事からのコメントだったり県政全体としての情報発信というのがなかったように見受けられました。県民は混乱していてどうなっているのかって、企業局が水道事業をやっているっていうのを分からない人はホームページを見るわけですよ。または知事のツイッターとか、もしくは県の公式のＬＩＮＥからどんな情報が来るかなっていうのを待っていたり自分で調べたりするわけですね。でも情報発信がないからどうすればいいか分からない。断水が本当に起きるのか、市町村によって違うということもなかなか県民には伝わっていないということが、今回の混乱の主要な原因であるというふうに私は考えております。ですから、問題が起きたときに担当部局がどう対応するか、どう情報発信するかということだけじゃなくて、県全体として知事含めてどういうふうに説明をしていくのかというところが、特に喫緊の問題で、迅速にどう説明するかというのが重要だと思うんですけれども、その点について私は課題と考えているんですが見解をお聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　まず県におきましては、企業局が10時30分に記者会見を設けて、県民の皆様に向けて断水が予想されているということの情報は、そのときにまず第一弾発信をさせていただいております。各市町村が送水を行っているということから、各市町村もまたその情報発信に努められたというように思いますが、今回のこの断水の件につきましては、事故原因を究明し再発防止に向けて取り組むとともに、発生後の市町村や関係機関との情報共有・連携、県民の皆様への情報発信の状況について急ぎ検討した上で、速やかな善後策が展開できるように図っていきたいというように考えております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　この知事のコメントって非常にこういう場合重要なんですね。県民の安心を担保していくために状況を説明するってこともちろん重要です。市町村のホームページでしか載っていない情報は市町村のホームページで確認してくださいじゃなくて、総合的にちゃんと説明をしていくっていうところは担当部局の仕事じゃない。これは県政のトップの仕事であると私は考えております。今回そういった部分で情報発信が見られなかった。沖縄にいらっしゃらなかったということもあって、対応になかなか苦慮した部分は承知はしているんですけれども、今回の混乱をぜひ契機にちゃんとした情報発信を県民に対して行っていく体制というのも改めてちゃんと構築をしていっていただきたいと。これは要望いたします。混乱は、情報がないから混乱するわけです。説明をすれば混乱は起きにくくなりますし、混乱が起きても小さなものにとどまります。ぜひ今後はこういう混乱が起きないように、漏水はしようがないんですけれども、混乱を招くということを県政がしないようにやっていただきたいと要望して、私の代表質問を終わります。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

〔比嘉　忍　議員登壇〕

○比嘉　忍 議員　それでは、沖縄自民党・無所属の会を代表して、議席番号23番、比嘉忍より質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○比嘉　忍 議員　それでは、代表質問させていただきます。

１、基地問題・安全保障について。

(1)、南西諸島周辺をめぐっては、中国軍機の活動増加や台湾海峡情勢の緊張など、安全保障環境が急速に変化している。こうした中、県民生活を守るため、知事はどのような基本姿勢で国との協議や情報収集に臨み、平和外交の推進と県民の安全・安心確保の両立を図ろうとしているのか伺います。

(2)、普天間飛行場の危険性除去は、県政における最重要課題の一つである。しかし、具体的な工程や国との交渉方針が県民に十分示されていないとの指摘もあります。県は危険性除去に向けてどのような現実的な選択肢を持ち、どのような協議を進めようとしているのかお伺いします。

(3)、辺野古移設問題をめぐっては、裁判所判断の積み重ねにより協議が停滞している。県は国との対話の可能性をどのように捉え、協議再開に向けた条件や代替案の検討をどのように進めているのか。また、県民の分断を避けるための発信について伺います。

(4)、安全保障環境が緊迫する中、南西地域での有事を想定した住民避難計画の整備が急務である。県は国・市町村との役割分担をどう整理し、避難ルートや受入先確保をどこまで具体化しているのか。また、計画の現実性に関する課題をどう認識しているのか伺います。

(5)、尖閣諸島周辺では、中国公船による領海侵入や接続水域での活動が常態化しており、漁業者をはじめ地域住民に不安が広がっております。県は国からの情報提供をどのように受け、漁業者の安全確保や操業支援についてどのように取り組んでいるのか。また、国への要請や協議状況についてお伺いします。

(6)、任期中、辺野古、普天間、自衛隊配備など基地問題が県政の大きな課題であり続けました。知事はこれまでの政策成果と課題をどのように整理し、次期知事選に向け県民へどのように説明していくのか。また、今後の基地政策の方向性についてお伺いします。

(7)、安和桟橋現場では、土砂搬入車両の増加や桟橋周辺の混雑など、住民生活や作業員の安全に影響を与える懸念が指摘されております。特に交通誘導、人員配置、海上での作業安全確保など、継続的な点検と改善が必要と考えます。県は桟橋現場の安全確保に向けて、事業者・関係機関とどのような協議を行い、陸上・海上双方の安全対策をどのように強化しているのかお伺いします。

(8)、日米地位協定については、環境調査の立入り権限、事件・事故時の捜査権、基地使用の透明性など、多岐にわたる課題が指摘され続けております。県は、政府に対してどのような項目の見直しを優先的に求めているのか。また、政府が進めている運用改善や日米協議の状況をどの程度把握し、県民への説明責任をどのように果たそうとしているのかお伺いします。

(9)、高市総理が国会で存立危機事態に言及したことは、本県の安全保障環境に直結する重要な発信であります。県としてこの発言をどのように受け止め、住民避難計画や市町村との広域連携、国との情報共有体制をどう強化し、県民への説明責任をどのように果たしていくのかお伺いします。

２、離島・過疎地域振興について。

(1)、離島では輸送コストの影響で物価高騰が本島以上に深刻化し、住宅建設単価が高い水準となるなど、住民生活に直結する負担増が続いております。これまでの支援策は一定の効果があった一方で、期限や対象の限定が課題として残っております。県は、離島固有の物価構造を踏まえ、公共工事における建築単価の見直しなど継続的な対策をどう講じ、地域差に応じてどのように拡充しようとしているのかお伺いします。

(2)、離島の航路・航空路は住民生活や医療アクセスに不可欠であり、減便や欠航は深刻な影響を及ぼします。国の補助制度や規制緩和の活用も鍵となるが、県は路線維持に向け国とどのように協議を進め、安定運航に必要な支援策をどう検討しているのか。加えて、港湾・空港のインフラ機能の高度化・強靱化を今後どのように進めていく考えかお伺いします。

(3)、八重山地域では若者流出や出生数減少が進み、地域の持続性が問われております。雇用、教育、住宅など複数の課題が複雑に絡む中、県は人口減少をどう分析し、どの分野を重点に総合的な対策を展開しようとしているのか。また、市町村と連携した地域戦略の具体像についてお伺いします。

(4)、人口減少や人材確保の難しさにより、小規模離島では行政窓口業務や医療・福祉サービスの維持が年々厳しくなっております。住民の生活基盤を守るため、県による職員派遣、遠隔支援、デジタル化の導入、広域連携の強化などが求められております。県として、こうした離島の行政サービスをどのように確保し、持続的に支えていく考えなのかお伺いします。

(5)、北大東・南大東では、もともと物流コストが

極めて高い上に、今夏の大雨被害で港湾や道路の脆弱性が改めて浮き彫りになりました。生活物資や産業資材の安定供給を確保しつつ、災害時にも途絶しにくい輸送ルートやインフラを整える、災害に強い大東島づくりが急務だと考えます。県は平時の流通コスト負担軽減と併せて、どのような支援策と中長期ビジョンを持っているのかお伺いします。

(6)、沖縄観光は本島への偏在が続き、離島では需要が不安定であります。県は離島の魅力をどう評価し、観光の第２の柱として育成する戦略をどう描いておりますか。広域連携、滞在型メニュー、アクセス強化など、離島観光を安定した地域経済に結びつける具体的施策をお伺いします。

(7)、海底ケーブルは離島の通信を支える生命線でございますが、更新時のリスクや費用負担が大きな課題となっております。県は、事業者との協議をどこまで進め、更新計画をどのように把握しているのか。また、通信障害に備えたレジリエンス強化策をどう講じるのか、国支援の必要性も含めてお伺いします。

(8)、小規模離島の冷涼な海洋環境を生かしたデータセンターの実証は、新産業創出の可能性を秘めております。県はこの構想をどのように評価し、水産業のＤＸや離島振興と結びつけて展開する考えがあるのか。また、電力・通信インフラの課題整理や事業者支援をどう進めるのかお伺いします。

(9)、離島では慢性的な医師不足が続き、急患対応ではドクターヘリの調整遅れも指摘されているほか、ドクターバンクの活用も芳しくないと聞いております。県は離島医療をどう分析し、医師派遣の強化や支援策をどう講じるのか。また、搬送体制の地域差をどう改善し、医療提供体制の持続性を確保するのか伺います。

(10)、暫定税率廃止後も燃料価格は依然として高水準にあり、輸送距離の長い離島ほどガソリン・軽油価格の負担が重くのしかかっております。県独自の石油価格調整税を含め、税制・補助の両面から離島の石油価格をどのように下支えしていくのか。また、住民生活や観光、農水産業の維持に直結する課題として、支援策拡充の具体的方向性をどのように描いているのかお伺いします。

３、医療・介護・福祉・生活衛生について。

(1)、感染症第９波では、病床逼迫や医療機関の業務負荷が深刻となり、地域医療体制の脆弱さが改めて浮き彫りになりました。県はこれまでの対応をどう総括し、次の波に備えて医療提供体制を具体的にどう強化するのか。また、在宅医療や高齢者施設を含むリスク管理をどのように進めていくのかお伺いします。

(2)、県立病院では赤字解消や人材確保の課題が続き、機能再編の必要性が議論されております。県は経営状況をどのように分析し、各病院の役割分担や再編の方向性をどう整理しているのか。また、医療圏との調整や人材確保策の具体化も含め、今後の改善方針をお伺いします。

(3)、県内の医師・看護師不足は深刻で、特に離島・僻地では診療体制の継続が危機的になる場面もあります。さらに薬剤師の確保も困難となり、調剤体制や在宅医療の支援にも影響が出ております。県は、医師派遣、看護職員の勤務環境改善、薬剤師確保策を含め、離島・僻地医療を維持するためにどのような取組を進めているのかお伺いします。

(4)、高齢化が進む中で介護人材の不足は深刻であり、待遇面や業務負荷の重さから離職も多い。県は介護職員の処遇改善や研修支援をどう進め、人材確保・定着にどのようにつなげていくのか。また、事業所支援を含む総合的な対策をお伺いします。

(5)、障害福祉分野では算定誤りや不適切事案が全国的に続き、利用者保護の観点からも改善が不可欠である。県は指導監査体制の強化をどう図り、事業所への助言や研修をどのように充実させるのか。また、制度の分かりやすさ向上に向けた取組についてお伺いします。

(6)、長年取り組んできた生活困窮者支援や子どもの貧困対策ではございますが、成果が十分に見えにくいとの声もございます。県は施策の効果をどのように検証し、課題を踏まえて次の段階の支援をどう構築していくのか。地域・学校・ＮＰＯとの連携強化も含めてお伺いします。

(7)、精神科医療では、病床確保や地域生活への移行支援が課題となっております。県は現状の医療体制をどう評価し、入院と地域支援の適切なバランスをどのように確保するのか。また、行政・医療機関・福祉事業者の連携強化についてお伺いします。

(8)、介護・障害福祉・保育の各分野で処遇改善加算は重要な制度ではございますが、算定や実績報告の事務負担が重く、中小規模事業所では人材確保に支障が出ております。県は手続の簡素化を国に求めるとともに、事業所支援体制や相談窓口をどう強化するのか。また、制度目的である職員処遇の向上を確実に実現するため、県の運用改善方針をお伺いします。

(9)、観光客増加に伴い、飲食・宿泊分野における衛生管理はより重要になっております。県は食中毒防止や生活衛生対策をどう強化し、事業者への負担軽減

をどう図るのか。また、指導体制の拡充や啓発活動の方向性についてお伺いします。

(10)、医療ＤＸを推進する鍵となる電子カルテ標準化は、医療機関間の連携強化にも直結します。県は導入状況をどう把握し、医療機関支援をどのように進めているのか。また、国が示す標準化方針を県内でどう実装していくのかお伺いします。

(11)、北部地域の医療提供体制を支える新たな基幹病院として期待される北部医療センターではございますが、整備の進捗や開院後の医療機能配置、救急体制など、県民から大きな関心が寄せられております。センター整備の進捗に加え、地域の既存医療機関との役割分担、医療人材の確保策や運営体制の見通しについてお伺いします。

４、農林水産行政について。

(1)、製糖工場の老朽化は深刻で、操業の安定性確保や農家の営農継続のためにも再編と建て替えは避けて通れない課題であります。県は、ゆがふ製糖を含む再編の必要性をどう整理し、財政支援や国との役割分担をどのように検討しているのか。補助率のかさ上げと上限額の引上げが実現できた今、知事の決断が必要ではないかと思います。お伺いします。

(2)、サトウキビ価格の変動は農家経営に直結し、不安定な収入構造が営農意欲の低下を招くおそれがあります。県は価格下落リスクをどのように分析し、需給調整や収入減少対策をどのように講じようとしているのか。また、生産性向上や省力化の支援を通じて安定経営をどう確保するのかお伺いします。

(3)、飼料価格の高騰が畜産農家の経営を圧迫し、地域の食料供給にも影響を及ぼしている。一方で、牛の競り価格も緩やかに回復している状況にある。県は飼料価格高騰をどの程度深刻に認識し、集中的支援やコスト削減対策とともに、競り価格の安定に向けた対策をどう講じようとしているのか。国の支援制度の活用や事業者支援の方向性についてお伺いします。

(4)、海面漁業では不漁が続き、漁業所得の不安定化が顕著となっている。衛星データやＩＣＴを活用したスマート水産は有効な手段の一つと思いますが、導入には費用や技術支援が必要である。県は不漁対策としてどのような技術導入支援を行い、水産業の再生にどうつなげるのかお伺いします。

(5)、水産加工や冷凍物流の高度化は、県産水産物の輸出拡大に直結します。県は加工施設の機能強化や冷凍インフラ整備をどう進め、国際基準への対応や品質保持をどのように支援しているのか。また、輸出に向けた産地づくりと企業連携の方向性についてお伺いします。

(6)、森林整備は、土砂災害防止や水源涵養に不可欠であり、山地災害の頻発化を踏まえて対策強化が求められております。県は整備の進捗をどう捉え、危険区域の対策や予防的整備をどう進めるのか。また、市町村との連携や人材確保の課題についてお伺いします。

(7)、農地の集約化と担い手確保は、県農業の持続性に直結する極めて重要な課題である。農地中間管理機構はその要となるが、貸付けが進まない地域や受け手不足が課題として指摘されております。県は機構の活用状況をどう評価し、集約化を進める上での障壁をどう分析しているのか。また、新規就農者や中核農家とのマッチング支援など、担い手確保と一体で進める施策の方向性をお伺いします。

(8)、県産食品の価値向上と販路拡大は、農林水産業全体の底上げに直結する重要なテーマでございます。県はブランド戦略をどのように位置づけ、品質基準の明確化、認証制度、商品開発支援、プロモーション強化などをどのように展開しているのか。また、海外輸出の拡大に向けて、物流・規格・衛生基準などの課題をどう乗り越えるのか。事業者支援の方向性についてお伺いします。

(9)、豚熱などの家畜伝染病の発生時には、初動対応の迅速さが被害規模を左右する極めて重要な要素となります。県は現行の防疫体制の強みと弱点をどう分析し、消毒、移動制限、情報共有といった対応をどのように強化しているのか。また、実際の発生を想定した訓練体制や市町村、関係機関との連携強化をどう図るのか。平時からの備えの在り方についてもお伺いします。

５、ＳＤＧｓ・環境行政について。

(1)、ＰＦＡＳ汚染は県民の不安が大きく、早急な調査と国との連携強化が不可欠である。県は汚染の実態をどう把握し、健康影響に関する評価をどこまで進めているのか。また、国への要請・協議状況、そして住民への情報提供の在り方についてお伺いします。

(2)、サンゴ礁の減少が進む中、自然再生やブルーカーボンといった新しい観点からの政策が求められております。県はこうした手法をどのように取り入れ、保全と環境価値の創出を進めるのか。また、研究機関や地域との連携の在り方についてお伺いします。

(3)、海洋ごみは自治体の努力だけでは限界があり、国による財政支援と制度整備が欠かせません。県は現状の課題をどう整理し、国にどのような支援を求めているのか。また、離島県としての特性を踏まえた

広域的取組の推進についてお伺いします。

(4)、気温上昇や異常気象が顕著となる中、保健分野や農業分野での適応策が求められております。県は熱中症予防、農作物の被害対策など、どのような施策を具体化しているのか。また、地域や事業者への支援策についてお伺いします。

(5)、環境保全を長期的に推進するには、若い世代の参加が不可欠であり、県は学校現場や地域コミュニティーでの環境教育をどう拡充し、若者が主体的に参画できる仕組みをどうつくるのか。教育委員会との連携も含めてお伺いします。

(6)、循環型経済への移行には、企業の取組を後押しする支援制度が必要であります。県はリサイクル、再利用、省資源などの取組を促進するため、どのような制度設計を検討しているのか。また、事業者の負担軽減や技術導入支援の方向性をお伺いします

(7)、生態系の変化を把握するために、衛星データやリモートセンシングの活用が重要となっております。県はこうした技術をどこまで導入し、モニタリング体制をどう強化しているのか。また、研究機関との連携や県内人材育成の考え方をお伺いします。

(8)、再エネ導入には系統制約が大きな障壁となっております。県は送電網の増強をどのように位置づけ、国とどこまで協議を進めているのか。また、離島地域での再エネ推進や蓄電技術の活用など、総合的なエネルギー戦略についてお伺いします。

(9)、大雨時の赤土流出は、サンゴ礁や海域水質の悪化のみならず、農地や地下水への影響も懸念されておりますが、所管が農林水産、土木建築、環境など多岐にわたるため、縦割りの中で対策が十分機能していないとの指摘がございます。県は流域単位での総合的な赤土対策をどのように進め、関係部局間の情報共有や計画づくりをどのように強化していくのかお伺いします。

以上です。

○中川京貴 議長　質問の途中ではありますが、比嘉忍議員の質問に対する答弁は時間の都合もありますので、午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後０時５分休憩

午後１時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前の比嘉忍議員の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　比嘉忍議員の御質問にお答えいたします。

基地問題・安全保障についての御質問の中の(1)、平和外交の推進と県民の安全・安心の確保についてお答えいたします。

沖縄県を取り巻くアジア太平洋地域の情勢は、軍事的な安全保障面での緊張関係と経済面での緊密な結びつきが併存するなど、より複雑さを増しているものと認識しております。

沖縄県としては、地域の緊張緩和や信頼関係の構築に貢献していくことが、国の外交を補完する意味で沖縄県の地域外交の重要な役割と考えております。これまで、私や副知事による海外訪問において、平和的な外交・対話の重要性の発信や経済分野の交流などのほか、北東アジア地域自治体連合や済州特別自治道など、海外自治体とネットワークを構築するなど様々な交流を進めております。また、尖閣諸島をめぐる問題については、第十一管区海上保安本部と連携の上、正確な情報収集に努めるとともに、政府に対して、海上保安庁の巡視船による冷静かつ毅然とした対応の継続等を繰り返し求めているところです。

次に、離島・過疎地域振興についての御質問の中の２の(2)、航路・航空路の維持と港湾・空港インフラ機能の高度化・強靱化についてお答えいたします。

島嶼県である沖縄県において、離島の航路及び航空路並びにそれを支える港湾及び空港は、離島住民の経済、産業活動を支える重要な社会基盤であると考えております。航路・航空路については、その確保・維持を図るため、国や関係市町村と協調して運航に係る欠損額に補助をしているところです。また、港湾及び空港については、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、脱炭素化に配慮した施設機能の高度化を推進するとともに、老朽化対策や耐震整備等の強靱化に取り組んでおります。

沖縄県としては、航路・航空路の確保・維持に引き続き努めるとともに、必要な港湾及び空港の整備を推進してまいります。

次に、農林水産行政についての御質問の中の４の(1)、分蜜糖製糖工場の整備についてお答えいたします。

分蜜糖製糖工場は老朽化が進んでおり、安定操業を確保し、農家が安心してサトウキビを生産していく上でも整備の必要性が高いと認識しております。一方、製糖工場の整備は多額の費用を要することから、国の支援が必要であり、８月及び11月に、私が直接国へ財政支援等を要望してまいりました。農林水産省では、令和７年度補正予算から、新基本計画実装・農業

構造転換支援事業の補助率及び補助上限額をかさ上げし、国の財政支援が強化されたところであります。

沖縄県としましては、ゆがふ製糖株式会社や市町村、ＪＡ等と早期に合意形成を図り、老朽化した分蜜糖製糖工場の整備に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、基地問題・安全保障についての中の(2)、普天間飛行場の危険性除去に向けた国との協議についてお答えいたします。

県は、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去は、辺野古移設に関わりなく実現されるべき喫緊の課題であると考えております。このため、政府に対し、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や所属機のローテーション配備などを提案するとともに、同飛行場の運用停止に向けたスケジュールを具体的に示すよう繰り返し要望しているところです。

県としては、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去や返還されるまでの間の周辺住民の負担軽減等に向け、引き続き政府に対し、普天間飛行場負担軽減推進会議を早期に開催するなど、同問題の解決に向けた県との対話に応じるよう求めてまいります。

同じく１(3)、辺野古移設問題に係る国との対話の可能性等についてお答えいたします。

県としては、かねてから辺野古新基地建設問題は、対話によって解決策を求めていくことが重要と考えており、あらゆる機会を通じて普天間飛行場負担軽減推進会議の開催などを政府に求めているところですが、具体的な対話の機会は実現しておりません。普天間飛行場の代替案については、国会での議論だけではなく、国民を主体とした国民的議論によって決定すべきと考えており、県内外でのトークキャラバンの開催、動画配信や特設ウェブページの開設等により、普天間飛行場の県外・国外移設を求める県の考えを県内外に発信しているところです。

同じく１(4)、住民避難計画の進捗状況及びその現実性に関する課題への認識についてお答えいたします。

本県では、特定の事態を想定したものではありませんが、令和４年度から国、先島５市町村、エアラインなどの指定公共機関等と連携し、先島諸島から九州・山口各県への住民避難に係る国民保護図上訓練に取り組んでおります。同訓練においては、医療的ケア等が必要な要配慮者の避難や沖縄本島と宮古島間の近海区域を航行可能な船舶の確保等が課題として挙げられ、検討を重ねているところです。また、九州・山口各県では、国が設定したマッチング案を基に、先島諸島からの避難住民の受入れ検討に取り組んでいただいております。

県としましては、引き続き国、先島市町村、九州・山口各県、指定公共機関等と連携し、国民保護に関する取組を進めてまいります。

同じく１(6)、基地対策の成果と課題、今後の方向性についてお答えいたします。

知事は、就任以来、総理をはじめ各大臣との面談など、機会あるごとに米軍基地問題の解決を求めてきました。また、辺野古新基地建設問題等に係るトークキャラバンや基地問題に関するシンポジウムを積極的に行い、日米同盟に基づく米軍基地の問題は沖縄だけではなく、全国で考えるべきものであることを訴え、国民的議論の喚起につなげるとともに、ワシントン駐在や訪米活動を通じて、米国内における沖縄の基地問題への理解を広げてきました。一方、戦後80年を経た今もなお国土面積の約0.6％にすぎない本県に、在日米軍専用施設面積の約70.3％が集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けています。基地問題は、一朝一夕に解決できるものではありませんが、引き続きあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、米軍基地の整理縮小や基地問題の解決を粘り強く求めてまいります。

同じく１(8)、日米地位協定の改定についてお答えいたします。

日米地位協定について、県はこれまで機会あるごとに日米両政府に対し改定の要請を行っております。県が行った他国地位協定調査を踏まえ、在日米軍の演習等に航空法等の国内法の適用を明記することを求めております。また、米軍人等による事件・事故の再発防止を図るため、裁判権について日本側からの要請がある場合は速やかに被疑者の起訴前の拘禁移転に応じる旨を明記することを求めております。政府は、地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的としておりますが、県としては、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善では不十分と考えており、引き続き地位協定の抜本的な改定を求めてまいります。

同じく１(9)、高市総理の発言の受け止めと住民避難計画等についてお答えいたします。

台湾海峡を含むアジア太平洋地域の平和と安定は我が国にとって極めて重要であり、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上でも不可欠であると認識しており、台湾有事は決してあってはならないと考

えております。政府においては、日中間で相互に互恵関係を発展させるという考えに基づき、周辺地域の緊張を高めることのないよう、冷静かつ平和的な外交・対話による信頼関係の構築に努めていただきたいと考えております。また、特定の事態を想定したものではありませんが、県では令和４年度から、国、先島５市町村、エアラインなどの指定公共機関等と連携し、先島諸島から九州・山口各県への住民避難に係る国民保護図上訓練に取り組んでおります。

以上になります。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　１、基地問題・安全保障についての(5)、尖閣諸島周辺海域における漁業者の安全操業のための支援や国への要請状況等についてお答えします。

県では、尖閣諸島周辺海域を含めた沖合操業の安全確保を図るため、無線機の設置を支援しております。また、海上保安庁などから提供された情報に関しては、漁業無線を通じた24時間の連絡体制を整えております。さらに、国に対しては、漁業関係団体と共に、同海域での中国海警船による威圧行為などの排除や安全操業の確保に向けた体制強化について、平成29年以降、毎年要請を行っております。引き続き、同海域における漁業者の安全操業の確保に努めてまいります。

続きまして４、農林水産行政についての(2)、サトウキビの価格と生産性向上についてお答えします。

サトウキビ生産農家の手取り額については、取引価格と甘味資源作物交付金で構成されており、粗糖の国際価格と連動する取引価格につきましては、変動リスクを含むものと認識しております。県では、生産者が安心して再生産に取り組めるよう関係機関と連携し、交付金単価の確保について、毎年国に要請しております。また、サトウキビの生産性向上を図るため、気象災害等に強い品種の育成や土づくりの推進、高性能農業機械の導入による植付け・収穫作業の省力化等に取り組んでまいります。

同じく４の(3)、畜産農家に対する支援についてお答えします。

県では、近年の飼料価格高騰等により、厳しい経営状況にある畜産農家の経営安定を図るため、配合飼料購入費の一部補助や子牛競り価格下落に対する補助等を実施しております。また、肉用牛繁殖農家の経営力強化を図るため、令和７年２月に、肉用牛繁殖経営再興プランを策定し、生産性向上や経営安定などの課題解決に向け取り組んでおります。引き続き国の支援制度も活用しながら、畜産農家の経営安定に努めてまいります。

同じく４の(4)、スマート水産業の推進による海面漁業への支援についてお答えします。

県では、スマート水産業を推進するため、沖縄水産デジタル化協議会を設置し、国のスマート水産業普及推進事業の活用に取り組んでおります。これまでに２件の事業採択を受け、集魚灯漁業を営む漁業者による漁場探索の効率化とモズク養殖業者による漁場環境把握の高度化が進められております。また、浮魚礁の位置情報システムやマグロはえ縄漁船の漁獲情報と帰港情報のリアルタイム化なども活用されております。引き続きスマート水産業への取組を支援し、海面漁業の振興に努めてまいります。

同じく４の(5)、水産業関連施設の整備や輸出に向けた取組等についてお答えします。

県では、水産物の生産性を高める生産基盤の高度化を図るため、高度な衛生管理に対応した荷さばき施設、冷凍・冷蔵施設などの一体的な整備を進めております。国際基準への対応や品質保持に関しては、民間事業者が国の海外輸出関連事業を活用する際に必要な計画策定を支援しております。また、産地づくりと企業連携を推進するため、糸満漁港の高度衛生管理型荷さばき施設イマイユ市場における優良衛生品質管理市場・漁港認定の取得を支援し、国内外へ向けた水産物の流通拠点整備が図られるよう努めてまいります。

同じく４の(6)、森林の災害対策に係る市町村との連携等についてお答えします。

県では、地域森林計画に基づき森林整備を実施しております。整備に当たっては、近年頻発する豪雨や台風による山地災害への対策として、山地災害リスクの高い地区における治山事業を優先的に実施することとしております。また、地域住民からの要望がある場合は、現地調査を実施し、市町村と連携して事業化に取り組んでおります。なお、森林整備における人材確保については、林業就業者の育成・確保に係る支援等を行っております。

同じく４の(7)、農地中間管理事業の評価と課題及び担い手の確保対策についてお答えします。

農地中間管理事業の貸借実績は増加傾向にあり、一定の成果がある一方で、相続未登記農地などの課題もあり、引き続き農地集積の取組を強化する必要があると認識しております。このため県では、市町村への農地調整員の配置を支援するとともに、相続未登記農地解消に係る支援など、農地集積の円滑化に取り組んで

いるところです。また、担い手の確保では、就農相談会の開催、施設・機械の導入支援のほか、指導農業士によるマッチング支援を実施しており、直近５年で78組の実績があります。

同じく４の(9)、特定家畜伝染病の防疫体制についてお答えします。

豚熱などの特定家畜伝染病発生時においては、速やかに防疫措置を完了するため、平時からの取組が重要と考えております。そのため県では、発生時に備え防疫資材の備蓄、動員体制の整備、関係団体との防疫協定締結など、防疫体制の強化を図っております。また、各地域においても、市町村や畜産関係機関などとの防疫対策会議や防疫演習を実施するなど、連携強化に努めております。引き続き市町村、関係機関等と連携し、特定家畜伝染病の侵入防止対策に取り組んでまいります。

続きまして５、ＳＤＧｓ・環境行政についての(4)、農業分野における気候変動への対応策についてお答えします。

農林水産部では、農業における気候変動への対応として、サトウキビや果樹の品種育成・選抜、ハウス環境を自動制御により管理する手法などの技術開発を行っております。開発された技術については、普及指導機関を中心に関係団体と連携し、生産現場での活用が進むよう取り組んでいるところであります。引き続き地域や農業者の多様なニーズを踏まえ、気候変動に対応するための技術開発と普及を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　１、基地問題・安全保障についての(7)、安和桟橋の安全対策についてお答えいたします。

安和桟橋の安全対策については、事業者である沖縄防衛局においても検討がなされるべきものと考えております。安和桟橋の出入口付近においては、沖縄防衛局と協議の上、道路管理者である県が街路樹の剪定を実施し、視認性の向上を図るなどの安全対策を図っております。また、安和桟橋出口において車両乗り入れ部の視認性を高めることを目的として、歩道と車両乗り入れ部との境界に沿ってラバーポールを設置しました。引き続き関係法令に基づき、県の取り得る対策を検討してまいります。

次に２、離島・過疎地域振興についての(1)、離島の公共工事における適正な価格設定についてお答えいたします。

公共工事の予定価格の設定に当たっては、最新の取引価格を反映した資材単価を適用し、適正な価格設定に努めております。また、物価の急激な変動に基づく請負代金額の変更については、工事請負契約書第26条、いわゆるスライド条項により適切に運用しております。さらに、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合に、旅費や宿泊費等の追加分の費用について、実績に応じて設計変更できる取組を実施しております。引き続き離島地域の価格動向を注視し、適正に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　２、離島・過疎地域振興についての中の(3)、八重山地域の人口減少対策についてお答えいたします。

八重山地域の人口は、平成22年の約５万2000人から令和２年の約５万3000人とおおむね横ばいで推移しているものの、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後減少が見込まれております。県では、離島振興計画において八重山地域の振興方策を整理し、定住条件の整備、交通・生活コストの負担軽減、移住促進、関係人口の創出などに取り組んでおります。また、県と八重山地域の市町村を含む関係市町村で構成する移住受入協議会において、住宅確保や移住施策に関する先進事例の共有や意見交換を実施しているところです。

同じく２の(4)、離島における持続可能な行政サービスの提供についてお答えいたします。

離島における持続可能な行政サービスの提供体制の構築に向けては、広域連携、県による支援、デジタル技術の活用など多様な手法を活用することが重要であると考えております。県では、今年度から渡名喜村に県職員を派遣しているほか、離島町村等の職員採用や業務効率化の取組への支援を拡充しております。また、県と市町村による連絡会議や検討会を設置して意見交換を重ねており、引き続き市町村、国、関係団体等とも連携し、必要な取組を進めてまいります。

同じく２の(5)、離島への流通コスト負担軽減等についてお答えいたします。

県では、船舶の長期欠航時における南北大東島への航空機輸送費補助や本島から離島への石油製品の輸送費補助を実施しております。また、小規模離島における持続可能な社会の実現をテーマとした万国津梁会議を立ち上げ、輸送コストの低減等に向けた取組につい

て議論をしていただいております。災害に強い島づくりにつきましては、離島市町村との意見交換や有識者からの意見を踏まえ、県としてどのような支援が可能か検討してまいります。

同じく２の(7)、海底ケーブルの更新と障害対策についてお答えいたします。

県においては、離島と本島を結ぶ海底ケーブルは、離島住民の生活に欠かせない重要な社会インフラと考えております。このため、通信事業者と連携して、先島地区や久米島地区、伊平屋・伊是名地区、大東地区のループ化を図っており、これにより災害に強い通信基盤を確保しているところです。一方で、維持管理費や更新費用に課題もあることから、国が支援する制度や補助金の活用など、引き続き通信事業者と連携しながら、通信環境の確保・維持を図ってまいります。

同じく２の(10)、離島の石油製品価格や離島振興策についてお答えいたします。

暫定税率の廃止により、離島における石油製品価格は低減するものと考えております。また、県では、本島から離島への石油製品の輸送費補助に加え、小規模離島のガソリンスタンド等を対象に、法定検査費や施設の補修費などへの補助を実施しているところであり、引き続き離島の石油価格の動向を注視してまいります。小規模離島における持続可能な社会の実現をテーマとした万国津梁会議においては、生活コストの負担軽減等に向けた取組を議論していただいており、市町村や有識者からの意見を踏まえ、離島振興策等を検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　２、離島・過疎地域振興についての(6)、離島観光の具体的施策についてお答えいたします。

離島においては、自然、伝統、文化など、島特有の資源を活用した観光振興により、離島経済の活性化が図られるものと考えております。このため、離島圏域ごとに観光協会等と意見交換を行うとともに、県外から離島へのチャーター便に対する支援、メディアプロモーション、共同出展でのイベントプロモーション、ＳＮＳ等を活用した各離島の魅力発信など、離島周遊の促進に取り組んでおります。

県としては、引き続き関係機関等と連携し、滞在日数延伸や観光消費額の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　２、離島・過疎地域振興についての(8)、海洋環境を生かしたデータセンターについてお答えいたします。

データセンターにつきましては、近年の情報処理量の増大による電力消費量の増加や土地の確保等が課題となっていることから、県外において再生可能エネルギーを活用した洋上設置等による実証実験が予定されていると承知しております。このような取組は、環境の保全とデジタルインフラの強化に資するものと認識しております。

県としましては、沖縄の優位性の発揮につながる取組について、引き続き情報収集に努めてまいります。

４、農林水産行政についての(8)、県産食品の価値向上と販路拡大についてお答えします。

県では、おきなわブランド戦略に基づき、産業間連携による県産品の付加価値向上の取組を進めているところです。現在は、高付加価値商品の開発や販促プロモーションのほか、優良県産品推奨制度による品質向上の支援を行っております。また、県内事業者の輸出拡大に向けて、海外向け商品の規格改良や輸出先の規制対応など、海外展開に係る課題解決の支援にも取り組んでおります。引き続き県産食品の高付加価値化と販路拡大に向けて、効果的な施策を実施してまいります。

５、ＳＤＧｓ・環境行政についての(8)、送電網の増強と離島地域のエネルギー戦略についてお答えいたします。

送電網の増強については、一義的には一般送配電事業者である沖縄電力の役割と認識しております。なお同社は、国の基準により定められた方法で算出した結果、2030年度の系統混雑は発生しない見通しであると公表しております。また、離島地域の再エネ推進については、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブに基づき、自家消費型太陽光発電等の導入支援等を行っております。今後も、離島地域の実情に応じた再エネ導入拡大やエネルギーの地産地消に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、離島・過疎地域振興についての(9)、離島の医療提供体制の確保についてお答えします。

離島医療では医師の安定的な確保等が課題となっていることから、県では、修学資金の貸与による医師等

の養成、定着促進に向けた環境整備、島外へ通院する離島の患者への支援等を行っております。また、搬送が必要な場合には、沖縄県のドクターヘリを活用するとともに、自衛隊、海上保安庁及び沖縄県ヘリコプター等添乗医師等確保事業へ参画する病院等の協力を得て、救急搬送する体制を整備しております。

県としては、引き続きこのような取組を通して、離島における医療提供体制の確保に努めてまいります。

次に３、医療・介護・福祉・生活衛生についての(1)、次の流行に備えた医療提供体制についてお答えします。

令和４年12月の改正感染症法により、平時に県と医療機関との間で医療措置協定を締結する仕組み等が法定化され、県は新型コロナ対応時の医療提供体制を踏まえた目標を設定し、令和７年10月末現在、609の医療機関と協定を締結しております。このうち500の医療機関が往診対応や電話オンライン診療など、在宅医療の提供の対応が可能となっております。また、高齢者施設については、感染拡大防止等に関する研修会等を実施し、人材育成に取り組んでいるところです。

同じく３の(3)、離島・僻地の医療従事者の確保・維持に向けた取組についてお答えします。

県は、医療従事者の人材確保、特に離島における地域偏在の課題解決に向け取り組んでいるところであります。医師については、自治医科大学及び琉球大学医学部地域枠を卒業した医師や代診医の派遣等に取り組んでおります。看護職員については、勤務環境改善を図るため、必要に応じて離島に代替看護師を派遣するための離島診療所代替看護師支援事業に取り組んでおります。薬剤師については、県外の薬学部を設置する大学でＵＩターン就職説明会を行う薬剤師確保対策事業や奨学金返還額の一部を助成する薬剤師確保対策モデル事業などに取り組んでおります。今後とも、医療従事者の確保・維持に向けて、各離島の特有の状況を踏まえ、市町村と連携を図ってまいります。

同じく３の(4)、介護人材確保等の対策についてお答えします。

県では、介護人材確保に向け、介護に関する入門的研修の実施や外国人介護人材確保のための支援など、新たに介護分野への就業を促進するための取組を行っております。また、職員の定着に向け、管理者を対象に、業務効率化やコミュニケーションの在り方等をテーマとした研修会を実施するとともに、介護職員の処遇改善や介護テクノロジーの導入等の労働環境の改善など、総合的に取り組んでおります。

県としましては、引き続き介護人材の確保に努めてまいります。

同じく３の(7)、精神科医療体制の評価と地域の理解を深める施策についてお答えします。

令和５年の県内の精神科病床数は5281床で、10年前の平成25年と比較して2.4％減少しております。また、直近の年間病床利用率は全国平均81.6％に対し、県は82.7％となっており、病床は充足していると考えます。地域の方々の精神障がい者に対する理解については、これまで保健所や市町村などにより普及啓発や研修会を行ってまいりましたが、行政、医療機関、福祉事務所等で協議、情報共有を行っている精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連絡協議会においては、退院後、地域に戻るための周囲の理解や住居の確保が難しいことなどが報告されています。今後も継続して関係者間で協力し、地域の方々の精神障がい者に対する理解を深めてまいります。

同じく３の(8)のうち、介護職員の処遇改善加算についてお答えします。

令和６年度の介護報酬改定においては、処遇改善加算の申請に係る事務負担を軽減する観点から、処遇改善に係る加算の一本化が行われております。県では、加算の新規取得や上位加算取得に向け、事業所へ社会保険労務士等の専門家を派遣して加算要件の説明や書類の書き方等を指導するとともに、加算が職員に適切に配分されるよう運営指導等を通して助言等を行っているところです。

県としましては、引き続き介護職員の処遇改善に努めてまいります。

同じく３の(9)、食中毒防止や生活衛生対策についてお答えします。

県では、毎年度、食品衛生監視指導計画を策定し、食品営業施設への監視指導、流通食品等の細菌検査などを実施することで、本県の食品の安全性の確保に努めています。特に提供食数が多い飲食店などについては、重点監視施設に位置づけ、監視指導を強化しているところです。宿泊施設に対しては、衛生管理に係る講習会を実施し、普及啓発資料の配付などを行うことで、事業者の衛生知識及び意識の向上を図っています。

県としては、引き続き食品衛生並びに生活衛生に係る関係機関と連携して、衛生管理の向上を図ってまいります。

同じく３の(10)、標準型電子カルテの導入状況についてお答えします。

国では、患者の医療情報を共有するための標準型電

子カルテの整備に取り組んでおり、遅くとも2030年にはおおむね全ての医療機関における導入を目指しているところです。厚生労働省が公表している医療施設調査によると、令和５年10月１日時点における県内の電子カルテを導入している医療機関は、病院が75.3%、診療所が65.7%となっております。

県としましては、標準型電子カルテの導入を検討している医療機関に対して、活用可能な補助制度を紹介する等の助言を行ってまいります。

同じく３の(11)、北部医療センターの整備進捗及び今後の運営体制の見通しについてお答えします。

公立沖縄北部医療センターの整備の進捗については、敷地造成工事、建築工事の事業者が決定されるなど、令和10年度開院に向けて予定どおり進捗していると認識しております。開院に向けて運営主体となる北部医療財団では、地域の医療機関と月１回の勉強会を開催し、情報共有や役割分担の確認を行うとともに、全国の病院へ医師派遣の要請活動を実施するなど、運営体制の構築に取り組んでおります。

県としましては、今後も関係団体と連携し、北部医療センター開院に向け取り組んでまいります。

続きまして５、ＳＤＧｓ・環境行政についての(1)のうち、ＰＦＡＳによる健康影響についてお答えします。

ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡは動物実験等により免疫系や肝臓等への有害な影響の原因となり得ることが指摘されていますが、どの程度の量が体に入ると影響が出るのかについては、いまだ確定的な知見はないとされております。

県としては、国の責任において適切に対処する必要があると考えており、住民を対象とした健康に係る調査の実施等を要請しております。また、有識者で構成するＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会では、県民への情報発信の在り方等について専門的な意見を頂いた上で、県で実施すべき対策について検討してまいります。

同じく５の(4)のうち、熱中症予防対策についてお答えします。

県では、県民の熱中症に関する意識の向上を図り、発生を予防することを目的に、県独自の啓発用資材の作成やラジオ、ＳＮＳ広告などを活用した普及啓発に取り組んでおります。また、地域や事業者への支援として、熱中症になりやすい高齢者等が多く利用する医療機関、薬局、地域包括支援センター等へ啓発用のポスターを配布するほか、労働局や気象台等との連絡会議を通して、各機関の取組について情報共有を図り、効果的に普及啓発が行えるよう取り組んでいるところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　３、医療・介護・福祉・生活衛生についての(2)、県立病院の経営状況等についてお答えします。

県立病院は、離島医療等の政策医療やコロナ対応等、県民の命を守る重要な役割を担ってきましたが、コロナ後の患者行動の変化、人件費や物価の高騰、全国的な医療人材不足により厳しい経営状況にあり、安定的な医療提供のため、各医療圏での機能分化・連携強化が求められています。このため、新たな地域医療構想を注視しながら、経営再建計画を策定し、収支改善や職員配置の最適化による経営基盤の再構成を進め、引き続き勤務環境の改善等による人材の確保や病院間の連携強化を図ることにより、安定的な地域医療の提供に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　３、医療・介護・福祉・生活衛生についての御質問のうち(5)、障害福祉分野での県の指導監査体制の強化、事業所への助言等についてお答えいたします。

県では、障害者総合支援法等に基づき、障害福祉サービス事業所に対する運営指導や監査を実施しており、事業所数が年々増加する中、不適切事案に対応するため、令和７年度に担当職員を増員し、指導体制の強化に努めているところであります。また、令和７年度から制度や手続等に係る問合せに対応するため、サポート窓口を設置し、障害福祉サービス事業所に対する各種助言等を行い、事業所の利便性の向上及び相談体制の充実等を図っております。今後も、障害福祉サービス事業所の運営及び利用者への支援が適切に行われるよう、市町村や関係団体とも連携して取り組んでまいります。

続きまして同じく３の(6)、生活困窮者支援の効果検証や支援の構築についてお答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画において、生活困窮者自立支援事業を施策を展開する取組として位置づけ、沖縄県ＰＤＣＡにて検証、評価を実施しております。生活困窮者自立支援法においては、生活困窮者の様々な事情を考慮し、明確な基準を置いていないことから、今般、その生活実態や支援ニーズを

分析し、今後の有効な施策展開につなげるための調査業務を11月補正予算に計上しているところであります。

県としましては、この調査結果を踏まえ、市町村や地域等と連携し、生活困窮者に対するより効果的な支援に努めてまいります。

続きまして同じく３の(8)、障害福祉職員の処遇改善加算についてお答えいたします。

令和６年度の障害福祉サービス等報酬改定において、処遇改善加算の申請に係る事務負担を軽減する観点から、処遇改善に係る加算の一本化が行われております。県では、令和７年度から障害福祉サービス事業所の事務負担軽減を図るため、行政書士による相談窓口を設置し、制度や処遇改善加算の事務手続等に関する相談や助言等を行っております。

県としましては、引き続き障害福祉職員の処遇改善に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　３、医療・介護・福祉・生活衛生についての(6)、子どもの貧困対策の効果検証等についてお答えいたします。

県では、平成28年度から子どもの貧困対策事業を実施しており、令和６年度の困窮世帯の割合は21.8％となり、事業実施前の平成27年度と比較して8.1ポイント改善するなど、一定の効果を上げていると考えております。県では、沖縄振興計画の中間見直しに向け、この10年間の施策の効果等を検証し、課題を整理することとしており、今後もこどもまんなか社会の実現を目指し、地域や学校など関係機関と緊密に連携しながら、総合的かつきめ細やかな支援体制の構築に取り組んでまいります。

続きまして同じく３の(8)、保育分野における事業所支援についてお答えいたします。

保育士等の処遇改善等加算については、これまで３種類あった加算を令和７年度から一本化し、算定及び実績報告等の事務手続において簡素化が図られているところです。また、手続については市町村が相談窓口となっており、県においては必要に応じて助言等を行っているところです。

県としましては、引き続き保育士の処遇改善及び手続の簡素化に努めるとともに、市町村と連携し事業所の支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　５、ＳＤＧｓ・環境行政についての(1)のうち、ＰＦＯＳ等汚染の実態把握と国への要請・協議、住民への情報提供についてお答えいたします。

県においては、米軍基地周辺の水質調査結果や地下水脈の調査結果から、ＰＦＯＳ等の汚染源は米軍基地である可能性が高いと考えております。そのため県としては、米軍に対し基地内への立入り申請を行っておりますが、いまだ実現していないことから、国及び米軍に対し立入調査を認めることや国及び米軍による原因究明調査と対策の実施について、機会あるごとに要請を行っております。また、県で実施した米軍基地周辺でのＰＦＯＳ等調査や全県的な水質・土壌調査の結果等については、県ホームページで公開しております。

同じく５の(2)、自然再生やブルーカーボンに関する施策と連携の在り方についてお答えいたします。

県では、自然再生推進法に基づく自然環境再生事業を進めるに当たっての手順や地域との協働などの留意点を取りまとめた、沖縄県自然環境再生指針を平成27年３月に策定したところです。また、当該指針が適切に活用されるよう自然環境再生を行う市町村等に対し、技術的助言を行っております。ブルーカーボンについては、市町村や学識経験者等で構成する協議会において進捗管理を行うこととしている第２次沖縄県地球温暖化対策実行計画に基づき、知見収集に努めております。

同じく５の(3)、海岸漂着物に係る課題と国の支援、並びに広域的取組の推進についてお答えいたします。

海岸漂着物は海外を発生源とするものが多く、毎年際限なく漂着するため、発生源対策と継続的な回収・処理の実施が課題となっております。そのため県では、国の地域環境保全対策費補助金を活用して回収・処理を行っておりますが、例年、全国知事会等を通じ他県とも連携して、国に対して必要な財源の確保等を求めているところです。また、市町村の協力を得た回収・処理だけでなく、県の海岸管理者が管轄する広域的な各海岸においても回収・処理を行っております。

同じく５の(5)、学校現場や地域コミュニティーでの環境教育についてお答えいたします。

県では、令和５年３月に策定した第２次沖縄県環境教育等推進行動計画に基づき環境教育等に取り組んでおり、その施策の一環として、沖縄県地域環境センターを設置し、教育委員会や市町村等の依頼により、

学校や地域において出前講座等を実施しており、令和６年度の実績は97回となっております。

県としましては、教育委員会や市町村等関係機関で構成する沖縄県環境教育等推進行動計画推進協議会において、計画の進行管理を行っており、引き続き環境教育の推進に取り組んでまいります。

同じく５の(6)、リサイクル等の促進に向けた県の制度設計や事業者支援についてお答えいたします。

県では、持続可能な沖縄を目指し、令和３年度に策定した第５期沖縄県廃棄物処理計画において、リサイクルに取り組む事業者への支援を施策の一つに掲げております。具体的には、県内の事業者が実施する産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進するための施設整備や研究等に対し、事業費の一部を補助することにより、事業者への支援を行っているところです。

県としましては、循環経済の移行に向けて、引き続き事業者への支援を行ってまいります。

同じく５の(7)、生態系の変化を把握するための取組についてお答えいたします。

県では、広範囲に分布するサンゴの白化状況を効率的に把握するため、衛星画像解析を活用しており、白化に影響する海域の水温に関する調査研究について国立環境研究所と連携しております。また、オニヒトデ大発生予察による駆除体制構築を進めるため、地域でオニヒトデ調査が実施できるようマリンレジャー関係者等を対象にモニタリングトレーニングを実施しております。

県では、今後とも衛星画像解析などの技術の活用を図るとともに、研究機関との連携や人材育成に取り組んでまいります。

同じく５の(9)、総合的な赤土対策、関係部局間の情報共有及び計画についてお答えいたします。

県は、赤土等の流出防止に向け、土木建築部や農林水産部を含め全庁的に取り組むため、昭和61年度に沖縄県赤土等流出防止対策協議会を設置しております。また、赤土等流出防止対策を総合的に推進するため、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画を策定しており、令和４年度には第２次計画を策定し、関係部局と連携して取組を推進しております。

県としては、令和８年度の同計画の中間評価において、同協議会での進捗管理も踏まえ、必要に応じ取組内容を見直して、赤土等流出防止対策のさらなる推進を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　ありがとうございます。

項目が多岐にわたりましたので再質問は幾つかに絞っていたんですが、知事が答弁したもので再質は予定していなかったんですけれども、ちょっと確認させていただきたいと思います。

４の農林水産行政についての(1)です。

答弁の最後のほうに、知事が直接要請しに行ったということがありましたが、これは私が行ったのか、私も行ったのか、再度答弁お願いいたします。最後の答弁のところですよ。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時19分休憩

午後２時19分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　８月の国庫要請のときには私が要請を行い、11月には農林水産部長と私で要請を行っております。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　それありますが、その前の県議会の動きは承知していないんですか。臨時議会も開きまして、知事への要請、不在でした。そして、経済労働委員会も行っていますよ。その行く前の、この議会での与野党の動きというのは知事、何も与党の皆さんは報告していないのか。把握していないんですか、それとも把握していること――県議会の動き、把握していましたらその内容についてどういう認識をしているのか、それと把握しているんでしたらそれについての評価、お願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　委員会の進捗及び結果については、その都度、担当部局から報告を受けております。内容は多岐にわたりますので、つぶさに記憶しているわけではございません。しかし、そこでまた決議が行われた場合も、決議が行われたその決議文についても報告が上がってきています。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　多岐にわたっていろんな事案があるからということで、今回のこの件についてはちょっと承知していないというのが残念でなりませんが、臨時議会も開いて、その前に内々に与野党で調整もしながら、知事、それから経済労働委員会は東京まで要請に行ってきたという形であります。引き続き、一般質問等で関連でやっていただきたいと思っております。

それではちょっと順番的に前後していきますが、安和の――ちょっとすみません、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時21分休憩

午後２時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○比嘉　忍 議員　再質問、大項目１の(7)、安和桟橋の件からです。

先ほど土建部長から答弁がありましたが、６月議会の我が会派の島袋大議員に対する答弁と全く一緒です。それから、そのときに小堀県警本部長から、「安和港出入口におきましては、昨年６月28日の死傷事故発生後も危険な抗議活動が行われており、ただいま御指摘のあったような事案についても承知しておりますが、個別具体の状況等については、お答えを差し控えさせていただきます。」と答弁がありましたが、抗議活動が行われているんですね、あれ以降も。ちなみに最近、直近でこの現場、知事は視察に行かれたことがありますでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　視察という目的で訪れたことはありませんが、その前の国道については幾度か通過した、通行したということがございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　通行してこの現場確認したと思いますが、どういう状況でしたか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私が通ったときには、通常の状況でありました。つまり、特別何か活動があるとか、そういうような状況ではございませんでした。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　今度ぜひ――知事が行くとなると、やはり部下たちが通報して、知事が行くかもしれないっていうことがあるかもしれません。実は私、先週も行きました。大変この県警本部長の答弁にあったような危険な抗議活動ですね、牛歩です。牛歩。先週の木曜日か金曜日に行っています。なので、ぜひこの危険性を知事、認識――まあする気がないのか、この今までポールで済ませているっていう感じなんですけど、ちょくちょく行くと必ずやっています。危険です。ですから、関係当局と――何ですか、協議の上とかやっていますけど、防衛局からのガードレールの設置要請は却下しているという状況じゃないですか。改めて、本当に先週ですよ。牛歩しています。今は入り口だけではなくて、向かいの旧道の歩道も歩いている状況。私は行くたびに出くわしていますが、どうですか。再度確認して危険性を認識したほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

安和の現場につきましては、北部土木事務所も――何ていうんですか、定期または不定期に一応確認はしております。道路法に基づいて我々道路管理者は管理しておるんですけれども、以前にも答弁したことございますが、道路が災害等により物理的に通れないとか、危険があるとか、そういう場合にのみ道路法に基づいて規制がかけられることになっております。我々としましては、防衛局とも協議の上、伐採をしたり、乗り入れ口においては、構造基準にのっとりまして、ラバーポールを設置しております。引き続き防衛局から話があったりとかすれば、また協議して、我々の取り得る対策があれば対応していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　今部長からありますように、防衛局と協議してと言っておりますが、防衛局側からはやはりガードレールの設置の要望とかがあると思うんですね。それから、我が会派の代表質問や一般質問でも常に言っているのは、ラバーポールとオレンジネットでは不十分ということで、昨年の痛ましい事故以来、活動家の皆さんが飛び出したりとか、ちょっと危険な行為があったというのも県警のほうでも把握していますし、本当に危ないです。先週行きました。もう一度申し上げますが、ぜひガードレールを設置していただきたいということと、ダンプトラックの出入口で牛歩すること、ネットフェンスを乗り越え車道側からの飛び出しなどの危険な妨害活動は、ダンプトラックの運行という県民の経済活動に悪影響を及ぼしていると思いますが、安和桟橋やまた本部港でもそうなんですが、ダンプトラックへの妨害活動が建設業、砕石業、運輸業、それらを基盤とする多様な県内産業を含む事業者にとって経済的なダメージをこの活動で及ぼしていると指摘したいと思いますが、御認識いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　一部繰り返しになって恐縮ですけれども、我々、道路法に基づいて道路の物理的な管理というものをやっております。道路法においては、歩行者の歩行を制限するとか規制するとかということができませんので、我々としては、取り得る対策として、乗り入れ口にポールを設置したり、植栽を伐採したりとか、そういうことで対応しているという状況でございます。引き続き検討していきたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　先ほどから再三申しています。一般質問や代表質問でも言っていますが、通行人の妨げって、抗議者しかいないです。牛歩していますよ、牛歩。本当に一般区民はいません。それから、その妨害によって、先週は海洋博方面から名護方面への２車線がもう潰されるぐらいダンプが詰まっています。だから、そこから右折するときには、もう危険な状態で非常に危ないですよ。だから、市民や区民を危険な状況に放置して、そのままにしているという知事の政治判断があるということを県民に言われかねないということを指摘しておきたいと思います。

それから、もう残り30秒しかないんですが、１、基地問題・安全保障についての(2)と(3)、普天間、辺野古です。

これは、平成９年12月24日に比嘉鉄也元名護市長が受入れを表明しました。総理官邸で受け入れましたが、橋本総理が涙したと言われているあのときの元名護市長が述べた琉歌、御存じでしたら知事、ちょっと答弁お願いしたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　申し訳ありません。不勉強で申し訳ありませんが、存じておりません。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　時間がありませんので、ネット等にも出ております。ぜひこの琉歌を調べて意味を解して、次回あたりの質問でやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

〔宮里洋史　議員登壇〕

○宮里　洋史 議員　沖縄自民党・無所属の会、会派を代表いたしまして代表質問を行わせていただきます。

１、ワシントン駐在問題について。

(1)、ワシントン駐在員活動事業では、法人設立や契約手続が定められたルールを踏まえず進められた可能性が指摘されております。こうした一連の行為について、知事は追認行為で正当化できるとしておりますが、その法的根拠は極めて不明確であります。追認により過去の行為が適法化されると判断した理由と法的根拠を県としてどのように整理しているのか伺います。

(2)、検証委員会は違法の疑い、監査委員は不適切な事務処理が継続との厳しい指摘を行っております。これらは県政の根幹を揺るがす内容であり、極めて重いです。知事はこれらの外部指摘をどのように受け止め、組織運営上の問題点をどう総括しているのか伺います。

(3)、事業の中で、法律事務に該当し得る業務を弁護士資格のない者が行った可能性が指摘されております。県は非弁行為の疑いについてどこまで事実確認を行い、弁護士法の観点からどう評価したのか。外部の専門的見解を取り入れたのかどうかを含めて、県の検証状況を伺います。

(4)、百条委員会の証人尋問では、担当者が積算資料や予算要求資料を作成しておらず、誰が作成したのかも把握していないと証言しました。委託料支出における根拠資料が存在せず、作成主体すら不明という状況は、財務規則や委託事務の適正手続に照らして看過できません。県として、資料がどのように作成され、誰が決裁し、どのような手続が踏まれたのか、事実関係の解明と責任の所在を明らかにする考えを伺います。

(5)、本件が長期間にわたり是正されなかった背景には、庁内ガバナンスの欠陥や内部統制の機能不全があります。県はどの段階でチェック機能が働かず、どのような組織的問題が存在したと考えているのか。また、再発防止に向けて制度改善・人員配置・審査体制をどう再構築するのか伺います。

(6)、問題が明らかになった後も令和６年度の執行分には違法の疑いが残るとの指摘をし、今般、一般会計決算は不認定となりました。県はこの執行をどのように評価し、違法状態の継続をどう整理しているのか。また、執行の正当性を確保するため、どのような改善措置を講じたのか伺います。

(7)、ワシントン駐在事業について、県は法的整理や問題点の総括がいまだ十分に示されていないにもかかわらず、令和８年度概算要求において5700万円余りを計上し、事業再開を前提とした姿勢を示しております。これでは問題の幕引きを図りつつ、既定路線で再開を推し進めているとの批判は免れません。なぜ法的整理よりも予算計上が先行したのか、そもそも駐在機能の必要性をどのように再評価したのか、適法なスキームをどう構築し直すのかを伺います。

(8)、ワシントン駐在問題について、知事は減給条例を提案してきたが、県民や職員の間には、実態解明が不十分なまま幕引きを図ろうとしているのではないかとの強い疑念が残っております。契約過程の違法性が指摘され、説明責任も果たされていない中で、減給のみで政治責任を区切ろうとする姿勢は信頼回復に資

するものなのか。知事自身、政治責任をどのように捉え、信頼回復に向けてどのような行動を取るのか伺います。

(9)、ワシントン駐在問題における関係職員の処分について、退職者が検討から除外され、現職についても訓告という注意喚起レベルにとどまった対応は、契約過程の違法性や組織的な問題の深刻さを踏まえると、県民の理解を到底得られるものではなく、事実関係の解明も責任の所在も曖昧なまま、軽微な処分で幕引きを図ろうとするかのような姿勢は看過できません。県として今回の問題をどう総括し、誰がどの責任を負うべきと認識しているのか伺います。

２、国土強靱化・防災減災・交通政策について。

(1)、近年の災害激甚化や南西地域の安全保障環境の変化を踏まえると、県が策定している沖縄県国土強靱化地域計画の検証は喫緊の課題であります。県は現行計画のどの部分に課題があると捉え、インフラ強化・物流確保・住民避難体制などをどう再構築しようとしているのか。また、国との役割分担や財源措置に向けた協議状況について伺います。

(2)、避難所の耐震化や備蓄の充実は、災害時の生命を守る最も基礎的な対策である。県は避難所の整備状況をどう把握し、どの部分に不足があると認識しているのか。また、飲料水・食料・発電機などの備蓄体制をどのように強化し、市町村との連携をどう図るのか伺います。

(3)、土砂災害のリスクが県内各地域で高まる中、区域指定とハザードマップの更新、周知は極めて重要であります。県は指定作業の進捗をどう評価し、住民への周知や避難訓練との連動をどのように進めているのか。また、未指定区域の解消に向けた課題認識と対応方針を伺います。

(4)、燃料供給の途絶や港湾閉鎖は、離島県である沖縄の生活に直結する重大なリスクであります。県はこうした事態をどこまで想定し、緊急時の物流ルート確保や港湾機能維持についてどのような対策を講じているのか。また、石油備蓄や関係機関との連携体制の強化について伺います。

(5)、限られた財源の下で道路網整備を進めるには、優先順位の明確化が不可欠であります。県は南部東道路や北部道路等の整備をどのように評価し、どの路線を優先的に整備する方針なのか。また、渋滞解消、安全確保、経済効果の観点から、路線選定の基準をどう整理しているのか伺います。

(6)、バス路線の減便・廃止が増える中、地域公共交通の再設計が急務となっている。県は交通空白地の解消をどう図り、オンデマンド交通やデマンド型バスなど新しい仕組みをどのように導入しようとしているのか。また、自治体との連携による持続可能な交通体系の再構築について伺います。

(7)、モノレール延伸は長年議論されておりますが、採算性や需要予測などの課題が残っております。県は延伸の必要性をどう捉え、現時点での可能性をどう評価しているのか。また、ほかの交通施策との整合性、財源確保の見通しを含めた方向性を伺います。

(8)、離島の港湾は平時の物流だけでなく、災害時の物資拠点として極めて重要であります。特定利用空港・港湾制度については、防災機能の強化や財源確保に寄与する可能性がある一方、県の姿勢が慎重過ぎるとの声も聞かれております。県は制度の活用をどのように評価し、国との協議をどこまで進めているのか。また、県が慎重である理由と離島住民の安全確保に向けどのような具体策を講じているのか伺います。

(9)、橋梁やトンネルなど老朽インフラの更新は急務であるが、財源確保や施工人材の不足が課題となっております。県は更新計画をどのように策定し、ＰＰＰ／ＰＦＩの導入可能性をどう検討しているのか。また、優先順位づけと長寿命化対策の考え方について伺います。

(10)、鉄軌道導入に関する調査結果を踏まえ、県は実現可能性をどう評価しているのか。鉄道に代わる交通体系の構築が必要であるとの指摘もある中、県はＢＲＴや基幹バスなどの導入を含め、地域交通の再編をどう進めるのか。今後の交通政策の方向性を伺います。

(11)、11月24日に企業局管理の導水管が破裂し、大規模な断水が発生したことで、県民生活、医療機関、事業者、観光など幅広い分野に深刻な影響が出た。インフラ老朽化の把握、点検・更新計画の適切さ、初動対応や情報伝達の在り方、給水支援体制の課題などが浮き彫りとなりました。県として今回の事案をどう検証し、再発防止と強靱化のためにどのような対策を講じていくのか伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　宮里洋史議員の御質問にお答えいたします。

ワシントン駐在問題についての御質問の中の(8)、減給条例提案の意向及び知事の責任と信頼回復についてお答えいたします。

沖縄県としては、議会をはじめ県民の皆様に対し、

問題の所在、発生した要因や再発防止について説明する必要があると考え、11月14日にこれらを取りまとめた報告書を公表するとともに、庁内において共有を図るなど、再発防止に取り組んでいるところです。私は行政の長として、包括的な事務の執行管理権限を有しており、公務の執行に対する県民の信頼回復に努める強い決意を示し、透明性を確保した適切な行政運営を一層推進するため、本議会において知事の給与を減額する条例案を提出したところであります。この強い決意の下、今回の問題から得られた教訓を庁内で共有し、再発防止に取り組むことで、県民の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、国土強靱化・防災減災・交通政策についての御質問の中の(8)、特定利用空港・港湾の指定についてお答えいたします。

島嶼県である沖縄県において、空港及び港湾は、経済、産業活動を支える重要な社会基盤であると考えております。そのため沖縄県としては、航空及び海上交通の安全性・安定性の確保、輸送需要の増大等に応じた航空路及び航路の拡充、離島振興、防災・減災などの観点から、空港及び港湾の整備を推進しております。一方、国によりますと、特定利用空港・港湾における整備や既存事業の促進は民生利用を主とするものであるため、費用対効果分析等を行った上で、空港・港湾整備事業の既存制度で実施するとのことであります。また、自衛隊、海上保安庁のニーズがある施設であるかの観点のみを切り出して優先的に配分したかを明らかにすることは、予算制度上困難であるとのことであります。

沖縄県としては、既に指定された他道県の整備の状況等を注視し、適切に対応してまいります。

次に、質問要旨２の(11)、企業局導水管の破損事故についてお答えいたします。

このたび、水道用水及び工業用水の断水により、県民の皆様及び工業用水ユーザーの皆様に大変御不便をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

企業局では、直近10年間で水道管の整備に約400億円を投じておりますが、更新基準年数を超える管路は約30％となっております。今後の更新は、大口径の管路が中心となることから、令和19年度までに要する事業費は約1000億円と大幅に増加する見込みとなっています。そのため、水源が北部地域に集中し、都市部の中南部地域へ水を運ばなければならない沖縄の地理的特性なども国へ丁寧に説明した上で、財源確保に向けてしっかり取り組んでいきたいと考えております。また、事故発生後の情報発信、国、市町村及び関係機関との連携は効果的に行われたか検証した上で、様々な分野の県の危機管理に生かせるよう、今後も取り組んでまいります。

その他の御質問は、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、ワシントン駐在問題についての中の(1)、追認による適法化の根拠等についてお答えいたします。

平成27年当時、ワシントンＤＣオフィス社を設立するための文書による意思決定が行われていなかったため、その是正のための各措置を講ずる前に、まず県として同社を設立したことを明確にする必要がありました。このため、令和６年12月に文書管理規程第36条に基づき文書により追認し、これを起点として、株券の公有財産台帳への登載、駐在職員の営利企業従事許可、議会への経営状況報告といった措置を講じたものです。

県としては、追認により設立時に文書による意思決定が行われていなかった事実や、それに起因した法定の手続がなされていなかった事実が遡って正当化されるものではないと考えております。

同じく１(2)、検証委員会の指摘に対する受け止め等についてお答えいたします。

調査検証委員会の指摘は、文書による意思決定がなされていなかったことなど、設立に係る手続の瑕疵に端を発し、株主総会の開催等、法人の運営も含めて違法となる可能性が否定できないという趣旨と理解しております。また、監査委員の指摘は、法人設立、出資についての事前調整が不足し、議会に対する説明がされなかったことなどが不適切な事務処理であるという趣旨と理解しております。このような問題が生じた要因としては、事前の検討不足、関係者間のコミュニケーション不足、関係法令の理解不足、組織体制の脆弱さがあったと考えており、これらの問題は業務の内容を問わず、全ての職員が留意すべきものであることから、当該事案に係る報告書を作成し、知事からのメッセージを添えて庁内で共有したところです。

同じく１(3)、非弁行為の疑いに関する検証状況についてお答えいたします。

県は、調査検証委員会の指摘を受け、非弁行為に該当するかについて、報告書で言及されているコロンビア特別区控訴裁判所規則の規定及び同控訴裁判所が示す解釈を踏まえて検討し、その上でコロンビア特別区の資格を有する弁護士にリーガルチェックを依頼しま

した。このような検証の結果、ワシントンコア社が法律事務を行う権限や能力があると表明して行った場合は非弁行為に該当しますが、同社は県に対してこのような表明をしておらず、県としても同社が専門的な法的知見を有していると認識していなかったことから、同社の行為は非弁行為に当たらないと考えております。

同じく１(4)、委託料支出の根拠資料等についてお答えいたします。

委託料の執行に当たっては、財務規則に定める予算執行伺いがなされており、当該予算執行伺いには起案者の記名押印がなされた上で、積算資料が添付されております。また、委託料の精算に際しては、領収書等の証拠書類の提出を求めて検査を行い、委託業務の実施に要した経費を確定した上で支出しております。なお予算要求資料は、当該年度の前の年度に、その時点の担当者が作成することとなっております。このため、予算要求の資料及び委託料の支出における証拠資料が存在せず、作成主体が不明という状況にはないものと考えております。

同じく１(5)、組織的問題及び再発防止についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社について、およそ10年にわたって是正の措置が講じられなかった背景には、設立時に関係法令の理解不足や職員間のコミュニケーション不足等により、必要な手続や適切な引継ぎが行われなかったこと、また、是正する機会があった職員においても、設立時に適切に処理されていることを前提とした調査にとどまったことなどの要因があると考えております。

県としては、様々な分野で前例のない新たな課題に取り組む必要がある中、同様な問題を繰り返さないためには、職員一人一人がこうした要因を十分認識することが必要であると考えていることから、要因と教訓を要約した上で、知事のメッセージと併せて庁内で共有したところです。

同じく１(6)、令和６年度予算の執行に係る評価等についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社については、本年２月までに必要な措置を講じた上で、本年６月に解散したところであり、令和６年度予算については、ワシントン駐在員活動事業費も含め、おおむね適正に執行したと認識しております。しかしながら平成27年以来、およそ10年にわたって同社の設立に係る文書による意思決定や議会に対する経営状況報告等が行われない状態が続いたことが今回の不認定につながったと考えており、重く受け止めております。県では、再発防止に向けて、問題の要因及び教訓について知事のメッセージと併せて庁内で共有したところであり、今後一層適正な予算執行に努めてまいります。

同じく１(7)、令和８年度当初予算概算要求についてお答えいたします。

平成27年度以降、ワシントン駐在が沖縄の基地問題の解決はもとより、観光等の情報発信や在米県人会等との連携にも重要な役割を果たしてきたことを踏まえると、駐在機能は引き続き必要であると考えております。このため、米国における情報収集等の取組については様々な可能性を踏まえて、令和８年度当初予算概算要求に係る庁内手続の下で検討を行っているところです。また、ワシントン駐在に関する一連の経緯につきましては、調査検証委員会の指摘等を踏まえて事実関係や問題点を整理し、報告書として公表しております。

県としては、高い透明性を確保した体制で再開できるよう、米国における職員配置の在り方、法人設立の要否等に関する検討を幅広く行っているところであり、適切な時期に予算案として提案したいと考えております。

次に２、国土強靱化・防災減災・交通政策についての中の(1)、国土強靱化地域計画の課題と財源措置等についてお答えいたします。

県では、昨年度、防災インフラの整備・管理の戦略的な推進やライフライン全体の強靱化を盛り込むなど、沖縄県国土強靱化地域計画の全面見直しを図り、県土の強靱化を進めております。同計画では、海底送電ケーブルや上水道施設の更新等のほか、緊急輸送道路の無電柱化、住民の避難地となる都市公園の整備、避難経路の確保などを図ることとしております。近年相次ぐ災害を受け、強靱化策の充実が課題として常に求められていることから、国と連携を密にしながら県土の強靱化に資する事業のさらなる検討と国との予算協議等を進めてまいります。

同じく２の(4)の中の、燃料供給の途絶や港湾閉鎖の想定と関係機関との連携体制についてお答えいたします。

沖縄県地域防災計画では、広大な海域に散在する離島などにおいて、地震・津波により生命線となる港湾等が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態を想定しております。このため、大規模災害の発生時には、自衛隊や防災関係機関と連携して航空機等による物資輸送等を実施することとしております。

以上になります。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、ワシントン駐在問題についての(9)、職員の責任についてお答えします。

職員の責任について、義務違反の有無、原因及び過失の程度等について調査を行い、懲戒処分の要否について審査しました。その結果、懲戒処分ではなく、職務遂行能力の改善向上のための矯正措置としての訓告の実施が相当と判断し、在職する職員のうち６名に対して過失の程度等に応じて、文書または口頭での訓告を講じたところです。なお、懲戒処分は、任命権者が勤務関係の存在を前提に、職員の一定の義務違反に対して責任を問う処分であるため、退職者については処分等を行うことはできません。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　２、国土強靱化・防災減災・交通政策についての御質問のうち(2)、避難所における備蓄等整備の状況とその強化についてお答えいたします。

災害対策基本法に規定する指定避難所については、令和６年12月の国の調査によれば、県内の849施設の防災機能設備として、非常用発電機等は約５割、飲料水は約５割、冷房機器は約６割の施設において確保されております。県では、市町村における備蓄等を支援するため、国による支援制度の情報提供を行っているほか、県においても市町村の備蓄を広域的に補完する立場から、発災から３日間に必要となる物資を県内５か所に備蓄しております。引き続き円滑な災害時の物資供給を行えるよう市町村と連携し、災害に備えた備蓄の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　２、国土強靱化・防災減災・交通政策についての(3)、土砂災害警戒区域の指定状況等についてお答えいたします。

県では、土砂災害のおそれのある土地2251か所のうち、1471か所を土砂災害警戒区域に指定しており、進捗率は約65％となっております。令和６年度は102か所を指定しており、早期の指定に向け取り組んでいるところであります。また、土砂災害に対する防災訓練については、市町村に対し、情報伝達訓練への参加や住民参加型避難訓練の実施を促すなど、連携して取り組んでおります。引き続き土砂災害のおそれのある区域等の指定、周知に取り組んでまいります。

次に同じく２の(4)のうち、緊急時の港湾機能維持に向けた取組についてお答えいたします。

島嶼県である本県において、災害時に基幹的交通ネットワーク等の機能停止などにより、地域経済活動が低下することのないよう、港湾の整備と機能維持に向けた取組が重要と考えております。土木建築部では、中城湾港や金武湾港等において、災害発生時のエネルギー輸送等に資する航路の維持や早期回復を目的とした港湾ＢＣＰを策定し、実効性の向上に努めております。引き続き国や関係者と連携しながら、災害に強い港湾づくりに取り組んでまいります。

次に同じく２の(5)、道路網の整備方針についてお答えいたします。

県では、国と連携し、慢性的な交通渋滞の緩和等の課題解消に向け、広域的な道路網の整備を進めております。具体的には、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路ネットワークの構築に取り組んでおり、南部東道路や浦添西原線の整備などを進めております。また、短期的な渋滞対策である主要渋滞箇所における渋滞ボトルネック対策にも取り組んでおります。引き続き国や関係機関等と連携し、体系的な道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。

次に同じく２の(9)、長寿命化修繕計画に基づく老朽化対策についてお答えいたします。

橋梁やトンネルの老朽化対策については、定期点検の結果、早期の修繕が必要な橋梁63橋、トンネル４か所を優先して対策を実施しております。財源については、国の防災・減災、国土強靱化に係る補正などにより予算を確保しており、現時点では大きな課題となっておりません。ＰＰＰやＰＦＩの導入については、今後、国等の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　２、国土強靱化・防災減災・交通政策についての中の(6)、自治体との連携による持続可能な交通体系についてお答えいたします。

県では、各圏域の関係市町村との連携交通会議において、コミュニティーバスの広域運行等による利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた議論を行っているところです。コミュニティーバスについては、市町村圏域を越えて運行する取組や複数市町のコミュニティーバスが接続する取組も実施されたところです。また、県では、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定に今年度から着手しており、県民や各

種ステークホルダー等と連携・協働しながら、路線バスやコミュニティーバスを含めた公共交通ネットワークの在り方や公共交通の将来像の構築を検討してまいります。

同じく２の(7)、モノレールの延伸等についてお答えいたします。

県では、平成30年度及び令和３年度に、モノレール延伸の導入可能性調査を行ったところ、西原町を含む対象５ルート全てで公共交通全体の利用者増はあるものの、採算性等の課題がある結果となっております。また、昨年度から今年度にかけては、普天間方面への導入可能性に関する調査を行っており、延伸可能性に関する評価や課題等について整理していくこととしております。

同じく２の(10)、鉄軌道の実現可能性と地域交通の再編についてお答えいたします。

鉄軌道の導入については、国から事業性や採算性などが課題として示されていることを踏まえ、費用便益比や事業採算性、鉄軌道の導入による県外の駅前開発事例を踏まえた経済波及効果の調査を行うなど、早期実現に向けた取組を進めているところです。地域交通につきましては、公共交通の将来像を描く次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定において、県民意見を踏まえながら、将来像の実現に向けた取組を幅広く検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　再質問していきます。よろしくお願いいたします。

ワシントン駐在問題についてでありますが、初めの(1)で知事公室長が答弁されました。令和６年12月に追認をされて、それが遡って正当化されるものではないという答弁だったのか、改めて回答を願いたいと思います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　後半の部分、改めて説明したいと思います。

県としましては、追認により設立時に文書による意思決定が行われていなかった事実や、それに起因した法定の手続がなされていなかった事実が遡って正当化されるものではないというふうに考えているということでございます。

○宮里　洋史 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時４分休憩

午後３時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　今の答弁じゃ少し分かりづらかったものですから、昨年は追認したという事実があったという答弁の中で、過去を遡って正当化したわけではないという今の答弁の、細かいどういった取扱いなのかの説明をお願いいたします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しで恐縮なんですけれども、平成27年当時にワシントンＤＣオフィス社を設立するための文書による意思決定が行われていなかったということがあります。その是正のための各措置を講ずる前に、まず県として同社を設立したことを明確にする必要があったと。そのため、令和６年12月に文書管理規程第36条に基づいて文書により追認し、これを起点として、株券の公有財産台帳への登載、駐在職員の営利企業従事許可、議会への経営状況報告といった措置を講じたというものでございます。

以上です。

○宮里　洋史 議員　その後の答弁の説明をお願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時６分休憩

午後３時６分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　当時、文書による意思決定が行われないまま法人を設立したという行為が――何ていうんですか、治癒されるというわけではないという意味でございます。

以上です。（発言する者あり）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。聞こえません。

休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　違います、議長。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県としては、令和６年12月に追認を行ったわけですけれども、それによって当時文書による意思決定が行われていなかったという事実

が治癒されるというわけではないというふうに考えているということでございます。

○宮里　洋史 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　説明が不十分で大変申し訳なく思っております。

先ほど申し上げましたように、平成27年当時に、設立するための文書による意思決定が行われていなかったというのを治癒するというものではないんですけれども、令和６年12月に行った追認によりまして、27年当時からのワシントンＤＣオフィス社の設立については認めたという形になろうかというふうに考えております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　今、明確な答弁をいただきました。ワシントン――法人については認めたという、追認ということで確認が取れました。よろしくお願いいたします。

再質問していきますけれども、（資料を掲示）　こちらに百条委員会で提出された資料があります。これは、令和２年11月26日、27日に、基地対策課が当時の山里情報産業振興課長、金城雇用政策課班長、金城参事監、運天参事監に聞き取りを行った内容が記録されたメモでございます。当初このメモは聞き取り内容が黒塗りで出されておりました。しかし、黒塗りを解除して出し直すように委員会から求めたところ出てきた資料であります。そこでまず、山里課長の発言であります。「実際に株券を発行したり、資金が動くといった実態は無く、このため本庁側での財産登録もできないという話になったと記憶している。」という聞き取り調査の内容がございます。この発言が事実であれば、当初、株券は発行されていなかったということになります。公室長はこれまで、株券は発起人だった弁護士の事務所にずっと眠っていたと答弁しておりますが、どちらが真実ですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時12分休憩

午後３時12分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　令和２年11月26日の聞き取りのメモにつきましては、当時の担当等が山里氏等から聞き取ったメモであります。本人はそのメモについて確認をしていなかったというふうに考えております。そして、その株券等につきましては我々も調査したとおり、当時の発起人である弁護士が作成して、当時から株券はあったというふうに認識しているところでございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　改めて確認します。

当初株券は発行されず、問題発覚後、最近になって財産登録をするために慌ててつくらせたなどという事実はありませんね。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　株券について昨年来どこにあるのかということで調査をしていたところ、弁護士事務所にあったということでございますので、改めて作成したという事実はないというふうに理解しております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　続けます。

運天参事監は――当時ですね、次のようにも答えております。「株に関して、資金のやりとりはないと中阪社長から聞いている。株式を発行し登録するまで、恐らく委託料とかのお金を一度出してまた戻したのではないか。結果として、資金のやりとりはないと聞いている。債権があるわけではない。」と運天参事監は述べられております。これ会社法に詳しい人なら見せ金行為だと思われるんですけど、いかがでしょうか。出資金が用意できないから、誰かから借りてきて一瞬だけ口座に入れてすぐ戻す。その手法なんですけれども、これ完全に違法行為なんですよ。会社設立自体無効になるような行為だと思うんですね。そして、1000ドルの出資金は、2015年７月10日にコア社がＤＣオフィス社に振り込んだ３万ドルの中に入っていると本会議の中で強弁しておりますけれども、運天さんの発言と矛盾しております。そして、当時の課長――最近証人尋問が終わりました。当時の課長は、委託料に資本金は含まれていないと。含まれているのであれば、会計課に言わないといけないから承知していないと。知らないって言っているんですよ。これどちらが正しいんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　株式発行の際に使用した金額については、委託料の中から支出されているものと承知しております。また、百条委員会において各証言をした方々がどのような意思で発言したかというのは、こちらのほうでは少し承知していないということでございます。

以上です。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　承知しているという発言がございました。当時の担当課は積算をしていないと。当時の課長は、積算にこれは入っていないっていうのを百条委員会で言っているんですよ。そういえば振り返ると、これ追認したからその３万ドルに入っているって承知したのは誰なんですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時16分休憩
午後３時17分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　令和６年12月の法人設立についての伺いの中で、駐在活動の支援、委託業務の中からワシントンＤＣオフィス社の口座に振り込んだ資金のうち1000ドルを出資と位置づけているということを確認しているところでございます。
○宮里　洋史 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時17分休憩
午後３時19分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　当時のコア社の出金とＤＣ社の入金の状況を確認して、この1000ドルの資金の支出を確認したということでございます。
○宮里　洋史 議員　誰にですか。
○中川京貴 議長　知事公室長、そのまま。
○溜　政仁 知事公室長　誰にというわけではなくて、その当時の入出金の状況を確認して、1000ドルの出資があったということを確認したということでございます。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時19分休憩
午後３時21分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　まずワシントンコア社から入出金の状況を確認して、ＤＣオフィス社についても取締役会の記録を確認したということでございます。
○宮里　洋史 議員　すみません、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時21分休憩
午後３時22分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　令和６年度にそのような問題が起きたものですから、令和６年度のワシントン駐在の担当者がコア社とワシントンＤＣオフィス社のほうから確認をしたということでございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　今入出金の状況というお話もございました。ということはですよ、この1000ドルの領収書があるということですね。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時23分休憩
午後３時23分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　株券につきまして、1000ドルについては、領収書の代わりに株券が発行されているものというふうに理解しております。
○宮里　洋史 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時24分休憩
午後３時27分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　僕は、先ほどの答弁で出納の確認ができたから追認したっていう答弁を受けたので、領収書ありますかって聞いたんですね。そしたら株券がありましたって言ったんですよ。それ出納の確認と株券は多分一致しないんですよね。その答弁のごまかしっていうのをしっかりしていただきたいんですけど、出納は何で確認したんですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　当時、出資金を含めワシントンコア社がワシントンＤＣオフィス社に送った資金はワシントンＤＣオフィス社の支出に充てられており、これらの支出はワシントンＤＣオフィス社が委託業務の実施に要した経費の実績として、県に報告され精算されているというものでございます。
以上です。
○宮里　洋史 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時27分休憩
午後３時28分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　当時の入出金の状況としては、コア社とＤＣ社の銀行口座の確認で分かるわけですけれども、これは1000ドルだけを入出金したのではなくて、そのほかの活動資金といいますか、資金をまとめて送っているので、先ほど答弁したように支出について実績報告で確認しているという回答をしたと

ころでございます。
○宮里　洋史 議員　議長すみません、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時29分休憩
午後３時30分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　再度答弁させていただきます。
その1000ドルを株券にしたという趣旨については、ＤＣ社の取締役会の記録により確認をしているということでございます。
○宮里　洋史 議員　すみません、議長。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　前の前の前の答弁で……
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時30分休憩
午後３時32分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○宮里　洋史 議員　分かりました。
それでしたら、1000ドルは確認できなかったということでよろしいですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時32分休憩
午後３時33分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　説明が二転三転して申し訳ございません。まず、当時の活動費としてワシントンコア社からＤＣ社に３万ドル支払われていて、その一部から1000ドルが支払われているということでございます。それについては1000ドルの領収書というのがあるわけではなくて、ＤＣ社の取締役会の記録の中で確認をしたということでございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　初めからそのような答弁をしていただきたいんですけど、５分も時間を使って結局３万ドルの中にありますって、私たちの見方ですよ、強弁しているようにしか見えないんですよ。1000ドル確認できていないので。
あと、議会事務局が調べてくれましたが、外国にいる日本人を証人尋問できるかということについては、我が国の主権が及ばないから外交ルートを通じて云々あって、結局事実上不可能なんですよ。最も重要な出資の事実を確認することもできないんですよ。もっと言えば、外国法人と契約してしまえば、百条委員会も監査委員もかいくぐれる、そういうことになるんですよ。知事は地域外交を進めると言っていますが、県が外国法人と契約している件数は幾つありますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　今、外国法人との契約については把握できていないところでございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　後日でもいいので確認してください。よろしくお願いいたします。
これ、地方自治法の穴と言ってもいいかもしれません。今後外国法人との契約については、議会がチェックできるような独自の取組も必要なのではと思いますよ。
あと、運天さんのこの令和２年の聞き取りのメモ、さらにこの運天さんからは驚愕の発言が続くんですよ、いいですか。「会社としての活動実績を示すため、ワシントン事務所とマーキュリーが契約する必要がある。」、「本当は現地職員はあと１人いないといけないが、来年採用するといった感じで毎年ごまかしている。」、「地方自治法と整合性をとってやるなら、事務所は置けないと思う。」、「非常に黒に近いようなグレーな話が多く、ワシントン駐在は閉めたほうがよいと思っている。」、「色んなことが明るみにでるとまずい」、「謝花副知事は自分が話したことがあるので、ある程度は知っていると思う。」。いいですか、議場の皆さんも県民の皆さんも聞きましたよね。およそ公務員のする発言とは思えませんよ。時間の関係もありますので同僚議員がこれはやっていただけると思うんですけれども、あまりにもひど過ぎます。この聞き取り、先ほど知事公室長の答弁では、当時聞き取った裏取り、要するに本人に確認していないメモだからとおっしゃっていましたけど、これ公文書じゃないんですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　公務により作成したものですから、公文書に当たるというふうには理解しております。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　百条でも――知事公室長、公文書って今おっしゃったこの聞き取りメモについて改めて聞きたいんですけれども、これは公文書だけど内容は信憑性ないって言っているんですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　信憑性がないといいますか、その聞き取りについては、当時の担当が聞き取った相手方のところに赴いてどういうふうになっている

のかっていうのを聞いたものをメモして、内部で報告をするために作成したものだと承知しております。ですので、それについて再度これで正しいですかという確認はしていないというふうに承知しているということでございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　なぜしないんですか。また、この公文書の正当性が疑われる場合、これ作成した人の虚偽記載とかになりませんか、どうですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ですので、内部でまずは共有するという時点でのメモだったというふうに承知しております。これを改めて正式にといいますか、出す必要があるということになれば、当然当事者の確認等が必要になってこようかというふうに考えております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　表に出す場合は話が変わるみたいに聞こえるんですが、当たっていますか。大丈夫ですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　本人にこういうふうに発言しているが正しいかというのは確認する必要があるということです。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　溜公室長はこの聞き取りを見ていないのかもしれませんけれども、何度も気づくタイミングはあったと思うんですよ。株式会社と書いていますよね。そして２代目所長は当時の起案担当者に、これ財産じゃないかなって相談もしているんですよ。でもその話もなくなっている。令和２年の聞き取りでも株式会社って明記されているんですよ。だけどこの話がなくなって、去年降って湧いたように知りませんでしたって、これ組織的隠蔽と言われてもおかしくないんじゃないですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　令和２年当時、担当者はこのメモに基づいて私に――当時、課長だったんですけれども、説明をしたということでございます。私としては、その当時、議会前ということもあって忙しかったということも聞いております。状況は詳細に――詳細にといいますか、覚えていないわけですけれども、それが事実であれば――失礼しました。そういう状況で再度確認すべきであったであろうと思っており、大変反省しているところでございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時40分休憩

午後３時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　令和２年の聞き取りを指示したのが多分溜公室長だと思うんですね。そういうような答弁だと受け止めておりますけれども、これで令和６年に株式会社と知らなかったっていう答弁ができる理由を教えてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　令和２年当時、その聞き取りを指示したというわけではなくて、担当者は、令和２年当時のワシントン駐在からそういう情報があるということに基づいて聞き取りをしたということで承知しております。

○宮里　洋史 議員　すみません、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時41分休憩

午後３時41分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しますけれども、令和２年当時のこの聞き取りについては、その当時の担当者がワシントン駐在から株式会社ということになっているかもしれないというような情報があったために、その聞き取りをしたというふうに承知をしておりまして、私としては、それを指示した記憶もありませんし、実際報告も記憶にないわけなんですけれども、それをはっきり確認したのが令和６年10月の決算特別委員会の前でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　じゃこれ職員が勝手に聞き取りしたんですか。そして、その報告は一つも覚えていないという答弁でよろしいですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますけれども、職員が情報を得てまず確認をしたと。それで、その報告のためのメモだったであろうというふうに考えております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　何も分からなかったという答弁として受け止めていきたいと思いますが、また新しく予算要求しているんですけれども、担当課をすぐ呼んだんですよ。予算要求をする前に新聞記事になったから。そしたら寝耳に水って言っていましたよ、財政課は。知事公室、これ情報漏えいじゃないですか。こん

なこと許されるんですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時43分休憩
午後３時43分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　新聞等に掲載されていたものにつきましては、まだ内部での調整中の資料でございます。未確認の情報により県民の間に混乱を生じさせることはあってはならないと考えており、情報管理の一層の徹底に取り組む必要があろうかというふうに考えております。
以上です。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時44分休憩
午後３時44分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　当時――当時といいますか、新聞に掲載された記事の情報がどのように書いた記者に渡ったのかというのが不明ですので、すぐに情報漏えいに当たるとか当たらないとかっていうことは即座に発言はできないというふうに考えております。
○宮里　洋史 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時44分休憩
午後３時45分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　当該資料につきましては、課内だけではなくて部内等でいろいろな意見交換はしておりますので、必ずしもどこからの――ニュースソースといいますか、になったのかっていうものは明らかではないというふうに考えております。
○宮里　洋史 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時45分休憩
午後３時46分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　知事、そして副知事、今回減給条例を出しておりますけれども副知事が入っておりません。令和４年、令和５年も副知事は減給されておりますけど、今回入っておりません。その理由をお聞きしたいとともに、今回の県の対応は重大性を全く分かっていないと私は思っているんですよ。私たち沖縄県が保革ありながら、いろんな選挙も含めて復帰前からずっといろいろ活動してきたのも、統一した思いがあるんですよ。県民総意。それは基地負担の軽減ですよ。そういう思いがみんなありながらやっていて、このように法を外れてしまった瞬間に私たちの正義は消えるんですよ。その重み分かりますか。私たちの声を聞いてくれないし、信頼が崩れて消えるんですよ。どうなんですか、皆さん。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　今般、私の減給条例を提案させていただいているのも、私が行政の長として包括的な事務の執行管理権限を有しており、今般のワシントン駐在に関する不適正な事務処理については、公務の執行に対する県民の信頼回復に努めなければならないという強い意志を示し、そして再発を必ず防止するということを全庁職員でそれを確認をするという意思が込められております。ですから、このような条例を提案させていただいておりますけれども、引き続き公務の信頼を得るためには、職員が一丸となって様々な課題に対して果敢に取り組んでいくという姿勢を改めて示したいというように考えております。
○中川京貴 議長　副知事は時間が超過しているので、答弁できません。
20分間休憩いたします。
午後３時47分休憩
午後４時10分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
休憩前に引き続き代表質問を行います。
上原快佐議員。
〔上原快佐　議員登壇〕
○上原　快佐 議員　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。
てぃーだ平和ネットの上原快佐です。
会派を代表して質問をさせていただきます。
質問に入る前に、今日、県紙の２紙両紙とも１面がオキちゃんが亡くなったということで、私記事を見て初めてオキちゃんが私よりシージャだったんだなということが分かりまして、長い間活躍されていたんだなということで、非常に沖縄の観光に、また子どもたちの教育についても貢献されたんだなということで、まず感謝を申し上げたいなと思います。
それでは、質問をさせていただきます。
まず１、知事の政治姿勢についてでありますけれども、(1)、非核三原則見直し及び安保３文書改定についての知事の見解をお伺いいたします。
(2)、キャンプ・シュワブ東側の大浦湾埋立工事着手への見解をお伺いいたします。
(3)、暫定税率廃止に伴う本県への影響及び附帯決

議に対する評価をお伺いいたします。

２、医療行政について。

(1)、赤字病院が全国的に増加しておりますけれども、本県の現状と主な要因についてお伺いいたします。

(2)、本県の自治体病院の役割及び現状と課題についてお伺いいたします。

３、福祉行政について。

(1)、県内の乳幼児置き去りと児童虐待の現状及び全国との比較についてお伺いいたします。

(2)、県内におけるＤＶの現状と課題についてお伺いいたします。

４、保育・教育行政について。

(1)、小中学校における不登校の児童生徒数の推移及び要因についてお伺いいたします。

(2)、不適切保育の現状及び対応についてお伺いいたします。

５、離島課題について。

(1)、離島児童生徒支援センター、いわゆる那覇市にあります群星寮でございますけれども、その拡張について見解をお伺いいたします。

(2)、離島での住宅整備における県の役割についてお伺いいたします。

(3)、悪天候による船の欠航率が高い離島――今日もネットで離島の就航状況を調べましたけれども、このような本島の天気であったとして海が荒れていて欠航しているところがかなりあります。例えば泊から出ている船だと、粟国も本日欠航しておりました。最近新聞報道等でもあります鳩間島の航路も欠航しておりました。そういった欠航率の高い離島への県の支援についてお伺いいたします。

次に６、県経済について。

(1)、令和７年度本県経済の見通しの概況についてお伺いいたします。

(2)、消費者物価指数の推移と主な要因についてお伺いいたします。

７、ウチナーグチの普及促進について。

(1)、現在の取組と話者数の推移についてお伺いいたします。

(2)、普及団体からの要望や課題の共有についてお伺いいたします。

８、水道行政について。

(1)、導水管破裂の経緯と要因及び今後の対策についてお伺いいたします。

(2)、断水による経済的損失等の被害状況についてお伺いいたします。

最後に９、農業振興についてでございます。

(1)、ゆがふ製糖の工場建て替えに係る国の財政支援の取組についてお伺いいたします。

(2)、県及び市町村の負担割合の方向性についてお伺いいたします。

壇上での質問は以上となります。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　上原快佐議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、非核三原則見直し及び安保関連３文書改定についてお答えいたします。

いわゆる安保関連３文書の改定については、現行の３文書の進捗、課題に関する国民への十分な説明、地元へ与える影響、地元の意見を踏まえた丁寧な議論がなされないまま、前倒しありきで改定に向けた作業が進められることを懸念しており、ましてや沖縄の基地負担が増えることは決してあってはならないと考えております。また、３文書の改定に伴い、非核三原則の見直しを検討しているとの報道がありましたが、これが事実であれば、日本の戦後の安保政策の大きな転換となり、これまで日本が進めてきた核兵器のない世界への取組に逆行するものと危惧しております。世界で唯一の戦争被爆国である我が国としては、引き続き非核三原則を堅持するとともに、平和を脅かすあらゆる核兵器の廃絶に向け、国際社会を主導する役割を果たすべきであると考えております。

次に、ウチナーグチの普及促進についての７の(1)と(2)、現在の取組と話者数の推移及び普及団体の要望や課題の共有についてお答えいたします。なお、７の(1)と(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

ウチナーグチをはじめとする県内各地で受け継がれてきたしまくとぅばは、沖縄文化の基層であり、県民のアイデンティティーのよりどころであります。その普及継承に向けては、若年層に向けた取組が重要であることから、沖縄県では、学校への講師派遣、ｅラーニングの整備などを実施しているところです。話者数については、令和６年度の県民意識調査で、しまくとぅばを挨拶程度以上使う割合が前年度より増加し42.5％となったものの、調査を始めた平成25年度の58.0％からは減少しております。こうした課題に加え、去る９月に開催したしまくとぅば普及推進委員会では、草の根的に活動している団体への支援の要望や

継承をどう考えていくかといった懸念の共有がありました。

沖縄県としては、こうした課題や要望に対応できるよう、引き続き関係団体等と意見交換を行いながら、各地域のしまくとぅばアーカイブによる保存、子どもがしまくとぅばに触れ大切と考えるための普及、そして教材を活用して話者を育成する継承に取り組んでまいります。

次に、農業振興についての９の(1)、(2)、ゆがふ製糖工場の整備に係る国の財政支援と地元負担割合についてお答えいたします。なお、９の(1)と(2)は関連いたしますので、一括してお答えいたします。

ゆがふ製糖工場の整備に当たっては、農林水産省の新基本計画実装・農業構造転換支援事業の活用について調整を進めておりますが、補助上限額等の課題がありました。このため、８月及び11月に私が農林水産省へ要請し、同事業の補助率及び補助上限額のかさ上げなどを要望してまいりました。なお同省では、令和７年度の補正予算から同事業の補助率及び補助上限額をかさ上げし、国の財政支援が強化されるところであります。

沖縄県としましては、地元の負担割合が軽減される見通しであることから、ゆがふ製糖株式会社、市町村、ＪＡ等と早期に合意形成を図り、ゆがふ製糖工場の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)、大浦湾側の埋立区域の工事着手についてお答えいたします。

去る11月28日、沖縄防衛局により大浦湾側の一部の埋立区域へ土砂の投入が行われました。これを受け、知事は、大浦湾の埋立工事は、県としては工事の長期化が懸念され、ひいては埋立工事全体の完成が困難な状況が明らかになりつつあると考えており、全体の見通しが立たないにもかかわらず、大浦湾を埋め立てることは性急に過ぎると言わざるを得ないとのコメントを発出しております。

県としては、政府は辺野古移設計画を断念するとともに、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去についてなど、問題解決に向けた県との対話に応じていただきたいと考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(3)、暫定税率廃止の影響と附帯決議への評価についてお答えいたします。

ガソリン暫定税率の廃止法に係る国会での審議については、参議院の財政金融委員会における附帯決議で、暫定税率廃止後も沖縄県における揮発油税の負担軽減措置が適切に維持されるよう政令改正を含め必要な措置を講ずることが確認されました。このことは、本県がこれまで要請してきた関係要路の皆様の理解が得られた結果と考えております。沖縄の復帰特別措置法に基づく揮発油税等の軽減措置による年間の軽減額は、令和５年度で約46億円となっております。暫定税率廃止後の軽減措置については、軽減幅が国において議論されているところであり、軽減幅に変更があれば影響が出てくると見られるため、県としてはその対応について検討を含め注視してまいります。

続きまして６、県経済についての御質問のうち(2)、消費者物価指数の推移と主な要因についてお答えいたします。

沖縄県の消費者物価指数は、令和４年以降、上昇傾向で推移しており、前年比で令和４年2.8％、令和５年3.7％、令和６年3.3％の上昇となっております。また、直近の令和７年10月は、前年同月比で3.2％の上昇となっております。上昇の主な要因としては、食料や交通・通信の上昇が挙げられます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、医療行政についての(1)、県内病院の現状と赤字の主な要因についてお答えします。

沖縄県医師会が令和６年度に県内病院に対して実施した調査では、74％の医療機関で医業利益が減少傾向にあると示されております。同調査では、その要因として物価高騰や人件費の増加等が挙げられております。

同じく２の(2)、本県の自治体病院の役割及び現状と課題についてお答えします。

自治体病院は、救急、小児・周産期、感染症等の高度医療や僻地・離島における医療提供など、民間医療機関では採算性が難しい医療を担うなど、県民への医療提供に寄与しております。しかしながら、医療従事者の確保に加え、近年の物価高騰等の影響を受け、県内全ての自治体病院において令和６年度の医業収支が赤字となっていることから、経営再建も喫緊の課題と

なっております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　こども未来部長。
　　〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕
○真鳥裕茂 こども未来部長　３、福祉行政についての(1)、児童虐待の現状と全国との比較についてお答えいたします。
　令和５年度の児童虐待相談対応件数は、沖縄県では3100件、全国で22万5509件とどちらも過去最多となっております。被虐待児童のうち乳幼児の占める割合は、沖縄県で約39％、全国では約36％という状況です。乳幼児を抱える家庭は育児負担が大きいため、県、市町村など関係機関が連携して対応しており、乳児家庭全戸訪問事業や各種健診を通じ、必要な支援につなげることで児童虐待の未然防止に努めております。
　県としては、今後も市町村と連携して、子どもの健全な育成環境の確保に努めてまいります。
　続きまして同じく３の(2)、ＤＶの現状と課題についてお答えいたします。
　県内の配偶者暴力相談支援センターにおけるＤＶ相談件数は、令和５年度1926件で、人口10万人当たりでは全国で16番目となっております。また、令和６年の保護命令件数は40件で、人口10万人当たりでは全国で２番目に多い状況です。ＤＶ相談件数は高い水準で推移していることから、県においては、相談機関の体制強化や、さらなる周知に努めているところです。今後も引き続き関係機関と連携し、ＤＶ被害者の早期発見及び迅速、適切な対応に努めてまいります。
　続きまして４、保育・教育行政についての(2)、不適切保育についてお答えいたします。
　園児に対し脅迫的な言葉かけを行うなど、不適切保育として県に通報があった事案は、令和６年度は16件、令和７年度は11月末時点で14件となっております。発生時の対応としては、市町村による保育施設への聞き取り等に加え、必要に応じて県による指導を行っております。
　県としましては、引き続き指導監査等において、保育施設に義務づけられている不適切保育防止研修等の取組状況や発生時の対応の確認を行うとともに、市町村とも連携し、不適切保育等の発生防止に取り組んでまいります。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　教育長。
　　〔半嶺　満　教育長登壇〕
○半嶺　満 教育長　４、保育・教育行政についての中の(1)、不登校児童生徒数の推移と要因についてお答えいたします。
　文部科学省の問題行動等調査によると、沖縄県の国公私立小中学校の不登校児童生徒数は、令和４年度から令和６年度にかけて、5762人、7013人、7432人と推移しており、不登校の主な相談内容は、無気力や不安、生活リズムの不調となっております。また、増加については、児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨の浸透も要因の一つとして指摘されております。
　県教育委員会としましては、引き続き校内自立支援室事業やスクールカウンセラー等の配置により、不登校児童生徒への支援の充実に取り組んでまいります。
　続きまして５、離島課題についての中の(1)、離島児童生徒支援センターの拡張についてお答えいたします。
　沖縄県離島児童生徒支援センターの新入生の応募状況は、毎年入寮定員を上回る一方、年度途中の退寮等で空き室が生じていることから、令和３年度から他学年の空き室を利用する特例入舎を開始し受入れを行っております。施設の拡張については、入寮者や対象離島の生徒数の推移等も踏まえ、検討する必要があると考えております。
　県教育委員会としましては、引き続き生徒が安心して学業に励むことができるよう、教育環境の整備に取り組んでまいります。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　企画部長。
　　〔武田　真　企画部長登壇〕
○武田　真 企画部長　５、離島課題についての中の(2)、離島での住宅整備についてお答えいたします。
　県では、離島地域において公営住宅の整備のほか、地域優良賃貸住宅制度の利用活用促進に取り組んでおります。また、離島市町村においても、沖縄離島活性化推進事業費などを活用した移住定住促進住宅の整備が行われております。さらに、離島において住宅不足が深刻化している状況を踏まえ、県においては、離島市町村における住宅確保の取組を促進するため、住宅整備費用推計額の調査や離島での施工に適した工法に関する情報提供など、市町村における空き家対策の伴走支援などにも取り組んでいるところです。
　同じく５の(3)、悪天候時の離島航路に対する支援についてお答えいたします。
　県内の離島航路においては、台風来襲や冬季のしけなどの影響により、長期に欠航が生じる場合があります。

県におきましては、南北大東島に対する航空機を活用した食品等の緊急輸送費の支援や航空路線のない離島におけるヘリコプターのチャーター補助などの悪天候時の離島に対する支援を実施しております。

次に６、県経済についての(1)、令和７年度本県経済見通しについてお答えいたします。

令和７年度の本県経済は、観光需要の増加や個人消費の拡大等に支えられ、県内総生産が約５兆円となり、プラスの経済成長を見通しております。一方で、長引く人手不足や物価高、金融・為替市場の動向、国際情勢などが県経済に与える影響について十分注意する必要があると考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　８、水道行政についての(1)及び(2)、導水管破裂の経緯と要因及び今後の対策並びに断水による被害状況について。８の(1)と(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

本島北部のダムの水を中南部に送水する重要な管路が、11月24日午前３時頃に大宜味村地内で破損いたしました。管路は復帰前の昭和42年に整備されたもので、老朽化によるものと考えております。事故発生時、破損した管と並走する別の管も使用して送水しておりましたが、破損により両管ともに露出したことで新たな破損が生ずるおそれがあったため、緊急的に両管ともに送水を停止したところです。また、別系統の東系列導水路トンネルは改築工事中であったため、本島中南部への送水ができなくなり断水が発生いたしました。被害の状況は、11月26日に開催された沖縄県危機管理対策本部会議において、７市町19万2141戸で断水が発生し、県内幼・小・中・高校などで給食の取りやめや授業等の日程変更、休校等があり、また工業用水を使用する製造業等の事業者で生産調整を行うなどの影響があったとの報告がありました。県民の皆様並びに工業用水ユーザーの皆様に大変御不便をおかけしたことについて、重ねて深くおわび申し上げます。

企業局としましては、事故原因を究明し、再発防止に向けて取り組むとともに、事故発生後の市町村や関係機関との情報共有・連携、県民の皆様への情報発信の状況について急ぎ検証した上で、速やかな善後策が展開できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時38分休憩

午後４時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　３の福祉行政についての(1)の乳幼児の置き去りの件数については、統計上ございませんので答弁を差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　幾つか再質問させていただきます。時間の関係もありますので、絞ってさせていただきます。

まず、導水管の破裂についてでございますけれども、県民に対する影響は非常に大きくて反省すべき点もやはり多くあったかと思いますけれども、一方で、初動が非常に速くて、工事も含めて対応していただいて、復旧にも非常に速く対応できたのかなというふうな感想があるんですが、その点について、今後の課題として、今後に生かすために、この復旧の速さ、初動の速さということをどういうふうに対応されたのかということを改めて答弁いただけますか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　先ほど導水管の破損事故が午前３時頃に発生したということで申し上げました。これについては、各浄水場――企業局本庁でもですが、常時水の監視を行っておりまして、名護浄水場への水の流入の量が急激に減少したと。これはどこかで漏水をしているということで、緊急にパトロールを実施いたしました。管内非常に長いものですから、現場を確知するのに１時間半かかりまして、４時半に現場を確定しまして、その後、緊急に連絡を取って５時には対策本部を設置したところでございます。ただし、当日は休日だったということもあって、私自身がその状況を知ったのが午前７時ちょっと過ぎだったというところもございます。常時緊張感を持ってすぐに初動体制が取れるよう今回も努めたところではあるんですが、なお一層速い対応ができるように、職員指導に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　引き続き沖縄県の水道行政、全力で取り組んでいただきたいなと思います。

次に、ウチナーグチの普及についてですけれども、皆さん頑張っていらっしゃるんですけれども、実際の

話者数というのがやはり減少に歯止めがかかっていないと。毎年１億円近く普及促進に予算を使っているかと思いますけれども、この話者数がやはりどんどん減少しているというのは、費用対効果としてちょっとどうなのかなとやはり疑問がございます。その件について見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県民意識調査では、「主に使う」、「共通語と同じくらい使う」が大きく減少しております。これは話者数の減少ですが、ネイティブ話者の減少が影響しているというふうに考えております。このため、有識者検討委員会で学校等でのしまくとぅば教育について検討いたしました。結論ですが、県内の全学校に一律に導入することは、教材、指導方法、教員育成等に課題があり、現時点では非常に困難だと。まずは協力していただける学校への支援から始めて、教材、指導方法の開発を試みたらどうかという提案がございました。それを受けて県では令和７年度から、希望する学校への講師派遣、学童保育などでの取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　引き続き学校現場での取組非常に大事だと思いますので、ぜひやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

次に、医療行政についてですけれども、県立病院――公立病院ですね、自治体病院が今年度、全病院赤字だということでありました。ただ、この医療というのは、もちろん放漫経営していいというわけではないんですが、経済的合理性によって減少させたり、体制を弱くしたりということが僕はあってはならないと思っているんですね。なので、特に弱い立場の方たちに対する医療――離島医療も含めてですけれども、やはり赤字であったとしても、しっかり医療体制を守っていくということが必要だと思うんですが、その点について改めて見解をお伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

先ほども述べましたように、離島・僻地、それから救急、小児・周産期等、民間の医療機関ではなかなか採算性が厳しいというところを担っている、特に県立病院についてはそういうふうな状況でございますけれども、地方公営企業法に基づきます一般会計からの繰出金という形で、不採算部門については支弁をさせていただいているところでございます。今般の11月議会にも不採算地区の中核病院――北部、宮古、八重山病院における医療提供体制を確保するため補正予算を今計上させていただいているというふうにして、病院事業局とも連携しながら、医療提供体制が維持できるような形を共に対策を取っていきたいと考えています。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　地域医療を守る観点でぜひとも今後も取り組んでいただきたいと思います。

次に３の福祉行政についてですけれども、乳幼児の置き去りの件数が統計上ないということですけれども、今年の８月にも那覇市三原で置き去り事件がございました。昨年、沖縄市では――これは置き去りの事例とはちょっと違うんですが、生まれたばかりの赤ちゃんを――死体遺棄ですよね、がありました。それ以前にも幾つかここ10年で何件も私自身も知っているんですけれども、これが置き去りとちょっとカウントされないというのは、やはりちょっとおかしいなというふうに思っていますので、ぜひそこは――もちろん事件化されていれば県警の発表もあると思いますけれども、ちょっと密に連絡を取って、ある程度ちょっと整理をしていただければなと思います。一方で、こういった置き去りであったりだとか乳幼児の死体遺棄みたいな事件が起きないためにも、お母さんたちに寄り添う取組というのが必要になってくると思うんですね。これは賛否あると思いますけれども、日本で初めて――そういった、いわゆる赤ちゃんポストですね。この名称ちょっとあんまり使いたくもないんですけれども、熊本県の慈恵病院のこうのとりのゆりかごという乳幼児の命を守る取組をしている民間の病院がありますけれども、そういった取組はもちろん賛否ありますけれども、この評価を――あと本県での必要性についてお伺いしたいと思っています。こういった取組というのは、熊本以外にも東京でもどんどん取組が増えてきているということなので、改めてちょっと本県の必要性についてお伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

議員のおっしゃるように、今本土のほうでは、複数の病院が親が育てられない乳幼児を匿名で受け入れているというのは報道等でも承知している次第でございます。このような医療機関の受入れについて、国のほうは、まず孤立出産の予防に注力をする必要があるとして推奨していない状況に現在あるということでございます。ただ、沖縄県におきましては、出産や育児に

悩みを持つ妊産婦等への支援について、いろいろ訪問支援とかいろんな支援事業を行っているんですけれども、まずはその周知に努めるとともに、こういった本土で行われている状況等についても情報収集を図ってまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　今のような答弁になるのは致し方ないのかなと思う部分はあるんですが、ただやはり実際に沖縄でもそういった置き去り――統計はないとおっしゃいましたけれども、あります。置き去りと思われるようなものであったりだとか、乳幼児の死体遺棄っていうのがありました。なので、こういったこうのとりのゆりかごのような取組があれば、もしかしたら命を救えたんじゃないかということが事実としてあるわけですよね。なので、そこは他府県の動向を踏まえながら、しっかり調査していただきたいと思います。賛否あることだというのはもちろん分かっておりますけれども、調査はしっかりしていただいて、あと匿名出産も含めてしっかり調査をして、行政として何ができるのかということに取り組んでいただければなと思います。

続きまして離島課題についてですけれども、群星寮ですね。先ほど答弁がありましたが、調査していくということですけれども、これ実際の応募状況と実際のニーズに対して課題があるように思うんですが、その点について見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

群星寮の申請と募集の経緯について御説明をしたいと思いますが、例年募集については、寮から各市町村へ９月頃に募集を行います。その後、市町村が保護者からの申請を取りまとめた上で寮に提出する流れとなっております。寮においては、応募状況を踏まえて11月に市町村ごとに入寮枠の提示をしておりまして、その後、枠の提示に応じて各市町村で家庭状況等を勘案して順位をつけているという流れになっておりまして、最初の段階で希望する生徒は保護者を通して寮に提出をしていただいておりますので、希望する生徒については寮としても把握をしているというふうに捉えております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　今教育長から答弁がありましたけれども、私も含めて那覇市・南部離島選挙区の議員は、毎年離島の首長と議長の皆さんで意見交換をする場があるんですが、その場で、事前に枠みたいなものが決められていて、その枠があるがために事前に島側で人数を絞って応募しているんじゃないかというような指摘があるんですが、その点についてお伺いできますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今御指摘の点は再度少し確認をさせていただきたいと思いますが、寮としては、希望者は申請をしていただいているという前提で捉えているものですから、その辺を少し市町村と確認させていただければと思います。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ぜひ確認していただきたいと思います。

2016年に群星寮が開所していますけれども、来年で10年になりますよね。離島の子どもたちの減少というのもやはり歯止めがなかなかかかっていない状況の中で、沖縄本島にある群星寮の役割は非常に大事だと思います。私自身も、高校生の子どもを持つ竹富町のお母さんから相談を受けました。那覇市内の高校に通っている子どもで、うるま市に知り合いがいるからということで、うるま市から那覇市内まで毎日通学をしていたという事例もあるんですね。なので、そういった子どもたちを今後出さないように、離島の子どもたちの寮の問題、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　幸喜　愛議員。

〔幸喜　愛　議員登壇〕

○幸喜　愛 議員　皆さん、こんにちは。

会派てぃーだ平和ネット、幸喜愛です。

議長、そして議員の皆様、大変恐縮ですが本日代表質問に入ります前に、私ごとではございますが、一つ御報告をさせていただきたいと思います。

このたび、私はパートナーと共に沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度に基づき届出を行い、公的に夫婦として認められましたことを御報告いたします。（拍手）　恐縮です。今回の届出は、私たち２人だけの意思だけではなく、お互いの家族、多くの友人・支援者の皆様からの温かい理解と応援に支えられて実現したものです。周りの皆様に背中を押してもらいながら、自分たちらしい生き方を選択することができましたことに心から感謝しております。私自身がこの沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用して実感しましたのは、これは単なる形式的な制度ではなく、日常生活の安心をしっかりと支えてくれる制度であるということです。例えば、医療の場でパートナーが正式に同意書への署名ができることや夫

婦別姓でも公的に夫婦と認められること、これは私自身が「幸喜愛」という名前を変えずに暮らせるということになり、私にとって何よりもうれしいことです。また、そのことに賛同してくれた夫にも感謝しております。これからの人生をお互いに支え合って歩んでいく上で、制度が確かな安心を与えてくれること、こうした点を当事者として今身をもって実感しております。その一方で、県内にはまだこの制度の存在を知らない方々が多くいらっしゃいます。この制度は、多様な家族や夫婦の形を尊重し、誰もが安心して暮らすためにつくられた先進的で開かれた制度です。必要としている県民にこの制度がしっかり届くよう、より一層の普及が求められていると強く感じています。制度を利用した一人としてその意義を身をもって知ったからこそ、県民の皆様に広く知っていただきたい。制度を必要とする方が自分らしい生き方を安心して選べるよう県政としても取組をさらに進めていくことが重要だと考えています。多様な生き方を尊重する社会を県政としてさらに前進させるために、私自身も議会の一員として力を尽くしてまいります。

最後に、これまで制度の整備に取り組んでこられました沖縄県議会と知事、県行政の皆様の御尽力に改めて心より感謝を申し上げ、冒頭での報告と所感とさせていただきます。

それでは、代表質問に移らせていただきます。

１、知事の政治姿勢についての(1)、高市首相の中国に対する発言についてのアです。

高市首相が最近、中国人民解放軍による台湾侵攻は現実味を増しており日本も早急に備えなければならないと発言なさいました。この発言に中国側は強く反発し、日中間の緊張をさらに高める結果となりました。知事はこの高市首相の発言をどのように受け止め、国に対して何を求めていくのかお伺いいたします。

イ、2024年に訪日中国人の旅行消費額が日本全体では約１兆7000億円に達したという実績を踏まえ、本県にとってとりわけ重要な中国や台湾からの観光、経済にどのような影響を及ぼすと分析しているのかをお伺いいたします。

(2)、戦後80年の取組について。

ア、戦後80年の取組の評価と若い世代への継承に向けての課題をどのように捉えているのかお伺いします。

イ、平和教育を偏向と攻撃する言説の広がりや反対意見を述べることが非国民、差別者と攻撃される風潮が広がっていると言われています。この状況についての見解をお伺いします。

ウ、沖縄戦の世代間トラウマへの県の認識と調査、支援体制についてお伺いします。

(3)、子どもの権利と支援について。

ア、11月17日から23日までのこどもの権利週間の取組と意義についてお伺いします。

イ、子どもの声の聴取、意見表明の在り方や相談体制はどうなっているのか伺います。

ウ、子どもの権利条例の実効性、理念と現場の状況から見えてくる課題をどのように捉えておられるかお伺いします。

２、米軍基地負担、軍事強化と県民生活への影響について。

(1)、深夜の訓練や騒音など県民の生活を脅かす行為が続いています。米軍による夜間訓練・民間地上空飛行など騒音、安全の悪化についてお伺いします。

(2)、ＰＦＡＳ汚染と飲料水安全確保について。

ア、米軍基地由来の蓋然性の高い汚染水流出を踏まえた県の認識と今後政府や米側に対して県民の命の水を守る立場からどのような要求を行うのか伺います。

イ、ＰＦＡＳの影響を受けていると考えられる地域の住民に対する健康調査の拡充についての考え方をお伺いします。

(3)、米軍による夜間パトロールについて。

ア、米軍による夜間合同パトロール・単独パトロールの在り方について、県と県警の認識についてお伺いします。

イ、治安維持の主体を明確にし、日本側が統制権を持つ体制への取組について見解をお伺いします。

(4)、米軍による性犯罪に対する取組について。

ア、女性団体をはじめ多くの県民から、沖縄の安全と尊厳を守るための抜本的対策を講じてほしいと強い要望が上がっています。特に、通報制度に対する知事の見解と課題解決に向けた取組をお伺いします。

壇上からの質問は以上となります。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　幸喜愛議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア、高市総理の中国に対する発言についてお答えいたします。

沖縄を取り巻くアジア太平洋地域の情勢は、軍事的な安全保障面での緊張関係と経済面での緊密な結びつきが併存するなど、より複雑さを増しているものと認識しております。台湾海峡を含む同地域の平和と安定

は、我が国にとって極めて重要であり、県民の生命財産を守り、沖縄の振興発展を図る上でも不可欠であると認識しており、台湾有事は決してあってはならないと考えております。政府においては、日中間で相互に互恵関係を発展させるというこれまでの考えに基づき、周辺地域の緊張を高めることのないよう、冷静かつ平和的な外交・対話による信頼関係の構築に努めていただきたいと考えております。

次に１の(2)のア、戦後80年の取組と若い世代への継承についてお答えいたします。

沖縄県では、戦後80周年平和祈念事業として40の事業に全庁体制で取り組んでおり、平和の礎刻銘者インターネット公開、国連関係者等招聘によるシンポジウム、戦後80周年平和教育フォーラムなど、多岐にわたる様々な取組を通じて、多くの県民の皆様の平和を考える機会につながったと認識をしております。次世代継承に向けての課題は、戦争体験者の高齢化、若い世代に対する多様な平和学習の機会の創出、語り部などの担い手不足などが挙げられます。

沖縄県としましては、これらの課題に対応するため、戦争体験者証言のデジタル化、メタバースの活用、演劇等の参加を通した新たな平和学習、次世代の語り継ぎ手の養成などを推進しており、引き続き沖縄戦の実相と教訓を次世代に正しく継承できるよう取り組んでまいります。

次に１の(3)のウ、子どもの権利尊重条例についてお答えいたします。

令和２年３月に制定した子どもの権利尊重条例では、子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、基本理念として、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの権利全般を保障することを規定しております。沖縄県では、ＳＮＳを活用した子どもの相談事業や民間支援プログラムによる保護者支援、子どもの権利の普及啓発など条例に基づく施策を推進しているところです。一方で、虐待やいじめ、体罰などにより、子どもの権利が守られていない状況があることから、現在、子どもの権利が侵害された場合の救済機関の設置や令和５年４月に新たに施行されたこども基本法の趣旨を踏まえて、条例の改正等について検討を進めているところであります。

沖縄県としましては、子どもの尊厳を重んじ、全ての子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、誰一人取り残さないこどもまんなか社会、誰一人取り残さない沖縄らしい優しい社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のイのうち、中国や台湾からの観光への影響についてお答えいたします。

観光分野においては、中国と那覇を結ぶ一部航空路線の欠航やクルーズ船寄港のキャンセルが生じたほか、県が実施する誘客に向けた沖縄と中国の旅行社相互訪問の取組等が延期または中止になったと聞いております。

県としては、引き続き海外事務所等と連携し、渡航自粛の影響について情報収集に努めるとともに、他の地域からの誘客強化を図りつつ、機を捉えて中国からの誘客についても取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のイのうち、中国や台湾との経済活動への影響についてお答えいたします。

中国政府による訪日自粛の呼びかけを受け、先日開催された第13回沖縄大交易会では、一部の中国企業が参加を取りやめるなどの影響が見られましたが、県産品の輸出等について大きな影響が出ているとの情報は、現時点で入っておりません。

県としましては、県海外事務所やジェトロ、日本国際貿易促進協会等の関係機関からの情報収集を行いながら、海外展開支援窓口において県内企業の相談に応じるなど、経済活動への影響が最小限となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)のイ、平和教育を偏向等とする言説の広がりについてお答えいたします。

平和教育は、沖縄戦の実相や教訓を正しく後世に継承するため、沖縄戦体験者の証言や沖縄戦研究の資料に基づき行われているものと承知しております。これらの証言や資料は、県平和祈念資料館や県公文書館などに所蔵され閲覧が可能となっています。昨今、平和教育を偏向等とする言説が散見されており、これらの言説は見聞きした者に差別意識を生じさせたり、誤った認識を与えるおそれがあると考えています。

県としましては、多様な意見が尊重され、誰もが安心して学び語り合える環境を確保することが重要であると認識しています。

次に２、米軍基地負担、軍事強化と県民生活への影響についての中の(1)、米軍の夜間訓練等による騒音の悪化についてお答えいたします。

本年11月に実施された米軍による即応訓練では、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に戦闘機が相次いで飛来しました。特に普天間飛行場周辺では、令和６年度に100デシベル超過の騒音発生回数が187回計測されておりますが、同訓練では僅か３日間で夜間も含め86回発生しており、周辺住民の生活に深刻な被害を及ぼしました。そのため県は、政府に対し、騒音が激しい外来機の飛来を行わないことや両飛行場における航空機騒音規制措置を遵守することなどを要請したところです。

次に２(3)アの中の、米軍パトロールに対する県の認識についてお答えいたします。

米軍憲兵隊によるパトロールは、リバティー制度を遵守させることを目的に、これまで沖縄市、那覇市及び北谷町で実施されております。

県としては、米軍のパトロールについては地元の意向を十分に踏まえた上で実施されることが重要であり、実施に当たっては、県民や観光客とのトラブルにならないよう慎重に行う必要があると考えております。しかしながら、今般、単独パトロールで誤認拘束事案が発生したことは大変遺憾であり、米軍に対し事実関係や拘束理由を確認するとともに、パトロールの在り方についても検討するよう求めてまいります。

同じく２(4)のア、通報制度への見解と課題解決の取組についてお答えいたします。

昨年政府から公表された在日米軍による犯罪における国内共有体制では、発生から県への通報まで数か月を要していることから、より速やかに情報提供がされることが望ましいと考えております。また、今年５月に開催されたフォーラムで共有された各機関の取組について、引き続き関係機関との意見交換等を行い、より実効性がある犯罪防止策や具体的な協力につなげていきたいと考えております。

県としては、事件の再発防止に向け、政府に対し速やかな通報を求めるとともに、米軍に対し綱紀粛正、隊員教育の徹底等、実効性のある再発防止策を求めてまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(2)のウ、沖縄戦の世代間トラウマについてお答えいたします。

沖縄戦については、さきの大戦において国内で唯一住民を巻き込んだ地上戦が行われた悲惨な戦争であったことは、広く認識されていると考えております。国においては、元兵士の心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）に関する調査が行われているところであり、元兵士やその御家族の苦しみの実態を記録していくことは大事なことであると考えております。

県としては、沖縄戦の戦後処理については、国においてしっかり対応していくことが重要であると認識しており、世代間トラウマについてどのような対応ができるか国や関係部局とも連携し、意見交換してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、知事の政治姿勢についての(3)のア、こどもの権利週間の取組と意義についてお答えいたします。

県では、子ども・若者や全ての大人に対し、子どもの権利について幅広く周知し、社会全体で共有を図るための期間として、こどもの権利週間を設け、子どもの権利を県民に普及啓発する取組を行っております。今年度は、子どもに分かりやすい子どもの権利に係るリーフレットを作成するとともに、こどもの権利週間中はラジオを活用したＣＭ、特別番組の放送、ショッピングモールでの公開放送などにより周知を行ったところです。

続きまして同じく１の(3)のイ、子どもの声の聴取・意見表明等についてお答えいたします。

県では、沖縄県こども・若者計画に基づき、全ての子ども・若者が安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、子どもの意見表明を支援する大学生ファシリテーターの養成やモニターとして登録した子ども・若者たちがアンケートを通して意見を表明できる仕組みづくりに取り組んでおります。また、子どもの意見形成支援等を行うアドボケイトが一時保護所や児童養護施設を定期訪問し、子どもの意見表明を支援する取組等も実施しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　２、米軍基地負担、軍事強化と県民生活への影響についての(2)のア、米軍基地

由来である蓋然性の高いＰＦＯＳ等汚染への県の認識と対応についてお答えいたします。

県においては、米軍基地周辺の水質調査結果や地下水脈の調査結果から、ＰＦＯＳ等の汚染源は米軍基地である可能性が高いと考えております。

そのため県としては、米軍に対し基地内への立入り申請を行っておりますが、いまだ実現していないことから、国及び米軍に対し立入調査を認めることや国及び米軍による原因究明調査と対策の実施について、機会あるごとに要請を行っております。引き続き米軍基地への立入調査等について、国及び米軍に対し求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、米軍基地負担、軍事強化と県民生活への影響についての(2)のイ、地域住民に対する健康調査等についてお答えします。

県では、有識者で構成するＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会を設置し、第１回委員会を８月28日、第２回委員会を11月25日に開催しました。委員会では、健康影響を把握するために活用できる既存資料・統計等の検討や血液検査を実施する場合の要点や留意点の検討、県民への情報発信の在り方などについて検討することとしております。血中濃度に関する基準が定まっていない中、県が血液検査を実施するには、検査のフォロー体制等について事前に審査を受けるなど整理すべき課題があると考えており、その点も含め委員会において御意見を頂きたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　２、米軍基地負担、軍事強化と県民生活への影響についての御質問のうち、(3)のアとイは関連しておりますので、一括してお答えいたします。

沖縄市における日米合同地域安全パトロールにつきましては、米軍関係者による犯罪が県民に不安を与える中、沖縄市が主体となり、犯罪抑止や防犯意識の向上を目的として、市民、行政、米軍関係者が協力してパトロールを実施することとなったため、県警察といたしましても必要な協力をさせていただいているところであります。

米軍憲兵隊による単独パトロールにつきましては、米軍独自の活動でありますので、県警察として答弁する立場にはございませんが、言うまでもなく、沖縄県における治安の確保は県警察の責務であり、県警察としては、引き続き県民の安全と安心を確保するため、諸対策を強力に推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時24分休憩

午後５時24分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○幸喜　愛 議員　御答弁、皆さん本当にありがとうございました。

今回、知事の政治姿勢についてというところで、高市首相の中国に対する発言についての御答弁を頂戴したんですけれども、やはり日本全体と申しましても過言ではないほど、この問題は大きな影響を与えているかと思います。先ほど御答弁もいただいたんですけれども、沖縄は特に中国、台湾からの影響を受けやすい。地理的にも経済的にもそういった状況にあります。私たち沖縄県、そして沖縄県議会としても、この発言に対しては断固たる姿勢を示していかなければならないのではないかと考えております。知事、再度この発言に対して国に対してどういったところを求めていくのか、強い知事の御意思をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほどもこの高市総理の発言について私たちの考えを述べさせていただきました。やはり台湾と近接する沖縄、そして台湾と中国を含むアジアの中での日本という国としての立ち位置、そして移ることのできない隣人関係・隣国関係、これはもうずっと政治の中でもそのことにしっかりと配慮をした上で、この間、日中における互恵関係を構築してきた。その経過においては、これまでに４回、日中の関係する宣言・声明がしっかりと確認をされ、両国においてもやはりアジアの中でお互いに発展していこうじゃないかということが度々確認をされてきているというその関係は、これからも維持されるべきであると思います。ですから、そのような関係をこれからも維持さらに構築、発展させていけるよう、政府においては、特に国のトップである総理におかれましては、十分その点をお考えいただきたいというように思います。

○中川京貴 議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛 議員　ありがとうございます。

国民を守る立場から、そして県民を守る立場から、こういった毅然とした態度を私たちも求めていきたいなと思っておりますので、県民のリーダーとしての知事の強い姿勢を見せていただければなと思っております。

続きまして大問１の(2)ウ、沖縄戦の世代間トラウマへの県の認識と調査・支援体制についての関連で再質問をさせてください。

この世代間トラウマの件というのは、私が今年、正月からずっと取り組んできた問題ではありますけれども、国としては令和６年から戦争トラウマ、ＰＴＳＤという形で調査が始まっているものです。なかなかこれまで取り上げられてこなかった戦後の兵士たちの心の傷、そしてＰＴＳＤに踏み込んだこの調査は、今これからどんどん深まっていくものだと感じております。私はひょんなことから、この戦争トラウマについて関わることになったんですけれども、学んでいく上で沖縄では特徴的な戦争のトラウマがあるということを学びました。沖縄では、戦時中、民間人同士で命を奪い合うという現状があったがために、その民間人同士での戦争のトラウマがあるということ、これは世界のあちらこちらにある戦争の中でもなかなか見ることができない沖縄戦の特質だというふうに学びました。その戦争トラウマから派生して兵士であったり、家族であったり、子どもたちにトラウマがどんどんと引き継がれていくというか継承されてしまうという沖縄の社会の特質を学んでいるところです。これは国においても、本当に最近になって研究がスタートしているようなところもございますが、ぜひこのことについて、県も率先して取り組んでいただきたいと思っております。私が自分の体験を発表したことで、多くの方々から自分も同じような経験をしている、うちの家族も戦争トラウマを抱えていたということを知ったというお声をたくさん頂きました。私たちの年代だけでなく私たちより下の世代でも、うちのおじいちゃんやお父さんやお母さんがそういうトラウマを抱えていたんだろうということを初めて知ったという方もいらっしゃいました。そういった方々がこれからもトラウマと向き合って健康な生活、安心できる生活を続けていけるように相談の窓口を設けてほしいというふうに考えておりますが、県としての取組はいかがでしょうか。お願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど、生活福祉部長から答弁をさせていただきましたけれども、戦後のこれまでの関係性から考えると、様々な課題を今しっかりと掘り起こし、そしてそれにどのように対応していくかということの課題に対する取組、調査はますます必要であろうというように思います。そして、なかなか表に語られなかったこと、それぞれの個人の問題として内側に秘められ続けてきたことについても、それをしっかりと語っていただく中で、個人個人の、いわゆるこれからの生活の安心と、そして二度とそのようなことが起こらないように社会全体で見守り、そして構築していくということが非常に重要であると沖縄県では考えております。しかるべき国や関係部局とも連携して意見交換をしながら、沖縄県としてどのような対応・取組ができるか、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴 議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛 議員　ありがとうございます。

ぜひ、ほかのＰＴＳＤやトラウマを抱えた方々も含めて相談できる窓口、早急につくっていただきたいと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

現在、県では戦争トラウマあるいは世代間トラウマに特化した相談窓口はございませんけれども、精神保健福祉関連の相談として総合精神保健福祉センターにおいて心身の不調や精神疾患等に関する電話相談・来所相談を行っており、ＰＴＳＤ――戦争に関するＰＴＳＤ、あるいはその子ども、孫の世代が様々な影響で心理的なストレスを抱えている例、こういう定義がございますけれどもそういうふうな方の相談には対応できると思います。また、保健所においても同様に精神保健相談、心の相談の窓口がございますので、そちらのほうが現時点では窓口というふうになると考えております。

○中川京貴 議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛 議員　ありがとうございます。

ぜひ裾野を広げて、受入れをしていただければと思います。ありがとうございます。

次の質問に行きます。

(3)、子どもの権利と支援についての項目なんですが、子どもの権利というと、子どもたちにどうやって伝えていけばいいのかなということでなかなか難しいなと思っていたところですが、この間ちょっと担当部局の方とお話をしたとき、子どもたちに自分の意見を持ってもいいんだよということを伝えること、知ってもらうことだというふうにおっしゃっていました。子どもたちが自分の意見を持って自分の意見を表明して

もいいということを知ることは、とても大切だと思います。その寄り添いとしてアドボケイトの存在がとても大きな役割を今後果たしていくと思うんですけれども、このアドボケイトの皆さんが工夫をして、子どもたちの意見をどのような形で拾い上げているのか、現場でのお声などがありましたら教えていただけますでしょうか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

　現在アドボケイトにつきましては、児童養護施設等を週１回訪問しまして、希望する子どもたちと面談を行って意見表明の支援をしているというような状況でございます。実際子どもに対しましては、子ども向けの動画の視聴やワークショップ、それからまずはアドボケイトが交流することで信頼関係の構築を図っているということで聞いております。児童養護施設を訪問することで、いろいろな境遇にある子どもたちの意見を表明する、考え方をまとめてそれを表明する支援をするわけですけれども、そうすることで子どもたちの不安の解消、自己肯定感につながるということを聞いておりまして、かなりの実績を積み重ねているというような状況でございます。

○幸喜　愛 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　以上で本日の代表質問は終わりました。

　本日の日程はこれで全部終了いたしました。

　次会は、明４日定刻より会議を開きます。

　議事日程は、追って通知いたします。

　本日は、これをもって散会いたします。

午後５時35分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　幸　喜　　愛

会議録署名議員　　新　垣　淑　豊

令和７年12月４日

令和７年
第　７　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第３号）

令和７年
第　７　回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）**

令和７年12月４日（木曜日）午前10時開議

議　　事　　日　　程　第3号

令和７年12月４日（木曜日）

午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（45名）

47　番	中　川　京　貴　議長	23　番	比　嘉　　忍　議員
42　番	上　原　　章　副議長	24　番	当　山　勝　利　議員
1　番	瑞慶覧　長　風　議員	25　番	西　銘　純　恵　議員
2　番	瀬　長　美佐雄　議員	26　番	新　垣　光　栄　議員
3　番	喜友名　智　子　議員	27　番	上　原　快　佐　議員
5　番	大　田　　守　議員	28　番	玉　城　健一郎　議員
6　番	高　橋　　真　議員	29　番	山　里　将　雄　議員
7　番	宮　里　洋　史　議員	30　番	糸　数　昌　洋　議員
8　番	徳　田　将　仁　議員	31　番	仲　里　全　孝　議員
9　番	新　里　治　利　議員	32　番	仲　村　家　治　議員
10　番	新　垣　善　之　議員	33　番	下　地　康　教　議員
11　番	新　里　　匠　議員	34　番	新　垣　　新　議員
12　番	平　良　識　子　議員	35　番	島　尻　忠　明　議員
13　番	比　嘉　瑞　己　議員	36　番	大　浜　一　郎　議員
14　番	次呂久　成　崇　議員	38　番	渡久地　　修　議員
15　番	米　須　清一郎　議員	39　番	仲　村　未　央　議員
16　番	幸　喜　　愛　議員	40　番	仲宗根　　悟　議員
17　番	當　間　盛　夫　議員	41　番	山　内　末　子　議員
18　番	松　下　美智子　議員	43　番	西　銘　啓史郎　議員
19　番	喜屋武　　力　議員	44　番	又　吉　清　義　議員
20　番	大　屋　政　善　議員	45　番	呉　屋　　宏　議員
21　番	小　渡　良太郎　議員	46　番	島　袋　　大　議員
22　番	新　垣　淑　豊　議員		

欠　席　議　員（１名）

4　番　儀　保　　唯　議員

欠　　員（２名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	知念百代	商工労働部長
池田竹州	副知事	諸見里真	文化観光スポーツ部長
大城肇	副知事	砂川勇二	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城力	企業局長
溜政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田真	企画部長	白井勝也	総務部財政統括監
多良間一弘	環境部長	半嶺満	教育長
北島智子	生活福祉部長	小堀龍一郎	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
糸数公	保健医療介護部長	森田崇史	人事委員会事務局長
喜屋武盛人	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田健	主査
宮城優次	長	川満鈴花	主任
上原毅	議事課長	浦崎千都	主事
宮城亮	課長補佐		

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、議員各位におきましては、円滑な議事運営のため、再質問に際しては、質問番号または質問項目を述べてから質問していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

次呂久成崇議員。

〔次呂久成崇　議員登壇〕

○次呂久　成崇 議員　ケーラネーラ　クヨーム　ナーラ。

会派おきなわ新風の次呂久成崇です。

代表質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、本年６月に在沖米軍所属の男が未成年への性犯罪事件を起こしていたことがまたも発覚し、県に通報されたのは５か月過ぎた11月７日だった。米軍関係者による刑法犯は過去20年で最多であり、基地外パトロールでは民間人への不当拘束まで発生した。県は、治外法権的な米軍パトロールを中止させるとともに、通報体制の改善、実効性のある対処を政府、米軍に求めるべきである。知事は、課題をどう検証し対応されたか伺う。

(2)、11月24日に発生した北部水源の水道管が破裂し漏水した事故は、全国平均を上回る県内の管路の老朽化率の改善に取り組んでいるさなかに起きた。破裂した管路は県企業局が独自に設定していた40年の基準年数を超過していたということだが、県企業局が運営する管路で40年の基準年数を超過している管路がどれぐらいあるのか、これまでの点検手法と今後の計画について伺う。

(3)、県立病院は離島・僻地医療、救急医療、産科・小児科など、民間では担えない政策医療を提供する県民の命のとりでである。政策医療は、人口規模や医師確保の問題から構造的に赤字が避けられず、病院事業局だけの責任で対応するものではない。政策医療を継続し離島を含む県民の医療を守ることは県の責務だと考えるが、知事の明確な見解を伺う。

(4)、政府は特定利用空港・港湾のメリットとして、Ｑ＆Ａに「国民保護・災害派遣の観点からは、より大型の航空機・船舶が利用できるようになれば、住民避難や救援部隊等の派遣がより効果的に実施できるようになります」としているが、国民保護や災害派遣を余儀なくされる事態において、特定利用空港・港湾でなければ県民の保護や救援活動に支障を来すのか、知事の見解を伺う。

(5)、政府は、台湾有事を念頭に武力攻撃時に住民らが避難するシェルター建設を先島諸島で進めている。その目的と効果について、知事はどのように認識しているのか見解を伺う。

２、農水産行政について。

(1)、ゆがふ製糖新工場建設について、国の補助事業に係る補助率・補助上限額の協議状況と課題について伺う。

(2)、サトウキビ生産者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えている。県の施策と方針について伺う。

(3)、先月の子牛競り価格は昨年の同月と比べ持ち直しつつあるが、上場頭数が減少している。現状と課題、対策について伺う。

(4)、11月21日にけがをした状態で保護されたコガモ１羽から鳥インフルエンザＡ型の陽性反応が確認された。沖縄県の渡り鳥は11月から２月頃にピークとなるが、同時に高病原性鳥インフルエンザ発生の可能性も高くなる。県の対策と関係機関との連携について伺う。

３、離島振興について。

(1)、県内の多くの離島町村が持続可能な行政サービスの提供の存続に関わる深刻な状況に直面している。県内町村の職員定数割れの状況と課題、県の支援について見解を伺う。

(2)、石垣島と竹富町鳩間島を結ぶ定期船航路の海象条件が悪いため、10月19日から３週間以上欠航する状態が続いた。竹富町は冬場の海況の悪化で定期船欠航率が高い。県内各離島の状況と県の取組について伺う。

(3)、本県では、離島の児童生徒がスポーツや文化活動の大会に参加する際に、派遣費用に関する助成制度を設け経済的負担を軽減しているが、対象者や対象イベントは公式的なものが対象となっている。教育的価値が認められる活動であれば公式・非公式といった区分ではなく、派遣費助成の対象を拡充する考えはないか見解を伺う。

４、公共交通政策について。

(1)、公共交通は政策医療と同じく、採算性のみで判断してはならない社会インフラである。県民生活と観光の調和を図り、持続可能な交通環境を構築するためにも、県は方向性を示すべきである。見解を伺う。

(2)、本県において、離島航路は燃料費や人件費の高騰による経営悪化をはじめ、課題が山積している。離島住民の移動や物流を支える公共交通として、県は離島航路を生活インフラとして維持運営を支援するための総合的な支援策を講じるべきだと考えるが、見解を伺う。

(3)、慢性的な渋滞や公共交通利用者の減少、深刻な運転士不足、競合路線の整理といった複合的な課題解決に向け、統合政策を担う検討組織または部局を立ち上げるべきだと考えるが、見解を伺う。

(4)、公共交通の複合的な課題を解決するための施策の財源として宿泊税の一部を活用し公共交通安定基金の創設を検討してはどうか、見解を伺う。

５、土木環境行政について。

(1)、先島地区においては、資材・燃料・労務費・輸送費等の高騰が続いており、実勢価格と公共工事設計単価との間に顕著な乖離が生じており、特に離島特有の渡航費・宿泊費・輸送費等の負担が大きく、施工現場の実態が十分に反映されていない状況が続いている。課題と対策について伺う。

(2)、環境影響評価も周辺環境への十分な配慮も講じられないまま土地の造成を伴う工事が重ねられてきた県内の自衛隊施設やリゾートホテル建設の実態について、県は沖縄県環境影響評価条例の実効性の確保に向けた検討を行う必要があるのではないか、見解を伺う。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

次呂久成崇議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(3)、離島を含む県民の医療を守ることに対する見解についてお答えいたします。

県立病院は、離島・僻地医療等、一般的に不採算とされる政策医療を担うほか、離島等で働く医師の人材育成や地域における中核的な医療機関としての役割が期待されております。沖縄県では、政策医療に係る経費について地方公営企業法に基づき、一般会計から繰り出しを行うとともに、北部や離島の県立病院における医師確保に対する支援を行っております。離島を含む県民への医療提供は大変重要であると考えていることから、引き続き様々な施策を講じることで、医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に１の(5)、特定臨時避難施設に関する見解についてお答えいたします。

国の基本的考え方によりますと、避難の困難性がある地域において、避難誘導に従事する行政職員及び避

難に遅れた住民等の生命及び身体を保護するために、必要な機能を備えた一定期間避難可能で堅牢な特定臨時避難施設の整備が必要とされております。

沖縄県としましても、万が一の場合に備え住民の生命及び身体を守る国民保護措置の対処能力の向上を図ることは重要と考えております。一方で、地域の方々からは様々な意見があるため丁寧な説明を行うとともに、十分な理解も得た上で進めていくことも重要であると考えております。

次に、公共交通政策についての御質問の中の４の(1)及び(3)、持続可能な交通環境の構築と組織体制についてお答えいたします。(1)と(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県では、今年度から中南部都市圏の交通渋滞の解消、公共交通空白地域の解消を２本の柱とした次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定に着手しております。当ビジョンでは、県民やバス・タクシー・レンタカー事業者などの各種ステークホルダー等と連携・協働しながら、戦後100年の公共交通の将来像の構築やその実現のための課題の整理、現段階からの必要な取組の検討等を進めてまいります。また、取組の推進に当たっては交通のみならず、まちづくり、物流、運輸、観光等との連携を強化する必要があり、組織体制の整備についても検討してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)、米軍によるパトロール及び通報体制についてお答えいたします。

県は、米軍のパトロールについては、県民や観光客とのトラブルにならないよう慎重に行う必要があると考えております。しかしながら、今般、単独パトロールで誤認拘束事案が発生したことは大変遺憾であり、米軍に対し事実関係や拘束理由を確認するとともに、パトロールの在り方についても検討するよう求めてまいります。また、昨年政府から公表された在日米軍による犯罪における国内情報共有体制では、発生から県への通報まで数か月を要していることから、より速やかに情報提供されることが望ましいと考えております。

県としては、事件の再発防止に向け、政府に対し速やかな通報を求めるとともに、米軍に対し綱紀粛正、隊員教育の徹底等、実効性のある再発防止策を求めてまいります。

同じく１(4)、特定利用空港・港湾の指定と災害派遣等についてお答えいたします。

特定利用空港・港湾に関しましては、仮に空港・港湾施設の拡張に伴い、大型機材の離着陸や出入港が可能となれば、輸送力の確保につながると考えられますが、県としましては、防災については、まずは現状の機能を最大限に活用することとしております。また、国民保護の住民避難に関しましても、既存施設を前提とした民間輸送力を基本に検討を進めているところであり、現時点では必ずしも特定利用空港・港湾でなければ災害派遣等に支障を来すとは考えておりません。

以上になります。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　１、知事の政治姿勢についての(2)、企業局水道管の更新基準年数の超過状況についてお答えいたします。

企業局が管理する約724キロメートルの管路のうち、他府県の事例等を参考に定めた更新基準年数を超過している管路の割合は、令和６年度末時点で約30％、延長約216キロメートルとなっております。管路の点検については、これまで年２回の目視点検としておりますが、道路管理者が行う空洞調査の情報を共有した上で、より効果的に行うこととしております。今後の管路の更新に当たっては、新たにＡＩ技術等を活用した老朽度の再評価を行い、耐震性や代替性などを総合的に勘案した計画とすることとしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　２、農水産行政についての(1)、ゆがふ製糖工場の整備事業に係る協議状況についてお答えします。

ゆがふ製糖工場の整備に当たっては、農林水産省の新基本計画実装・農業構造転換支援事業の活用について調整を進めておりますが、補助上限額などの課題がありました。このため、８月及び11月に知事が農林水産省に対し、同事業の補助率及び補助上限額のかさ上げ等を要望してまいりました。同省では、令和７年度補正予算から同事業の補助率及び補助上限額をかさ上げし、国の財政支援が強化されたところであります。

県としましては、ゆがふ製糖株式会社や市町村、ＪＡ等と早期に合意形成を図り、同工場の整備に取り組んでまいります。

同じく２の(2)、サトウキビ生産の課題と対策についてお答えします。

サトウキビ生産は、近年、台風等の気象災害や農家の高齢化、耕作放棄地の増加などが課題となっております。

県としましては、ハーベスタなどの導入による機械化の促進、農業法人の育成、作業受委託組織の支援などによる担い手育成対策、農地活用集積促進事業等を活用した耕作放棄地の解消、さとうきび増産基金を活用した気象災害からの生産回復など、生産性の向上に取り組んでおります。引き続き関係機関と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

同じく２の(3)、県内家畜市場における子牛上場頭数についてお答えします。

令和７年４月から９月の子牛上場頭数は、１万1160頭と前年の１万2254頭に対して1094頭、９％の減少、直近の10月は1675頭と前年同月の2000頭に対し325頭、16％の減少となっております。主な要因として、高齢化などによる飼養戸数や頭数の減少が挙げられます。そのため県では、令和７年２月に策定した沖縄県肉用牛繁殖経営再興プランに基づき、市町村や関係機関が一体となり各地域の課題解決に取り組んでおります。引き続き市町村や関係機関と連携し、肉用牛繁殖農家の経営安定に努めてまいります。

同じく２の(4)、高病原性鳥インフルエンザの対策についてお答えします。

県では、養鶏農家に対し、飼養衛生管理基準の遵守指導を強化するとともに、高病原性鳥インフルエンザの発生時に備え、防疫資材の備蓄、動員体制の整備、関係団体との防疫協定締結など防疫体制の強化を図っております。また、各圏域においても市町村や畜産関係機関などとの防疫対策会議や防疫演習を実施するなど、連携強化に努めております。引き続き市町村、関係機関等と連携し、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　３、離島振興についての中の(1)、離島町村の職員不足の現状と県の支援についてお答えいたします。

離島町村においては、条例定数に対して職員数に２割近い欠員が生じている団体もあるなど職員の確保が課題となっており、県が離島町村等を対象に今年度実施したアンケート調査でも、職員不足により新規事業の立案など企画を伴う事務が後回しになっているなどが課題として挙げられているところです。県では、離島町村等の職員採用や業務効率化の取組への支援のほか、連絡会議等の場で関係町村との意見交換を行っており、引き続き必要な支援に取り組んでまいります。

同じく３の(2)、離島航路の欠航状況と県の取組についてお答えいたします。

県内の離島航路においては、台風来襲や冬季のしけなどの影響により、長期に欠航が生じる場合があります。県では、国、市町村、航路事業者及び地元住民と定期的に離島航路の確保・維持について分科会を開催しており、様々な課題について意見交換をしてまいります。

次に４、公共交通政策についての中の(2)、離島航路への支援についてお答えいたします。

本県における16航路のうち14航路は赤字であることから、県においては国及び市町村と協調し、航路の運航に伴って生じた欠損額に補助しております。また、船員確保に向け、高校生への就業体験を実施するとともに、船員の質の向上を図るため研修費用や海技免許取得等の支援を行っております。

県としましては、引き続き離島航路の確保・維持に向けて取り組んでまいります。

同じく４の(4)、公共交通安定基金の創設についてお答えいたします。

地域公共交通は県民や観光客の移動を支える重要な基盤であり、県はこれまでも様々な財源を活用し、利便性の向上や維持・確保に努めてきたところです。公共交通安定基金については、その必要性も含め、関係部局と調整しながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　３、離島振興についての中の(3)、離島児童生徒の大会派遣費補助対象の拡充についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで全ての公立中学校、高等学校が加盟する中体連、高体連等の主催大会に参加する中高校生に対して、各連盟を通して派遣費を補助しております。同連盟等以外にも多くの団体が主催する大会がありますが、これらを補助対象とする場合、大会の掌握や教職員の業務負担の増加等、多くの課題が考えられます。また文化観光スポーツ部では、令和７年度から新たに沖縄県スポーツ少年団主催大会に参加する離島チームに対して渡航費の一部を支援しております。引き続き派遣費の補助額の拡充を検討するな

ど、保護者の経済的負担の軽減が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　５、土木環境行政についての(1)、離島の公共工事における適正な価格設定についてお答えいたします。

公共工事の予定価格の設定に当たっては、最新の取引価格を反映した資材単価を適用し、適正な価格設定に努めております。また、物価の急激な変動に基づく請負代金額の変更については、工事請負契約書第26条、いわゆるスライド条項により適切に運用しております。さらに、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合に、旅費や宿泊費等の追加分の費用について実績に応じて設計変更できる取組を実施しております。引き続き離島地域の価格動向を注視し、適正に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　５、土木環境行政についての(2)、沖縄県環境影響評価条例の実効性の確保についてお答えいたします。

沖縄県環境影響評価条例では、条例の規定に違反して手続を行わない者や評価書と異なる内容で対象事業を実施した者に対し、勧告できる規定を定めております。また環境影響評価制度は、規模が大きく環境影響の程度が著しい事業を対象としておりますが、対象規模未満の小規模事業については、事業者が適切な環境保全措置が行えるよう小規模事業を対象とした環境配慮の手引きを令和７年３月に作成しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　御答弁ありがとうございます。

まず、知事の政治姿勢についての１の(4)についてなんですけれども、この特定利用空港・港湾の指定ですね。例えば先島諸島の避難計画では、民間航空機やフェリーが輸送手段として想定されており不可欠なんですけれども、この民間航空機の運航は軍事活動が活発な空域での運航は通常行われるべきではないというふうにされています。運航するには、やはり安全の確保が大前提となり、航空会社は自社の乗員乗客の安全を最優先に判断することになるので、特定利用空港・港湾にすれば、大型機、大型船が使えて住民避難が効果的になるという国の説明は、やはり私は矛盾しているんではないかなと。指定すればメリットがあるように説明しているんではないかなというふうに思うんですが、見解を伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　議員御指摘のように、国民保護法の第22条によりますと、県は、国民保護措置においては、指定公共機関について安全の確保に配慮しなければならないということになっています。すなわち安全の確保というのが大前提であるということでございます。先ほども答弁いたしましたように、国民保護につきましては、既存の飛行機であったり船舶であったりっていうものを使うというのが原則になっておりますので、直ちに特定利用空港・港湾になったからといって、機材が大型化するとかそういうことになるというわけではないということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　この特定利用空港の指定で、指定すれば効果があるというのは、やはり平時のときに限定されているんではないかと私は思います。ですので、国が説明している、例えば台湾有事や武力攻撃事態時にはほとんど機能しないというふうに思います。また、これまでも県議会でも、特定利用空港・港湾に指定されたからといって、特別な予算ではなく、通常の事業の中で実施するものと認識していると答弁されていますので、やはりこの国交省――私もヒアリングいたしましたけれども、その中でも同じように回答をしておりました。ですので、この有事の際に住民保護に資すると言っている政府の説明は、私はやはり説明責任を果たしていないと思いますので、そこはしっかり説明をするように県は求めるべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど答弁させていただきましたとおり、例えば特定利用空港に関して、仮に空港・港湾施設が拡張されれば、自衛隊等の機材は大型の機材が入る可能性は出てくるであろうと考えております。一方、国民保護での避難に関することに関しましては、民間の飛行機あるいは船舶を使うことになるわけですけれども、それは既存のものを使うということが原則であるということでございますので、２つに分けて考える必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　今、この台湾有事とか武力攻

撃事態時とか、やはりいざというときに備えてということの説明というのも、やはり私はもっと丁寧に説明を求めるべきだと思いますけれど、やはりこの災害時のときも含めて、どのように住民の命を守るのかということの説明が完全に欠落しているんではないかなと思いますので、引き続き県には、この国の説明の論理に矛盾が明確に存在するんだよということをちゃんと伝えて、この説明責任を果たすように求めていただきたいなと思っています。

次に、知事の政治姿勢についての１の(5)についてなんですけれども、この武力攻撃時に沖縄本島の住民の避難計画はどうなっているのか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　沖縄本島につきましては、今各市町村が作成している避難実施要領のパターンというのがございまして、それぞれいろんなパターンを想定しているわけですけれども、特に――何ていうんですかね、今行っている先島における避難計画といいますか、図上訓練におきましては、沖縄本島は屋内避難ということで位置づけているところでございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　先月22日に石垣を訪問いたしました小泉防衛相が、我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面していると述べました。戦後最大級の安全保障危機と言われる中で、沖縄本島ではシェルター整備が進んでおらず、政府も明確な整備計画を示していない。内閣府の文書でも、沖縄本島は屋内避難程度しか示されていないんですよね。

そこでちょっと確認なんですけれども、この住民避難が始まる具体的な事態について伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　武力攻撃予測事態等が発令される場合を想定しているということでございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　そうですよね。この武力攻撃予測事態。国が認定したときに、この先島諸島だけではなくて、沖縄県含めもう全国、日本全国で住民避難が始まるということになるんですけれども、やはり私はこの沖縄県においては、人口の９割が集中しているこの沖縄本島こそ大規模な避難計画というのが必要だと思います。そのために県も訓練しているんではないかなと思うんですけれども。ですが、実際に避難計画、実行可能な計画が存在していないというのは、県としては問題視していないんでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　答弁が遅れて申し訳ないです。

沖縄県では、令和４年度から国及び先島５市町村との共催により、住民避難に係る国民保護図上訓練に取り組んでいるところでございます。訓練成果が一定程度まとまった段階で、他市町村へ共有する必要があろうかと考えております。今後、国、市町村など関係機関との意見交換を行うなど、必要な整備を進めることを検討したいと考えているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　私は、やはりこの国民保護計画、また住民避難計画は、この先島諸島においてもそうなんですけれども、実効性がない計画だと、絵に描いた餅じゃないかなと思っています。そして、先島はシェルター、沖縄本島は自宅避難、同じ県民の命でありながらここまで安全対策に差があるということは、沖縄本島に住んでいる住民の皆さん、私たちの命をどれだけ軽んじているのかということで怒るべきだと私は思います。仮に、今のこの計画等も含めて、国の施策もそうなんですけれども、容認するのであれば、沖縄本島にも先島諸島と同様にシェルター整備の対象とする計画を求めるとか明確にやるべきだと思うんですけれども、ただ私はそうではないと思っています。ですので、今の現状の計画のままではやはり県民の命は守れないと思いますし、県行政、また政治の使命というのは、県民の命・暮らしを守ることだと思いますので、この計画自体見直しを求めるということをしっかり県は国に物申すべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど申し上げましたとおり、今先行して先島５市町村と連携して国民保護の図上訓練に取り組んでいるわけですけれども、その成果等がまとまった段階で他市町村への共有というのを図ることを検討したいと考えております。なので、沖縄本島をそのままにしているというわけではないということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　この件については、また引き続き次の議会でもやりたいなというふうに思っています。

次に、土木環境行政に行きたいと思います。

５の(2)です。

現在、環境影響評価条例の目的として、環境の保全と県民の健康で文化的な生活の確保に資することとされているんですけれども、これが十分に担保されていると認識しているのか伺いたいと思います。現状、評価と課題等の問題はないかという認識ですね、それをお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

現在の環境影響評価制度は、先ほども答弁しましたけれども、環境影響の程度が著しい大規模な事業を対象としております。そして、この環境影響評価制度に基づいて、環境影響評価の手続が適切になされるものについては、適切な環境配慮が行われるというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　実際に、県はこの事業者に対して、例えば修正指示であったりとか、また追加調査というのを求めたりということができるようになっているんですけれども、それをやった事例というのはありますか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　環境影響評価は事業の実施前に行う手続でありまして、配慮書、方法書、それから準備書、評価書の各段階におきまして、知事が意見を述べるような形になっております。その知事意見に対しまして事業者は見解を示して対応していくということになりますけれども、その中におきまして必要に応じて追加調査とかが必要であればそのような意見を述べてきているというところでございます。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　今、先島諸島では自衛隊配備が進んでいるんですけれども、この自衛隊配備の施設の拡張等についても、国の事業であるからということで県の環境保全措置の指摘とか、また住民意見が十分に反映されていないケースっていうのがやはり地元では指摘をされています。そしてまた大規模なリゾートホテルについても、この生態系、また地下水利用、交通インフラ等の懸念というのも上がっているんですけれども、これらの事業というのは、地域経済に一定の効果をもたらすんですけれども、ただ自然環境への影響や水資源の逼迫、また住民生活への影響ということでは、累積的な環境負荷というのがやはり高まっているという指摘がとても強いんですね。県は、この現行の環境影響評価で累積的な環境負荷まできちっと評価できているのか、ちょっと認識を伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

現行の環境影響評価制度におきましては、今御指摘の累積的影響あるいは複合的な影響というものについても予測・評価するように述べているところです。ただ、今議員が御指摘の件につきましては、条例等の対象にならないものについての環境配慮だと認識しております。それにつきましては先ほど答弁しましたとおり、環境配慮の手引きというものを作成しているところでありますけれども、こうした条例の対象とならないような小規模の事業を新たに拡張するというような形になれば、それ自体にも累積的な影響でありますとか複合的な影響というものが生じている懸念はあると考えております。そのため、手引を作成しているところであるんですけれども、今後どういった形での対応が可能かというものについて、改めてこれについては研究していきたいと思っております。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　観光開発はやはり県の大きな柱だと思うんですけれども、だからこそこの持続可能性を損なうような開発というのはやはり認められないと思います。事業規模が今多様化しまして、この環境影響も高度化している現在、例えば評価項目の追加とか住民参加の拡充、またフォローアップの義務化とか、今やはり条例改正とか――先ほど手引の話もされましたけれども、この技術指針の見直しっていうのを検討する時期に来ているんではないかなと思います。ですので、この環境影響評価の実効性の確保について、先ほど申しました累積的環境負荷も含めてしっかりとこの実効性を確保するために県の方針を示すということで、ちょっと部長の決意を伺いたいなと思います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

先ほどは手引のほう、条例の対象とならない小規模の事業に対する手引のものについて、どのような対応が可能か研究していきたいと答弁したところですけれども、条例等、あるいはそれに基づく技術指針等につきましても、社会的状況等の変化に応じて見直し等を

検討していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇 議員　ぜひよろしくお願いします。

すみません、最後は質問ではなくて少し提言なんですけれども、農水産行政のところですね。

子牛の競り価格、全国的にも今この価格が上がってきているというふうにあるんですけれども、私今とても懸念しているのは、やはりこれまで低価格で来て、今沖縄県のほうでも70万円近くまで来ているんですけれども、この状態がこれからあと３年４年は続かないと、やはりこれまでの分はとても取り返せないと生産者の皆さんからは懸念の声が上がっているんですね。ところが、それでもその価格を上げるためにはやはり購買者がいないと、競らないとどうしても価格は上がらないんですよ。ですので、この購買者をどのようにこの沖縄県の競り市場に誘致して来てもらうのかというところをしっかり考えていかないといけないなと思っていますので、ぜひそちらの検討もお願いをして、代表質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

〔瀬長美佐雄　議員登壇〕

○瀬長　美佐雄 議員　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

皆様、こんにちは。

日本共産党の瀬長美佐雄です。

代表質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、高市政権が進める軍拡政治と沖縄について。

ア、高市首相は初の所信表明演説で、防衛費の国内総生産（ＧＤＰ）比２％（11兆円台）の今年度中の達成と安保３文書の改定を26年末までに前倒しすると表明した。米国の軍事費増額要求に応える軍拡増税への懸念、社会保障費・医療費４兆円の削減計画等に批判が高まっています。11月21日の閣議決定で一般会計補正予算21兆円余の経済対策として発表された中で防衛費1.7兆円の追加、防衛力強化を経済対策としての位置づけは異常であり重大です。軍事拡大政策に反対すべきであり見解を問います。

イ、高市首相の衆議院予算委員会での台湾有事をめぐる存立危機事態発言は、日本が集団的自衛権を行使する一例とされ国際問題に発展し、日中間の外交、経済活動や民間交流に重大な影響を及ぼしています。存立危機事態発言問題に対する知事の見解及び沖縄県経済に与えている現状、今後の影響の改善のために、高市首相に発言の撤回を求めるべきと思うがどうか。

ウ、安保３文書改定では、無人機の大量運用をはじめとする新しい戦い方、長射程ミサイルの整備加速、原子力潜水艦の保有の是非、さらに国民を監視し統制するスパイ防止法の制定など、戦争準備へ突き進んでいます。安保３文書の廃止を政府に求め、沖縄を再び戦場にさせない知事の決意を問う。

エ、高市首相は核兵器持込み容認・非核三原則を見直す方針です。復帰前、在沖米軍基地には核部隊、核弾頭が置かれ、核兵器の誤射事故も起きた事実を問う。沖縄が標的となり核戦場にしてはならない。政府に非核三原則の堅持と法制化、核兵器禁止条約加盟を求めること。見解を問う。

(2)、沖縄県の平和構築・地域外交の推進。

ア、日中双方はお互いに脅威にならないとする2008年の日中首脳共同声明等の遵守を日中両政府に求めること。

イ、県平和・地域外交推進課を設置後の成果と課題及び戦後90年、100年を視野に沖縄から平和貢献をメッセージとする恒久平和に関する沖縄ビジョン（仮称）について問う。

ウ、ワシントン事務所の果たしてきた役割は高く評価され再開が待ち望まれている。再開に向けた取組を問う。

２、米軍基地問題について。

(1)、辺野古新基地建設を許さず、自然環境を守るために。

ア、大浦湾側の軟弱地盤改良工事は５か月以上も中断し、完成の見通しは立たず、総事業費は進捗状況から数兆円規模と推測されている。新基地計画は政治的にも技術的にも財政的にも破綻している現状を国内外に発信し、計画を断念させるべきです。取組等を問います。

イ、辺野古新基地建設での砂ぐい工事に海砂はどれだけ使用される計画なのか。沖縄島北部の海岸浸食が顕在化し、海岸や道路の保全、修復に多額の整備費が必要ではないか。海砂採取の影響調査、海岸浸食防止のため総量規制をすべきである。県の取組を問う。

(2)、那覇軍港移設に関する県民意見を尊重し、浦添西海岸の自然環境を破壊する軍港整備に反対すべき。環境影響評価に対し、建設段階と供用後の影響も対象とすること、浦添軍港の機能や運用を明らかにするよう日米両政府に求めるべきである。見解を問う。

(3)、日米合同軍事演習等の激化に伴う騒音等の被害、及び米軍関係者による事件・事故、犯罪の増大に県民の怒りが広がっている。これらの実態及び対策を問う。

(4)、米軍基地内への立入調査、血中濃度調査の実施、活性炭の費用を国に求めることなど、県民の命、安全・安心が脅かされているＰＦＯＳ問題の解決に向けた取組状況を問う。

(5)、今年６月にも米兵による性暴力事件が起こった。歯止めのない性犯罪の実態と対策、被害者のケアの観点からも県警からの通報体制の迅速化を求める。

(6)、基地外での日本の主権を脅かす日米合同パトロールや米軍単独パトロールをやめさせ、日本の主権を守ること。県は日米地位協定上の問題点をどう認識しているのか問う。

３、沖縄振興予算について。

(1)、内閣府の26年度概算要求額は、沖縄県が求めた3000億円台にはほど遠い。国の公共工事予算の伸びとハード交付金の推移を踏まえ、26年度予算確保に向けた取組強化を伺う。

(2)、ガソリン暫定税率廃止後における県内での７円引きの継続について、県政与党会派と無所属会派の連名で国政の全ての政党に要請行動を行い、継続の必要性を伝えてきた。県は、沖縄復帰特別措置法の趣旨や物価高騰対策の目的を踏まえ、引き続き１リットル当たり７円の軽減措置を講じるよう求めるべきである。知事の見解と対応を問う。

４、物価高騰から県民生活を守るために。

(1)、エネルギーや原材料費の高止まり、各種商品の値上げが相次ぎ、物価高騰で県民の暮らしは大変厳しい現状であり、県民生活を守り応援する施策・事業の実施が求められている。県の物価高騰に対する取組と今後の対策を問う。

(2)、食料自給の面からも農家支援が求められている。物価高騰に対応する農家支援制度の見直し、農家支援策の拡充を政府に求め、県独自の畜産飼料購入補助等の支援事業については、継続、拡充すること。今後の対策を問う。

５、中小零細企業の支援について。

(1)、賃上げ企業への補助金等、直接支援を求め全国での取組状況も併せて問う。

(2)、正規雇用化促進事業や奨学金返還支援事業等、効果が高い事業の拡充を求めます。

６、学校給食費の小中学校の完全無料化を求めるものですが、今年度中学校半額支援は高く評価されています。県内の実施状況も伺います。

７、高校卒業までの医療費無料化について国の制度化を求め、県も拡充することを求めます。この間の拡充の推移も伺います。

８、医療機関、介護施設等への支援について。

(1)、全国的に医療機関や介護施設等は赤字で経営は危機的状況ではないか。全国、県内の実態を問う。政府に対して診療報酬や介護報酬等の引上げ、医療や介護、ケア労働者の処遇改善の予算増額を政府に対して求めること。対応策を問う。

(2)、県民の命のとりでである県立病院の不採算医療や政策医療を維持するため、県の一般会計からの繰入れを抜本的に増額すること。対策と見解を問う。

９、ゆがふ製糖工場建て替えの早期実現は喫緊の課題です。関係機関、関連市町村と連携し、課題解決の共有を図るためにも沖縄県の役割が重要であり、実現に向けた県の取組を問う。

10、本島北部での導水管漏水事故による大規模断水は、県民生活に大きな影響を与えた。導水管や施設の老朽化の現状、ハード交付金が減額された影響、復帰前に整備された導水管の更新状況等について、県の認識とこれらの整備を急ぐべきである。対応を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のウ、安保関連３文書の廃止等についてお答えいたします。

いわゆる安保関連３文書の改定については、現行の３文書の進捗、課題に関する国民への十分な説明や地元へ与える影響、地元の意見を踏まえた丁寧な議論がなされないまま、前倒しありきで改定に向けた作業が進められることを懸念しており、ましてや沖縄の基地負担が増えることは決してあってはならないと考えております。このため、安保関連３文書について、これまで機会あるごとに政府に対し、国政の場で十分に議論を深めること、地元の十分な理解が得られるよう事前に丁寧に説明を行うこと、また、反撃能力を有する装備の沖縄県への配備は行わないことなどを求めております。また、アジア太平洋地域におけるさらなる発展と安定を維持するために、抑止力の強化だけではなく、平和的な外交・対話を通じた緊張緩和と信頼醸成に努めることを要請しております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中の(1)のア、辺野古新基地建設問題に係る取組についてお答えいたします。

去る11月28日、沖縄防衛局により、大浦湾側の一部の埋立区域へ土砂の投入が行われました。大浦湾の埋立工事については、地盤改良工事に係る砂ぐいの打

設が詳細な理由が示されぬまま５か月以上停止していたことなどから、工事の長期化が懸念され、埋立工事全体を完成させることが困難な状況が明らかになりつつあると考えております。そのような工事全体の見通しが立たないにもかかわらず、生物多様性が極めて高く、貴重な自然環境を有する大浦湾を埋め立てることは、性急に過ぎると言わざるを得ません。政府が唯一の解決策とする辺野古移設については、このような工期の延伸に加え、費用の増加が明白になりつつあり、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えております。

沖縄県としては、引き続き日米両政府に対し、あらゆる機会を捉えて同飛行場の早期閉鎖・返還を求めていくとともに、トークキャラバン等による情報発信に加え、ＳＮＳ等を活用した国内外への情報発信の一層の充実に取り組み、国民的議論の機運醸成を図ってまいります。

次に、物価高騰から県民生活を守るためにの御質問の中の４の(1)、物価高騰に対する取組と今後の対策についてお答えいたします。

沖縄県においては、国の交付金や一般財源等を活用し、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んでおります。これまで総額95.5億円を計上しており、保育所等の食材、電気・ガス料金、畜産農家の配合飼料などの物価高騰に係る負担軽減のための支援などを実施しております。また、11月の補正予算で一般財源を活用し45.6億円を計上しており、ひとり親家庭や生活困窮者への支援、和牛子牛価格安定対策、賃上げや労働生産性の向上に向けた支援などを実施してまいります。加えて、国の総合経済対策に盛り込まれた重点支援地方交付金等を活用し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への必要な支援を行うため、今議会に追加で補正予算を提出する予定でもあります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)ア、防衛費増額及び安保関連３文書改定についてお答えいたします。

いわゆる安保関連３文書の改定については、課題に関する国民への十分な説明や地元の意見を踏まえた丁寧な議論が必要であると考えており、ましてや沖縄の基地負担が増えることは決してあってはならないと考えております。また、防衛関係予算については、反撃能力の保有、国民の生活に直結する増税等の問題を含め、今後とも国政の場で十分に議論を深め、国民に対し丁寧に説明していく必要があると考えております。

同じく１(1)イ、高市総理の台湾有事をめぐる発言についてお答えいたします。

台湾海峡を含むアジア太平洋地域の平和と安定は、我が国にとって極めて重要であり、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上でも不可欠であると認識しており、台湾有事は決してあってはならないと考えております。政府においては、日中間で相互に互恵関係を発展させるという考えに基づき、周辺地域の緊張を高めることのないよう、冷静かつ平和的な外交・対話による信頼関係の構築に努めていただきたいと考えております。なお、11月27日時点において中国から沖縄への航空便の一部欠航、また、クルーズ船や団体旅行に一部キャンセルが出ていると聞いております。

同じく１(1)のエ、復帰前の核兵器配備等の事実、非核三原則の堅持、核兵器禁止条約加盟等についてお答えいたします。

沖縄県史によると、復帰前は嘉手納米空軍基地に核兵器800発弱が配備され、また、メースＢ戦術地対地巡航ミサイルが読谷や恩納に配備されたほか、米軍那覇飛行場で核弾頭を搭載したミサイルが誤って発射され海に落下したとされています。世界で唯一の戦争被爆国である我が国としては、引き続き非核三原則を堅持するとともに、核兵器禁止条約加盟については、同条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有し、国際社会を主導するため、核廃絶に向けた議論に加わることは重要であると考えております。非核三原則の法制化については、関係団体等から法制化を求める動きがあることは承知しており、その動向を注視してまいりたいと考えております。

同じく１(2)ア、日中首脳共同声明等の遵守についてお答えいたします。

2008年５月に発出された「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明では、日中両国の平和共存、世代友好、互恵協力、共同発展という崇高な目標を実現していくことを決意するとともに、双方はお互いに協力のパートナーであり、お互いに脅威とならないことなどを確認したものと承知しております。日中双方が対話と協議を通じて相互信頼関係の構築に努めることは、地域の平和と安定につながるものであり、県としましては、日本政府に対して、これまでの日中両国の合意事項を尊重し、冷静かつ平和的な外交・対話によって中国との関係改善を図ることを要請

しております。

同じく１(2)のイ、平和・地域外交推進課及び恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）についてお答えいたします。

県では、令和６年度に平和・地域外交推進課を設置し、中国福建省との友好県省やハワイ州との姉妹提携による交流、韓国の済州特別自治道との平和発信強化、ＮＥＡＲへのオブザーバー加入など、海外自治体とのネットワークを広げてきました。地域外交の推進に当たっては、国・地域の考え方や事情を慎重に配慮しながら取り組むことが重要であると考えております。

恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）については、去る11月13日に万国津梁会議から沖縄が平和に貢献する意義や平和の概念の整理、目指すべき将来像やその実現に向けた方策、平和研究機構や平和基金の創設などを内容とする提言を受けたところであり、今後、同提言や県民意見公募を踏まえ、同ビジョンの作成に取り組んでまいります。

同じく１(2)ウ、ワシントン事務所再開に向けた取組についてお答えいたします。

平成27年度以降、ワシントン駐在が沖縄の基地問題の解決はもとより、観光等の情報発信や在米県人会等との連携にも重要な役割を果たしてきたことを踏まえると、駐在機能は引き続き必要であると考えております。このため、米国における情報収集等の取組については、高い透明性を確保した上で新たな体制で再スタートできるよう、法人設立の要否、米国における職員の配置の在り方の検討など、可能な限り早期の再開を目指して取り組んでいるところです。今後、検討結果を取りまとめた上で議会にも十分説明し、適切な時期に予算を提案したいと考えております。

次に２、米軍基地問題についての(2)のうち、那覇港湾施設代替施設の整備及び機能等についてお答えいたします。

県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、那覇空港や那覇港に隣接するなどの優位性を生かした跡地利用に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、今後とも移設協議会において関係機関と協議を行いながら対応してまいります。一方で、同施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが移設協議会において繰り返し確認されており、那覇港湾施設の移設により基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながることがあってはならないと考えております。県は、米軍及び日米両政府に対し、那覇港湾施設において従来行われてこなかった運用を行うことにより、基地負担を増大させることのないよう強く求めてまいります。

同じく２(3)、合同演習等に伴う騒音、事件・事故の実態についてお答えいたします。

本年11月に実施された米軍による即応訓練では、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に戦闘機が相次いで飛来しました。特に普天間飛行場周辺では、令和６年度に100デシベル超過の騒音発生回数が187回計測されておりますが、同訓練では僅か３日間で夜間も含め86回発生しており、周辺住民の生活に深刻な被害を及ぼしました。また、米軍構成員等による刑法犯検挙件数について、令和６年は過去20年で最多となる73件でしたが、本年は10月末時点で既に昨年を上回る82件に達しております。県は、これまで機会あるごとに日米両政府に対し、航空機騒音の軽減、事件・事故に係る実効性のある再発防止策を講ずることなどを要請しているところであり、引き続き過重な基地負担の軽減が図られるよう求めてまいります。

同じく２(6)、米軍によるパトロール及び日米地位協定についてお答えいたします。

米軍のパトロールについては、地元の意向を十分に踏まえた上で実施されることが重要であり、実施に当たっては、県民や観光客とのトラブルにならないよう慎重に行う必要があると考えております。しかしながら、今般、単独パトロールで誤認拘束事案が発生したことは大変遺憾であり、米軍に対し事実関係や拘束理由を確認するとともに、パトロールの在り方についても検討するよう求めてまいります。また、合同パトロールについては、県警と米軍憲兵隊が犯行現場に居合わせた場合の被疑者の身柄の取扱いなどの課題があると認識しております。

以上になります。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　２、米軍基地問題についての(1)のイ、普天間飛行場代替施設建設事業で使用される砂の量や海砂利採取の規制等についてお答えいたします。

公有水面埋立変更承認申請書によると、当該事業の地盤改良ぐいに使用される砂の量は、約348万6000立方メートルとなっております。北部地域の土木建築部所管海岸については、護岸の一部に破損等があることを確認しており、その対策費用は約５億円を見込んでおります。また、海砂利採取の規制等については、これまでの調査結果等を踏まえ、委員会等の設置を含めた検討を進めているところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　２、米軍基地問題についての(2)のうち、那覇港湾施設代替施設建設事業に係る供用後の環境影響評価についてお答えいたします。

埋立事業は、水面を埋め立てる行為や埋立地の存在が環境に著しい影響を及ぼすものであることから、環境影響評価制度では、供用に伴う環境影響は対象となっておりません。

県としましては、当該方法書について厳正に審査を行い、沖縄県環境影響評価審査会の答申も踏まえ、那覇市、浦添市及び宜野湾市の関係市長の意見を勘案するとともに、住民等の意見にも配意して、環境保全の見地から必要な意見を述べてまいります。

同じく２の(4)のうち、ＰＦＯＳ問題における米軍基地内への立入調査についてお答えいたします。

県においては、米軍基地周辺の水質調査結果や地下水脈の調査結果から、ＰＦＯＳ等の汚染源は米軍基地である可能性が高いと考えております。

そのため県としては、米軍に対し、基地内への立入り申請を行っておりますが、いまだ実現していないことから、国及び米軍に対し立入調査を認めることや国及び米軍による原因究明調査と対策の実施について、機会あるごとに要請を行っております。引き続き米軍基地への立入調査等について、国及び米軍に対し求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、米軍基地問題についての(4)のうち、血中濃度調査の実施についてお答えします。

県では、有識者で構成するＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会を設置し、第１回委員会を８月28日、第２回委員会を11月25日に開催しました。委員会では、血液検査を実施する場合の要点や留意点等についても検討することとしております。血中濃度に関する基準等が定まっていない中、県が血液検査を実施するには検査のフォロー体制等について事前に審査を受けるなど、整理すべき課題があると考えており、その点も含め委員会において御意見を頂きたいと考えております。

次に８、医療機関、介護施設等への支援についての(1)、医療機関や介護事業所の経営状況等についてお答えします。

令和７年10月に日本医師会が公表した調査では、全国69.5％の病院で令和６年度の医業収支が赤字となっています。また、沖縄県医師会が令和６年度に実施した調査では、74％の県内病院で医業利益が減少傾向にあると示されております。これを踏まえ、県では、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬となるよう、全国知事会を通じて国に要望しているところです。また、介護事業所の令和６年度の経営状況については、国の調査によると37.5％が赤字となっており、県内事業所については現在、経営情報の収集等を行っているところです。介護報酬の引上げについては、国の総合経済対策において臨時改定を行うことが示されております。

同じく８の(2)、県立病院繰出金の増額についてお答えします。

県立病院への繰り出しについては、地方公営企業法に基づき、政策医療に要する経費等に対し行っております。しかしながら病院事業会計においては、物価高騰等により経営が急激に悪化していることを踏まえ、特に影響の大きい不採算地区中核病院における医療提供体制を確保するため、近年の物価上昇等の影響が診療報酬の改定に反映されるまでの間の緊急的な支援として、繰出金の増額補正を今議会に提出しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　２、米軍基地問題についての(4)のうち、活性炭の費用を国に求めることについてお答えいたします。

企業局の水源地に係る米軍基地由来の蓋然性が高いＰＦＯＳ等汚染の対策費用は、施設提供者である国が負担すべきものと考えており、これまで機会あるごとに関係省庁の大臣に対して、直接あるいは軍転協や渉外知事会を通じた要請を行ってきたところです。また、活性炭の取替え費用等が全て県民の負担になることに対する懸念の声が上がったことから、去る11月12日に知事から防衛大臣宛て、取替え・処分の費用に対する国の支援並びに汚染原因の究明と必要な対策の実施等について要請したところであり、引き続きこれらの実現について求めてまいります。

次に10、本島北部での導水管漏水事故に係る施設の老朽化、ハード交付金の現状についてお答えいたします。

企業局では、水道管の材質や施工方法などに応じた更新基準年数を定めており、令和６年度末時点で超過

割合は約30％となっており、復帰前に整備された米国規格管路をはじめとする老朽化した施設を計画的に更新する必要があります。その財源となるハード交付金は減額傾向にありますが、昨年度の国の総合経済対策において、補正予算が37億円措置されるなど、事業の必要性や沖縄の特殊性については一定の御理解をいただけているものと認識しております。引き続き沖縄の特殊性を丁寧に説明するなど、財源確保に取り組み、計画的な施設の更新を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　２、米軍基地問題についての御質問のうち(5)、米軍構成員等による性犯罪の実態及び事件・事故発生時における通報手続についてお答えいたします。

当県における米軍構成員等による不同意性交等の検挙件数は、復帰後の昭和47年から令和７年10月末までの間で144件、同じく不同意わいせつの検挙件数は、平成元年から令和７年10月末までの間で27件となっております。また、お尋ねの在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続については、日米合同委員会の下で定められたものであり、政府で運用されているものと承知しております。

県警察においては、性犯罪の被害を認知した際、その時点で被疑者が特定されているか否かにかかわらず、また、被疑者の属性を問わず、事件覚知当初からまず女性警察官等が被害者に対し、警察が行うことのできる被害者支援の説明を行い、その上で被害者の要望に応じて沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携を密にする、専門家等によるカウンセリングを公費で行う、犯罪被害者支援団体であるゆいセンターを紹介し、きめ細かな支援につなげるなどしております。引き続き被害者のプライバシー保護に十分配慮しながら、被害者の心情に寄り添った支援をしてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　３、沖縄振興予算についての(1)、沖縄振興予算確保の取組についてお答えします。

公共事業関係費の推移について、平成24年度を起点とした場合、令和７年度比で国の一般会計の公共事業関係費が67％の増に対して、ハード交付金は43％の減となるなど、全国の動向と異なる状況にあります。ハード交付金については、交通基盤整備の遅れによる渋滞や緊急輸送道路の未整備状況、河川改修の遅れによる大雨時の氾濫状況、農業生産基盤の未整備による農地の冠水状況、上下水道施設の老朽化による県民生活や産業活動へ影響を及ぼす懸念など、事業効果発現の遅れを分野ごとに整理し影響事例として取りまとめ、予算確保の必要性を関係要路へ丁寧に説明しているところです。県では、８月末の内閣府の概算要求を踏まえ、黄川田沖縄担当大臣をはじめとした関係要路へ沖縄振興予算の所要額確保に関する要請を行ったところであり、今後もあらゆる機会を捉え、ハード交付金を含む沖縄振興予算の所要額確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　３、沖縄振興予算についての御質問のうち(2)、ガソリン暫定税率廃止後の軽減措置に係る対応等についてお答えいたします。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づく本県の揮発油税等に係る軽減措置については、暫定税率廃止後も引き続き同様の措置を講じていただくよう関係要路への要請を重ねてまいりました。国会における審議では、軽減額についてこれまでの経緯や地域の実情を踏まえて調整することや、令和９年５月以降の継続に関する答弁が財務大臣からなされたところであり、本県がこれまで要請してきた関係要路の皆様の理解が得られた結果と考えております。

県としましては、引き続き現状が維持されることを望みながら国の動向を注視するとともに、令和９年５月以降の揮発油税等の軽減措置の継続についても求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　４、物価高騰から県民生活を守るためにの(2)、飼料価格高騰に対する支援についてお答えします。

国の配合飼料価格安定制度については、令和５年度第４・四半期以降は補塡が発動しておりません。このことから、県では関係機関と共に、飼料価格高騰に対する支援制度の見直し等について国へ要請を行ってまいりました。一方、県では飼料価格高騰対策として、令和４年度から６年度まで、約36億5000万円を予算措置し、令和７年度も約11億8000万円を措置しております。引き続き国の配合飼料価格安定制度の見直しを求めるとともに、飼料価格高騰対策に取り組んでま

いります。

続きまして９、ゆがふ製糖工場建て替えについての(1)、ゆがふ製糖工場の整備に向けた県の取組についてお答えします。

ゆがふ製糖工場の整備に当たっては、農林水産省の新基本計画実装・農業構造転換支援事業の活用について調整を進めておりますが、補助上限額などの課題がありました。このため、８月及び11月に知事が農林水産省に対し、同事業の補助率及び補助上限額のかさ上げ等を要望してまいりました。同省では、令和７年度補正予算から同事業の補助率及び補助上限額をかさ上げし、国の財政支援が強化されたところであります。

県としましては、ゆがふ製糖株式会社や市町村、ＪＡ等と早期に合意形成を図り、同工場の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　５、中小零細企業の支援についての(1)、賃上げに関する支援策についてお答えします。

全国では、一部の都道府県で直接支援が実施されておりますが、生産性向上に資する支援など、収益力を高めることで賃上げにつながる取組も広がっているところです。今般、県では県内中小企業等の持続的な賃上げに向け、国の業務改善助成金受給者に対して補助金を給付する沖縄県業務改善奨励金事業や資金繰り支援に関する新たな融資制度等を本議会の補正予算案に計上しました。さらなる支援策につきましては、国の重点支援地方交付金の活用を視野に検討しているところです。

同じく５の(2)、正規雇用化促進事業等による中小企業支援についてお答えします。

県では、雇用の質の向上を目的に、正規雇用化促進事業において、専門家派遣による職場環境改善に向けた助言等の伴走支援を行っております。その結果、事業開始の平成26年度から令和６年度までに、1364名の正規雇用につながりました。また、奨学金返還支援事業においては、事業開始の令和４年度は16社の利用がありましたが、令和７年10月時点の申請は73社に増えております。

県としましては、今後とも中小零細企業の人材確保等の支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　６、学校給食費無償化についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和７年度から学校給食費無償化支援事業を実施しており、中学校で27市町村、小学校では23市町村が無償化しております。令和６年度に比べ、中学校では９市町村、小学校では５村増えております。現在、国においては、給食無償化の令和８年度実施に向けた取組が進められており、今後の拡充については、国の動向を注視しながら検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　７、高校卒業までの医療費無料化についての(1)、子ども医療費の無償化についてお答えいたします。

県では、令和４年度から市町村と連携し、対象年齢を小中学校まで拡大するとともに、現物給付を実施しているところです。

県としましては、対象年齢を18歳まで拡大することについて、子どもの貧困対策や少子化対策の一環として検討を進める必要があると考えていることから、市町村の意向や財政状況を踏まえ協議を行うとともに、国に対し全国知事会等を通して、子どもの医療に関わる全国一律の制度の創設について引き続き要請してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　答弁ありがとうございました。

幾つか再質問、通告調整しましたが全部はできないかと思います。

質問８について、沖縄県医療推進協議会が11月20日の決議で、医療・介護でこれ以上の削減は地域医療や介護事業の崩壊が避けられず、国家予算に関し真水による大規模で抜本的な対策を国に求めております。全国知事会でも社会保障増に頑張るという答弁でしたので、これについては答弁は求めません。

次に、質問１の高市政権の軍拡政治と沖縄に関する質問ですが、外務省のウェブサイトでは平和国家としての60年の歩みというファクト・シートが公表されており、その概要について伺いたいのですが、このファクト・シートでは、憲法の理念に基づく専守防衛、防衛費の対ＧＮＰ比１％程度、非核三原則、武器輸出三原則などを平和国家としての実績としています。しかし、戦後80年の今、高市政権は平和国家と

しての実績を全て壊そうとしています。憲法を破壊する危険な高市政権に対する見解も併せて伺います。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　いわゆる安保関連３文書の改定については、現行の３文書の進捗、課題に関する国民への十分な説明や地元へ与える影響、地元の意見を踏まえた丁寧な議論がなされないまま前倒しありきで改定に向けた作業が進められることを懸念しており、ましてや沖縄の基地負担が増えることは決してあってはならないと考えております。また、３文書の改定に伴い非核三原則の見直しを検討しているとの報道がありましたが、これが事実であれば日本の戦後の安保政策の大きな転換点となり、これまで日本が進めてきた核兵器のない世界への取組に逆行するものと危惧しております。
　県としましては、アジア太平洋地域の平和と安定を図るためには、関係国等による平和的な外交・対話が重要であると考えており、政府に対し平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めてまいります。
○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。
○瀬長　美佐雄 議員　休憩。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前11時38分休憩
　　午前11時38分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　失礼いたしました。
　平成17年に外務省が出したファクト・シートによりますと、その具体的な内容としては、自衛のための必要最小限の防衛力しか保持せず、攻撃的兵器を保有しない、防衛費の対ＧＮＰ比は１％程度、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとする非核三原則などが記載されているというふうに承知しております。
○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。
○瀬長　美佐雄 議員　次に、高市総理の国会答弁です。
　高市総理の答弁は従来の政府見解から逸脱し、外交上の失態です。存立危機事態と判断すれば集団的自衛権の行使が可能とする安保法制の下で、米国と共に中国に対し武力行使を行う、つまり台湾有事に参戦を公言したようなものです。沖縄を戦場にさせないためにも安保法制の廃止と高市総理の発言撤回を政府に求めるべきです。
○中川京貴 議長　知事公室長。（発言する者あり）
○溜　政仁 知事公室長　安全保障……
○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。
○溜　政仁 知事公室長　安全保障関連法については、集団的自衛権の行使をはじめ、駆けつけ警護や米軍等の部隊の防衛のための武力の行使を可能とする自衛隊法など10の法律の改正と国際平和支援法の制定が行われ、我が国の安全保障政策が大きく変更されております。沖縄県は、在日米軍専用施設の70.3％が集中しており、同法の運用などにより米軍の基地機能が強化され、沖縄への基地負担の増加につながることはあってはならないと考えております。また、その台湾海峡を含むアジア太平洋地域の平和と安定は、我が国にとって極めて重要であります。政府においては、日中間で相互に互恵関係を発展させるという考えに基づき、周辺地域の緊張を高めることがないよう冷静かつ平和的な対応に努めていただきたいと考えております。
　以上です。
○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。
○瀬長　美佐雄 議員　知事に伺います。
　2026年度中に策定する恒久平和に貢献する沖縄ビジョンの意義は、復帰50年の新たな建議書が目指す基地のない平和な島実現に向かう推進力となり、着実に実現させるビジョン策定を期待するものです。知事におかれましては、あるべき沖縄の未来実現の決意も併せて伺いたいと思います。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　沖縄県は、1972年の復帰当時に発表されましたいわゆる屋良建議書、そして復帰50年にまとめました新たな建議書などでも、将来は基地のない平和な島を目指していくということを明記しております。そして、そのためにはやはりこれまである一定の平和を維持することに貢献してきた日米の安全保障体制を維持すること及びアジア太平洋地域におけるさらなる発展と安定を維持するために、平和的な外交・対話による信頼関係の構築も同時に求めております。その姿勢をこれからも国に対して我々は求め続け、より相互に発展する将来を描いていくために努力を重ねてまいりたいというように思います。
○瀬長　美佐雄 議員　ありがとうございました。
○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。
　　〔糸数昌洋　議員登壇〕
○糸数　昌洋 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前11時43分休憩
　　午前11時43分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。

○糸数　昌洋 議員　議場の皆様、県民の皆様、こんにちは。

公明党の糸数昌洋です。

質問に先立ちまして、所見を述べさせていただきます。

私たち公明党は、政治改革への揺るぎない決意の下、このたび自由民主党との連立政権に一定の区切りをつけ、新たな出発をいたしました。1999年の連立スタートのとき、私は白保台一元衆議院議員の秘書としてその現場に立ち会っておりましたので、今回の決断は大変に感慨深いものがあります。特に沖縄では、本土に先立って自民党との協力関係が築かれ、支持基盤や選挙スタイル、政治信条の違いを超えて、選挙のみならず議会活動でも苦楽を共にしてきた長い歴史があります。信頼関係を結びながら、多くのことを学んでまいりました。これまで公明党は、国民生活を守る生活者の視点に立ち、国の安全保障が行き過ぎないよう歯止めをかけつつ、教育、福祉、医療、社会保障、防災など、暮らしに直結する分野ではアクセル役を果たしてきました。自公という一くくりの言葉により、県民からは見えづらい面もありましたが、政権運営においては、合意形成の要として確かな役割を担い、多くの政策を実現してきたと自負しております。

公明党は、これまで築いてきた多くの皆様との信頼関係を大切にしつつ、徐々にウイングを広げながら、沖縄の平和と安全、そして県民の皆様の暮らしの安心を確保するため、これまで以上に全力で働いてまいります。

議場の皆様、そして県民の皆様には、引き続き御指導・御鞭撻を賜りますよう、心よりお願いを申し上げ、代表質問を行います。

初めに１、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、新年度沖縄振興予算の確保に向けて重要な時期を迎えました。国の予算編成に向けた知事の政府への働きかけと今後の方針を問います。

(2)、長引く物価高が県民生活を圧迫しております。国頼みでは不十分であり、県独自の細やかな施策の拡充が不可欠です。物価高対策について、国施策と併せて県独自の支援策をさらに拡充すべきであると思いますが、対応を問います。

(3)、米ワシントン事務所の今後の方向性について、議会で指摘されてきた多くの課題を踏まえ、現実的で持続可能な県の対米発信の在り方が求められていると思います。事務所の再設置ではなく、代替手段の検討はできないのか見解を伺います。

(4)、日本を取り巻く安全保障環境は大変厳しくなっています。沖縄が最前線である現実を直視しつつ、知事は県民の生命と安全を守る立場を明確にする必要があります。まずは台湾有事に関する総理発言について、有事言及が沖縄県に与える影響への知事の認識と県としての立場、対応を問います。

(5)、政府は、先月25日に閣議決定した公明党の質問主意書に対する答弁書でも、翌日の党首討論の答弁でも、非核三原則の堅持を明言しませんでした。かつて米国に核を持ち込まれた沖縄にとって看過できない事態です。非核三原則をめぐる新内閣の議論について、報道されている動きに対する知事の認識と県としての立場、対応を問います。

(6)、衆議院の定数削減をめぐり、当初は比例区のみの削減が報じられていましたが、先日、自民党と日本維新の会が１年以内に結論が出なければ、小選挙区と比例区を合わせて約１割削減すると合意したとの報道がありました。公明党は、権力を持つ側の与党が結論が得られなければこの方向で進めるとする姿勢は、議会制民主主義を損なう懸念があると指摘しています。衆議院議員経験を持つ知事の認識を伺います。

(7)、日米地位協定について、改定に向けた県としての今後の取組方針を問います。また、米軍の公務中の交通事故における被害者補償について、地位協定の運用改善を含め今後の対応を問います。

(8)、ＰＦＡＳ等の環境汚染と健康被害について、県民の安全・安心のためには、国や米軍に対し必要な調査権限を確保し、科学的根拠に基づく対応を強化する必要があります。米軍基地への立入調査の必要性と実施に向けた課題を問います。

次に２、離島の存続と振興について伺います。

離島は本県の宝であり、生活航路・空路の維持、医療アクセスの確保、地域振興など多面的な支援が必要不可欠であります。

(1)、宿泊税導入に伴う離島患者等通院費支援拡充の検討状況について、対象範囲や財源確保の見通しなどを問います。

(2)、離島空路・航路における欠損補助について、補助の現状と空路・航路維持の課題及び県の対応を問います。

(3)、高齢化が進む離島では、家族介護のため頻繁に往来する方が増えています。島の実情に即した制度設計が求められます。離島割事業の対象者拡大について、他県の離島――奄美群島、種子島、屋久島、長崎県の国境離島、東京都三宅島などでは、介護目的で来島する親族を準住民、準島民として島民割引の対象としております。沖縄でも離島介護を担う家族の交通費

負担を軽減するため、同様の準住民枠の創設を検討すべきではないでしょうか。見解を問います。

(4)、小規模離島における海洋温度差発電可能性調査事業が行われておりますが、進捗状況と課題を問います。

次に３、道路・交通環境の整備について伺います。

(1)、７月から開始された道路通報システムの運用状況について、住民からの通報と当局の対応の状況及び課題等について問います。

(2)、道路網インフラの老朽化が進む中、住民からの緊急的な道路情報の提供だけでは全く不十分です。全国的にデータに基づく予防保全への転換が求められており、本県の道路交通に係る構造物・附属物の点検及び安全対策は喫緊の課題となっております。

ア、メンテナンスを推進するため、道路データの集積をどのように図っているのか問います。

イ、データに基づく点検計画、老朽化対策、事故防止策の取組が必要です。現在の状況を問います。

次に４、農水産業の新たな振興について伺います。

(1)、沖縄産コーヒーの振興について、前回答弁では、栽培体系や栽培技術が確立されていない、安定生産が見込めないなどの指摘があった上で、知事からは、沖縄県における新たな産業展開にもつなげていきたいとの答弁がありました。栽培体系や技術の確立に向けた研究開発・技術支援の強化、産地形成に向けた支援体制の強化など、県の前向きな支援の取組を求めます。見解を問います。

(2)、深刻な気候変動への対応が問われている水産行政について伺います。

ア、県が取り組んでいる県産ウニ復活プロジェクトの進捗状況と課題、事業化の見通しを問います。

イ、近年、高水温への耐性が高い沖縄自生のポルトガルガキが注目されています。県内養殖事業の状況と産業化への支援について見解を問います。

５、国の天然記念物等の違法採取対策について伺います。

国指定天然記念物をはじめとする希少生物の違法採取が後を絶たず、沖縄の貴重な生物多様性が深刻な脅威にさらされています。本県は生物多様性の豊かさから日本学術会議が国立自然史博物館の設置を提唱し、その誘致に向けた取組が進められているさなかであり、今こそ徹底的な対策が必要と考えます。

(1)、違法採取・持ち出しの摘発状況について問います。

(2)、監視体制の強化、法規制・罰則について問います。

(3)、地域住民・観光業者との連携による保全啓発の推進について問います。

６、若者が働く環境の改善について伺います。

県の人口が減少傾向へと転ずる中で、若者の地元への定着と還流を促すことは重要な取組であり、本県の未来に直結します。

(1)、県が取り組む以下の事業について、進捗状況と成果及び課題を問います。

ア、奨学金返還支援事業。

イ、若年者活躍促進事業。

ウ、正規雇用化促進事業。

エ、ＵＩＪターン就職・転職活動交通費支援事業。

７、教育行政について伺います。

(1)、教職員のメンタルヘルス対策について、健康管理体制や相談窓口、働き方改革等の進捗と課題を問います。

(2)、部活動の地域移行について、進捗状況と課題を問います。

(3)、スポーツハラスメントについて、本県の現状と課題及び防止策の強化等について問います。

(4)、夜間中学校の設置の必要性について、認識と課題を問います。

８、薬物乱用防止・犯罪被害者支援について伺います。

(1)、薬物乱用の実態と対策及び課題について問います。

(2)、犯罪被害者等支援の推進について、県及び市町村における対策の進捗状況と課題を問います。

９、安心な福祉･医療体制の整備について伺います。

(1)、本年から始まった県の重層的支援体制整備事業の取組について、進捗状況と課題及び次年度以降の取組を問います。

(2)、遠隔医療の推進について、県の取組の進捗状況を問います。また、郵便局を活用した新たなオンライン診療の仕組みの概要と沖縄での導入可能性について伺います。

10、県営住宅の安全管理について。

多くの県営住宅で建物の老朽化と住民の高齢化が進んでおります。現在、自治会が担っている建物や周辺共用部分の維持管理が人手不足と運営資金不足で対応に苦慮されているところが増えております。加えて、災害時や救急の患者等への対応には常に不安を抱えている状態です。どうしても県の支援が必要になりますので伺います。

(1)、自主防災組織の結成状況と課題について問います。

(2)、ＡＥＤの設置状況について問います。

(3)、駐車場の車庫証明の発行状況と課題について問います。

11、中央卸売市場の再整備について、進捗と課題及び今後の整備スケジュールを問います。

最後に12、運送業における下請事業者の労務単価の改善について、今年の２月定例会において強く求めましたが、その後の進捗状況と課題を問います。

以上で壇上での質問を終えます。御答弁をよろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　質問の途中ではありますが、糸数昌洋議員の質問に対する答弁は時間の都合もありますので、午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後 1 時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前の糸数昌洋議員の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　糸数昌洋議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の１の(1)、沖縄振興予算確保の取組についてお答えいたします。

沖縄県においては、８月末の内閣府の概算要求を踏まえ、黄川田沖縄担当大臣が10月29日に来県された際や、11月５日に私が上京して沖縄振興予算の所要額確保に関する要請等を行いました。11月11日から13日にかけては官邸や国政与野党の各政党関係者、県選出議員等の関係要路へ、また、11月30日に木原官房長官が来県された際にも要請を行っています。11月に行った私からの要請に対し黄川田沖縄担当大臣から、地元の皆様の意見を聞いて、連携して丁寧に沖縄振興に努め、予算については財政当局とよく話をしてしっかり折衝してまいりたいとの御発言をいただいたところです。これらの要請活動に加え県選出国会議員や県議会議員の御協力の下、自民党、日本維新の会、立憲民主党、国民民主党、公明党、共産党、れいわ新選組及び衆参の沖北特委関係議員に対して、沖縄振興予算の所要額確保の必要性について御説明をしたところです。

沖縄県としましては、今後もあらゆる機会を捉え、沖縄振興予算の所要額の確保に向けて取り組んでまいります。

次に１の(5)、非核三原則の議論の認識と対応についてお答えいたします。

高市総理が安保関連３文書の改定に伴い、非核三原則の見直しを検討しているとの報道がありましたが、これが事実であれば日本の戦後の安保政策の大きな転換となり、これまで日本が進めてきた核兵器のない世界への取組に逆行するものと危惧をしております。私は核軍縮及び核兵器廃絶に向けて、グローバル・アライアンスに参加し、広島や長崎と連携して国際社会に訴えてまいりたいと考えています。世界で唯一の戦争被爆国である我が国としては、引き続き非核三原則を堅持するとともに、平和を脅かすあらゆる核兵器の廃絶に向け、国際社会を主導する役割を果たすべきであると考えております。

次に１の(6)、衆議院の定数削減問題についてお答えいたします。

衆議院議員の定数削減については、単に議員数の削減だけを議論するのではなく、一票の格差、地方への影響など公職選挙法全体の問題として捉え、議論を進めていくべきであると考えております。そのためにも、都道府県など地方の声をしっかり聞きながら国会で慎重な議論を行っていただきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、知事の政治姿勢についての(2)、物価高対策に係るさらなる支援についてお答えします。

県においては、国の交付金や一般財源等を活用し、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野に対する支援に取り組んでおります。これまで総額95.5億円を計上しており、保育所等の食材、電気・ガス料金、畜産農家の配合飼料などの物価高騰に係る負担軽減のための支援を実施しております。また、11月補正予算で一般財源を活用し45.6億円を計上しており、ひとり親家庭や生活困窮者への支援、和牛子牛価格安定対策、賃上げや労働生産性向上に向けた支援などを実施してまいります。加えて、国の総合経済対策に盛り込まれた重点支援地方交付金等を活用し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への必要な支援を行うため、今議会に追加で補正予算を提出する予定であります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)、ワシントン事務所再設置の代替手段についてお答えいたします。

平成27年度以降、ワシントン駐在が沖縄の基地問題の解決はもとより、観光等の情報発信や在米県人会等との連携にも重要な役割を果たしてきたことを踏まえると、駐在機能は引き続き必要であると考えております。このため、米国における情報収集等の取組については、その目的や内容を改めて検討しながら、高い透明性を確保した上で新たな体制で再スタートできるよう米国における職員配置の在り方、法人設立の要否等に関する検討を幅広く行っているところです。

同じく１(4)、台湾有事に関する総理発言についてお答えいたします。

台湾海峡を含むアジア太平洋地域の平和と安定は、我が国にとって極めて重要であり、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上でも不可欠であると認識しており、台湾有事は決してあってはならないと考えております。政府においては、日中間で相互に互恵関係を発展させるという考えに基づき、周辺地域の緊張を高めることのないよう冷静かつ平和的な外交・対話による信頼関係の構築に努めていただきたいと考えております。なお、11月27日時点において、沖縄から中国への航空便の一部欠航、またクルーズ船や団体旅行に一部キャンセルが出ていると聞いております。

同じく１(7)、日米地位協定の改定についてお答えいたします。

県は、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えており、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請を行ってきたところです。米軍人等による事件・事故に関する被害者補償については、公務中の場合は日米地位協定第18条第５項に基づき、日本政府が損害を賠償することとなっておりますが、賠償金が迅速に支払われない事例があることは承知しております。

県としては、米軍人等による公務中の事件・事故に係る被害者補償についても課題や問題点について引き続き整理等を行い、迅速に補償等を受けることができるよう政府に求めてまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　１、知事の政治姿勢についての(8)、ＰＦＡＳ等環境汚染に係る米軍基地への立入調査の必要性と課題についてお答えいたします。

県においては、米軍基地周辺の水質調査結果や地下水脈の調査結果から、ＰＦＯＳ等の汚染源は米軍基地である可能性が高いと考えております。

県としては、汚染源を特定し、早急に対策を実施し改善を図るために米軍基地内への立入調査が必要と考えております。しかしながら、平成31年に行った立入り申請から約６年が経過しておりますが、いまだ実現していないことから、引き続き国及び米軍に対し米軍基地への立入調査等を求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、離島の存続と振興についての(1)、離島患者等通院費支援事業の拡充等についてお答えします。

本事業の補助対象範囲の拡充については、市町村要望調査により離島住民のニーズを把握するとともに、本事業がソフト交付金を活用した事業であることから、支援が特定の市町村に偏ることなく多くの市町村に活用されるよう検討を進めているところです。また、財源の確保については市町村の実績等を踏まえ、所要額を確保できるよう取り組んでまいります。

次に８、薬物乱用防止・犯罪被害者支援についての(1)のうち、薬物乱用の課題と対策についてお答えします。

現在、若年層における大麻や危険ドラッグ等の薬物乱用が課題となっております。そのため本県では、若年層への薬物乱用防止対策として、今年度、中高生を対象としたワークショップ等を開催しております。また、夜回り先生こと水谷修氏による薬物乱用防止教室を県内の中学校、高校で実施したほか、地域における街頭キャンペーン、ＳＮＳ等を活用した普及啓発活動を実施しております。

県としましては、引き続き関係機関等と連携を強化し、若年層に対する薬物乱用防止対策を推進してまいります。

次に９、安心な福祉・医療体制の整備についての(2)、遠隔医療に関する県の取組状況等についてお答えします。

県では、令和７年９月に離島・へき地における遠隔医療導入検討ワーキンググループを設置し、僻地診療所等における遠隔医療の導入について検討を進めているところです。また、一部の県では、厚生労働省補助金を活用し、無医地区等における郵便局を活用したオンライン診療の実証が行われており、郵便局の職員が

サポートすることで高齢者でも安心して診療が受けられる等の有用性が報告されています。しかしながら、本県と他県では、離島・僻地における医療提供体制が異なることから、県としましては、県内での導入が可能かどうかも含めて他県の状況を注視してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　２、離島の存続と振興についての中の(2)、離島航空路及び航路の欠損補助についてお答えいたします。

離島の航空路及び航路は、離島住民の日常生活や経済活動に必要不可欠な交通インフラと考えております。県では、国及び関係市町村と協調して、令和７年度では３航空路と14航路において運航に係る欠損額を補助しており、これにより離島の住民生活に必要な航空路及び航路の確保･維持に努めているところです。

同じく２の(3)、離島割引運賃対象者の拡充についてお答えいたします。

県では、離島の定住条件の整備を図るため、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施しております。当事業の実施に当たっては、これまでも運賃の値上げに対する住民負担の軽減や12歳の小学校６年生の小児運賃適用などに取り組んできたところです。さらなる対象者の拡充等につきましては、他県の事例なども収集しながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　２、離島の存続と振興についての(4)、海洋温度差発電可能性調査の進捗と課題についてお答えします。

県では、地域特性に合った再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギーの地産地消を促進するため、小規模離島における海洋温度差発電可能性調査を実施しております。同調査では、粟国島、南大東島、北大東島、波照間島、与那国島を対象とした商用化の可能性分析を行っており、発電事業のみでは経済性の確保に課題があると確認しております。このため、発電に加えて海洋深層水を活用した産業創出により事業化の可能性を高める方策について、調査検討を進めているところです。

同じく６の(1)のア、奨学金返還支援事業の進捗状況等についてお答えします。

本事業の令和６年度実績は65社の289名、総額1410万円を支援いたしました。企業からは、会社の知名度向上につながった、従業員からは、働くモチベーションがアップしたなどの声が寄せられており、県内中小企業の人材確保に一定の効果があったものと考えております。一方で、さらなる事業の周知が課題となっていることから、商工会等と連携して幅広い業種の事業者への案内を実施するほか、離島を含む５つの圏域別説明会や各種広報媒体を活用するなど、事業の認知度を向上する取組を行っているところです。

同じく６(1)のイ、若年者活躍促進事業の進捗状況等についてお答えします。

本事業において、県内各大学への就職支援員の配置や合同企業説明会を実施したことにより、令和６年度は584名が就職につながっております。また、県内企業でのインターンシップや職場訓練、小中学生を対象とした職業人講話や、ＵＩＪターン就職を促進するためのマッチングサイトの運営なども行っております。若年者の多様化する就職活動への対応が課題であることから、若年者と企業の相互理解促進に向けたマッチング等、個々の状況に応じたきめ細やかな支援の強化に取り組んでまいります。

同じく６(1)のウ、正規雇用化促進事業の進捗状況等についてお答えします。

本事業は、雇用の質の向上を目的に正規雇用化に取り組む企業に対し、専門家派遣による財務面のアドバイスや職場環境改善に向けた助言等の伴走支援を行っております。令和６年度は68社を支援し、若者を含め155名の正規雇用化を実現いたしました。しかし、本県の非正規雇用の割合は依然として全国より高い状況にあることから、さらなる正規雇用促進に向け、企業経営者への周知啓発の強化に努めているところです。

同じく６(1)のエ、ＵＩＪターン就職・転職活動交通費支援事業の進捗状況等についてお答えします。

本事業は、県外大学生等の県内就職を促進するため、沖縄県内で実施した就職活動に係る交通費・宿泊費を補助する事業で、今年度から新たに実施しております。令和７年８月末現在、111件の申請があり、内定を含め就職者数は28名となっております。県外大学生等への周知が課題となっており、県外の大学等を通じた学生への周知、オンライン企業説明会の開催など、周知の拡大に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　3、道路・交通環境の整備についての(1)、道路通報システムの運用状況等についてお答えいたします。

県では、道路の損傷や不具合について、利用者からの幅広い情報収集を目的に令和７年７月から道路通報システムを運用しております。運用後の約４か月でシステムを利用した通報は約380件となっており、効率的な情報収集と迅速な対応が可能となっております。一方で、システムによる通報は全体の約２割にとどまることから、認知度の向上が課題と考えております。引き続きホームページや関係機関と連携した周知を図るとともに、道路の適切な維持管理に努めてまいります。

同じく３の(2)のア及びイ、道路施設の適切な維持管理についてお答えいたします。３の(2)のアと３の(2)のイは関連しますので、一括してお答えします。

橋梁やトンネル等の構造物や道路照明等の道路附属物については、法令や要領に基づき５年に１度の点検を実施しております。点検の結果、劣化状況等を勘案し優先度が高い箇所から順次修繕に取り組んでおります。引き続き道路施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に10、県営住宅の安全管理についての(1)、自主防災組織の結成状況と課題についてお答えいたします。

県営住宅においては、県営住宅防火管理要領に基づき各団地自治会により自衛消防隊を組織しております。消防訓練については、毎年実施することとしておりますが、団地入居者の高齢化、参加率の低さから一部の団地では十分な活動ができていないことが課題となっております。県では指定管理者と連携し、防災講話会を実施するなど、団地自治会への防災意識の啓発に取り組んでいるところです。

次に同じく10の(2)、ＡＥＤの設置状況についてお答えいたします。

県営住宅へのＡＥＤ設置については、入居者の安全に資するものとして有用であると認識しております。令和５年時点で県内12か所の団地自治会において、市町村による助成や民間事業者による支援等を活用することでＡＥＤが設置されております。

同じく10の(3)、駐車場の車庫証明の発行状況と課題についてお答えいたします。

車庫証明を必要とする入居者は、指定管理者が発行する自動車保管場所使用承諾証明書を管轄の警察署へ関係書類とともに提出し取得することになります。県が整備した駐車場については車庫証明の手続は可能となっておりますが、一部団地においては駐車場の不足が課題になっております。

次に12、運送業における下請労務単価の改善についてお答えいたします。

土木建築部では、令和４年２月から「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事を試行し、建設業の賃金上昇に向けて取り組んでいるところであります。また、ダンプトラック運転手等技能労働者の待遇改善に向け、業界団体に対し法定福利費等を含めた下請契約の締結や適切な水準の賃金の支払いに努めるよう文書でお願いしております。令和６年の建設業法等改正を踏まえ、引き続き技能労働者の適切な賃金水準の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　４、農水産業の新たな振興についての(1)、コーヒーの生産振興についてお答えします。

国産コーヒーは希少性が高く、スペシャルティコーヒーの認証などにより、付加価値向上が期待されております。一方、コーヒーにつきましては、国内及び県内の栽培事例が少ないことから、沖縄の気候に適した品種や栽培方法の確立が必要であると認識しております。そのため県では、今後栽培事例調査や生産体制構築に向けた検討会等を行ってまいりたいと考えております。引き続き市町村、関係団体と連携し、コーヒー生産の課題解決に向け取り組んでまいります。

同じく４の(2)のア、県産ウニ復活プロジェクト事業についてお答えします。

シラヒゲウニ養殖については、種苗の安定供給や養殖技術の高度化等が課題となっております。そのため県では、令和５年度より一括交付金を活用した県産ウニ復活プロジェクト事業を実施し、これらの課題解決に取り組んでいるところであります。現在、同事業ではウニ可食部の色味やうまみの改善、低コストで作製可能なウニ用配合飼料などの開発を行っております。引き続きシラヒゲウニ養殖における課題解決を図り、養殖技術の実用化に向けて取り組んでまいります。

同じく４の(2)のイ、県内におけるカキ養殖の現状等についてお答えします。

本県のカキ養殖については、カキの国内供給不足を背景に、ポルトガルガキを含む複数種を対象として試験的に行われております。カキ養殖に対する支援としては、水産業普及指導員による技術的な指導助言を行っております。また、漁協や市町村等が実施する養

殖施設や浄化施設などの整備に対し、水産業構造改善特別対策事業による支援が可能であります。

県としましては、市町村、漁業関係団体などの要望を踏まえ、施設導入に向けた支援等に取り組んでまいります。

11、中央卸売市場の再整備についての(1)、進捗状況及び課題についてお答えします。

中央卸売市場の再整備に当たっては、現在、整備手法の検討について対話事業者を２者決定し対話を行うとともに、市場関係者との意見交換を行っているところです。再整備の実施に向けては、市場の目指す方向性や施設の機能等について市場関係者の合意形成を図ることや、民間事業者の採算性の確保が課題であると考えております。

県としましては、引き続き市場関係者及び対話事業者との対話を行い、実現可能な整備手法の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　５、天然記念物等の違法採取対策についての御質問のうち(1)、天然記念物の違法採取の検挙状況についてお答えいたします。

国指定天然記念物であるリュウキュウヤマガメ、ヤエヤマセマルハコガメ、オカヤドカリの違法採取に関して、いわゆる種の保存法や文化財保護法等の違反による検挙事例は、令和５年は３件４名、令和６年はゼロ件、令和７年は10月末現在で９件15名となっております。これらの検挙事例については、運送業者や税関等がエックス線検査などで発見して警察に通報がなされたり、住民が不審な車両の中から不審な物音が聞こえると通報がなされるなどして覚知し、所要の捜査を実施の上、検挙したものであります。

続きまして８の(1)、若年層の薬物乱用の実態と課題及び対策についてお答えいたします。

県内における令和７年１月から10月末までの間の薬物事犯検挙人員は188人であり、前年同期比で６人の増加となっております。このうち検挙人員に占める10代の割合は188人のうち49人で、全体の約26.1％であり、前年同期比で６人、約2.4％の増となっております。前年の10代の検挙人員は過去５年間で最も多かったことからも、10代における薬物乱用の拡大は深刻な状況にあると認識しております。違法薬物が若年層にも乱用が拡大しつつあるその背景としては、ＳＮＳを利用して比較的容易に入手できる環境にあることなどが考えられます。このため、違法薬物の危険性を若年層に正しく認識させることやＳＮＳ上での売買を阻止することが重要となります。そこで県警察においては、小・中・高校等に警察職員を派遣し、児童生徒や保護者を対象とした薬物乱用防止教室を開催しているほか、違法薬物の危険性を訴える薬物乱用防止動画をネット上で配信するなどしております。また、ＳＮＳ上で違法薬物売買の投稿を発見した場合には、サイト管理者へ削除依頼を行うなどしております。

県警察におきましては、引き続き教育委員会、学校等と連携し、積極的な広報啓発活動を行うとともに、末端乱用者の徹底検挙、密輸・密売組織の摘発の強化など総合的な対策を講じてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　５、国の天然記念物等の違法採取対策についての中の(2)及び(3)、国指定天然記念物の監視体制の強化等についてお答えいたします。５の(2)と５の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

国指定天然記念物は文化財保護法第125条により、捕獲や移動などの現状変更を行う場合は文化庁長官の許可を受ける必要があります。これに違反した場合は、50万円以下の罰金に処せられます。県教育委員会では違法捕獲の防止の取組として、環境省、県自然保護課が実施するパトロールへの協力、ポスターを活用した啓発等を行っております。さらに今年度は県警察と協力して多言語版ポスターを作成し、市町村教育委員会等の関係機関のほか、コンビニエンスストア等への掲示など、違法捕獲防止の強化を図っております。

続きまして７、教育行政についての中の(1)、教職員のメンタルヘルス対策及び働き方改革の進捗等についてお答えいたします。

県教育委員会では、県立学校職員に対し保健スタッフによるメンタルヘルス相談窓口設置等の取組強化を行っており、令和６年度の実績は、令和４年度の2.2倍の1292件となり、心のケアの充実が図られております。また働き方改革では、人材の確保、教育ＤＸの推進、業務の役割分担・適正化を柱に、具体的な項目を掲げ、各学校や地域の実情に応じた取組が着実に進むよう推進計画の周知徹底や好事例の発信等、全県的な取組を推進しております。引き続き保護者や地域等との連携強化に努め、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に推進してまいります。

同じく(2)、部活動の地域展開の進捗状況等につい

てお答えいたします。

県教育委員会においては、昨年度に引き続き部活動の地域展開に係る国の委託事業を活用し、コーディネーターを県及び８市町村に配置しており、各市町村においては、受皿となり得る団体等との連携に取り組んでいるところであります。課題としましては、受皿となる地域クラブの不足、指導者や財源等の確保が挙げられます。

県教育委員会としましては、12月に国が示す部活動地域展開に係る総合的なガイドラインに基づき県の推進計画を改定し、引き続き関係機関と連携し、休日の部活動の地域展開等の促進に取り組んでまいります。

同じく(3)、スポーツハラスメントの現状と課題、防止策についてお答えいたします。

県教育委員会では、暴力・暴言・ハラスメント根絶に向け、令和３年に部活動等の在り方に関する方針を改定し、相談窓口の設置や指導者の研修会等の充実を図ってきたところであります。令和６年度の県立学校部活動実態調査においては、依然としてハラスメントを受けたことがあるとの回答があり、課題と捉えております。

県教育委員会としましては、調査結果を各学校へフィードバックし、迅速・適切な課題解決に向けた指導助言を行うとともに、関係団体等と連携した指導者の人権意識を高める取組の徹底など、引き続き暴力・暴言・ハラスメント根絶に向けて取組を強化してまいります。

同じく(4)、公立夜間中学の設置についてお答えいたします。

県教育委員会では、全ての市町村から夜間中学校を設置しないとの意向を受け、現在県としての今後の対応を検討しているところであります。具体的には、これまで行ったニーズ調査や直近の他県の設置状況等を基に庁内連絡会議を開催し、課題の整理等を行っております。引き続き関係団体等への調査を行うなど、今後の在り方について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　８、薬物乱用防止・犯罪被害者支援についての御質問のうち(2)、犯罪被害者等支援対策の進捗状況等についてお答えいたします。

県では、令和４年に沖縄県犯罪被害者等支援条例を制定し、令和６年には見舞金制度を創設、今年度の申請状況は11月末時点で18件となっております。さらに本年９月からは、県の総合窓口にワンストップサービス機能を追加し、より充実した支援体制を整えてまいりました。また、課題であった市町村条例の制定については、県警察をはじめとする関係機関の協力を経て、本年11月現在で９市町村が制定済みで、今年度末には合計19市町村まで増加予定、さらに令和８年度以降に17市町村が制定予定となっております。

県としましては、引き続き市町村等と連携し、犯罪被害者等支援施策を推進してまいります。

続きまして９、安心な福祉・医療体制の整備についての御質問のうち(1)、重層的支援体制整備事業の取組についてお答えいたします。

重層的支援体制整備事業は、市町村において既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築する事業となっております。県内では、令和７年度に沖縄市が実施しており、令和８年度においては５市が実施予定です。当該事業は既存事業と新規の事業を一体的に執行するため、これまで以上に庁内連携を図るとともに、支援機関をはじめとする庁外の関係者などとの議論を通じて、組織再編も視野に入れた部局横断的な連携体制を整備する必要があります。

県におきましては、各市町村が重層的支援体制整備事業を含めた支援体制を整備できるよう先行して実施した自治体の取組事例の紹介や講習会、個別支援など、市町村への後方支援に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　知事はじめ、御答弁ありがとうございました。

時間がありませんので、簡潔に再質問させていただきたいと思います。

知事に伺います。

安全保障の問題、そしてまた現今の物価高騰の問題、これ多くの県民が大変困っております。その中で最も大変なのは離島なんですね。安全保障も物価高のしわ寄せも最前線が離島であると思っております。特に人口減少を抱えながら頑張っている小規模離島については、ぜひとも常に知事の頭の片隅に置いて何ができるかを考えていただいて、特段の配慮をぜひともお願いしたいと思っておりますけれども。ちょっと総括的にはなりますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私の母も離島の出身であり、私の母の実家も離島で生活をしている住民のうちの一人

であります。離島においては、やはり天候あるいは様々な社会の情勢にも影響を受けるということが、私たちにとっても大きな課題となっております。現在、離島の航空路・航路など、必要な生活インフラへの支援、そして住民にさらに必要とされている離島からのこの――先ほども答弁させていただきましたが、介護を伴う通院等についても、我々からコストについて手当てをさせていただいております。これからは、遠隔医療、遠隔教育の基盤も整備をしていって、どこに住んでいてもひとしく受けられるような環境をつくることと、そして離島に住み続けられる定住環境をしっかりと整備していくことが、私たちにとっての一丁目一番地の政策課題であろうというように受け止めております。しっかりと行ってまいります。

○糸数　昌洋 議員　終わります。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

〔平良識子　議員登壇〕

○平良　識子 議員　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派沖縄社会大衆党の平良識子です。

早速、通告に基づきまして、代表質問を進めてまいります。

まず１番目に、知事の政治姿勢について。

(1)、11月24日に発生したダムから浄水場へ送る県企業局管理の中系列導水管破損事故による大規模断水について、以下お伺いいたします。

ア、断水による県民への影響状況や県の対応について伺います。

イ、今回破損した中系列導水管について、更新予定計画、長さ、今後の対応、西系列導水管との位置の見直し等について伺います。

(2)、米兵による18歳未満の女性への性犯罪が６月にも発生していたことについて、刑法犯の摘発件数は過去20年間で82件と最多となっている現状、迅速な県等への通報体制の改善、米軍の再発防止策の抜本的見直しについて、知事の見解をお伺いいたします。

(3)、台湾有事をめぐり、高市首相が集団的自衛権を行使できる「存立危機事態になり得る」との国会答弁について、日中関係が急速に悪化し緊張が高まる事態を招いております。台湾、中国に地理的に近い沖縄においては、安全保障環境を脅かし、また観光・経済等、あらゆる分野に及ぼす影響は大きい。高市首相発言による沖縄への影響について、また知事の見解をお伺いいたします。

(4)、有機フッ素化合物ＰＦＡＳの対策について、国連総会（193か国）で10月23日に、国連人権理事会特別報告者マルコス・オレリャーナ氏が、沖縄における米軍基地と関連するＰＦＡＳ汚染について調査報告をし、人と環境を守る対策を各国に求めております。それに対し日本政府は、科学的知見に基づき対策を進めると回答しております。したがいまして米軍基地由来の蓋然性の高いＰＦＡＳ汚染の除去対策について、特に北谷浄水場の更新対策費用について、国が財政措置をするべきです。知事の見解を求めます。

(5)、嘉手納、普天間米軍基地からの騒音問題について、11月４日から６日に米軍機の離着陸が夜間まで頻発し、広域にわたって被害と恐怖を与えました。その状況、県の対応、知事の見解について伺います。

(6)、那覇軍港浦添移設について、環境影響評価方法書における住民意見の件数、その内容、それらに対する知事の所見と対応について伺います。

(7)、ワシントン事務所の再設置について、沖縄の米軍基地問題解決に向けた拠点としての駐在活動の意義、これまでの課題整理及び改善を踏まえ、次年度の取組、知事の決意をお伺いいたします。

(8)、旧優生保護法――これは1948年から96年までありました。その法制下における強制不妊手術問題の救済法が国会で成立しております。県の対応を伺います。

(9)、沖縄戦の継承について、県、市町村及び各資料館、記（祈）念館が収集する証言及び資料のデジタルアーカイブ化を進めて、それを集約し一元化する県のプラットフォーム事業が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

２番目、県立病院の経営再建について。

(1)、退職不補充を含めた職員削減策が打ち出されておりますけれども、その内容、今後の方向性を伺います。

３番目、子ども政策について。

(1)、多胎児家庭への支援強化について、今後どのように取り組むか伺います。

(2)、フリースクールの調査について、子どもたちの学びや居場所の選択肢を広げる支援に向けて、実態把握がまずは必要でありますが、その検討、進捗について伺います。また、小中学生における不登校児童生徒の数及び支援につながっている人数、また学校以外の居場所やフリースクールの数、通う人数について伺います。

(3)、児童相談所の在り方について、現在の施設では増加する子ども虐待相談及び対応に限界が生じていると感じております。国の設置基準、現況について、

また今後の対応についてどう検討しているのか伺います。

(4)、放課後等デイサービスについて、障がいを持つ子どもと親が安心して放課後を過ごす上でも当該事業所の役割は大きいものがあります。しかし運営補助が出来高払いのため、運営が不安定にならざるを得ず、加えて物価高騰や最低賃金の引上げにより、厳しい運営を余儀なくされております。運営事業者から、県への緊急的補助や県の各種支援申請の事務手続が煩雑であり、その手続の簡素化、また国への制度の改善要望が出されております。対応をお伺いいたします。

４番目、海砂利採取の県認可量について、本年度は昨年度と比較し1.8倍となりました。本島北部では海岸浸食や護岸決壊等が起こっており、自然保護の観点からも総量規制が必要であると考えております。採取量増加の理由と実態把握、今後の対策を伺います。

５番目、離島振興について。

(1)、離島児童生徒支援センター群星寮の拡張について、南部離島町村長議長連絡協議会から共通要望として上がっております。各町村に対し入寮人数の事前調整が図られているようですが、希望生徒数の把握も含めて県の対応を伺います。

(2)、久米島空港の航空機給油施設の整備について伺います。

最後に６番目、障がい者グループホームについて。

(1)、昨年発覚した県内複数の障がい者グループホームの運営に係る不正請求問題について、県による監査の結果内容、返還額とその対応、再発防止策をお伺いいたします。

よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　平良識子議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、米軍人による性犯罪の再発防止策等についてお答えいたします。

米軍人による性的暴行事件は、令和５年12月から令和７年10月末までに８件送致され、そのうち４件が起訴されるなど、県民に強い不安を与えており、大変遺憾であります。また、本年６月に発生した在沖米海軍兵による不同意わいせつ事件については、女性の人権や尊厳をないがしろにする悪質な事件であり断じて許されるものではありません。

沖縄県としては、事件の再発防止や県民、地域住民の安全確保の観点から、事件発生後速やかに情報共有がなされることが重要であると考えており、政府に対し求めているところであります。また、米軍及び政府に対し、隊員教育や綱紀粛正の徹底など、実効性のある再発防止策等を講じるよう要請を行っており、引き続き関係機関と連携し適切に対応してまいります。

次に１の(3)、台湾有事に関する総理発言についてお答えいたします。

沖縄県を取り巻くアジア太平洋地域の情勢は、軍事的な安全保障面での緊張関係と経済面での緊密な結びつきが併存するなど、より複雑さを増しているものと認識しております。台湾海峡を含む同地域の平和と安定は、我が国にとって極めて重要であり、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上でも不可欠であると認識しており、台湾有事は決してあってはならないと考えております。政府においては、日中間で相互に互恵関係を発展させるという考えに基づき、周辺地域の緊張を高めることのないよう、冷静かつ平和的な外交・対話による信頼関係の構築等に努めていただきたいと考えております。なお、11月27日時点において、中国から沖縄への航空便の一部欠航、また、クルーズ船や団体旅行に一部キャンセルが出ていると聞いております。

次に、子ども政策についての御質問の中の(3)、児童相談所の現況と今後の対応についてお答えいたします。

児童相談所の管轄人口については、国からおおむね50万人以下とするよう通知されておりますが、中央児童相談所については約84万人、コザ児童相談所は約62万人となっております。沖縄県では、増加を続ける児童虐待相談に対応するため、児童相談所の職員数を平成16年度から令和７年度までの21年間で157名増員するなど、体制強化に取り組んできたところです。しかしながら、近年の急激な増員に伴い、特に中央児童相談所において執務室の狭隘化が課題となっております。

沖縄県としては、こども未来部にプロジェクトチームを立ち上げ、児童相談所の課題への対応について検討を進めており、今後とも那覇市との児童相談所設置について意見交換を行うとともに、子どもの最善の利益を守るため、児童相談体制の整備に全力で取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　１、知事の政治姿勢

についての(1)のアのうち、断水による県民への影響状況についてお答えします。

令和７年11月24日に発生した県企業局の導水管破損事故により、豊見城市、南風原町、糸満市、八重瀬町、南城市、浦添市、那覇市の７市町において最大19万2141戸で断水が発生しました。給水については、11月27日17時をもって県内全ての世帯において復旧しております。なお、11月25日に浦添市内の１医療機関から応急給水の要請があり、沖縄総合事務局、那覇市、宜野湾市の御協力により、応急給水を速やかに実施し、医療体制を維持することができました。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての(1)アのうち、11月24日に発生した断水に係る県の対応について御説明いたします。

企業局では、11月24日未明に導水管破損の一報を受け、同日午前５時に企業局危機対策本部を設置、午前10時半に記者発表を実施し情報提供を行っております。導水管破損による断水の影響により、学校、医療機関、企業等の社会経済活動、県民生活に影響が生じるおそれがあることから、同日正午に沖縄県危機管理対策本部を設置し、国、市町村や関係機関と連携して断水状況の情報収集、病院への応急給水など、全庁体制で対応したところです。

同じく１(5)、11月即応訓練時の騒音等についてお答えいたします。

本年11月に実施された米軍による即応訓練では、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に戦闘機が相次いで飛来しました。特に普天間飛行場周辺では、令和６年度に100デシベル超過の騒音発生回数が187回計測されておりますが、同訓練では僅か３日間で夜間も含め86回発生しており、周辺住民の生活に深刻な影響を及ぼしました。そのため県は、政府に対し騒音が激しい外来機の飛来を行わないことや、両飛行場における航空機騒音規制措置を遵守することなどを要請したところです。

同じく１(7)、ワシントン事務所の再設置に向けた取組についてお答えいたします。

平成27年度以降、ワシントン駐在が沖縄の基地問題の解決はもとより、観光等の情報発信や在米県人会等との連携にも重要な役割を果たしてきたことを踏まえると、駐在機能は引き続き必要であると考えております。このため、米国における情報収集等の取組については、高い透明性を確保した上で、新たな体制で再スタートできるよう法人設立の要否、米国における職員配置の在り方の検討など、可能な限り早期の再開を目指して取り組んでいるところです。今後、検討結果を取りまとめた上で議会にも十分説明し、適切な時期に予算を提案したいと考えております。

同じく１(9)、沖縄戦資料のデジタル化についてお答えいたします。

沖縄戦の実相と教訓は、沖縄戦体験者が後世に伝えようと残した証言と、それを裏づける歴史資料分析に基づく沖縄戦研究の蓄積によってこれまで受け継がれてきました。沖縄戦から80年がたち、戦争体験者が減少しその記憶の風化が危惧される中、各地域で収集された歴史資料は、沖縄戦の実相を伝えていく上で重要な役割を担っているものと考えております。これら資料等のデジタル化については、恒久平和に貢献する万国津梁会議において議論があったところであり、県としては、課題等を整理し、その方策を検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　１、知事の政治姿勢についての(1)のイ、今回破損した導水管についてお答えいたします。

企業局では、企業局中長期計画に基づく施設整備計画に基づき、老朽化した水道施設の計画的な更新や耐震化に取り組んでいるところです。水道管の更新計画は、アセットマネジメントの考え方を取り入れ、管の材質や施工方法、代替性の有無、管の状態等を総合的に勘案し策定しているところです。

企業局としましては、今回の事故の原因を究明した上で、今年度新たにＡＩ技術を活用し実施している水道管老朽度の再評価の結果なども踏まえ、より的確な老朽化対策を講じていきたいと考えております。

同じく１の(4)、北谷浄水場の更新対策費用についてお答えいたします。

企業局の水源地に係る米軍基地由来の蓋然性が高いＰＦＯＳ等汚染の対策費用は、施設提供者である国が負担すべきものと考えており、これまで機会あるごとに関係省庁の大臣に対して直接あるいは軍転協や渉外知事会を通じた要請を行ってきたところです。また、活性炭の取替え費用等が全て県民の負担となることに対する懸念の声が上がったことから、去る11月12日に知事から防衛大臣宛て、取替え・処分の費用に対する国の支援並びに汚染原因の究明と必要な対策の実施

等について要請したところであり、引き続きこれらの実現について求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　１、知事の政治姿勢についての(6)、那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書への住民意見等についてお答えいたします。

令和７年10月23日に沖縄防衛局より方法書に対する住民等意見の概要の送付があり、意見書は235通で、主な意見としては、事業計画の全面的な中止や方法書の内容について見直しを求めるものでありました。

県としましては、当該方法書について厳正に審査を行い、沖縄県環境影響評価審査会の答申も踏まえ、那覇市、浦添市及び宜野湾市の関係市長の意見を勘案するとともに、住民等の意見にも配意して環境保全の見地から必要な意見を述べてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、知事の政治姿勢についての(8)、旧優生保護法補償金等の県の取組についてお答えいたします。

令和７年11月末日現在、沖縄県では46件の補償金等の請求があり、そのうち30件が国の審査会において認定され、15件が審査待ちとなっております。また、サポート弁護士を活用し新たに９件の請求準備が行われているところです。

県としましては、全ての被害を受けた方々に対し適切に情報が行き届くよう、今年度も引き続き県内新聞紙面での広告、市町村広報誌への掲載及び関係各所へのポスター掲示などにより、制度や相談窓口の周知に取り組んでまいります。

続きまして３、子ども政策についての(1)、多胎家庭への支援についてお答えいたします。

多胎家庭への支援については、一部の市町村において国の事業等を活用し、交流会やサポーター派遣による外出時の補助、日常の育児に関する介助等が実施されております。また、県と市町村との意見交換会において、市町村単位では対象者が少ないことから、広域での交流会の開催について要望がありました。

県としましては、現在広域的な交流会が開催できるよう関係機関と意見交換を行っているところであり、今後とも多胎家庭への支援に取り組んでまいります。

同じく３の(2)、フリースクールの実態把握調査についてお答えいたします。

フリースクールについては、定義や範囲が明確となっておらず、県内にどの程度設置・運営されており、どれくらいの子どもが利用しているのか実態が把握できていない状況となっております。このため、フリースクール等民間施設の運営体制や利用する子ども、保護者への効果など、実態を把握する必要性を認識しており、今後、調査実施に向けて教育委員会と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　２、県立病院の経営再建についての(1)、病院事業局の人員削減についてお答えします。

現在策定を進めている経営再建計画では、人件費と収益のバランスの適正化に取り組むこととしております。その中において定数配置についても、医療提供上の必要性や病院経営への影響などを総合的に勘案し、最適な配置に努めることとしております。また、厳しい経営状況を踏まえ、職員の採用に当たってはこれまで以上に必要性を精査する必要がありますが、一律に退職者の補充を行わないという考えを持っているものではないため、各病院現場にも趣旨を丁寧に説明しているところです。

以上です。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　３、子ども政策についての中の(2)、不登校児童生徒数等についてお答えいたします。

令和６年度問題行動等調査によりますと、沖縄県の国公私立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校3523人、中学校3909人となっており、また、同調査においては、不登校児童生徒が相談・支援につながった都道府県別の数値は公表されておりません。公立小中学校の不登校児童生徒については、県独自の調査を行っており、教職員からの継続的な相談・指導等を含め、相談・支援につながった割合は小学校、中学校ともに98.7％となっております。

続きまして５、離島振興についての中の(1)、離島児童生徒支援センターの拡張等についてお答えいたします。

沖縄県離島児童生徒支援センターの新入生の募集は、例年市町村へ９月頃に行い、応募状況を踏まえ11月に市町村ごとの入寮枠を提示しております。応

募者数は定員40名に対して令和７年度69名、令和８年度51名となっております。例年、応募者が定員を上回る一方、年度途中の退寮等で空き室が生じていることから、施設の拡張については、入寮者や対象離島の生徒数の推移等も踏まえ検討する必要があると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き生徒が安心して学業に励むことができるよう、教育環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　３、子ども政策についての御質問のうち(4)、放課後等デイサービスへの緊急的補助や事務手続の簡素化、国への要望についてお答えいたします。

県内で放課後等デイサービス事業所を運営している団体からの要望については、先日、直接お会いし要望を聞かせていただいたところです。

県としましては、物価高騰等により厳しい経営状況にある事業所の現状を踏まえ、今般の国の経済対策を活用し、賃上げ措置等の支援を検討しているところであります。また、補助金等の申請事務手続については、様式の簡略化やコールセンターの設置など事業所の負担軽減に取り組んでいるところですが、さらなる軽減策について検討してまいります。国への基本報酬単価の引上げ等の制度改正についても、引き続き全国知事会等を通じて国へ要望してまいります。

続きまして６、障がい者グループホームについての御質問のうち(1)、不正請求問題への対応についてお答えいたします。

県では、令和６年度に明らかとなった県内の障がい者グループホームでの障害福祉サービス給付費の不正請求事案について、障害者総合支援法に基づき監査等を実施し、これまで３件の行政処分を行ったところであり、残る２件について現在も継続して調査を行っているところであります。給付費の返還については、制度上、支給決定を行った市町村が精査をした上で確定することとなっており、現在は当該事業者と調整中と承知しております。

県としましては、今般の事案を受けて新規指定に係る申請手続等の審査を強化したところであり、引き続き運営指導等において必要な指導を行うとともに、不正事案に対しては関係法令等に基づき適切に対応し、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　４、海砂利採取の県認可量等についてお答えいたします。

年度ごとの認可量については、需要に応じて変動しております。海岸浸食については、台風の規模や気候変動による平均海面水位の上昇など様々な要因が考えられます。また、北部地域の土木建築部所管海岸については、護岸の一部に破損等があることを確認しており、引き続き補修等の対策に取り組んでまいります。

次に５、離島振興についての(2)、久米島空港の給油施設整備についてお答えいたします。

給油施設については、一義的には民間事業者が整備・運営するものと認識しております。

県としては、空港敷地内への整備要請があれば関係者と調整の上、敷地の提供について協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　御答弁ありがとうございました。

３番目の子ども政策についてから再質問を含めて取り上げさせていただきたいと思います。

まず１番目の多胎児家庭支援については昨年取り上げさせていただいて、また当事者の皆様方からの声も含めて県のほうにまさに目に見える形で動き始めていただいていることに感謝を申し上げます。引き続き次年度もよろしくお願い申し上げます。

(2)のフリースクール実態調査についてなんですけれども、教育長、再質問させていただきます。

まず２点あるんですけれども、やはりこの学校外の機関――フリースクール等ですけれども、あるいはまた公民館に通っているケースもあって出席扱いになっているという事例もあります。そういうものを含めてこの出席扱い、あるいは成績評価についてというのが一つ大きな課題としてあります。それについては、教育委員会として、各学校現場としてどのように対応しているのか伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会では、令和７年３月に不登校児童生徒への支援の手引きの別冊となる参考資料を各市町村教育委員会に送付しております。本資料は学校外の機関等における不登校児童生徒の指導要録上の出席の取扱いや学習の成果に係る成績評価について、各市町村教育委員会が判断する目安を設けるための参考資料となっております。

県教育委員会としましては、引き続き不登校児童生徒の努力の成果が適切に評価されるように努めてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　加えて、文部科学省から令和６年８月29日に出された通知があるんですけれども、これが本当に学校現場の各先生方に周知されているのか、あるいは保護者が御存じなのか、あるいはフリースクール側の運営している先生方も含めて、この課題についてはまさに今年聞き取りする中でも出てきました。そういった意味ではやはりまだまだ周知がされていないということ、あるいは今回実態調査をするという方向性の中で県が予算をつけて支援をしていくという制度設計になっていくと思いますけれども、そこに当たってはやはりその出席扱い、成績評価とどのように連携しているのかということも含めて、やっぱり実態調査――その成績評価、出席扱いも含めてどのようにしているのかっていう現場の状況を知らないことには、その認定も含めてできないと思うので、ぜひ調査事項に入れていただきたいんですけどいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　先ほど申し上げました、この出席扱い等の資料を各市町村教育委員会に発出しておりますが、しっかりと教育委員会からまた学校に通知がなされ、そして学校とフリースクール、あるいは学校と保護者の間でまたそういった共通理解が図られていく、これは引き続き進めていかないといけないと思っておりまして、その実態の調査ということでありますけれども、今こども未来部とも連携をしておりますが、調査の実施内容等については今後しっかり連携して検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　ぜひ調査事項に入れていただいて、実態把握含めて連携、取組をよろしくお願いいたします。

そして教育長にもう一つ、離島振興に絡みますけれども、群星寮の拡張についてなんですが、各首長の皆様方から毎年声が上がっていたのは、やはりこの拡張なんですよね。委員会としての答弁がかみ合わないと思っていたのでなぜだろうと思ったら、結局県のほうから、この離島は何名ねっていう枠を事前に提示することによって島内で人数調整が図られて、結果的に島によってはくじ引であったりとか、そういうことがあると伺っております。中学校を卒業して島に高校がない、出てくる子どもたちの全てを支援しなければならないと私は思っておりますので、これをいかに支援を図っていくのか拡充していくのかっていうことを考えたときに、一つは既にある学校併設寮をどのように活用するかだと思うんですけど、この辺りどのように柔軟に対応していくのか伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

この群星寮に入寮できなかった生徒の学校併設寮への受入れにつきましては、基本的には寮を設置する学校長が判断する、それが原則になっているところではあります。他校生徒の受入れをする場合には、教育課程の違いがあったり、例えばどの学校の職員が生徒指導を担うのか、あるいは生徒指導上の課題が発生した場合にどういうふうに対応していくのか、運営上の課題があるというふうに思いますので、学校等との意見交換を図っていきたいというふうに思います。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　いずれにしても、次年度は今年よりも以前よりもやはり支援を拡充するように、子どもたちを多く受け入れるように、どのようにしてできるのか対応を改善していただきますようによろしくお願いいたします。

次に、児童相談所の在り方についてですけれども、知事が御答弁いただきましてありがとうございます。実は、部長レベルで那覇市とこの状況について話合いをしてきた経緯があります。那覇市においては、中核市ですので児童相談所を設置することができますけれども、今県の状況――私たち会派で視察をさせていただきましたが、本当にすし詰め状態で、会議自体も子どもたちが使う体育館でしか職員が全員集まれないような、もう本当に切迫した状況が中央児童相談所にはあります。設置したときの施設の規模の職員が今2.5倍いるっていう状況、これをもう早急に改善していかなければならない。そしてまた、県の推移も含めて、考えながら計画を立てていかないといけませんけれども、国の基準では50万人に１か所が設置基準でありますが、沖縄県では中央児童相談所84万人に１か所となっていますので、まさに那覇市との連携をどうするのかっていうのが県としては非常に重要な課題になってくると思います。そして知事、ぜひ――部長レベルで今話合いをしてはいるんですけれども、ぜひタイミングを見て、知事のほうから那覇市についても――これ那覇市議会でも大分保革を超えて、与野党を超えて、議論してきて研究もしてきたテーマでもございますので、知事のほうから那覇市長に対して話をしていく、相談をしていく、連携をしていく、あるいは移譲

も含めてぜひ話合い、意見の場を持っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　児童相談所のいわゆる相談ケースの１人当たりが持つケース数も、他県に比べて非常に多いということ、そしてその職員の方々が働く場所が非常に狭隘である、特に中央児相においては、それがもう喫緊の課題であるということは、私が知事に就任した当初から常にそれは言われておりまして、幾度か城間前市長とも正式ではないんですけれども意見交換をさせていただいたことがあります。知念市長とはまだ行っておりませんが、それは今こども未来部にプロジェクトチームを立ち上げて、部長の下で今那覇市側と話合いを進めておりまして、どのように連携ができるのか、あるいは中央児相の管理を移して、その移した場合に県がどのようにフォロー、サポートをしていくかというようなことなど細かい点について今意見交換をしていると報告が上がっておりますので、引き続き関心を持ってその推移を見て、そして機会があれば、那覇市長とも当然面談をして様々な意見交換を進めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　よろしくお願いします。

やっぱりポイントは、県が那覇市にどれだけ支援を強化して、力を入れて連携して取り組んでいただけるかっていうことが大きいと思いますし、那覇市の子どもたちにおいては、やはりその那覇市の中にあるということが迅速な支援につながる可能性もありますので、やはりそこはぜひ県と市が連携をして取り組んでいただいて今の逼迫した現状をやっぱり改善していくということも含めて、この数年スパンで取組を進めていただきたいと要望をいたします。

次に、水道管の破損の件についてですけれども、市町村から声として聞くのは、やはり市町村で幾ら老朽化した水道管の更新を図っても、根本の県のダムから直結した水道管でダウンしたら、もうどうしようもないよねというのがあります。これは復帰前に布設された問題ですから、やはりこれは特段国に要望をして予算を充てていただかないといけないと思いますので、ぜひ更新計画の策定を早急にしていただいて、そして知事を先頭に国に――まずこの西側のものですよね。対応を進めていくということを改めて要請をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今般の破損した導水管は復帰前の設置であるというようなことと、それと含めて今沖縄県でも鋭意管路の更新を進めているところですが、先般、破損事故が起こった際にはやはり内閣府沖縄部局がかなり関心を寄せていたということと、それが当然沖縄担当大臣、官房長官にもその情報が上がっていたということもありまして、先般、長官が来沖された際には、そのようなことについてもぜひ国の支援をということでお話をさせていただきました。計画的に更新を進めているのですが、やはり我々としてもしっかりと予算を獲得して、また補充できる水路を設置といいますか、それを引き回す水路もしっかりと整備をして、また整備されたところはそれを活用して、この古い導水管の交換事業をできるだけ早期に進めていきたいというように考えております。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　ありがとうございます。

最後に、高市首相の台湾有事に関する発言についてですけれども、ほかの会派の方からもありましたけれども、琉球新報の佐藤優さんの評論の中で知事への提案がございました。まさに沖縄にとっては――私もそうなんですが、実は非常に危機感を持っています。でもそれを改善させるために、やっぱり沖縄県のリーダーとしての知事が電報を打つということの提案がありました、高市氏と習氏に対して。やっぱりそういうアクションが沖縄からは発揮できると思っておりますので、ぜひ新しい何か取組をしていただきたいんですけれども、最後に御答弁いただいてもよろしいでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先般、佐藤優さんの新聞記事の中で、ぜひ両国トップに県のトップから電報を出されてはいかがと提案したいということでありましたので、私の――今まだ誰にも相談していません。胸の中にとどめていますけれども、非常にそれも地域外交としては有効な手段ではないかというように素直に受け止めている次第であります。どのように実施するかについては、また丁寧に検討していきたいと思います。

○平良　識子 議員　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時48分休憩

午後２時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

當間盛夫議員。

〔當間盛夫　議員登壇〕

○當間　盛夫 議員　私の問題じゃありませんので、よろしくお願いしたいと思い――過ぎてるんじゃない

だろうな。

○中川京貴 議長　大丈夫です。

○當間　盛夫 議員　お願いします。

無所属の会を代表いたしまして當間盛夫ではございますが、代表質問を行わせてもらいます。

まず１、海洋立県沖縄についてであります。

我が県は唯一の離島県として南北約400キロ、東西約1000キロに及ぶ海域で、琉球王国の時代、中国、東南アジア諸国との外交・貿易を通じて交易立国としての歴史があり、振興計画で海洋を基盤とした産業育成は重要な柱の一つとされている。

そこで伺います。

(1)、我が県の豊かな海洋資源で地域経済の振興と持続可能な社会づくりに必要な水産業、エネルギー・鉱物資源、観光などの開発・活用に向けた官民連携の取組状況を伺います。

(2)、国には造船業復活に１兆円以上の投資を可能とする基金を創設する提言がなされております。我が県には多くの離島船舶や漁船、また海上保安庁の船舶もあるが、ほとんどが県外で修理・修繕を行っている。そこで、県内で造船ＭＲＯ（修理･修繕･オーバーホール）の拠点を構築するための計画、国への支援要請の取組を伺います。

２、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブについてであります。

我が県の電源構成は、地理的、地形的、需要規模の制約など化石燃料に対する依存度が他府県より高い状況であります。このような中、2050年カーボンニュートラルの実現を目標に当然に沖縄においても脱炭素に向けた取組を加速させなければなりません。

そこでお伺いいたします。

(1)、再エネ電源比率の2030年度の目標、意欲的目標で18％、挑戦的目標で26％の太陽光・蓄電池、風力、バイオマスの現況と沖縄電力の再エネ導入の実績、2030年度目標達成の見通しをお伺いをいたします。

(2)、2022年11月定例会の我が会派の代表質問で、目標を達成するためには太陽光発電設備のみと仮定し、民間投資を含めて約2300億円程度の事業費が必要と答弁をされております。目標達成に向けたこれまでの県の支援額と民間投資額をお伺いします。

３、離島振興についてであります。

離島医療の課題として医療提供体制に関しては、急患空輸体制の確保を含む救急医療の充実、沖縄本島の医療機関と離島の医療機関との連携体制の整備拡充が求められているとあります。

そこでお伺いいたします。

(1)、離島医療の提供体制の確保・充実は県の責務であります。与那国町の医師確保と県立診療所に向けた要請への具体的取組状況を伺いいたします。

(2)、拡大傾向にある離島と本島の生活必需品の小売価格の比較及び離島における物価高への税制等の具体的な支援策と取組を伺います。

４、公共交通の充実への取組についてであります。

日本で唯一鉄道のない我が県であります。全国最下位の県民所得でありながら自動車への高い依存度、慢性的な交通渋滞での経済損失、利便性の悪い路線バスなど観光立県でありながら交通政策に調査・実証事業だけで何ら解決策が見えない状態であります。

(1)、路線バスの運転手不足、運行経費の増加、利用者の減少による収入減、車両の老朽化など多くの課題が挙げられます。これまでも提言した県主導での公共化・広域化について具体的取組状況を伺います。

(2)、観光でのレンタカーの増加、慢性的な交通渋滞は県民生活だけではなく観光産業にも影響をいたしております。2000万人観光客受入れのためにも公共交通の充実、官民連携での早期の鉄軌道導入に向けた具体的取組状況をお伺いいたします。

(3)、６月定例会での私の交通局の設置の提言に対し、次世代交通ビジョンの策定など交通政策の取組に当たっては交通のみならず、観光やまちづくりとの連携を強化する必要があり、今後それに向けた体制について検討していきたいとの答弁であります。組織体制整備について取組状況をお伺いいたします。

最後になりますが５、戦後国外流出（盗難）文化財返還についてであります。

平成10年――1998年10月、今から27年前でありますが、琉米歴史研究会の企画で流出文化財に関するシンポジウム―文化遺産の調査・返還をめぐる沖縄の課題―がコンベンションセンターで開催されております。そして昨年３月にはＦＢＩから外務省を通じて、米国内において22点の沖縄由来の流出文化財が発見され返還されております。

そこで伺います。

(1)、平成12年――2000年に米国国務省プログラムで本県より３名の職員が派遣されたが、その経緯とその後の県の取組状況、どれぐらいの文化財が流出しているという調査結果があるのかをお伺いいたします。

(2)、戦後80年、来年は焼失した首里城も復元完成します。そしてまた中城御殿の再整備も行われております。中城御殿からも数多くの文化財が盗難にあった

ようであります。県として日米両政府に盗難文化財の返還を要請すべきと思いますが、取組をお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　當間盛夫議員の御質問にお答えいたします。

離島振興についての御質問の中の３(1)、県の与那国町診療所への取組状況についてお答えいたします。

沖縄県では、与那国町の議会から与那国町診療所を県立へ移行するよう要請を受けているところですが、医療従事者の確保や運営体制等に課題があり、移行の検討についてはなお時間を要するものと考えております。与那国町の医師確保については、私が７月に琉球大学へ地域枠医師の派遣について要請したことに加え、８月には地域医療振興協会を訪問して意見交換を行い、その後も関係機関等との協議を重ねるなど、県としても側面支援を行っているところです。

沖縄県としましては、令和８年４月以降も与那国町が無医地区とならないよう、町と連携して可能な支援策を検討してまいります。

次に、公共交通の充実への取組についての御質問の中の(3)、組織体制の整備についてお答えいたします。

沖縄県では、利便性の高い公共交通ネットワーク構築に向けた基幹バスシステムの導入や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けて取り組むとともに、中南部都市圏の交通渋滞の解消、公共交通空白地域の解消を２本の柱とした次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定に今年度から着手しております。また、これらの取組に当たっては、交通のみならず、まちづくり、物流、運輸、観光との連携を強化する必要があり、組織体制の整備についても鋭意検討してまいります。

次に、戦後国外流出（盗難）文化財の返還についての御質問の中の５の(1)と(2)、流出文化財調査の経緯と結果、返還要請の取組についてお答えいたします。なお、５の(1)と(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

2000年に実施されました米国国務省プログラムについては、それ以前に開催された流出文化財に関するシンポジウムと九州・沖縄サミットが契機となったものであり、県職員２名と沖縄戦中に中城御殿の宝物の保護に当たった真栄平房敬氏の３人を派遣しております。その後、写真記録が残る13点の文化財がＦＢＩとインターポールの盗難美術品ファイルに登録されており、真栄平氏によれば、中城御殿に限定した場合でも100点以上の文化財が流出したことが判明しております。流出した文化財は、琉球・沖縄の歴史文化の研究を深める上で重要であることから、盗難美術品ファイルの登録内容をより詳細なものに更新し、アメリカ博物館同盟を通して全米の博物館施設へ照会するなど、可能な限りの情報収集に努め、新たな発見・返還の実現に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　１、海洋立県沖縄についての(1)、海洋資源を活用した地域経済の振興等に関する水産業での官民連携の取組についてお答えします。

農林水産部では、水産資源の適切な保全と管理などによる資源管理型漁業を推進しております。具体的には、ソデイカやスジアラなどの重要水産物の資源評価に取り組み、漁業者や関係団体と連携して資源管理の拡充を図っております。また、資源管理に伴う漁獲制限による漁家経営の負担を軽減するため、本県独自の認証制度みらいゆまーるの創設による資源管理対象水産物のブランド化支援にも着手したところです。引き続き漁業者や関係団体と連携し、本県水産業の振興を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　１、海洋立県沖縄についての(1)のうち、海洋エネルギーや鉱物資源の活用に向けた取組についてお答えいたします。

県では、これまで市町村や民間事業者と連携して、海洋温度差発電の実証や海洋エネルギーの可能性調査に取り組んでおります。また、海底鉱物資源については、関連事業者へのヒアリング調査や国からの情報収集などを実施しているところです。

県としましては、海洋資源を活用した産業の将来的な事業化の可能性を見据え、引き続き官民連携しながら取り組んでまいります。

同じく１(2)、船舶ＭＲＯの拠点構築についてお答えします。

本県は、離島航路の船舶をはじめ、漁業用や観光・レジャー用など多くの船舶が在籍しており、船舶の保守、修理、オーバーホール等を行う船舶ＭＲＯにつきましては、一定の需要があるものと認識しておりま

す。船舶ＭＲＯの拠点構築の可能性につきましては、沖縄における優位性や課題など様々な要素を踏まえて整理していく必要があることから、情報収集等に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして２、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブについての(1)、再エネ電源比率の現況と目標達成の見通し、沖縄電力の再エネ導入実績についてお答えします。

県では、2030年度再エネ電源比率の目標を18％とし、再エネ電源の主力である太陽光やバイオマス発電の導入拡大に取り組んでいるところです。本県の2023年度の再エネ電源比率は12.5％で、2020年度の8.2％と比較して4.3ポイント増加しており、目標の18％に向かって進んでいるものと認識しております。また、沖縄電力の経営参考資料集によると、同社は2020年度から今年度の９月までに、合計２万163キロワットの再エネ設備を導入しております。

同じく２の(2)、目標達成に向けたこれまでの県の支援額と民間投資額についてお答えします。

県では、2020年度から今年度までの当初予算ベースで約25億7000万円の予算を活用し、再エネの導入を推進しているところです。加えて、税制上の特例措置の活用等により、民間事業者の投資を誘発しております。これらの取組により、目標達成に必要な民間投資も含めた事業費は、2020年度の再エネ電源比率に基づき2300億円程度としていたところ、2023年度の再エネ電源比率で試算すると、1350億円程度となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時10分休憩

午後３時11分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　１、海洋立県沖縄についての(1)のうち、海洋資源による観光の官民連携についてお答えいたします。

文化観光スポーツ部では、沖縄の青い海は沖縄観光における大きな魅力であり、様々なマリンレジャーに活用されるなど、重要な観光資源であると認識しております。そのため、海の安全に関する周知啓発、ビーチクリーン、サンゴ礁の保全・再生に向けた取組への支援など、官民連携による水難事故の未然防止や海洋資源の保全・再生に取り組んでおります。引き続き関係機関、民間事業者等と連携し、宿泊税の活用も含め、安全・安心で持続可能な観光地の形成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　３、離島振興についての中の(2)、離島の物価と税制等の支援策についてお答えいたします。

県では、離島市町村と連携して食品・日用品等の価格調査を行っており、令和６年度調査では那覇を100ポイントとした場合、離島の平均物価指数は126.2ポイントとなっております。離島における消費税の軽減税率につきましては、本県を含む都道県で構成する離島振興対策協議会において、本土との地域格差を是正する観点から、離島地域の消費税負担の軽減を検討することについて、政府並びに国会に対し要請しているところです。

県としましては、引き続き離島における消費税負担の軽減を検討することを求めてまいります。

次に４、公共交通の充実への取組についての中の(1)、路線バスの公共化及び広域化についてお答えいたします。

県では、各圏域の関係市町村との連携交通会議において、コミュニティーバスの広域運行等による利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた議論を行っているところです。コミュニティーバスについては、市町村圏域を越えて運行する取組や複数市町のコミュニティーバスが接続する取組も実施されたところです。また、県では次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定に今年度から着手しており、県民や各種ステークホルダー等と連携・協働しながら、路線バスやコミュニティーバスを含めた公共交通ネットワークの在り方や公共交通の将来像の構築を検討してまいります。

同じく４の(2)、鉄軌道導入に向けた官民連携の取組についてお答えいたします。

鉄軌道の導入に向けては、県庁だけではなく、県民全体の鉄軌道を望む声が大きくなり、県民一丸となって導入を求めることが重要であることから、県民大会の開催や期成会設立等も有効な手段の一つと考えております。そのため、まずは機運醸成の観点から鉄軌道導入による沿線開発や観光への影響等に関する経済波及効果を算定し、県民向けにＰＲイベントやワークショップを行うなど、民間や県民を巻き込んだ取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時15分休憩

午後３時16分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○當間　盛夫 議員　答弁ありがとうございました。

まず盗難文化財の件から。

知事が結構詳しく説明をされ答弁をされました。まず1953年、知事からお話があった、真栄平房敬氏がこれだけ中城御殿から流出している文化財があるんだという捜査願からこのことがスタートをし、平成10年、琉米歴史研究会がシンポジウムを含めて、それをアメリカの国務省のプログラムに載せてもらって、沖縄県の３名の皆さんが、このプログラムの流出した文化財の調査ということでアメリカの予算でこのことができたというふうに認識しております。そしてまた、今年は戦後80年という分での節目でもあるので、我々沖縄県にも昨日、中川議長のほうに、戦後、国外に流出した盗難文化財の返還要請をぜひ県議会からもお願いしたいという請願が届いております。いま一度これ教育庁の担当でありますので、皆さんがこのことに対してどのように考えているか、いま一度御答弁願いますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員御紹介いただきました真栄平房敬氏におかれては、1945年４月に中城御殿において尚家所蔵の宝物の避難を行った人物でございまして、御自身が避難された文化財が米軍により持ち出された、それを確認されて返還に向けて米軍政府情報部及びおもろさうしの返還に従事したデービス軍曹宛て古文化財捜索願を出されておりまして、これがまさにその返還の取組の発端となったものでございます。本当に御尽力いただいたというふうに考えております。また、1998年開催の流出文化財に関するシンポジウムを主催されましたＮＰＯ法人琉米歴史研究会の喜舎場静夫代表様、並びに2000年九州・沖縄サミット開催時に米国側に文化財捜索を提案した、元米国総領事館職員の高安藤様、様々な方々の御尽力によって、その流出した文化財の返還が実現しているというふうに考えているところでありまして、本当に敬意を表したいと思います。そのしっかりとした、その方々の功績を踏まえて、教育委員会としても、その返還に向けてしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　知事、これは戦後のどさくさの中で米軍のいろんな方々がいらっしゃるかと思うんですけど、その皆さんが盗んだんですよ。持ち去っているわけですよ、沖縄のこの貴重な文化財を。やっぱりこれはもう戦後80年というこの節目の部分で、沖縄県知事として日本政府に、流出した、盗難に遭った沖縄の文化財をアメリカ政府に返還するように要請してくれということを訴える。国にそのことを要請することは大事だと思うんですけど、知事、その件に関してどう考えているんですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御案内のとおり、せんだって王家の御後絵が返還されたことは、まさにＦＢＩとインターポールの盗難美術品ファイルに登録をしたことによって、それがしっかりと捜査の対象になったっていうことが発端といいますか、それが功を奏したというふうに伺っております。また、せんだってこれも県立博物館・美術館で11月30日まで開催されておりました、失われた沖縄の文化財と取り戻した軌跡という沖縄戦後80年博物館特別展も私見に行かせていただきましたけれども、やはり沖縄が本来、歴史的な遺産として財産として、尚家の御協力もいただき、那覇市の御協力もいただきながら、収集し保管をさせていただき、そしてそれを歴史の事実とともに、また研究者の方々にその経緯等を明らかにするためには、やはり政府に対して沖縄県から正式に戦争で奪われた物、遺失物をぜひ政府も参加して呼びかけていただきたいという旨はしっかりとお伝えしたいと思いますし、また、そのためにどのような手続を取るべきか、そのようなルートについても検討してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　この琉米のほうからは、また別に提言がありましてね、知事。ハワイ大学のフランク・ホーリー琉球コレクション、そしてニューヨーク州シラキュース大学のダグラス・ハーリング琉球コレクションというハワイとニューヨーク州の２つの大学に琉球コレクションが置かれている。置かれてはいるんですけど、全く展示もされていないというような状況があるらしいので、それをぜひ沖縄県がそのことを連携をしながら、沖縄の琉球コレクションを一緒に共同研究しようという体制をつくっていくということも大事だと思うんですけど、その提携についてどう考えていますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　そのような情報は非常に有益な

情報であると思いますし、大学に対してどのような連携ができるかということは、やはりまたそれも含めてその手続等々についても研究し、そして双方で情報共有していきたいと思います。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　ぜひよろしくお願いします。

沖縄から流出した貴重な文化財であるわけですから、我々沖縄にまた取り戻すという作業をぜひまたこれは議会も一緒になってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、海洋立県。

平成15年に沖縄県の委託事業で、海洋資源開発の利用に関する基本調査を委託してやっているんですよね。この平成15年ですよ。平成16年には報告書ができているというのがあるわけですから大分長くかかっているんですけど、この中で今皆さんから答弁いただいたんですが、農林、商工、観光ということで別々にお答えになっているんですけど、これだけやっぱり海洋資源ということであるのであれば、もっと国との連携、民間との連携っていうのが私は必要だと思っているんですけど、この調査を含めて沖縄県の成果ってどういう形で出ているんでしょうか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　ブルーエコノミー ――海洋政策に関する取組につきましては、令和６年度にも可能性調査が行われております。本県、四方を海に囲まれているっていうような特性もございますので、その中で沖縄の優位性が発揮できる、将来的な成長ができる分野として、観光であったり水産業、あとデータ産業、それからブルーカーボンなども将来有望な分野という形で挙げられております。こういった海洋資源を活用した観光業、水産業、そういったものにつきまして既に取り組まれている取組もございます。さらに新たな分野につきましても、民間主導の取組についても、円滑な形で取り組めるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　沖縄県はハワイとのエネルギー協定だとか連携だとかいろいろとやっていますよね。そして今、その分では海洋のもので一番挙げられるのが私は久米島の海洋深層水だというふうに思っているわけですね。この久米島の海洋深層水も今取水の増設ということを計画しているんですけど、なかなかその拡大・拡充、増設に向けての進捗状況というのが見えてこないんですけど、これ今久米島の海洋深層水の取水の増設状況はどうなっていますか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　久米島町に私も昨年訪ねて確認したところ、民間ベースでの増設に向けた取組を今町のほうがやっているというふうに伺っております。ここしばらく進捗状況について報告は受けておりませんが、県としてできる取組については支援してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　分かりました。

次に、造船ＭＲＯ。

沖縄県は今、航空機ＭＲＯということで、航空クラスターということで経済界も含めてこれを進めているんですね。ところが、部長言われたように沖縄の離島の船舶含めて、漁船も含めて、数多くの船舶が沖縄にはあるということになっています。そして今、国としても造船業の復活ということで民間の投資で約3500億円、民間も3500億円を投資する、そして国としても7000億円近くのそういう支援をやっていこうということで造船業の復活ということをやっているわけですね。幸いなことに、今の国土交通省の海事局長、御存じだと思うんですけど、沖縄の人ですけど知事御存じですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　申し訳ありませんが、存じておりません。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　この船舶、造船いろんな形で、いわゆる海事局長が沖縄県の出身で、新垣慶太さんという方が今海事局長をされております。新垣さん、この方が造船のこのことを主導してやっていくわけですから、まあ沖縄県もやっぱりこれだけ海に囲まれている、そしてまた間違いなく県内の船を、県内で県民の手でこの造船事業を――この修理･修繕･オーバーホールということをつくっていくということは、私はこれ大変大事な分があると思うんですけど、知事、この造船ＭＲＯに関して知事の見解をお聞かせ願えますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御案内の船舶ＭＲＯ、まさに沖縄県内もフェリーが航行している離島がありまして、その離島はフェリーをドックに入れて定期的に点検をするなど、そういうような状況のときには、他村のフェリーを使わせていただく、あるいは１隻でその時間を空けて航行するなどというような、そういう状況にあると聞いておりますし、また、その行き帰りの日数もかなりの日数がかかるということ、これは議員からも御案内をいただきましたけれども、そういう点

を考えるとこの船舶ＭＲＯの可能性は非常に高いのではないかという認識を持つわけでございます。ですから、その様々な課題や優位性などについて、現況のＭＲＯドックを持っているところと沖縄の規模感も含めて様々な調査をしてみたいというように思います。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　いろいろと規模的なもので課題はあろうかというふうに思っていますけど、でも沖縄は――知事、先ほど冒頭でもお話ししたんですけど、やっぱり南北400キロ、東西1000キロの海域を持っていて、これだけの島嶼県でもあるわけですから、各離島船舶を持っていると。そして、いろんな貨物もほとんどこの船での貨物があるということ、そしてまた、尖閣を含めたこれだけの広大な海域を担っている海上保安庁も、全国どこよりもやっぱり十一管区がこの船舶を持っているというものからすると、私は造船ＭＲＯをぜひ沖縄に調査を含めながら検討していただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時29分休憩

午後３時29分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○當間　盛夫 議員　それじゃ離島医療に関してであります。

知事も先ほど与那国町に対して、医師確保等含めて、県立診療所へとの要請はあるんだけど、側面的支援を与那国町に県としてやっていくということでの答弁がありました。主体は与那国町で、県は関係ないというような形が今の県のスタンスなんですか。保健医療介護部長としてどうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

与那国町の診療所、これまでは地域医療振興協会が２人の医者を指定管理ということで運営をしておりました。与那国町の人口規模を考えると、１人では診療が非常に多忙になるということで、２人で島を診るという形をぜひ維持したいということで、ただ２人のうちの１人はベテランのドクター、そしてもう１人は私たち沖縄県として琉球大学の地域枠を卒業した、まだ比較的若手の先生方に短期のローテーションでカバーをするような形でどうかということで、１人目のベテランの医師については、与那国町が指定管理を受けていただくところと調整をしています。私たちも情報提供をして指定管理に前向きなといいますか、感触がいいところを紹介して会う場をセッティングしたりということで、側面で支援をしておりました。短期ローテーションで回る２人目の医師については、直接琉球大学と交渉を重ねて、２人目を配置できるような調整を今しているところですので、６月に与那国町長、それから議会から要請がありましたけれども、常に与那国町と連絡を取り合いながら、連携しながらこれまで取り組んできたというふうに考えています。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　基本的に、私は離島医療の提供体制の確保・拡充は県の責務だと。皆さんもそのことを認識していると思うんですけど。教えてほしいんですが、与那国町は何で町立診療所になっているのか。これ復帰前にそういう体制になったという話も聞いているんですけど、これ分かりますか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　私たちもいろいろ調べてみて今手元のコメントでは、与那国町では昭和46年ごろまで開業医などにより医療が提供されておりましたが、開業医不在となったためにそのまま町立診療所として開設されたというふうになっております。昭和40――復帰の前後というのは、離島への医師の派遣がなかなか難しいというところで、沖縄県は医介輔という制度がございました。医介輔が診療している離島もたくさんありましたけれども、与那国町は開業医の先生が復帰のときにそこにいらっしゃったというふうな事情が町立診療所のまま運営したというふうに推測といいますか、そういうふうにも考えているところです。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　知事がこの離島振興の中で、やっぱり離島振興なくして沖縄の振興なしというようなお話だとか、日頃から誰一人取り残さないというふうに知事は離島に関しての施策、そういった取組で答弁をされているというふうに思っているんですけど、側面的支援だとか、この県立病院に向けての要請とかを真っ先に知事が分かったということで、知事がこのことを判断するということは大事な分があると思うんですけど、責任放棄ではなくて、知事の決断が僕は必要だというふうに思うんですけど、それはどうでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先日、与那国町長に来庁していただいて意見交換をさせていただきました。町としては、県立の診療所を望むと。ただ、それにはまだ少し時間も必要だと思うので、例えば２年３年、県が体制

を整えるまで、本部病院と診療所というその体制が整うことを待ちながら我々も努力をしたいとおっしゃっていましたし、私たちも当然、医師を確保するために、そしてそのお医者様が働き続けられる環境をつくっていくために、なお連携していきたいと思います。また、町立についての議論についても、この本部病院との連携をどのようにするか、これは病院の電子カルテの導入及び遠隔医療のシステムの導入と、これを含めた議論をしていかないといけないだろうということもありますので、なお引き続き検討していきたいと思います。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　知事として責任放棄と言われないように、また決断をお願いしたいと思います。

最後になりますが、交通政策。

やっぱり沖縄においても――私今回、再エネのお話もしたんですけど、これ脱炭素と言いながら沖縄は車社会にある。やっぱり鉄軌道はどうしても必要。今、1200万、1300万人の観光客でありますが、このままであればレンタカーが５万台ではなくて、レンタカーが10万台になってしまうという状況をつくっちゃいけないと思う。ますます交通渋滞がひどくなる、県民の生活も駄目になってくる。やっぱり鉄軌道をどうするかということを考えると、やはりしっかりとまちづくり観光の観点からも組織強化ということで交通局をつくる必要があると思うんですけど、最後に御答弁いただければと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私から最初に答弁をさせていただきましたけれども、これからは交通だけを考えるのではなく、面的なまちづくり、そして人を迎え入れる観光、物を運ぶ物流全てがそこで一極的に検討されるべき、その必要性があると考えております。引き続き、その組織体制の整備について検討を進めていきたいと思います。

○當間　盛夫 議員　よろしくお願いします。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　以上をもって代表質問は終わりました。

休憩いたします。

午後３時35分休憩

午後３時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明５日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時38分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　幸　喜　　愛

会議録署名議員　　新　垣　淑　豊

令和７年12月５日

令和７年
第　７　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第４号）

令和７年 第７回 沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）

令和７年12月５日（金曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第4号

令和７年12月５日（金曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで

- 甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）
- 甲第２号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
- 甲第３号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
- 甲第４号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
- 乙第１号議案　沖縄県知事の給与の特例に関する条例
- 乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第３号議案　沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 乙第４号議案　沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第５号議案　沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第６号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第７号議案　沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例
- 乙第８号議案　工事請負契約について
- 乙第９号議案　工事請負契約について
- 乙第10号議案　工事請負契約について
- 乙第11号議案　工事請負契約について
- 乙第12号議案　工事請負契約について
- 乙第13号議案　工事請負契約について
- 乙第14号議案　工事請負契約について
- 乙第15号議案　工事請負契約について
- 乙第16号議案　工事請負契約について
- 乙第17号議案　工事請負契約について
- 乙第18号議案　工事請負契約について
- 乙第19号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第21号議案　財産損傷事故に関する和解等について
- 乙第22号議案　車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第23号議案　車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第24号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第25号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について
乙第28号議案　指定管理者の指定について
乙第29号議案　指定管理者の指定について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　指定管理者の指定について
乙第33号議案　指定管理者の指定について
乙第34号議案　指定管理者の指定について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　当せん金付証票の発売について
乙第37号議案　沖縄県収用委員会予備委員の任命について
乙第38号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（46名）

47番	中川京貴　議長	22番	新垣淑豊　議員
42番	上原　章　副議長	23番	比嘉　忍　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	24番	当山勝利　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	25番	西銘純恵　議員
3番	喜友名智子　議員	26番	新垣光栄　議員
4番	儀保　唯　議員	27番	上原快佐　議員
5番	大田　守　議員	28番	玉城健一郎　議員
6番	高橋　真　議員	29番	山里将雄　議員
7番	宮里洋史　議員	30番	糸数昌洋　議員
8番	徳田将仁　議員	31番	仲里全孝　議員
9番	新里治利　議員	32番	仲村家治　議員
10番	新垣善之　議員	33番	下地康教　議員
11番	新里　匠　議員	34番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	35番	島尻忠明　議員
13番	比嘉瑞己　議員	36番	大浜一郎　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	渡久地　修　議員
15番	米須清一郎　議員	39番	仲村未央　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	仲宗根　悟　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	島袋　大　議員

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	小川和美	政策調整監
池田竹州	副知事	溜　政仁	知事公室長
大城　肇	副知事	宮城嗣吉	総務部長

武田　真	企画部長	宮城　力	企業局長
多良間一弘	環境部長	本竹秀光	病院事業局長
北島智子	生活福祉部長	友利公子	会計管理者
真鳥裕茂	こども未来部長	白井勝也	総務部財政統括監
糸数　公	保健医療介護部長	半嶺　満	教育長
喜屋武盛人	農林水産部長	小堀龍一郎	警察本部長
知念百代	商工労働部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
諸見里　真	文化観光スポーツ部長	森田崇史	人事委員会事務局長
砂川勇二	土木建築部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城　亮	課長補佐
宮城　優次	長	安田　健主	査
上原　毅	議事課長	浦崎千都主	事

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、議員各位におきましては、円滑な議事運営のため、最初からの一問一答方式を除き、再質問に際しては、質問番号または質問項目を述べてから質問していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

徳田将仁議員。

〔徳田将仁　議員登壇〕

○徳田　将仁 議員　皆さん、おはようございます。

本日から始まる一般質問、トップバッターを務めさせていただきます、沖縄自民党・無所属の会、徳田将仁でございます。

それでは、通告に従って一般質問を始めさせていただきたいと思います。

１、報得川河川整備について。

(1)、令和７年度までの工事の状況と８年度の予算と計画はどのようになっているか。

２、国道507号（八重瀬道路整備）について。

(1)、東風平中学校前歩道橋の撤去を行っていただきました。今後は、児童生徒の通学時の安全確保を行っていただくために、中学校前旧道と残地の整備が急がれているところであります。そこは地元八重瀬町と協議を行い早急に対応していただきたいが、県の考えを伺います。

(2)、東風平南交差点の暫定対策の進捗状況を伺う。

(3)、令和８年度の予算と計画はどのようになっているか伺う。

３、脱炭素に関する沖縄県の考え方について。

(1)、与那原町では、マリンタウン東浜エリアにある町道に太陽光パネルを設置したアーケードを計画し、次年度施工に向けて取り組んでいる。さらに与那原町の脱炭素の取組を推進するため、県道糸満与那原線や臨港道路１号線へ太陽光パネルを設置したアーケードの設置場所の提供は可能か。

(2)、アーケードを設置することで、大型ＭＩＣＥ施設に訪れた人々も日差しや雨を遮ることが可能になり、歩きやすい環境が整備されると考える。このことから、回遊性や快適性の向上につながり、利用者から選ばれるＭＩＣＥ施設への一助になると考えているが、県としてどのように考えているか。

(3)、与那原町は脱炭素先行地域の取組として、沖縄女子短期大学駐車場におけるソーラーカーポートの設置に取り組んでいる。与那原マリーナはＣＮＰ（カーボンニュートラルポート）に位置づけられ、港湾における温室効果ガス排出量を全体としてゼロにすることを目指す取組を推進するため、マリーナ内の駐車場や港湾緑地であるパークゴルフ場の駐車場に太陽光パネルを設置したカーポートの設置場所の提供は可

能か。

４、洋上風力発電について。

(1)、沖縄県として洋上風力発電を導入する考えはあるか。沖縄周辺海域の風況、海底地形、潮流、生態系、台風リスクを踏まえた洋上風力適地調査は実施済みか。実施済みならどの地域が候補になるのか。

(2)、具体的にどの部署がどの作業を進めているのか、進捗を伺いたい。

(3)、本格導入前に沖縄の海での実証実験を行うのか。

５、沖縄県における防犯カメラの設置状況について。

(1)、本県は国への予算要求において、防犯カメラの新設・更新・維持管理についての要求項目を提出したのか、事実関係を確認します。

(2)、県は県内の防犯カメラ整備の必要性をどのように評価しているのか。その認識を伺います。

(3)、2016年以降の防犯カメラ事業は、国が沖縄全体の安全対策として市町村に直接補助した経緯があります。この特殊事情を踏まえれば、県が主体となって要求することはむしろ当然ではないでしょうか。その点について伺います。

６、沖縄県の第２次産業強化について。

(1)、沖縄県の第２次産業比率は全国平均と比べても極めて低く、県内総生産の約１割前後にとどまっています。この点を県はどのように分析しているのか、現状認識を伺います。

(2)、酪農では、学乳が休みの時期に売り先がなく、本土で安く買いたたかれています。畜産でも、沖縄で育てた牛が県内加工できず九州で加工され、加工後に再び沖縄に戻ってきています。これは、沖縄の第２次産業の脆弱さに起因する構造的問題と認識しています。県はこの状況をどのように把握し、問題意識を持っているか。

(3)、物価高騰の中、第１次産業への補助金を続けても根本解決には至りません。加工・保存・商品開発・貯蔵などの第２次産業が弱い限り、農家は価格決定権を持てません。県として、第２次産業育成を第１次産業政策の中心に据えるべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

７、我が会派の代表質問との関連について。

小渡良太郎議員の大問３の文化観光スポーツ行政についての中から(3)、ＭＩＣＥ施設について。そして、宮里洋史議員の大問１のワシントン駐在問題について関連して質問させていただきます。

(1)、大型ＭＩＣＥ施設に対して現在の知事の覚悟、決意の旨をいま一度伺います。

(2)、宮里議員の代表質問の中で、知事公室長は令和２年の聞き取り調査の質問に対し、その当時の担当者がワシントン駐在から株式会社ということになっているかもしれないという情報があったために聞き取りをしたと答弁されました。また、そのメモを公文書とも明言しています。そのメモの内容はあまりにも驚愕の内容であり、本事務所の重大な疑義と大きな闇を感じざるを得ません。

そこでお尋ねします。

その担当者は、誰から情報をもらって誰の指示で聞き取りを行ったのか、明確に答弁してください。

(3)、ワシントン事務所問題において、今回知事は組織全体としての管理責任を問われ、職員も処分されました。その一方で、当時、実務、判断の中心にいた副知事だけがいかなる処分も受けていないという点は、県民から見ても極めて不自然であります。当時、業務の実務を握っていた副知事の責任のほうが本来は重く見られるべき場面すらあるはずです。

そこで伺います。

副知事は、当時の判断、業務に関わっていなかったと言えるのか。今回の処分において、副知事を処分対象外とした理由は何か。

以上、答弁を求めます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

徳田将仁議員の御質問にお答えいたします。

洋上風力発電についての御質問の中の(1)、洋上風力発電に関する県の考えと検討状況についてお答えいたします。

洋上風力発電は、広大な海域を活用し安定して効率的な発電ができるため、再エネ導入拡大に向け有望な電源であると考えております。このため沖縄県では、導入に向けた可能性の検討において、県内海域の風況や地形、生態系の状況等について調査を行い、県特有の自然条件や社会条件の分析を行ってまいりました。加えて、海域の利用状況や海岸保全区域等の法的規制などを踏まえ、那覇広域都市部、ヤンバル西部、金武湾、中城湾を検討対象として、さらなる詳細な調査や利害関係者との意見交換などに着手したところであります。

沖縄県としましては、再エネ電源の主力である太陽

光やバイオマス発電の導入拡大に加え、洋上風力発電や海洋温度差発電など、本県の特性に適した新たな技術の調査及び導入の検討を進めながら、エネルギーの脱炭素化に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　１、報得川河川整備についてお答えいたします。

報得川については、令和５年度から世名城橋下流側の護岸工事に着手しており、令和７年度は世名城橋から下流側約60メートルの区間において護岸整備を進めているところであります。令和８年度は、世名城橋から上流側約40メートルの区間において護岸整備を行うこととしております。引き続き事業予算の確保に努めるとともに、八重瀬町と連携を図りながら、報得川の早期整備に取り組んでまいります。

次に２、国道507号（八重瀬道路整備）についての(1)と(3)、今後の整備計画等についてお答えいたします。２の(1)と２の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

国道507号八重瀬道路における東風平中学校前の整備については、通学路としても利用されていることから、八重瀬町と連携を図りながら取り組んでいるところであります。令和８年度は、用地取得や東風平交差点から東風平中学校前までの道路改良工事等を実施する予定としております。引き続き所要額の確保に努め、早期整備に向け取り組んでまいります。

同じく２の(2)、東風平南交差点の整備についてお答えいたします。

国道507号八重瀬道路の東風平南交差点については、現在暫定対策に向けた設計業務を実施しており、並行して関係機関との調整を進めているところであります。引き続き八重瀬町と連携を図りながら、早期整備に向け取り組んでまいります。

次に３、脱炭素に関する沖縄県の考え方についての(1)から(3)、太陽光パネルを備えたアーケードの設置場所の提供についてお答えいたします。３の(1)から３の(3)までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

中城湾港西原与那原地区の一部が環境省の脱炭素先行地域に県内で初めて選定され、与那原町はマリンタウン東浜エリアを対象に、歩きたくなるまちづくりの一環としてアーケード設置等の取組を進めていることは承知しております。太陽光パネルを備えた施設の設置について、今後与那原町から具体的な計画が示された際には、大型ＭＩＣＥ施設整備に係る計画との整合性も含め、関係法令に基づいて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　４、洋上風力発電についての(2)及び(3)、洋上風力発電の担当部局と実証についてお答えします。４の(2)と４の(3)は関連しますので、一括してお答えいたします。

洋上風力発電導入に向けては、商工労働部が中心となって進めており、現時点では、再エネ海域利用法の手続に基づき、実証実験を経ずに全国公募で商用発電事業者が決定されることを想定しております。一方、導入に当たっては、現在、沖縄の風速基準に適合する風車がないことから、今後の技術開発を注視しているところです。

県としましては、海域の地域関係者との意見交換や風車メーカーへのヒアリング等を通じて、洋上風力発電導入のための環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　５、沖縄県における防犯カメラの設置状況についての御質問のうち(1)及び(2)、防犯カメラの必要性の評価と国への予算要求等についてお答えいたします。５の(1)と５の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指すちゅらさん運動の一環として、関係機関・関係団体等と連携しながら、防犯カメラを活用した防犯対策に取り組んでいるところです。防犯カメラの整備の必要性については、公共空間における犯罪の未然防止、県民の安全・安心感の醸成等に有効であるものと認識しております。防犯カメラの整備については、個人情報保護の観点からガイドラインに基づき、各自治体において地域の実情に応じた設置を検討していくものであり、その整備費用について県から国への要望等は行っておりません。

県としましては、国の補助事業等で活用可能な制度について情報を提供するとともに、市町村の意向を尊重しながら防犯カメラの設置が促進されるよう、県警察や市町村、関係機関等と連携して取り組んでまいります。

続きまして同じく５の(3)、防犯カメラの国への予算要求等についてお答えいたします。

平成29年度に国の補助事業で整備された防犯カメラについては、基地から派生する犯罪の抑止という本県の特殊事情を踏まえ設置されたものですが、その更新費用については、内閣府の令和６年度補正予算において約３億2000万円が措置されたと承知しております。国に確認したところ、当該予算は令和７年度に繰り越して執行しているところと伺っており、県としましては、当該事業を含め国の補助事業の活用について情報を提供するほか、防犯カメラの設置については、市町村の意向を尊重しながら、ちゅらさん運動の中でどのような取組が可能か意見交換をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　６、沖縄県の第２次産業強化についての中の(1)、第２次産業の比率が低いことについてお答えいたします。

令和４年度の県内総生産の産業別構成比は、観光・リゾート産業等の第３次産業の割合が86.5％で全国より高い一方、第２次産業の割合は13.2％と全国を下回っております。また、第２次産業のうち、建設業の割合は全国を上回る一方、製造業の割合は４％と全国の19.2％を15.2ポイント下回っております。本県は、本土経済圏からの遠隔性や市場規模の狭隘さなど、製造業を振興する上で大きな不利性を抱えていることから、第２次産業の比率が低くなっているものと認識しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　６、沖縄県の第２次産業強化についての(2)、学校休止期間の余剰乳の処理についてお答えします。

学乳休止期間の余剰乳の一部は、バターや脱脂粉乳などの加工原料として県外移出されており、販売単価が下がるなどの課題があります。一方、県内での新たな加工施設の整備には、安定的な原料確保や採算性の面で課題があると認識しております。そのため国は、価格差の一部を補塡しており、県では、県外出荷に係る輸送費の補助を行っております。さらに県では、当該期間の消費拡大を図るため、ＰＲイベントなどを実施するほか、さらなる販路拡大に向け、観光関連事業者や小売店などと意見交換を行っております。

同じく６の(3)、６次産業化支援についてお答えします。

県では、農林漁業者の所得向上や農山漁村の活性化を図るため、１次産業、２次産業、３次産業が連携し一体的に取り組む６次産業化を支援しております。６次産業化の支援については、取り組む事業者のステージに応じて多様なニーズに対応した商品開発支援及び加工・販売機能の強化などを実施し、地域資源の活用・域内循環の創出による地域の活性化を推進しております。引き続き第２次産業等、他産業と連携し本県農林水産業の振興に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　７、我が会派の代表質問との関連についてのうち、大型ＭＩＣＥ施設整備についてお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設整備事業については、令和７年度に有識者委員会の意見を踏まえ、基本計画の改定と実施方針、要求水準書等の策定スケジュールを示す予定としております。

県としては、基本計画改定後は速やかにＰＦＩの手続を進め、可能な限り早期に大型ＭＩＣＥ施設を整備してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　７、我が会派の代表質問との関連についての中の(2)、聞き取り調査に係る指示等についてお答えいたします。

令和２年11月の聞き取り調査については、当時、ワシントン駐在職員からワシントン事務所が米国で法人格を取るに当たり、株式を発行したような資料が見つかったため、経緯を確認したいとの問合せがあったことを受けて、当時の基地対策課の班長が行ったものです。上司に報告する前の基礎的な情報収集として行ったものであり、聞き取り調査を行うことについて上司の指示を受けたものではありません。

以上です。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　７、我が会派の代表質問との関連についての(3)、副知事の処分等についてお答えします。

今般のワシントン駐在問題は、玉城知事就任前に発生したものでありますが、その背景の一つとして、組

織的な体制の不備等も明らかになったことから、信頼回復と高い透明性を確保した行政運営を一層強力に推進するため、包括的な事務の執行管理権限を有する現在の行政の長として、知事が給与を減額する判断をされたものであります。池田副知事の当時の基地防災統括監としての責任については、一般職としては退職されているため、懲戒処分の対象にはなりません。知事は、県民の信頼回復に努める強い決意と姿勢を示されました。副知事は、知事を全力で補佐し、徹底して透明性を確保した行政運営に寄与していくことで、その責任を果たしていくものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時28分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　失礼しました。

ワシントン駐在の当時の副所長から情報があったということでございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　それでは再質問に入りたいと思います。

１の報得川河川整備について再質問したいと思います。

以前からこの質問を何度も投げかけているんですけど、この冠水地域というのは優良農地が広がっていて一刻も早い対策がやっぱり必要なんですね。その中で、赤田橋付近の実施設計は完了したのか。もし完了しているのであれば、いつ完了したかもお願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　世名城橋から赤田橋付近までの区間ですけれども、護岸の詳細設計は前年度までに完了しております。また今後、これまでと同様な予算が仮に措置されたとした場合、同様なペースで工事が進捗した場合という前提になりますけれども、赤田橋付近までの整備は約５年から６年程度を見込んでおります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　その工事は５年から６年程度見込んでいるというのはありがとうございます。その工事の着手自体は、具体的にいつ頃から開始されますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　赤田橋付近――いつ着手しているかというところですけれども、今、世名城橋付近から工事を進めておりまして、上流側については次年度以降、やっていくことになります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　この赤田橋付近までの工事が進まないと、やっぱりこの氾濫頻度が高い岡連川の工事が着手できない典型的なボトルネックが発生していると思うんですね。先に町の整備を先行することができないのか、ちょっと答弁欲しいです。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　河川の整備につきましては氾濫の助長を避けるために、原則下流から上流側へ整備を行うことを基本としております。過去に岡連川を先に整備した場合のシミュレーションを行ったということもございますが、先に岡連川を整備すると、岡連川の合流点から下流で浸水被害が発生する可能性があると。下流側はちょっと狭い状況がそのまま残っている状況ということもございます。岡連川の先行整備が、先ほど申しました氾濫を招くおそれがあるということもありますので、県としましては、岡連川に早期着手できるように引き続き町と連携して、報得川の早期整備に努めていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　ありがとうございます。

今の話ですけど、もちろんこの下流からの原則があるというのももちろんだと思うんですけど、今あったように、この部分的な拡幅流下能力――逆に言えば、この狭窄部を先行して工事するということは可能なのかどうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　狭窄部があろうとも――何ていうんですか、先ほども申しましたが、下流側を広げていかないと――下流側の流下能力を上げることで整備を進めていくというのが基本でございます。引堤といいまして、現在、広げる側を先に整備を進めておりまして、そういうことで実施しているところでございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　それじゃ２に移りたいと思います。

国道507号についてなんですけど、前定例会の答弁で、富盛交差点、丁字路の横断歩道の安全対策を計画し地元との協議を行っていくとのことであったと思うんですけど、その後、この協議の状況と、どのような計画になったのか教えていただきたいと思います。もし整備の時期について決まっているのであれば、それも聞かせてください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　富盛交差点の安全対策についてでございますけれども、去る10月には八重瀬町長から南部土木事務所あたりにも要請があったところでございます。県では、その要請を受ける前までに、道路管理者において横断歩道のカラー舗装を実施しております。また交通管理者においても、横断歩道の白線の補修を行っているところでございます。また、要請の内容を踏まえまして、ドライバーの視認性向上を図る対策としまして道路管理者において樹木の撤去ですとか、ラバーポールの設置というのを行ったところでございます。引き続き連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　それでは３の質問に移りたいと思います。

脱炭素に関する沖縄県の考え方について、再度質問したいと思います。

このマリンタウン地区全体として県施設である護岸遊歩道に太陽光パネルを設置したアーケードの設置場所の提供など、脱炭素と歩きたくなるまちづくりを推進する与那原町と一緒になって取り組む考えがあるのかどうか、お聞かせください。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

与那原町の脱炭素先行地域事業につきましては、与那原町と地元の電力事業者などで構成します与那原町脱炭素地域づくりコンソーシアムが主体となって事業を進めているものと承知しております。与那原町は、この事業の推進に当たりまして、有識者や町民、行政機関、その他の関係者からの意見や助言を取組に反映させるために、与那原町脱炭素推進委員会を設置しているところです。県のほうは、同委員会の行政関係委員として参加しておりまして、技術的助言を行っているところでございまして、引き続き与那原町の取組に協力していきたいというふうに考えているところです。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　計画中の大型ＭＩＣＥ施設に関するカーボンニュートラルに向けた脱炭素化の計画や目標値があるなら、それもお聞かせください。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設の脱炭素の取組についてですが、令和６年６月に公表した要求水準書においては、脱炭素化への取組、省エネルギー化と再生可能エネルギー導入の推進、資源循環等に配慮した施設とすることとしておりました。具体的には、省エネルギー化とつくるエネルギーの導入によって、従来よりも30％以上、一次エネルギー消費量を減らすＺＥＢ Ｏｒｉｅｎｔｅｄ以上の施設とすることを求めておりました。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　県として、カーボンニュートラルに向けた与那原町のこの脱炭素先行地域の取組を県全体へ展開する考えというのはあるのかどうか伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

まず、脱炭素先行地域というものは、2030年度までに地域内の家庭などの民生部門における電力消費に伴う二酸化炭素の排出量の実質ゼロの実現に向けて取り組む地域のことでございます。環境省は、2025年度までにこれを100か所選定するとしておりまして、県内では与那原町と宮古島市が選定されているところですが、全国では既に90地域が選定されているということになっております。また、この脱炭素先行地域における取組につきましては、全国の先行例、模範例となって、脱炭素ドミノを起こすという形で期待されているということでございますので、県としましては、この与那原町、宮古島市における脱炭素の取組というものについて、脱炭素社会の実現に向けた県内市町村の参考となる取組の事例ということで県内に広げていくために、他の市町村等への情報提供を行っていきたいというふうに考えているところです。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　それでは４の洋上風力発電についてお聞きしたいと思います。

国の制度にエントリーするとのことなんですけど、これ、いつの公募にエントリーする予定なのか具体的にお示しください。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　いつ頃というお話でございますけれども、いつ頃明確に国にエントリーするというようなことは現時点ではお示しすることは困難であるというふうに考えております。

国の公募に向けての取組状況について御説明させていただければと思いますが、洋上風力発電を導入するに当たりましては、再エネ海域利用法に基づきまして国からの区域の指定を受ける必要がございます。このため県では、設置を想定する位置ですとか発電の規模、それから海域の利用状況、市町村をはじめとします地域関係者との調整状況等を整理して、国に対して情報提供を行うといった段取りが必要となってきます。現在、県のほうからは、国へ情報提供するに当たりまして必要な調整・準備を進めている段階となっておりまして、引き続き地域関係者との意見交換、そして風車のメーカー等へのヒアリングを通じまして、洋上風力発電の導入可能性について検討を行っている状況となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　説明ありがとうございます。

公募制度ですけど、地域協議会の設置とか地元合意形成――今まさにおっしゃったように、そういったことが必要だと思うんですけど、今の話でも、この事前準備がどこまで整っているかというところがちょっと分からないなというところなんですけど。この事前準備がどこまでできているのかと、あと現時点でどの条件をクリアしていて、そしてどの条件がまだ未着手なのか、そこら辺の状況というのを具体的にお示ししていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　先ほど知事のほうからも答弁差し上げているところではありますけれども、県のほうで取組を行った中では調査事業を行っておりまして、その中に海域の利用状況そして海岸保全区域等の法的な規制、そういったことを踏まえた上で検討対象地域ということを申し上げております。その具体的な場所としては、那覇の広域都市部、そしてヤンバル西部そして金武湾、中城湾といったところを検討対象としております。そしてまたほかにも検討対象区域の漁業者ですとか、海運事業者、そしてマリンレジャー事業者等からヒアリングを行っておりまして、利害関係者の把握、そして海域の利用状況、そういったものを整理してまいりました。今年度は、検討対象区域の市町村、そして地域関係者に対しまして洋上風力発電の理解の促進を図るための説明会を行っているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　今の話なんですけど、もちろん地元の理解とそして漁業者との協議がやっぱり重要であるところだと思うんですけど、それを今また進めていくっていう答弁を受けたんですけど、その中でどの漁協といつから――これまでもですけど、何回ぐらい話し合ったのか。その結果、どれぐらい合意形成が進んでいるのかっていうところを答弁お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　今御質問のありました、どのぐらい会合を持たれているかというお話でございますけれども、まず市町村の会合に対しましては、これまで３回行っております。そして漁業者等関係者、海域を利用する関係者との地域会合におきましても、これまで３回実施してきているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　市町村３回、そして漁協３回っていうところで、その場所、どの市町村なのか、どの漁協なのか、そこもお願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　どちらの場所、漁協でやられたかという御質問でしたけれども、３回のこの協議会の中に、与那原・西原町の漁協ですとか、沖縄市漁協、そして佐敷中城漁協など７つの漁協のほうに参加していただいております。そして市町村も３回行っております。その海域での関係する市町村につきましては３回行ってきておりますが、南城市、与那原町、中城村、北中城村、沖縄市、うるま市などに参加していただいて協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　先ほどの答弁の中で、沖縄の風速基準に対する風車がないっていう答弁があったんですけど、この沖縄の海で実証実験をする予定はありますか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　まず洋上風力発電の導入に当たりましては、現在、沖縄の風速基準に適合する風車がないといった課題がございます。

県としましては、県、民間事業者等へのヒアリングを継続しながら、例えば装置の技術改良等、新しい技術の情報収集に努めまして、課題を解決するための実証の必要性については今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　すみません、じゃあ実証実験は行わないじゃなくて、行う可能性は十分あるという認識で捉えていいですか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　答弁では実証実験を経ずに国へっていうお話をしたかと思います。今のところそういう想定ではございますけれども、民間事業者のほうで様々な洋上風力の技術というのは確立されて実施しているところもございます。ただ、極値風速に耐え得る技術といったものが今後課題になってくるということを認識しておりますので、そういった意味で、技術に耐え得るような実験などをしていく民間事業者等がもし現れた場合には、そういった実証実験の検討のほうも可能性としては十分あるというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　この洋上風力に強い関心を持った企業だったり、自ら県外視察にまで行く積極的な漁協もやっぱり出てきていることでありますので、県としてさらなる本気とリーダーシップを強く求めたいと思っております。

それでは大問５番の沖縄県における防犯カメラの設置状況について、再質問したいと思います。

2016年の元米兵による女性殺害事件、あの痛ましい事件を受け、国は異例中の異例であると思いますが、沖縄の市町村に直接防犯灯・防犯カメラを全額補助しました。これは、沖縄の治安は緊急事態だ。県を待っていられないという国の危機認識だったからであると思っております。知事は、あの歴史的経緯をどう受け止めていますか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

2016年の事件を受けまして、内閣府のほうからも沖縄の防犯、安全に対しては、防犯カメラや街灯それから青パト等の各防犯に関する予算をつけて安全を守っていただきたいということで来ておりますので、その点につきましては引き続き大事な点だというふうに考えております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　なぜ国は県ではなく市町村に直接補助したのか。これは率直に言っても、県が動かないから国が直接やったというメッセージではないんですか、知事。どう受け止めていますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私の認識は先ほど部長が答弁しましたとおり、防犯カメラの設置整備については、個人情報保護の観点から、まずガイドラインに基づいて、各自治体において地域の実情に応じた設置をしていくものというように認識をしております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　地域の実情の話をするのであれば、市町村からこれだけ要望が出て、市町村会も言っているわけですから、その地域の実情というのはあると思いますけど、そこら辺どうですか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　各地域においては、県警察から防犯カメラの設置促進ということも行っておりまして、県もちゅらさん運動の一環として、カメラの設置を促進しております。その結果、平成24年から昨年までの13年間で、414か所に合計1337台が設置されているというところでございます。これにつきましては、県独自ではないんですけれども、県知事とそれから県内の基地の所在する27の市町村の長で構成されています軍転協――沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会のほうから内閣官房に対して、昨年度、基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請の中で、防犯カメラの設置・更新もお願いしたいということで要請しているところでございますので、県としても市町村の意向を受けて、要請等の活動もしているところでございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　その当時の防犯カメラは、現在、通学路でも観光地でも老朽化が進んでいます。住民も観光客も不安を抱えております。にもかかわらず、沖縄県の予算要求には防犯カメラのぼの字もありません。なぜ要求しないんですか。辺野古反対の予算には何億円も使いますよね。何度も東京へ要請もするし、シンポジウムまで開く。それだけの情熱があるんだったら、なぜ県民の安全、命を守る、足元のこの防犯対策に同じ熱量で動かないんですか、知事。これこ

そ県民が目に見える、本来リーダーが行うべき基地対策の一環だと私は思っておりますよ。今後、県として国に対し、沖縄の治安対策は最優先であると明確に要求するためにも、防犯カメラの予算要求をするつもりがあるのか。するならする、しないならしない、最後に知事、明確な答弁をください。知事ですよ。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

先ほど本答弁で申し上げましたとおり、防犯カメラは、基地の所在市町村並びに全島の公共空間に対しては、非常に犯罪の未然防止にもつながりますし、県民の安全にもつながるということで、大変有効だという観点がございます。その一方で、やはり厳格な個人情報の保護の観点からは、設置している市町村のほうでガイドライン、条例等を作成して、しっかりとその運用を行っているところでございます。そういった市町村のそれぞれの事情にしっかりと耳を傾けて考慮しながら、沖縄県としてどういった支援ができるのかというところについて、県それから教育庁、それから県警察と一緒になってやっておりますちゅらさん運動という防犯運動がございますので、その中で防犯カメラについてもどういった支援ができるのかを確認していきたいと思っております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　知事に答えてほしかったところでありますけど、沖縄の基地問題をやはり語るのであれば、まずは今ここに暮らす県民の安全を優先に守ること。知事にはこの政治姿勢の整合性を強く求めたいと思っております。

それでは７、我が会派の代表質問との関連についてお聞きしたいと思います。

先ほど知事の口からなかったんですけど、もう一度聞かせてください。知事お願いします。大型ＭＩＣＥ施設への知事の決意を聞かせてください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　お答えいたします。

沖縄県は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、大型ＭＩＣＥ施設の整備と、それからＭＩＣＥを中心とした魅力あるまちづくりを推進することとしております。成長著しい国内外のＭＩＣＥ需要の取り込み、それから県経済の活性化、産業の振興を図るということは非常に重要な方向でありまして、東海岸地域の振興による県土の均衡ある発展を目指して大型ＭＩＣＥ施設の整備を全力で進めてまいりたいというように考えています。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　知事、ありがとうございます。よろしくお願いします。

ワシントン事務所問題の再質問でありますが、まさに今公室長がおっしゃったのは、あくまでも私は指示はしていないと。当時、溜公室長は指示はしていない、課長がワシントン事務所の副所長から指示を受けて勝手にやったものだと思うんですけど、このメモっていうのはその当時誰が読んで、誰まで共有されたのか答弁ください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　当時のメモについては、課内で共有したということでございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　もう時間がありません。当事者である副知事にお尋ねしたいと思います。

特別職に懲戒処分ができないのは事実だと思いますけど、副知事として実務を握る立場であるにもかかわらず、副知事も自ら減給するなどの覚悟はないんですか。答弁お願いします。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　お答えします。

職員としてのものは地方公務員法の規定により対象にならないというのはちょっと御理解いただきたいと思います。今回の処分、知事の減給処分等に当たりまして、全国の事例も確認させていただきました。基本的に、知事等がいわゆる減給処分等を行う場合には、知事就任後に行われているものがほとんどでございました。１件だけ例外がありまして、行政の長としての責任――就任前の事案でも取るという事案がございましたので、協議の上、今回知事ということでさせていただいたところでございます。私としては、行政の知事を補佐する副知事として、今後も全力で業務の執行をすることで、その責任をしっかりと果たしていきたいと思います。

○徳田　将仁 議員　この問題自体が例外ですから、例をつくってください。

以上です。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　沖縄自民党・無所属の会、新里匠です。

質問の順番は、３、４、１、２とやっていきたいと思っております。

通告に従い一般質問をいたしますけれども、冒頭所見を言いたいと思っております。

最近のマイブームは、成長戦略と石原慎太郎です。そのことを織り交ぜながら、冒頭所見を話します。

知事、沖縄県経済は、予算の縮小や様々な外的要因がありながらも成長しています。2025年にはプラス成長へ転じ、2026年度には名目成長率2.5％、実質成長率1.8％が予測されています。観光需要は966万人規模に回復し、移輸出は3.6％増、民間設備投資も２％前後の伸びが見られます。しかし、その中でその成長を持続可能な未来へと導くための戦略が見えないように思います。数字は伸びているのに、それが施策の結果には必ずしもなっていないのではないかなと思っております。これでは一過性の拡大に終わり、県民生活に還元されない危険があります。成長とは、ただ数字を積み上げることではなく、県民が誇りを持ち、希望を抱き、次の世代へ夢を託せるような活力の団結の上に得られたものであるべきだと私は考えております。石原慎太郎さんは、政治とは夢を語ることだ、夢を語らずして人を動かすことはできないということを話されました。また、都市は人間の夢を映す鏡であるとも言っています。知事、次期県知事選挙への出馬の質問に対して、後援会などと相談をすると答弁されましたね。しかし、沖縄県のトップである玉城知事がこのような――残り僅か１年を切った中で、出る出ないを決めていないというのは、県民に夢と希望を与えるべきトップとしては物足りなく感じます。翻って、沖縄県民の思いを今表すとしたら、たとえ今日地球が滅びようとも、君はリンゴの木を植える、です。現状に不満や希望がある中でも、希望を捨てずに未来へ向かおうとしている。それに応えるためには、知事自らが夢を語り、その結果が沖縄の未来を鏡に映すことを諦めないということだと思っております。諦めた瞬間に鏡は永遠に何も映らないからです。

玉城デニー知事の任期は残り10か月です。夢を語り、沖縄県という鏡にわくわくするような未来を映していくことを約束していただきたいと申入れをして、質問に移ります。

３、医療行政について。

沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金の対象者拡大が多くの議員から議会へ上げられております。各自治体からも挙げられております。令和７年９月議会の文教厚生委員会で、対象者拡大よりも宿泊費などに市中価格との乖離があり、それに対応することを優先して考えるとの答弁がありました。私は、沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金の対象者拡大が誰一人取り残さないことにつながると考えておりますけれども、拡大すること、そしてどの分野をやるのか、明言をいただきたい。また、ギャップ改善の取組についても状況を伺います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

離島患者等通院費支援事業の現在の取組状況についてお答えをいたします。

この事業の見直しについては、例年実施しています市町村の要望調査に加え、宿泊費が高騰している現状や宿泊税導入に際して離島住民への配慮を求める声がある点も踏まえ、事業の拡充に向けて、令和８年度予算編成の中で検討しているところです。補助対象内容の拡充については、市町村の要望調査により離島住民のニーズを把握するとともに、本事業がソフト交付金を活用した事業となっていますので、支援が特定の市町村に偏ることがなく多くの市町村に活用されるような視点で検討を進めているという状況でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　予算編成に対する要望というのは、いつまでに上げなければいけないんですか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　現在予算も編成作業が始まっております。県の予算編成方針に従った形で今、保健医療介護部と総務部のほうで調整を行っている状況でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　その予算を要求するためには、何をどうするかっていう説明をするのが当たり前だと思うんですけれども、それがないまま予算要求をしているっていうことですか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　調整中ですので細かいところまではなかなか言及できませんけれども、市町村の要望調査の結果を受けて、今どういうふうな要望、ニーズがあるかということがデータとしてございますので、それについて拡充する方向で財政部門と調整をしているという状況でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　では、やることは確かだけれども、拡大とそのギャップを埋めることの――もうこれも拡大なんですけれども。それもやるけれども内容がまだ決まっていないっていう理解でよろしいですか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　拡充に向けた調整を

行っておりますけれども、内容についてはまだ細かいところまでは定まっていないという状況でございます。

○新里　匠 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時５分休憩

午前11時５分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○糸数　公 保健医療介護部長　保健医療介護部としては、先ほど述べましたような背景もございますので、拡充する方向をもって調整をしているというところです。これが決定されるかどうかは、また調整の結果ということになります。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　じゃあ、次の質問に行きます。

４、離島行政について。

多良間村の資材輸送や住宅不足問題など、長期的人口維持に向けた定住策への支援について、沖縄県の取組状況を伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　多良間村につきましても県の離島振興計画の中で定住条件の整備、それから産業振興について取り組んでおります。それから課題となっております住まいにつきましても、多良間村も含む関係市町村で構成する移住受入協議会において、住宅確保に関する先進事例の共有、また意見交換などを実施しているところです。

以上です。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　部長、多良間村の住宅についての問題もそうでありますけれども、定住のためにはやっぱり生活基盤の安定が不可欠だと思っております。その中でも水道事業の持続性は最重要課題だと思っております。沖縄県としてどのような支援状況となっていますか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

今、県は水道広域化に取り組んでございます。水道広域化のステップ１として、本島周辺８村の水道広域化を進めている現状でございます。多良間村のほうからは、令和４年から水道広域化についてぜひ進めていただきたいというふうなお話が多良間村長からございますので、ずっと意見交換を行っているところでございます。当初策定したステップ１の中にはまだ入っていないんですけれども、ステップ２以降の水道広域化については、沖縄県水道事業広域連携検討会で検討されることとなっていますので、多良間村の水道広域化についても、同検討会で多良間村からの説明要望について今議論が行われているという状況でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　じゃあ、ステップ１はほぼ終わっているということですから、多良間村の現状を言いながら県の認識を聞いていきたいんですけれども、多良間村の水道事業は、人口減少によって収益が減少して、施設老朽化によって更新需要が増大しております。令和６年度の決算では、水道事業収入が3000万に対し、支出は約4000万。赤字補塡のために一般会計から約1000万以上の繰入れが続いております。村の財政を圧迫するこの状況を県はどう認識しておりますか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　先ほど述べました水道広域化というものにつきましては、県企業局の協力を得て、水道の市町村の配水の部分まで企業局のほうに協力をいただくというような形で財政的にもメリットがあるということでございます。今、多良間村のほうでは、ステップ１ではないんですけれども、多良間村に対しましては、県企業局の協力を得て水道施設の安定管理、経済性の向上、水道施設更新計画等に関する技術的な支援を今行っているところでございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　先ほどもあったんですけれども、このステップ１は沖縄県の周辺小規模離島のことであります。県企業局による広域化が進んで、安定供給と財政負担軽減が実現していると思っておりますけれども、しかし、多良間村や同じ先島の竹富町では進捗が見えません。なぜ同じ離島で対応に差があるのか、県に説明を求めます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　今御指摘のように、当初のプランでは本島周辺からというふうな形で進めておりましたけれども、様々な自治体のほうから要望もございます。今沖縄県の水道広域化推進プランというふうなところでは、現行の広域化のスキームを見直しをして、多様な視点から水道広域化を推進するために今検討を希望している水道の事業体――多良間村を含みますけれども、その広域化について議論を継続していくというふうなことで、今内容のほうを少し見直したという状況でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　この議論を進めていく中での課題は何ですか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　小規模離島の水道広域化を進めるというふうなことについて、ほかの水道事業体――先ほど言いました沖縄県水道事業広域連携検討会というところの構成団体である県企業局、企画部、そして市町村等の水道事業体というふうな形になりますので、多良間村の水道を整備していくことについて、ほかの自治体に対して説明をして理解を得るというふうなステップが必要になってくると考えています。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　おかしいですね。ほかの自治体にこれをやっていいかどうか聞くというのは、どういう意味なんでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　県企業局のほうの技術支援を受けて用水供給が開始されるということについて、その処理の過程などについては全て県企業局が担うことになります。一方で、県企業局は県全体の水道の供給をしているということがありますので、ほかの市町村への影響ということも考慮した形で説明をしているという状況でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　そういった部分も含めてですね――それでは、ほかの今供給を受けている自治体が駄目と言っているから供給しないというようなメッセージに伝わるので、そこは違うなら違うとおっしゃっていただきたいし、この水道広域化の課題を本当に認識しているのであれば、それを言っていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　水道広域化推進プランを進めておりますのは、水道のユニバーサルサービスの向上に県として取り組むという目的がございますので、その必要性について構成員であるほかの市町村とも合意を図りながら進めているという状況でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　人が住むという、定住というところについては、やはり生活インフラは不可欠であります。しっかりと前に進める形で広域化をやっていただきたいと思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　匠 議員　１番に行きたいと思っています。

知事の政治姿勢について。

県内総生産に占める比率が高い建設業が――比率が7.8％と高いんでありますけれども、地域経済の基盤を支えていると思っております。しかし、人材不足、資材価格の高騰、働き方改革による労務制約などで窮地にあります。持続的な建設体制維持のため、受注機会を増やす仕掛けが必要と考えております。知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

土木建築部におきましては、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針というものに基づきまして、可能な限り分離・分割発注するとともに、地元企業が施工困難な工事につきましては、共同企業体方式により受注機会の確保に努めているところではあります。また、予算の確保に向けた取組として、令和８年度予算に係る国庫要請におきまして、例年８月に行っている要請に加えまして、７月上旬にも関係市町村と共に内閣府、また国交省へ要望額の確保について要請を行ったところであります。引き続き県内業者の受注拡大に取り組むとともに、あらゆる機会を捉えまして予算の確保に努めていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　この要請の手応えを教えてください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　令和８年度予算につきましては、まだ補助事業ですとか交付金ですとか、具体的な額が――ハード交付金につきましては概算要望で出ましたけれども、補助事業等につきましてはまだ内示等が出ておりません。今後とも、必要額の確保に向けては要請していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　土建部長、工事の受注の機会ということについては、従来、物価スライド条項についても言及をされております。しかし、資材価格の高騰に対応するためのこの物価スライドの条項なんでありますけれども、柔軟性がないというような指摘があります。例えば、令和５年度に県発注工事でスライドを適用された件数が、僕が調べたところによると120件、全体の15％程度にしかすぎません。業界からは適用までに数か月かかるとの声があります。迅速化や対象拡大を検討するべきではないか伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

手続が多いということなんですけれども、一応こちらとしましても、受注者へどれほどの変化があったのか等は確認する必要がございます。確認事項としまして、対象数量の全量の搬入時の時期ですとか搬入先、単価購入計画などを確認する必要がございまして、単価高騰が証明できる資料として、納品書ですとか請求書、領収書等の提出を求めているところでございます。法律に基づくスライド条項ですので、このやり方については今後国の取組等も注視していきたいと考えます。

以上です。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　この物価スライド条項についての柔軟性を持たせるっていうところでは、沖縄県以外のところでやっている事例があると認識をしておりますので、確認をいただきながら進めていただきたいなと思っております。

もう一つ、離島が多い本県では、やはり工事箇所において労働者が不足するというところがあり、地域外労働者の活用というところの項目もよく出てきております。労働市場が逼迫をして、地元人材だけでは工事継続が困難な場合、契約――これ前提としては、契約時に取決めをして、協議をして進めるっていうのがセオリーでありますけれども、契約後でも追加協議を認める柔軟性が必要ではないかなと思っております。例えば、離島工事では宿泊費が１人１泊１万円前後、交通費も年間で数百万規模にも達します。これを設計変更や現場管理費増額で精算できる仕組みを徹底すべきではないでしょうか。企業にしわ寄せを行かせないという観点でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　離島におきまして、技術者を島の外からでなければ調達できないという場合には、契約後におきましても、状況を確認して業者のほうから申出があれば、内容を確認した上で変更する取組は行っております。そして、もう一つ――すみません、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○砂川勇二 土木建築部長　失礼しました。もう一つ質問があると思って勘違いしておりました。

先ほど答弁したとおり、契約後においても状況に応じて変更で対応している状況でございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　これは土建部長のお答えでありますけれども、農林はどうでしょうか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

農林水産部におきましても、土木建築部と同様に労働者の確保の逼迫が懸念される地域においては、契約締結後、現場労働者確保に要する費用について変更が生じた場合、受注者の支出実績を踏まえまして設計変更等により対応しているところでございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　両部長にお願いをしたいと思っております。これが工事の各担当まで認識が及ぶように通知なり何なりを出していただきたいんですけれども、出していたら出している、出していなかったらこれから出しますというような答弁をいただきたいと思っております。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　この取組につきましては通知等は既に発出しておりまして、積算の説明会等も毎年行っておりますが、その中でも説明して対応しているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　農林水産部におきましても同様な対応等しておりまして、しっかり現場の担当のほうにも周知するように努めているところでございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　私がこれを言っているのは、請求をしてもこれに対応してもらっていないというような苦情もあるからであります。しっかりと調査もしながら対応いただきたいと思っております。

ここの最終で元も子もない話になりますけれども、先ほどまでの質問は、この予算がない中でどういった対応をすれば仕事が取れるのかという部分の質問でありました。ただ結局のところは、工事量の安定的な確保が企業体力を支える最大の要素であります。農林水産関係の予算はピーク時1000億から600億へ縮小して、平均で300億から400億減少しております。土木のほうも、例年1200億。平成26年のピークの1600億から減少しております。両分野合わせても1600億規模にすぎず、このしわ寄せが建設業の経営にも影響しておりますし、道路維持に係る技術者が減っていく要因にもなりますので、そのためにやはり予算要望に

ついて知事はしっかりと予算を獲得するためにやるべきだなと思っておりますけれども、知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　例年の予算要望につきましては、国庫要請――例年８月に行っている要請に加えて、今年は７月上旬にも関係市町村と共に内閣府、それから国土交通省へも要望額の確保について要請を行いました。折を見て、そのタイミングでまた補正予算の状況なども見ながら各種の予算要望もしております。引き続き農林水産業、建設業の振興発展に寄与できるよう予算を獲得していきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　次２番、建設行政に行きたいと思っております。

令和８年に首里城復元が完成することから、社会資本総合整備事業の予算配分が宮古県立公園設置にも充てられるとの答弁があったように思います。宮古県立公園は、地域住民の憩いの場としても観光資源としても重要でございます。現状の課題とその対応について、知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　宮古広域公園ですけれども、白い砂浜と青い海の豊かな自然と文化を最大の資源として生かしまして、海と水辺を生かした公園づくりというのを整備目的として取り組んでおります。課題としましては、現在公園区域内を横断する市道でありますミナアイ原線というのがございます。これにつきましては、海と連携した公園利用や利用者の安全確保の点から廃道にして公園とする計画としておりますが、これも地元の理解を得る必要がございます。引き続き宮古島市と連携しまして、丁寧な説明を行うことによりまして、事業の進捗に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　課題が横断する市道ということでありますけれども、これをどのように解決をしていくのかという手法もやはり具体的に令和９年から予算の配分ができる状況になってくると信じておりますから、ぜひとも課題解決を早めにやっていただきたいと思っております。

宮古地域では、都市公園の整備率が県平均よりも低い。住民１人当たりの公園面積も約５平米程度と全国平均約10平米を下回っております。こうした課題について県はどのような優先順位で対応をしているのか。県立宮古公園を設置することが状況の緩和につながると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　近年、予算が減少傾向にあるということで、なかなか整備が進まないところもございますが、公園もやっぱり地域の憩いの場ですとか活用されることが重要であると考えておりますので、今後とも予算の確保に努めながら整備には努めていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　予算の話が出て確保という部分で、首里城が終わるのでこれが回ってくるんじゃないかという僕の基本的な認識の上で質問をしているので、ぜひともこの予算はつくれるという部分でお話をしていただきたいと思うんですけれども。とはいえ、面積が50町歩の用地取得が必要であります。概算で50億から70億が予算規模でありますけれども、この財源をどのように確保していくのか、これは一括でこの50億、70億出てこないわけですから、その手法というものがあれば具体的に教えていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　過去にも答弁させていただきましたが、首里城の復興に合わせて今中城御殿のほうに少し予算が割かれている状況がございます。それが完了すれば各公園に予算が配分できるであろうということで、過去に答弁させていただいております。そうですね……。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○砂川勇二 土木建築部長　失礼いたしました。話しながら少し飛んでしまいました。

用地取得にかなり予算がかかるということは承知しております。これに関しましては、単年度で用意することはなかなか厳しいというのも承知しております。土地開発公社のほうに用地の先行取得という制度がございますので、それが活用できないかについても現在検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　この先行取得というような話が出たので、具体的にもう――令和８年までは予算がないのでちょっと我慢をするとしても、その先の手法はや

はり今のうちにつくっておかなければいけないと思っておりますので、ぜひとも進める――方針を進めますというようなところを知事からも答弁いただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　都市公園の整備計画につきましては、土木建築部において、その予算の配分、獲得、整備のスケジュールなど綿密に各市町村、そして国の財政の状況なども見ながら計画を立てさせていただいております。当然、予算が使用可能な範囲を我々もしっかりとそれぞれの財源の確保に努めながら、できるだけ市町村の要望に応えていけるように鋭意努力していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　休憩お願いします。すみません。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　匠 議員　(2)に行きたいと思っておりますけれども、沖縄県道においては、植栽管理の不徹底、照明施設の破損・故障、舗装面の浮き上がりやくぼみが放置されて、機能回復がされておりません。道路の維持管理体制と機能低下は重大なリスクを伴うと考えます。現状の認識と改善策を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

県では、令和５年度に街路樹植栽・維持管理ガイドラインを策定しておりまして、交通安全上、特に支障のある街路樹につきましては間引き等を行っているところでございます。道路照明ですとか舗装の不具合につきましては、道路パトロールですとか道路利用者からの情報提供により把握しておりまして、劣化状況等を勘案の上、優先度の高い箇所から対応しております。引き続き、道路の適切な維持管理に努めていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　部長、頑張っていらっしゃるというのは口頭で伝わっておりますけれども、ただ、沖縄県の道路管理費は12億円にすぎず、道路延長3000キロを考えると１キロ当たり40万円程度の水準です。これは全国平均80万円から100万円の半分以下で、発展途上国並みと言わざるを得ません。なぜこの水準に甘んじているんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　土木建築部としましても維持管理予算の確保には努めているところでございまして、現状12億ということでございますが、さらなる増額につきましては、財政部局とも相談をさせていただいております。今後とも予算の確保には努めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　観光客数は年間1000万人を超えておりますが、道路景観や安全性が損なわれれば観光立県としての信頼を失います。離島県として生活道路の維持も不可欠です。観光県にふさわしい道路管理体制をどう構築するかお答えいただきたいと思っております。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　予算の確保につきましては、引き続き検討していきたいと考えております。今、あらゆるガイドラインとかに基づいて取り組んでいるところですけれども、体制の確保ということですので、人員の確保につきましては、引き続きしっかりとした体制が取れるように検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　厳しく言いますけれども、生活インフラである道路照明や舗装の維持すら十分にできない知事に、果たして大型施策や観光振興の旗振りができるのか疑問です。令和８年度以降、道路管理費を抜本的に増額して最低限の生活インフラを整えることを明言していただきたいと思います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　道路照明につきましては、全てＬＥＤ化するということでＥＳＣＯ事業で今検討していて、今年度発注する予定としております。そういう新たな事業等も考慮しながらやっていきたいと考えております。また舗装ですとか白線ですとか、その辺りについては短期集中的に何かできないかということも考えておりまして、それについても引き続き検討しながら調整も進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　次、国際線空港である下地島空港の運営会社との課題の共有とその次の質問のサウンディング調査を行った結果というところは、ちょっと置いといて。

ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　匠 議員　空港の話をやろうと思ったんですけれども、ちょっと時間がかかるので、次回にやるとして。

道路維持管理について、なぜ今回質問したかというと、韓国、ベトナムに視察をしてまいりまして、この道路管理環境がやはりその観光地にふさわしいものだったなと思ったからです。そして最近、地元のほうで祭りがありました。国仲祭りというものがあって参加をしたんでありますけれども、その帰りに自宅まで20分ほど歩いて帰りました。その際に、県道であるんですけれども、もう多分10個ぐらいあるうちの３個ぐらいしか照明がついていないんです。そこで暗い中、歩道を歩いて行きましたら、つまずいたんですね。何につまずいたかというと、植栽ますにつまずきました。それが何回かあって、それで歩道がある道路を過ぎようとすると、前に木が倒れていたんですね。前に行けないなと思ってバックしようと思ったら、救世主が現れた。何かというと、ガードパイプが３本あるじゃないですか、これが２本とも下がっていたんですよね。そこから抜けて車道に出て帰りました。これは……

○中川京貴 議長　そろそろまとめてください。

○新里　匠 議員　沖縄県議会議員として活動しているとはいえ、地元のことすらもできないということに本当に情けなさを感じました。しっかりと対応していただきたいと思っておりますが、それについてまた一言お願いをいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　道路の維持管理につきまして様々な意見を頂いているところでございます。今後とも道路の維持管理にしっかり取り組んでいくよう、いろんな手法も交えて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○新里　匠 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　善之 議員　皆さん、こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会、新垣善之、一般質問を始めてまいります。

その前に所見を述べたいと思います。

今、沖縄では、子どもの貧困や虐待、暴行事件、深夜徘回、薬物乱用、児童相談所への相談件数の増加、不登校児童生徒の急増など、子どもを取り巻く問題がかつてない深刻さに達しています。これらは個々の家庭や学校だけで解決できるものではなく、県全体で向き合うべき大きな社会課題です。さらに、社会全体では人手不足や生産年齢人口の減少が加速し、このままでは沖縄の未来を支える基盤が揺らぎかねない状況です。だからこそ、子どもたちが健全に学び、安心して成長できる環境を整えることは、私たち大人の責務であり、政治に課せられた重大な使命です。しかし、現場の学校は教職員不足、多忙化、特別支援ニーズの増大など、既に限界に近い状況にあり、このままでは子どもたち一人一人に丁寧に向き合う余裕さえ失われかねません。だからこそ、教育を消費ではなく未来への投資と捉え、本県として教育予算の抜本的な拡充、そして教育環境の再構築に踏み出す必要があると考えます。

以上を踏まえ、教育予算の現状認識と今後の財政確保の考え方についてお伺いいたします。

それでは大問１、子ども子育て･教育行政について。括弧について少し変動します。(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、その次に(3)と、最後に(3)は行います。

(1)、教育予算の現状評価と課題についてお伺いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

令和７年度当初予算では、教育費の負担軽減の取組である中学生の学校給食費の支援や学校における働き方改革の推進、また国際感覚を身につける人材育成、教育ＤＸ推進に係る予算等を計上しております。

教育委員会としましては、引き続き教育施策の充実に向けて必要となる教育予算の確保に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　現在、教育全般の予算で、人件費、施設整備費、その他の予算額の割合はどのようになっていますでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

教育委員会における令和７年度当初予算の割合について、性質別内訳で見ますと、教職員給与などの人件費が約81％、学校施設整備などの投資的経費が約６％、就学に係る支援金、補助事業及び委託事業などの経費が約13％となっております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　教育庁においては、人件費、施設整備費、この予算の限りの中で予算を執行していくと思うんですけれども、教育長からもっと予算が欲しいとは多分言えないので、僕が頑張ります。知事、最後にお伺いしますので、増やしていきますとだけお答えください。やはり人件費だったりとか、施設整備など、いろんな要望が各学校からもあると思います。それに向けて、しっかりと次の質問からやっていきたいと思います。

(2)、教職員の多忙化解消の現状を伺う。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会では、子どもたちへのよりよい教育に向けて働き方改革に取り組んでおり、人材の確保、教育ＤＸの推進、業務の役割分担・適正化を柱に具体的な項目を掲げ、各学校や地域の実情に応じた取組が着実に進むよう、推進計画の周知徹底や好事例の発信等、全県的な取組を推進しております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　私も教育現場を歩きました。もう朝の部活動、ゼロ校時、授業準備、平時の授業、事務作業、校務分掌、生活指導、進路指導、また、終わってからの部活動指導、生活相談、保護者対応、各行事の設定運営、各種の研修、土日の部活動、各スポーツ連盟、文化芸能連盟の運営など、本当に教職員、月曜日から日曜日までもう充実し過ぎた内容なんです。もう本当に、一人三役、四役もこなしています。実際に今、教職員の負担軽減を図るための課が設置されていますが、どのような対策、検討がなされていますでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　県教育委員会では、まず公立学校の全職員を対象とした業務改善に関するアンケートの結果等を踏まえて、「私たちのピース・リスト2023」と題した具体的な取組目標を策定し、令和８年度までを集中取組期間として今取組を推進しているところであります。特に今年度はチームと対話をキーワードとして、学校、家庭、地域との連携協働体制の強化に向けて、市町村教育委員会やＰＴＡ等、関係団体等と意見交換等を行い、取組のさらなる推進を図っているところであります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　今現在、教職員のメンタルヘルスの不調による病休者数の推移とその対策はどのようになっていますでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

沖縄県教職員の精神性疾患による病気休職者数と在職者に占める割合については、令和４年度は229人で1.45％、令和５年度は268人で1.69％、令和６年度は247人で1.56％となっております。

また、その対策としましては、まず県教育委員会では、県立学校の教職員に対し、保健スタッフ等の学校訪問による相談対応及び管理職支援の強化やＩＣＴを活用した相談窓口施設等の取組の充実を図っております。また那覇市と連携し、教員向けオンラインセルフケア研修や復職支援等、効果的な取組の研究を継続して行っております。さらに令和７年度から、新たに教職員の理解啓発を図るための教職員メンタルヘルスの日の制定やメンタルサポートガイドラインの策定、市町村教育委員会の取組の活性化を図るため、市町村教育委員会労安活性化会議や市町村教育委員会保健スタッフミーティングの開催等、全県的な取組もスタートさせたところであります。引き続き市町村教育委員会と連携強化を図りながら、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に進めてまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　先ほど述べた業務内容、生徒との関わり、他連盟との関わり、また先生方との関わり、大きな関わりの中でメンタルが少し落ち込んでいく先生方もたくさんいると思いますので、やっぱりそれを何とか分業にしていく。例えば、専科教諭をしっかり増やすだったりとか、今部活動を地域展開にしていくっていうこともあります。

次に(4)、小学校専科教諭の配置状況はどうなっていますでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

小学校専科教員の配置につきましては、児童への学習効果及び学級担任の負担軽減に効果的であると認識しております。そのため国の加配定数を活用し、今年度は126名の専科教員を配置しております。

県教育委員会としましては、小学校専科教員のさらなる拡充について、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望してまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　私も４名子どもがいて、小学校６年生がいるんですけど、やはり小学校１年生、６年生、特に年度初めは、子どもたちからのいろんな提出物とか、６月には健康診断もあるし、そういった４月から６月までのちょっと忙しい時期に専科の授業があ

ると、そういった間で授業準備、生徒の提出物、いろんな校務をやるんですけれども、やっぱり専科教員がいたほうが子どもたちは専門的な授業を受けられる、先生方はいろんな校務ができるっていうところで、本当にプラスしかないと思います。以前に教育長から、例えば体育１教科、１校当たり３名配置した場合に、大体どれぐらい全体的な予算がかかるかというところで、約47億ぐらいかかるとおっしゃっていて、これが体育、理科、音楽、英語の４教科、例えば専科を３名掛けてやった場合に約200億、知事、200億かかります。そういったところもしっかり、先生方の十分な生徒への専科の共有もできるというところで、今後の専科や加配の拡充に向けてどのようにお考えでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　やはり今議員のお話のとおり、教員の負担軽減を図る上では効果的であると考えております。具体的な目標を定めることは難しいところでありますが、しっかりと県教育委員会としても、拡充に努めていきたいと思います。しっかりと国の加配定数を活用しておりますので、国の状況等も見ながら、また国にも要求しながらその拡充に取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続いて(5)、部活動地域展開への取組状況をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会においては昨年度に引き続き、部活動の地域展開に係る国の委託事業を活用し、コーディネーター等を県及び８市町村に配置しており、各市町村においては、受皿となり得る団体等との連携に取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、12月に国が示す部活動地域展開に係る総合的なガイドラインに基づき、県の推進計画を改定し、引き続き関係機関等と連携し、休日の部活動の地域展開の促進に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　やはり部活動の地域展開に関しては、今まで教職員が４時ぐらいから７時ぐらいまで約３時間担っていた、一つの学校で１人の教職員が３時間、そのスポーツ種目分掛ける中学校、高校の部活動の全体と考えた場合には、これは多分とてつもない莫大な予算になると思うんですね。そういったものであったりとか、それをまた地域に展開するには、地域のクラブの受皿不足、指導者不足、こういった謝礼金などの費用、送迎負担など、県が把握する障壁となっている具体的な内容は何でしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　これまで学校において、教員が中心となって部活動指導を行ってきたことから、各地域において、その受皿や指導者を新たに確保する必要がありますけれども、そのためには一定の時間を要するというふうに考えております。また、単独での地域クラブ運営が困難で、広域連携が必要となる市町村もございます。また、地域クラブにおいては、運営費や指導者への謝金等、保護者の負担、自己負担も考えられます。今後も国の予算を活用しながら、各市町村の支援方策について検討してまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　そういった指導者不足の中で、教職員の中にはいろんなスポーツ連盟・協会に加盟している方々もいらっしゃいます。国は兼職兼業も見込みながら検討していくというところもありますので、しっかりその辺も指導者不足を補うためにも、いろんな御検討をいただきたいと思います。

次に、やっぱり地域に下ろすことで運動する子、しない子が増えて、二極化が進んでいくんじゃないかなと。運動格差の拡大が将来の肥満率の上昇であったり、生活習慣病、医療費増につながると思っていますが、そういった分析もなされていますでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

令和６年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体育の授業以外に全く運動しない子どもの割合が全国よりも高くなっている現状にあります。今後も子どもたちがスポーツに親しめる環境づくりに向けて、市町村と連携して取り組んでいく必要があると考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　その点も含めて本当に将来的な我々の保健医療も考えながら、子どもたちの運動習慣も考えていただきたいなと思っております。

続いて(6)、英語教育の実践力向上、話せる英語への転換についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会では、県立高校の全生徒を対象とした英語能力判定テストを実施し、生徒の学習状況を把握するとともに、各学校における指導改善を促すことで、生徒の英語力向上を図っております。また教員の

指導力向上を目的とした英語小中高大連携研修会を実施し、好事例の共有や授業研究等を通して、小・中・高各段階の授業改善に取り組んでいるところであります。引き続き、本県の児童生徒の英語力向上に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　我々も含めて、今昭和の世代もそうなんですけれども、やっぱり何ですかね、今まで小・中・高・大学まで英語教育を受けてきたんですけど、自分の努力もそうかもしれませんが、やっぱり話せない。観光立県として、いろんなインバウンドの来てくださる方々とも会話をしたい。また、空手を習っている道場に来る皆さんとも英会話したいんだけど、やっぱり武術は体をつくるけど、相手を思いやる心だよって言いたいんだけど、そういった言えない自分がもう悔しくて、そういった思いをもうさせたくない。だから小中学校、高等学校の皆さん、沖縄の子ども、今未来を担う子どもたちには、しっかり職業でも、本当に観光立県沖縄としての意思疎通ができる、コミュニケーションができるような取組を本当に行ってほしいなと思っております。

続いて(3)、不登校、子どもの貧困、教育格差の是正の取組と課題は何か、お伺いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　県教育委員会では、令和４年度より校内自立支援室事業を実施し、不登校児童生徒等への学習支援等を市町村教育委員会と連携して取り組んでいるところであります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性の高い人材を活用した教育相談体制の充実に努めております。引き続き市町村と連携を密にし、全ての児童生徒が安心して過ごせる魅力ある学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラーや関係機関等と連携した組織的な支援等に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

子どもの貧困対策につきましては、市町村等と連携し、子どもの居場所の設置や貧困対策支援員などによる子どもへの支援を行うとともに、一般的な居場所では対応が困難な子どもを受け入れる拠点型の居場所や、就学の継続支援を行う県立高校の居場所の設置・運営等に取り組んでいるところです。今後とも、子どもの支援を行う居場所の安定的な運営が必要なことから、引き続き地域や学校など教育機関と緊密に連携し、総合かつきめ細やかな支援体制の構築に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　今教育長、こども未来部長がおっしゃったように、やはり教育と福祉を連携してやらなければ、学校であること、それが不登校の子どもたちを福祉の分野が支えてあげる。教職員は本当に学校の子どもたちだけで精いっぱいなんですね。不登校の子どもたちをやるとなると、やはりもう夕方になってしまうので、そこはしっかり福祉の面で補っていただく。お互いにスクールソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカーがいらっしゃいますので、そこで個別の支援計画をつくって学校に行かせる。もしくは、フリースクールであったりとか、いろんな機関につなげて子どもたちの自立へとつなげていきたいと思うんですが、学校に通えない子どもへの支援が不十分であれば、学力や社会性の面で教育格差が拡大するおそれがあります。不登校の解消と教育格差の是正に向け、教育と福祉の連携を含め、どのように体制を強化していけるのか、御見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

議員おっしゃるように、教育と福祉の連携というのは、非常に重要なことだということで考えております。そのことから、県では、不登校、ひきこもりなど困難を有する子ども若者のワンストップの相談窓口として、相談プラザｓｏｒａｅを運営しているところでございます。ｓｏｒａｅでは困難を有する子ども、若者やその保護者、それから学校関係者などからの相談に応じて、適切な支援機関につなげるなどの取組を行っておりまして、不登校に悩む児童生徒や保護者から多くの相談が寄せられているところです。引き続き教育委員会と連携しながら、ｓｏｒａｅについて周知を図り、不登校支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　もう一つ、不登校の子どもの中には、深夜徘回など非行に結びつくケースもあると聞きます。県では、沖縄県青少年保護育成条例に基づき、一斉指導などを行っていると思います。子どもを守るためには、家庭、地域、行政が一体となった取組が不可欠であると考えますが、県民総ぐるみの子どもを守る活動の推進について、どのように考えていますでしょうか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

県におきましては、青少年の健全育成及び非行防止を図るため、県警察、それから県教育委員会、市町村、関係団体等と連携しまして、青少年の非行防止県民一斉行動を実施しております。本一斉行動では、例年７月から８月にかけて、各市町村での住民大会、それから夜間街頭指導、広報啓発活動を実施しておりまして、引き続き関係機関と連携しながら、青少年健全育成のための社会環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　やはり夏休みに入る前の、またそういった一斉行動ですね、できればいろんな機関と一緒に、毎月でもいいし不定期にやって、本当に県民総ぐるみで子どもの未来のための取組をしていってもらいたいと思います。

いろいろ聞きたいんですけれどもちょっと時間がありませんので、最後に知事、教育予算の拡充と教育・福祉の連携強化が必要であると考えます。予算確保及び連携体制強化に取り組んでいただきたい、予算を拡充していただきたいと思いますが、知事の御見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　多岐にわたる御意見・御質問、そして子どもたちを健やかに育てていくために、教育長、こども未来部長がそれぞれ教育と福祉の連携という観点から答弁をさせていただきました。当然、子どもたちは、次の社会を担っていく貴重な人材です。誰一人取り残さない、その考え方の下で教育・福祉の予算はしっかりと確保していきたいというのも、我々沖縄県の揺るぎない思いでそれを実現していきたい。そして、様々な形から教育が真に楽しい教育、誰でもどこでも学べる教育、そしてそれを支えられる社会環境となるべく、しっかりと取り組んでいくよう全力で進んでまいりたいと思います。どうぞまた、御理解・御協力よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　本当に子どもたち、少子超高齢化社会を子どもたちの高度化、頑張っていけば我々大人も安心して老後を過ごせますので、教育頑張っていきましょう。

続いて大問２番、畜産行政について。

(1)、畜産経営の危機的状況の認識と県の対応方針を伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

近年の飼料高騰等によります畜産農家の経営は、非常に厳しい状況にあると認識しているところでございます。県では、畜産農家の経営安定を図るため、令和４年度からこれまで飼料価格高騰対策、肉用子牛価格安定対策及び酪農家に対する優良初妊牛導入支援などとして総額83億7000万円を予算措置してきたところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　部長、83億を投じてきた。やはり――議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時１分休憩

午後０時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　善之 議員　83億もの補正予算、支援をやってきたわけですけれども、乳価単価の低迷、子牛の価格、豚価の変動等、離農が進んでいるとの現場の声が強いですが、県はどのように受け止めていますか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

国が実施しております経営離脱調査においては、令和６年に離農した畜産農家は109戸で、令和５年の103戸に比べますと６戸増加しているところでございます。主な離農の理由ですけれども、高齢化、後継者不在を理由とする離農者が44戸、経営不振を理由とする離農者が29戸、その他、従事者の事故ですとか病気とか死亡、そういったものが36戸となっているところでございます。また、離農のうち、やはり70代が58戸と最も多くて、次いで60代ということで、高齢化が進んでいるというのもあるかというふうに認識しているところでございます。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　昨年度も103、今年度も109戸の各農家の方々が離農しているんですけれども、やはり高齢化もあるんですが、今現在頑張っている人たちを何とか食い止める。もっとやっていけるんだよ――実は自分の同級生も、善之、もうごめん。何とかやってきたんだけど、12月で閉めるよと言って、とっても心苦しくて、彼は子どもが３人もいて、まだまだ高校生、大学生、小学生で、自分の生活もやらないといけないというところで生活支援をもっともっとやってほしいんですけれども、なかなか利益まで出てこない。やっぱり高騰差額分だけではなかなか持続可能な運営・経営ができていないっていうところで、そう

いった生活支援をもっと手厚くできないのかなと思いますが、部長いかがですか。

○喜屋武盛人 農林水産部長　ちょっと休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時３分休憩

午後０時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　善之 議員　やはり支援が必要なんです。

(2)、緊急的な経済・生活支援策についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

県では、肉用牛農家の経営安定を図るため、継続的な支援といたしまして、飼料価格高騰、肉用子牛価格下落に対する補助などを行っているところでございます。また、肉用子牛価格対策の強化を図るため、沖縄県畜産振興公社に設置されております沖縄県和牛子牛価格安定対策特別基金の県負担分として、今議会に補正予算９億円を計上したところでございます。一方、県内の子牛取引価格は、令和７年の３月以降60万を上回るなど、一応回復傾向にはございますけれども、厳しい現状というところは認識しているところでございます。引き続き関係機関と連携しまして、肉用牛農家の経営安定にしっかり努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　補正予算９億円を出しているということですが、本当に生活そのものを補塡できるような持続可能な経営体制を整えてほしいんですけれども、農家は本当に毎朝、ヒージャーから鶏から、毎朝鳴くんですね。やっぱり食べるんですよ。その分、またふん尿も出すし、そういった作業もたくさんあるし、いろんなところで経営の――何ていうかな、毎日の労務はあるんですけど、そういった中でやっぱり足りないから借入れもする、金利の引下げであったり、返済の猶予であったり、そういったところもこの間、要請が農家からありましたよ。そういったところも検討すべきじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

県では、畜産農家の金利負担を軽減するため、農協等金融機関が行う融資への利子補給等を行っているところでございます。また、既存の借入資金の償還負担を軽減する畜産リノベ資金というのがございますが、そこにおいて返済期間の延長を含めた償還猶予等に対応できるよう、関係機関と連携して取り組んでいるところでございます。さらに、国においては、畜産農家の返済負担を軽減するための緊急支援金として、酪肉支援資金というものが創設されているところでございます。こういった資金等も活用しながら、経営の安定等にはまた努めていきたいということで考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　私のおじいちゃんも酪農をやっていたんですけど、やっぱり農家は日中はどうしても動けないんですよ。金融機関との取引だったりとか、行ってまで――またそこで時間もかかるし、餌もあげないといけないしというところで、何とか金融機関の人たちに家に訪問してもらうといったこともやっていかないと、本当に毎朝、朝から晩まで営農しているわけですから、そういった取組とかないですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

まず、それぞれ県内各圏域におきましては農業改良普及センターでございますとか、家畜保健衛生所が設置されております。また、そういった普及指導員等が巡回指導等も行いながら、畜産農家の経営状況の把握にも努めるようにしているところでございます。そういった際に、こういった経営の指導助言等を行っているというところでございます。また、肉用牛経営再興プランの中で経営緊急サポートチームというのも設置してございます。また、そういった中で個別の経営状況等を分析して、改善に向けた継続支援等を市町村とかＪＡ、あるいは関係機関と連携して相談ができるような相談窓口等の設置もしておりますので、そういったものを活用していただきながら、我々もしっかり回っていって、指導助言等には努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　やはりこれだけ離農103戸、109戸、また今年度、どれだけの方々が離農するかっていうのが分からないので、本当に生活支援、金融的な銀行との取引であったりとか、本当に本当に喉から手が出るほど農家の皆さんは緊急的な措置が必要だと思います。今後未来、ウチナームンが食べられない、ウチナーのブランド牛、豚、鶏が食べられないっていうことがないように今本当に支援していかないと、緊急的な――これを確保するために知事、しっかり農家と向き合っていただきたいと思いますが、もっともっと補正予算を組んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　これまでも農家の経営の安定化に向けて、取り得る対応を補正予算、当初予算等で対応させていただいております。今後も、そのような畜産業者の方々の現場の声を施策に反映させて、よりそのための予算を獲得できるように頑張ってまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続いて(3)、畜産の持続可能性確保と担い手対策をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

本県の畜産業は、農業産出額の約４割を占める大変重要な分野でございます。そのため県では、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づく各種施策を推進しますとともに、畜産農家の経営安定を図るために、令和４年度からこれまで先ほど申しました飼料価格高騰対策でございますとか、肉用子牛価格安定対策として総額83億7000万円を予算措置してきたところです。また、担い手の確保ということでは、例えば新規就農者の就農相談会の開催でございますとか、新規就農者に対し資金の交付などを行うなど、段階に応じたきめ細やかな対策を行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　飼料高騰対策として、県産飼料の生産拡大や耕畜連携による自給飼料の強化など、また農地中間管理機構との連携はどうなっていますでしょうか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

農地中間管理事業の令和６年度までの実績で、貸付面積が延べ1584ヘクタールとなっておりますけれども、そのうち草地の貸付けが387ヘクタールで、サトウキビに次いで２番目に多くて、貸付け全体の約４分の１を占めている品目となっております。そういった意味では、この農地中間管理事業が自給飼料の生産拡大に一定の寄与をしているものと考えております。引き続きこういった農地中間管理機構ですとか、市町村、農業委員会等々、関係機関と連携して担い手への農地の集積に取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　もうやっぱり農地を拡大して受給できるような取組、またスマート畜産など、高等学校、農林水産高校などと一緒になって――例えばスマート農業を一緒にやっていって、これだったら僕でも稼げるなとか、本当に実践を通してやっていって、高等学校もどんどんどんどん地域に出ていって農林水産と一緒になってやっていくっていう高度な時代に本当に持っていかないと、子どもたちは、ああ疲れた、難儀、臭い、やりたくないというのがもう絶対来るので。違うよ、お前たち、こういったところを開拓するんだよっていうところをどんどんどんどん打ち出していけば、子どもたちもやる気が出てきますので、ぜひ連携して取り組んでいただきたいなと思っております。

続いて大問の３番、国保財政についての(1)、国民健康保険財政の健全化と沖縄の医療費構造を踏まえた余剰金発生の評価についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

本県の国民健康保険事業特別会計においては、令和５年度に初めて決算剰余金約45億円が生じたところでございます。この45億円が生じた要因につきましては、歳入につきましては、国の調整交付金が見込みよりも約25億円増となったこと、そして歳出のほうでは、保険給付費――これは医療費に当たるものですけれども、保険給付費が見込みよりも約16億円減少したことなどによるものと考えております。令和６年度の決算剰余金については現在精査中ですので、まだ細かい数字は固まっておりません。決算剰余金については、令和８年度以降の市町村からの納付金の上昇を抑制するために活用することを含めて、今後市町村と協議をしてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　令和５年度に初めてプラスに転じたというところで、当初予算の見込みと実績の差額が大きかった項目はどれか。また、その原因は過大見積りなのか、医療需要の変動なのか、算定方式によるものなのか、県としての評価をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　令和６年度に関しましては、当初予算のほうでは歳入歳出とも1616億円でございましたが、決算額のほうでは、やはり先ほど申しました国庫支出金、国の普通調整交付金というものが見込みより13億円増えたということで、トータルすると22億円の今収支差が出ているという状況です。これがさらに精査した後に決算剰余金という形で、まだ幾らになるかは固まっていないという状況でございます。見込みについて、先ほど保険給付費、令

和５年度は給付費の出るほうも少し減ったということがございましたけれども、令和６年度は前年度に比べてかなり減少して２億円の差ということになりました。ただやはり、国から入ってくる国庫支出金という項目がありますけれども、こちらのほうがその前の年が25億、そして令和６年度は13億というふうな形で、プラスで来ているというところで剰余金という形になっていると理解しています。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　市町村においては、この納付金――事業費納付金ですね、算定する係数――アルファだと思うんですけれども、そういった医療費指数、所得指数が市町村によって、余剰金を基金に積まれると、それが単年度会計なので、やはりどうにか返してほしい。それは政策的な繰入れ、法定外繰入れをやっているので、市町村としてもほかの事業に充てたいわけですよ。やっぱり何千万という形で国保会計を健全化するために市町村は繰入れをやっていますので、そういった市町村の他事業に充てられる――本当に精査して事業費納付金の見込みもやってほしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　市町村のほうからも、この見込みについてもっと精緻に計算をしてほしいという要望も受けているところでございます。

県といたしましても、例えば保険給付費についても県で計算をした後に、その試算結果について市町村に意見交換を求めて会議でいろいろ話し合ったりということで、なるべく市町村と連携を取りながら固めていくというふうな作業を行っているところですので、今後も丁寧な説明と連携を深めていきたい。連携をした上で、そういうふうに歳入歳出について決定していきたいと思っています。

以上です。

○新垣　善之 議員　ありがとうございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時17分休憩

午後１時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　皆さん、こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会の喜屋武力です。

見た目はやっちゃん、心はカスミソウの花言葉の持ち主ですが、執行部には厳しく、県民には優しく質問をいたしますんで、簡明な答弁をよろしくお願いしますね。

教育行政について伺います。

教育長に伺います。

日本の義務教育の趣旨、内容について伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

義務教育の目的は、教育基本法第５条第２項において、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」と示されております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　現在、各学校に配備されているスクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカーは何人ほど学校に配備されているのか。子どもたちの健全育成に役立つ仕事につながっているのか、それぞれの目的、指導内容について伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時33分休憩

午後１時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　令和７年度でありますけれども、スクールカウンセラーについては、配置人数は、小・中・高合わせて137人、それからスクールソーシャルワーカーについては、22人配置をしているところでございます。それから、この役割についてでありますが、スクールカウンセラーは、公認心理師や臨床心理士等の資格を持った心理の専門家であり、児童生徒、保護者等に対する相談助言を行っております。また、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士等の資格を持った福祉の専門家であり、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ等を行っております。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　スクールサポーターについてお答えいたします。

スクールサポーターにつきましては、少年の非行防止や健全育成を目的に、警察と学校が緊密な連携を図る上でのかけ橋として重要な役割を担っております。本年度は、15人――いずれも警察職員ＯＢでありますが、県内の21の中学校へ派遣しており、各警察署と連携しながら、いじめ事案の早期把握、学校や通学

路における少年の安全確保、非行少年等の居場所づくりなどの立ち直り支援、学校関係者や非行少年等の保護者に対する助言指導などを行っております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　警察本部長に聞きますが、スクールサポーター、21校ですか。ということは、全中学校には派遣されていないということで、これは治安が悪そうな学校だけに派遣しているということで受け止めてよろしいですか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　派遣しているところがどうとか派遣していないところがどうとか一概には申し上げられませんが、各警察署において各中学校といろいろ話し合いながら、派遣の実施を検討して判断しております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　分かりました。

次に進みます。

学校行事である運動会、学習発表会、文化祭等が縮小されているように思えるが、その経緯について伺う。このような会を通じて近隣の保護者同士が接することで、子どもの生活環境や健全な育成にもつながり、また先生方の学習指導内容を発表する場所にもなるのではないかと思うが、教育長にお伺いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

学習指導要領では、学校行事は児童生徒や学校、地域の実態に応じて行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で行事間の関連や統合を図るなど精選して実施することとしております。各学校では、教育課程をより効果的に実施する観点も含め、内容の精選や見直しを進めているところであります。その中で児童生徒がよりよい学校生活を築き、集団への所属感や連帯感等を深めることができるよう努めております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　分かりました。

次に進みます。

海外から移住してきた生徒に対して、基礎的な日本語教育はどのように対応しているのか。特に気をつけていることと、各学校へ配属されている教師の数は行き届き足りているのか伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時37分休憩

午後１時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校においては、文部科学省作成の外国人児童生徒受入れの手引を指導の基本としております。具体的には、挨拶をはじめ学校生活や日常生活で使う日本語の学習などの初期指導を行い、授業に参加できるよう段階的に文字の表記や語彙の指導を行うなど、児童生徒の実態に応じた学習支援を行っております。なお、日本語指導加配教員の配置の状況でありますけれども、中頭地区においては15名を14校に、那覇地区においては６名を14校に、島尻地区においては１名を３校に配置しているところであります。また、一部の市町村教育委員会においては、日本語指導の支援員等を雇用しているというふうに伺っております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　教育長、これはやはり早く日本語を覚えないと教育に追いついていけない。学習にも追いつけないということもあって、これ、この学校の時間外も少しは触れ合って話しするようなこともあるのかなっていうことが気になっているんですよ。それについてどういうふうにやっているのか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　基本的には、校時間の中で日本語指導教員を中心として、担任あるいは教科担任と連携しながら、その子の実態に応じて支援を行っているところであります。また、問題を抱えている子どもたちがいた場合には、やはり保護者との連携も必要でありますので、放課後等の時間を使って、担任あるいは日本語指導教諭がその保護者との面談をしながら、指導の支援に当たっているという状況もございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　また次に進みます。

知的障がいのある生徒を受け持つ教科担任教師は、それなりの免許や資格を持っている人が担当しているのか、任命は誰が行うのか。障がいを持つ子どもたちも個々に優れた才能を発揮すると思いますが、その才能を見抜き生かす支援のできる教育はどういうふうに行っているのか伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　知的障がいのある生徒の教育についてでありますが、県教育委員会では、特別支援教育の推進を図る上で教職員の専門性の向上は重要であると考えておりまして、特別支援学校教諭免許状取得

に向けた認定講習の実施や特別支援教育に関する研修の充実に取り組んでおります。また、特別支援学校においては、センター的機能として小・中・高等学校へ巡回アドバイザーを派遣し、特別支援教育に関する指導助言などを行っております。

県教育委員会としましては、引き続き学校及び市町村教育委員会と連携し、特別支援教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

また、この特別支援学級においては、専門的な免許を保有している担任が配置されているとは限らない状況にございますが、各校に配置されている特別支援教育コーディネーターと担任等が連携して特別支援教育の充実を図っているところであります。また、特別支援学級等を担当する教員に対しては、県教育委員会が実施している特別支援学級・通級指導教室担当者研修会等を通して、特別支援教育の専門性の向上を図っているところであります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時41分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

特異な才能のある児童生徒につきましては、特別支援学校のセンター的機能として、特別支援教育コーディネーターが特性等に応じた支援や指導方法について助言等を行っているところであります。また、生活面等の指導については、担任等が学習上、生活上の困難を改善克服するための自立活動の指導を行っております。

県教育委員会としましては、引き続き研修等を通して、特別支援教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　次に進みます。

いじめ対策について。

いじめの原因やいじめの種類、いじめの対象となる生徒などへのアンケート調査、対策は行っているのか伺いますが、近年、20歳未満の若い人の自殺者が増加し、2.6倍、最多と聞いています。学校でも、死にたいと自殺願望をほのめかす生徒に対し、学校側は親身になって考えてくれているのか、対応はどのように行っているのか伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　いじめにつきましては、やはり未然防止が重要であります。そういう視点では、やはり子どもたちのそういう兆候を早期に発見するという意味で、各学校においてはアンケート等を実施しながら子どもたちの声を拾い、その状況等を早期に確認をし、その対応を図っているところであります。また各学校においては、学校いじめ防止基本方針を策定し、保護者や地域と連携して、いじめの防止に取り組んでいるところであります。児童生徒の命に関わる重大事態が発生するおそれがある場合は、スクールカウンセラーの緊急支援要請を行い、保護者や関係機関とも連携しながら迅速な対応を進めております。

県教育委員会としましては、引き続き全ての児童生徒が安心して過ごせる魅力ある学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラー等の専門性の高い人材を活用した教育相談体制の充実に努めてまいります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　一つ聞かせてください。

知事、うるま市には飛び降り自殺の多い高架橋が２か所ありますが、そのような高架橋をよじ登れないように、ねずみ返しみたいな対策ができないものか、知事、伺いますが、よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時44分休憩

午後１時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　先ほども申し上げましたが、学校においては、学校いじめ防止基本方針を策定しまして、保護者や地域と連携して、いじめの防止に取り組んでいるところであります。やはりしっかりと子どもたちのその悩み、あるいは不安等をしっかりとキャッチをして、それを早期に相談体制につなげていく。そういうことが重要であるというふうに思っております。今御指摘のあったこの危険な場所というふうなことでありますけれども、いじめの対策というふうなことではございませんが、やはり各学校においては安全指導、安全教育が重要でありますので、学校の近隣で危険な場所があるときには、そういったところの注意事項、そういったことを安全教育として、学校で子どもたちに注意喚起を行っているところであります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　土建部長、よろしくお願いしますよ。土建部長に答弁を求めます。

先ほどのねずみ返しみたいな落下防止柵を設けられないものか、よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　橋梁に対する防止柵の件につきましては、関係機関と意見交換して考えていくものだと考えておりますので、意見交換をやっていきたいと思います。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　県内の不登校児が7000人とも8000人とも聞いています。また働き盛りの成人のひきこもりも全国で60万、70万人とも聞いていますが、保育園や幼稚園では少なく、小学校に上がってから不登校は多くなる。学校には魅力や期待するものがなく楽しくないからではなくて、居場所がないからではないかと私は思います。基本的に学校は学習、勉強をするところですが、集団生活の中で人と人との付き合い方、そして人を愛する生き方、青春の思い出をたくさん生み出すところだと、教師と保護者、子どもも交えて、理解を求めるべきではないかと思いますが、その見解をよろしくお願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　不登校児童生徒の支援において重要なことは、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや不登校が続く理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援を行うことであります。各学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談を実施するとともに、校内におけるケース会議において支援計画を立て、個々の児童生徒に寄り添った支援に努めているところであります。今、議員の御指摘のあった子どもたちが楽しいと思える学校、通いたいと思える学校、その学校づくり、まずこれが不登校児童生徒の対策についても、いじめ対策についても基本であるというふうに思います。しっかりと子どもたちが学校に通い、自己有用感、自己肯定感を持てるような授業の改善等も進めながら、そういった魅力ある学校づくりに取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　教育長、この数年で相当そういった子どもたちが多くなって、対策は取っているみたいなんですが、これがひどくなっているっていうのは中身に問題があると私は見ているんですよ。やっぱり先生方の――忙しいのは分かるんですけど、子どもたちに接する機会がない、そういった子どもの心をつかむ教員がいなくなっているんじゃないかなと。やはり、叱ることも教育の一環です。叱られて初めて分かって、やはり声かけすることによって子どもの心というのはつかめるんですよ。そういったことを重点に置いてもう一回洗い直さなければ、もっともっとこのひきこもりも、社会に出ても仕事に行かなくなる、駄目な日本人がたくさん出てくるんじゃないかなと。これ、教育の中でしっかりしなければ、将来の日本が危うくなりますんで、ぜひ力を入れて知事も一緒になって考えてやっていくようお願いしておきます。

次に進みます。

給食費無償化については知事の選挙公約に掲げていましたが、実行できていない。給食費について国は、小学校を念頭に2026年度に実現化し、将来的には中学校への拡大も視野に入れている。現在、県は13億円を中学校の給食費に投資していますが、今後、不要になった場合、教育費への使用、目的について何かありますか。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今御紹介いただきました学校給食の無償化については、令和７年度から中学生の学校給食費の２分の１相当額を市町村に対して補助をしております。御案内のとおり国においては、無償化の取組に向けて令和８年度からの実施に向けて検討しているところでありますので、その動向を見ながら県としても拡充について検討していきたいというふうに考えております。今後のお話でありますけれども、これについてはまだ何とも言えない状況でありますが、しっかりとまずこの学校給食費無償化を進めていくとともに、そのほかの必要な課題等に対応した事業についても、併せてしっかりと必要な予算は検討していきたいというふうに思います。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　先ほど同僚議員も、教育委員会に対しての予算は私が取ってあげますからって言っていましたので、せっかく教育委員会に入れた予算を本当に子どもたちに使えるように、よろしくお願いしておきたいと思います。

次に進みます。

部活動指導員についてでありますが、各学校に専門指導員は全部活に配置されていますか。配置されていないところは学校教師が指導しているところもありますが、時間外手当等について伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

教職員に対しては時間外勤務手当等に代えて、給料月額の４％に相当する額の教職調整額が支給をされております。また、部活動指導業務を行う教職員にはその負担を考慮し、部活動指導手当を支給しております。部活動指導手当については、現在国において額の

引上げを検討しており、県教育委員会としましても引き続き情報収集等を行い、教職員の処遇改善に努めてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時51分休憩

午後１時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　ちなみに、部活動に当たっての教員の１時間の手当は幾らですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　部活動指導手当につきましては、本給等に加えて、土曜日、日曜日等に３時間程度従事した場合、2700円支給される手当となっております。

○喜屋武　力 議員　３時間ですよね。

○半嶺　満 教育長　３時間以上でございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　教育長、３時間で2700円、１時間900円ですよね。これ最低賃金より低いんじゃないかなと思っています。それでまた残業手当とか休日手当、２割５分増しですよ。それを強く執行部に求めて、そういったものをやらなければ、誰もやる人いないと思います。よろしくお願いします。

次に進みます。

部活動派遣費ですが、各部活の多くの大会の中で離島県である沖縄県は県外派遣費が多額となり、保護者の負担が大きく、同じ部活に兄弟姉妹でいるケースも多々あり、負担額が大きいとのこと。市町村の交付金だけでは厳しい面もあり、県は教育支援の面から配慮すべきだと考えますがどう考えていますか、伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　県教育委員会では、これまで全ての公立中学校・高等学校が加盟する中体連、高体連等の主催大会に参加する中高校生に対して、各連盟を通して派遣費を補助しております。ちなみに、令和７年度の補助額は約4000万円となっております。

県教育委員会としましては、経済的事情により子どもたちの可能性が狭められることがあってはならないと考えており、引き続き派遣費の補助額の拡充を検討するなど、保護者の経済的負担の軽減が図られるよう努めてまいります。

○喜屋武　力 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　もう一つ答弁があります。

文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

小学生の派遣費補助につきましては、県では、令和７年度から新たに、沖縄県スポーツ少年団が主催する沖縄本島の大会への離島チームの派遣に対して、渡航費の一部を支援しているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時55分休憩

午後１時55分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　兄弟姉妹が多くいる子どもたちに対して、保護者の負担が少なくなるような考え方も持っていいんじゃないかということですが、どうですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員御指摘のとおり、この対象は、派遣する生徒お一人お一人に対して補助をいたしますが、やはり複数名の御兄弟がいる場合は、それなりに負担が大きくなってくるというふうに我々も理解しているところであります。今後補助の拡充について、またしっかり検討していきたいと思います。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　(11)番です。

ＰＴＡ活動についてですが、近年、学校内での教師と保護者の活動が低迷しつつある。学校によっては、ＰＴＡの組織もなくなっているところもあるとのこと。子どもの教育に対して、ＰＴＡなしで学校運営が成り立つものか、調査検討について伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

ＰＴＡは、児童生徒の健全な成長を図ることを目的に、学校や地域の実情に応じた様々な活動を展開している社会教育関係団体であります。その活動内容としましては、児童生徒の登下校時の安全対策等、学校現場を支援するほか、月１回程度役員会を開催し、学校と様々な意見交換を行っております。県教育委員会では、ＰＴＡが学校と家庭・地域を結ぶ重要な役割を担っていると認識しており、地域全体で子どもたちの成長や学びを支えるため、引き続き学校・家庭・地域の連携協働体制の構築を推進してまいります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　うるま市の兼原小学校、高江洲中学校の改築工事の進捗状況について伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会では、市町村が作成する施設整備計画について毎年度ヒアリングを実施し、助言等を行っているところであります。うるま市教育委員会においては、現在、兼原小学校の老朽化対策の工事に向けた基本調査を完了し、高江洲中学校については、学級数の増加等に対応するため、令和８年度から10年度に新増改築を実施する計画と伺っております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村の施設整備計画が着実に実施されるよう、連携して取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　うるま市高江洲中学校裏の高台からの大雨時の雨水排水溝の状況について、うるま市との調整についてはどのように検討なされているのか伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時58分休憩

午後１時59分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　今確認しましたら、斜面と学校の敷地との境目の排水溝の切り回しですか、それについては教育委員会が学校と確認をしていまして、基本設計の中で検討しているというふうに伺っております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　ありがとうございます。

具志川商業高校の運動場整備工事及び他学校の整備を必要としている学校への今後の予算の検討について伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

具志川商業高校の運動場は、経年劣化により水たまりができやすく、学校と連携しながら調査等を行ってきたところです。現在、県では、陽明高校や首里高校の危険校舎の改築に伴う運動場整備や中部Ａ特別支援学校の新築工事等を優先し、予算の配分を行っているところです。それ以外にも、南部工業高校等の運動場の整備計画が控えております。

県教育委員会としましては、引き続き所要額の確保に取り組み、学習環境の充実に努めてまいります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　教育長、ぜひ国体もあることですし、早めに整備を行ってください。

次に進みます。

沖縄県の学校教室、体育館へのクーラー設置についてですが、地球温暖化の影響を受け、今年は1.5度気温が上昇している中で、各学校の古くなったクーラーや体育館への整備事業はどのようになっているのか伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県立高校の空調設置に当たっては、各教室の面積や利用形態等を考慮し、最適な空調能力を算出し整備しているところです。また、急な不具合等の発生に対しても、学校と連携し早期に修繕できるよう取り組んでおります。体育館の空調設置については、国の空調設備整備臨時特例交付金を活用し、避難所に指定されている学校を優先に整備してまいります。

県教育委員会としましては、引き続き県立学校における学習環境の充実に努めてまいります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　よろしくお願いします。

高校等出前講座についてですが、県内66校全てに案内をしているのか、中学校や特別支援学校への検討は考えているのか伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　高校の出前講座については、生徒が県議会議員との対話を通して、県議会の仕組みや役割等を理解することで、将来の主権者としての政治的参加意識を高めることが目的とされており、主権者教育において重要な取組の一つであると考えております。同講座の実施校については、令和５年度、令和６年度ともに４校となっており、実施校からは、生徒の議会に関する関心が高まったなどの声が届いております。

県教育委員会としましては、より多くの学校が応募できるように、引き続き周知を図ってまいります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時３分休憩

午後２時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　周知につきましては、全県立高校、特別支援学校に周知をしております。中学校等への周知については、所管が議会事務局でありますので、少し調整を図ってみたいと思います。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　那覇みらい支援学校のような障

がい者支援学校の中部地区への開校に向けての進捗状況について伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県では、中部地区における特別支援学校の過密解消と教育環境の充実を図るため、うるま市兼箇段に200名規模の特別支援学校を新設することとしております。現在、令和10年度の開校を目指し、敷地の造成工事を実施しており、今年度内に建築工事に着手する計画となっております。

県教育委員会としましては、児童生徒の個々の能力を最大限に伸ばすとともに、地域と連携し、地域に根差した魅力ある学校となるよう取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　今年度内ということは、もう着工しているんですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　まだ着工しておりませんが、今年度内に着工する予定でございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　障がい児の通学支援について、県が行っている事業について伺うが、保護者から、学校までの距離が遠く、送迎バスはあるが送迎の時間が決まっているため、保護者の仕事に支障が出ていると。迎えのときだけでも、この子たちが過ごせる児童館や学童施設があれば助かるとのことですが、県はそういうことを検討したことはあるのか伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時６分休憩

午後２時６分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　特別支援学校等に在籍する児童生徒の通学方法については、スクールバスや公共交通機関を利用した通学、保護者による送迎等がございます。今議員御提案の迎えに来る間の居場所ということでございますが、この辺は学校と少し意見交換をしながら、そういったニーズ、状況等について少し確認してみたいと思います。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　ぜひ障がい者も同じ人として生きる権限がありますので、健常者並みに考えてくれることをお願いします。

次に進みます。

保育士不足ですね。パート、アルバイトの保育士の県の対応について伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

保育士資格を有する者が短時間のアルバイト等により、保育所などで従事することについては、国の通知において、代替保育士としての活用については妨げないとする考えが示されております。今年度、中城村における短時間勤務保育士を活用した実証実験では、年休や休息を取得しやすくする、いわゆる代替保育士としての活用による労働環境の改善や育児等により保育現場から離れた潜在保育士の復職試行的な効果も期待されていることから、県としては、当該事業の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　再質問させてください。

保育士不足の中、パート、アルバイトの活用ではなく、高等学校において保育士を養成する学科を検討できないのか伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

児童福祉法においては、保育士となる資格を有する者について２つの規定がありまして、まず１つ目は、県知事の指定する養成校を卒業した者、２つ目は、保育士試験に合格した者というふうにされております。また、養成校への入学については、高等学校を卒業した者などであることが同法の施行規則において定められておりまして、高等学校を卒業した者が受験資格を得るためには、保育の現場における２年の実務経験が求められているということで、現在法令で、高等学校卒業をもって保育士とすることは認められていない状況にございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　高等学校の専門高校で保育士科を新設し、他の技術専門科同様、卒業後、実務経験を通して免許が取れるようなシステムを県独自の制度として運用する考えはできないのか伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

保育士養成校への入学や受験資格の要件として、高校卒業資格等が必要であるというふうに児童福祉法に規定されておりまして、保育士資格の専門性や質を確保するための取扱いというふうなことを考えますと、要件の拡大については慎重に対応する必要があると考えております。ただ一方、高等学校を卒業した方の受験資格につきましては、求められる実務経験の短縮に

向けた提案ということで、これまで２年が求められていたんですけど、１年短縮という提案を国家戦略特区のほうで県のほうから提案させていただきました。そういった結果、令和８年度に全国制度として実施することの方向性が国から示されたところでございます。今後とも、保育士確保に向けた環境整備について、関係機関とも連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　専門実業高校は、やはり専門的なものを３か年で学んで、そして卒業して実務経験を通して２か年後に免許を受けるというようなこともありますので、これも似たようなもんだと思いますから、ほかの県がやっていなくても沖縄県から先に取り組むこともできるんじゃないかという案でありますので、よろしくお願いいたします。

次に進みます。

学童保育支援への県の対応について伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

令和７年５月１日時点における待機児童数につきましては、速報値によりますと887人となっております。県では、待機児童の解消等に向けて、ソフト交付金を活用し、公的施設の整備促進等を目的とした施設整備への補助などを実施しておりまして、平成24年度以降、令和６年度までに60施設を整備してきたところでございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　学童保育施設を運営している方々から、もっと預かりたいんだけど、どうしても経済的に無理なところもあると。預けたいけど預けられないという親御さんもたくさんいて、今子育て支援の中でそういった子どもたちのために、もうちょっと予算を計上することも可能じゃないかと思っています。

待機児童はいつまでに解消されるか伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

令和６年度末に策定した第３期の子ども・子育て支援事業支援計画におきまして、令和11年度末までに60の放課後児童クラブの整備により、新たに2700人の児童の受入れ、待機児童を解消することとしております。県では、引き続き公的施設活用クラブの整備や運営に対する支援を行いながら、市町村と連携し、待機児童の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　ぜひよろしくお願いいたします。

最後になりますが、教育は百年の大計となり、私たちが受けた昭和の学校教育と現在の学校教育の在り方を比較して、教育長としてどのような考えを持っているのかお答えください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　小学校の頃を振り返ったときに思い出すのは、学校で飼っていたヤギの餌を刈りに当番の仲間と一緒にリヤカーを引きながら、裏の野山に出かけ、鳥のさえずりを聞き、爽やかな風を感じながら熟れた野イチゴやバンシルーの実を味わった思い出であります。昭和の時代には、豊かな自然や地域の人たちとの触れ合いの中で、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重など、豊かな心を培うことができる環境が身近にあったと思います。今の時代は、子どもたちにそのような体験を意図してつくり上げていかなければならなくなっているように感じます。人工知能やロボティクス等の先端技術が飛躍的に進化する中で、新しい時代に必要な知識や技能を身につけさせるための教育を推進することは不可欠であります。それと同時に大切なことは、他人を思いやる心や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心など、時代を超えて大切にしていかなければならない不易の部分を教育の基盤に据えながら、学校教育を進めていくことであると考えます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　私も今ではこちらでネクタイ締めてどうのこうの言っていますが、学校時代はもう本当に先生に怒られて、いつもいつも立たされていた人間であります。今は偉そうにそういうふうに言っていますが、やはり私たちは迷惑をかけた分、大人になってこの子どもたちに何ができるのか、何を支援するのかという気持ちで、私は今回、教育委員会に対して、市議会の時代から相当、もっともっとたくさん質問しておりますが、これはまだ10分の１ぐらいです。次もやはり子どもたちのためにも一つでも私たち大人が力になって、将来の子どもたちの夢をかなえるためにやっていかないとと思うんですよ。行政もその力を貸さなければ、絶対この沖縄県は発展しませんよ。観光だけで絶対できません。知能と優しさ、ユイマール精神が沖縄県の、それが一番の観光の支援、財産になっていると思うんですよ。それを忘れてしまっているのが今じゃないかなと思うんですよ。皆さん、本当に叱られて初めて本当に自分の身になる教育、そういったものも教える。教育とは読んで字のごとくですよ。教えて育てるのが教育なんですよ。叱って教えるのも教

育なんですよ。そういったものももっともっと振り返って、子どもたちのことを一緒に考えて、議員も全員で考えますので、ぜひ力を貸して、沖縄県のために将来の子どもたちの夢をかなえてあげることをお願い申し上げ、僕の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時17分休憩

午後２時18分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　　新 議員　まず初めに、順番を変えて質問を行います。

大項目４、県立病院の経営赤字について。

(1)、経営赤字の要因をお聞かせください。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　お答えします。

県立病院事業は令和６年度に約99億円の純損失を計上し、累積欠損金が125億円となるなど、厳しい経営状況となっております。赤字の要因としましては、コロナ禍後の患者の受診行動の変容による患者減、人件費や材料費、委託料等の高騰に加え、２年ごとの診療報酬改定が近年の物価高騰に追いついていないこと、コロナ補助金の終了、患者層の高齢化に伴う疾病構造の変化による医療需要と病床機能とのミスマッチ等が要因と分析しております。

○新垣　　新 議員　休憩です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時19分休憩

午後２時19分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○本竹秀光 病院事業局長　令和６年度は約99億円の純損失、赤字です。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　累積赤字はトータルでお幾らですか。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　125億円です。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　そこで再質問したいと思います。

鉄は熱いうちに打て。ちりも積もれば山となる県立病院の赤字。危機的状況を感じていますか、伺います。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　とても大変です。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　次に移ります。

この非常に危機的な経営状況を鑑みて――過去に糸満市に県立南部病院がありました。そこも赤字で非常に逼迫したということで、当時、審議会、協議会等を置いて、民間に経営移譲しました。先ほども言いました。鉄は熱いうちに打て。ちりも積もれば山となる。当時の局長の説明を受けました。メスを受けないといけないって、当時私は地元住民で市議でありました。その記憶を思い出して、職員の処遇をしっかり守る、医者の処遇をしっかり守る、退職金等で埋め合わせする、その保障を込めて小項目(2)に移らせていただきます。

この問題において、民間病院への経営移譲を含めた第三者委員会を設置すべきだと考えますが、見解を求めます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　厚生労働省の調査によりますと、令和６年度、公立・民間問わず、大学病院もそうですけれども、約７割が赤字。例えば、公立病院・自治体病院で言えば、86％赤字を計上しております。その要因は、やはり共通した赤字の――先ほど述べましたけれども、それが共通していますので、今議員おっしゃったのは旧南部病院のお話だと思いますけど、そのときの赤字とは要因が異なっていると思います。そういうことで今、民間移譲とかお話がありました。平成15年の本会議のときの病院管理局長の答弁を引用しますけれども、当時平成15年１月に、県立病院の今後のあり方検討委員会が開かれております。その大きな目的は、それぞれの病院の存在の問題を検討したわけじゃなくて、県立病院あるいは病院全体、あるいはその役割、機能をもう一度見直す必要があるという趣旨の目的で設置されたというふうに認識しております。そんな中で、南部病院が問題になっていたわけですね――糸満市は県議の地元だと思うんですが、そして南部――ちょっと長くなりますけど少しよろしいですか。南部病院はその当時、いわゆる南部保健医療圏域と、それから那覇で違っていて、かなりその機能に差があるということで、そこで急性期的な医療ができる病院が必要ということで、旧南部病院が設立された経緯があります。ところが、その後やはり旧南部病院を利用する患者が減って、基本的にはかなりの赤字になって、患者さんも慢性期の患者さんになったということで、検討委員会の中では廃止をするか、委譲ということになったというふうに認識しております。そういうことで今回は、我々はコンサル等を入れて今経営再建計画に取り組んでいるわけですけれ

ども、今その経営を――その当時の要因と違いますので、とにかく今は経営の改善をやっていかないといけないということで、今議員がおっしゃるような第三者委員会の設置は現在のところは考えておりません。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　まず人件費の割合ですね。全国で何番目に高いですか。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時24分休憩

午後２時24分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○本竹秀光 病院事業局長　順位についてはちょっと今分からないんですけれども、県立病院は今78％ぐらいですね。全国の平均が五十数％になると思います。かなり高率の人件費になっております。

○新垣　　新 議員　議長、休憩です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時24分休憩

午後２時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○本竹秀光 病院事業局長　医師、看護師それぞれ――例えば医師１人当たり――基本給そのものはそんなに高くないんですけれども、調べた32団体中、医師の時間外給与は１位です。そして、全職種を合わせて32団体の中では７位です。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　この赤字問題ですね、私は、将来の沖縄県の財政に対する危機感を非常に強く持っています。普通の民間的な経営感覚と今病院事業局長が言った第三者委員会は今考えていないっていう考えが大きく乖離しています。県民は心配に思っています。

そこで知事に伺いたいと思います。

民間でできるのは基本的に民間がやるべきだっていう今の時代のニーズがあって、今これだけの赤字を抱えている中、私は危機的な形で沖縄県の財政が逼迫していくっていうのを非常に怖く感じている。私だけじゃなくて県民も。知事、この件に関して知事はどのように受け止めていますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今病院事業局長から答弁がありました。全国でも大変厳しい現在の病院の赤字の状況は、それぞれがやはりその自助努力のみで解決できるものではなく、診療報酬の改定など国の動向にも大きく左右されると思います。そして沖縄県は、離島県の、離島を持っているという社会的な課題から、やはりこの政策医療としての公的な県立病院は必要不可欠な存在であります。ですから、病院事業局においても現在、経営コンサルタントの伴走支援などを受けながら、再建計画を立てているということですので、必要があれば我々もしっかりとコミットしながら、その再建をお手伝いしたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ぜひ知事、民間の声を聞いて、赤字である県立病院の再建を指導していただきたいんですけど、知事再度決意を伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　あらゆる知見を動員してサポートしたいと思います。

○新垣　　新 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時27分休憩

午後２時27分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　続きまして大項目２、人手不足解消について。

前定例会でも質問しましたが、沖縄水産高校海洋技術科クラス１増、専攻科の漁業科・機関科のクラス１増を行う必要性についての進捗状況をお聞かせください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

沖縄水産高校においては、生徒の高いニーズに対応するため、令和３年度に実習船海邦丸を大型化し、海洋技術科の海技士養成課程の定員を30名から40名へ増員しております。専攻科については、海邦丸の生徒定員60名に対し海洋技術科の生徒40名が同時に乗船する必要があることから、最大20名の定員枠を定めているところです。現在、海技士従事者の育成について、民間船社、関係団体等との意見交換を行っているところであり、引き続き水産業・海運業の担い手育成に努めてまいります。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　現場の海事関連産業、もう悲鳴を上げています。近い将来、離島に物資が届けられないという危機感があって、意見交換ももちろんですけど、近々、海事関連産業から正式な協議会を求めると。全てＯＢは協力しますよと。教員の問題。船に乗っても船長クラスと国家資格１級を持っている方々も協力しますよと。また、教員も育てながら人材育成をしていきましょうと。クラス１増をやっていきましょう

よと。デリケートな話で、船を持っている、資格を持っている船員の方々は、すぐ――何ていうんですかね、お金をためたら退職していく。非常にデリケートなものがあって、ちょっと言葉でも言えないところもあって、非常に危機的な悲鳴を上げているんですよ。そして、過去において、宮古水産も沖縄県が少子化だから廃止をした。専攻科にあった翔南丸も廃止にした。やめてくれって当時、崎山嗣幸県議、新垣哲司県議が先頭となって水産同窓会が一つになって声を上げたんです。そして今、あの声を上げた状況が悲鳴になったんです。現実になってきたんです。ですから、早いうちの対策をぜひお願いしたいんですけど。

また、伺います。

水産高校海洋技術科の入試の倍率、そして専攻科の漁業科・機関科の入試の倍率。これクラス１増に値しますよ。人材育成もできますよ。理にかなっていますよ。そこら辺の問題を教育長どう考えていますか、伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　まず船員不足により、県内船社、団体等より人材育成の拡充を求める声があることは承知をしております。これまで意見交換を行ってきたところでありますけれども、やはり今議員御指摘のとおり、その改善に向けて協議会というふうな御提案がございました。今後、関係部局あるいは船社等の関係機関とこの船員不足の解消に向けて、お互いどのような協力体制が築けるのか、さらに話を詰めていきたいというふうに考えているところです。何が課題なのか、そういったことも踏まえながら、協議会の在り方についても少し検討していきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　前向きな答弁ありがとうございます。

もうぜひ早い対策を打たないと、もう10年後に先島に物資が届けられなくなるっていう時代が来ますので、早い対策を教育長主導で頑張っていただきたいんですけど。

改めて知事の答弁を伺いたいんですけど、今、海事関連企業が離島に物資が運べなくなるっていう状況を、知事――知事も教育長ももちろんですけど、サポートしてコミットしていただきたいんですけど、知事の見解を求めます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　教育分野の人材育成に関するその状況については、社会の状況、それから学校の状況等々、様々な観点からの――何ていうんでしょう、しっかりと捉えていかないといけないところがあると思います。ですから、そこを先ほどの教育長の答弁のとおり、これからどのような形で行っていけるのかということをしっかりと検討していただければと思います。

○新垣　　新 議員　議長、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時31分休憩

午後２時32分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　（スクリーンに表示）　大項目３、水産及び観光行政について。

(1)、沖縄県糸満市における一文字について、一日も早く釣りができるように解決に向かうべきでないか、見解を求めます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

糸満漁港の沖防波堤については、港内の静穏度を確保する目的で設置されており、やはり外海からの波浪の影響を最も受けやすいなど、危険な場所であることから、日常的に管理者以外の者が立ち入ることを想定しておりません。このため、立入禁止を解除することは、安全管理上支障を来すことから適当でないというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　全国において、一文字での釣りを都道府県の権限で行っているところがあります。その状況等、どう考えていますか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

九州各県における沖防波堤での釣り行為について実態調査を実施したところ、九州でそれを認めているという県はございませんでした。沖防波堤がやはり危険な場所であることなどから、検討するには至っていない状況だったというふうに聞いているところでございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　四国、愛媛、徳島等、海岸があるところは行っていると私聞いています。そこら辺について調べましたか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時33分休憩

午後２時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

四国とか九州以外の他の県の事例についてはまだ確認しておりませんので、他県の状況についても急ぎ情報収集をしてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　他県は他県。この問題の担当課である漁港漁場課からも聞いていました。担当課がなぜ慎重なのかということも分かりました。悪天候や急な突風、一発大波、三角波等の海難事故等の問題について漁港漁場課は慎重である。重ねて、一日も早く釣りができるように、自己責任でできるように、条例化を目指して自己責任という条例をつくってこの問題を解決していただきたいのが１点目。

２点目、もう失業者が出ています。もうこのような問題で悲鳴があります。ぜひこの問題を鑑みていただけませんか。この２点、伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

釣り場への瀬渡しなどを行う遊漁船は、やはり安全管理の構築の観点から、利用者を立入禁止の場所には案内しない旨などを明記しました遊漁船業の適正化に関する法律に基づく業務規程を作成する必要がございます。糸満漁港の沖防波堤は先ほど申しましたとおり、外海からの波浪の影響を受けやすい危険な場所というところで、漁港管理者としては、立入禁止としているところでございます。これによりまして、遊漁船による当該施設への瀬渡しが禁止されているところでございます。このため、こういった条例等による立入禁止場所への立入りを認めることは適切ではないものと認識するところでございます。また、この遊漁船業者などについては、意見交換とかそういったものもしながら現状を把握して、どういうふうな対応ができるか研究させていただきたいと思っております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　この関係者と向き合って解決策を図ると。再度確認したいんですけど、どうですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時36分休憩

午後２時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　先ほど答弁させていただきましたが、遊漁船業者などとしっかり意見交換等はやっていきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　解決策は必ずありますので、あまりにも慎重過ぎて失業者が出ているってことも本当に知ってほしいなと思うんですけど、知事、この失業者が出ているってことは沖縄県の損失になっていませんか。知事も先頭になって改善を行っていただきたいんですけど、知事どうですか。知事の見解を伺いたいんですけど。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　危険な場所に釣り人を運ぶことはできないというのが法律で決められています。ですから、法律を上回る、それを否定する条例は我々も制定できないというように考えています。釣り文化の振興は私も大切だと思っています。私も釣りは大好きです。ですが、やはり危険な場所に行かない、行ってはいけないという法律がある以上、それを守って安全・安心に釣りを楽しむ。その文化をまたどういう形でつくっていけるかということをみんなで考えていきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ありがとうございます。

ぜひ解決策を、農林水産部長、私は期待しています。必ず解決策はあると思います。他県でやっているところがあるって言っています。ぜひ頑張っていただきたいなと思います。四国でもやっています。お願いします。

続きまして小項目(2)、糸満漁港区域における民設民営プライベートマリーナ等の設置について、実現に向けた協議会設置の取組をお聞かせください。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

公共財産である漁港区域内の海域の民間活用については、限定的に認められてきたところですが、漁港漁場整備法の改正に伴い、水産物の消費増進等に資する事業に合致し、漁港管理者の認定を受けた事業者に限り、長期の水面占用等が可能となりました。糸満漁港における民設民営マリーナなどの設置の可能性については、去る11月に水産庁や糸満市と意見交換を行ったところであります。引き続き、市や地元漁業協同組合などと意見交換を行い、その可能性について検討してまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　可能性じゃなくて、一日も早く準備会、そして来年１月には協議会を開いてほしいんですよ。もう関係各位は前向きなんですね、実は。糸満市もぜひ頑張りましょうと言っているんですよ。

伺いますよ。

この三角地があります。三角地の横にフィッシャリーナ、その空いているところに糸満市の土地開発公社の土地が3000坪あります。（スクリーンに表示）もうこれ見てください。前々から民間がパッケージで行いたいというニーズがありました。民設民営でやろうと。そして、日本フィッシャリーナ協会から紹介もあります。そして、沖縄県漁業組合の関係者からも商談話はたくさんあると。ところが打てるところがない。漁業権も外さないと、時間がかかるということで、もう一度元に戻ります。

この三角地のところは、もう漁業権は外されています。そして、この南地区のところに枠があります。ここも漁業権が外されています。ですから、これ協議会を一日も早く開いて、富裕層にこの糸満に住んでもらう、沖縄に住んでもらう。ホテルのコンドミニアムをひもつきにして、あるいは法人税を――ホテルにコンドミニアムを置く、この昔あった糸満市の構想をさらに復元して、頑張って県経済、また水産業の消費拡大、県経済に寄与して頑張っていこうと、そういう前向きな関係者も非常に多いんですよ。ぜひその件に関して、農林水産部長、もう一度加速していくってことをお聞かせ願いたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時40分休憩

午後２時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

糸満漁港で水産業の振興が見込まれる民設民営マリーナなどを設置しようとする場合は、国や糸満市のほか、水産物消費拡大などの観点から、地元漁業協同組合や水産加工業者のほか、観光協会や既存フィッシャリーナの指定管理受託者、それから隣接する宿泊業者など、幅広い利害関係者からの意見を聞き取るなど、水産業の振興を確実なものとすることがまず重要と考えているところでございます。また、こういった様々な影響も勘案しながら、この協議会の設置等については、慎重にちょっと検討を進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　今の意見は分かりました。関係各位もぜひ頑張ろうなということを聞いています。意見交換をしてきています。ですから質問をしています。実は先月、私は地元選出の西銘代議士を通して水産庁に行ってきました。これ県と糸満市の熱意だよと。（スクリーンに表示）　これ見てください。もう一度元に戻ります。

この三角地のところだけ国・県・市に財産処分で国の役割で財産処分を行うと。この三角地の横にフィッシャリーナ、また南地区もあって合意形成も関係各位と早くやってほしい。そして、多くの国内外、外国からも大型クルーザーを置いてほしい。これ大きく水産物消費、そしてまた水揚げ消費にも大きく寄与していく、県経済。またこういった形で、この地域見てください。すごく観光資源があるんです。青い海、青い空、とろける夕陽、飛行機も通る、そして慶良間が見える。こんなステータスの高い場所はないんだと。そして、シーズンになると鯨も見られると。非常に最適なこれからの民設民営の、沖縄県糸満が変わっていくっていう形なので、改めて農林水産部長、攻める姿勢でぜひ頑張っていただきたいですけど、いかがですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時42分休憩

午後２時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

糸満漁港における漁業上の利用が確保されつつ民設民営マリーナの設置が水産物の消費増進など水産業の振興に相当程度貢献すると確実に見込まれるというものであれば、漁港管理者である県としても適切に取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ありがとうございます。

なぜ私がこうやって強い姿勢で言うかというと――もう一度元に戻ります。

今糸満市の財政が非常に厳しいです。高嶺小中学校の一貫校建設の財源の負担金もない。そして、給食センターも老朽化して負担金もない。だから急いでこの協議会をやって、１週間に１回やって、なるべく１年以内に決めてこのホテル用地を売って、私は小中学校の学校建設費の負担金、そして給食センターの負担金に充てたい。非常に糸満市が財政に困っているから、糸満市の職員からも糸満市の父兄からも、今これしかないんだと思って、私の強い思いは市の職員と全く合致しています。だから今ぜひ力を貸してほしいと思って、また沖縄の県経済がよくなるということも兼ねて水産物の消費拡大まで含めて、ぜひ改めて農林水産部長の決意を伺いたいなと。糸満市と連携――関係各位と協議会を立ち上げてぜひスピード感を持って頑張っていくんだっていう姿勢をもう一度確認したいと思います。お聞かせください。水産庁から張れってエール

を送られました。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。
　繰り返しになりますけど、やはりホテルの建設が想定される土地については糸満市所有の土地となっておりますので、糸満市とも情報共有してまいりたいと考えています。その上で、糸満市や地元の漁業協同組合などと少し丁寧に調整を進めていきたいと考えております。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　ぜひ頑張ってください。
　次、大項目１、平和行政について。
　戦後80年たってもなお残る戦後処理問題の抜本的解決に向けた支援について、知事は高市総理に戦後処理解決に向けて要請すべきだと考えますが、知事の見解を求めます。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　沖縄県においては、今なお戦没者遺骨収集、不発弾対策、所有者不明土地、慰霊碑管理など、沖縄戦を起因とする様々な問題が県民生活に影響を及ぼしています。このため、これまで国に対して戦後処理問題の抜本的解決に向けた支援の要請を行っており、去る10月の高市内閣発足後においても木原官房長官及び黄川田沖縄担当大臣に対し要請を行ったところです。
　県としましては、戦後処理問題の解決に向け、国と連携し取り組んでいけるよう努めてまいります。
　以上です。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　国と連携し努めてまいりますって言うんですけど、もう私、西銘事務所を通して調べました。令和８年度の予算に、この抜本的解決に向けて、摩文仁地区の遺骨、不発弾、産業廃棄物。また、参拝道を含めて予算がついていないんです。
　そこで、改めて提言したいと思います。
　この問題において、地元選出の西銘代議士とも連携を取って名前を使っていいっていうことも許可を得ていますので申し上げます。
　西銘代議士と共に、高市総理に予備費の獲得を目指して、そしてこの抜本的解決、一日も早く解決に向かって、知事、要請していただきたいんですけど、知事、見解を伺いたいと思います。面談から頑張ってほしいんですね、知事。まず西銘事務所を通して、一緒に行きたい、行くよと回答をもらっていますので、ぜひ答弁を求めます、知事。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　知事公室長から答弁をさせていただきましたが、戦後処理問題の抜本的解決に向けた支援の要請を木原官房長官、黄川田沖縄担当大臣に対し行ったばかりであります。どのタイミングで総理に対して面談を申し上げるかについては、その日程について検討していきたいと思います。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　知事もよく摩文仁の崖――知事が国会議員時代から私も一緒になって遺骨収集をやった強い記憶を今でも覚えています。そこで、摩文仁の自治会の区長、地域、そして遺骨収集ボランティアから、毎日のように遺骨の報道が出るたびに、この1000名余の遺骨がまだ解決できないのかと、私にも西銘代議士にもこの期待感があるんです。今この予算の獲得というのは２つパターンがあるんです。内閣府と、そして高市総理が政治決着で予算をつける予備費での早期決着もある。そこを含めて改めて知事、西銘事務所にも今日は名前も出していいっていう確認を取って今日伺っているんですね。ぜひ早期決着に向けて、改めて知事、スピード感を持って頑張っていただきたい。この地域住民の声、遺骨収集ボランティアの声も強いです。ぜひ頑張っていただきたいですけど、いかがですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　戦没者の遺骨収集、それから不発弾対策、これは一義的には国の責任において行われるべきものですということを繰り返し国に求めておりますので、国に対して、どうぞスピードアップを図ってくれという要請を重ねていただくよう、こちらからもお願いしたいと思います。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　この問題は、国会議員、西銘代議士と恐らく友党である公明党の泰邦代議士も一緒になってこの問題の解決に向かうということを強く申して、知事、あともうちょっとの我慢だから、一緒にこの平和行政、処理に向けて頑張っていきましょうね。
　続きまして、中国問題です。
　沖縄県は中国の領土ですか。中国政府の発言について抗議すべきでないか、県知事の見解を求めます。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　言うまでもありませんが、沖縄県は日本国の地方自治体の一つです。これは、日中両国ともに共通の認識であるというふうに我々も考えております。今般、中国のメディアにおいて、沖縄県に関する論評が幾つかなされていることは、報道等によって承知をしております。これらの論評がどのよう

な意図でなされたものかは不明でありますが、その論評も一個人一企業、それぞれの立場で意見を表明されたものと認識をしております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　知事、中国が国連で沖縄の先住民という発言をして、私は非常に不愉快な思いをしているんですね。また、聞いてください。中国の世界的な横暴。中国はチベットを弾圧、ウイグル自治区も弾圧、香港も弾圧、フィリピンの海域で勝手に基地を造る、そしてスリランカの港も没収、アフリカでも実質上石油を支配している。怖いんですよ、先住民というこの政府発言も。重ねて、中国機関紙が、沖縄は中国の領土と言っている。知事、本当にこれ毎日のように尖閣沖で領海・領空侵犯もされているんですよ。本当にそこを考えて、侵略行為っていうことを知事、危機感を持っていますか。まず知事に伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　中国政府の発言についても報道等で承知をしております。それから、沖縄に関する歴史的認識や個人のアイデンティティーについては、県民一人一人の考えに様々な思いがあることも議員は承知だと思います。それぞれが尊重されて、また重要であると考えておりますが、沖縄県ではこれまで沖縄県民が先住民族であるかどうかの議論はしておりません。これらのことから、この先住民族発言をしているということについて、特に意見を申し上げることも考えておりません。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　知事、知事は過去において、尖閣沖で中国海警局のパトロールを威嚇するな、そしてまた、知事が訪中なさったときに、尖閣で苦しんでいる漁民の方々が2010年の海上保安庁の船と中国漁船が衝突事故を起こした。あれからずっと漁民に失業者が出ています。その中で私の強い要望、そして漁民の県民の声――訪中は当面控えたほうがいいんじゃないですか。こんな苦しくもがいている人がいる中で、カチャーシーまでしたって私は言われてきたんですね、実は。非常にこの問題、侵略行為ですよ。ワッターウチナーンチュが苦しんでいるんですよ、漁民の生活が。知事、目を覚ましていただきたいんですよ。どうですか、知事。私は国際裁判に訴えて、この侵略をやめてくれって言うのも知事の役目だと、さきの一般質問で訴えています。知事、どうですか。この国連で中国の尖閣に対する横暴――研究すると知事は答弁を残しています。その回答も含めてお聞かせください、知事。知事ですよ、これは。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私はどのような席であれ、お祝いの席であれば喜んで県民としてカチャーシーを踊ります。それはどこでも変わりません。それだけはお伝えしておきたい。この中国の問題については、我々は一義的にはこれは国と国との外交問題だというふうに思っております。ですから、日本政府にも中国政府にも、平和裏のうちに対話による信頼関係を構築し、良好な両国関係を築いていただきたい。これが我々の願いです。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　知事、中国政府っていうのは乱暴でまともでないから私は言っているんですよ、世界的な横暴があるから。だから、かみ合わないところはありますけど知事、誰一人取り残さないという、苦しんでいる取り残されている人の気持ちを知事は分かっていただけますか。どこでもやるって苦しい人がいる中でやるのかっていうことも、私は見解の違いだけど残しておきます。私は、これは苦しんでいる人の気持ちも親身になって考えてほしい、誰一人取り残さないと言うならば。ぜひこれを残しておきます。

改めて言います。

知事、国際裁判に訴えてほしいんですよ。そこで、さきの一般質問では、研究しますと答弁残しています、知事。弁護士を交えて担当課、ちゃんとしっかり法規を勉強していますか。伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　国際司法裁判所につきまして――ＩＣＪと言うらしいんですけれども、国際連合の主な司法機関であるということです。同裁判所に係属する事件の当事者となれるのは国家のみであり、事件を付託しているのも国家のみとされているということでございます。したがって、県が当事者となるということはできないというふうに承知しております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　当事者にならないとしても、こんな苦しんでいるときは、県から国に上げるっていうことはできますよ。どうですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県としましては、知事が申し上げたように、領土・領海などの国の主権に関わる問題は一義的には政府間で解決されるべきものであると。そして我々としましては、相互信頼関係の構築に努め解決に取り組むことが望ましいというふうに考えており、県としては、地域の緊張緩和や信頼醸成の構

築に貢献していくことが大切だろうというふうに考えているということでございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　確認しますよ。私漁民から聞いています。じゃ、沖縄県を飛び越えて政府に国際裁判してくれって漁民が沖縄県民が動いたらそれでいいって感じですか。沖縄県として県民を思うっていう気持ちはないんですか。伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　ぜひ議会でもその件については御議論をいただいて、そのような決議もできるということもあると思いますので、様々な形での国への要請は行われてしかるべきだと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　最後にこれだけは残したいと思います。

本当に県民を取り残して悲しいな。知事のリーダーシップっていうのを――この問題、漁民の関係者からも県民からも知事は親中派だと誤解されている。俺は違うんだと、俺は県民守るんだという答弁が欲しかった。非常にこの問題において悲しさを感じて質問を終わりたいと思います。もう本当に悲しい。

以上です。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後２時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　治利 議員　１番でございます。

沖縄の青少年児童を取り巻く教育環境は、一部崩壊の危機に瀕している。学校の外ではＳＮＳ等での薬物使用への誘惑や販売、使用、学校現場ではいじめや不登校、さらには先生が飲酒運転で捕まったり、わいせつ事案で懲戒処分されております。2025年４月から９月までの僅か半年での教職員の不祥事は、わいせつ４件、体罰１件、横領１件、計６件。特に例年二、三件で推移していたわいせつ事案が2025年度半年で１年分を超えるという異常事態でございます。内容を少し抜粋、読み上げます。５月に小学校教諭の男性が、顔見知りの女子中学生への不同意性交容疑で逮捕されました。６月に懲戒免職となった20代男性教諭は、児童生徒に対しわいせつな行為に及んだ上、同じ児童生徒にわいせつな内容をショートメッセージに送ったと。７月、男性教諭が３月上旬に、担任を務める女子小学生にわいせつな行為をしたとして逮捕、懲役２年６か月の実刑判決となりました。８月、20代男性教諭が児童生徒へのわいせつ行為で懲戒免職となっております。さらに９月、懲戒免職となった30代男性実習助手は、勤務先の高校で管理していた生徒の写真や、交流サイトＳＮＳに投稿された生徒の写真を、卑わいな文言とともに自身のＳＮＳに投稿した。などなど県教育委員会は事態を重く受け止めているとし、臨時の校長会を開き、教職員研修を実施するよう呼びかけるなどの対応を取っておりますが、児童生徒を守る立場の教員が児童生徒の人権を侵害するのですから信じられない行為でございます。これは単なる不祥事ではございません。デニー知事の統治能力が著しく瓦解していると思っております。でもこれはデニー知事が知事だからということではありません。今に始まったことではないです。私が小学校時代のときも実際に隣で見たこともあります。もしかしたら、議会の中でもそういう体験した議員の方もいらっしゃるかもしれないし、職員もいらっしゃるかもしれません。

質問です。

沖縄県教育委員会の教員不祥事わいせつ事案について、知事の見解をお伺いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　まず教職員の人事については教育委員会が所管でございますのでお答えをさせていただきます。

今、議員からこれまでの今年に入ってのわいせつ事案等の内容を御紹介いただきましたが、それを改めて私も聞きまして、本当にざんきの念に堪えない思いであります。議員のお言葉のとおり、児童生徒を守る立場にある教職員がその関係を悪用し、性暴力等に及ぶことは極めて悪質であり、保護者をはじめ県民からの本県教育に対する信頼を深く傷つけるものであります。私たちは生徒が安心して学ぶことができる環境を提供する責務を担っており、このような教職員による不適切な行為は断じてあってはならないというふうに思います。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　再質問でございます。

知事、わいせつ教員の多数の出現と懲戒処分の急増はなぜ起こっていると思いますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　一つ、答弁の前に先に議員に御案内を申し上げたいと思いますが、沖縄県の知事部局と教育委員会、病院事業局、企業局、県警本部については、職務権限、独立性、意思決定過程について地方自治法に基づいてそれぞれ設置されております。です

から、私は一般の行政事務に関する全般を私の指揮管理下で行います。これを一般行政組織と申します。教育委員会は知事から独立した合議制の行政委員会であり、学校社会教育等、専門的な事務を担当いたしますので、御理解をお願いしたいと思います。その上で、このようなわいせつ事件が発生することについては非常に遺憾であるとともに、また、社会全体で未成年をはじめとするそのような弱い立場の方々をしっかりと守るべき、そのような取組を一層私たちは深めていかなければならないだろうと思います。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　知事、すみません、私の勉強不足でありました。ただ、一般県民からすると教育委員会が独立組織だとか何とかというのは、ああそうですかという感じです。

進めてまいります。再質問でございます。

今年度上半期４月から９月までで、例年の１年分を超えるわいせつ事案が発生しております。この異常事態を、知事はどのレベルの危機だと認識しておりますでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　先ほど申し上げましたが、児童生徒に対する教職員による性暴力は、被害者の権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い有害な影響を与える極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではないというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　飲酒運転事案等々と合わせても、私は赤信号だと思っております。

次行きます。

本員は、教職員の過酷な労働環境、多岐にわたる長時間勤務、そしてそれに全然見合わない賃金待遇がこのような事態の起因ではないか。ほぼ発覚すると分かりながら、教職員の飲酒運転もなくならないと考察しておりますが、知事の見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　教員をめぐる多忙化あるいは長時間勤務の状態、そういった状況が指摘をされております。わいせつの要因について様々な背景がございますが、状況によって違うわけでありますけれども、この増加する要因については特定をされておりません。これまで処分者に対する事情聴取において、ストレスが一因との趣旨の発言があること、これは事実でありますけれども、しかしそのことをもって、児童生徒への性暴力を正当化することはできません。いかなる理由があろうとも、このような事案は決してあってはならないと、起こしてはならないというふうに思います。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　教育長の言うとおりでございます。何があってもこういうことはあってはいけないと思います。ですが冒頭私が発言したとおり、今に始まったことではありません。今行った再質問は、私の個人的な解釈ですけど、そういう目に見えないストレスが起因して魔が差したのではないかというパターンであります。これから行う再質問は、確信犯ではないかと思う――まあこれも私の主観ではありますが、極めて重要な事実を知事と共有したいと思います。

全国の犯罪統計、教育現場の分析で明らかになっていることがあります。それは性犯罪者には、子どもへ意図的に近づける職業を選択する傾向があるという厳然たる事実です。これは警察庁、犯罪心理の専門家、文科省のデータで示されております。実際に確認しました。そして現実に、全国で起きている教員不祥事の分析でも、ごく少数、わいせつ目的で教員免許を取得し、採用試験に臨む者が存在するというような合理的な情報を基に本員は推測しております。これは決して沖縄だけの話ではありませんが、知事御自身はこの事実をどの程度認識しておりますでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会では、選考試験の面接等で教員に求められる資質能力の確認を行うとともに、採用時に児童生徒性暴力等防止法に基づく前歴確認を行っておりますが、これまでわいせつ事案で選考試験に臨んだ者は把握はしていない状況でございます。今後、日本版ＤＢＳに基づく確認も開始されることから、採用時における前歴確認を強化するとともに、他県の取組等の収集を行いながら教職員による児童生徒に対する性暴力未然防止の徹底に努めてまいります。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　今年４月から９月まで、毎月わいせつ事件が起きている状況を見て、県の統治機能が瓦解していると思います。これまでも何回も発覚、処分を繰り返しております。現場での事案、事象についての専権は沖縄県教育委員会にありますが、採用枠、予算、監査、働き方改革、現場支援等は知事の責任であると思います。知事の政治家としての姿勢はいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　一般行政職としてお答えするとすれば、そのような不祥事が発生することがないよ

う、職場におけるコミュニケーション、そして社会におけるその本人の公務に対する信頼性、あらゆる角度からやはり個人個人がしっかりと身を律して臨んでいただきたいというように思います。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　知事、この案件についてけじめは取れますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　教員の職務は、子どもの心身の発達に関わっており、未来に生きる児童生徒を育てる崇高なものであります。教育者としての使命感、人間の成長、発達についての深い理解、児童生徒に対する教育的愛情などが揺らぐことがないように、経年研修や校内研修等の充実を図ってまいります。なお、このようなわいせつ事案は、原則懲戒免職であります。そのことをしっかりと教職員に周知をしておりますが、その決定についてもまたしっかり徹底をしていきたいと思います。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　私は知事に聞いたのでありますが、教育長が答弁されました。最初で知事のほうで関係ないのかなみたいな話があったので、私も新県議と同じように悲しい思いであります。

そしてまた再質問でございます。

再発防止策を具体的にお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

再発防止につきましては、まず１点目として、教育者としての使命感や人権意識、服務規律の確立に向けた研修の充実をまず図ってまいります。２点目として、教職員と児童生徒が第三者の目が行き届きにくい環境となる場面を限りなく減らしていくことやＳＮＳ等による私的なやり取りの禁止、密室状態の回避等の取組を強化してまいります。３点目として、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検や教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境づくりを行ってまいります。４点目として、同僚性を発揮した不祥事を生まない組織体制の確立を図ってまいります。５点目に、今後整備される日本版ＤＢＳを活用した前歴確認を漏れなく行ってまいります。以上の取組を徹底して未然防止に努めてまいります。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　再発防止策の中に研修の徹底ということがありました。質問の聞き取りの中で、10年前よりは減っていますというような話が出ておりましたが、研修を徹底しても効果出ていないと思います。知事、これ限界が来ていると思いますがどうでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　繰り返しますけれども、教員の職務は、未来を担う児童生徒を育成するものであります。限界が来ているということではなくて、しっかりと教職のこの責務を、使命感を自覚して、これから子どもたちの教育に当たっていかなければなりません。そういう意味では、二度とこういうことがあってはならないという強い思いで、やはりこの情熱、教員に就いたときのこの情熱や子どもたちに対する愛情、これがしっかり揺らぐことがないように研修をしっかり行っていく必要があるというふうに思っております。と同時に、服務規律の確立、これも重要でありますので、この研修、特にこれは定期的に行う必要があると思っておりますので、学校に対しては４月の時期、年度当初、そしてまた生徒と職員の関係が緊密になる頃の２学期の当初、そういった時期を含めて複数回、教職員への研修を徹底するように伝えているところであります。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　教育長、ありがとうございます。

次に、わいせつ事件をゼロにするための知事自身の責任において、新しい政策を示してほしいと思います。沖縄県の教育は、未来の子どもを守る最後のとりでです。このとりでがここまで崩れている状況を私は看過できません。子どもを守る責任は教育委員会だけではなく、知事、行政全体にあると思います。県民が安心して子どもを学校に預けられる沖縄に向けて、知事自身、本気の行動を今ここで見せてほしいと思います。学校現場でのわいせつゼロ宣言を強く求めますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　まず教育を預かる者として、私のほうから決意を述べさせていただきたいと思いますが、本当に教育に携わる者として、この性暴力等はあるまじき行為であり、あってはならないと重く受け止めております。今年度、児童生徒等へのわいせつ事案が４件発生しております。そのことを踏まえて、９月に臨時の県立学校校長会、そして11月に沖縄県小中学校長研修大会において、じかに校長先生方へ服務規律の徹底についてお話をさせていただきました。

県教育委員会としましては、引き続きあらゆる機会を捉えて、児童生徒に対するわいせつ行為等の未然防止の徹底に努めてまいります。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　ただいま教育長から答弁をしていただいたとおり、学校現場における子どもたちの成長とその安全を守る役割は、やはり教育委員会、教育長がしっかりと担っていただく。県民の生活の安全は当然県警がやっていただく。そして我々行政は、誰一人取り残さない沖縄らしい優しい社会をつくる、そのための行政事務について、予算と計画を立ててしっかりと、県民のあらゆるライフステージにおいて、セーフティーネットをしっかり構築し、社会が互いに支えていく、その環境を十分整備できるよう一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　また今度詳しくさせていただきたいと思います。

次に、沖縄県の教育現場における国歌君が代指導の欠如と玉城デニー知事の認識及び責任についてを聞くその前に、知事、ユーチューブとか見たりしますか――あんまり見ない。私この間、自民党県連の前で国旗が掲げられていないということで、右翼の方にお叱りを受けました。「沖縄自民党　右翼」で検索すると見られると思いますので、空いた時間に見てほしいなと思います。沖縄県内の公立学校では、入学式や卒業式の際に、国歌君が代を斉唱しない、あるいは起立のみで歌わない、歌えない児童生徒が９割以上だと思います。その理由を探ると、歌詞を知らない、音楽の授業で習っていないという実態があります。これは私、子どもが６人いますのでそこら辺で聞き取りいたしました。本員も市議時代に、入学式、卒業式、来賓で呼ばれますが、正直、国歌斉唱で歌うと、何ねこの人みたいな顔をされるんです。これは児童生徒からも、そして保護者からもざわついた感じで見られます。つまりこれは、思想や立場の違いの問題ではなくて、教育現場において教えるべき内容が教えられていないんじゃないかという構造的問題ではないかと思っております。学習指導要領では、音楽科の中で明確に我が国の歌唱教材として国歌君が代を扱うと定められております。それを実施していない学校があるならば、法的にも教育行政上も明らかな不履行であります。よって本日は教育長のみならず、県政の最高責任者である玉城デニー知事に対し、県全体の教育行政の方向性、そして知事自身の政治的責任を問いたいと思います。

知事、沖縄県の教育現場における国歌君が代指導の欠如はあると思いますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　生徒の指導についても教育委員会の所管でございますので、学校における国歌指導について述べさせていただきます。

学校における国歌の指導については、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」という学習指導要領の趣旨に沿って指導しているところであります。このことは、児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てることを目的として行っているものであります。

県教育委員会としましては、引き続き全ての学校において学習指導要領に基づく国旗、国歌に関する指導が適切に行われるように指導してまいります。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　児童生徒が君が代を知らない、歌えないといった現状を知事はどのように認識していますでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　御自身のお子さん方の感想にもありましたとおり、歌詞を覚えていないとか、あるいは歌う機会がなかなかないとか、そういうような様々な環境があろうかと思います。私もちょっとびっくりしたのは、実は校歌が歌えない子どもたちも最近多いそうです。ですからそういうことを考えると、何らかのそういう状況があって、子どもたちがなかなか暗唱できないという環境もあるのかなと個人的にはそのようにちょっと胸の痛い思いです。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　知事、答弁ありがとうございます。私の小学校、中学校では、逆に校歌をすさまじい音量で歌うものですから、そのギャップにびっくりするのでありますが、そういったことは、知事、仕方ないことだと思いますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　何をもって仕方ない状況なのかというのは個々の状況によると思いますが、でき得る限りみんなが同じように歌えるような環境であればいいなと思います。しかも、別に大きな声を出さなくても小さな声でも歌を歌うことができますから、その環境に合わせて楽しく歌を歌える、厳かに歌を歌える、そういう環境がつくれたらいいなと思います。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　私は、大前提で歌えないと言っているわけです。なぜ歌えないのか分かりますか、知事。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　それは個々の環境にあると思います。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　学校の授業で教わっていない、指導されていない実態があると思いますが、知事の見解をお伺いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　学校においては、学習指導要領に基づき音楽及び社会の授業や入学式、卒業式などの行事等において、国歌を尊重する態度を養うよう指導しております。特に音楽の授業においては、全ての学年の教科書に国歌が位置づけられており、児童生徒の発達の段階に応じて指導を行っております。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　国旗、国歌の尊重は教育基本法第２条、学校教育法第21条、学習指導要領に明記されており、これは法的義務だと思いますが、知事の見解をお伺いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　そのような状況については承知しています。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　現状は、学習指導要領違反が常態化していると思いますが、知事の見解をお伺いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　繰り返しになりますが、学習指導要領に基づき学校においては国歌斉唱の指導を行っております。

県教育委員会としましては、県立学校に対しまして、入学式及び卒業式の実施状況調査も行っておりまして、学習指導要領を踏まえ、正しい認識を持つことができるように通知を行っているところであります。その結果、全ての県立学校より、国旗掲揚、国歌斉唱がなされているという報告は受けております。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　実態がなかなか見えない。私は最初で、自分の子どもや、また周辺にも聞き取りしましたので、そういう話が続くと、ターガ　ユクシ　アビトーガという話になってきます。

続いて知事、公の場で国歌は斉唱されますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　公であれ私的であれ、国歌斉唱のときには起立をして歌います。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　すばらしい。控えていた問題が全て吹き飛びました。

続きまして、子どもたちが国歌を知らずに卒業するという現状を改めるつもりはありますか、知事。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　世界にはそれぞれの国旗、国歌があり、国際行事では、互いに尊重し合うことが求められております。そのためには、まず自国の国旗国歌の意義を理解し、尊重する心を持たねばならないというふうに思います。国際社会において尊敬されて、信頼される日本人となるためには、その国旗掲揚、国歌斉唱、それは必要なことであるというふうに思います。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　知事として、国旗、国歌の尊重に関する基本方針を明文化し、学校現場へさらなる指導をする意思はありませんか、知事。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　教育長から答弁がありますように、学習指導においてそのようなことは行われているというように承知をしております。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　沖縄県の行政のトップ、長である玉城デニー知事に聞きます。

君が代を知らないまま育つということは、何十年後に、沖縄県とは、日本とは何かが曖昧となる社会をつくると思います。その結果、教育、社会、国家安全保障、全ての根っこが弱くなると思います。だからこそ、今ここで教えるべきものは教える。この当たり前を取り戻さなければなりません。これは歌の問題ではなく、沖縄の未来の問題だと断言します。沖縄の未来を担う子どもたちに、国と郷土を誇れる教育を受けさせる責務は知事御自身にあると思いますが、この問題は教育委員会の責任ですか、知事の責任ですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　学校において国歌斉唱を指導する、これは教育委員会の責任であるというふうに思っております。学習指導要領にしっかりとのっとって、その指導を行ってまいりたいというふうに思います。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　多数の沖縄県民に選ばれた選良の政治家、玉城デニー知事に伺います。

国旗や国歌を教えることは、思想を押しつけることではありません。今日のように、国際交流が盛んな時代にはなおのこと、国歌を通じて日本人としてのアイデンティティーを確立することは重要なのであります。これは国の一員としての誇りと郷土を愛する心を

同時に育むための教育であり、国歌君が代を知らないまま卒業する子どもたちを生み出したのは、現場とそれを黙認する県政です。沖縄の子どもたちが日本人として、沖縄県民として胸を張って生きていける教育環境をつくる、それこそが政治家の責任であり、知事の使命ではないでしょうか。いかがですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　繰り返しになりますが、国旗掲揚、国歌斉唱、これは児童生徒が将来国際社会において尊敬され信頼される日本人として成長していくために必要であります。しっかりと、学習指導要領にのっとり指導してまいります。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私は行政を預かる長として、そのように人権を尊重し、国を尊敬をする、そしてそのことによってまた、国歌を歌うということが日常的であるということを望みたいと思います。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　子どもたちは、メロディーは知っているが歌詞は分からないと言っておりました。しっかり教えられていないと思いますね。ですから、何か世間一般でいう内心の自由とかというのもまだ発動していないわけですね、分からないんだから。分かってからこそ内心の自由が発動するのであって、ちゃんと教えてください。ちゃんと歌詞までしっかりやってほしいと思います。

続きまして、大きい３番、尖閣情勢を踏まえた沖縄県の危機管理と住民保護体制についてでございます。

まず、冒頭知事に確認したいことがございます。尖閣列島周辺における中国海警局艦船による領海侵犯行為は、今や仮定の話ではなく、継続して発生している現実でございます。さらに、国の関係省庁は、南西諸島における住民避難、離島避難、輸送手段の確保、物資供給、医療提供体制などについて、既に検討を開始していることと思います。本日は、外交や防衛の話ではなく、国が今まさに動いている政策である、そして現に沖縄県にも直接関わる問題であります。質問は全て沖縄県固有の責務である県民の生命、生活を守るための備えに限定して行います。

まず、尖閣・南西情勢の現状認識についてでございます。

尖閣周辺海域における中国海警局などによる領海侵犯、接続水域侵入が常態化し、その頻度と対応が年々エスカレートしているのは事実でございます。また政府が南西地域の安全保障環境を、より厳しさを増していると公式に認定している現状について、沖縄県知事としてどのように認識していますでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県としましても、沖縄県を取り巻くアジア太平洋地域の情勢は、軍事的な安全保障面での緊張関係と経済面での緊密な結びつきが併存するなど、より複雑さを増しているものと認識しております。

沖縄県としては、地域の緊張緩和や信頼関係の構築に貢献していくことが、国の外交を補完する意味で、沖縄県の地域外交の重要な役割と考えており、引き続き観光や経済、文化交流といった友好的な関係を基盤として、様々な交流を進めていきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　先日、中国の毛寧報道官が、サンフランシスコ条約は無効、沖縄は中国領であると全世界に向けて宣言いたしました。知事、なぜ中国はこのような行動を起こしているのでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　中国といいますか、中国のマスコミ等が何をもってこのような活動をしているかというのは、我々は承知しているところではございません。

以上です。

○中川京貴 議長　新里治利議員。

○新里　治利 議員　きれいごとでは県民守れませんよ。

時間もないので、国が進める広域避難計画の検討について、国は、離島住民の広域避難について平時からの検討が必要と明言しております。

そこで伺います。

広域避難計画は、台湾海峡での有事が発生する前に実施するものなのか、それとも発生した後に実施するものなのか、知事の明確な見解をお伺いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　まず前提としまして、我々が行っている国民保護の図上訓練につきましては、特定の事態を想定したものではないということでございます。その上で、武力攻撃の発生には至っていないものの、事態が緊迫し、本県において住民避難が必要となる武力攻撃予測事態に至った場合を想定していると

いうものでございます。
　以上です。
○中川京貴 議長　新里治利議員。
○新里　治利 議員　前ということでいいですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　武力攻撃予測事態ですので、武力攻撃に至る前ということになります。
○中川京貴 議長　新里治利議員。
○新里　治利 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後３時32分休憩
　　午後３時32分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○新里　治利 議員　では、その準備はもうできているということですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　準備ができていると申しますか、我々今、国民保護の訓練として国や先島５市町村、エアラインなど指定公共機関と連携し、先島諸島から九州・山口各県への住民避難に係る国民保護の図上訓練に取り組んでいるということでございます。
　以上です。
○中川京貴 議長　新里治利議員。
○新里　治利 議員　仮にその際の通信遮断や物資供給停止への影響、県の備えを簡潔に答弁願います。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　先ほども少し御説明したところなんですけれども、本県で取り組んでいる国民保護の図上訓練は、武力攻撃の予測事態に至った場合を想定しているものでございます。ですので、公共インフラは維持されている前提で検討しているということになります。先島からの住民避難に関して、武力攻撃が実際にあった場合を想定した検討には至っていませんが、防災に関する取組を参考にしながら取り組んでいくものだというふうに考えております。
　以上です。
○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。
　　午後３時33分休憩
　　午後３時59分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。
　大屋政善議員。
○大屋　政善 議員　沖縄自民党・無所属の会、大屋政善でございます。
　今年も残り僅かとなりましたが、県民の皆さんをはじめ、議員の皆さんにおかれましては何かと忙しい１年であったのではないかと推察します。来年はうま年であります。日々、健康に留意され、来年も元気に駆け抜けてまいりましょう。よろしくお願いします。
　では、議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。
　まず１、ゆがふ製糖の移転建て替えについてお聞きします。
　(1)、建設立地に関する懸念事項について。
　うるま市が懸念している事項が何点かありますので質問していきたいと思います。
　まずア、交通に関して、輸送による橋の耐震、そして道路の混雑についてお伺いをします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。
　中城湾港新港地区の橋梁耐震補強につきましては、令和２年度から事業を進めているところであり、引き続き予算確保に努め、早期完成に取り組んでまいります。また、新港地区のアクセスルートであります県道沖縄環状線の前原交差点は、沖縄地方渋滞対策推進協議会で、主要渋滞箇所に特定された交差点でありまして、現在渋滞緩和に向けた検討を進めているというところでございます。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　大屋政善議員。
○大屋　政善 議員　今の答弁からしますと、橋の耐震については、今問題ないということで理解をします。
　道路の混雑につきましては、今現在前原交差点の道路が混んでいるということでありますが、製糖工場、そこに建て替え移ってきますと、その混雑はさらに大きくなってくると思います。
　その解消について、何らかの措置が、早く打てるような措置ができればいいと思いますが、答弁をお願いします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。
　今答弁しました前原交差点ですけれども、次年度以降に詳細設計を行う予定でございます。その後に、工事を進めるということにしています。また近接して、海邦橋前の交差点も関連して渋滞がございますが、そこは既に詳細設計が完了しておりまして、次年度以降、対策工事を実施する予定としております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　大屋政善議員。
○大屋　政善 議員　ありがとうございます。
　ぜひそういう形で、早めの対策をお願いしたいと思

います。

次に(1)イ、周辺企業への振動・臭気についてお伺いします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

周辺企業への影響についてでございますが、現ゆがふ製糖工場はうるま市川田に立地しておりますが、ゆがふ製糖株式会社からは、振動や臭気に関し、近隣から苦情等は特にないと聞いているところでございます。同社は、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区への移転を計画しておりますが、10月に周辺企業への説明を行うとともに、導入を計画している設備や機器の振動等への影響について、確認を進めているところでございます。

県としましては、引き続き同社に対し丁寧な説明を求めるとともに、関係部局と連携して対応してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　いろんな情報を聞いてみますと、外国産機器の導入が計画されているということで聞いております。そういうことで、うるま市もやっぱりこの外国産という機械が、本当に大丈夫かなという心配もあるようであります。そういうことで振動・臭気のことを聞いていますが、先ほど部長の答弁では、周辺の企業から意見聴取をした、説明会をしたということも聞いておりますが、その中で、企業からの要望とか、そういった意見はなかったですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

周辺企業への説明会を行った中では、ゆがふ製糖株式会社からは、参加した企業からの意見や要望はなかったというふうな報告を受けております。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　ありがとうございます。

今現在も工場が近くにあるわけですから、そういった関係でそんなに大した大きな影響はないということで理解をしておきます。

次行きます。

(1)番のウ、環境アセスメントによる工場排水、それと排煙についてお伺いします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

工場からの排水及び排出ガスですけれども、ゆがふ製糖株式会社では、現在製糖工場の操業に必要な冷却用水として海水を使用しておりますが、新たな工場では、工業用水を循環して使用することで、排水量を減らす計画となっております。また、ばい煙発生施設に関しましては、電気集塵機の導入が計画されております。

県としましては、当該工場の移転に伴う事業が沖縄県環境影響評価条例の対象事業となる場合は、関係部局で連携し、指導助言を行ってまいります。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　工場で大量の水を使うということで、確かに工業用水が供給されると思います。その工業用水の供給については、企業局との調整はどうなっていますか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　ゆがふ製糖は、操業期である10月から４月に工業用水を使用しております。担当者への聞き取りによりますと、移転先でも現契約水量程度ということをお聞きしておりますので、移転した場合でも、１日当たり数百立方メートルの給水は可能であります。給水の詳細については、今後も聞き取り等を行いながら、安定給水が図られるよう対応してまいります。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　ただいまの答弁からしますと、工業用水で大量の水を使うわけですが、問題はないということで理解します。

次(2)ア、ゆがふ製糖工場の建設予定地にあるうるま市道の廃止についてお聞かせください。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　市道の廃止についてでございますけれども、ゆがふ製糖の新工場の整備は、分譲地間にある市道部分も利用した事業計画となっております。当該市道につきましては、県からうるま市へ道路用地として無償譲与しておりまして、工場用地として利用するためには、ゆがふ製糖とうるま市が調整した上で、うるま市から県に対して道路用地としての用途指定解除の手続等を行っていただく必要がございます。用途指定の解除につきましては、ゆがふ製糖とうるま市との調整結果を踏まえまして、関係部局と連携、調整して取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　今答弁にありましたように、うるま市と協定書――道路以外には使用することができないという協定書があるわけですよね。その協定書を解除しないと用地を買収、売ることができないということで、市道認定を外すときの――うるま市にとっては条例とかいろいろあると思うんですが、そういった

もろもろの手続は、皆さん、県のほうでリードしてやってもらいたいというのが、うるま市からの、まあ何といいますか、お願いといいますか、そういうことで今受けているんですが、皆さんとのそういった調整は今のところうまくいっているということで理解してよろしいのか。御答弁お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時10分休憩

午後４時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　今議員のほうから、県のほうがリードしてというお話がございましたけれども、意見交換等はずっと行っておりまして、先ほど議員のほうからありました条例等の改正等につきましては、うるま市のほうでそれはなされるものと理解しております。それに向けて、意見交換等を適宜やっているといった状況でございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　ありがとうございます。

うるま市の負担にならないような手続で、ぜひ相談して一緒になってやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして(3)ア、ゆがふ製糖の新築に伴う市町村の負担金、これが今大きな問題と感じていますが、負担金及び将来的な運営に対する負担金の有無についてお聞かせください。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

市町村の負担金額についてですけれども、県では、８月及び11月に知事が農林水産省に対し、新基本計画実装・農業構造転換支援事業の補助率及び補助上限額のかさ上げ等について要望してまいりました。同省では、令和７年度補正予算から同事業の補助率及び補助上限額をかさ上げし、国の財政支援が強化されたところでございます。

県としましては、地元の負担割合が軽減される見通しであることから、ゆがふ製糖株式会社や市町村、ＪＡなどと早期に合意形成を図り、ゆがふ製糖工場の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　せんだってのいろんな答弁の中にもありましたが、知事が頑張ったということで、大分国の予算も多く取れたということもありました。それはありますが、我々議会も一緒になって頑張ってきたということで、皆さんも理解してもらえたら一番いいなと思います。また、国の農林部会ではいろいろ農林部会の前自民党幹事長の森山先生が非常に頑張っているということも聞いております。その辺も非常にありがたいなと思っておるところであります。皆さんも理解してもらいたいと思います。そういうことで、恐らくは、大分軽減されると思います。それを早く各市町村と協議の場を持って、県のほうがリードして、製糖工場と一緒になって、早め早めで協議を持って、やっていただければ、移転も建て替えも早く決まるんじゃないかなと思いますので、その点、リードしてもらってお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次(4)番目、ゆがふ製糖工場の新築建設について。

もし万が一ですよ、もし万が一、この予定地は令和８年度で切れると聞いております。令和８年度中に契約できないと切れるということで聞いておりますが、その建設予定地の取扱いはどうなのか。もし遅れた場合にはどうなりますか。お答え願います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時14分休憩

午後４時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　今令和８年度という話がありましたけれども、令和８年の３月までにいろいろ報告書等の提出を求めているところでございます。今の仮定のお話で、もし提出されなかった場合といったことで今理解してお答えさせていただくんですけれども、まず履行期限までに書類が提出されない場合というのは、事業の計画の実現性を判断していくに当たりまして、資金調達の状況を把握することができないということになります。ですので、今、資金調達の進捗状況の報告書を出していただくことにはなっているんですけれども、それがしっかり提出されて確認できるような状況になるように関係部局のほうとも調整してまいりたいと思っております。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　そのためには、部長、早く協議を持って、３月までの対応を決めてもらわないと用地担当も困ると思いますので、その点早めの協議をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次２、伊計平良川線について、行きます。

私はこの１年間、この場で伊計平良川線の整備、そして伊計大橋の整備について、執行部と政策論争を

行ってまいりました。しかし、50年たった現在でも、地域振興、観光振興に必要と繰り返す県の答弁は、行動が伴わず、地元に対する何の配慮も感じられないということを強く指摘しておきます。

これまでの答弁の総括として、県当局の見解をお聞きします。

２(1)、西側海岸ルートの整備について、終点側の桃原集落直前の残り数百メートルで投資効果がないとのことで中止になった。このことは、同道路が県道としての開通が不可能だったことになるが、間違いないですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

伊計平良川線の宮城島内の整備につきましては、当初、島の西側を通るルートでありましたが、事業費等の課題を総合的に踏まえまして、平成18年度からルートの検討を行ったところであります。ルートの見直しに当たりましては、地元への意見照会を行い合意形成を図った上で、現在のルートを設定したという経緯でございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　次(2)、本来この投資効果のない道路は、道路法の趣旨である道路の連続性からすると廃止にすべきか、うるま市道に位置づけすべきであったと思うが、県の見解を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　この宮城島工区につきましては、上原地区と桃原地区の整備を現在優先的に進めております。一部整備済みとなっています島の西側の県道につきましては、現在うるま市への管理移管に向けて調整を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　(3)、再質問の形で進めていきます。

県は地元要請、県議会、市議会の議論を踏まえて、同地域の振興、観光振興などのため、うるま市との協議も踏まえて、新たなルート選定を行い、池味から桃原間までの設計図面を用いて県道として４キロメートル、事業費が約35億円。完成は平成30年代前半と地元説明会が３回にわたって行われてきました。それは間違いないですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　平成27年、あと令和３年、令和６年に地元住民等を対象としました事業説明会を開催しております。平成27年に開催した説明会におきましては、事業延長とか概略の事業費、事業期間等を説明しているのが確認されております。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　今の答弁からすると間違いないということで受け止めます。

私も市議会時代、何回となくこの伊計平良川線のことを質問しております。その中で、平成30年完成。また、平成33年完成。最後には平成35年完成と、そういう形で答弁をだましだましにされていると、私は思っております。いまだに、いつからいつまでということが打ち出せない。今回、１キロの事業着手に走っておりますが、そのことも踏まえて、後でまた伺います。

(4)番目、地元の宮城島、伊計島の皆さんは、この事業説明会を受けて、今でも池味から桃原橋までの区間が県道と思っています。今でも。県は地元の気持ちをどう感じていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　事業説明会等では、概略のルートを用いて、おおむねこういうルートで整備しますということで説明をしております。上原地区につきましては、地元の要望を受けまして、ここを優先的に整備してほしいという要望を受けまして、そこを道路法に基づく道路区域を指定しまして、そこを今事業を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　時間がありませんから、ぱっぱっぱっと進めていきます。

これまでの答弁で、今事業が走っている約１キロ区間の残りの両サイドは市道と答弁をしておりますが、市道ということは今も変わりはないですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　県道として整備する予定で事業説明を行っておりますが、今、道路区域を指定しているのは上原地区の１キロでございまして、その前後の道路につきましては、現時点では、まだ県道としての道路区域を指定しておりませんので、うるま市が管理する市道与那城26号線ということになります。事業中区間の進捗状況を踏まえまして、県道としての事業化に取り組むことにしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　今は市道の上に県道を乗せて、県の予算でやっておりますが、それはどうかなとも

思っておりますが。

(5)番、旧ルートは投資効果がないということで中止になりました。県道としての適格性がなければ、地元説明会で釈明した道路の主な通過点の変更として堂々と路線変更の手続をすべきであったと、私は今でもそう認識しております。県の見解はどうですか。また、道路法は道路の起点、主な通過地点、終点を連続した一本の線として認定もしくは路線変更の手続を義務づけていると思うが、県の見解を教えてください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

伊計平良川線ですけれども、道路法の規定に基づきまして、平成６年３月に起点を与那城町字伊計、終点を具志川市字平良川として路線の認定を行っております。その際本路線は路線名と起点、終点のみ告示されておりまして、重要な経由地その他必要な事項というのは定められておりません。これまでに告示された路線の認定の内容に変更がないことから、法に基づく変更手続は不要と考えております。路線の認定におきましては、詳細なルートというのは告示とかには載ってこないという、起点、終点ということでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　次、仮に県の整備を進めている約１キロだけ県道とすると、道路の連続性もなく、旧道の機能回復とも関係性がなくなるが、旧道の機能について、どう考えますか。また、旧道は整備中止以降、行き止まりとなって長年県道としての機能がないので、即県道廃止かうるま市道への位置づけが妥当と考える。県の見解をお願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　当該島西側の県道につきましては、宮城島工区の計画変更に伴いまして、平成25年度にうるま市と協議し、移管する方針で進めることの了解を得ております。現在、うるま市担当者と現場を踏査するなど、管理移管に向けて調整を鋭意進めているところでございます。引き続き市担当者と移管に必要な事項を協議しまして、早期に移管したいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　この前の９月議会の答弁で、うるま市と連携を図りながら、計画や地元の意向を踏まえ、一部見直しを行っているとのことでしたが、具体的な見直し内容についてお聞きします。また、今回の１キロのみ県道との答弁も、事業説明会の内容と大きく変わっており、県は地元に対する説明責任があると思いますが、なぜ地元に説明できないのか。地元は50年余りも地域振興を待ち望み続けています。県の見解をお願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　宮城島内の土地改良区の状況を踏まえまして、うるま市との協議におきまして、上原地区を優先して整備することとなったものでございます。見直しにつきましては、うるま市において策定されましたうるま市自転車ネットワーク計画を踏まえまして、上原地区の設計を一部見直ししております。上原地区につきましては、令和３年度と令和６年度の説明会におきまして、地元住民等に対し進捗状況等を説明しております。また、それ以前の事業説明会においても、概略のルートをお示しして、ここを県道として整備するということも説明しているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　今県が主張する、同１キロ箇所から上原集落方面についても再度確認でありますが、市道と理解してよろしいですね。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　上原地区前後の道路になりますけれども、現時点ではうるま市が管理する市道与那城26号線になります。道路法に基づきまして、道路区域を指定して、後に県道となるということでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　知事にお聞きします。

事業中の１キロメートルの北側、うるま市道の整備については、市道として地元のうるま市が整備することと理解してよろしいですか。知事の答弁をお願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますが、上原地区前後の道路は現在市道与那城26号線でございますが、現在事業中の区間の進捗状況を踏まえまして、県道として事業化に取り組むこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　時間がありませんから。

道路法の第10条第２項では、路線の全部または一部を廃止し、代替路線を認定する場合には路線の変更

として扱えることが規定されています。ただし、変更が可能なのは、代替性が認められる場合に限られ、連続性や路線の性格が大きく変わる場合は、旧路線の廃止と新路線の認定、二重の手続が必要になりますとうたわれております。そのことについては答弁しなくてもよろしいですが、私はそれで理解して、今こういった問題をいろいろ提言して質問しております。その辺はまた後でやっていきたいと思います。時間がないので。

次３、海中道路海の駅周辺駐車場・横断歩道橋の手すりについてお伺いします。

(1)、駐車場及び横断歩道橋手すりの維持管理、ロードパークの維持管理をしているのはどこですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　伊計平良川線のロードパーク施設等につきましては、県の道路施設となっておりますが、駐車場及び横断歩道橋は、平成11年に締結しました管理協定に基づきまして、うるま市が日常的な管理を行っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　(2)、維持管理費用についてお伺いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　このロードパーク施設等の維持管理費用につきましては、清掃ですとか軽微な修繕、あと道路照明を除く光熱水費及び除草などの日常的な管理の費用をうるま市が負担しまして、それ以外の比較的大きな修繕等につきましては、県で負担することとなっております。

以上です。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　今までに大きな負担がありましたか。お伺いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　ロードパーク施設におきましては、これまで県として、屋外のトイレですとか管理棟の浄化槽などの修繕を実施した実績がございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　特に維持管理には、皆さんも分かるように多額の費用がかかります。金がかかります。今現在、トイレも相当金がかかるような感じがします。見たら分かると思いますので、後で見てください。

(3)番目、駐車場の維持管理には金がかかります。ロードパーク駐車場を有料化にしてはどうかと思いますが、どうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　駐車場の有料化ということですけれども、現時点でうるま市などの地元から特に要望はございませんが、そのような要望等があれば、今後意見交換をしていきたいと考えております。ただ一般的に、道路の休憩所という施設として整備されておりますので、道路は無料で一般交通の用に供されるのが原則とされております。有料化につきましては、今後こうした位置づけも考慮に入れる必要もありますので、その辺も含めて意見交換をしながら研究していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　ありがとうございます。

うるま市と相談、協議をしながら、ぜひ有料化にしてもらいたいと思います。と申しますのは、金がかかります。維持管理に相当の金がかかっているようであります。有料化することによって、うるま市が持ち出しているこの維持管理の費用を大分抑えることができると思います。今の社会情勢の変化に伴って――僕は、県の考え方だと思います。県とうるま市と十分協議をして、絶対に維持管理費用としての目的で取るのもいいんじゃないかなと思いますので、ぜひそういう形でお願いをしておきます。

終わります。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　では早速、質問に入りたいと思います。

小規模離島と医療行政についてなんですが、有人離島で医者のいないところというのはどれぐらいあるんですか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　県内38の有人離島がございまして、そのうち16島には病院または診療所が設置されていないという状況となっています。16島のうち、７島は架橋により陸路でほかの島の医療を受診することができていますが、残りの９島が病院、診療所を利用するのに航路――船の利用が必要な離島となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　医者のいない離島の皆さんはどういうふうにして生活ができているのか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　船でほかの島に渡ら

ないと医療を受けることができないという形で、先ほど申しましたように９島ございます。人口は合計すると102名というふうになっておりまして、例えば鳩間島等ですと、巡回で上原の診療所のほうから２週間に１回程度行くというような――ただ海の影響で止まったりすることもありますけれども、そういうふうな状況となっているというふうに理解しています。そのほかについては、特に巡回で回るとかそういうふうなことも今はしていないという状況でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　私が市議会の１期目でしたかね、平成13年、14年ぐらいだったと思いますけど、全く関係ないわけじゃないから――伊江島からの陳情をいただいたことがあって、どんな陳情だったかというと、実は透析ができないと、当時。だから本部まで行かないと透析ができないから、これどうにかしてほしいと。診療所があるので、ここの整備をしてほしいということで、今できていると思うんだけれども。海路でやる医療というのは、えてしてそういうような、海に関係してなかなか行けないということがあるんですね。そこのところはどうしているのか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時37分休憩

午後４時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　現時点では、やはり海の影響で船が出ないというふうなときには、しけが収まるまで待っていただいているというふうな状況だと思います。オンラインの診療のニーズは、そういうところにもあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　オンラインは後からやりますけれども、１(1)イの小規模離島と過疎地域の医療の課題をお伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　小規模離島、過疎地域における医療の課題につきましては、まず医師などの医療従事者の確保が課題でございます。それから眼科、耳鼻科などの特定の診療科を受診する機会を確保することも課題となっております。そして、離島から急患搬送する必要がある患者が発生した場合のその体制の構築というのも大きな課題であるというふうに認識しています。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　これ部長ね、部長も長い間、保健医療介護部にいると思うんですよ。これは何年前ぐらいからの問題か。二、三年前じゃないでしょう。この問題はどれぐらいになるのか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　沖縄県の離島につきましては、復帰以前からの時代は医介輔の先生方あるいは公衆衛生看護婦というふうな形で、医師でないスタッフによって支えられてきたところがございます。その後自治医大ができて、自治医大の卒業生が離島――このような小規模過疎地域に医師として赴任することとなりましたけれども、今申し上げたような安定的な医師の確保、それから専門診療の受診、それから急患の問題については、その当時からなかなか解決……。問題がそのまま残っているのかなというふうに考えております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　だから私は聞いているんだけど、第１次振興計画からもう53年。つまり、復帰して53年。これはその頃からあった問題だと思うんですよ。だけど少しずつは緩和されている。しかし、人の命に関係するような問題だから、いまだにこんな状況なのかというところが、私は非常に不安に感じているわけですね。皆さんが去年だったかな、第８次の医療計画、ここの中に遠隔医療が入っているのか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

遠隔医療につきましては、第８次医療計画のほうから記載がされているという状況でございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　この８次計画の中にはどれぐらいの遠隔医療が書かれているのか。僕が見たのは三、四行ぐらいだったんだけど、どうなのか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

抜粋でございますけれども、「オンライン診療を含む遠隔医療の活用については、効率的・持続的な運用の観点から、へき地診療所やへき地医療拠点病院を含めた統一的な運用が必要であるため、活用に当たっては、医療機関のニーズの把握や遠隔医療に用いる機器の選定、運用体制の構築の検討が必要になります」という状況を記載させていただきまして、その次の段落では、県庁内にワーキンググループを設置して、県立病院を所管する事業局、それから市町村、僻地医療支

援機構等と、関係者と議論を進めていくという、今後進めていくというふうなことについての記載が10行程度というふうな形になっています。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　部長、第８次沖縄県医療計画について、これはたしか６年間ですよね。６年間で計画が終わる、もう２年目に入っている。ということは、今の遠隔医療の進め方で本当にこれ間に合うのか。僕は総務企画委員会で、この間五島に行ってきましたよ。長崎県に行ってきて、遠隔医療の部分をちょっと見させていただいた。これ51の離島がある。ここは全国一離島が多い県だ。ところが、あそこの遠隔医療――マイクでしゃべっていいのかどうか分からないけれども、スマホ同士で顔色を見るぐらいなんだよね。これは遠隔医療なのかなということさえ感じた。だから１回質問はしたけれども、２回以上質問をしようという気にはなれなくて、これで終わったんだけど、まさか皆さんの遠隔医療って、どういうことをやろうとしているのか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　ワーキンググループを設置して、今議論中というふうな形となっていますけれども、今遠隔医療で主に言われていますＤｔｏＰ――ドクターと患者、そこにナースがつくというふうな形であったりとか、あるいは医師同士のＤｔｏＤと呼ばれますけれども、医師同士の細かな診療情報のやり取りというふうな形のものについてそれぞれモデル的な実証につなげていきたいというふうに考えているところです。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　私はぜひＤｔｏＤを目指してほしいし、患部をカメラで診ることによって、その場にいる専門の先生じゃなくても多少の処置はできるということを考えると、遠隔医療は離島にとって物すごい大きな部分なんですね。真剣にそこのところは考えていただきたいなと思います。

次行きます。

沖縄21世紀ビジョンについて。

この新・沖縄21世紀ビジョンの計画というのは令和４年５月に発表されて、目標期間、目指す方向はしっかりと書かれているんだけれども、これ、外から見ていて、書いただけなのかという話にしか思えないんだけど、これは進んでいるのか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　基本計画につきましては、毎年ＰＤＣＡを回す形でその取組についての検証を行っております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　あのね部長、今の話聞いたでしょ。第６次まで来て、離島医療はこんなもんですよ。同じようにならないかと思っているんだけど、この６次振計の目玉って何ですか。６次振計の目玉計画というのは、何ですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　令和４年度に策定しました新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、前計画で柱であった社会と経済、これに加えて、新たに環境という形で枠組みを加えております。その３つの枠組みの中で、「「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成」、「「強くしなやかな自立型経済」の構築」、「「持続可能な海洋島しょ圏」の形成」を３つの基本方向として施策を推進しております。具体的には、「子どもの貧困解消に向けた総合的な支援の推進」、「県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化」、2050年カーボンニュートラルを見据えた「世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」、そういったことを目玉としております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　部長、僕らが一般に――これは社会的にアピールがあるようなインパクトの目玉の話を僕はしているんだよね。例えば、皆さんが今、与那原でやろうとしているＭＩＣＥ、あるいは鉄軌道。こういうものの目に見えるようなインパクトというのはどこにあるんですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　もちろんハード事業もございますが、ソフトとしての貧困であったり、それから先ほど御案内したような企業の稼ぐ力、カーボンニュートラルの取組、そういったものも大きな目玉だというふうに考えております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　つまり、ハード事業の目玉はないってことか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　先ほど議員から発言のございましたＭＩＣＥについても目玉だというふうに考えておりますし、Ｊ１スタジアム等々についても目玉だというふうに考えております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　鉄軌道はその目玉の中に入っていますか。

○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　入っております。
○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。
○呉屋　　宏 議員　次に行きたいと思います。
　私はこれまでの５次振計まで、50年、60年は僕は節目の年なのかなと勝手に思っているんですね。ところが私は、皆さんのこの計画なんかを随分読みましたけれども、沖縄県が将来こうなっていなければいけないという絵が、あまりそれを感じられない。つまり、今まで我々はパーツをつくってきたんですよね。いろんなパーツを。これが全部組み立てられたときに１台の車が出来上がると思っている。ところが、今パーツが組み立てられているのかどうかも分からないし、どこのパーツをつくっているかも分からないというような、こんな状況にしか僕は思えないんです。だから、ここの総合的な部分というのがよく見えないけれども、まあ皆さんの新振計の中に書かれている抽象的なものを見ればそうなるんですよと言うんだけど、あれを読んでも、沖縄県は将来、10年後こうなっているよねという想像がつかないんだけども、分かりやすく、ちょっと部長、語ってもらえませんか。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　本県は地理的特性、歴史的・文化的特性、海洋島嶼性という地域特性、そういったものを十分に生かすことが大変重要ではないかと思っております。そういった中で島嶼型環境モデルの形成であったり、持続可能な観光地の形成、それから子育てができる環境づくり、離島・過疎地域における安全・安心の確保、そういった魅力の創出、そういったものも含めて、県としては取り組むべきだと、取り組む方向だというふうに考えております。
○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。
○呉屋　　宏 議員　例えば、私は最近、環境部の職員だったのか、県議だったのか分からないぐらい、今自然史博物館にのめり込んでやっているんだけれども、この自然史博物館、これも皆さんの振計の中に入っているんだよね。入っている。ところが、これを見ていても、皆さんが本気になっているようには僕は思えないんだよ。なぜか。これは、次の(4)の中で皆さんに質問しますけど、なぜそんなふうに感じるかというと、僕はこれ３年前にたまたま土木環境委員会にいて、国立自然史博物館をつくる、この500万の予算って何なのかというところから始まって、翌年3000万になった。聞いてみれば1000億の事業だ。1000億の事業をこれまで５年も６年も500万、ただ予算に振っていて、これで本気と言えるのかと思って、僕はここからのめり込んでしまったんだけれども。これね、こういうような一事が万事、同じような計画がたくさんあるんじゃないかと思っているんだけど、どうなのか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後４時50分休憩
　　午後４時50分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　環境部長。
○多良間一弘 環境部長　まず、自然史博物館についての取組についてお答えさせていただきます。
　国立自然史博物館につきましては、令和４年に策定しました新・沖縄21世紀ビジョン基本計画におきまして、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくというふうにしております。それとこれまで県におきましては、シンポジウム等を開催するとともに、沖縄及び北方対策担当大臣や内閣官房長官等に対しまして、国立自然史博物館の誘致や骨太の方針に位置づけること、こういったことについて要請してきているというところでございます。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。
○呉屋　　宏 議員　部長、あなたの言いたことは分かるんだけれども、これは要請するといっても、もちろん国立の沖縄自然史博物館をつくるというわけだから、考えてみれば国がつくることなんだよね。我々が予算をもらってやることではないんだよ。そこから振興計画になじむのかというのは最近不安になってきているわけですよ、僕は。つくってくださいとお願いをする事業ですよ、これね。
　知事、これでこの自然史博物館は完成しますか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　先ほど環境部長から答弁がありました。2022年、令和４年に新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の中で、自然史博物館についてもあらゆる機会を捉えて誘致に努めていくということで、これまでシンポジウム、それから様々な情報の共有、それから各要路――内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、そういう要路につきましては、我々の考えをしっかりと伝えて、これから整備を進めていきたいということで取組を進めてきました。議員御案内のとおり、やはりそれでは見える化できないということもあり、予算を増やしてさらに活動を展開していこうということで取り組んでいるさなかであります。
○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。
○呉屋　　宏 議員　できるのかなと僕は言ったんだ

けど。昨日、知事に予算を要請しに行ったから、なかなか言いづらいところもあるので。ただこれ、今知事が言ったんだけれども、今真剣に我々県議会の議員連盟としては全力でこれにかかっている。来週の11日には県民会議が発足するんです。もうそこまで来ている。だけど、この事業の一番の問題は何だったかって、平成27年からこの事業はありながら、沖縄県民のほとんどが分からない。この状況で、これを今まで各種団体にお願いをしながら、説明をしながら、ずっと対策をしてきた議員の皆さんは大変だったと思いますよ。自然史博物館って何のことか、こんなレベルから入っていく。日本政府がこれは真剣につくろうという気持ちになるっていうことであれば、146万人の皆さんが、ひとしくみんな共有する情報を持っているということですよ。今誰が持っていますか、これ。我々と団体しか持っていない。だからこれは環境部長ともずっと議論してきて、やっとそのことの理解をいただいて、一緒にやろうということで、今二人三脚でまさに歩んでいる。当局といわゆる議会側が一緒になって頑張ろうと言っているわけです。これはなぜかというと、みんなが分かるようにするためには、やはりコマーシャル、いわゆるＯＴＶだとかＲＢＣだとかＱＡＢから、この自然史博物館というものはどういうものなんだとか、恐竜が動いているものだとかいろんなものがそこの中にいて、こんな夢のあるものをつくろうとしているのかというのを146万人の県民が共有しなければできないのよ。だからこの予算で大丈夫なんですかというところが、私は非常に気になっているところなんですね。皆さんは知恵を出しているかもしれないけれども、我々はとにかく労力を出しながら今、一軒一軒団体を訪問している。だから、逆に知事は口も出さないでいいし、動かなくていいから、お金だけ出してくれと思っているんだけど、どうですか、知事。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員の御意見もごもっともだと思います。行政は、設計図とパースを書いていない事業にはなかなか予算をつけにくい。これは議員もよく御理解いただいていると思います。なので、真摯にそれを広報する形で、予算をつけて取り組んでいたんですが、昨日、実は沖縄県議会国立自然史博物館設置促進議員連盟から要請をいただいて、ぜひ県民会議を立ち上げたいと、もうスタートするというようなことで、県民会議の結成に取り組んでいただいていることは、本当にこの段、大変心強く思っております。ですから、県としてもビジョンの基本計画に位置づけて、国立自然史博物館の誘致に取り組んでいますが、県民会議の活動への支援も必要と考えていることから、さらに既決予算の流用や補正予算による確保についても庁内で議論を進めたいと。昨日の要請も頂戴いたしましたので、そのことをしっかり力を合わせてやっていきたいと思います。どうぞ今後とも御指導よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　今の団体の実態はというと――我々実は先週の正副会長会議をやるまでの間は、県民会議から１団体幾らの会費を取るかということも決まっていない。だから入ってくれと言っても、先方がなかなか入ってくれない。理由は何かというと、お金です。入会して会員になって、それこそ１団体10万出してくれ、20万出してくれと言ったら、彼らは引く。だけど団体というのは医師会とか建設業協会のように大きなところもあれば、豆腐組合とか製パン組合みたいに小さい団体もあるわけですよ。そうすると、入会金を抑えていかなければどうにもならない。でも、入会金を抑えて幾ら数を入れたって、これは県民会議をつくるまでの間はできるかもしれないけど、事業費までは出ない。だから、我々は県民会議をつくって、この県民会議に人を集めてどんどん広報していく。それをどうやって県とタイアップをしていくかということが大事。その事業費は、僕は県が全部持つべきだと思っているので、その辺はもうお答えは要りません。昨日の要請もしていますので、これ以上言うと、また正副会長から怒られますから、この辺にしておきたいと思っております。

次行きましょうね。もう言いたいことはもっとあるんだけど、しばらく黙っておきます。

過疎対策について。

過疎対策は順調に推移をしているのか、お伺いをしたいと思います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　過疎対策ということで、定住条件の整備、それから産業振興、地域経済の活性化、そういった取組をしております。その結果、社会インフラであったり、情報通信の基盤、教育、医療、福祉等の質の向上が図られているとも思っております。一方で、過疎地域においては、様々な課題が残されていることも承知をしております。引き続きその課題解決に向けて、市町村と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　ちょっと表にまとめてみたんだけれども、デニー知事が就任をしたのが何年かよく

覚えてないんだけど、平成29年、2017年か18年ぐらいだと思うんですけど、2017年から昨年までの数字を見て、令和６年までの数字というのは、例えば今問題になっている渡名喜村って、この８年間で30％人口減っているんですよ。これにいつ気づいたのか。今年から要請を受けて何か出しているようだけれども、この減り方を見ていると、これ伊是名もこの８年で20％減っているんだよ。皆さん離島対策、過疎対策って言いながら、こういう統計の数字を把握しながらどうしているのかということは常に把握しているんですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　市町村の人口推計につきましては、国のほうのいわゆる社人研という団体が推計も含めて出していますので、数字については把握しております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　部長、これ減る最大の理由というのは何だと思いますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時０分休憩

午後５時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真 企画部長　要因というのは一つではなくて、多分複合的な要因だと思いますが、幾つか申し上げますと、産業自体が立ち後れたり、若年者を中心とした雇用情勢、そういったものの厳しい状況、それから若年層――高校がないというところで15の春といいましょうか、高校進学と同時に本島だったり本土のほうに転出されるとか、それと高齢化の進行、そういった様々な要因が複合的に重なった結果として人口が減少していると考えております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　今の話を聞いたらもうしようがないじゃないかという話にしかならない。対策の打ちようがないということじゃないか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　そういった状況をとどめるために過疎計画、離島振興計画のほうでは人口の維持、できる限り緩やかにするということを目標に、定住条件の整備、それから産業振興に取り組んでいるところです。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　私は、この人口の減り方を見ていて、とても怖くなってきたんだけれども、それで次の項目の推計人口を皆さんに聞いてみたんだね。沖縄県の将来人口ってどういうような状況になるんですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　こちらも先ほど御案内した社人研のほうの推計人口になりますが、沖縄県の総人口、2020年が146万7000人でしたが、社人研の推計によりますと、2050年には139万1000人まで減少するというふうな形で推計されております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　これは南西地域産業活性化センターが出した今年の３月の推計だ。これによると、2050年、人口は135万5000人ですよ。これは今現在からすると10万人の減になる。生産年齢の人口、これがこれから2050年までに15万人の減になる。15万人ですよ。老年人口、これが実は10万人増えるんです。この社会構造というのは想定しながら今設計をしているんですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　今議員御指摘の大変厳しい状況も我々は認識しております。そのために、できる限り人口の減りが緩やかになるような取組、それから人口が減って経済活動が停滞しないように、一人一人が稼ぐ力といいましょうか、そういった生産性を上げるような取組、さらには外国人材の活用についても施策として取り組んでいるところです。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　やはり沖縄は東京と一緒ですよ。生産年齢人口が減るんだよ。だから、外国の力を借りたいわけだ。だけど今度は入国がどうのこうのとか国で問題になっている。我々はこの15万人が――生産年齢人口が15万人減る部分は25年後ではあるけど、それは徐々に来るんだよね。この間、経済は――今146万人で社会は推移しているんだよ。だけど、どんどんどんどん落ちていく、この人口のギャップはどうするのか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時４分休憩

午後５時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真 企画部長　人口の減というのは、もう既に止められないというふうな形で国のほうも示しております。本土のほうの民間の団体も、日本全体の人口の減は止められないというふうな形でやっております。そういった中で、いかに経済を回していくのかと

いうのが大きな課題というふうに考えております。それにはやはり一人一人の稼ぐ力といいましょうか、生産性を上げるような取組、さらには先ほど御案内したような外国人材の活用についても考えていかないといけないというふうに考えております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　この件は、もうこれ以上ここでやっても無理ですから、委員会もしくは沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会に入れと言われて、今度からそこに行くことになっていますから、そこでもう少し詳しくやっていきたいと思います。

我が党関係、小渡良太郎議員の４の(10)、地域商社への支援の方向性について。

地域商社への支援、６次産業化や販路開拓についてお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

県では、農林漁業者の所得向上や農山漁村の活性化を図るため、６次産業化の取組を支援しております。同事業においては、マーケットインを意識した人材育成、商品開発や販路開拓を一貫して実施しております。具体的には、適切な利益確保に向けた研修の実施、販路先を想定した商品開発、テストマーケティングの実施による販路開拓等を支援しているところでございます。

県としましては、今後とも農林漁業者の所得向上を図るため、６次産業化の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　僕はここで何回も皆さんと議論をした。東京だとか大阪だったか福岡だったか名古屋辺りでちゃんと販売ができるような商社と組まないと、せっかく出来上がったクルマエビ、モズク、そういうものが二束三文で売っているんだよ。高く生産者から買って高く売れるような、そういう商社を見つけてやらないと、幾ら商品をつくったところで、全然売れてないじゃん。検討するつもりあるのか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時７分休憩

午後５時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　こういった商品の販路拡大とか生産、そういったものにつきましては、生産者団体や流通事業者と連携して県外でございますとか、首都圏におけるトップセールスの実施とか、あと県外量販店、飲食店での沖縄フェアですとかバイヤー招聘等のプロモーション活動など、そういったものに取り組んで、テストマーケティングや商談会の実施等に今取り組んでいるところでございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　沖縄の物産を、あるいは農業だとか漁業だとかで出てきた物産を確実に我々が売りますというところと、まず１社とでもいいから私は契約して売らせてみることだと思いますよ。これは真剣に考えてください。僕はもう２回３回やっていますから。

それと小渡議員の５の(5)、専門高校の機能強化についてですが、今の県立高校に特色を持たせるつもりはあるかどうか、お伺いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　特にこの小規模高等学校の活性化も含めて専門高校の機能強化については、今取組を進めているところでありますが、その視点としては、地域連携と社会に開かれた教育課程の実現、これが非常に重要であるというふうに考えております。また、地域独自の資源や特産を生かした連携は高校の魅力を高め、生徒に実践的な学びを提供し、地域課題の解決に貢献することにつながるということを考えておりますので、そういった取組を今推進しているところであります。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　教育長これね、あなたのところの組織は、もう今マイナスの部分だけを追っかけている。メンタルの問題だとか不登校だとかこういう部分を行っている。こういう将来の部分をやろうっていうような話にはなっていない。だから、構造改革しないと前に進めませんよ。どうですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　様々な課題もありますのでその課題に適切に対応していくと、こういう視点も重要でありますけれども、同時にやはり、将来に向かって子どもたちが必要な資質・能力をしっかりと身につけて社会に出ていくと。そういった職業的に自立していく、社会的に自立していく、そういう視点も重要であるというふうに考えておりまして、しっかりと魅力ある学校づくりにも取り組んでいるところであります。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　頑張ってください。将来の働く人口の中心ですからね。

次に、宮里洋史議員の２の(7)、モノレールの延伸についてですが、これはまだ進めているのか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　モノレールの延伸につきましては、昨年度から今年度にかけて普天間方面への導入可能性に関する調査を行っているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　違う違う。このモノレール計画っていうのは、完結はしていないのか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　今、空港から浦西駅までモノレールは走っておりますが、そこの延伸について今調査検討をしているところです。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　計画は現在はないけれども、とりあえず１期工事っていうのかな、それは出来上がったけど、次のものをやるっていうことであれば、皆さん、鉄軌道との整合性、車との整合性、そういう全体的な交通網の整合性は何かに出来上がっているんですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　最後の質問ですので私からお答えさせていただきたいと思います。

これまで企画部、土木建築部などが計画をつくっていました、まちづくり、国土開発など、それから陸・空・海の航路、航空路、それを次年度の次世代交通ビジョンで総合的に取りまとめる形で、まちづくりと道路造り、運輸、物流など、観光関連産業も含めて総点検するという方向性で見てみたいというように思います。そしてそこから部局を強化していって、見えるような形につくり上げていくような、そういうことを次年度からできないかということで今検討を進めております。ぜひ議員からの御案内もよろしくお願いいたします。

○呉屋　　宏 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、12月８日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時12分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　幸　喜　　愛

会議録署名議員　　新　垣　淑　豊

令和７年12月８日

令和７年
第　７　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第５号）

令和７年
第　７　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

令和７年12月８日（月曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第5号

令和７年12月８日（月曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで

甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）
甲第２号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第３号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
甲第４号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県知事の給与の特例に関する条例
乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例
乙第８号議案　工事請負契約について
乙第９号議案　工事請負契約について
乙第10号議案　工事請負契約について
乙第11号議案　工事請負契約について
乙第12号議案　工事請負契約について
乙第13号議案　工事請負契約について
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約について
乙第16号議案　工事請負契約について
乙第17号議案　工事請負契約について
乙第18号議案　工事請負契約について
乙第19号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第21号議案　財産損傷事故に関する和解等について
乙第22号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第23号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第24号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第25号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について
乙第28号議案　指定管理者の指定について
乙第29号議案　指定管理者の指定について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　指定管理者の指定について
乙第33号議案　指定管理者の指定について
乙第34号議案　指定管理者の指定について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　当せん金付証票の発売について
乙第37号議案　沖縄県収用委員会予備委員の任命について
乙第38号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（45名）

47番	中川京貴　議長	23番	比嘉　忍　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	24番	当山勝利　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	25番	西銘純恵　議員
3番	喜友名智子　議員	26番	新垣光栄　議員
4番	儀保　唯　議員	27番	上原快佐　議員
5番	大田　守　議員	28番	玉城健一郎　議員
6番	高橋　真　議員	29番	山里将雄　議員
7番	宮里洋史　議員	30番	糸数昌洋　議員
8番	徳田将仁　議員	31番	仲里全孝　議員
9番	新里治利　議員	32番	仲村家治　議員
10番	新垣善之　議員	33番	下地康教　議員
11番	新里　匠　議員	34番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	35番	島尻忠明　議員
13番	比嘉瑞己　議員	36番	大浜一郎　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	渡久地　修　議員
15番	米須清一郎　議員	39番	仲村未央　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	仲宗根　悟　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	46番	島袋　大　議員
22番	新垣淑豊　議員		

欠　席　議　員（1名）

42番　上原　章　副議長

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	知念百代	商工労働部長
池田竹州	副知事	諸見里真	文化観光スポーツ部長
大城肇	副知事	砂川勇二	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城力	企業局長
溜政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田真	企画部長	白井勝也	総務部財政統括監
多良間一弘	環境部長	半嶺満	教育長
北島智子	生活福祉部長	小堀龍一郎	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
糸数公	保健医療介護部長	森田崇史	人事委員会事務局長
喜屋武盛人	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城亮	課長補佐
宮城優次	長	安田健	主査
上原毅	議事課長	浦崎千都	主事

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、議員各位におきましては、円滑な議事運営のため、最初からの一問一答方式を除き、再質問に際しては、質問番号または質問項目を述べてから質問していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　おはようございます。

沖縄自民党・無所属の会、新垣淑豊でございます。

まず、１番から入ります。

障がい者支援政策についてです。

私、ＳＮＳをやっておりますけれども、その中でＤＭが送られてきました。成人の娘さんが知的障がいと身体障がいがあって、多動で自傷行動も強いと。そういった中でありました要請について取り上げさせていただきます。

補装具費支給制度におけるバギーのカラー選択について。バギーとは車椅子ですね。純正色――黒とかグレー以外は補助対象外となるのは、国制度に基づくものと理解している。県として、この取扱いの事実関係と制度の背景をどのように把握しているか。また、色や外観が安心感や外出のしやすさにつながるとの現場の声をどのように受け止めているか、お伺いします。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

補装具費支給制度の運用につきましては、国の補装具費支給事務取扱指針等で定められておりまして、身体障がいのある方からの申請に対しましては、実施主体であります市町村において、国が定めた基準額の範囲内であれば、カラーの指定の制限なく補装具費が支給されております。

バギーのカラーにつきましては、補装具製作業者に確認しましたところ、標準色として黒やグレー以外にも、赤や黄色など、ほかの色も設定されておりまして、その中から選択できるようになっているとのことでございます。ただし、申請者がその標準色に塗装を加える場合には、令和５年まで認められていました塗装費用について、国の基準が改正されまして、令和６年度からは自己負担となっているところでございます。

県としましては、障がいのある方にとって、安心して外出できるなどの生活の質の向上を確保することは

重要であるというふうに認識しておりますので、市町村における支給の現状把握に努めるとともに、他県とも情報交換をしながら、適切な支援について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　安心してというか、楽しんで外出できるかという点で、生活の質の向上という意味で、これは現場の実情が制度に十分反映されていないというふうな声がありますけれども、これは県として国に対し、生活実態、また環境に沿った基準の見直しを働きかける考えがあるか伺います。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

障がいのある方にとって、安心して外出できるなどの生活の質の向上を確保することは重要であると認識しております。

県としましては、市町村における支給の現状把握に努めるとともに、他県とも情報交換しながら、必要に応じて国への働きかけ等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　これは、国との調整も必要ですけど、県として寄り添う姿勢というのが求められていると思いますけれども、このような点についてはいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　ありがとうございます。

国の補装具費支給事務取扱指針において、市町村が実施主体となって運用しているところでございますけれども、県の身体障害者更生相談所というところがございまして、そこでは専門的な知識または技術に基づいて市町村を支援する役割が示されているところでございます。そのため、身体障害者更生相談所では、市町村や補装具事業者への指導のほか、市町村職員等への研修を実施しているところでございます。

県としましては、市町村や身体障害者更生相談所に寄せられた声を適切な支援につなげられるよう、引き続き市町村と連携しながら、障がいのある方が安心して外に出られる環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　このバギーは注文生産らしいんですね。相談者は自費で予備機を購入したそうですけれども、30万円ぐらいかかるらしいんですよ。なので、今回メイン機が壊れて、代替機はたまたま補装具屋さんから借りられたという話があります。例えば、我々も靴は、メインの靴もあれば、雨が降ったときに履く予備の靴もあるわけですね。こういった内容で、ぜひこの２足目――我々でいうと２足目の靴ですね。バギーの２台目を簡単に借りられるように、例えばシェアできるような状況にしておくとか、あとこの方がおっしゃっているのは、この申請から受け取りまで半年ぐらいかかるらしいんですよ。これをもっと短縮できないかという要請がありますけれども、この点いかがですか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

議員おっしゃるように、１つしか使えないというのは非常に窮屈なこともあろうかと思います。ただ、補装具の支給数は、国の補装具費支給事務取扱指針の基準に基づいて支給するというふうになっておりまして、原則としては１種目につき１個となっております。ですが、特に必要と認めた場合には、２個目の支給を検討することもできるとなっております。なお補装具を修理に出す際には、補装具事業者が修理をする間、代わりの補装具を提供するなど、利用者の便に沿った対応も行われていると伺っております。また、身体障害者更生相談所におきましては、市町村から補装具支給の判定依頼を受けた場合、医学的判定及び適合判定を行っておりますが、進捗状況の見える化を図るなどして判定期間の短縮に努めているところです。

県としましては、障がいのある方にとって、安心して外出できるなどの生活の質を確保することは重要であると認識しておりますので、市町村における支給の現状把握に努めるとともに、他県とも情報交換しながら、必要に応じて国への働きかけを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　こういった形で、ダイレクトに今いろんな声が入ってくるようになっていますので、またこの議場を通してお伝えをしていきたいと思っています。お願いいたします。

次行きます。

２番の首里城と琉球文化の発信についてということですが、まず(1)、首里城正殿再建に伴う周辺整備についてです。

首里城未来基金の活用状況と今後の方向性、首里杜地区整備基本計画との関係性、那覇市・地域との連携の状況や現時点での調整内容を教えてください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

首里杜地区整備基本計画では、古都首里を感じられる空間の創出ですとか、歴史文化資源等の保全・整備・活用を基本方針に位置づけておりまして、現在県では、首里城未来基金を活用して、世持橋高欄の復元に取り組んでおります。また、県や那覇市、地域団体等で構成する首里杜まちづくり推進協議会において、歴史まちづくり等について協議しておりまして、今後も那覇市や地域団体等と意見交換をしてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　その中で地域より声がありますけれども、龍潭です。龍潭。ここは琉球王府が整備した歴史的な資源でありますが、平成４年の首里城の開園に際ししゅんせつが行われていますけれども、最近はちょっと水質が悪いんじゃないかという声も聞こえます。今回の正殿の復元に合わせたしゅんせつなど、龍潭周辺の整備についてお伺いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時11分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　現在、龍潭の周辺では松崎馬場等の整備を進めておりますが、今後の整備箇所――何をやるかについては、庁内の関係部局ですとか那覇市、あと地域と意見交換しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　地域からしゅんせつしたいという声があるんですけど、しゅんせつについてはどうですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

しゅんせつが未来基金の方向性に合致するかどうかも含めて、意見交換をして使えるかどうかということを、やるかどうかというのは検討したいと思います。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　未来基金だけではなくてもいいんですよ。ぜひこういった要望があるということは受けていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

那覇市から未来基金を活用させてほしいとの要望があると聞いています。もちろん那覇にありますので、那覇市との協議は必要だと思っています。先ほど歴史まちづくりということがありましたが、それを推進するためにも那覇市でも未来基金を活用できるように検討するべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　首里杜地区整備基本計画では、県と那覇市は歴史まちづくりに一緒に取り組むということにしております。那覇市から未来基金活用についての要望がございましたら、活用方法について一緒に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　今現在、那覇市はこれを使えるんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　現時点では那覇市からこれを使いたいという要望がまだ出ておりませんので、要望が出たら、その内容について一緒に検討していきたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　周辺の整備ももっとあると思いますので、エリアも広げてお願いをしたいと思っております。

さて、(2)番ですけれども、ノートルダム――これフランス・パリにあります。首里城と同じ時期に火災に遭いました。このときの火災後の技術継承とか人材育成、安全基準の見直しなど、県はどのように把握をしているのか。例えば、これを首里城再建に何か生かせるのかということを整理しているか。また、令和９年度に向けて、海外との文化財保全に関する情報交換や共同研究を進める考えがあるか伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

ノートルダム大聖堂では、木造小屋組みの伝統技法を用いまして、若手の人材育成とデジタルデータなどの最新技術の活用、また新たな防火対策を講じて復元

しているということは、文献等により承知しております。首里城の復元におきましても、伝統的な木造建築による伝統技術の継承、また若手の人材育成に取り組んでおりまして、新たなデジタル技術を取り入れたほか、防火設備や防火体制を強化しているところでございます。首里城の復興は今後も続きますので、海外の文化財保全について、引き続き情報収集等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ぜひそれもお願いしたいと思いますし、また(3)番ですけれども、このノートルダム前広場で琉球芸能の公演ができないかという提案を受けております。また、首里城でのフランスの文化芸術公演の提案というのもあると聞いております。実は、パリで物を売ると、いろいろその商品について周りの方が評価するというようなお話もあるので、ぜひ県産品の常設紹介とか、例えば芸能と合わせての沖縄ウイークの開催とか、こういうのができないかという話があります。他県もアンテナ店舗を活用している状況があると聞いておりますが、県はどのように把握をしているのか。この提案を訪日強化、来沖促進策として活用する考えがあるか、お聞かせください。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　文化と芸術の都でありますパリにおきまして、伝統工芸品などの県産品をＰＲすることは、欧米等のグローバル市場におけるブランディングですとか、情報発信の面では非常に効果的な取組になる可能性があるというふうに考えております。今御提案のありました、現地アンテナショップ等でのプロモーションの活動につきまして、他県で行っている事例等は把握しているところではございますが、今回県内の事業者がフランスでの展開をしていくに当たりまして、沖縄県の事業の中に沖縄国際物流ハブ活用推進事業というのがございます。これは、海外に向けて県産品の販売促進でありますとか、商品改良開発等に係る費用の補助を行っておりまして、令和６年度はフランス向けに２件ほど補助をしてございます。今後、他県における現地アンテナショップの活用状況については、フランス委託駐在員ですとか、自治体国際化協会パリ事務所のほうとも連携しながら、引き続き情報収集を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向けて、東アジア、ＡＳＥＡＮ地域、欧・米・豪などを対象にインバウンド誘客に取り組んでおります。フランスについては、カンヌの富裕層向け商談会やパリ・ダイビング博への出展、現地連携事業者によるイベントへの参加、ウェブセミナーの開催等に取り組んでおります。パリでの沖縄関連イベントの実施については、課題、実施時期、効果等について、現地連携事業者、関係団体、関係部局と意見交換を行い研究してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　万博でも首里城の件、展示をしていただいたと思うんですけれども、ぜひこれはまた連携を深めていただきたいというふうに思っていますので、お願いします。

続きまして、３番の文化芸術振興について。

専門職員の配置、ありがとうございます。これ非常に大事なことなんですけれども、来期――その次の年度ですね。いろいろな計画づくりであったりとか、事業づくりをやらなきゃいけないんですけれども、これには複数名必要だと思うんですが、この複数名の採用について、もし見解を頂ければ。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

文化芸術専門人材については、令和８年度からの配置に向けて、役割、任用区分、任用形態の在り方などについて、関係部局と協議を行っているところでございます。人数は１人とし、県の各施策担当職員とチームを組むことで、関係団体との連携強化、次期沖縄県文化芸術振興計画の策定、各種施策の企画立案などの総合プロデュース機能を備えることを想定しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　１人だとある意味替えが利かないんですよ。病気になるかもしれない、けがをするかもしれない。そういったときに複数名いたほうがいいと思うんですけど、この辺いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

専門人材の主な業務ですけれども、令和９年度に予定している、先ほど申し上げた文化芸術振興計画の策

定業務と、あと文化芸術振興基金、あと宿泊税などを活用した企画立案に携わることを予定しております。複数配置につきましては、その取組状況等を踏まえつつ、必要に応じて検討を行ってまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　そちらもぜひお願いします。

(2)番行きます。

県立芸術大学で報道されたセクハラ事案について、事案の経緯、現在の進捗、今後の対策を伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

大学に確認したところ、事実関係が明らかになり次第、法人規程に基づき厳正に対処するとのことであります。

県としては、地方独立行政法人制度における法人の自律性・自主性を尊重し、調査状況を注視しているところであり、引き続きプライバシーに配慮しつつ、説明責任を果たしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　では、(3)番行きます。

県立芸術大学の学生のキャリアパスや大学と地域の連携について、学長と意見交換するとした前回答弁の進捗をお伺いします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

大学を地域連携型のアーツプロデュースセンターとすることについては、大学に情報提供し、意見交換を行っております。大学運営については、自主性が尊重されるべきものと考えておりますが、先進的、効果的な取組については、引き続き情報共有を図りつつ、意見交換を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　(4)番行きます。

県立芸術大学は、来年度開学40周年ということです。今、人が減っているという中で、大学の生存戦略が問われております。節目の年に制度改革を予定しているのか。また、全国は国公立芸術大学に舞台芸術学科がないという話――私立はあるんですね。ただ授業料が高いという話も聞いておりますので、県立芸大に舞台芸術と舞台技術を学ぶことのできる新学科が設置されたら、これは琉球芸能だけにとどまらない、沖縄の独自性を打ち出せるのではないかと思っています。例えば、なはーとにしても、アリーナにしても、舞台操作をしてくれる方が少ないというふうな話もあるので、この点いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

大学では、音楽学部に音楽学科が設置されており、音楽表現、音楽文化、琉球芸能の３つの専攻に分かれておりますが、舞台芸術、舞台技術に特化した学科や専攻科は設置されておりません。新学科の設置等については、大学の経営方針に関するものであり、自主性が尊重されるべきものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ぜひこれは県としても方向性に対してしっかりと提案をする、こういったことが必要だと思っております。これは調査機能としてはやっぱり――沖縄県は県の職員がいっぱいいるわけですから、ぜひ調査をして提案をする、こういったことをしていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、令和５年度に文化発信交流拠点の充実に関する調査というのを実は行っております。この中では、現況及びニーズの調査を実施しているところですが、文化施設における音響、照明、舞台監督などの技術スタッフの育成配置が課題ということが挙げられております。引き続き、大学側と意見交換していきたいと思っております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　しっかりとやっていただいて、ぜひ芸大を盛り上げていただくと、地域も盛り上がりますので、その辺お願いをしたいです。

さて(5)、文化芸術振興基金事業、これ本当にありがとうございます。県内でも大口の寄附があったということを聞いております。本当に知事はじめ関係部長もしっかりとやっていただいてありがとうございます。その中で、アートラボオキナワの脚本コンテストというのがありますけれども、文化芸術活動の充実及び活用補助金――これも寄附ですね、奨学金ということですけれども、様々な意見が寄せられておりますが、これは文化芸術振興会への委託可能性を含め、今後の事業企画・運営、専門家との連携体制はどのよう

になっているか教えてください。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　文化芸術振興基金を活用した事業の企画立案に当たっては、アーツカウンシルの専門員からの意見聴取のほか、文化芸術振興審議会での事業の在り方の審議と事業選定への審議委員の参加など、専門家との連携を図っているところでございます。また、基金を活用した事業は、原則公募による選定となりますので、文化芸術振興会の受託の可能性もあるものと考えております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　この脚本コンテストの支出なんですけれども、予算総額とこの支出の内容を教えていただけませんか。そして、脚本の権利は買取りなのか、公演ごとに使用料が発生するのか、その点まで教えてください。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　アートラボオキナワ脚本コンテストの事業につきましては、2400万円となっております。内訳としましては、コンテストの開催経費――これは賞金も含みますが、それが約365万円、あと周知啓発等で800万円、情報発信事業で1000万円という形の内容になっております。賞金につきましては、今10万円を予定しているところでございます。この考え方を少し述べたいと思っていますが、脚本コンテストは優秀な作品を舞台化し、県内で巡回公演等を行うこととしております。作品を創りたいという文化芸術関係者の思いに応えるには、賞金を高額にするよりも舞台化等の経費を県で負担して実施することが、コンテスト応募者のメリットになるものと考えております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　すみません、情報発信とか広告に多分1800万円ぐらいかかっているんですよね。そこをできれば本人に少し増やしていただく――もちろん買取りもしていただくし、舞台もつくっていただく。それがモチベーションにつながるんじゃないかと思うんですけど、この点いかがですか。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　この件については、専門家の意見等もいろいろお聞きしたところなんですが、過去、国立劇場おきなわで開いた――２年に１回やっていますが、ここは20万円です。沖縄市が過去にやった――文化協会ですけど、これ100万円という形になっています。その辺も参考にさせてもらいましたが、先ほど述べたように著名な監督さんの意見を聞くと、脚本で賞金をもらうのも大切ですが、それを舞台化するのはすごくお金がかかって大変だというお話も参考にさせていただいて、今の現状にしています。実際来年、再来年と県内と海外で公演を６回予定していますので、その部分については、県で舞台化にかかります――大体１公演当たり500万です。それを県で負担するということで、いろいろな考え方はあると思いますが、今のような制度設計になったところでございます。
　以上です。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　これ、普段の生活で頂いている方じゃないかもしれませんけど、そこには多少なりともやっぱり時間がかかるわけですよね。今後の制作活動にいろいろ関わってくるはずなので、ぜひそこは本当は厚くしてほしかったという意見があります。また次の機会にはぜひこれも検討の内容に入れていただければと思っております。
　４、GW2050 ＰＲＯＪＥＣＴＳと航空関連産業クラスターの位置づけについてというところですけれども、ゲートウェイ構想における那覇空港周辺の位置づけと、県が進める航空関連産業クラスター形成、特にＭＲＯ拠点整備との関係をどのように整理しているのか。長期ビジョンの中での役割分担について伺います。
○中川京貴 議長　商工労働部長。
○知念百代 商工労働部長　お答えいたします。
　県では、那覇空港に航空機整備拠点を設置しまして、アジアの整備需要を取り込む航空関連産業クラスターの形成に取り組んでいるところです。こういう中で、GW2050 ＰＲＯＪＥＣＴＳにおきましては、那覇空港を「世界最高水準の国際リゾート・ビジネス空港」に位置づけ、航空ＭＲＯを成長産業として東南アジアにおける整備拠点化を目指すとされております。今後、沖縄県が進める産業クラスターの計画等について情報を提供するとともに、連携可能性について意見交換をしてまいりたいというふうに思っております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　今後30年程度を見据えた第二格納庫整備など、第２ステージの方向性について、現時

点での検討状況を伺います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　クラスター形成に向けた今後の方向性としましては、関連産業のさらなる集積によりまして、産業の裾野を広げ、県経済への波及効果を高めていきたいというふうに考えております。そのためには、中核となります航空機整備の事業規模を拡大することが重要となってきます。格納庫の拡張整備を推進することで、付加価値の高いエンジンや装備品の修理業など関連産業の誘致につながることが期待されます。また、県内の製造業や物流業、ＩＴ産業等によるＭＲＯビジネスへの参入機会の創出など、県内産業との連携可能性も高まるものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　失礼しました。

建設資材の価格や人件費の上昇を踏まえて、第二格納庫整備の事業費増が見込まれますけど、県として現時点で把握している概算事業費の幅、また試算時期及び資金調達について、どのように検討しているのか、お伺いします。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　今年度の調査事業におきまして、国などの関係機関と調整を行いながら、格納庫の規模ですとか機能の精査、そういったことをやってございます。それに併せまして、整備に必要な施設の用地、そして具体の整備手法、整備事業費等についても検討しているところですので、具体的な費用についてはまだまだ出している状況にはございません。

県としましては、ＭＲＯを中核とするクラスター形成というのは国内初の取組でありまして、県経済の活性化のみならず、我が国の航空産業の発展にも大きく寄与するものと考えております。その拠点となる格納庫の拡張整備の財源については、やはり国の支援が不可欠であるというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　今の状況からすると、大体前の倍近くにはなるんじゃないかなと思っておりますので、今から予算立てというのをしっかりやらないといけないと思っています。この点について、また我々ももちろんしっかり頑張りますけれども、ぜひ知事にも、その辺りをしっかりとやっていただきたいなと思っております。

那覇空港から普天間飛行場エリアの将来構想、これは県として広域都市・産業ビジョンの中でどのように位置づけているのか、お伺いします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　ゲートウェイ構想では那覇空港と那覇港湾施設、牧港補給基地、普天間飛行場周辺エリア、こちらを価値創造重点拠点と位置づけております。一方、県の新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、「中南部都市圏の形成と駐留軍用地跡地の有効利用」を県土の広域的な方向性の一つとして位置づけており、対象範囲は重なる部分が多いというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　この辺りの連携というのはどのようになさっていますか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　ゲートウェイ事務局とは定期的に意見交換を行っております。８月から既に３回、４回ほど意見交換を行っているところです。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　これも沖縄県の20年先、30年先、左右する大事な計画だと思いますので、ぜひともお願いします。

さて先ほどの第二格納庫の件なんですけれども、県内の企業の参画とか県産の部材活用を通じて、経済効果を高めていく、技術力を高めていくということが必要だと思います。そのために入札制度、設計段階での工夫というものが必要だと思いますが、この点についてどのように考えているのか伺います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　格納庫の拡張整備に当たりましては、県内企業の参画、そして県産部材の活用といったことも視野に入れてございます。それは県内産業の稼ぐ力を育成する観点から非常に重要というふうに認識しているところです。そのため県では、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づきまして、県で使用する物品や県が発注する公共工事について、規格、品質、価格等が適正な県産品がある場合には、入札等に係る関係法令等に従いながら優先して使用しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　例えば基準等々が満たされている場合、その県産のものを使う割合、これを高めるこ

とで、例えば加点をしていくとか、こういったことが必要だと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　議員おっしゃいますように、可能でありましたら、ぜひ県内企業にも参画いただくということは基本でございます。航空機のエンジン部品修理といったものは非常に特殊性がありまして、その加工技術などが高いレベルで求められるようなところがございますので、県内の――例えば県工業連合会などと意見交換をしながら、そういったところへの対応ができないかといったことは、引き続き情報収集なり意見交換なりしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　もちろん水準を達するというのは必要なことなので、それを踏まえてしっかりとこういった検討をしていただけると、やっぱり県内企業としてもモチベーションが上がりますので、ぜひお願いをします。

さてちょっと５番飛ばして６番行きます。

ＰＦＡＳ対策についてということですが、このＰＦＡＳ、全国22都府県で問題化しているというふうにありました。全国知事会でも、国に対して排出源の調査とか健康影響の整理、また米軍施設への情報提供など幅広い対策を求めています。沖縄の対策費は今後さらに増えることが見込まれるだろうと思っておりますが、これは複数省庁への同時要請が不可欠だと考えております。県はこれまで防衛省以外の関係省庁へどのような要請を行ってきたのか、今後、全国知事会の要請内容も踏まえ、要請先の拡大を図る考えはあるのか、お伺いします。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

県としましては、米軍基地周辺の水質や地下水脈の調査結果から、ＰＦＯＳ等の汚染源は米軍基地である可能性が高いと考えていることから、国及び米軍に対しまして立入調査を認めること等について、機会あるごとに要請を行ってきております。これまで、防衛大臣以外では、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、外務大臣、環境大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に要請してきたところです。

県としましては、県による立入調査の実現をはじめ、対策の実施や調査に要する費用負担、それから土壌に係る基準値等の設定等を引き続き求めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　知事がこの間防衛省に行きまして、宮﨑副大臣とお会いしたというふうにありましたけれども、そのときにそれ以外にどういったところに要請されましたでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　防衛大臣宛てには……。

ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮城　力 企業局長　北谷浄水場での粒状活性炭の取替え・処分費用について、国が最大限支援すること。また、汚染原因の究明と必要な対策の実施、県が求めている嘉手納基地内への立入調査を認めることについて防衛大臣に要請したところで、この案件に関しては防衛大臣のみということでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○宮城　力 企業局長　休憩お願いします。ごめんなさい。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　すみません、加えて、県選出国会議員等に対しても同様の御説明をしてきたところでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　水道事業の所管は国交省だと思います。またＰＦＡＳは、先ほど答弁いただきました環境省というところも関わっていると思います。あと沖縄の社会的特性ということを考えれば内閣府にも必要だと思いますけれども、なぜ防衛省だけに行ったのか、この理由を教えてください。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　県が実施するＰＦＯＳ等対策に係る費用の負担についてはこれまで、以前水道事業を担っておりました厚生労働省、それから内閣府等にも要請をしてきたところでございます。その後防衛局

との協議の中で、周辺環境整備法に基づく補助事業の活用について御提案があり、事業費16億円のうち10億円助成いただいたところです。そういった経緯もございまして、防衛省に要請をしてきたところでございますが、先日要請した際には、防衛省からは関係省庁と緊密な連携の下、必要な対応を検討していくというコメントも頂きましたので、今後他の省庁との協議の状況も踏まえながら、県としても対応していきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　すみません、今16億円という話がありましたけど、これ何か16億円という数字が独り歩きしているような感じがするんですよね。詳細を教えていただけませんか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　北谷浄水場に16の池があります。そこの活性炭について、高機能の粒状活性炭の取替え工事を令和元年度から５年度にかけて行いまして、そのときの事業費が16億円だったというところでございます。加えまして、場内に併設しております硬度低減化施設、こちらも今、粒状活性炭を整備しておりますので、今後はこれに係る更新費用も加わりますし、一定の条件の下では、この使用済みの活性炭を県外に搬出して、高熱で処理しないといけないというところもありますので、これらの費用もまた今後かさんでくるという状況にございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　これは１年間で16億円かかるわけではないんですよね。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　さようでございます。今、16億円かかった活性炭、それから硬度低減化施設で今整備済みの活性炭、この取替え費用を単年度当たりにしますと、大体3.5億円――処分費を除いてでございますが、１年当たりおおむね3.5億円ぐらいのコスト増になるという試算をしております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　今防衛省だけではなくて、ほかのところも連携が必要だということになりましたけれども、知事としてこれ、要請に行く予定はありますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　せんだっての防衛副大臣との意見交換の中でも、先方からも関係省庁と連携して取り組みたいというお話でしたので、機を見てそのようにまた要請も行うほうがいいだろうと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　本来であれば、もう最初の段階で防衛省以外にも行くべきだったと私は思っております。この辺がやはり戦略的にこういった話ができていない状況だと思っておりますけれども、この辺どのようにお考えですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　せんだって木原官房長官がお見えになったときにも、その全体的な要請の中にしっかりとＰＦＯＳの今後の経費増に関する財政支援もお願いをしたところであります。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　水道事業は国交省でございます。沖縄振興については内閣府というところ。水道事業の維持管理費にかかる費用負担について、どのようにお考えなのかというのも、今後調整をしていきたいというふうに考えます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　今回の要請では、本当に防衛省一本やりというところで、これはもう対策の幅を狭めている。もちろん先方から提案があったと聞きましたけれども、防衛省が話を聞いてくれないというような印象を県民に与えたのではないかと思っております。だからこの辺を明確にして、我々もしっかりとほかの省庁も含めてやるんだということを改めて明言していただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　先ほど申し上げた水道事業であれば、今国土交通省になります。維持管理費であれば、通常であれば水道料金で負担すべきというところ。内閣府にあっては、沖縄振興に係る施設整備とか設備整備についての補助事業がございますが、通常の行政経費である維持経費については補助が難しいところもございます。そういうところも勘案しているところではありますが、今回、防衛省のほうから関係省庁と緊密な連携の下、必要な対応を検討していくというお話がございましたので、今後はその推移も注視しながら対応していきたいというふうに考えます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ぜひ戦略的にそういった要請行動をしていただきたいと思っております。

すみません、７の我が会派の代表質問との関連についてに行きます。

宮里洋史議員の１の(1)、追認により過去の行為が適法化されると判断した理由と法的根拠についてですが、この法定の手続がなされなかった事実が遡って正

当化されるものではないという公室長の答弁がありましたが、令和６年12月の追認以前の事務所は日本の法的に認められているのかいないのか、明確な答弁お願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

一般的に、ある法人が適法であるかについては、その法人の設立の根拠となる法令により判断されることとなっております。そのためワシントンＤＣオフィス社については、日本の法令ではなく、コロンビア特別区事業組織法に基づいて判断されるものと理解しております。県の追認は、県が同社を設立した後に県が国内法令等に基づいて行うべきだった手続について、是正の措置を講ずるための起点となる県庁内の手続として、法人の設立が県の行為であることを明確にしたものであります。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　是正という話がありましたけれども、代表監査委員に伺います。

日本の行政に関係する法令の中において、この追認前のＤＣ株式会社に対して、沖縄県からの支出は適法と言えるのかどうか。これを伺います。

○中川京貴 議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　ワシントン駐在に係る件につきましては、議会からの請求によりまして６つの事項について報告を申し上げたところでございますが、ただいまの関連については監査をしておりませんので、お答えはいたしかねます。

○新垣　淑豊 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　米国の法人に関することでありまして、沖縄県監査委員としては、その法的な位置づけ等については監査をしておりませんので、申し上げることができません。

以上でございます。

○新垣　淑豊 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　沖縄県からの委託料については、ワシントンコア社へと委託先について支出をされておるものでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ちょっと待って。休憩。適法か適法でないかって言ったら適法……

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　ただいま議員から御質問のありましたことにつきましては、監査委員としましては、６つの項目について４人の監査委員の協議によりまして、その事実の確認ですとかあるいは意見の決定をしたところでございます。そのため本年６月に報告をしたところでございますが、それ以外のことについて、それ以上のことを私のほうから申し上げることは差し控えたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　またこれ別の機会にやりますけれども、このＤＣ社、追認の前後でどのような法的な整理をしているのかということを聞きたいんですけれども――まずそれも聞きたいんですけれども、ごめんなさい、最後になるので。

これまでの本会議、委員会においてこのＤＣ社は県と一体であるとか、県の100％の出資の子会社であるとか、私企業であるとか様々な表現がなされていますけれども、これ、特に県の子会社であるという表現が適切なのかというのは私すごく気になっています。この存在については、県としてはどのように整理しているのか、お聞かせください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社につきましては、会社法上、自社の総株主の議決権の過半数を他の会社に所有されている会社は子会社というと承知しております。一方、米国の移民国籍法上は、Ｌ１ビザの要件を満たす組織の一つとしてサブシディアリーがあり、それは通常子会社などと訳されております。このサブシディアリーは、企業、会社その他の法的主体であって、親会社等が直接もしくは間接に当該組織の過半数を所有し支配するものとされており、また、親会社は必ずしも会社に限らず法的主体とされている。したがって移民国籍法上は子会社と言え

るものと認識しております。
以上になります。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時53分休憩
午前10時53分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　これ追認後の法的な、この追認前後というのはどうなっているのか、お聞かせください。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時54分休憩
午前10時54分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　追認前は、文書による意思決定等がなされていなかったということでございます。それを追認によって県が意思決定をして、その子会社といいますか、ワシントンＤＣオフィス社について県の意思で設立したということを認めたということになると思います。
○新垣　淑豊 議員　ありがとうございました。
すみません、準備いただいた担当の皆さん、今日は全部質問終わらせられなくてすみません。失礼しました。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時55分休憩
午前10時55分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
下地康教議員。
〔下地康教　議員登壇〕
○下地　康教 議員　おはようございます。
会派沖縄自民党・無所属の会、宮古地区選出の下地康教であります。
今議会は2025年最後の議会であります。今年を振り返ってみると、世界では紛争や気候変動、国内では、人口減少やＡＩ革命を含む産業の転換、また、沖縄県においては、基地に係る様々な課題や脆弱性を抱える離島の振興発展に関する課題がありました。これらの課題や問題点はこれからも取り組んでいかなければなりません。しかし、同時に技術革新や地域力による新たな成長の兆しも見えてきております。来年は平和への備え、平和を望む力強い取組と併せて、持続可能な社会の構築に取り組んでいく年ではないでしょうかというふうに考えます。
それでは、通告により一般質問を行いますので、当局の誠意ある答弁と併せて県民に対して分かりやすい答弁をお願いしたいというふうに思います。
１、政府におけるサトウキビ生産者交付金の前年度据置措置について。
(1)、７年連続して交付金額がトン当たり１万6860円となりましたが、肥料などを含む生産コストが上昇している現状を踏まえ、県としてのサトウキビ農家への支援措置を伺います。
２、大宜味地内導水管の漏水事案について。
(1)、漏水原因と今後の事業計画について伺う。
３、国民保護計画について。
(1)、全島民避難を基本としていますが、具体的に受入れ自治体との避難計画の突合状況はどのようになっているのか。また県として避難自治体との連携はどのようになっているか伺います。
４、ワシントンＤＣオフィス社の設立経緯について。
(1)、地方自治法に関する不適切な出資手続について伺う。
５、県道施設の管理状況について。
(1)、９月議会において請願第９号街路樹の植栽改善に関する請願が土木環境委員会で採択をされております。その後の執行部の対応を伺います。また、９月議会で答弁のあった、白線及び標示板など県道施設管理におけるＡＩを含むＤＸを活用した管理システムの導入検討状況を伺います。
６、下地島空港の管理状況について。
(1)、一部の航空会社が発着訓練を実施しているようだが、特別会計上、収支の状況はどのようになっているのか伺う。
(2)、開港当初、空港基本施設は国営で整備されておりますけれども、県管理空港となった後、財産の管理を含めた管理状況はどのようになっているか伺います。
７、宮古地区佐良浜漁港における防暑施設に係る斜路レールの修繕について。
(1)、令和６年２月議会で質問しておりますけれども、その後の取組状況を伺います。
８、警察署宿舎の環境改善を含む再整備計画について。
(1)、老朽化が激しい現状があります。耐用年数の制限もありますけれども、耐震性・耐久性調査を実施し、時代に則した環境整備が必要であるというふうに考えますが、今後の整備計画について伺います。
９、多良間港（普天間地区）の港湾改修事業について。

(1)、県の整備事業計画について伺います。また、多良間村からのターミナル施設の老朽化に伴う改修要望について伺います。

10、離島における住宅整備事業について。

(1)、賃貸住宅の家賃高騰による、子育て若年世代の入居物件不足の解消について伺います。

(2)、県営住宅の入居基準の緩和、空き家対策への支援について伺います。

11、我が会派の代表質問との関連について。

比嘉忍議員の代表質問における２(1)、離島・過疎地域振興について、関連して質問を行います。

離島の公共工事における建築単価の見直しについて、令和７年６月定例議会で地域の実情に応じた市場単価の導入について質問をしたところ、市場調査を行い地域の実情に応じた建築単価を使っているとの答弁をいただいております。しかし、離島の業者からは、那覇の建築単価を使っているとの声があり、再質問をしたところ確認をするとの答弁でありました。その後の確認の結果を報告願いたいと思います。

以上、答弁を聞いて再質問を行います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　下地康教議員の御質問にお答えいたします。

３、国民保護計画についての(1)、受入れ自治体及び避難自治体との連携についてお答えいたします。

沖縄県では、特定の事態を想定したものではありませんが、令和４年度から、国、先島５市町村、エアラインなどの指定公共機関等と連携し、先島諸島から九州・山口各県への住民避難に係る国民保護図上訓練に取り組んでおります。また、九州・山口各県では、国が設定したマッチング案を基に、先島諸島からの住民避難に係る受入れ検討に取り組んでいただいており、避難先でのコミュニティー維持、経由空港からのアクセス等を勘案し、本年３月に九州・山口８県、32市町を受入先とする初期的な計画を作成・公表しております。去る10月27日、沖縄県で開催されました九州地方知事会では、国民保護対策の推進を討議する事項として、顔の見える関係を構築するため、先島５市町村長等も交え、取組の現状や課題認識の共有を図るとともに、沖縄県、先島５市町村及び九州・山口各県との連携強化を図ったところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　１、政府におけるサトウキビ生産者交付金の前年度据置措置についての(1)、サトウキビ農家への支援についてお答えします。

サトウキビについては、本県の基幹作物であり、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、関係機関等と連携して生産振興に努めているところであります。具体的には、優良種苗の増殖や供給、ハーベスタなどの導入による機械化促進やオペレーターの育成、さとうきび増産基金を活用した気象災害時における肥料や農薬等の支援、土づくりのための堆肥や緑肥などの支援などに取り組んでおります。引き続き関係機関と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

次に７、宮古地区佐良浜漁港における防暑施設に係る斜路レールの修繕についての(1)、佐良浜漁港の斜路レールの修繕状況についてお答えします。

佐良浜漁港の船揚場にある斜路レールは平成19年度に設置したところですが、現在では老朽化が進み、レールに段差が生じており、漁船の上げ下ろしに支障を来していると聞いております。そのため、昨年度応急的な対応として、研磨によりレールの段差を解消したところですが、再び段差が生じているため、今年度は肉盛り溶接により段差の解消を図る予定となっております。

県としましては、引き続き伊良部漁業協同組合と連携し、早急に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　２、大宜味地内導水管の漏水事案に係る原因と今後の事業計画についてお答えいたします。

本島北部のダムの水を浄水場に運ぶ管路が３系統ございます。そのうち東系列導水路トンネルは、平成29年度から毎年冬季に限定して実施している改築工事中であったところ、別系統の昭和42年に整備された管の破損により近接する管も使用不可となったところです。漏水の原因は老朽化によるものと考えております。今回の漏水を受け、経年化した破損管全線の健全性評価に取り組むとともに、今後の破損管の取扱いや東系列導水路トンネルの事業計画について、早急に検討を進めることとしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　４、ワシントンＤＣオフィ

ス社の設立経緯についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社への出資に要した経費は、平成27年２月議会において地方自治法第96条第１項第２号に基づいて議決された平成27年度一般会計当初予算から支出されております。予算案の提出時点では、米国の営利法人に出資することは決まっていなかったため、議会への説明は行われなかったものであります。一方で、予算案提出の時点で出資の可能性等を説明し、また、ワシントンＤＣオフィス社の設立を決定した際には、議会に対して報告を行うなど丁寧に対応する余地はあったものと考えており、事前の検討不足等により、こうした説明がなされなかったことは深く反省すべきであると考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　５、県道施設の管理状況についてお答えいたします。

宮古島市嘉手苅地区からの街路樹の植栽改善に関する請願について、横断歩道や交差点部の視認性を阻害していたテリハボク９本の間引きを11月末に完了しております。ＤＸを活用した維持管理については、効率的な情報収集を目的に７月から道路通報システムを導入しております。また次年度から地中レーダーによる路面下空洞調査を予定しております。引き続き道路施設の点検については、最新技術を活用した効率的・効果的な方法について検討してまいります。

次に６、下地島空港の管理状況についての(1)、下地島空港特別会計の決算についてお答えいたします。

令和６年度の下地島空港特別会計の決算は、歳入歳出ともに約４億4000万円となっております。歳入の内訳は、着陸料が約4000万円。操縦練習使用料が約１億6000万円などの収入があるものの、一般財源から約２億1000万円の繰入れを行っております。

次に同じく６の(2)、下地島空港の管理状況についてお答えいたします。

県で整備した下地島空港は、昭和48年７月に非公共用の訓練飛行場として設置許可され、昭和54年７月には公共用の第３種空港として供用が開始されました。平成20年の法改正により地方管理空港に位置づけられ、引き続き県で管理しております。

次に９、多良間港（普天間地区）港湾改修事業における県の整備事業計画とターミナル改修要請の対応状況についてお答えいたします。

多良間港（普天間地区）では、令和６年度から災害時に重要な役割を果たす耐震強化岸壁の整備に取り組んでいるところです。また、多良間村から要請のある村所有のターミナル施設の改修については、多良間村に対し、活用可能な国の支援制度等を紹介するなど村と県で適切な役割分担の下、検討を進めております。引き続き予算確保に努め、多良間村と連携しながら耐震強化岸壁の早期整備、ターミナル施設の改修に向けた支援等に取り組んでまいります。

次に10、離島における住宅整備事業についての(1)、住宅不足の解消についてお答えいたします。

県では、沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画に基づき、特に老朽化が著しい県営住宅の建て替えを優先的に行っており、その際に１割程度戸数を増やしているところです。宮古島市における県営住宅建替事業では、県営平良北団地が144戸から160戸、県営平良南団地が174戸から198戸と増戸し、建て替え工事を進めております。

県としては、市が実施する公営住宅整備事業についても、整備戸数の増戸など、引き続き意見交換を行い、連携して取り組んでまいります。

同じく10の(2)、県営住宅の入居基準の緩和、空き家対策への支援についてお答えいたします。

入居基準の緩和については、各自治体で対象世帯の範囲を広げることができますが、県営住宅においては、高齢者等の困窮世帯の入居がより困難になることが想定されることから、慎重に検討する必要があると考えております。一方、子育て世帯の住宅確保については、地域優良賃貸住宅や空き家の活用が有効であると考えられることから、引き続き市町村と連携して、各種施策の推進に取り組んでまいります。

次に11、我が会派の代表質問との関連の質問で、離島の公共工事における建築単価についてお答えいたします。

調査の結果、過去に発注した工事で一部の工種において那覇単価を準用していた事例を確認しております。現在は見積り等による実勢単価を調査した上で、単価を採用するよう取り組んでおります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　８(1)、警察宿舎の再整備計画についてお答えいたします。

警察の待機宿舎につきましては、事件・事故の発生時における迅速な対応や大規模災害発生時の必要な動員を図ることを目的として設置しており、その適切な整備は治安維持の観点から非常に重要と考えております。待機宿舎の現状につきましては、現在28棟のう

ち約７割の20棟が築後35年以上を経過し、経年劣化による破損・腐食が見られることから、計画的な修繕を行っております。特に北部及び離島地域につきましては、待機宿舎の必要性及び需要が高いことから、優先的に外壁塗装及び屋上防水工事を行っているところです。さらに離島では、待機宿舎に入ることができず民間賃貸物件に居住する者が多いところ、近年の家賃高騰により経済的負担が重くなっていることを踏まえ、令和８年度には新たに公費での民間賃貸物件の借り上げも視野に入れて、関係機関と調整させていただいております。今後も関係機関の理解をいただきながら、住環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　知事はじめ執行部の皆様方、御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問に行きたいと思います。

まず５番の県道施設の管理状況ですけれども、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　（パネルを掲示）　これが答弁いただいた地区の現在の状況であります。この下のほうは、剪定をされております。質問をしてちゃんとしっかりと対応していただいたというところで、やはりちゃんと部長にお礼を申し上げたいと思います。また、知事、ありがとうございました。

それで答弁では、まず予算と優先順位を考えながらというふうな答弁が大体決まり文句でありますけれども、この管理方法は予算の規模や優先順位ではなくて、破損した箇所、欠損した箇所を小まめに修繕していくやり方を考えるべきではないかというふうに思っております。どうでしょうか、部長。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

これまでも答弁させていただいているとおりではございますが、維持管理にかかる予算というのが今十分に確保できていないという状況でございますので、危険な箇所、視認性の悪い箇所等を優先してという答弁でこれまでも行ってきております。宮古地区におきましては、一括した委託業務等も行っておりますし、これからも予算確保に努めて、しっかりパトロールもしながら取り組んでいければと考えます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　それと、昨今はＡＩの活用がもう社会現象というふうになっておりまして、ＡＩは労働生産性の向上を飛躍的にもたらして、その衝撃は鉄道、電力、インターネットの登場を超える可能性、つまり産業革命じゃないかなというふうにも言われております。そして、ぜひこのＡＩを活用した、すぐやる道路管理のＤＸ管理システム、それをしっかりと構築をしていただきたい。つまり、この修繕箇所、やらなければならない箇所を例えば１か所、２か所という話ではなくて、小まめに少しずつでもいいからやっていくということを考える必要があるのかなと。そうしないとどうしても県民の皆様方からは、いつまでたっても補修ができていないというような声が上がってくるんですね。その辺りをしっかりとＡＩの活用、いろいろな新しいシステムを活用したやり方、それをぜひ検討していただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　一応今年度から道路通報システム――これは写真を撮ってウェブ上で送っていただければ、場所と状況が確認できるというものも運用を始めております。区画線とか植栽等につきましても、そのシステムを使って通報することも可能でございます。また、車載カメラですとかスマートフォン、ドライブレコーダー、ＡＩ等を活用して解析とかができるシステムが出てきていることも承知しております。それについても調査研究しながら、活用できるものかどうか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　とにかくすぐやる、すぐ現場に入る、そういうシステムができるようなものを考えていただきたいというふうに思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　次に２番、大宜味地内の導水管の漏水事案についてであります。

この導水管は、通常、導水トンネルと1350ミリの管、それと750ミリの管の３つのルートを使用しているというふうに説明しておりますけれども、ふだんそれぞれのルートの日送水量というのはどういうふうになっていますか。また、その比率を教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　すみません、送水量はちょっと確認させていただきたいと思いますが、一番大きいというか、多く水を送っているのが東系列の導水路トンネル、大体半分ぐらい。そして、西側は1350ミリ管と750ミリ管ですので、今回破損したものと並走している1350ミリ管のほうが送水量は多いということになります。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　私が質問の聞き取りを受けたときに水量を聞いたんですけれども、導水トンネルが26.8万トン。比率では74％がこの導水トンネルで送水が行われているというところですね。それで、今回破損したのが750ミリ管で２万トン――通常ですね。これが通常の送水量の0.6％というふうに聞いております。それで、導水トンネルの送水を止めて改修工事を進めるときに、ほかの２ルートの送水量はどのようになっていましたか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　東系列導水路トンネルの工事期間中ですが、1350ミリ管と750ミリ管で合わせて日量で申し上げると、27万立方メートル程度になります。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　私が答弁していただきたかったのは、この破損をした750ミリ管、これが幾ら送水されていたのかというのを聞きたかったんですけれども。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　すみません、すぐ数値はちょっと申し上げにくいんですが、1350ミリ管のほうが先ほど申し上げたように導水量は多くて、750ミリ管はそれよりも少ないという状況にございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　これも私が質問の聞き取りのときに教えられた情報ですけれども、通常３つのルートでやっているときは、破損した管は２万トンを送水していたと。だけど、工事を行って２ルートで送水するときは、この破損した管は２倍の４万トンを送水していたというふうに聞いています。それで、これまで平成27年度から導水トンネルの工事がスタートしているというふうな説明をしていますけれども、恐らく何回かこれを止めて、残りの２つのルートで送水したことがあるはずですけれども、この２倍――少なくとも今回750ミリの送水管に２倍の水量が送水されたというふうに聞いておりますけれども、この辺の対策、検査はどうなっていたんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　東系列の導水路トンネルの工事期間中ですが、残る２本について、通常よりも送水量、導水量を増やす、これで中部水源からも取水を増やすという取組をして中南部の水需要に対応しているというところでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時29分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　導水量を増やすんですけれども、圧力を２倍ということではなくて、流入する量を増やしていく。例えば、入り口のところの弁を全開にするとか、そのようにして水量のほうをコントロールしているというところで、圧は一定の圧力で送っているというところでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　圧が２倍になるかどうかはちょっと明確ではないんですけれども、圧力は通常よりはかかるというふうに理解をしています。そして、この送水管を布設して58年が経過をしておりま

すね。それで、水道管の耐用年数はおおむね40年というふうに考えられております。これ、切り替える時期がもうとっくに過ぎていたんじゃないですか。どうですか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　破損した管については、耐用年数は40年でございます。これについては、延長が65キロございます。大宜味から名護、宜野座、金武を経由して、うるま市の石川浄水場まで65キロございまして、平成11年度からこれらの更新作業を進めてまいりました。65キロメートルのうち39キロメートルの導水管については、更新済みあるいは更新中、あるいはもう使用しないという扱いです。残り26キロが残っておりますが、その26キロ内にこの破損した箇所があるというところでございます。なぜここがまだ更新されていないのかということを申し上げると、この750ミリ管と並走する形で1350ミリ管がございます。この1350ミリ管で十分代替機能があるということを考えて、この更新を先送りしてきたという事情がございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　そういう対応をしてきたというんですけれども、結果的には漏水が発生したというふうになっておりますね。しかしながら、危機管理としては、やはり漏水をする箇所、想定される箇所、それをしっかりと見極めて、もしそうなった場合どうなるのかというような計画を立てなければならなかったんじゃないですか。どうですか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　先ほど、近接し並走する1350ミリ管の存在を申し上げました。これで十分代替できるという想定だったんですけれども、750ミリ管の破損が大分大きくて、1350ミリ管まで露出してしまった。そうしますと、圧の関係で破裂する可能性があって、1350ミリ管も破損する可能性があって、緊急に両管を停止したところでございます。想定が甘かったと言われればそういう御指摘にはなりますが、布設する箇所自体、私現場を見に行ったんですが、非常に狭いところもありまして、一部といいますか、あの辺りは近接するような設計の下に布設をしてきたというところで、この点は今後の更新計画でもその点を考慮した上で、検討していきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　この３つのルートというのは、県民の飲料水、また工業用水に非常に大きく影響するルートであります。これは非常に大きな危機感を持って工事をするべきだというふうに考えております。それで、このような事態が起こったことによって、導水トンネルの改修の工事計画が変わってくる可能性があります。そういったものも含めて、今後の老朽化対策に関する施設更新計画、それをしっかりと早急に提示していただきたい。どう思いますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　沖縄県企業局の中長期計画を定めておりまして、その中でも更新計画を今定めているところです。これは今年度更新する予定でございますので、その中で今後の取扱いについて示していきたいと考えておりますが、近接する管もありますので、その取扱いについても慎重に検討しながら、適宜適切に中長期計画に反映させていきたいというふうに思います。その点については、ホームページ等で公表いたします。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　非常に重要な送水ルートでありますので、十分考慮しながら送水事業を行っていただきたいというふうに思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　ワシントンＤＣオフィス社の設立経緯につきまして、再質問したいと思います。

ワシントン駐在に関する県の報告書では、平成27年２月の議会で、出資に関するものは議決されており問題がないとありますけれども、予算書では、出資に関する費用を地域安全政策費の中に潜り込ませて、会社設立に関する出資という重大な文言が記載されていなかったんですね。議会において何の議論もされていなかったのでありますよ、これ。これまさに、県民から見れば隠蔽行為ですね。なぜ説明がなかったんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　予算案の提出時点では、米国の営利法人に出資するということは決まっていなかったため、議会への説明は行われなかったということでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　（パネルを掲示）　このパネルを見てください。

平成27年５月８日にワシントンＤＣオフィス社の設立がされています。そして、株券の発行、それと沖縄県の概算払いの支出命令、それが時系列で書かれておりますけれども、このワシントンＤＣオフィス社への出資金の送金が株式発行決議と株券発行後に行われた。つまり、アメリカでのワシントンＤＣオフィス社の決議後にこれが行われたという話になっているんですね。これどういう意味でしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　議員が御説明いただいたとおり、取締役会で決定した平成27年６月17日に株券を発行していて、その後、実際の送金は７月10日に行われたということでございます。これについて、法的根拠等を現地の弁護士に確認したところ、コロンビア特別区の事業組織法上、出資金の払込みに先立って株式を発行することは認められており、同法第304条第21項(c)及び(d)が根拠であるという回答を得ているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　しかしですね――休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　（パネルを掲示）　しかしですね、監査報告書においては、沖縄県の出資の意思決定を示す文書は見つかっていないというふうにあるんですね。それで、沖縄県の出資に関する意思の決定の手続がなされていなかったとあるんですよ。要するに、県からの――これ、県の報告書なんですけど、その報告書の中には、県の申出に応じて株式会社ＤＣオフィス社は、この株式を発行することになったというふうに言っていますけれども、これ両方を比べると、つじつまが合わないんですね。これどういうことですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県の報告書は、会社設立に係る実際の経過としてワシントンＤＣオフィス社の取締役会が書面で開催され、沖縄県の申出に応じて1000株を発行することが決議されたことをお示ししているものでございます。また、出資を委託料から支出することについて、文書により意思決定を行うべきであったと記載しておりますように、出資について文書による意思決定があったと主張しているわけではないということでございます。監査結果報告書は、県として出資の意思決定を示す文書は確認できず、確認できない以上、意思決定手続がなされていなかったと判断するほかないという判断を示したものと承知しております。したがって、出資について、県の報告書と監査結果報告書が矛盾しているということは考えていないところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　これ、要するに、県の報告書と監査報告書の内容は違うというふうに認めているわけですか。どうですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほども申し上げていますように、県として出資について文書による意思決定があったと主張しているわけでもありません。そして、監査結果報告書も出資の意思決定を示す文書は確認できなかったということでございますので、県の報告書と監査結果報告書が矛盾しているというふうには考えていないということでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　これは結果的には、県の内部でワシントンＤＣオフィス社に対する出資が要するに行われているかどうか、この認識がなかったということですよね。どうですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　設立当時、文書による意思決定はなされていなかったということでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　そうしますと、このワシントン問題が発覚するまで、県はこのワシントンＤＣオフィス社は子会社ではなかった、また子会社であるという認識がなかった。ということは、アメリカでの活動、その業務が立証できないんですよ。どうしますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県としましては、平成27年に行っておくべき文書による意思決定がなされていなかったということを踏まえて、ワシントンＤＣオフィス社を設立することについては、令和６年の12月に文書により追認をしたということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　これは全く詭弁です。要するに、この出資をしている意識もないのに、アメリカで

はそういう不適切な活動が行われていたということでありますよ。つまり、県とアメリカの現地の会社とで整合性が取れていない。これは今までやってきた成果、それは本当に立証できるんですか。どうですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ＤＣオフィス社につきましては、米国法に基づいて、米国においては適正に設立されたものと承知しております。それについて、当時の様々な要因によって文書による意思決定がなされなかったということは、大変重く受け止めております。そのため、令和６年12月に文書により追認をしたということでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　要するに、これまで子会社であるという認識もない県が、そういう認識の中でアメリカにおいて勝手に子会社と決めつけてそういう活動をしてきたということは、沖縄県においてその活動はしっかりとした適正な活動だというふうに県民に対して言えるんですか。どうですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど申し上げましたとおり、ワシントンＤＣオフィス社は、米国においては適正に設立されているものと承知しております。それと、ワシントン駐在が行っていた業務というものはしっかり報告をされて、また委託につきましても毎年報告があったところでございますので、しっかり活動はされていたというふうに認識しているところでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　このワシントン事務所、重大な問題であります。これから百条委員会においていろんなことがつまびらかになってくるというふうに考えておりますので、そこで明らかにしていきたいというふうに思っています。

次は11、我が党の関連質問です。

離島・過疎地域振興の公共工事建築単価の見直しについてでありますけれども、先ほどは現地の市場単価をしっかりとやりますよということでありました。これ、どういう方法で、どういう時期でやろうというふうに考えていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　市場単価と申しますのは、積算用に物価資料――２冊ございますが、そちらの業者――企業のほうがいろんな業者からヒアリングをして決定するというものでございます。宮古地区、石垣地区におきましては、その分母となります業者数が少ないということもございまして、市場単価自体そのものをその企業が設定することは難しいというふうに聞いております。

ですので、土木建築部としましては、発注に当たってはしっかりと地元の企業から見積りを取るなり調査するなりして、市場単価というものではございませんが、しっかりとした現地での単価を確認した上で発注したいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　今後、積算をする場合は、受注する地元の業者としっかりと調整をして、適正な単価を決めていただきたいというふうに思っています。また、今月の10日に、建設業協会の宮古支部と石垣支部から合同でその単価に関する要望があるはずです。それに対してもしっかりと県の考え方・方針を――地元の業者の不利益にならないような対策をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後１時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長からの発言の申出がありますので、これを許可します。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　午前中の下地康教議員の御質問の中で、東系列導水路トンネルの水の運用中と工事期間中に、破損した750ミリ管の圧力の差異はどうなっているのかという趣旨の御質問がございました。私は、工事中も運用中も水圧はほぼ変わらないということで答弁申し上げましたが、以下のとおり訂正させていただきます。

破損した750ミリ管は、通常時、名護浄水場向けに河川水をポンプ場で取水し、一定の圧力で送水していたところ、事故時は東系列導水路トンネル工事中で、福地ダムから最大取水していたため、ダムの水位の圧力が直接かかっており、水量で約2.7倍、水圧で約1.8倍となっておりました。なお、管の許容圧力の約７割の範囲内でありました。

以上、訂正し、おわび申し上げます。

○中川京貴 議長　午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　皆さん、こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会の仲里全孝でございます。

一般質問を行います。

まず初めに、我が党関連から行いたいと思います。

宮里洋史議員の１、ワシントン駐在問題について。

会社設立が株式会社または法人の設立とされているが、名義人は誰だったのか伺う。

○中川京貴 議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　監査委員におきましては、ワシントンＤＣオフィス社の定款に発起人として、ワシントンコア社の再委託先であるシャルマン・ロジャース法律事務所の弁護士の氏名が記載されていることを確認しております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　名義人は誰か、名前を教えてください。

○中川京貴 議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　氏名は、ダニエル・Ｓ・クラカワー氏となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　株主総会で議決権を行使している県の代表者は誰になっているか伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時35分休憩

午後１時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　役員設立総会に代わる合意書のことかと思いますけれども、当該合意書においては駐在職員２名のサインがあったことを確認しております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　県職員がサインされていますか。

○中川京貴 議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　当時の駐在職員の氏名となっております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　氏名は公表されておりますので、氏名を答弁ください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時36分休憩

午後１時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　平安山氏と山里氏となっております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　平安山氏と山里氏がサインされております。私も確認しました。権限のない職員が議決権を行使してサインすることは、法令上どうなっていますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時38分休憩

午後１時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲里　全孝 議員　今般のやり取りで、会社の設立はコロンビア特区の法律にのっとって適法に設立されたというふうないろんな答弁があります。ただし、今代表監査委員に確認したいのは、県のために設立された法人組織ではないんですよ。それで今確認を取っております。

○中川京貴 議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　恐縮でございますが、ただいまの件については、監査結果報告書の中でも論点とされておりませんので、答弁はいたしかねます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　法人設立と名義人に関する文書について、これは公文書扱いですか。

○中川京貴 議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　米国の法人に係る文書のことだと思いますけれども、それについて公文書になるかどうかについては、監査委員としては確定的なことを申し上げることはできません。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　その理由を教えてください。

○中川京貴 議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　文書の取扱いについてはそれぞれの性格等があると思いますので、それぞれの実態に応じて判断されるべきと考えております。また、この件につきましては、監査委員の合議によって決定をした報告書の中でも特に論点として検討しておりませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　去る６月に、監査委員の報告で出資の意思決定を示す文書は確認取れていませんでしたと。そういう報告はありますよ。県の名義による本件法人への出資について、意思決定の手続がされていませんでした。意思決定もされていない法人組織に対して、これを沖縄県の公文書として取り扱うことができますかということなんですよ。

○中川京貴 議長　仲里議員、ただいまの質問については、監査委員の認識に基づいて答弁がなされており

まして、また、代表監査委員が答弁したとおりでありまして、その答弁を踏まえ質問の角度を変えるなど、また質問の方向を変えて質問していただきたいと思います。

○仲里　全孝 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時42分休憩

午後１時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　監査結果報告書は公文書に該当すると考えております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　代表監査委員、その中に今、出資の意思決定を示す文書は確認できませんでしたってありますよね。それで、この設立した――皆さんに提出されました――先ほどダニエル・Ｓ・クラカワーさんの、設立者の話がありました。それに関して公文書として当たりますかということなんですよ。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時43分休憩

午後１時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　設立合意書等には署名があったという旨の事実は監査報告書において記載をしておりますが、それについて、その当該文書が公文書か否かということについての、特に判断、言及はしておりません。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　代表監査委員、皆さんは合議制となっておりますけれども、これ、今の確認は今後取れますか。公文書として……

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時44分休憩

午後１時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　個々の文書が公文書か否かについてを監査委員が監査するというところは、特に考えておりません。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　委託料として３万ドルがコア社からワシントン社に支払われており、そのうち1000ドルで株式を取得したとあったが、それについて支出状況を伺いたい。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時45分休憩

午後１時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　失礼しました。

監査委員におきましては、議会から請求のあった６つの事項について監査を行い、ワシントン駐在に係る資金の流れの確認等を行ったところです。一方、1000ドルの株式取得に係る証憑については、今回の監査請求事項に該当しないことから確認をしておりません。なお、平成27年度の委託料の実績報告書においては、1000ドルの出資についての内容の記載は確認できておりません。

以上です。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　会社への出資、意思決定がない。委託料から支出された形跡もない。代表監査委員、これ違法じゃないですかね。どうですか、皆さんの見解をお願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時46分休憩

午後１時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　委託料の支出につきましては、６月に報告をいたしました監査結果報告書の中におきまして、監査の結果、委託料の中の出資を行うことについて、議会において説明がなされなかったこと、また出資に当たり、意思決定手続を行っていなかったことも併せて不適切な事務処理であると指摘をしたところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　代表監査委員、法令に抵触するということですよね。

○中川京貴 議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　監査結果報告書においては、先ほど申し上げたとおりの表現で記載をしたところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　次の項目に移ります。

１番、西原町上原と中城村伊集の境界にある道路崩落について。

(1)、道路崩落の発生原因を伺う。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　宜野湾西原線旧道の崩壊

発生原因につきましては、現在特定できておりません。今回の斜面崩壊におきましては、関係する部署が複数ありますことから、関係部署と連携して斜面崩壊の原因調査に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　部長、今調査中とのことですけど、誰がどのように調査されていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　先ほども申し上げましたが、関係する部署が複数あるということで、一応調査に関しては一括して土木建築部でやろうかというところで今調整を進めているところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　報告書はいつ公表できますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時49分休憩

午後１時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　最終的な報告書が出来上がった際には、開示請求等があれば、公表は可能だと考えます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　部長、私が通告しているのは、我々県が管理する県道のことを指しているんですよ。県道が崩落しているもんですから、その報告書はいつ公表・開示できますかということです。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　今回の斜面崩壊に関しましては、どういう形で滑ったのか、地滑りのブロックとか、それが確定できないことには、どちらが原因かというのがはっきりしないもんですから、まずはそれをボーリング調査なり、各種調査を行って原因を特定したいというところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　この今部長が指しているのり面というのは、これ崩落警戒区域に含んでいましたか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時50分休憩

午後１時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　県では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律という法律に基づきまして、土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンというものがございますが、それを指定しております。当該区域は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であるということで、危険の周知、避難警戒体制の整備などソフト対策を推進するものであります。なお宜野湾西原線の旧道につきましては、指定の区域外となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　これは指定されていないっていうことですか。指定外ということですか。なぜ道路が崩落しているんですかね。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　道路の施設そのものは区域には入っておりません。道路の区域から外側の斜面について警戒区域が指定されております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　私が先ほどから言っているのは、道路ののり面のことなんですよ。そこが崩落しているから、道路が全部陥没しているわけ。こののり面のことをどうだったんですかって聞いているんですよ。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時52分休憩

午後１時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　道路ののり面ということではございませんで、道路の区域外の斜面のほうが警戒区域に指定されているということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　だから部長、そこも調査してください。これ崩落地域になっているから、そこを何とかすれば今回防げたのではないのかなという思いなんですよ。我々土木環境委員会も現場踏査しました。その辺も全体的にまた調査して報告してください。どうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　先ほども答弁いたしましたが、どういうブロックで塊で滑り落ちたかとか、そういうのを詳細に調査する必要がございますので、全体的に調査は入れて原因を特定したいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　次に移ります。

２番、大宜味村における導水管破裂について。

(1)、導水管破裂の原因は何か、詳細を伺う。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　今回破損した750ミリ導水管は、東村を起点として大宜味村、名護市、宜野座村、金武町を経由して、うるま市に位置する石川浄水場までを区間としており、本土復帰前の昭和42年に布設された管路であることから、破損の原因は老朽化によるものと考えております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　この破損の原因は公開されていますか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時54分休憩

午後１時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮城　力 企業局長　当初は埋め戻しをして管路が見えない状況にありましたが、今少し掘り起こしております。断面といいますか、破損した部分はかなり大きな穴が空いております。これについてはまだホームページ上で掲載等はしておりませんが、これから随時情報を公表していきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　企業局長も現場に行ったと思いますけれども、私も２時頃現場に行きましたよ。原因も究明されていないのに、露出されている配管をもう埋めているんだよね。そして皆さんには、知事から事故の原因は早期公表してくれと指示も来ているんですよ。でもなかなかやってくれない。先ほどの下地議員との答弁のやり取りを聞いていても、原因も分かっていないのに――どこにどのように公表されていますか、この事故原因は。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　破損事故当初から、老朽化によるものと考えておりますということを申し上げてきましたけれども、より具体の状況を確認した上で、公表したいと思っております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　老朽化、老朽化って言っているんですけどね、やっぱり早めに県民に詳細を公表したほうがいいですよ。今回の導水管の破裂は、僕は事故に近いんじゃないかなと思うんですよ。それで、老朽化の話をしております。導水管の老朽化、日頃の点検状況を教えてください。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　点検の状況につきましては、各浄水場において水量や水圧を常時監視し、異常の有無を確認するとともに、６か月に１回、道路上に水がしみ出していないか等の目視点検を実施しております。また、布設から30年以上経過した水道管について、聴音による漏水調査を実施しており、今回破損した箇所は、平成29年度の調査において異常なしとの結果でありました。令和３年度から令和７年度にかけての漏水調査計画では、交通量の多い国道部を優先的に調査しており、県道部である今回の破損箇所は未実施となっておりますが、今回の事故を受けまして、またこの点検のスケジュールも見直すように考えているところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　企業局長、私は国道側は聞いていなくて、今回事故があったところは、令和３年から令和６年まで点検されていないということでいいですか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　聴音機械を道路上に当てて水の流れの音に異常はないかという確認は、平成29年度以来行っておりませんが、水道管に異常がありますと、水圧で水が道路上にしみ出してきますので、これについては、毎年、年に２回、全管路点検をしております。本破損管にあっても10月に目視点検をした際には異常がなかったというところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　前回の皆さんの回答で、目視検査っていうふうな話があったんですよ。埋設されている配管の目視検査って、これ妥当性はありますか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　水圧で水が道路上にしみ出してくるというところがございますので、その道路上に何らかの変化はないかということで、目視の点検を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　事故報告、原因の解明、再発防止も含めて、これはいつ頃正式に県民に公表できますか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　今それに取りついたところでございます。なるべく早期にその事故の原因等々について、県民の皆様に情報提供したいというふうに考え

ております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　あと１点確認させてください。
　先ほどの下地議員の質問でもありました、今使っている配管が作業のためにトンネルに切替えをされたと思うんですけれども、そのときの切替え作業の指示――私通告しておりますから、指示は通常誰が行っていますか。
○宮城　力 企業局長　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後２時０分休憩
　　午後２時０分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　企業局長。
○宮城　力 企業局長　今回の750ミリ管の破損を受けまして、隣の1350ミリ管も露出し新たな破損のおそれがあったために、緊急的に両管とも送水を停止いたしました。そうしますと、東系列の導水路トンネルも工事中で、中南部に全く水が送れないという状況が見込まれたことから、私が東系列導水路トンネルの運用再開等を判断し、その旨指示をしたところでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　局長は常日頃から職員がＯＪＴを開催していると。そのときの切替え作業はどのようにＯＪＴされましたか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後２時１分休憩
　　午後２時２分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　企業局長。
○宮城　力 企業局長　実は、このトンネル工事中の撤収は２回目となります。前回の事案を受けまして、まず工事の発注の段階で特記仕様書に断水回避のために緊急通水が必要となった場合、緊急撤収しなければならないというのを規定いたしました。また、工事の受注者は、施工計画書において、緊急撤収についての計画も策定していただくという取扱いにしているところでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　局長、ＯＪＴを開催しているって答弁が代表質問でありました。だから、どのようにＯＪＴを開催しましたかということです。技術的な内容はいいですよ。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後２時３分休憩
　　午後２時３分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　企業局長。
○宮城　力 企業局長　今回は、この撤収作業だけではなく、中南部に水が送れないという非常に緊急事態でございました。この取組の緒に就いたところから、どのような取組であって、その後の速やかな展開につなげていけたのか、より効果的であったのか等を検証した上で、また次につなげていきたいというふうに考えております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　ＯＪＴは開催されていないんですね。
　次に、既存の1900ミリの配管は業者が作業されていたと思うんですけれども、どういう作業をされていましたか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後２時４分休憩
　　午後２時５分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　企業局長。
○宮城　力 企業局長　導水路トンネル内、例えば底面については、コンクリートの増し打ち、側面については劣化等の穴がありますので、この辺りのモルタル充塡等をトンネル工事の改築工事で、平成29年度から、冬季の冬の間に限って実施しているところでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　そのトンネル内の作業は終えていましたか。完了されていたんですか。
○中川京貴 議長　企業局長。
○宮城　力 企業局長　11月１日に工事に着手していただいて、本来なら三月程度というところではあったんですが、11月24日の未明に破損事故が起きましたので、緊急に工事を停止し、また中止するというところでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　11月１日に終わった。県の検査は完了されていますか。
○中川京貴 議長　企業局長。
○宮城　力 企業局長　今回の工事で――ちょっと休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後２時６分休憩
　　午後２時６分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮城　力 企業局長　本工事は予定されていた工事の一部が既に実施はされておりますが、設計図書の変更について今後受注者の方と協議を行って、当初の契約内容を施工済みの部分まで縮小する契約変更で対応したいというふうに考えておりますので、その協議をしながら、どのような施工がされているのか確認を進めていくということになります。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　局長、分かりにくいね。検査されたかされていないかを聞いているんですけれども。これ検査も終わっていないのに引渡しできますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時７分休憩

午後２時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　検査についてはこれからで、出来上がった部分について施工済部分として変更契約とする予定でございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　局長、通常、検査前に運用しないですよ。皆さんに戻ってきて、検査もして、それから運用するんですよ。運用して初めて水を流すんですよ。検査も終わっていないのにこれ、契約上問題ないですか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　先ほど申し上げたとおり、緊急に工事を中止・中断してトンネルの水運用を再開するというところを当初で特記仕様書のほうで示しております。今回、中南部に水が全く送れなくなるという事態が発生しておりましたので、緊急的に水運用を再開するには工事の中断あるいは中止が必要になってくるという判断をしたところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　だからね局長、その辺、常日頃からいかにＯＪＴが大事なのか、それで代表質問でも局長が答弁したと思いますよ。そういった作業をしておけば、こういった大きな事故が起きていない。私はそう思います。皆さん技術屋さんですから。今後、また報告書が提出された場合には、またちょっと委員会ででも審査していきたいと思います。

次に移ります。

３番、国道329号（伊芸付近）の護岸整備計画について、進捗状況を伺う。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

金武町字伊芸地区の護岸の一部につきまして整備経緯が不明でございまして、周辺が保安林区域として指定されているとともに、海岸背後地に高波等の被害から防護するための住宅等がないということなどで、海岸保全区域として指定できないことなどが課題となっております。これらの課題解決に向けまして、金武町や県の関係機関と意見交換を継続して実施しているところでございまして、県としてどのような対応が取れるのか、引き続き連携して取り組んでいきたいと考えております。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時10分休憩

午後２時11分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　（パネルを掲示）　部長、これですね、私県議会議員になって３回一般質問している。しかし、なかなか進まない。資料を調べてみると、15年前からずっと一般質問されているんですよ。

休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時11分休憩

午後２時11分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲里　全孝 議員　（パネルを掲示）　これ護岸の上の国道329号なんですよ。これも１年前からクラックが出てきている。それも物すごいクラックですね。私は皆さんといろんな意見交換の中で、皆さんも現場に、そして町とも区とも一緒になって現場に行きましたよ。ここ崩落しますよと、危険性ありますよと。何とかこれ皆さん整備してもらえないですかっていうことなんですよ。そこで、皆さんはこの地域を保安林に指定されているんですけれども、保安林は解除されていますね。どうなっていますか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

保安林は、森林法上、その指定の理由が消滅したときは遅滞なく解除しなければならないということになっております。当該保安林は、その大部分が自然減少等により水没しており、森林に復旧することが困難ということから、指定理由の消滅に該当するということで、解除に向けて今、金武町役場等とも調整を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　農林水産部長、町との調整はどのようになっていますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時13分休憩

午後２時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　金武町伊芸付近の護岸の前面に位置する保安林については、現在、関係機関と調整を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　町からの要望があったと思うんですけれども、お願いします。

○喜屋武盛人 農林水産部長　ちょっと休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時13分休憩

午後２時14分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　金武町伊芸付近の保安林の解除ですけれども、防風・防潮機能の確保を含め、そういったものは丁寧にやっていただきたいということの要望は受けているところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　護岸整備の条件がつけられるんだったら、保安林解除賛成しますよと。そういうことはなかったですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時14分休憩

午後２時14分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　そういった内容の点については、ちょっとこちらでは確認をしておりません。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　この状態で――知事、副知事も聞いてほしいんですけれども、なぜこの状態でわざわざ先に保安林の区域を解除するのか、私は理解に苦しむね。保安林の目的を教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時15分休憩

午後２時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　防風や防潮機能を維持するためのものというふうに認識しているところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　あのね部長、保安林の目的は、護岸地域の道路や集落を強風、飛砂から守る森林と書いておりますよ。皆さんがこれ解除したら、余計この道路崩落しますよ。そして役場からは、保安林を解除する条件として早めに護岸整備してくれないかと言われて、皆さん調整されていると思うんですよ。どうですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時16分休憩

午後２時16分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

この当該保安林に指定される箇所についてなんですけれども、先ほども答弁しましたように、その大部分が水没しているだけではなくて、幅も数メートルと非常に狭い範囲となっております。このような中に保安林としての樹木を植栽し復旧することは困難だと考えており、解除ということで今進めているところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　そうじゃないでしょう。ここに木を植えて、土を入れて、集落を守るのが保安林の役目なんですよ。何でわざわざ解除するのか。これ誰が申請したのか。集落を守ったり、暴風が来たら暴風から集落を守ったり、護岸を守ったり、道路を守ったりするのが保安林区域なんですよ。まだ護岸整備も進んでもいないのに何で先に解除するのか、皆さんは。役場からも区長からも言われているはずなんですよ。どうですか、部長。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　繰り返しで申し訳ございません。この保安林については先ほども答弁させていただきましたが、森林法上、その指定の理由が消滅したときは遅滞なく解除しなければならないというふうに法律でなっております。この部分が自然減少等により水没しており、森林に復旧することが困難ということで、指定の理由の消滅に該当するということで、今そういった解除に向けての調整を――調整というか、そういったことで今進めようとしているところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　保安林、復旧してください。木を植えたりね、集落を守ってください。何で皆さんが自ら外そう、外そうとするのか。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時18分休憩

午後２時19分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲里　全孝 議員　次に４、教育行政について。

(1)、本部高校において海洋レジャーやマリン関連の学科を新設することについて、教育長の御見解を伺う。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県立高校の学科等については、地域の生徒数の動向、生徒・保護者のニーズ、地域の実情等を考慮して設置をしております。本部高校では、生き生き活性化支援事業や高等学校ＤＸ加速化推進事業等において、地域との協働により、地域課題の解決等の探求的な学びを推進することで、地域振興の核となる魅力ある学校づくりを進めているところです。学科の新設等につきましては、学校と地域との意見交換等の状況を踏まえながら検討していく必要があると考えております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　教育長、この学科について私も地域といろんな意見交換をしております。やっぱり学校での特色ある学校づくりが一番大切だと思うんですけれども、この学科の設置、可能性はありますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　御紹介のとおり、本部高校においては、本部町の支援を受けて――様々な取組に支援をしていただいております。また、地域との連携等の様々な活動を行っているところでありますが、先ほど申し上げましたとおり、やはり生徒・保護者のニーズであったり、地域の状況であったりと、そういった状況を踏まえての学科設置というふうになると思います。今後そういった学校と地域との意見交換も必要であるというふうに思いますので、そのような推移を見ながら検討されるものというふうに考えております。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時21分休憩

午後２時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　教育長、ぜひ前向きに取り組んでもらいたい。これ地域が非常に期待しているんですよ。そうすることによって学校の――やっぱり地域の盛り上げにも――地域が今この本部高校と一体となって、いろんな行事に取り組んでいるんですよ。その中で、やっぱりヤンバルは、マリンレジャーの盛んなところでもありますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。どうでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　まず、学校の意向等も重要であると思いますので、学校ともちょっと意見交換をしながら、また地域等のそういった声もあるかどうかということも確認しながら、少し学校と意見交換も図ってみたいと思います。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　次に、同じ教育行政についてなんですけれども、(2)、辺土名高校への入学希望者、県内外からの応募状況について、教育長の御見解を伺う。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

辺土名高校の一般入試最終志願者数は、令和５年度33名、令和６年度34名、令和７年度48名と推移しております。また、県外を含む国頭地区以外からの入学者は、令和５年度19名、令和６年度19名、令和７年度26名となっております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　おかげさまで教育長、この自然環境科が設置されて――先ほどはマリン学科だったんですけど、今回は国頭３村国立公園、地域、自然環境保全や地域資源の活用を目的に設置されたものだと思います。それで、我々村も毎年生徒が増える、もう喜んでいるところなんですけれども、ただちょっと課題があって、生徒が増加するに伴って、学生寮の受入れ状況はどうなっているか教えてください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

令和７年度の辺土名高等学校学寮の入寮状況は、定員52名に対し、男子28名、女子22名の計50名となっており、入寮希望者のうち６名が入寮できずに下宿等から通学しております。令和４年度より入寮希望者が増加傾向にあることから、令和６年度においては、男子の入寮希望者増に伴い、寮内に移動式の壁を設置し、男女の収容定員数の調整が行われるよう対応いたしました。また、寮内の倉庫等として利用していた部屋を居室として活用することについても、学校と調整を行っているところであります。

県教育委員会としましては、地域外からの入学者増加に伴う課題解決に向けて、引き続き学校等と意見交換を進めてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　教育長、今、改修工事に入っているというふうに聞いております。これ、令和８年度の新しい生徒の募集に間に合わせて改修工事を終える予定でしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時25分休憩

午後２時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　先ほど申し上げました移動式の壁を設置する改修については、令和８年度に間に合わせるように進めているところでありますが、寮内の倉庫等の活用については、少し今その改修に向けて検討しているところであります。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　教育長、ぜひよろしくお願いします。この地域は、もちろん国立公園指定や今後国立自然史博物館誘致活動にも該当するかどうかは別として、教育委員会が自然環境科を設置したおかげで、もうヤンバルそのものがこの学校の盛り上がりになっているところであります。ぜひ子どもたちが学校に通いやすい環境づくり――もちろん名護のほうにさくら寮があるんですよ。大体１時間かかるもんですから、子どもたちの寮の完備、ぜひよろしくお願いします。どうでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　御紹介のとおり、令和４年度から増加傾向にありまして、毎年６名から８名の新入生が入寮できない状況にありますが、２年生に進級する際には優先的に入寮できるよう対応しております。現在、移動式の壁により、２室空きのある女子の部屋の活用や、倉庫として活用していた部屋を居室として活用することについても学校と調整をしているところでありまして、新しい寮の増築については、今後の自然環境科の志願状況の推移を注視していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　議長、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

〔仲村家治　議員登壇〕

○仲村　家治 議員　皆さん、こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会の仲村でございます。

一般質問の通告に基づいて質問する前に、所感を述べさせていただきます。

中川議長の地元、嘉手納町の大先輩であります宮城篤実元嘉手納町長の功績について述べさせていただきます。

今年６月13日に亡くなられた宮城元嘉手納町長は、長年にわたり嘉手納飛行場の地主会事務局長や嘉手納町議会議長を務め、その後嘉手納町長を20年務めました。旧軍飛行場問題の解決に御尽力したことは、宮城元町長の大きな功績だと思います。宮城元町長は、2002年の沖縄振興計画の策定作業で、旧軍飛行場問題を戦後処理問題として位置づけていただきました。策定後の衆議院沖縄北方特別委員会において、衆議院議員仲村正治が旧軍飛行場問題の解決を求めた質問に対して、当時の岸田沖縄担当大臣が初めて政府として前向きに解決していきたいとの趣旨の答弁をなさいました。その後、旧軍飛行場問題は次々と解決していきました。私の地元小禄でも、旧海軍小禄飛行場の問題が長い間解決されずに時が過ぎてまいりました。沖縄振興計画の戦後処理案件として字鏡水、字大嶺地主会の土地の問題が国、県、那覇市の事業として解決されております。同問題は、司法では地主会が敗訴しましたが、宮城元町長が政治的解決へと道を切り開いたおかげだと感謝しております。玉城知事、基地問題解決には司法ではなく、政治的解決に向けてかじを切る時期に来ていると考えます。沖縄の戦後処理や基地問題は一筋縄では解決しないと思いますが、政治家、宮城篤実先生のような英断を玉城知事にも期待しております。

それでは、質問通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、高市総理大臣は台湾有事が起きた場合、それが存立危機事態に該当し得ると述べた。知事の見解を伺う。

(2)、中国側による報復措置・抵抗措置を伺う。

(3)、尖閣諸島に関する最近の中国の主張について。

(4)、沖縄に及ぼす観光・経済の影響を伺う。

(5)、文化面でも大きな影響が出ているが、その状況を伺う。

２、暫定税率の廃止の状況と沖縄県への影響を伺う。

３、沖縄県の自衛隊基地の諸課題について。

(1)、小禄地域にある自衛隊基地の歴史的経緯を伺う。

(2)、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(跡地利用特措法)について。

ア、この法律は自衛隊基地にも適用されるか。

イ、過去の沖縄県軍用地等地主会連合会からの同問題の要請内容を伺う。

(3)、平成29年３月７日に那覇市議会において意見書が可決された。この意見書に地権者や地主会が猛烈に抗議した。その内容を伺う。

４、農林水産行政について。

(1)、2026年産サトウキビの生産者交付金について伺う。

(2)、ゆがふ製糖工場の建て替えに対する国の支援拡充について伺う。

５、沖縄県とベトナムとの交流（人的・経済的）の現状を伺う。

６、美ら島エアフェスタ2025記念式典への三役の出席について伺う。

７、マリンレジャー・スポーツ事故防止事業について。

(1)、自然海岸の巡回や水難救助等に関する事業の実施状況を伺う。

(2)、未然防止の成果は可視化・データ化が難しいが評価はどうか。

(3)、次年度の予算を拡充し、水難事故死ゼロを目指すべきだと考えるがどうか。

８、我が会派の代表質問との関連について。

小渡良太郎議員の３の(7)、温暖な気候を生かしたスポーツキャンプの中の人材育成や施設整備をどこまで進めるのかに関連しまして、Ｊリーグ規格スタジアム整備等事業の進捗状況をお伺いいたします。

答弁を聞きまして再質問をさせていただきます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　仲村家治議員の御質問にお答えいたします。

暫定税率の廃止について、その廃止の状況と影響についてお答えいたします。

揮発油税等の暫定税率を廃止する法律が去る11月28日に成立し、12月31日に当該暫定税率は廃止されることとなりました。これにより、揮発油税等の税額は全国的には１リットル当たり25.1円低下しますが、沖縄における同税額の復帰特別措置法に基づく軽減措置については、最終的な結論が年内に出る見込みと伺っております。

沖縄県としましては、軽減幅に変更があれば影響が出てくることが懸念されるため、その対応につきましては、検討を含め注視をしてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)、高市総理の存立危機事態発言についてお答えいたします。

県としては、台湾海峡を含むアジア太平洋地域の平和と安定は我が国にとって極めて重要であり、県民の生命財産を守り、沖縄の振興発展を図る上でも不可欠であると認識していることから、台湾有事は決してあってはならないと考えております。アジア太平洋地域の情勢は、軍事的な安全保障面での緊張関係と経済面での緊密な結びつきが併存するなど、より複雑さを増しているものと認識しておりますが、政府においては冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、問題の解決に取り組むべきであると考えております。

同じく１(2)、中国側の措置についてお答えいたします。

高市総理の台湾有事に関連する発言以降、中国から日本に対し日本への渡航を控える呼びかけや水産物の輸入を再度停止するなどを発表していることは報道等により承知しております。なお本県においても、11月27日時点において、中国から沖縄への航空便の一部欠航、また、クルーズ船や団体旅行に一部キャンセルが出ていると聞いております。

同じく１(3)、尖閣諸島に関する中国の主張についてお答えいたします。

中国外交部報道官や中国駐日本大使館報道官が、尖閣諸島は中国固有の領土という趣旨の発言をしたという報道があることは承知しております。日本政府は、尖閣諸島は歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、現に日本はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しないとしており、県は日本政府の見解を支持するものであります。

県としては、平和的な外交・対話を通じて、一日も早い解決が図られるよう日本政府に引き続き強く求めてまいります。

次に３、沖縄県の自衛隊基地の諸課題についての中の(1)、小禄地域の自衛隊基地の歴史的経緯についてお答えいたします。

小禄地域においては、旧日本軍により昭和８年に飛行場が設置され、戦時には飛行場を拡張するため土地を接収された歴史があります。その後、同飛行場は沖縄戦を経て米軍基地となり、沖縄の復帰に伴い自衛隊基地として自衛隊に引き継がれていると承知しており

ます。

同じく３(3)、那覇市議会の意見書についてお答えいたします。

平成29年３月７日に那覇市議会において、那覇空港隣接地への国際物流等に活用する産業用地の拡張と那覇港の大型クルーズ船対応新施設の早期整備へ支援を求める意見書が可決されたことは承知しております。同意見書における「地権者の合意を得て自衛隊基地のモノレール線路以北の返還を図る」ことなどの記載について、那覇空港用地等地主会は、那覇市議会に対し、当該内容については地主会の意思と反するものであり、また事前の相談もなかったとして、強く抗議したものと認識しております。

次に６、美ら島エアフェスタ2025記念式典についての中の(1)、美ら島エアフェスタへの出席についてお答えいたします。

12月14日に開催される航空自衛隊那覇基地主催の美ら島エアフェスタ2025について、県からは三役の出席を予定しております。一方で、同イベントにおいて米軍機の展示について調整が進められており、展示機は直接那覇空港に飛来する見通しとの説明を受けております。

県としては、米軍機による那覇空港など民間空港の使用については、緊急時以外は自粛すべきと考えており、去る11月14日及び27日に沖縄防衛局に対し、その旨要請しているところです。そのため、展示の目的で米軍機が那覇空港を使用する場合は、県からの出席については困難であると考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　１、知事の政治姿勢についての(4)のうち、中国からの観光への影響についてお答えいたします。

観光分野においては、中国と那覇を結ぶ一部航空路線の欠航や、クルーズ船寄港のキャンセルが生じたほか、県が実施する誘客に向けた沖縄と中国の旅行社相互訪問の取組等が延期または中止になったと聞いております。

県としては、引き続き海外事務所等と連携し、渡航自粛の影響について情報収集に努めるとともに他の地域からの誘客強化を図りつつ、機を捉えて中国からの誘客についても取り組んでまいります。

同じく１の(5)、中国の渡航自粛による文化面への影響についてお答えいたします。

文化分野においては、ＯＩＳＴでの国際学会、高校生の交流研修などに影響が出ているとの報道は承知しておりますが、県において、文化芸術振興会、国立劇場おきなわ、県立博物館・美術館、県立芸術大学などに照会したところ、県内の芸能公演、団体・個人の招聘などについて、現時点では影響はないとのことであります。

続いて５、沖縄県とベトナムとの交流の現状についての(1)のうち、ベトナムとの人的交流についてお答えいたします。

県では、平成25年度から沖縄振興一括交付金を活用し、おきなわ国際協力人材育成事業を実施しております。本事業は、県内の高校生を開発途上国へ派遣し、政府開発援助実施機関、ＪＩＣＡ海外協力隊、非政府組織等が取り組む国際協力活動現場等の視察、現地の人々との交流を行っております。ベトナムには、これまで計５回、68人の高校生を派遣しており、引き続き国際交流と国際協力活動を担う次世代の人材育成等に取り組んでまいります。

続いて７、マリンレジャー・スポーツ事故防止事業についての(1)、自然海岸の巡回実績についてお答えいたします。

県では、水難事故が多発する自然海岸を中心にライフガードによる巡回を実施し、ライフジャケット着用の推奨、離岸流等の危険情報の注意喚起を行っております。令和７年度は、事故が多発している宮古・八重山地域での巡回の規模・場所を拡充するなど、事故の未然防止に向けて取組強化を図っているところです。令和７年１月から11月末までの巡回実績としては、救助事例５件に加え、事故の未然防止につながった事例として、熱中症等の応急手当て、陸揚げ対応など13件が報告されております。

同じく７の(2)、未然防止の成果についてお答えいたします。

県警察によると、令和７年１月から10月末までの観光客の水難事故発生状況は、暫定値で発生件数58件、前年同期比12件の減少、罹災者数63人、15人の減少、死者・行方不明者数25人、同数となっております。また、アンケートによると、マリンレジャーを体験した観光客の約75％が旅ナカで水難事故防止の周知を目にした。ライフガードの巡回中、直接説明を受け、説得力があったなどの声をいただいており、一定の取組効果があったものと考えております。

同じく７の(3)、水難事故死ゼロを目指すことについてお答えいたします。

県では、観光客の水難事故件数の増加を受け、関係部局、関係機関と連携し、事故防止対策の強化・拡充

を図ってきました。この間、対策に取り組む中で、事故件数の約７割が自然海岸で発生していること、ライフジャケットを着用していないこと、外国人観光客の事故が急増していることが課題として明確となっております。

県としては、引き続き宿泊税の活用も含め予算確保に努め、課題解決に取り組むことで水難事故の罹災者数及び死者数の逓減を図ってまいります。

続いて８、我が会派の代表質問との関連についての(1)、Ｊリーグ規格スタジアム整備の進捗状況についてお答えいたします。

スタジアム整備については、これまでに地域への住民説明会、ワークショップ、整備計画（案）に係るパブリックコメント等を実施するとともに、年度内に有識者委員会を６回開催し、実施方針及び要求水準書（案）を策定することとしております。

県としては、引き続き那覇市、ＦＣ琉球、関係機関等と連携し、令和13年度の供用開始を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　１、知事の政治姿勢についての(4)のうち、中国との経済活動への影響についてお答えいたします。

中国政府による訪日自粛の呼びかけを受け、先日開催された第13回沖縄大交易会では、一部の中国企業が参加を取りやめるなどの影響が見られましたが、県産品の輸出等について大きな影響が出ているとの情報は現時点で入っておりません。県では、県海外事務所やジェトロ、日本国際貿易促進協会等の関係機関からの情報収集を行いながら、海外展開支援窓口において県内企業の相談に応じるなど、経済活動への影響が最小限となるよう努めてまいります。

次に５、沖縄県とベトナムとの交流の現状についての(1)のうち、ベトナムとの経済的交流についてお答えいたします。

県では、県産品の輸出等に取り組む県内企業の販促活動や渡航を支援するとともに、現地に委託駐在員を配置し、貿易情報の提供や県内企業の活動支援などを行っております。また、ＩＴ企業の経営者等の相互派遣を通じたビジネスマッチング、現地合同企業説明会への出展等を通じたＩＴ人材の確保にも取り組んでいるほか、ベトナムからは大手ＩＴ企業のグループ会社が本県に設立されるなどの実績があります。引き続き、様々な分野におけるベトナムとの経済交流の活性化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　３、沖縄県の自衛隊基地の諸課題についての中の(2)のア、自衛隊基地に跡地利用特措法は適用されるかについてお答えいたします。

跡地利用特措法は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み制定されていることから、自衛隊施設用地は同法の適用対象とはなっておりません。

同じく３の(2)のイ、県軍用地等地主会連合会からの要請内容についてお答えいたします。

県は、2010年12月20日に県軍用地等地主会連合会から、駐留軍用地等跡地利用に関する新たな法律の制定に向けた取組についての要請書を受けております。その特記事項において、自衛隊用地等についても駐留軍用地と同様、国の責任において原状回復措置、給付金支給措置及び跡地利用に関する行財政上の措置を講ずることを求められております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　４、農林水産行政についての(1)、サトウキビ生産者交付金についてお答えします。

本県の基幹作物であるサトウキビについて、農家が意欲を持って生産に取り組めるよう、県では11月21日に農林水産省等に対し、甘味資源作物交付金の確保などの要請を行ったところであります。令和８年産交付金単価については、前年産同様、トン当たり１万6860円に決定されたことから、再生産が可能な単価は維持できたと考えており、砂糖の調整金収支が厳しい状況にある中、国に配慮していただいたものと理解しております。引き続き関係機関と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

同じく４の(2)、ゆがふ製糖工場の整備に対する国の支援拡充についてお答えします。

ゆがふ製糖工場の整備に当たっては、農林水産省の新基本計画実装・農業構造転換支援事業の活用について調整を進めておりますが、補助上限額等の課題がありました。このため、８月及び11月に知事が農林水産省に対し、同事業の補助率及び補助上限額のかさ上げ等を要望してまいりました。同省では、令和７年度補正予算から同事業の補助率及び補助上限額をかさ上げし、国の財政支援が強化されたところであります。

県としましては、ゆがふ製糖株式会社や市町村、ＪＡなどと早期に合意形成を図り、同工場の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　議長、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後２時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　家治 議員　どうも答弁ありがとうございます。

まず、サトウキビとゆがふ製糖工場の件ですけれども、実は11月二十六、七日ですかね。國場幸之助代議士のほうから連絡がありました。特にゆがふ製糖の拡充部分、自民党が離島農業振興議連、森山会長はじめ西銘恒三郎幹事長、國場幸之助事務局長が農水省と交渉して拡充が決定するという連絡がありました。確かに、議会、特に経労の委員を中心にした新垣淑豊団長はじめ、また知事も何度かこの件に関しては要請に伺ったと思っております。私も平成２年から15年間、国会議員の秘書をしておりました。特に沖縄県の自民党の国会議員は、10月のこの時期、サトウキビの価格交渉で大変忙しい日々を送った記憶がございます。私が何が言いたいかというと、森山先生はじめ自民党の農林族の皆さんが、沖縄のサトウキビ、そしてゆがふ製糖のために汗をかいて御尽力した結果が、この結果だと思っておりますけれども、知事、森山先生はじめ汗をかいてくださいました自民党の先生方に一言お礼を述べていただけませんでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私たち沖縄県からこの補助率及び補助上限額のかさ上げを要望してまいりました。農林水産省の新基本計画実装・農業構造転換支援事業につきましては、議員御案内のとおり委員会のほうで農水省と交渉していただいて、その実質補助上限額のかさ上げ、補助率のかさ上げ等を実行していただきましたことについては、本当に心から感謝申し上げたいと思います。私からは、森山会長と宮腰先生には直接電話をさせていただいて、お礼をお伝えしたところでありますけれども、引き続きゆがふ製糖や市町村、ＪＡ等と早期に合意形成を図って、先生方のその御努力にしっかりと報いたいというふうに思います。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　ゆがふ製糖工場の件は、拡充が決定しておりますけれども、まだハードルが幾つもあって、この辺の時間も大分タイトなスケジュールだと聞いております。私たちも一生懸命、議会も当局の皆さんと一緒になって、ぜひ沖縄の基幹作物であるサトウキビ、そして製糖工場を守っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時57分休憩

午後２時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　家治 議員　（パネルを掲示）　このポスターなんですけれども、実は２年に１度、国際ライフセービング連盟とＷＨＯが主催する世界溺水防止会議というのがあります。今年はエジプトで開催されて、日本のほうから日本ライフセービング協会の代表が報告をなさったそうなんですが、その中で、発表の後半で沖縄での自然海岸の取組について紹介をしたそうです。ＡＩで離岸流検知、そして巡回と一緒になってこれをやっていると。これをＡＩで活用しているのは世界でも沖縄県が初めてだそうです。もちろんライフガードの皆さんと一緒になってやらないといけないんですけれども、その発表が終わった後に、この日本の皆さんのところにオーストラリアやニュージーランド、ブラジル、シンガポールなどの方々が寄ってきて、もっと話を聞かせてくれということで、沖縄の水難事故の防止について、こういった世界の現場の人たちが評価をしてくださいました。ですから知事、次年度以降のこの水難事故防止の予算を減らすことなく２倍にも３倍にもしてほしいんですけれども、知事の答弁を求めます。知事よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　ありがとうございます。

この件に関しましては、やはり我々沖縄県は観光立県でもありますし、またスポーツアイランド、マリンアイランドを標榜している観点からしますと、議員御案内のように、このような世界的に認められている会議で沖縄の取組が評価されるということは、非常に光栄なことだと私もそのように思います。当然これからもライフセーバーの養成等々について、宿泊税を活用したマリンレジャーのより安全・安心な仕組みを構築していくことも視野に入れながら、しっかりと予算措置等々も行ってまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　２年に１度ですので、知事、ぜひこの世界会議を沖縄に誘致していただきたいなと思ってますけれども、その件に関して一言お願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　会議の内容等、全体の計画等々についてもしっかり研究していきたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時０分休憩

午後３時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　それでは、一般質問の知事の政治姿勢について。

これはトータルで、今中国等、日本のこの辺の緊張状態がある中で、国対国のことでありますので一地方の知事に所見とか聞くのはちょっと遠慮しておきますが、ただ、６日に中国軍機が航空自衛隊のジェット機にレーダー照射をしたという事件があったと、この二、三日、大変大きなニュースになっているんですけれども、多分、那覇基地所属のＦ15と僕は予想しているんですが、正式には記事には書いてませんけれども、沖縄県知事としてこの事案、何らかの情報収集をすべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　この件につきましては、私としても、県民も非常に不安を感じていらっしゃるだろうということで、きちんとした情報を発信したいということで、本日、お昼の時間を利用しまして、沖縄防衛局局長と外務省沖縄事務所特命全権大使に県庁にお越しいただいて、その情報の共有を図っております。そして、沖縄県としては、引き続き平和的な外交・対話による緊張緩和や信頼醸成に取り組むことが重要であるということで、これからも情報提供などについての御協力と、そして、そのような対話による信頼関係を構築していってほしいということも重ねて要望させていただいた次第であります。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　ちょっとしたボタンの掛け違いで有事が発生するっていうのはもう大変な事態になりますので、これはお互い少し冷静になっていくべきだと思うんだけど、ただあまりにも過剰に反応している中国側に対して、特に文化面、そしてコンサート、あと個人の旅行に対して渡航禁止するというのはちょっとやり過ぎだなと思っております。そのうち、沖縄に訪問する中国の方が激減したら、沖縄の観光にも大変影響が出るんですけれども、この辺は推移を見ないとなかなか分からない部分がありますので、今しばらくこの辺の部分は注視していかなければならないなと思っております。

あと、暫定税率なんですけれども、先ほど答弁ありましたように、これももう少し――政令が確定しないと沖縄がどうなるか分からない部分がありますので、これはまた正式に決定したときに、沖縄への影響が数字的に予算的にどのようになるかということを聞きますので、今日はこの辺にしておきます。

あと、６番の美ら島エアフェスタなんですけれども、知事公室長が答弁なさっていたのはとても残念でありますが、他府県にも米軍の展示があるのかというと、ほとんどやっているということなので、特に過剰に反応するべきじゃないと思うんです。これ、再質問すると答弁に困ると思いますので、なるべく――陸自祭には池田副知事が参加なさっていました。この辺はバランスを取ってエアフェスタにもぜひ三役どなたか行かれて――ブルーインパルスも来ます。このブルーインパルスには追っかけがおりまして、前回、宮古島でやったときは島外から２万5000人の方が見えていたと。そのほとんどが観光客だったと。ということは、今度のエアフェスタにも県外からこのブルーインパルス目当てに来ますので、そのときに県の代表が欠席しているというと、どう思われるか分からないので、ぜひこの辺は大人の対応をしてもらいたいなと思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時５分休憩

午後３時５分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　家治 議員　ベトナムとの件ですけれども、高校生の交流、そして経済的にもやっていると。実は先月、会派でベトナムに行ってまいりました。そこでハノイのジェトロの事務所にお伺いしたときに、私がほかの都道府県の知事は訪問とか、どういう交流をなさっているんですかと聞いたら、やっぱり一番、神奈川県知事がとても積極的で、御自分もベトナム語を勉強なさって会話できるようにしたいとか、あと物産展も両方でやるとか。あと群馬県知事は、ジェトロの事務所の一角を借りて職員を送り込んでいると。あと、ほかの知事は――昔は物産展とか、そういうことが主流だったんですけど、今、大学や専門学校に行って、新卒の皆さんを自分の――例えば神奈川だったら神奈川で就職をあっせんしていると。だからちょっと変わってきましたよということがあるんです。この辺、答弁はどなたがなさるか分からないけれども、もっとベトナムと交流すべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

答弁でも申し上げましたように、ベトナムには過去５回で68人の高校生を派遣しております。令和７年もちょうど５回目という形で、11日間子どもたちを送っております。引き続き人的交流という形で、ベトナムをはじめ諸外国のほうと交流を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時８分休憩

午後３時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　（パネルを掲示）　３番の沖縄県の自衛隊基地の諸課題について、特に駐留軍用地跡地の件で、ちょっと画像が悪いですけれども、実は令和元年に那覇空港の地主の皆さんと、この駐留軍用地と同様に自衛隊基地にもぜひということで、要請をしてきました。このときは防衛省、内閣府、そして自民党の国防関係の先生方30名の居室を訪問して――当時の自民党の政調会長は岸田さんでした。30分以上お話を聞いてくれて、ただやっぱり自衛隊基地はそう簡単には返還はできないというお話があって、特に那覇駐屯地は、沖縄県にとっても南西方面にとっても大変重要な場所なので、そう簡単には返還ということにはなりませんのでということだったんですけど、地主の役員会からは、皆さん未来永劫生きているわけではないでしょうと。いつかは引退するでしょうと。役所の人も引退するでしょうと。担保になるのは法律なんですよということで、それも御理解していただいたんですけれども、特に陸上自衛隊の跡地の件で、ちょくちょく、返還して経済的に活用したらどうかという御意見が多々あります。ただ地主の皆さんは、戦後80年、苦労なさってきました。戦前は、旧軍飛行場問題で大変長い間御苦労なさって、それも無事解決をしておりますけれども、ただ、地権者、地主の皆さんの気持ちは、跡地がしっかりとした形で補償されない限り返還ということはまずあり得ない。なぜかというと、新都心をまざまざと見ているんですね。あそこは25年以上野ざらしにされて、何の収益もない。そういう形じゃ困るということでありますので、知事、ぜひこの辺の地主の気持ちを考えて――もちろん法律への追加は難しいと思うんですけれども、この辺、地主の皆さんに寄り添うという意味で、ぜひ知事の御意見をお伺いさせていただきます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　地主の皆様は自分たちの先祖代々の土地であったり、あるいは苦労して求められた土地であったり、それがなかなか自分たちが思うように使えないという歯がゆい思いを長年されてこられたと思います。今大規模な駐留軍用地が返還された場合、その対価が得られるまでの補償についてはしっかりと法が整備されております。当然私は自衛隊基地が返還される場合にも、それが準用されてしかるべきではないかというように考えておりますし、またそのときには恐らく国会でもそのことが議論になるであろうということも予想しております。引き続き、また様々な方向から検討を重ねていただければというふうに思います。

○仲村　家治 議員　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　会派沖縄自民党・無所属の会の西銘啓史郎です。

早速、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

すみませんが、順番をいつも入れ替えさせてもらっていますが、４、３、２、１と行きたいと思いますので、最初に４番、商工労働部関連について。

(1)、県単融資事業の概要と業務フロー、業務量及び担当職員数について伺います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　県単融資事業についてでございますけれども、貸付原資の一部を確保するとともに、中小企業者の負担する信用保証料を補助することによりまして、信用力が低い中小企業の資金調達の円滑化を図っている事業でございます。当該事業の執行に当たりましては、具体的な業務内容としまして、金融機関への預託の手続、そして融資制度の説明会、融資相談のほか、資金需要の予測や融資先企業の現状等について関係機関と意見交換を密に行っております。また、関係機関との意見交換の中で、これに基づく補正予算の検討、資金需要の拡大等に対しまして、予算の検討をしたり、それから制度の見直し等を行っておりまして、職員３名体制で行っております。また、大雨被害等への支援ですとか、物価高騰対策など緊急性の高い事業継続に必要な資金繰りの支援の対応にも努めているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　この県単融資の当初予算の額

を教えてください。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後３時15分休憩
　　午後３時15分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　商工労働部長。
○知念百代 商工労働部長　令和７年度の当初予算額で、県単融資事業については623億円となってございます。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　では、(2)に行きますけれども、商工労働部内の総事業数について伺います。
○中川京貴 議長　商工労働部長。
○知念百代 商工労働部長　商工労働部の令和７年度の一般会計当初予算における総事業数ですけれども、５つの出先機関を含めまして196事業となっております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　その予算額もお願いします。
○中川京貴 議長　商工労働部長。
○知念百代 商工労働部長　令和７年度の当初予算額は、約764億円でございます。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　私が伺った理由は、今資料をちょっと提示しますけど――ちょっと休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後３時17分休憩
　　午後３時17分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○西銘　啓史郎 議員　（スクリーンに表示）　皆さんお手元で見られると思いますけど、商工労働部、定数で262人、予算が764億円、事業数196件という話がありました。冒頭の県単融資、私非常に大切な事業だと思っております。担当職員３名で623億円の事業を行うということで、業務量も大変気になるところですけれども、申し上げたいことは、この623億円、764から引くと141億円であります。そして、262から３を引くと259名。簡単に言うと、141の事業を259名でやっているということになります。そして片方、下にある文化観光スポーツ部、これ書いていますけれども、総事業数が143件、予算105億円、定数は144人と、約半分近いことになっているので、ここから先は総務部長にちょっとお尋ねします。
　もともと各部局の人員の算定について、どのような基本的な考えに基づいて行っているのか、事業数なのか予算額なのか。一律に予算額ではないと思いますけれども、この辺について説明をお願いします。
○中川京貴 議長　総務部長。
○宮城嗣吉 総務部長　組織定数の編成方針のほうで大きな考え方は述べたいと思いますけど、まず組織編成に当たっては、社会情勢の変化や多様化する県民ニーズを支え、的確な対応を可能とする組織、かつ事務事業の運営が効率的なものとなるように取り組むこととする。定数編成については、多様化する行政需要等への対応のほか、より適切な業務執行体制の確保に向け、各部等による職員間の業務偏在の解消や業務効率化の取組を踏まえた上で、柔軟に定数の配置を行うこととするというような考え方の下に配置しております。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　この資料でもう一つ見ていただきたいのが、一番上にある知事公室、141名、61億円、53の事業数ということで、事業数は文化観光スポーツ部の３分の１、そして定数、予算も約６割、それで人数はほぼ一緒と。ですから、私が申し上げたいのは、恐らく各部局においても――これ残業数が入っていないので何とも言えませんけれども――ちょっと休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後３時19分休憩
　　午後３時19分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○西銘　啓史郎 議員　（スクリーンに表示）　次に示しましたのは、こういった業務の優先順位。これは知事には那覇港管理組合でも私は提言しましたけれども、要は重要度・緊急度というものが常に業務にはあります。その中で、この重要度・緊急度を間違えると、上司の思いと部下の思いが違うと大変なことになると私は常々思っております。実はこの件については、サラリーマンのときの管理職研修で学んだり、とにかく常に部下とは重要度・緊急度の認識を合わせるようにということも指導されました。その中で申し上げたいのは、各部局の総数、私も全事業を見ているわけではありません。そして――ちょっと休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後３時20分休憩
　　午後３時20分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　（スクリーンに表示）　これは財政課に作ってもらった資料です。令和７年度の総事業数、県の部局で2266事業、義務的経費、政策的経費、いろいろありますけれども、要は多くの事業の中で各部局の残業も含めて、各部長、課長、班長が部下の業務に対して目配りをしてほしいというのが私の思いであります。要は業務のばらつきがないかどうか、そこら辺をぜひしっかりと見ていただきたいと思いますが、これは総務部長お答えください。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　定数の配置に当たりましては、各所属の事業数の増減とか在課期間等も勘案の上、所属にヒアリングを行った上で総務部と調整しているところですけれども、その際、まず増員要求のある所属については、職員間の業務の偏在状況や解消に向けた取組等も調査しているところであります。そして、偏在が見られる所属については、育休とか病休から復帰した職員のほか、退職や欠員に伴う臨時職員の配置等々、各所属の特有な要因も見られました。これらの所属については、所属長による班長や職員面談のほか、班を超えたマネジメントの実施ということも確認しているところでありまして、所属の中で所属長がしっかりマネジメントを発揮するということが議員おっしゃるとおり重要なことだと思っております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　ぜひお願いします。

３番目に行きます。

文化観光スポーツ部関連について。

(1)、県内レンタカー事業の現状と課題について伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県内のレンタカーの車両数及び事業者数は、平成30年の４万1249台から令和６年は５万6658台に、事業者数は812社から2186社にそれぞれ増加しております。課題としては、協会非加盟の小規模事業者が増加し、安全面を含めたサービス低下、那覇空港構内道路等での違法な貸し渡しによる交通混雑や安全上の危険などが懸念されております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　空港内の構内道路、特に３階でレンタカーの受渡しをしたり、駐車場でしたり、またはモノレールの軒下であったり、いろんなものが散見されます。やはり渋滞――特に夏場あたりはもうレンタカーには大変な需要がありますので、今部長おっしゃったように、もう５万6000台の数になります。以前、他の会派の議員からありましたけど、観光客を2000万人受け入れるとなると、本当にこの辺の数も心配になりますので、一つ一つの課題をぜひ解決してほしいと思っています。

その中で(2)に行きますけれども、レンタカー協会からの要請事項と対応について伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

レンタカー協会からは、レンタカー業の許可基準の厳格化と空港等で行われる違法な貸し渡し行為に対する規制措置等が要請されております。レンタカー業の許可は国の事務のため、県の条例で規制するのは難しいものと考えております。違法な貸し渡しについては、那覇空港事務所、沖縄総合事務局、沖縄県警察等と調整会議または個別に駐車禁止の厳格運用、駐停車禁止の区域指定などについて意見交換を行うとともに、関係機関・団体等と連携し、定期的な駐車違反取締りキャンペーンを実施しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　(3)に行きたいと思います。

レンタカー事業の申請・許可の現状と許可後の確認等（廃業届や現地調査）について伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

許認可庁の沖縄総合事務局運輸部に確認したところ、申請及び許可は増加傾向で、特に外国籍と思われる申請が増えているとのことです。レンタカー業の許可は、道路運送法で自動車運送事業でなければ許可しなければならないこととなっており、許可基準の厳格化は難しいとのことでした。また、廃業の届出は必要であるが、全てが届出されているかは不明であること、現地調査は、毎年度、監査計画に基づき立入検査を実施しているとのことでした。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　先ほどありました許認可は国交省――総合事務局の運輸部が行っているということであります。マリンレジャーのほうについては、県警が管轄していますけれども、届出制であります。これについては、琉銀の総研からは、許可制にすべきではないかという話がありました。県警のほうは届出制で

あっても、届出した後の見回りをしているってことがありました。大切なことは、やはりしっかり届出をして――違法な行為という言い方はおかしいですけれども、届出のときに必要な書類で事務所を構えることがよくあるか分かりませんが、届出が終わった後に事務所も廃止をして携帯１本でやるとか、車両の整備も不十分なまま行っているというようなことも聞きます。ですので、これについては直接的には総合事務局でしょうけれども、観光立県としての主管である文化観光スポーツ部として、この辺についてしっかり構内道路の規制についても、調整会議があると聞いていますので、しっかり行っていただきたいんですが、この件について御見解をお願いします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　繰り返しになりますが、許可基準の厳格化については、県による規制は難しいものと考えますが、空港内での違法な貸し渡しについては、その対策に取り組むことで不適切な小規模事業者の減少を図っていきたいというふうに考えております。引き続き関係機関で調整をし、那覇空港内もしくはレンタカーについて適正な状況をつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　では２番にまいりたいと思います。

知事公室関連について。

(1)、令和７年度予算で基地問題の解決という項目で２億円が計上されていますけれども、玉城県政でのこれまでの年度ごとの予算計上額と執行額は幾らか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

基地問題の解決に関する年度ごとの予算計上額と執行額について、玉城知事が就任した平成31年度は予算額が約９億3000万円で、決算額が約６億2000万円。令和２年度は予算額が約６億3000万円で、決算額が約４億9000万円。令和３年度は予算額が約16億1000万円で、決算額が約７億円。令和４年度は予算額が約９億7000万円で、決算額が約９億2000万円。令和５年度は予算額が約２億6000万円で、決算額が約２億円。令和６年度は予算額が約２億3000万円で、決算額が約１億8000万円。令和７年度は当初予算額が約２億円となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　就任後、これ足しても約40億ぐらいになるんですかね。お金を使って――新基地を造らせないという知事の公約がありますけれども、要は申し上げたいのは、予算は必要なものに使っていいと思います。しかし、これが実際にどう本当に機能しているのか、そこが一番大事でありまして、結果的に知事の公約がまだまだ実現できていない。まだまだ知事については数％の事業だと言いますけれども、もう大浦湾側も始まったということからすると、これまでの予算が本当に生きた予算であったかどうかは、後々またいろいろ議論したいと思います。

(2)に行きたいと思います。

ワシントン駐在の活動及びＯｋｉｎａｗａ Ｐｒｅｆｅｃｔｕｒｅ ＤＣ Ｏｆｆｉｃｅ，Ｉｎｃ．の設立経緯等に関する報告書についてであります。

ア、11月14日、定例記者会見で発表した経緯と県民や議会への説明責任は果たしたとの見解か伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

ワシントン駐在に係る問題に関しては、問題が発現するに至った要因を分析するとともに、再発防止について報告書を取りまとめることとしておりました。このことにつきましては、前定例会の答弁や内部統制評価報告書において説明させていただいたところです。本年７月から作業に着手し、県で把握している事実、情報に基づく整理・分析を終えたことから、今般報告書として取りまとめ公表したものであります。同報告書は、議会や県民の皆様に対して丁寧な説明となるよう心がけて作成したものであります。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　知事、副知事はこの報告書は目を通されていますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　目を通しております。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　私も目を通しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　私も目を通しましたけれども、この報告書の作成責任者は誰なんでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　責任者と申しますか、作成したのは基地対策課のほうで作成したということでございます。

○西銘　啓史郎 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時30分休憩

午後３時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　報告書を作成しますということで、決裁を取るわけですけれども、それについては知事の決裁で行っていると。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　であれば、これは知事が作成責任者というふうに受け止めたいと思います。

これは、「はじめに」のところと、それから「おわりに」というのがあります。知事、先ほど目を通されたと言いましたけれども、この「おわりに」のところ――ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時31分休憩

午後３時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　88ページの最後のところの「引き続き、県政への御理解、御協力を賜りたい。」というのは、これは知事から県民または議会に対しての発言ということでよろしいでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　そのように受け取っていただいて結構だと思います。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　この中で別紙１が漏れていたのはどういう理由でしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　作成作業中に欠落しておりました。御迷惑をおかけして申し訳なかったと思っております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　先ほど私は知事が作成責任者というふうに確認をさせてもらいました。知事も副知事も目を通されたと言っていました。別紙１が漏れているのは気づかなかったのでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　この報告書は大部になりまして、我々も何回か見ているんですけれども、そこが欠落しているということは気づかなかったということでございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　これ公文書ですよね。しかも、県民にもそういう報告をするという意味からすると、私はこの内容を見ても非常に心外です。どういったことでまとめて、しかも百条委員会はまだ開催中です。その段階でまとめ上げて今ある事実をと言いますけど、新たな事実がどんどん出てきています。その辺は知事公室長、どのような考えでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私からもお伝えしておきたいと思います。「おわりに」の部分にはこう書いてあります。「本報告書は、百条委員会や調査検証委員会、監査結果報告書の指摘を踏まえ、事実関係を説明した上で、法令の規定及び解釈を当てはめて、県の考え方を整理し、何が問題だったのか、なぜ問題が発生したのかを分析し、県として説明責任を果たせるよう心掛けて作成した。結果的に、指摘とは異なる考え方を示す箇所もあるが、このような指摘を招いたこと自体を真摯に受け止める考えに変わりなく、また、忌憚のない指摘は貴重な糧になったと考えている。」そのような経緯で取りまとめました。それを「県政への御理解、御協力を賜りたい。」という言葉で締めくくらせていただいております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　では、10ページ目の備考の１を読み上げてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　10ページ目の備考になります。「１　本報告書は、これまでの調査で明らかになった事実に基づいてワシントンＤＣオフィス社の設立に係る問題を整理したものであり、今後、新たな事実が明らかになった場合などは、適切に対応する。」、「２　本……

○西銘　啓史郎 議員　１だけで結構です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　もう新たな事実が出てきています。「適切に対応する」、何をどのように対応するのでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　我々としては、今報告書で出されたものが事実なのかなというふうに理解しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　先ほどの別紙１の漏れについても、簡単な何か連絡みたいなものが来ただけで、県

民は分かりません。そして新たな事実もこの後どんどんどんどん出てきますけれども、そのたびにこれを差し替えていくということでよろしいでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今後どのような方向でといいますか、どのようになるかということは今、予断を持って申し上げられませんが、いずれにしても誠実に対応してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　その中で、池田副知事、当時は統括監かどうか分かりませんけれども、訪米してワシントンコア社と打合せを行ったと聞いております。いつどこで誰とどのような内容だったか教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時35分休憩

午後３時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

平成29年８月28日から９月１日まで、ワシントンＤＣに当時統括監であった池田副知事が出張しております。そのときの目的は、ワシントン駐在及び事業者との意見交換と情報収集等のためとなっております。概要につきましては、ワシントン駐在との意見交換とワシントンコア社との意見交換、ジョージ・ワシントン大学との意見交換、ワシントン駐在――事業ですね、基地関係情報収集、英語のパンフレット等の意見交換、あとはハワイ州でのＷＵＢ主催会議等について意見交換を行ったということになっております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　そのときは株式の話は一切出なかったんでしょうか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　今、詳細な記録が手元にございませんけれども、記憶としては出ていないものと考えております。

○西銘　啓史郎 議員　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時38分休憩

午後３時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　（資料を掲示）　ここに株券のコピーがあります。知事も御覧になったと思いますけれども、この英文のところを和訳してもらえますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時38分休憩

午後３時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　大変失礼いたしました。

コロンビア特別区の法令に基づいて設立のＯｋｉｎａｗａ　Ｐｒｅｆｅｃｔｕｒｅ　ＤＣ　Ｏｆｆｉｃｅ，Ｉｎｃ．発行上限、5000株、額面価格１ドル普通株となっていて、これは日本国沖縄県が上記法人の全額払込み済み、かつ、その他の義務のない株式1000株の所有者であり、当該株式は当該証券を適切に裏書した上で、当該証券の所有者本人または正当に権限を与えられた代理人によってのみ、法人の帳簿上で譲渡可能であることを証明するものである。ここに会社の紋章を掲げ、正当に権限を付与された役員による署名を付すとなっております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　ポイントは、全額払込み済みというところです。これ、株券は６月17日に発行されていて、払込みは７月10日だというふうに理解していますけれども、まだ払込み済みじゃないですよね。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時41分休憩

午後３時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　株式の発行時期については、調査検証委員会からも求めがありましたので、法的根拠等を現地の弁護士に確認しております。それによりますと、コロンビア特別区事業組織法上、出資金の払込みに先立って株式を発行することは認められており、同法第304条第21項(c)及び(d)が根拠であるという回答を得ております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　とにかくいろんな疑義があるんですね。資金の流れにしても。ちょっとこの後の質問に行きます。

イ、処分についてはちょっと割愛させてください。

ウに入ります。

駐在員は、日本における最高裁の判決や工事の進捗等について米国政府に伝えていたか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

ワシントン駐在は、米国政府関係者、連邦議会関係者など300人以上に向けて定期的にニュースレターを発行してきました。その中で、関与取消訴訟に関する最高裁の上告棄却や大浦湾における工事の開始について情報提供し、本年２月発行分においては、工事の進捗について取り上げております。また、直接米国政府関係者や連邦議会関係者と面談する際にも、裁判の状況、政府の対応、工事の現状等を示した上で、県の考え方を説明したところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　エに行きます。

米国政府への働きかけ等において、駐在員とマーキュリー社の役割分担について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

マーキュリー社は、連邦議会やワシントンＤＣの情勢に見識が深い専門家が多く所属し、駐在職員の活動を支援するため、連邦議会に係る動向を踏まえた助言や駐在職員が作成した英文資料に対する助言等を行っております。駐在職員は、日頃から米国政府、連邦議会関係者等との面談を行い、相手方の沖縄に対する理解を深め、米国の国防権限法に沖縄の基地問題の解決方策を反映させるよう取り組むとともに、米国側の考えや情報を収集してきたところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　マーキュリー社とはどういう会社ですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時44分休憩

午後３時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　いわゆるロビー会社と呼ばれているものだというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　参考人招致のときに、すばらしいロビイストがいる会社だということも聞きました。要は、私は県の職員――所長、会計担当にしても、それなりの活動ができてもそれほどできてはいないんではないかということを感じております。いずれにしても、マーキュリー社に平成27年から再委託はないのに資金が流れています。これはどういう理由でしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時45分休憩

午後３時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　マーキュリー社につきましては、令和３年以降ですか、ワシントンＤＣ社と共同企業体という形になった――失礼しました。ワシントンコア社ですね。ワシントンコア社と共同企業体という形で委託契約をしていることにより、再委託ではないということになっております。

○西銘　啓史郎 議員　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時46分休憩

午後３時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　この報告書の51ページ、５番のところ、「まず、マーキュリー社については、」から読み上げてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時46分休憩

午後３時47分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　５ですね、支出の一部がワシントンＤＣオフィス社を介して行われた理由というところで、「まず、マーキュリー社については、同社もまた、沖縄県の代理人として外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）に基づく登録を行っており、沖縄県から資金を受け取っている旨を米国司法省に報告し、その報告が公開されている。実態としても、沖縄県は、ワシントンコア社とマーキュリー社からなる共同企業体と契約し」――これは令和３年度以降と。「又は、沖縄県と契約したワシントンコア社がマーキュリー社に業務の一部を再委託しており」――これが平成27年度から令和２年度までと。「マーキュリー社は沖縄県から資金を受け取っている。しかし、共同企業体の代表者又は沖縄県との直接の契約者であるワシントンコア社が沖縄県から受け取った資金を直接マーキュリー社に提供した場合は、沖縄県から資金を受け取っているとする報告と齟齬が生じかねない。そこで、外国代理人登録法に基づく上記報告と可能な限り整合を図るため、沖縄県が100パーセント所有するワシントンＤＣオフィス社から支払を行ったものである。このこと

によって、本来不要な経費が発生したものではないが、資金の流れが複雑になり、疑念を招く一因となった。」としております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　ここに書いていますけど、平成27年度からマーキュリー社は沖縄県から資金を受け取っているということ。それから、先ほど再委託をコア社がマーキュリー社にしていると言いますけど、27年は再委託していません。違法ですよ、これ。

休憩してください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時49分休憩

午後３時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　平成27年度は、米国政策調査事業というのがございます。その中でコア社が受託をしまして、同じようにマーキュリー社が再委託をしたということでございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　ちょっと待ってください。確認しますけど……。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時51分休憩

午後３時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　もう一度御説明いたしますと、平成27年度は、米国政策調査事業というのがございます。この事業の受託先がワシントンコア社となっていて、再委託としてマーキュリー社が受けているということでございます。

○西銘　啓史郎 議員　いや、ちょっと同じ答弁になっていますけど……。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時53分休憩

午後３時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しますが、平成27年度は米国政策調査事業というのがありまして、それについてはワシントンコア社が受託しており、再委託としてマーキュリー社が受けているということでございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　じゃこれも新たな事実ですよ。我々多分百条でも資料を見ていませんし、今後徹底的に追及していきたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時54分休憩

午後３時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　初代所長を参考人としてお呼びさせていただきました。今度19日に証人喚問でお呼びする予定であります。その参考人でお呼びしたときの議事録を見ると、株券のサインは県の指示があったと当初答えているんですね。その後、本人は指示なくして自分の裁量でサインなんかできないともおっしゃっています。その後、新たな質問では、弁護士事務所からサインしてくださいとあったのでサインをしたというのがありました。県が指示したのかどうか、この事実を教えてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　平成27年当時は、直接県が――県といいますか、本庁側でどのような――何ていうんですか、株式の発行については、詳細に把握していなかったということですので、県からの指示というのはなかなか難しいんではないかというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　これも今度の証人喚問でしっかり確認していきたいと思います。

それともう一つは、今度証人喚問で確認しますけど、県の職員は、ＦＡＲＡ登録が終わったのは平成27年12月でしたかね。もうロビー活動ができたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時56分休憩

午後３時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ＦＡＲＡ登録以降は――以降はといいますか、ＦＡＲＡ登録がされていれば、単独で米国政府、米国議会等への説明というのは可能になろうかというふうに考えております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　参考人招致のときに、初代所長はロビー活動を一切していない。できるはずがない。公務員がロビー活動できるはずがないということで強くおっしゃっているわけですね。それが平成27年12月以降、ＦＡＲＡ登録をしました。ロビー活動もしていますという答弁がずっと続いていると思うん

ですけど、もう一つ確認します。
この会社は非営利企業でしょうか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時57分休憩
午後３時57分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　設立の根拠となる法律からすると営利企業に当たると思いますが、実態としては営利の事業は行っていないということでございます。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　もともと非営利で届出をしようとしたら、非営利じゃ駄目だという弁護士のアドバイスがあって、営利企業として届出しているわけですよ、お二人も。しかし、実態は非営利なんです。ということは、虚偽の申告ですよ。ここはどう考えていますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、法律上は営利企業として登録はしておりますけれども、業務の内容からは営利な業務は行っていないということでございます。
○西銘　啓史郎 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時58分休憩
午後３時59分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　次の質問もあるのであれなんですけど、いずれにしても我々が――今日この場でも新しい事実が出てきました。それから参考人、またこの後、証人喚問でお呼びする初代所長の記憶に基づいて証言してもらいますけれども、新たな事実が出てくると思います。先ほど池田副知事も、訪米してコア社とも話したけれども、この株式の話は一切出ていなかったと。その頃もう２代目所長の運天さんであれば、恐らく株式のことは聞いているはずですよ。ですから、とにかく疑惑だらけです。これをこの報告書で全てを片づけようとしている執行部の考え、私は全く理解できません。これは改めてもう一度しっかりやっていきたいと思います。
休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時59分休憩
午後４時０分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○西銘　啓史郎 議員　すみません、オも少し割愛させてください。
１番の知事の政治姿勢について行きたいと思います。
(1)、11月24日発生した導水管破損による漏水について。
ア、発生から対策会議開催までの時系列を伺います。
○中川京貴 議長　企業局長。
○宮城　力 企業局長　本島北部のダム水を中南部に送水する重要な管路が11月24日03時頃に大宜味村地内で破損しました。企業局危機管理指針に定める24時間以上の断水または受水者への影響が広範囲となる場合に該当することから、企業局においては05時に私局長を本部長とする危機対策本部を設置し、07時30分頃に私から知事へ、07時40分頃には副知事及び部局長に対し、断水が発生する見込みであることを共有したところです。
県としましては、12時に沖縄県危機管理対策本部を設置し、17時に第１回本部会議を開催して、知事メッセージを発出するとともに、各部の取組状況等を共有したところです。
以上です。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　記者ブリーフィングを10時半に行ったとありました。今ちょっと画面が出ないので皆さんにちょっと共有できないんですけれども、県の危機管理対策本部を設置したのが12時とあります。企業局から２時間遅れですが、この対策本部の設置指示は誰がどのように行ったかお答えください。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　危機管理対策本部については、知事公室が所管しております。知事公室におきましては、まず10時半からの企業局からの記者会見というのを確認しておりました。それが結構長くかかっておりまして、その後、全県域に断水の影響が及ぶと。そして、各方面に被害というか断水のおそれがあるということで、危機管理対策本部を設置すべきだろうということで、危機管理監である私と担当者等々が中心となって決定をしたと。それをその後、知事等に説明をしたということでございます。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時２分休憩
午後４時３分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　（スクリーンに表示）　危機管理対策本部を設置するのは、危機管理監――公室長でできるんですか、知事じゃないんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時３分休憩

午後４時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　危機管理対策本部設置要綱というのがありまして、その中の第２条第３項で、副本部長は副知事及び危機管理監をもって充てるというふうになっております。そして、本部長に事故があるときは、その職務を代理するということになっておりますので、私のほうでまずはその設置を確認した後に、知事と連絡が取れる状況になった後に、速やかに連絡を取って確認したということでございます。

○西銘　啓史郎 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時５分休憩

午後４時５分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　副本部長は知事の代理をすることができますということでございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　じゃあ、副本部長が設置をしたという理解でいいですか。設置の指示をしたと。知事は絡んでいないってことでいいですね。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　12時に副本部長――私のほうが設置を確認して、その後速やかに連絡を取ったということでございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　イに行きます。

知事が受けた報告、いつどこで誰からどのような報告を受けたのか、詳細を伺います。

○中川京貴 議長　企業局長。

○西銘　啓史郎 議員　ちょっと待ってください。これ、知事に聞いているんです。知事が受けた報告ですから。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時６分休憩

午後４時６分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮城　力 企業局長　局長の私自身は07時過ぎに状況を把握したため、07時30分、知事に大規模な漏水が発生し、本島で断水の可能性大である状況を架電により報告したところです。知事からは、総力を挙げてこれに対応するよう指示がありました。また、私からの第一報は知事公舎で受けたと聞いております。07時42分には、副知事を含む部局長に状況を共有し、それ以降も随時状況を共有していたところでございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時７分休憩

午後４時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　答弁が重複するようで申し訳ありませんが、ただいま企業局長から答弁がありましたように、７時30分頃だったと思います。大規模な漏水が発生し、沖縄本島で断水の可能性が大きいということを知事公舎で報告を受けました。そのときには、総力を挙げてこれに対応してくださいという、まず最初の指示を出しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　じゃあ(2)番に行きます。

戦後100年へ残す平和への想いの詳細（開催日時、主催者、費用負担等）について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　「沖縄のこころ」平和啓発シンポジウム、戦後100年へ残す平和への想いは、平和啓発プロモーション事業の一環として、平和を希求する「沖縄のこころ」を県内外に発信することを目的に、去る11月24日の15時から18時に、東京の神田明神ホールで開催しました。主催は沖縄県で、シンポジウムに要した経費は、会場使用料や登壇者謝金など約980万円となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　これは、知事は何時の便で上京されたんでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　10時台の飛行機で上京しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　７時半に報告を受けて、このイベントに出ると。しかも、先ほど約1000万ぐらいの費用と言いました。これ会場費を調べると、１時間６万円ぐらいなんですね。前後、３時間、５時間借りても30万。残り970万が人件費かどうか分かりませ

んけれども、これも私非常に疑義があります。
それと、出張随行者を教えてください。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時９分休憩
午後４時９分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　知事の随行者としましては、特別秘書が、そして事業担当として、統括監と課長、班長、担当で合計５名ということでございます。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　言葉を選ばず言うと、５人も随行して大名行列じゃないんですけれども、そんなに行く必要があったかどうか私は疑問です。
それと知事、10時台の便で行ったというふうにありました。７時30分に状況を把握をして、２時間半あったと思います。取りやめようとは思わなかったんですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　７時半に第一報が企業局長から私のほうにありましたときには、詳細についてさらに調査を進めたいということで、ある程度それが分かったら連絡をしたいということでした。なお、どこかのタイミングでその状況を県民の皆さんにお伝えする必要があるかもしれないというようなことも併せて話をしておりました。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　冒頭、業務の優先順位を申し上げました。知事にとってはこのイベントは、重要でかつ緊急だったんでしょうか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　今回の漏水による対応におきましては、企業局長、知事公室長をはじめ、お二人の副知事、そしてその担当職の責任者が対応しておりましたので、私はそのままシンポジウムを続けたいと、続けようと思ったものであります。
○西銘　啓史郎 議員　休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時11分休憩
午後４時11分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　本シンポジウムについては、首都圏において知事が直接平和を希求する「沖縄のこころ」を発信する、他に代え難い重要な機会でございます。当日に日程を変更することが困難な業務であることから、一般的に申し上げれば、緊急性及び重要性の高い事案であったというふうに考えております。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　このイベントは３部制になっていますけど、何名ぐらい参加されたんでしょうか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時12分休憩
午後４時12分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　参加者は約250名となっております。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　知事ね、私はいろんな場で知事の危機管理能力というか、それを非常に危惧するということを申し上げてきました。今回も、知事じゃなきゃ駄目だというふうに公室長はお話しされましたけど、これこそリモートでもいいから何かできる可能性はあったんだと私は思いたいです。要は、県民がいろんな被害を受ける――実は企業局の方は――私事務方にもいろんな説明を聞きました。朝早くからいろんな現場を確認したり、多くの汗を流している企業局の職員がいて、片方では７時半に報告を受けて、10時の飛行機に乗って、15時から18時のイベントに出て、しかも本当は懇親会まで出る予定だったというふうに聞きました。イベント自体は否定しませんけれども、こういう有事のときに知事がそこを最優先したってことが、私は信じられません。それで県民の命を守れるんでしょうか。知事、お答えください。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　重複する答弁で大変申し訳ございません。両副知事、企業局長、知事公室長、全ての担当がしっかりと業務を担当するということを確認し、そして常に私は飛行機の中以外は連絡が取れる状態にしたいということで、その状態でスタンバイをしておりました。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　じゃ今後も何かあった場合には、副知事、それから公室長に任せてください。参加されないで結構だと思います。
休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時14分休憩
午後４時14分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　(3)番に行きます。

那覇港管理組合に関して伺います。

ア、令和６年度一般会計、特別会計の決算について、予算額、支出済額、繰越額、不用額を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

那覇港管理組合によりますと、当組合における予算の執行状況については、令和６年度一般会計で、予算現額が43億8904万6982円、支出済額が33億4692万4644円、執行率で76.3％、繰越額が９億2560万4261円、繰越率が21.1％、不用額が１億1651万8077円、不用率2.7％となっております。また、令和６年度の特別会計は、予算現額32億2349万6642円……

○西銘　啓史郎 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時15分休憩

午後４時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○砂川勇二 土木建築部長　令和６年度の特別会計が、執行率が65.7％、繰越率が27.8％、不用率6.6％となっております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　（スクリーンに表示）　今出しましたので、ぜひ見てください。それから他県のものも今発表は結構です。お手元に出していますけれども、申し上げたいことは、執行率や繰越額が非常に悪い。他県に比べても繰越額が多過ぎる。これは那覇港管理組合でも申し上げました。これは管理者として私はしっかりと責任というか、感じてほしいと思います。

それと第２クルーズバースの状況ですけれども、知事は第２クルーズバースの現状を見たことはありますでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時16分休憩

午後４時16分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　知事は、令和５年２月の第２クルーズバースの暫定供用開始時及び令和６年３月のクルーズ船の船内視察時に現場確認を行っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　もう時間がないのであれですけれども、私も土曜日と、この間の11月１日か、行ってまいりました。知事ね、やっぱり世界に誇るクルーズにはならないですよ。現場を見に行ったら、やはりどれだけ苦労するか。（スクリーンに表示）　写真がありますけれども、夏場はテントがない、車を待つのも大変、そしてトイレも12個しかない。３個はスタッフ用。5000人級の――この間の土曜日はロイヤル・カリビアンが入っていました。4000人近く入っていました。このテントもＭＳＣ専用ですけれども、たまたま利用許可を得て使っていますが、ＣＩＱももう非常に脆弱なところでやっている。こういうのを見ていると、ターミナルビル、今最終段階に来ているって聞いていますけれども、そのターミナルビルができるかどうか私は非常に危惧しております。管理者として、知事のこの実現力というか、これを問いたいと思います。

最後になりますけれども、とにかくトップの方が交渉して課題解決に当たってください。ラージＡ・Ｂは、トップが動かなければ解決できません。

以上です。

○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。

午後４時18分休憩

午後４時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

一般質問を続けます。

又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　沖縄自民党・無所属の会の又吉です。

一般質問に移らせていただきます。

まず初めに、今回補正予算で組まれました給食費の物価高騰に対する支援策についてでございます。

中学生のいない家庭の小学生、幼稚園生、保育園生等への支援策はどのように取り組まれているかを伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会においては、令和７年度から中学生の学校給食費の２分の１相当額を市町村に対して補助する事業を実施しております。市町村立小学校・幼稚園の給食費支援については、設置者である市町村が国の重点支援地方交付金等を活用し、物価高騰を含め対応しているものと認識しております。また国においては、給食費無償化の令和８年度実施に向けた取組が進められており、小学生への拡充については国の動向を注視しながら検討してまいります。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

保育分野における給食費支援につきましては、保護者に新たな負担を課すことなく、これまでと同様の栄養バランスや量を保った給食等を提供できるよう市町村と連携しながら食材料費の高騰分に対する支援を行っております。ちなみに令和７年度は６月補正において５億6662万円の予算を確保し、補助単価を引き上げたところでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　あと１点、教育長にお尋ねいたします。

要するに今回の支援策について、小学生への物価高騰に対する支援はないというふうに理解してよろしいわけですね。これは中学生のいる家庭だけの支援ですよと。その確認をお願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　御指摘のとおり、今年度の県の無償化の事業につきましては中学生を対象にしておりまして、その給食費の増額分について本議会で補正を行うものであります。県の事業が小学生を対象としておりませんので、小学生についてはこの事業においての補助は難しい状況にあるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　知事の公約で、この給食費の無償化に関しまして、中学生だけというのは、私、聞いたことないんですけどね。皆さん、中学生だけの支援事業というのはなぜでしょうか。なぜ小学生は行われないのか、これについてもう少し詳しく説明していただけませんか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私は、子どもたちの給食費の無償化は大変重要な政策であると思い、段階的にでも無償化にこぎ着けたいということで、まずその第一弾として中学生の給食費の半額補助から始めているものであります。当然、国の動向も注視しながら、給食費の無償化については段階的に取り組んでいくということをこれまでも申し上げてきております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　段階的に取り組んでいく、よく分かります。よく理解できます。まず中学生のほうに２分の１の段階的なものが出ました。そして２分の１の補助が物価高騰で２分の１に満たないから、中学生にはまた物価高騰分が出ました。今、肝腎の小学生には１円も出ていないのですが、知事、小学生にはいつから出るのですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　政府において来年、令和８年度、小学校の給食費の無償化に向けて、教育の無償化等幅広く検討しているということですので、それを注視してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　政府が出すことは大歓迎でございます。しかし、本来は知事公約であったということを知事並びに教育長は自覚しなければいけないと思いますよ。小学校、幼稚園にしろ、県民の皆さんからなぜ出さないのだという声は、各自治体に来るんですよ。県に来ないんですよ、皆さん。知事公約を各自治体が身を削って行っているということを皆さん自覚して、中学生に行う、やはり小学生もどのように行うか、できない自治体は大変なことになりますよ。国がやるから段階的で、県は行わないというこの考えはいかがなものかなと。ぜひ小学生に向けても、いかに早急に取り組むか。これは取り組んでいただきたいと思いますが、教育長並びに知事、いかがですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど教育長からの答弁がありましたけれども、本来学校給食は設置者である市町村が提供するということになっておりますが、現在、国の重点支援地方交付金等を活用し、物価高騰を含め対応していただいているものと認識をしております。我々も、しっかりその市町村の負担ができるだけ早期に軽減されるように頑張ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　給食費の無償化の実施については、これまで説明をしてきましたとおり、様々な方向から検討をしてきました。その結果として、やはり保護者の経済的負担が大きい中学生からまずはスタートするということで、令和７年度からスタートをさせていただいているところであります。知事からも答弁ありましたとおり、小学生については今、国において令和８年度に向けての取組が検討されているところでありますので、しっかりと国の動向を踏まえながら、今後の拡充について検討してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　再度質問しませんけど、令和８年度から国が行うからいいという考えじゃなくて、令和８年まで物価は上がりっ放しなんですよ、皆さん。物価が令和８年まで上がらないんだったらよろしいですよ。上がりっ放しですよ。その点についてどのぐらいできるか、ぜひ皆さん再度検討していただきたいと

いうことを強く要望いたします。
　次に移らせていただきます。
　離島の人口減少の危機的状況に対し、県はどのように把握をしてこれまで取り組んできたのかを伺います。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　小規模離島町村の人口は、1975年の約２万3000人から、2025年には約１万7000人まで減少する見通しであり、県としても大変危機感を持っているところです。県においては、離島地域における持続可能な社会の実現を目指して、生活環境の充実、産業の振興、関係人口の創出など、離島地域の潜在力を引き出す様々な施策に取り組んでおりますし、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。
○中川京貴 議長　又吉清義議員。
○又吉　清義 議員　取り組んでいることは非常に結構でございます。
　あえて伺います。
　この離島に人が住む大切さというのは、皆さんどのように考えているか伺います。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　離島の方々が生まれ育った町で住み続けられるようになるということは、大変重要だというふうに考えております。
○中川京貴 議長　又吉清義議員。
○又吉　清義 議員　ぜひ部長にお願いしたい。もっと深く理解していただきたい。例えば、我が沖縄県は島嶼県でございます。東西1000キロ、南北400キロの親和が崩れ、将来どのような事柄が予測されるかを伺います。もし離島に全く人が住めない場合、どのように変化していくか。一番いい例が尖閣です。皆さん、どうなっておりますか。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　国境離島を含む本県の離島の存在というのは、我が国の南西端の領域・領空、排他的経済水域の確保、航空機・船舶の安全な運航、海洋資源の開発利用及び保全等の権益の確保など、我が国全体の利益の確保とその増進に貢献しているというふうに考えております。
○中川京貴 議長　又吉清義議員。
○又吉　清義 議員　そうですよね。ですから、あえて私はこういうふうに結びたいと思います。尖閣にいまだに人が住んでいれば、中国との尖閣問題は生じ得ない可能性があるわけですよ。人が住んでいないからそういった現状になったわけです。ですから、離島を守ることは、国土を守り、国の安全を確保し、漁場そして海洋経済を支え、私たちのウヤファーフジが築いてきた世界に誇れる豊かな歴史のあかしなんですよ。そして、離島を支えるのに、今の政策では対応は不可能であると思います。思い切って政策の練り直しや国への対応の在り方を仕切り直す時期に来ていると思いますが、いかがですか。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　県においては、離島振興を県政の最重要課題と位置づけておりまして、それに基づき今後も離島住民の方が住み続けられるように住宅の確保であるとか担い手不足の解消に向けた取組、定住条件の整備に向けた様々な取組に取り組んでまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　又吉清義議員。
○又吉　清義 議員　住み続けられる定住条件、これが環境に、今の時代にマッチしていない。ですから、離島の８村で子どもが23年度で30名しか出生がない。皆さん、やがて離島そのものに沖縄県民はいなくなる。外国人でいっぱいになりますよ。ですから、先ほど言った国益を守るいろいろな諸々の面から、もう一度国と仕切り直しをする。離島を守ることがいかに大切であるか。これ皆さんの情熱なんですよ。一例を申し上げます。例えば、人口減少を解消するために離島に住む方々の出産費用は全て県・国で負担をするぐらいの政策が私は必要だと思いますよ。そのぐらいの思い切った行動、政策を取らないと、これから離島には沖縄県民はいなくなりますよ。ですからもう一度、今こそ仕切り直ししてもらいたい。いかがでしょうか、部長。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　離島施策につきましては、県民意識調査の中でも離島住民に対してアンケートを取っております。かつて、インフラの不足感に関する要望というのがかなり多かったというのが事実としてございます。そういった定住条件の整備をする、産業振興を図ることで、一定程度、離島の皆様のニーズにも応えてきたのではないかと思っています。一方で、直近の県民意識調査によりますと、物価高を受けた生活コストであるとか、住宅であるとか、そういったところが離島住民の皆様からの行政ニーズとして浮かび上がっております。こういった取組について、県でできる取組は県で、国にお願いすべきものは国にお願いするというふうな形で、離島振興に努めてまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　私は離島振興に何も努めていないとは言いません。努めていると十分理解しています。今の離島振興の在り方では、衰退の一途が止まりませんよということです。ということは、政策を変えないといけないわけですよ、皆さん。ですから、そこをぜひ気づいて、思い切って再度仕切り直しをしていただきたいということをお願いいたします。

少し休憩してください。パネルを出したいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時59分休憩

午後５時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○又吉　清義 議員　（パネルを掲示）　まず質問に入る前に、2025年琉大医学部附属病院の移転に伴い、普天間交差点の渋滞解消に向け、国道330号側の普天間交差点は、２車線対面通行から右折専用車線、そして右折・左折両専用車線、そして左折専用車線と、道路通行整備が行われました。しかし、右折交差点の交通車両に変化が生じ、沖縄市向け車両は野嵩交番付近から列をなし、逆に琉大医学部附属病院方面への左折車両は、その一歩手前の沖銀前交差点からほとんど左折をし、普天間交差点での左折車両は少数であります。

ここで道路行政について。

琉大医学部移転に伴う国道330号普天間交差点の進行指示矢印による現状と再改善について伺います。そのような現状を御存じでしょうか、伺います。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　議員御指摘の普天間交差点につきましては、曜日や時間帯によっては、同交差点を先頭に宜野湾市役所方面から約1.5キロメートルの渋滞が発生している場合があると承知しております。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　右折専用車線には1.5キロの渋滞が発生している。では、左折専用車線はこの写真を見るとがらがらだと思いますが、これについてはどのように把握しておられるかお伺いします。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　写真のとおり、すいている場合もあるというふうに認識しています。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　交差点の現状はこのようなものです。１ページ目、そしてこの１ページ目の後ろを見てください。信号待ちの状況でございます。そしてこの次、３ページ目を見てください、交差点の状況でございます。これが現状でございます。ですから、1.5キロ混む場合もあるのではなくて混んでいる場合が多い。これが事実でございます。しかし、左側車線、左折側はほとんどがらがらである。これは交通渋滞を解消するための思惑がちょっと外れてしまった。沖縄銀行の一歩手前の――沖銀のところから左折車両が多く行ってしまった。ですからその改善に向けて皆さんどのように行うのか、ぜひ検討していただきたいのですが、再度お伺いします。土建部長並びに警察本部長、再度検討していただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　議員御指摘の件につきましては、道路管理者である南部国道事務所に伝えますとともに、引き続き渋滞の緩和に向けて道路管理者と連携して対応してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　当該普天間交差点におきましては、西普天間地区での琉球大学病院の開院に伴って予測された交通渋滞の緩和策としまして、令和６年12月に国において車線運用の変更が行われたところでございます。当該交差点につきましては、車線運用の変更前から沖縄地方渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所に特定された交差点でございまして、今後周辺道路も含めた交通状況を確認、モニタリングしまして、同協議会において効果検証を行っていくものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　確かにモニタリングして検証を行うことは重要であります。そこで少しアイデアがあるのですが、部長。ここは渋滞なんですね。こちらはほとんどないです。ですからあまり金をかけずにすぐできるのが、この左折専用車線を両方にしてしまえばさっと解決すると思います。あまり金かからないですよ。

警察本部長にお伺いしますけど、この左折車線、これが左側にしか曲がれないからなんですよ。ここの車線が左にも右にも両方に曲がれれば、右折車両も入ることが可能で、道路交通法に違反しない。いかがですか、警察本部長。やってみてはいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　この車線構成につきましては、令和６年12月に道路管理者が見直しを行った

経緯もございますので、御指摘の点につきましては、道路管理者である南部国道事務所に伝えるとともに、連携して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ぜひ早急な対応方よろしくお願いいたします。時間もかからない、お金もかからないのであれば、やる価値ありますよ。ぜひお願いいたします。

引き続き、次の質問に移らせていただきます。

同じく道路行政で、国道330号の県立中部商業高校前交差点の信号機設置について、進捗状況を伺います。どのように変化してきたか、よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　御指摘の交差点におけます信号機の設置につきましては、管轄の宜野湾警察署から上申がなされ、警察本部において検討を行ったところ、同交差点の安全を確保するためには、車両用及び歩行者用の信号灯の増設並びに時差式信号機から右折矢印信号機への改良が必要であると判断をいたしました。そこで、現在、設置に向けた手続を進めているところでございまして、今年度中には工事が完了する予定であります。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　分かりました。担当と４年間詰めてきましたが、もうこれ以上言いません。ありがとうございます。分かりました。

次は４、基地行政について伺います。

(1)、現普天間飛行場が辺野古に移設する場合の基地機能について伺います。

ア、縮小される予定の基地の面積はどのぐらいになるのか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

普天間飛行場の面積は約476ヘクタールと認識しておりますが、沖縄防衛局から提出されている公有水面埋立変更承認申請によると、普天間飛行場代替施設の埋立面積は約152ヘクタールとされており、仮に計画どおりとなった場合、縮小される面積は約324ヘクタールとなります。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　引き続きイ、離発着に必要な滑走路の長さはどのようになるのか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

普天間飛行場の滑走路は、約2800メートルのものが１本と認識しておりますが、公有水面埋立承認願書の添付図書によると、普天間飛行場代替施設の滑走路は、オーバーランを含めて1800メートルのものが２本、Ｖ字型に整備される計画となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　このように滑走路も短くなるのであるならば、ウ、外来機の飛来（固定翼機）はこれまで同様、受け入れることが可能かどうか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

沖縄防衛局の調査によると、令和６年の普天間飛行場の外来機の離着陸回数は3541回で、そのうち固定翼機に係る離着陸回数は2769回となっております。普天間飛行場代替施設における外来機の受入れについては、公有水面埋立承認願書の添付図書で、他の飛行場から飛来する航空機、例えばＣ20等の使用もあり得ると記載されているものの、その詳細については不明ではあります。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　あえてもう一度伺いますけど、外来機のジェット機類はほぼ不可能ですよね。可能ですか、知事公室長。どのように理解しておりますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　運用につきましては、現在のところで明確に答えることは困難であります。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　明確に答えなくてもよろしいです。現場を見れば分かると思います。ジェット機のほうで1500メートルの滑走路で、今の外来機離発着は不可能に近いです。であるならば、これは運用上、まずここには飛んでこないということで十分認識して構わないんですよ。

そのような状況の中、次の質問に移らせていただきます。

エ、街のど真ん中にある普天間飛行場の離発着の飛行経路は全て民間上空を含み、市民は常に危険と隣り合わせである。移転先である辺野古の場合、飛行経路はどのように計画されているか伺います。民間上空を離発着で飛ぶのか。場周経路はどのようになっておりますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

普天間飛行場代替施設における飛行経路については、公有水面埋立承認願書の添付図書において、離発着時の飛行及び有視界飛行の場周経路が海上を通ることができるよう計画されている旨が記載されています。しかしながら、同図書においては、気象や安全などのほか、運用上の所要等によっても場周経路から外れることがある旨記載されており、米軍の裁量に委ねられている部分が大きいと考えられることから、現時点において実際の飛行経路がどのようになるか見通すことは困難です。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　公室長にはもっと前向きに考えていただきたいな。このようにＶ字滑走路で民間上空の飛行経路をなくしたい。飛ばないようにしたい。それを基に辺野古に移設をするんだと。ＳＡＣＯ合意もそうなっております。であるならば皆さんは、これを外れることを期待するのではなく、これはしっかりきちっと守りなさいというのが私は筋だと思いますよ。今の知事公室長は外れることを期待している。民間上空を飛ばない設計になっている。そういう造りであります。公室長、考え方を変えませんか。民間上空を飛ばないということは、一番誰が得するんですか。知事が得するんじゃないですよ。沖縄県民みんなが助かるんですよ。しっかり守れと言う勇気はないんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　飛行経路のお話でしたので、国から出されている承認願書等に基づいて回答したものでございます。ちなみに伊江島補助飛行場においても、ジェット機の飛行は海上を通るということで説明されておりますけれども、実際は民間上空も飛行しているという状況がございますので、先ほどのとおりどのようになるかというのは見通すことが困難という答弁を行ったということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　皆さんとしては――確かに100％とは言いません、私。しかし宜野湾より圧倒的に環境が変わる。変わる。やっぱりこのような面積が小さくなる。離発着の滑走路の長さも小さくなる。そして外来機の離発着も少なくなる。そして、街のど真ん中の民間上空を飛行するのではなくて、海上を飛ぶように設計をされている。

であるならばこの次、オ、配属される機種はどのように今後変化していくのか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

令和６年５月に沖縄防衛局に確認したところ、普天間飛行場においては、ＭＶ22オスプレイのほか、回転翼機としてＣＨ53、ＡＨ１、ＵＨ１、固定翼機としてＣ12とＵＣ35が配備されており、この６機種が辺野古に移転するということであることから、配属される機種に変更はないものと考えております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　そうですよね。Ｃ12、ＵＣ35、かなり小さな飛行機でございます。大きなものではない。皆さんも、これは十分承知していると思いますよ。我々が考えているスケールと根本から違う。ですから、このように今まで頻繁に来ていた外来機もほぼそこへの離発着は不可能に近い。

そういった状態の中、カ、今の街のど真ん中にある普天間飛行場と、そして辺野古に移設された場合、基地被害はどの場所がより少なくなると皆さんは考えていますか。一緒なのか、それとも増えるのか。辺野古に移設することにより、どのような変化が出るか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

普天間飛行場の辺野古移設は、生物多様性が極めて高く貴重な自然環境を有する大浦湾を埋め立て、不可逆的に破壊するものにもかかわらず、沖縄の過重な基地負担の軽減につながるどころかその格差を永久化、固定化するものでございます。仮に普天間飛行場の所属機が移転した場合、市街地における騒音被害などが軽減されると考えられます。しかしながら、航空機騒音規制措置が遵守されていないことなど、現在の普天間飛行場に係る運用の状況や米軍人・軍属による事件・事故、航空機燃料の流出等に伴う自然環境の汚染など、基地の面積や滑走路の長さなどとは直接関係しない負担も多く存在することを踏まえると、単純に比較できるものではないというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　皆さんとしては基地反対、辺野古反対ですから、単純に比較検討しない、それもよく理解します。しかし、私はありのままの現状を受け入れて比較検討も大事かと思いますよ。誰が見ても明らかに小さくなるのだから。そして今、街のど真ん中にいる我々宜野湾市民、10万余りの市民、常に大変な状態です。それも全て解放される。そして、そればか

りではありません。この基地が動くことによって――この移転先地域においては、これまで宜野湾市民が受けていた危険性はほぼ解消される状態で運用がされる。そしてまた、辺野古地域のヘリポートも民間地域ではない海岸に移転が可能になる。そして、一日も早く辺野古埋立てが完成することは、多くの県民にとって基地問題が早く改善されることにつながり、さらに、返還跡地が沖縄県の将来のビジョンや経済の発展に向けて力強く具体的に進むことになることは明らかです、皆さん。ですからいろんな角度から考えてみて、私たちはこれを移転して、被害が出るところ――基地被害はこれはしっかりと改めさせる。もっと前向きに検討していただきたいと思います。

次に移らせていただきます。

５、有機フッ素化合物の問題について。

(1)、北谷浄水場において、嘉手納地区周辺からの取水割合はどのように実施されているか伺います。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　企業局では、水事情が良好な場合は本島北部ダムからの取水を増量し、中部水源からの取水を停止、あるいは抑制することでＰＦＯＳ等濃度の低減を図っております。しかしながら、例年、東系列導水路トンネル工事により北部ダムからの取水が制限される期間または渇水時は、海水淡水化施設の最大運転に加え、中部水源の取水を再開・増量して対応しているところでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　今の取水の在り方を変えることによって、このＰＦＯＳ・ＰＦＯＡを含まない水を供給できる可能性はありますか、ありませんか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時19分休憩

午後５時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　水事情が良好な場合であるとか、渇水でなければ比謝川からは取水を停止。それから嘉手納井戸群については、必要最小限の運転に必要な量だけを取水するということは可能であります。ただし、例年東系列の導水路トンネルは工事をしますので、そのときにはやはり中部水源からの取水をしなければ、水需要を満たすことはできないという状況でございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　今、導水路トンネルのお話が出てきました。この総工費、導水路トンネルの完成に向けて、10年かけるんじゃなくてさらに費用をかけて、これを５年、３年で終わらせることが可能になるんじゃないですか。予算をもっとかけて。いかがですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時21分休憩

午後５時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企業局長。

○宮城　力 企業局長　導水路トンネルについては、トンネルの底面、側面、それから天井部分と補修強化いたしますけれども、これ冬場の３か月程度というふうに期間が非常に限定、制約されているということもありまして、令和19年度までかかるという見込みでございます。これを短縮するというのは、供用しながら年間の一時期に施工するという点では、あと10年以上はかかるという見込みでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ですから、この予算をさらにかけてできる方法はありませんかということを、私聞いているわけです。皆さんのこのトンネル改修工事、１年間に何億かけておりますか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　令和７年度で申し上げると、8.6億円という状況にございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　私は思いっ切り――これを国にも求める中で、今、高性能活性炭の費用だけでも年間約3.5億円出る。これ10年間で35億出ていきます。そういったものを短縮することによって、この予算を充てることができる。そしてなおかつ海水淡水化装置――これが最大で36トンを飲料水として使うことができる。今の時点では大体２万トンから４万トンぐらいです。これもフル稼働させる。その電気料と比較検討してどっちが一日も早くできるか私は検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　海淡施設については日量最大４万弱というところでございます。海水淡水化施設は実は平成９年から供用開始しておりまして、もうほぼ30年になるものですから、今年度から海水淡水化施設の改築等に向けた予算化をしていて、今後海淡施設も老朽化対策をしていかなければならないという状況にございます。東系列の導水路トンネルの工事期間圧縮をということで、私どももいろんな工法を検討して、たしか数年程度は圧縮に努めているところでござ

いますが、これ以上の期間短縮は今の段階では非常に難しいというところでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　時間がありません、また後ほどこれも議論していきたいと思います。

(3)番目に、このＰＦＯＳ・ＰＦＯＡについて、令和５年度、令和６年度に県内全域を調査した結果、一般的な土地汚染の懸念のある土地のＰＦＯＳ・ＰＦＯＡが基準値以上の土地はどのようになっているかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

県では、令和５年度に県内のＰＦＯＳ等の残留実態を把握するために、全県的な水質と土壌のＰＦＯＳ等調査としまして、各市町村から１地点を選定して調査を実施し、令和６年度は令和５年度と地点を変えて調査を実施しました。２年間の調査の結果としましては、水質調査については、計82地点中、３地点で指針値を超過し、土壌調査につきましては、計82地点の全てでＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出されている状況でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　このように土壌に出てきたＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ、この出た地点全部、全て基地があるのでしょうか、ないのでしょうか。どうなっていますか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

水質につきましては、基地がない地点とかでも出ております。また土壌につきましても全地点で検出されていますが、基地がないところでも検出されております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　その原因は、何が要因だと理解していますか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

我々県のほうにおきましては、基地周辺におきましては、基地に原因が、汚染源があるというふうに、蓋然性が高いというふうに考えておりますけれども、ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡにつきましては、平成22年、それから令和３年の製造・輸入・使用が禁止される以前におきましては、撥水性や撥油性、それから化学的安定性といった物性がありますので、半導体や金属メッキ、それからフッ素ポリマー加工、界面活性剤、泡消火薬剤、ワックス、調理器具のコーティング剤など、幅広い用途で使われまして、日常生活の中でも広く一般的にＰＦＯＳ・ＰＦＯＡを含む製品が使用されてきております。そうしたことによりまして、日常的に環境中にいろいろ拡散していったものと考えておりまして、その汚染原因というのを特定するのは非常に困難な状況にあるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ですから、そのように日常生活で今まで使われてきた。我々の日常生活そのものに撥水性によるＰＦＯＳ・ＰＦＯＡがある。ですから、今皆さんの現地調査――基地周辺が主に話題になっている。産業廃棄物であり、そういったところも私は調査事項として加えることによって、これは改善できると思います。今、皆さんは産業廃棄物、産廃の地域に関しましては、残念なことに土壌調査をしない、水質調査もしない。これをしっかりとやって明らかにして、改善に向けて取り組むべきだと思いますが、どうでしょうか。調査事項としてやるべきと思いませんか。いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

全県調査の結果を踏まえまして、指針値を超過している地点につきましては、汚染実態の把握のための追加調査でありますとか、それから土壌調査につきましても比較的濃度の高い地点を対象にしまして、汚染原因の推定につなげていくための土地の地歴調査等を実施していくこととしております。またＰＦＯＳ等につきましては、土壌に係る基準値等が定められておりませんので、引き続き基準値等の設定を国に対して求めてまいるということで考えております。

○又吉　清義 議員　ありがとうございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

〔島尻忠明　議員登壇〕

○島尻　忠明 議員　皆さん、こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会、島尻忠明でございます。

一般質問に入る前に、所感を少し申し上げたいと思います。

今日、一般質問の通告にも入れさせていただいておりますが、昨今の自然災害は大変我々の予想を上回るような状況でありまして、県内でもいろんな現状が見られております。雨降って地固まるということわざがありますが、最近は豪雨のため土砂崩れという、近年の自然災害は大変厳しいものがあります。やはり我々もこの自然災害の変化等々を注視をしながら、しっかりと取り組んでいかなければならないのかなというふ

うに感じております。

さらに、私は1966年生まれなんですけど、皆さん御存じのとおり、1972年に沖縄が日本へ復帰をし、1975年に沖縄国際海洋博覧会がありました。私も９歳のときに海洋博を見に行って、アクアポリスとかオキちゃん劇場を見ました。皆さん、オキちゃんは残念ながら、過日お亡くなりになりましたが、どうぞ知事、沖縄県民栄誉賞じゃないですけど、戦後復帰して、オキちゃんも明るい沖縄県の未来をしっかりと我々にも届けたんじゃないか、また大きな感動を与えましたので、何とか知事のほうで取り計らっていただいて、みんなに知らしめていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

（拍手）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

１、知事の政治姿勢についてでございます。

那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設に伴う環境影響評価方法書に係る一般意見の概要についてであります。

(1)、沖縄防衛局は、10月23日に県へ意見概要を提出したとの報道があります。関係法令（環境影響評価法、環境影響評価法施行令）によると、知事の意見書を90日以内に提出することとされております。令和８年１月21日が期限となるとのことであります。それまでに意見書を提出するということでよいのかどうかお伺いをいたします。

(2)、那覇港湾施設代替施設建設事業と浦添市が実施をしている那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業は、同じ那覇港港湾計画のエリア内に所在していることから、これら両事業に対する方法書の知事意見は双方の整合性を図るべきであると考えます。このため、交流・賑わい空間公有水面埋立事業に付した意見とバランスをしっかりと取り、那覇港湾施設代替施設建設事業だけに対して特段厳しい意見を付すことはないと考えるが、そのような理解でよいか伺います。

２、土木行政についてでございます。

冒頭申し上げましたように、(1)、昨今の自然災害による県内の土砂崩れや道路の冠水の状況と災害復旧への取組について伺います。

３、てだこ浦西駅周辺整備についてでございます。

(1)、浦添市モノレールてだこ浦西駅を中心とした交通結節機能強化検討に関する住民ワークショップについて伺います。

(2)、てだこ浦西駅を中心とした周辺のまちづくりについて伺います。

４、我が会派の代表質問との関連についてでございます。

まず、我が会派の小渡良太郎議員の２の行財政運営について、(6)、県内企業優先発注に係る取組について、県として池田副知事が沖縄総合事務局、沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に要請したとの答弁がありましたが、どのような意図で、どのようなことを要請したのか、お答えをいただきます。

次に２番、宮里洋史議員の１、ワシントン駐在問題についての(5)、県にあるはずの株券が弁護士事務所にあったとのことであります。本来であれば、令和２年に見つけているべきではないか。見つかった経緯について伺いたいと思います。皆さんは、株券は当初、いろいろと探したが見つからないという答弁をしておりましたが、後になって設立に携わった弁護士の事務所に保管されているのが分かったとの答弁に変わっております。具体的に答えてもらいたいのですが、株券が保管されていたというこの弁護士の事務所の住所と屋号といいますか、弁護士事務所の名称を正確にお答えをお願いいたします。

次に同じく宮里洋史議員の１、ワシントン駐在問題についての(8)、今回の件で池田副知事の責任についてお聞きいたします。

休憩お願いできますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時35分休憩

午後５時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　池田副知事、あなたは自らの責任について、全国の事例を調査して、知事の任期以降に生じた不祥事については事例があった。しかし、この事業は任期以前だから責任の取りようがないと答弁をされました。

総務部長にお聞きをしますが、副知事など特別職に対して、職務上の不始末について責任を問う仕組みはありませんか。

次に、関連質疑の４番です。

同じく宮里洋史議員のワシントン駐在問題についての(9)、今回の件で一般職員を処分することは厳しいのではないかというふうに思っておりますので、この辺についても御答弁をいただきたいと思います。

答弁よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　島尻忠明議員の御質問にお答え

いたします。

知事の政治姿勢についての１の(1)及び(2)、那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見についてお答えいたします。なお、１の(1)と(2)につきましては関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県は、方法書に対する住民等意見の概要の送付があった令和７年10月23日から90日以内となる令和８年１月21日までに意見を述べることとなっております。

沖縄県としましては、事業特性及び地域特性に応じて厳正に審査を行い、沖縄県環境影響評価審査会の答申も踏まえ、関係市長の意見を勘案するとともに、住民等の意見にも配意して、環境保全の見地から必要な意見を述べてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　２、土木行政についての質問で、災害復旧事業等の進捗状況についてお答えいたします。

県では、公共土木施設に災害が発生した場合には、各施設管理者において災害復旧に取り組んでおります。令和６年度に災害復旧事業として32か所が採択され、令和７年11月末現在、９か所が完成しており、23か所の早期復旧に向け取り組んでいるところであります。西原町の県道155号線の土砂崩れについては、設計が完了しており、令和８年度に対策工事を予定しております。浦添市の宜野湾南風原線の冠水については、既に側溝清掃を完了しております。引き続き、災害に強い県土づくりに取り組んでまいります。

次に３、てだこ浦西駅周辺整備についての(1)及び(2)、てだこ浦西駅における取組についてお答えいたします。３の(1)と３の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

県では、沖縄都市モノレールてだこ浦西駅において、乗換機能の強化による公共交通の利便性向上や、まちづくりと連携したにぎわい創出など、交通結節点としての機能強化に関する検討を行っております。今年度は、多様な意見を取り込むため、有識者や関係自治体、交通事業者等による検討会や地域住民及び学生などを対象としたワークショップを実施しているところです。

次に４、我が会派の代表質問との関連についての(1)、県内企業優先発注に係る取組についてお答えします。

県では、毎年度、沖縄総合事務局等に対して、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、県内建設業者への受注拡大、県内中小企業者への受注機会の確保等を要請しております。また、米軍発注工事に関しても、毎年度、外務省沖縄事務所等に対し、県内建設業者への受注機会の拡大を図るため、可能な限りの分離・分割発注を要請しております。

県としては、引き続き県内企業のさらなる受注拡大について、国へ要請してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　４、我が会派の代表質問との関連についての中の(2)、株券が見つかった経緯についてお答えいたします。

令和２年当時の聞き取り調査では、株券は発行されていないとの認識を示す情報しか得られなかったことから、株券を探すまでに至りませんでした。

県としては、昨年10月の決算審査を受けて調査を開始し、ワシントンＤＣオフィス社が日本の株式会社に相当することを把握しました。その上で、株券の所在を調査したところ、昨年11月末、同社の設立事務を処理した法律事務所に保管されていることが分かり、昨年12月に本庁に送付されたところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　４、我が会派の代表質問との関連についての(3)、副知事の責任についてお答えします。

今般のワシントン駐在問題は、玉城知事就任前に発生したものでありますが、その背景の一つとして、組織的な体制の不備等も明らかになったことから、信頼回復と高い透明性を確保した行政運営を一層強力に推進するため、包括的な事務の執行管理権限を有する現在の行政の長として、知事が給与を減額する判断をされております。池田副知事の当時の基地防災統括監としての責任については、一般職としては退職されているため、懲戒処分の対象にはなりません。知事は、県民の信頼回復に努める強い決意と姿勢を示されました。副知事は、知事を全力で補佐し、徹底して透明性を確保した行政運営に寄与していくことで、その責任を果たしていくものと考えております。

同じく４の(4)、職員の責任についてお答えします。

ワシントン駐在に関する不適正な事務処理については、地方公務員法第29条第１項に定める懲戒事由に該当するか否かを確認の上、可罰性について、個々の職員の職責、行為の態様及び結果、過失の程度、組織的執行体制の不備等を総合的に考慮の上、審査しました。その結果、懲戒処分ではなく、職務遂行能力の改善向上のために行う矯正措置としての訓告を実施するのが相当と判断し、過失の程度等に応じて文書または口頭による訓告の措置を講じたところです。

以上でございます。

○島尻　忠明 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時44分休憩

午後５時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時46分休憩

午後５時47分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　すみません、我が党関連からお願いをいたします。

まず、関連質問の１、土建部長から答弁がありましたが、皆さん米軍とか防衛局に毎年行っているということですけど、この防衛局の仕事は何をしているか分かりますか、事業内容は。外務省の仕事も。工事の内容って分かりますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　防衛局におきましては、米軍基地関連ですとか、自衛隊関連の施設等の建設等の工事を行っているものと認識しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　皆さん、辺野古反対でしょう。そこで工事しているんです。そこに工事しに行っている。この意図が分からないんですよ。反対していながら、仕事はお願いします。どういう心境で行っているんですか。これが私には理解できないんですけど、いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　我々が要請しているのは、辺野古とかは関係なく、予算がついて工事を実施しておりますので、それに関して県内企業への優先発注、また受注機会の確保についてお願いをしているというものでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　じゃあ、今皆さん辺野古は意図していないと言うんですけど、まずどういったところを意図して言っていますか。自衛隊の中の工事とか、キャンプ・シュワブの中の工事とかあるじゃないですか。そこを包含して言っているんでしょう。これ詭弁ですよ。じゃあ、どこの工事をするのか。防衛局っていうのはそういう工事しかしていないんですよ、米軍も。基地内の工事ですよ。隊舎とか移設するのもみんな辺野古に移転しているのに、みんな関連してきますよ。その辺もう一度答弁いただきたいと思います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

防衛局も隊舎の建設ですとか数多くの工事を発注している機関でございますので、その工事を発注する際には、ぜひ県内企業を活用していただきたいという趣旨で要請しているものでございまして、特段何かしら意図を持ってやっているとかそういうことはございません。純粋に、工事を発注する際に、沖縄の企業にもぜひ受注していただけるようにということで要請をしているということでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　県内企業発注はとてもいいことですよ。我々もそれは日頃から物申していますので。ただ、皆さん、ここでは反対、反対、何とかって言って、工事発注したらよく行けるなと私は思うんですよ。これ先ほど仲村家治議員からもありましたけど、やはり知事三役含めて、しっかりその辺はバランスを取ってやらないと。ここでは拳を上げて、あそこではお願いしますって、こんなのは私は見ていてみっともないですよ。だって、ここの工事は米軍とか基地の工事しかないじゃないですか。じゃ皆さん辺野古以外の――先ほど知事も答弁ありましたけど、米軍の飛行機が那覇空港を使うからとか何とか、あそこでも工事しているじゃないですか。それはよしなんですか。この辺はこれ以上やってもあれですけど、私はやっぱりその辺はしっかりとバランスを取ってやっていくことが、お互い県内企業にもフィードバックしていいと思うんですよ。いや、基地問題は基地問題でいいんですよ。これお互いいろんな思いがありますから。それは私も理解をします。ただ、やはり厳しい経済状況の中では、その辺もしっかり分かりやすいようにやらないと、ちょっと見ていておかしいなと感じるものですから。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時51分休憩

午後５時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　次に、我が会派の代表質問との関連についての(2)、宮里洋史議員の株券の件なんですけど、それでは再質問します。

この株券はどこの事務所の何という屋号――弁護士事務所、住所を教えてください。そして、そこに株券が保管されているという情報はどのような経緯で県に届いたのか、お答えをお願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　株券が保管されていましたのは、シャルマン・ロジャース法律事務所でございます。住所につきましては、今公でしゃべることが適当かどうかというのは分からないので、差し控えさせていただきたいと思います。答弁でも申し上げましたけれども、昨年10月の決算審査を受けて、我々が株券の所在を確認していたところ、ワシントン駐在が再度法律事務所に確認して、その所在が分かったということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　住所も公開できないって、何のために契約しているんですか。

ここでお聞きします。

答弁にもありますように、株券には平安山さんと山里さんのサインがあるとのことであります。物理的にサインをしているのなら、普通の我々の感覚からすれば、ＤＣオフィス社の本社事務所でやりますよね。なぜこれをわざわざ発起人の事務所へ持っていく必要があったんですか。サインはどこで行われたんですか。答弁ください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　サインがどこで行われたか、あるいはなぜ弁護士事務所に保管されていたかということについては不明でございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　この不明なやつは、いつ県庁に届いたのですか。日時を教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時53分休憩

午後５時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　昨年の12月18日に県庁に届いたということでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　それでは、2015年６月17日時点で、ＤＣオフィス社の純資産は幾らありましたか。これ資本金の入金がなければ、株式の発行ができないんですよ。ですからそれを聞いているんですよ。法人をつくるとき、資本金もなくて株式の発行ができるんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時54分休憩

午後５時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　取締役会で議決した平成27年６月17日に株券を発行したものですけれども、実際、委託料としての送金が７月10日に行われておりますので、その時点ではワシントン事務所等に資金はなかったというふうに考えております。

以上です。

○島尻　忠明 議員　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時55分休憩

午後５時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　６月17日時点で純資産等はございませんでした。

○島尻　忠明 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時56分休憩

午後５時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　資本金もないのに、なぜ株式の発行ができるんですか。それと、2015年６月17日時点で出資が実際にあったという答弁があります。では、そのバランスシートの借方に存在していたのは何だったのかということが一つと、あとは決算書も作っていない、日々仕訳もされていない、ずさんな経理。こんなことだから何も今検証ができない状況であるんです。皆さん分かっていますか。裁判になったら、皆さんが正当性を証明しなければならないんですよ。書類も何もない中でどうやって正当性を証明できるか疑問でなりません。答弁をお願いいたします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　株式発行の時期について、法的根拠等を現地の弁護士に確認したところ、コロン

ビア特別区事業組織法上、出資金の支払いに先立って株式を発行することは認められており、同法第304条第21項(c)及び(d)が根拠であるとの回答を得ているというところでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　これは、るる述べているとおりですので、あとは百条委員会にあれしますが、次に知事公室長、この株券、株式会社のことについて、いろんなやり取りのメモがあったということを、我々の徳田議員へ答弁なさっております。それで、これは課内で所有するためのものだったとも答弁をしております。当時の溜課長は上司――当時は金城統括監、金城公室長、また株式発行という財産管理に関わることですから、池田総務部長、さらには謝花副知事、玉城知事への報告は一切していなかったのかどうか、答弁をお願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時58分休憩

午後５時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　令和２年の課内での調査につきましては、私が一報を受けたのは――何ていうんですか、途中経過といいますか、最初の調査ということだったというふうなことでございます。それで、まだ状況がはっきりしていないという段階では、上司には報告はしておりません。

以上です。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　溜公室長、これは重大な隠蔽ですよ。職務怠慢です。こういったイレギュラーな問題、さらに議会で取り上げているからあまり騒ぎ立てるななど、そういう聞き取り内容を上司に報告をしないで、あなたの課の中でとどめていたいということでしょう。これは溜公室長、あなたが主導した組織的隠蔽ではないですか。公室長、あなたは訓告の対象になりましたか。ぜひ答弁をいただきたいと思います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　当時、途中でといいますか、状況がよく分からないまま調査が終わってしまったということについて、上司である私としては大変重く受け止めております。結果から申し上げれば、当然何らかの問題があったら上司に報告すべきであっただろうと思いますが、当時の判断としてはそこまでは至らなかったということでございます。いずれにしましても、長年基地問題に関わってきました私としましては、大変この事態については重く受け止めて反省もしているということでございます。

以上です。

○島尻　忠明 議員　議長、休憩してください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時０分休憩

午後６時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　訓告の措置については、公表事項は個人が特定されない内容としているため、個人に関する措置状況を回答することはできません。なお、知事公室長はこのワシントンＤＣオフィス社の設立後の問題に関係した現職の職員であるため、当時の具体的な職責及び業務内容、業務違反等の有無、過失の程度等について調査を行って、要否を検討した対象者ではございます。

以上です。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　いずれにせよ公室長は、こういった中心的な組織的隠蔽の主導者だと私は思っておりますよ。これは百条委員会での調査が続いておりますので、その中で新たな事実が明らかになると思っております。改めて処分対象となると思いますので、しっかり対応方をお願いしたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時２分休憩

午後６時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　総務部長に再度お尋ねします。

副知事など特別職に対して、職務上の不始末についての責任を問う仕組みはありませんか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　地方自治法施行規程の中で、都道府県職員委員会の規定がございます。その委員会の中で、副知事として職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、職務の内外を問わず、公職上の信用を失うべき行為があった場合の責任を問うという機能がございます。一方、池田副知事は、当時基地防災統括監として従事していたということで、副知事としての責任を問うというようなことではございませんので、この委員会で審査対象とすることはできないと考えております。先ほども答弁差し上げましたけれども、知事は、県民の信頼回復に努める強い決意と姿勢を示されました。副知事は、知事を全力で補佐し、徹

底して透明性を確保した行政運営に寄与していくことで、その責任を果たしていくものと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　総務部長、以前、令和４年、令和５年にも知事、副知事の減給の措置が取られております。いろいろとお話をしておりますが、ずばりストレートに聞きます。

もし、副知事が対象になって減給になれば、これは退職金にも影響しますか。この事例のとおりでいいですよ。

○宮城嗣吉 総務部長　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時４分休憩

午後６時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　訓告措置は懲戒処分ではなくして、矯正上の措置という形になりますので、給与上の影響は特にございません。

○島尻　忠明 議員　ちょっと待って、議長。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時４分休憩

午後６時５分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮城嗣吉 総務部長　仮定のお話でありますけれども、減給とかいう処分があったとしても、特別職の退職手当に影響はございません。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　まさにそのとおりなんですよ。皆さん異動命令っていうんですか、人事異動をするときは、上司からしっかりと任を受けて、ワシントンも行ったりいろんなところに行くんですよ。その中で行った人たちは一生懸命額に汗をかいて頑張っている。それなのにこういう今の状況。それでいて、異動命令をした上司は何もしない。退職金にも何も影響しない。それでいて訓告ですよ。私は職員が報われないと思います。このままだと過年度から続いております退職者はもっと増えると思います。しっかりと私は対応していただきたいというふうに思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時６分休憩

午後６時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　それで１番の知事の政治姿勢についての(1)と(2)は一括した答弁でしたが、再度お聞きします。

知事からも答弁をいただきましたが、これはしっかりと法令とかいろんなものに基づいて――今行われている浦添市のアセスがありますけど、それと同様にしっかりと皆さんも防衛省に返すという理解でよろしいですか。再度答弁お願いします。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

先ほど知事のほうから答弁がありましたとおり、県としましては、事業特性及び地域特性に応じまして厳正に審査を行い、沖縄県環境影響評価審査会の答申も踏まえ、関係市長の意見を勘案するとともに、住民等の意見にも配意して、環境保全の見地から必要な意見を述べてまいります。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　ぜひそごがないようにしっかりとした対応方をお願いをいたします。

次に、土木行政についてです。

部長から答弁いただきました。32か所のうち今23か所について鋭意復旧作業をしているということであります。そこで県道241号線宜野湾南風原線でありますけど、その場所はいろんな――質問取りのときにもお話をしたんですけど、ちょっと道路拡張によって行き止まりになっているんですよ。この道路ですけど、そこは皆さんどのような使い方を考えておりますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　当該区間は、４車線のバイパス的な改修、新設を行ったことによって旧道が残っている状況でございます。ただ、沿線は土地の利用をしなければなりませんので、一応そこを廃道にして潰すことは考えておりません。ただ今後、市町村道として移管するかどうかというのは、市町村のほうと協議していくということになります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　ぜひ目の前の傾斜とか、いろんなあれで目詰まりをしておりますので、その辺はまた浦添市と調整をして、移管することも考えて、ぜひ努めていただきたいというふうに思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時９分休憩

午後６時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　３番のてだこ浦西駅周辺整備に

ついてなんですが、第４駅浦西駅のほうですけど、これはスマートシティ構想といって当時の石破首相が地方創生のときに我々議会としても取り組んで、そのまちづくりを今やっているわけでありますが、ただ、この第４駅の周辺はにぎわいがまだまだないんですよ。そこで、やはりにぎわい空間をしっかりとつくるためにも、モデル地域でありますから、県の核とするのは、交通広場とあとは高架下だと思うんですけど、その辺も含めてどのような活用を考えているのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

現状としまして、駅における各交通手段との乗換えが不便であるということですとか、人が集う、また滞留するための機能が備わっていないという状況でありますので、より一層の利便性向上を図るための取組がやはり必要であると考えております。この現状や課題等を踏まえまして、乗換え円滑化に関する交通機能、にぎわい創出に関する拠点形成機能、あと観光や地域の情報発信などに関するランドマーク機能の３つの機能の拡充を図ることとしておりまして、整備に当たりましては、駅周辺の環境の変化も踏まえ、段階的に取り組んでいく方針としております。その中で、高架下ですとかその辺りについても検討していくことになります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　近隣には幸地インターチェンジも来ます。いろんな車がそこに入ってきますけど、２次交通の問題もいろいろありますが、ぜひにぎわいを創出するためにも、この交通広場には県外にあるような噴水をつけたり、あるいはその駅から――イオンがありますので、そこまで雨にぬれないで行けるような形とか、ちょっとその辺を工夫しながら、あとは、この高架下にできれば県外にある屋台とか、いろんなそういった飲食店とか、あるいは授産施設が製作している物を売ったりとか、そういうことができれば――ここはある一定の人が乗り降りしておりまして、隣に大型ショッピングセンターもありますので、その辺、ぜひこの高架下を有効に使っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　今議員提案のとおり、いろんなことが考えられると思います。そのためにいろんな意見を集約するということで、ワークショップ等も開催しております。また、駅周辺のまちづくりですとか地域交通など、それぞれの事業主体との連携も必要となります。あと浦添市などの関係自治体ですとか有識者、交通事業者、地域団体等で構成される検討会を設置して、定期的に意見交換を実施しながら検討に取り組んでいるところでございます。引き続き検討を続けていきたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　隣には800台のパーク・アンド・ライドもありまして、那覇への交通の手段としても一役買っております。ただ、やはり観光案内、あるいは防災ですか、なかなかまだ整っておりませんので、その辺も含めて安心して訪れることのできるまちづくりをよろしくお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

〔大浜一郎　議員登壇〕

○大浜　一郎 議員　ケーラネーラ　ムール　ガーブレードゥウールカヤ。もう少しだから。頑張りヒョーリ。

それでは、通告に従って質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、２年連続となる決算不認定に対する知事の認識について。

(2)、県ワシントンＤＣオフィス報告書内容の適切性判断に係る知事の認識について。

(3)、台湾有事への政府答弁に関する中国政府の対抗措置について。

ア、高市首相の台湾有事政府答弁への知事の認識について。

イ、傲岸不遜な態度で日本国民へのばり雑言を連発していることへの知事の認識について。

ウ、日中間交流事業の一方的な自粛及び中止措置に係る沖縄への影響について。

エ、中国が沖縄の日本帰属への疑義を喧伝していることへの知事の認識について。

オ、国連委員会での中国次席大使による沖縄の人々に対する先住民族発言への知事の認識について。

２、尖閣諸島をめぐる諸課題について。

(1)、尖閣諸島海域の漁業者に対し安全領域の選択を求める知事の認識について。

(2)、尖閣諸島でのパトロール実施を合理的権利と強調する中国海警局の発言について。

３、八重山の課題について。

(1)、九州知事会で議題となった宮古・八重山地域

住民避難計画について。

(2)、与那国町診療所再生への進捗と課題解決について。

(3)、竹富町離島航路サーチャージ負担軽減への物価高騰対策における事業化対応について。

(4)、竹富町常備消防未設置自治体の体制強化、広域化に対する支援体制について。

４の我が会派の代表質問との関連については、取り下げます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、決算不認定に対する認識についてお答えいたします。

令和５年度決算に引き続き、令和６年度一般会計に係る決算が不認定とされたことは、大変残念に思っております。ワシントンＤＣオフィス社については、本年２月までに必要な措置を講じた上で本年６月に解散したところであり、令和６年度予算については、ワシントン駐在員活動事業費も含め、おおむね適正に執行したと認識しております。しかしながら、平成27年以来およそ10年にわたって、同社の設立に係る文書による意思決定や議会に対する経営状況報告等が行われない状態が続いていたことが、今回の不認定につながったと考えており、重く受け止めております。

沖縄県としては、問題の要因及び教訓について、私のメッセージと併せて庁内で共有したところであり、透明性を確保した適切な行政運営を一層推進し再発防止に取り組むことで、県民の信頼回復に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)、報告書の適切性についてお答えいたします。

ワシントン駐在に係る問題に関しては、問題が発現するに至った要因を分析するとともに、再発防止について報告書を取りまとめることとしておりました。このことについては、前定例会の答弁や内部統制評価報告書において説明させていただいたところです。本年７月から作業に着手し、県で把握している事実、情報に基づく整理・分析を終えたことから、今般報告書として取りまとめ公表したものです。同報告書は、議会や県民の皆様に対して十分かつ丁寧な説明となるよう心がけて作成したものであります。

同じく１(3)のア、高市総理の台湾有事に関する答弁について。

台湾海峡を含むアジア太平洋地域の平和と安定は、我が国にとって極めて重要であり、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上でも不可欠であると認識しており、台湾有事は決してあってはならないと考えております。政府においては、日中間で相互に互恵関係を発展させるという考えに基づき、周辺地域の緊張を高めることのないよう冷静かつ平和的な外交・対話による信頼関係の構築に努めていただきたいと考えております。

同じく１(3)イ、中国側の発言についてお答えいたします。

高市総理の台湾有事に関連する発言に対する中国の様々な反応については、報道等により承知しております。

県としましては、台湾海峡をめぐる問題については、関係国・地域が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避するなど冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、問題の解決に取り組むべきものであると考えております。

同じく１(3)ウ、沖縄への影響についてお答えいたします。

高市総理の台湾有事に関連する発言以降、中国から日本に対し、日本への渡航を控える呼びかけや水産物の輸入を再度停止するなどを発表していることは報道等により承知しております。沖縄県内では観光分野においては、中国と那覇を結ぶ一部航空路線の欠航やクルーズ船寄港のキャンセルが生じたほか、県が実施する誘客に向けた沖縄と中国の旅行社相互訪問の取組等が延期または中止になったと聞いております。また、経済分野においては、先日開催された第13回沖縄大交易会では、一部の中国企業が参加を取りやめるなどの影響が見られましたが、県産品の輸出等について大きな影響が出ているとの情報は、現時点で入っておりません。そのほか、高校生の交流事業などが派遣取りやめとなっております。

同じく１(3)エ、沖縄の日本帰属への疑義についてお答えいたします。

沖縄県は日本国の地方自治体の一つという事実は、日中両国ともに共通の認識であると考えております。今般、中国のメディアにおいて、沖縄県に関する論評が幾つかなされていることは、報道等により承知しています。これらの論評がどのような意図でなされたの

かは不明でありますが、一個人、一企業の意見を表明されたものと認識しております。

同じく１(3)オ、中国次席大使の発言についてお答えいたします。

中国次席大使の発言については報道等で承知しております。どのような意図でそのような発言が行われたのかは不明ですが、沖縄に関する歴史認識や個人のアイデンティティーについては、県民一人一人の考えや思いなど様々であり、それぞれが尊重されることが重要であると考えております。また、沖縄県では、これまで沖縄県民が先住民族であるかどうかの議論はしておりません。これらのことから、発言について特に意見を申し上げることは考えておりません。

次に２、尖閣諸島をめぐる諸課題についての中の(2)、尖閣諸島に関する中国海警局の発言についてお答えいたします。

中国海警局が、同局の船舶が尖閣諸島の領海内でパトロールを行った旨を発表したことは報道で承知しております。尖閣諸島周辺海域においては、我が国の領土主権を侵害しかねない行為が頻繁に起こっており、県民、特に宮古・八重山地域の住民に不安を与えていると承知しています。このため政府に対して、同海域における海上保安庁の巡視船による冷静かつ毅然とした対応を継続し、さらなる海上保安体制の強化など適切な措置を講じることを繰り返し求めております。尖閣諸島をめぐっては、平和的な外交・対話を通じて、一日も早い解決が図られるよう日本政府に対し引き続き強く求めてまいります。

次に３、八重山の課題についての中の(1)、九州地方知事会議での国民保護に関する討議についてお答えいたします。

去る10月27日、沖縄県で開催された九州地方知事会議では、国民保護対策の推進を討議事項とし、顔の見える関係を構築するため、先島５市町村長等も交え、取組の現状や課題認識の共有を図るとともに、本県、先島５市町村及び九州・山口各県との連携強化を図ったところです。同会議では、医療的ケアが必要な要配慮者の避難の際の人材確保や避難時の受入れ空港拡大、就学再開などに係る財政負担等の課題が挙げられました。

県としましては、引き続き国、先島５市町村、九州・山口各県、指定公共機関等と連携し、国民保護に関する取組を進めてまいります。

同じく３(4)、竹富町の消防体制強化に対する支援についてお答えいたします。

市町村は、消防組織法に基づき当該区域における消防に対する責任を有しており、地域における消防力の強化や消防の広域化については、まずは各市町村において検討がなされるものと考えております。県としても、消防非常備町村における消防力強化や消防団員の負担軽減は重要な課題であると認識しており、県消防学校による消防団員教育訓練を行っているところです。また、消防団のニーズに応じ、専門知識を持つ市町村消防職員を派遣する消防支援アドバイザー派遣モデル事業を開始しており、今年度は竹富町と連携して訓練を行うこととしております。これらの事業に加え、国が実施する消防団の装備等に対する補助事業や無償貸付事業等を市町村が活用できるよう、引き続き助言や指導を行ってまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔喜屋武盛人　農林水産部長登壇〕

○喜屋武盛人 農林水産部長　２、尖閣諸島をめぐる諸課題についての(1)、尖閣諸島海域における漁業者の安全操業についてお答えします。

尖閣諸島周辺海域においては、中国海警船による威圧行為等が繰り返されており、本県漁船の安全操業に大きな影響を与え、操業を自粛せざるを得ない事態が生じております。先般の知事の発言は、漁業関係者の安全・安心の確保の観点からのものと認識しており、県としては、尖閣諸島をめぐる問題がエスカレートし、不測の事態が生ずることは決してあってはならないと考えております。引き続き漁業関係団体と連携し、同海域における漁業者の安全操業の確保を国に強く求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　３、八重山の課題についての(2)、与那国町診療所の進捗等についてお答えします。

県としては、令和８年度の与那国町診療所の運営に関して、新たに指定管理を受託する可能性のある法人の紹介や法人と与那国町との面談の設定など、側面支援を行っております。加えて、与那国町診療所における２名の医師のうち１名については、県が琉球大学へ地域枠医師派遣の調整を行っております。与那国町に確認したところ、次年度以降の運営については、指定管理を行う方向で調整を進めていると伺っております。

県としては、与那国町が無医地区とならないよう町と連携して可能な支援策を検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　3、八重山の課題についての中の(3)、竹富航路のサーチャージ支援についてお答えいたします。

サーチャージ支援につきましては、本日提出いたしました追加の11月補正予算案に所要額を計上しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　ちょっと休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時31分休憩

午後６時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　八重山の課題についてお伺いします。

九州知事会での問題ですけれども、私はこの会議の内容について、参加した首長から会議内容を聞き、九州・山口各県知事と一堂に会したことの意義を確認させていただきました。実はその会議を迎えるに当たり、私はちょっと聞いたんですよ。事前に知事とこの先島地域の首長が、直接住民の避難についての地域の様々な課題、そういったものを協議して臨んだのかという話をしたんですけど、実は、これが今まで一度もないというふうな答えだったんですよ。これは事実ですか、知事。イエスかノーで答えていただけませんか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先島５市町村につきましては、我々今、第４回の検討会をはじめ様々な取組を一緒に進めているところでございます。これについて特化して、市町村の方々と知事が面談をしたという機会は設けられていないというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　私が聞いているのは、これまで実は一度もないんですよと。膝詰めで今、こういう課題があるというのをやったことがない。今回こういう機会だから、やっているんだろうなって普通思って聞きますよ、どういう話題が出たかって。でも一度もやっていないんですよ。これまで一度も。これ知事が一番よく知っている。知事がお答えください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今回の九州知事会で、この先島５市町村長等も踏まえ課題認識の共有を図るということは九州知事会からも提案された状況でございまして、私としては非常にいい機会であろうというように思っておりました。私もこれから――今まではまだやっておりませんけれども、これから当然先島の首長の皆さんとしっかり協議をするという方向も行っていきたいと考えています。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　当然やるべきです。九州知事会の河野会長は顔の見える関係をとおっしゃいましたね。重要性を説いて、関係強化を期待したんですよ。実際に、４月に佐賀県知事が与那国島に、今月は福岡県知事が石垣島に来島します。私は以前から知事に申し上げていた。受け入れる各県知事に直接出向いてスムーズな対応の調整をお願いすべきじゃないかと。そういうことをお願いしていたんですけど、これいまだにやっていませんよね。いつも私は思うんだけど、知事は報告ベースで聞いているんだけど、報告ベースの地域課題の認識ではなくて、今知事に問われているのは、知事の政治家としての、やっぱり心の在り方の問題ですよ。まるで基地問題は自分事、先島地域の住民の生命とか財産はもう他人事。ここ、こういうふうにしか思わざるを得ないんですよ。どうなんですかそれは。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時34分休憩

午後６時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　私が各県各県回ってやっていることはありませんが、これまでに２回――前回、前々回の九州知事会では、きちんと私からお礼を申し上げ、さらに今後の協力もお願いしたいということでお話はさせていただいております。

○大浜　一郎 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時35分休憩

午後６時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○玉城デニー 知事　先日の九州知事会で、九州各県で受け入れてくださる市町が大体決定いたしまして――かなりの数ありますけれども、それによって今後さらなる取組も連携していきましょうということで、ある一定、我々の中ではもうそのことは確認ができていると思っておりますが、必要であればそれぞれまた県に赴いて、細かい点についてもお願いし整理をしていきたいと思います。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　必要があればじゃないんです。必要なんですよ。顔の見える関係性がということがありますので。知事ね、もう少しこれ真剣にちょっと考えていただけませんか。実はぶら下がりの中で首長が言っていましたけど、やっぱり施設整備のことですよ。県の特定利用空港については、昨日だったか、おとどい、現況でも支障はないと考えていると答弁がありましたけどね、ならばお聞きしますけど、県のリスク評価と根拠データに基づいてしゃべっているんでしょうね。ＫＰＩも含めて。であるならば、そのデータを示すべきであると思うんですよ。これデータで示せるんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時37分休憩

午後６時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　九州地方知事会で、各知事がお話ししていたのは、空港自体の拡張というよりは今、鹿児島空港と福岡空港が対象となっているんですけれども、もっとほかに空港を広げてくれというような話はございました。その話ではないのでしょうか。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　ちょっと休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時39分休憩

午後６時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　それでは尖閣をめぐる諸課題についてお尋ねします。

この安全領域の選択、これ知事が求めたということでありますけど、これは尖閣領域で漁業者はどうやって中国の妨害から安全領域を選択すればよいのか。これ知事何か具体策があるんだったらちょっと教えてくれませんか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時39分休憩

午後６時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　私の意図としては、中国の海警船による追尾行為などの威圧行為が繰り返されている海域ということの、対比の意味で用いた表現であり、特に具体的などこどこの地域、どこどこの海域ということを示したものではありません。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　いやだから、どうやって漁業者がどこが安全かどこが危険なのかと分かるんですか。こういう提案をされても分からないじゃないですか。あのね、尖閣海域は安全な領域ではないんですよって知事がまた国外に発信しちゃったようなものなんですよ。今回、知事は尖閣諸島の領域の漁業者に安全への回避の助言を結局促してしまった。争いがある海域という誤解を再び発信をしてしまっている。この発言は石垣市から抗議を受けて2019年にも撤回したことありますよね。これと同じぐらい誤解を招く発言なんですよ。どうですか。撤回しませんか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　繰り返すようですが、尖閣諸島周辺海域においては中国海警船による日本漁船の追尾等の威圧行為が現に繰り返されているという事実を踏まえ、その危険性を考慮して、漁業者の安全・安心の確保に触れたものでありますが、我が国の漁業者が領海内で行う漁業の操業を妨げられるようなことがあってはならないと考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　であるならば、この発言は撤回したほうがいい。いいですか。今回の発言は、県民の安全を断固守るという意思を強く発信するのではなくて、ここで漁業者に向かって尖閣列島でかくれんぼでもしなさいよって言っているのと同じですよね。海域のどこに隠れたらいいんですか。これ、心底情けなくてしようがないですよ。県が安全領域の確保を理由に領海内の正当性を曖昧にする発言ほど危険なことはないんです。知事は、政府見解と整合性を持って、県民の漁業操業の正当性と安全確保を明確に発信するというのが県の仕事なんですよ。外交ではありませんよ。どうですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　領分の範囲で繰り返すようですが、さきの定例記者会見での発言は、これまで中国海警船による追尾等の威圧行為が実際に繰り返されている事実を踏まえ、その危険性を考慮して、漁業者の安全･安心の確保に触れたものだということであります。

○大浜　一郎 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時43分休憩

午後６時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　(2)、パトロールの実施を合理的

権利と強調する中国海警局の発言なんですけどね。これら中国の発言を外交論以前に、県民の海となりわいに直結する現場の危機だという感覚を持っていただきたい。知事は、中国の発言と行動は我が国の主権への挑戦、そして圧力と、そういうふうに認識しますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時44分休憩

午後６時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　公室長が先ほど答弁させていただいておりますけれども、尖閣諸島周辺海域においては、我が国の領土主権を侵害しかねない行為が頻繁に起こっており、県民、特に宮古・八重山地域の住民に不安を与えていると承知しております。海上保安庁の巡視船による冷静かつ毅然とした対応を継続し、さらなる海上保安体制の強化等適切な措置を講ずることをこれまでも沖縄県は繰り返し求めておりますが、尖閣諸島をめぐっては、平和的な外交・対話を通じて、一日も早い解決が図られるよう日本政府に対し引き続き強く求めてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　中国は尖閣を自国の領土内だと。合法的権利を主張しているわけです。沖縄県がこの言葉を今や放置して、具体的な抗議もしなければ、既成事実化して中国は自らの発言の上書きを続けていくんですよ。知事の重大な責務は――もう一度言います。責務は、県民の不安、漁業者を守る危機管理に最大限対処することなんですよ。つまり、パトロールも領海侵入も容認できないと知事の言葉で明確に中国に発信できるかどうかなんです。知事としてどうなのですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　尖閣諸島周辺海域は我が国の領海であるということは、これまでも答弁をさせていただいております。繰り返しになりますが、海上保安庁において冷静かつ厳正に対処していただきたいということを引き続き要望したいと思います。

○大浜　一郎 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時46分休憩

午後６時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　それでは知事として発信をしない、抗議もしない、自分の言葉で抗議もしないということでよろしいんですね、こういう理解でいいですね。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　繰り返すようで本当に申し訳ありませんが、領土・領海に関する問題は一義的には国と国との対話によって、平和的に解決に導いていただきたいというように希望しています。

○大浜　一郎 議員　ちょっと待ってください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時46分休憩

午後６時47分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　それでは質問を変えます。

知事の政治姿勢についてです。

このワシントンＤＣオフィスの県報告書の適切性判断なんですけどね。報告書には、百条委員会の参考人答弁の引用について、県側の把握であり、会議録公表後に修正の可能性ありと記していることは認めましたね。確定していない情報を含むことを知りながら報告書を出すということに適切性があるんですか。今日聞いていてもおかしかったんですよ。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますけれども、ワシントン駐在に関する問題については、これまでも、議会においても、沖縄県において取りまとめて、報告をさせていただきたいということを申し上げておりました。それを７月から着手し、今、取りまとめたというところでございます。それを議会や県民の皆様に対して十分かつ丁寧な説明になるように心がけて作成したというものでございます。

以上です。

○大浜　一郎 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時48分休憩

午後６時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　県が調査した内容において適切性があるというふうに判断しております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　私もこの報告書を読みましたけどね。再発防止をうたいながら、責任の特定がとても薄い。これ反省文になっていますよ。これ検証報告とはとても読めない。つまり、問うべきは何か。体制の脆弱ではなくて、誰が決裁して誰が見逃して誰がやめることをしなかったかという責任の明確化なんです

よ。こんなの出して県民が納得すると思いますか。ここが全く欠けているんですよ。単なる反省文なんですよ。どうなんですかそれは。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど公室長から答弁をさせていただきました。今回の報告書は、これまでの活動を総括し、そしてこれまでに判明している事実に基づいて、ワシントンＤＣオフィス社の設立に係る問題を整理し、議会や県民に説明をさせていただくこと、そして問題が起きた背景もしっかり整理し、庁内で共有し再発防止を図ること。これがこの報告書の目的であります。結果的には、文書による意思決定の欠如、法定の手続の欠如、様々な疑念、いわゆるワシントン事務所の閉鎖等、本来の目的とする活動ができなくなる事態などについて、事前の検討不足、関係法令の理解不足、コミュニケーション不足、脆弱な組織体制がその要因であるということを再発防止を踏まえたその一定の整理と決意を示すという意味での報告書でもあるというように我々は取りまとめたものであります。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　整理と決意は関係ないんです。責任の明確化をしないと検証報告にならないんですよ。知事が示したこの――次に移りますけど、処分と責任について言うなら、９年間監督責任を放置したことを訓告で済ませるなら、これ、まるで温度調節のようなレベルですよ。さらに知事の責任を数か月間の少額の減給として提示したところで、現場職員にしてみれば、結構やらかしてもそんなもん。そんな感覚にしかなりませんよ。これ議会を軽視しているんですか。そんなレベルでワシントン駐在に関して、再構築の予算を出すのなら、再び疑義の連鎖が起きますよということを予約しているように、大まかこれに等しいものだというふうに思いますよ。何が必要で、次の再構築で責任を取るのか、３つ大きなポイントをあなたたちはみんな、この報告書の中でもすっ飛ばしている。これ３つ一番大事なこと、分かるなら教えてください。私はここが必要だと思っている。３つのポイント。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時51分休憩

午後６時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今回、ワシントン駐在のリスク発現に至った要因としましては、１つは事前の検討不足、コミュニケーション不足、関係法令の理解不足、そして組織体制の脆弱さ等があったというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　だから体制の脆弱さの話じゃないって言ったじゃないですか。私先ほども言いましたよ。ポイントは、真相を明確に解明すること、そして責任の所在をはっきりすること、そして再発防止設計を我々に提示すること。この３つが一番大事なんですよ。どうやったら再発することがないかと。それから予算ですよ。この３つのポイントをやらないから検証報告が曖昧になっているんですよ。反省文になっているっていうのはそういうことなんですよ。行政のする仕事っていうのは思い云々だけじゃないですよ。検証なんですよ。どうなんですか。

じゃあ次に移りますよ。

このワシントン駐在の再開予算の提出は、私は百条委員会の報告後にすべきではないかというふうに思っています。どういう報告書が出るか分かりませんよ。私たちも議会として、行政の在り方、責任の取り方について、検討すべきだというふうに思っていますよ。百条委員会の報告書の後に予算をどうするか考えることは考えていませんか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　これまでワシントン駐在が果たしてきた役割――アメリカにおける情報収集・情報発信等については、非常に有効であったというふうに考えております。我々としましては、いかに透明性を持って、このワシントン駐在が果たしてきた役割を再開できるかというのを日々考えているところでございます。予算要求につきましては、適切な時期に提案させていただければというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　じゃあ質問変えます。

高市首相の政府答弁への知事の認識についてですけれども、知事は首相の発言に対して、戦争のきっかけを与えてはいけない、台湾有事は決してあってはならないと。冷静で平和な外交を求めたと。これ私も全く同意します。しかし言い換えれば、それは誤解と挑発を避けつつ、力による現状変更は許さないことだというふうにも言えるんですね。台湾周辺に隣接する与那国町を含め県民は、理念ではなくて明確な安全を求めているわけです。県の責務は県民の保護であり、知事のメッセージは重いんです。知事はきっかけを与えてはいけないと言うのであれば、力による現状変更を許さないと。こういうことを中国に明確に僕は言うべき

だというふうに思いますけど、どうですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　これは一般論ではありますけれども、力による現状変更があってはならないということは、これまでにも発言をしてきております。
○中川京貴 議長　大浜一郎議員。
○大浜　一郎 議員　これは、もう一度強く何度も僕は言うべきだというふうに思っています。
　ちょっと休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後６時56分休憩
　　午後６時57分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○大浜　一郎 議員　中国の沖縄の日本帰属への疑義の件についてお伺いしますが、知事は、意図は不明、個人や企業の意見表明と述べましたけれども、中国で自由な発言など許されておりませんよ。また同時に日中双方とも共通認識だということも述べました。意図が不明なのに共通認識とか、ちょっと理解に苦しむんでありますけれども、いずれにせよ今もそうですけど、知事が中国へ抗議することについて尻込みするのは毎度のことでございますが、何も言わないことは相手側に利用されることになる、というのは国際社会の常識と私は以前も申し上げました。しかしながら、沖縄の立場を混乱させないために、県民への根拠説明は知事の責務ではないですか。外交のレベルではありません。どうですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　一義的には大きな外交、いわゆる国と国との方針に基づく双方の取決め、あるいは協議等においては、やはり国においてやっていただくということが重要だと考えております。他方で、その国の外交を補完する形で、地域と地域の地域間の外交、それから組織と組織の組織間の外交、民間と民間の民間外交などはしっかりと支援をし、あるいはまた主体的にその平和構築のためにその大きな国の外交を補佐する意味でも寄与できるものというように考えています。
○大浜　一郎 議員　休憩。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後６時58分休憩
　　午後６時59分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　先ほどもお答えしましたが、沖縄県は日本国の地方自治体の一つという事実は、日中両国ともに共通の認識であるというふうに考えております。今般、中国のメディアにおいて、沖縄県に関する論評が幾つかなされたということで、中国政府とは別の話ではないかなというふうに考えております。
　以上です。
○中川京貴 議長　大浜一郎議員。
○大浜　一郎 議員　であるならば、次につなげますね。
　国連での中国次席大使の先住民族発言でありますけれども、これは国際的な国連の場で、沖縄に対して、中国が勝手に沖縄にラベルづけをして政治カードとして利用した重大な問題だと私は思っています。県民の尊厳の観点から、知事がこの発言は不適切な発言だとはっきり明言できないのはなぜですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後７時０分休憩
　　午後７時０分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　玉城知事。
○玉城デニー 知事　沖縄に関する歴史認識や個人のアイデンティティーについては、県民お一人お一人の様々な考えや思いがあり、それぞれが尊重されることもまた重要であると考えております。また沖縄県では、これまで沖縄県民が先住民族であるかどうかの議論については行っておりません。ですから、これらのことから今回の発言について特に意見を申し上げることはないというように考えております。
○中川京貴 議長　大浜一郎議員。
○大浜　一郎 議員　いや、困ったもんですよね、沖縄県民も。はっきりしないんだから。県庁内で今議論していないという知事の御発言がございましたけど、知事自身もこの件で発言はしないと、今もおっしゃった。
　それではお聞きしますけど、県民が先住民族かどうかについて、行政内で議論する必要があるんですか。仮に議論した結果を公表して、県の見解ですということをするんですか。そこをちょっとお尋ねしたい。県庁内で議論していないと言うんだったら。やる必要があるのかと言っている。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　申し訳ありません。答弁の繰り返しになりますけれども、沖縄に関する、あるいは沖縄の――例えば民族論に関する様々な歴史的認識や個人のアイデンティティーにおける一人一人の考え方、研究は様々あると思いますが、沖縄県においては、そ

れらの議論を行っておりません。ですから定義を行ったというその経過はありません。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　じゃあお聞きしますけど、県知事としては、我々が先住民族か日本に帰属しているかというのは分からないと。今、はっきり言ったようなもんですよ。我々の立ち位置がどこにあるかということは学者はいろいろ言うでしょう。学者の議論は結構ですよ。行政内で議論していない。じゃあ行政でやる必要があるんですか。今もおっしゃった、私は言わないと。我々は日本に帰属しているとも、先住民族かも知事は言わないと言っている。こんな不安なことがありますか。どうなんです。知事、今、自分が言ったこと分かりますか。大変なこと言っているんですよ。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　かなりちょっと私の考えと違うので細かくは言いませんけれども、私は普段から生活であれ文化であれ、認識であれ、日本人でありウチナーンチュであると考えています。それは民族論ではありません。アイデンティティーです。日本人でありウチナーンチュです。それは分かりやすいアイデンティティーの表現になっているのではないかと思います。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　分かりました。

これ非常に中国にとって都合がいいんですよね。この問題を本当に軽く扱うと、沖縄の分断と差別意識を画策する中国の心理的攪乱の認知工作に完璧に利用されますからね。なぜ中国がメディアのみならず、この公的な国連の場でこういう発言をしたのか。なぜ国連の場を使ってまでこういう発言をしたのか。その魂胆を知事は深く理解しなきゃいけない。少し学ばないといけないなと僕は今日答弁聞いていてつくづく思いました。非常に利用されます。知事、もう一度御答弁ください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私は、沖縄県の県庁の事務の責任者として、沖縄県民が真に幸せになるような沖縄県の在り方は何かということについて、日々考え、職員の皆さんと一緒に取り組ませていただいております。その中から、私が自分の考えをまとめて発言をさせていただいているということですから、それを利用されるかされないか、そのことについては、私たちが明確に意思を持っていれば、私たちの判断は証明できるというように思います。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　知事、国際的なこういった問題にすぐに対応しないと利用されるというのは、国際的な常識なんですよ。私この前外交の本を読ませていただきましたけど、その場できちっと反論したり、ちゃんとした自分たちの思いをそこで明確に言わなかった、言わなかったでしょうが全て上書きされていくんですよ。これが世界の常識なんですよ。だから、外国はすぐ反応するんですよ。我々みたいに許容範囲を持っている国民はそういない。だからこそ言葉についてはしっかり選んで、そして発言すべきときに発言をする。そうじゃないと、我々がどこかで引きずり込まれたって、助けられませんよ。特に分断なんていう心理作戦というのは恐ろしいものなんですから。ぜひ知事はもう少しいろんなブレーンの話を聞いて、もう少し学習していただきたい。私も勉強不足かもしれない。でも僕は努力している。しっかり知事もいろんな方々のお話を聞いて、沖縄のために頑張っていただきたいなというふうに思います。

アラーグ　フガラッサ。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後７時６分休憩

午後７時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明９日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後７時８分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　幸　喜　　愛

会議録署名議員　　新　垣　淑　豊

令和７年12月９日

令和７年
第　７　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第６号）

令和７年 第７回 沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

令和７年12月９日（火曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第6号

令和７年12月９日（火曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで

- 甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）
- 甲第２号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
- 甲第３号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
- 甲第４号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
- 乙第１号議案　沖縄県知事の給与の特例に関する条例
- 乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 乙第３号議案　沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 乙第４号議案　沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第５号議案　沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第６号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第７号議案　沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例
- 乙第８号議案　工事請負契約について
- 乙第９号議案　工事請負契約について
- 乙第10号議案　工事請負契約について
- 乙第11号議案　工事請負契約について
- 乙第12号議案　工事請負契約について
- 乙第13号議案　工事請負契約について
- 乙第14号議案　工事請負契約について
- 乙第15号議案　工事請負契約について
- 乙第16号議案　工事請負契約について
- 乙第17号議案　工事請負契約について
- 乙第18号議案　工事請負契約について
- 乙第19号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第21号議案　財産損傷事故に関する和解等について
- 乙第22号議案　車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第23号議案　車両損傷事故に関する和解等について
- 乙第24号議案　車両損傷事故に関する和解等について

乙第25号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について
乙第28号議案　指定管理者の指定について
乙第29号議案　指定管理者の指定について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　指定管理者の指定について
乙第33号議案　指定管理者の指定について
乙第34号議案　指定管理者の指定について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　当せん金付証票の発売について
乙第37号議案　沖縄県収用委員会予備委員の任命について
乙第38号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

出　席　議　員（44名）

47番	中川京貴　議長	23番	比嘉　忍　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	24番	当山勝利　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	25番	西銘純恵　議員
3番	喜友名智子　議員	26番	新垣光栄　議員
4番	儀保　唯　議員	27番	上原快佐　議員
5番	大田　守　議員	28番	玉城健一郎　議員
6番	高橋　真　議員	29番	山里将雄　議員
7番	宮里洋史　議員	30番	糸数昌洋　議員
8番	徳田将仁　議員	31番	仲里全孝　議員
9番	新里治利　議員	32番	仲村家治　議員
10番	新垣善之　議員	33番	下地康教　議員
11番	新里　匠　議員	34番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	35番	島尻忠明　議員
13番	比嘉瑞己　議員	36番	大浜一郎　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	渡久地　修　議員
15番	米須清一郎　議員	39番	仲村未央　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	仲宗根　悟　議員
18番	松下美智子　議員	41番	山内末子　議員
19番	喜屋武　力　議員	43番	西銘啓史郎　議員
20番	大屋政善　議員	44番	又吉清義　議員
21番	小渡良太郎　議員	45番	呉屋　宏　議員
22番	新垣淑豊　議員	46番	島袋　大　議員

欠　席　議　員（2名）

42番	上原　章　副議長	17番	當間盛夫　議員

欠　　員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー　知事　　池田竹州　副知事

大城　肇	副知事	諸見里　真	文化観光スポーツ部長
小川和美	政策調整監	砂川勇二	土木建築部長
溜　政仁	知事公室長	宮城　力	企業局長
宮城嗣吉	総務部長	本竹秀光	病院事業局長
武田　真	企画部長	友利公子	会計管理者
多良間一弘	環境部長	白井勝也	総務部財政統括監
北島智子	生活福祉部長	半嶺　満	教育長
真鳥裕茂	こども未来部長	小堀龍一郎	警察本部長
糸数　公	保健医療介護部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
喜屋武盛人	農林水産部長	森田崇史	人事委員会事務局長
知念百代	商工労働部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城　亮	課長補佐
宮城　優次		安田　健	主査
上原　毅	議事課長	浦崎千都	主事

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事から、お手元に配付いたしました議案４件及び補正予算説明書の提出がありました。

次に、本日質問予定の上原章議員から発言通告の撤回がありました。

この際、念のため申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、議員各位におきましては、円滑な議事運営のため、最初からの一問一答方式を除き、再質問に際しては、質問番号または質問項目を述べてから質問していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　おはようございます。

沖縄自民党・無所属の会の島袋大です。

昨日、青森県で地震があったということでありますけれども、ほぼ眠りについている中であいう地震があったということは、大変恐怖を感じたと思っております。また、沖縄県として、知事会の同じリーダーとしてのメンバーの青森県知事を支えるということで、御相談がありましたら、玉城知事の御英断で何らかの御協力ができたらなというふうなことは、また御理解ください。

我々も３・11の東日本大震災のとき、与野党で要請のため東京にいましたけれども、ああいうお昼の地震でも高層ビルがコンニャクのようにぐらぐらぐらぐら揺れるのを見て体験して――ああいう寝静まった時間はもう本当に恐怖だと思っていますから、何らかの形でまたお互い協力できる面はやっていただきたいなというふうに思っております。

さて、まずは補正予算について議論をしたいと思っております。

政府の総合経済対策が確定しました。いわゆる補正予算でありますけれども、一般会計歳出で17兆7000億円のすさまじい金額であると思っております。その中で、沖縄関係は289億円で、前年度より９億円増加であります。６月議会から補正予算の重要性を私は取り上げてきました。昨年度の補正予算では、水道料金の引下げについて予算の獲得を我々沖縄自民党はしてきました。本年度の補正予算については、私は３点について沖縄県の取組が遅い、財政的な負担が重いから我々沖縄自民党でフォローしましょうということで投げかけてきました。その３点のうち１つ目は、昨年国頭村で起きたような豪雨に備えた河川整備及びその有効活用に資する事業でありますけれども、２つ目は、

オーバーツーリズムの対策事業、３つ目は、米軍基地返還予定地の周辺整備事業であると思っております。土建部長、昨年に続き我々沖縄自民党は、ちゃんと約束を守りました。その３点をフォローするために、自民党の補正予算大綱に、沖縄振興公共投資交付金を活用した防災、減災、国土強靱化の推進等という一文を盛り込んで、いわゆるハード交付金をてこに64億円を確保したというふうに私は自負をしております。昨年もこの流れで水道料金の引下げのための予算を獲得したわけでありますけれども、今回は64億円であります。土建部全てとは言いませんけれども、ほぼ土建部で活用できるようになっていると私は確認しております。手前みそでありますけれども、沖縄自民党は県民のために、我ながらよく頑張ったなというふうに思いますけれども、土建部長、所感をお聞かせください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

沖縄振興調査会等、あらゆる機会を捉えて要請していただいていることに関しましては、感謝申し上げます。土木建築部では、今議会に追加提出された補正予算におきまして、国の総合経済対策に係る補正、事業費で約52億円、国費で約45億円となりますが、それを計上したところでありまして、本県の状況等を踏まえ、御配慮いただいたものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　もちろんこのハード交付金の64億円とは別に、従来の沖縄の公共事業ということで175億円も確保していると思っております。近年、当局からハード交付金を減らされているから事業ができないとか、政府が意図的に予算を減らしているんじゃないかというふうに言われてきました。そこは我々も厳しい財政状況の中で、予算の分捕り合戦の中に身を置いてどれだけ頑張っているかということを認識していただきたいなというふうに思っております。

さて、64億円のかなりの額が、我々が提案した３点に活用できると思っております。土建部長、特に昨年11月の北部豪雨で国頭村比地川が氾濫し大変な被害が出ましたけれども、１年後の先月にもまた同じような記録的な短時間大雨で、地域の方々にはまたかという緊張が走ったと思っております。国頭村比地川の河川改修は当然でありますけれども、それに準ずるおそれのある河川も幾つかあると聞いております。そこも同様にスピード感を持って、この補正予算で工事を進めてほしいと思うんですけれども、その辺答弁お願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　今回の補正予算では、過去に浸水被害が発生するなど、早期の河川改修が必要と思われる箇所のうち、例えば八重瀬町の報得川ですとか、本部町の満名川、あと北谷町の白比川等々、５か所の県管理河川について護岸改修工事に取り組む予定としております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　残りの２点についてもしっかりと対応していただきたいなと思っておりますけれども、オーバーツーリズムの対策事業と米軍基地返還予定地の周辺整備事業、部長、これについては代表的な場所で構いませんので、どのような場所があるか明示してもらえますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　まずオーバーツーリズム対策ですけれども、国道449号――本部北道路ですね。あと名護本部線などの道路改良工事ですとか、あと石垣空港線等にも取り組むこととしております。また、渋滞ボトルネック対策ですとか、道路標識のうち、老朽化により早期の改修が必要な箇所の修繕工事等にも取り組む予定としております。

以上です。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　ぜひとも頑張っていただきたいなと思っております。これスピード感を持って、早めに県民のために発注して、しっかり事業を進めていただきたいなと思っております。

次に移ります。

ガソリン税の軽減措置について議論したいと思っております。

11月28日国会において、暫定税率廃止法案が成立しました。これにより、これまでのガソリン代から25.1円下がることとなり、物価高が厳しい中、多くの沖縄県民にも恩恵があるものだと思っております。その中で、どうしても私が一言物申したいのが、沖縄におけるガソリン税の軽減措置であります。いわゆる７円か3.8円かの論争ですけれども、そもそもこの切り口が誤解を招くと私は思っております。冷静に説明を聞くと、マイナス13％の解釈の違いが肝なわけですよね。当局には釈迦に説法でありますけれども、県側の考え方は、租税特別措置法の53.8円からマイナス13％で７円ですよ。政府は、暫定税率廃止後の本則28.7円からのマイナス13％の3.8円なわけでありま

すよね。この解釈の違いであります。そもそもこれまでの経緯において、筋の問題においては政府側が正しいと私は理解してきましたけれども、どう考えても暫定税率が廃止されたら、廃止されたところからのマイナス13％というのが私は筋だと思っているんですよ。それを自民党の沖縄いじめかのように、自民党はより安い3.8円で済まそうとしているんじゃないかなという人たちがいるわけですよね。これについては、私は本当にあきれて怒り心頭ですけれども。いいですか、皆さん。僕も筋が通るなら、当然７円を守りますよ。まずその筋が悪い。じゃあ何ですかということですよ。沖縄だから７円をと政府とけんかするんですか。もうそういう時代ではありません。残念ながら、現在の自民党は沖縄だからということで何でもオーケーという空気は全くないですよ。ある人はこう言うんですよ。50年続いた暫定税率が廃止するのに、何で同じく50年続いた復帰特別措置法は維持するんですか。その根拠は何なんですかということを沖縄振興調査会でも私言われております。皆さん、その問いにどう答えますか。そんな中、我々沖縄自民党は、自民党選出の国会議員と連携して――今の現状で我々が確保できる沖縄の利益は何かということですよ。苦渋の決断の上で3.8円を確保し、なおかつ令和９年５月で切れる復帰特別措置法の揮発油税延長のために道筋をつけようという動きをしてきたわけですよ、我々は。その3.8円でも、全国の25.1円からさらに沖縄だけ3.8円低いわけですよ。当局が離島対策のために1.5円も取っておりますから、それを差し引いても2.3円の恩恵があるわけですよね。それで問題ありませんよね、皆さん。我々自民党はそう理解していますよ。自分の、自分たちだけの都合を押しつけて、たとえ政府とバトルして７円勝ち取ったとしても、そこには大きなしこりしか残りませんよ。その大きなしこりが長期的には大きな障害になるわけですよ。そう思いませんか、知事。今回の一連の所感をお聞かせください。知事、どうですか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

揮発油税等の軽減措置につきましては、県民生活及び産業経済の安定に重要な役割を果たしているものと認識しております。国会では、暫定税率廃止後も沖縄県における揮発油税の負担軽減措置が適切に維持されるよう、必要な措置を講ずることが確認されております。このことは、これまでの関係要路への要請活動や県議会議員、それから国会議員をはじめとする関係者の皆様の御協力により実現したものと認識しております。今後も沖縄の復帰特別措置法の趣旨や本県の実情等を踏まえて議論し、本軽減措置が適切に維持されるように、その必要性を説明していきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　大 議員　知事もかなり悩んだと思いますよ。その意味において、心中お察ししますよ。その悩み抜いた末に、知事、長期的な観点から、令和９年５月の延長が最も沖縄県の利益にかなうということで、最後の沖縄県の政府への要請の際、７円死守を要請内容から削ったと、私は勝手に理解しています。最後は我々と同じ結論に至ったわけですよ、沖縄県側は。これは知事、私はいい判断だと思っています。知事の判断はよかったと私は思っているんですよ。私は高く評価しております。何も分かっていない方々がいるんですよ。県議会で要請もしていないのに、与党だけで７円を要請している方々よりよっぽどいい判断ですよ、知事。知事は７円を消して、与党の一部は知事の後から７円って行くんですよ。こんなおかしな話ないですよ。今回は3.8円で決着しましたけれども、私が先ほど言ったように、揮発油税延長は簡単でありませんよ。もとより、我々は53年間続いている復帰特別措置法を延長することも今後難しい状況になると思っているんですよ。そこを一緒になってですね、知事、お互いの知恵と人脈と義理人情を総動員して勝ち取ることが私は最も重要だと思っております。私はそう思いますけど、知事はどう思いますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　令和９年５月以降の軽減措置の継続に向けて、今国会において、まずは参議院の附帯決議で、暫定税率廃止後も沖縄県における揮発油税の負担軽減措置が適切に維持されるよう必要な措置を講ずることということが確認されました。さらに、片山財務大臣の答弁からは、令和９年５月以降の軽減措置の継続について丁寧に検討を行ってまいりますという発言がありました。このことは６党協議において、適切にこの沖縄の復帰特別措置の意義についても、また改めて確認をしていただいたと思います。我々の地理的・社会的な状況は、復帰特別措置云々ではなくて、それがあるから経済の発展、県勢の発展、県民の暮らしに非常に大きなマイナスが出ていると。それは沖縄のいわゆる特殊事情から起因するものであるということも御理解をいただけたと思います。ですから我々は、離島を含む県内のガソリン価格の状況を注視しつつ、今後も丁寧に説明を行っていきながら、なお令和

９年５月以降の議論も真摯に速やかに整えていただけるように、また努力してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　我々は令和９年５月14日以降の復帰特別措置法に基づく揮発油税の軽減措置の延長も踏まえて、しっかりとその辺は県と連携を取りながらやっていきたいと思いますから、共にその辺の議論を深めていきましょう。

次の質問に移ります。

11月28日の記事に、ゆがふ製糖への国支援拡充と出ました。大変ありがたいことだと思っていますけれども、政府と地元で膠着状態のところ、自民党離島農業振興議員連盟の森山会長と國場幸之助事務局長が財務省とのやり取りで汗をかいていただきました。大変感謝申し上げます。

さて、まずはこれまでの負担割合がどのように拡充されたのか教えてください。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

ゆがふ製糖工場の整備に当たっては、農林水産省の新基本計画実装・農業構造転換支援事業の活用について調整を進めておりましたが、補助上限額等の課題があり、これまで国庫補助率が58.4％と試算しておりました。令和７年度補正予算から同事業の補助率及び補助上限額がかさ上げされたことから、国庫補助率は最大で68.3％になると試算しているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　一番重要なのは、沖縄県側の負担であります。これまで77.9億円から59.4億円に軽減されるわけですよね。18.5億円の負担減になります。そこで問題となるのが県と関係市町村の負担割合なんですよ。現在の負担割合と関係市町村はどこか、そして関係市町村の中での負担割合について教えてもらえませんか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

支援拡充前は国庫補助残が41.6％となっておりまして、その国庫補助残の２分の１を県、残りの２分の１をゆがふ製糖と本島内の市町村とする負担割合で、同社や市町村と協議を進めてきました。また、各市町村の負担割合は、サトウキビの生産量等を用いて案分しており、負担の額はそれぞれ異なりますが、沖縄本島26市町村のうち最も金額の多い市町村では、事業実施期間５年間において総額で約５億円というふうな負担額を試算しておりました。

以上です。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　これまでの負担割合で市町村側の了承は取り付けられているんですか。取り付けられていないのか、取り付けられているのか、やっていないのかどうですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

これまで関係する市町村に対しては、市町村長、首長に対しての直接の説明会とか、直接お会いしての説明とか、そういった調整・協議を進めてきましたが、市町村長からは、製糖工場整備の必要性には理解を示す一方で、やはりこの財政負担が大きいとして、費用負担の軽減等を求める要望がございまして、関係市町村との合意形成にはまだちょっと至っていない状況でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜屋武盛人 農林水産部長　関係市町村との合意形成にはまだ至っておりません。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　実際は取り付けられていないんですよ。今回、地元負担が軽減されました。県と市町村の負担割合はどのようになりますか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　今回の支援拡充によりまして、国庫補助率が最大で68.3％になりますので、県・市町村など地元の負担割合は、41.6％から31.7％に軽減される見通しでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　その負担割合で先ほど言った市町村の了解、特に製糖工場の所在地になりますうるま市の了解は取り付けられているんですか。どうですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　今回の国の支援の拡充で地元負担が軽減される見通しではございますが、さらなる負担軽減ができないか関係部局と調整を進めてまいりたいと考えております。また、移転予定地でございますうるま市をはじめ関係市町村に対しては、引き続き丁寧に説明して合意形成が図られるようしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　これは令和８年度の予算なわけですから、もうほとんど時間がないんですよね。この特段の配慮の国の支援の下で、沖縄県がリーダーとして音頭を取って各市町村の分担金も含めて沖縄県の割合を特段増やさないといけませんよ。その決断が私は大事だと思っていますよ。これが流れたらプランＢに移りますよ。今の国の高い御配慮の予算がなくなって、県の割合が増えるんですよ。知事、その決断どうしますか、早急にやるべきだと思いますけど。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今回の事業に関する補助率及び補助上限額のかさ上げについては、先ほど部長から答弁があったとおりでございます。なお、今現在、その市町村の負担割合をどうするかということを早期詰めさせておりますので、それをどのようにして配分するか、例えばサトウキビをつくっていない市町村、あるいはつくっているけれども財政的に非常に脆弱な町村などについて、そこをうまく均等割プラス何らかの形で、また県の補助をつけることができないかなどについて今、一生懸命最終的に市町村にお願いして回れるような案をつくらせておりますので、それができましたら私自らお願いに伺って、きちんと部局共々説明をさせていただいて、何としても年度内の農林水産省の農業構造転換支援事業がしっかりと確保できるように取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　要は今知事がおっしゃったように、スキームの問題ですよね。そこはリーダーとしてしっかりと音頭を取ってやっていただきたいと思っています。お互い東京に行って、あれだけいろんな面でゆがふ製糖の件で一緒に議論したんですから、ここは我々もしっかりとやりましょうという意思表示ですので、ここは共に県民のこの農業の生産のために頑張るしかないと思っていますから、ひとつ御理解ください。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島袋　　大 議員　次、和牛繁殖農家の支援についてであります。

11月20日に和牛繁殖農家有志の会から知事宛てに要請が行われましたけれども、要請内容と県の考え及び対応について伺いたいです。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

令和７年11月20日に、和牛繁殖農家有志の会より県に対しまして、緊急的な経済支援の実施、生活支援対策、中長期的な経営支援体制の構築の３項目について要請がございました。県では、肉用牛農家の経営安定を図るため、令和４年度からこれまで飼料価格高騰対策や肉用子牛価格安定対策等として、総額83億7000万円を予算措置してきたところでございます。また、令和７年２月に策定した肉用牛繁殖経営再興プランに基づき、生産性向上、自給飼料増産及び経営安定の課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　続けてやります。

知事は、長期にわたり担当部署への指示や検討を繰り返してきておりますが、早急に決断し実行するべきだと思いますけれども、見解を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　肉用牛の繁殖農家におきましては、直近の子牛競り価格は持ち直してきているものの、飼料やその他資材価格の高騰等により、依然として厳しい経営状況にあると認識をしております。このことから県では、沖縄県独自の配合飼料価格安定対策及び肉用子牛価格安定対策として、追加提案も含め補正予算21億8862万8000円を今議会に計上したところです。また、粗飼料の自給率を向上させるための草地の基盤整備、子牛競り価格の向上につながる優良繁殖雌牛の更新等、外的要因の影響を受けない産地形成に向けて取り組んでいきたいと考えております。引き続き、肉用牛農家の経営安定を図るため必要な予算措置を含め適切に対応してまいります。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　部長、今知事がおっしゃったように21億円とありますけれども、その内訳をちょっと説明してください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

まず、和牛子牛の価格安定対策のための沖縄県和牛子牛価格安定対策事業で９億円、それから配合飼料価格差補助緊急対策事業として12億8862万8000円を

措置したところでございます。
　以上です。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　深刻な赤字経営が続いていて、多くの農家が生活費の捻出すら困難な状況に追い込まれているんですよね。資金繰りが厳しく、母牛を安い時期に売り、農家の資産減少を進行させている状況で、即効性のある支援が実行されなかったことが悪化する状況を招いたものだと私は思っているんですよ。手元の資金不足、借入れの増額等で農家の所得が減少しているんですけれども、この農家の声をずっと聞いていると――私も３年間聞いているんですけれども、今回の予算を含めて分かりますよ。要するに９億円が安定基金ですよね。要するに、ボーダーラインの55万2000円を下回った場合、補塡をするということで９億円組んでいるんですけど、実際私、７日の日曜日に南部競りに行きましたよ。大体平均的に去勢が70万超えているんですよね。雌が62万台。しかし去年、令和６年の同じ時期では去勢が49万、雌が42万、これ莫大な差で伸びてはいるんですよね。今それだけ価格が安定しているんだから、この安定基金の９億円は何らかの組替えで粗飼料に回すとか、農家の皆さん方に充てるとか、知事、この決断が大事なんですよ、決断が。この３年間見てきて、農家はこの３年間の借金が苦になって離農しているんですよね。ここ今盛り上がってきているけど、ここの補塡ですよ。この12億円の粗飼料の補塡はすばらしいことですよ。９億円の安定基金を積めるんだけど、安定基金は今は安定しているんだから、この９億円を何らかにやってほしいんですけど、組替えできますか。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
○喜屋武盛人 農林水産部長　議員御指摘のとおり、県では、肉用牛繁殖農家の経営安定を図るため、沖縄県畜産公社等に沖縄県和牛子牛価格安定特別対策基金等を設置しているところでございます。同基金では、子牛の価格下落に対する補塡ということを実施しているところでございますが、やはり基金ということでございますので、ほかの目的で使用することは困難であると考えておりますが、畜産農家の経営安定に必要な予算等についてはしっかり適切に確保してまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　まさしく、これ今補正予算ですから、知事、要するに新年度に向けて、この粗飼料も継続してもっと上乗せしてやるのか、新たな和牛畜産農家も含めて、畜産の皆さんに対して補塡できるようなこのシステム、スキームですよ。これ何らかの形にしないと私いけないと思っているんですけど、今回の質問を見ても――今、一般質問は自民党だけですけれども、代表質問を見ますと、与野党関係なしにこの和牛繁殖農家を含めての質問が多いわけですよね。この間、新聞に――各議連の皆さん方で自然史博物館は与野党で行ったら予算がついたみたいですけれども、我々も与野党で知事に要請したらもっと予算を上積みできますかね。知事どうですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　県におきましては、県勢の発展、そして県民の福祉の向上、暮らしの安定、経営の安定に向けて様々な方向から検討させていただいております。当然、肉用牛農家の経営安定は、先ほども補正予算の説明をさせていただきましたけれども、部長からの答弁もありますように、沖縄県和牛子牛価格安定特別対策基金の県負担分としても計上させていただいておりますし、今後もさらなる支援をどのように組み合わせていくかということも、また検討してまいりたいと思います。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　知事もこれを検討されるということで、これは新年度の令和８年度に含めてまた特段の御配慮をいただくことを期待しています。農家の皆さん方、今日映像を見ていると思いますけれども、皆さん、知事はこういった形で英断をしておりますから、いろんな面で皆さん方のいろんな仕事に関して、もっと向上できるような予算づけができると思っております。私はそれを確信しておりますけれども、やはりこういった形で今、沖縄の地場産業が大変衰退しているわけですから、農林水産部長も分かるように、ここを何らかのてこ入れ――今されているのは分かります。さらなる拡充というのが大事ですから、これ多分、経済労働委員会の中で補正予算を審査すると思いますけれども、明確にもっと深掘りした議論を期待したいと思っています。
　議長、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前10時29分休憩
　　午前10時30分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○島袋　　大 議員　次です。
　豊見城市のパワハラ裁判の和解についてであります。
　私の選挙区でありますけれども、今回、豊見城市の山川前市長、小川前副市長からパワハラを受けたとし

て３名の職員が提訴して３年以上争い、11月４日に和解という形で終結しました。今回の裁判は、原告である職員が市を被告として提訴し、山川前市長と小川前副市長が補助参加人として争われました。

ここで、補助参加人として裁判に参加し、当時の副市長である小川政策調整監に伺いますけれども、和解成立後、山川前市長は和解条項に損害賠償金が棄却されたなどと間違ったことをＳＮＳで発信しているようですが、前副市長も同様の考えなのか伺いたいと思っています。

○中川京貴 議長　政策調整監。

○小川和美 政策調整監　お答えいたします。

本件損害賠償金の請求につきましては、和解調書に記載された和解条項において、原告らはその余の請求を放棄すると記載されていることから、損害賠償金の請求は放棄され、和解に至ったものと承知しております。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　続けましょうね。

和解条項に謝罪するとある。この意味はパワハラを認めたことになりますけれども、当事者を含め市役所職員に直接謝罪したんですか、伺います。

○中川京貴 議長　政策調整監。

○小川和美 政策調整監　お答えいたします。

本件損害賠償請求訴訟は、和解調書に記載された和解条項のとおり、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認し、去る11月４日付で和解によって終結したものであります。終結した訴訟に関して、本和解条項以外の何らかの対応が求められているわけではありませんし、私自身何らかの対応をしておりません。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　損害賠償金がないのは、原告が賠償金よりパワハラを認め謝罪することを望んだことを受けて、裁判所が和解案を作成し、原告、被告、補助参加人が合意したから和解が成立したと思いますよ。謝罪するのが条件だと思いますけど、どうですか。ペーパーだけの話じゃないですよ。

○中川京貴 議長　政策調整監。

○小川和美 政策調整監　失礼しました。

和解条項に記載されているとおりでございまして、いろいろ解釈はあろうかと思いますけれども、私は和解条項のとおり受け止めております。

以上です。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　じゃあ、政策調整監は謝罪する気持ちはない、謝罪することはないということですか。謝罪はしないということですか。

○中川京貴 議長　政策調整監。

○小川和美 政策調整監　和解条項に記載されているとおり、和解条項では重く受け止めて謝罪するという内容になっておりますので、そのとおりでございます。

○島袋　　大 議員　ちょっと待って……。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○小川和美 政策調整監　先ほども申し上げたところですけれども、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認し、和解に至ったものであります。終結した訴訟に関し、本和解条項以外の何らかの対応が求められているとは考えておりませんし、私自身和解条項以外の対応をする考えは持っておりません。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　あなた、あなたすごい話ですね。副市長も経験されて、誠意というのが全くないですね。誠意のかけらもない。今、市の職員の皆さん方、多分御覧になっている方もいると思いますけれども、私がいろいろ確認しますと、役所に向かって出勤しようとしているけど、役所の建物が近づいたら手が震えて運転すら途中でできなくなってＵターンして帰っていく、そういう声も聞くわけですよ。そういう中で、あなた方は和解条項で決まったものを、謝罪するということで市の職員が一歩引いて損害賠償金はなしにして、謝罪をするという形で和解しましょうというふうに言っているにもかかわらず、普通にペーパーどおりです。決まったとおりですと。謝罪するつもりもないってことですか。職員を何だと思っているんですか。私はこれ以上――皆さん方の争いの中でほぼ決まったこと、終結したことですから、私が立ち入ってどうこう言うことはないですけれども、いろんな面で私が声を聞くと、私も地元選出の県会議員として、これは許せないことですよ。これだけ職員が市民のために頑張っている中で、あなた方２人はこういうことをしたということで和解しているんですから、実際、県の中でもそういう議論、こういった――知事、政策調整監が就任するときに――あなたが指名したんですけれども、こういう訴訟問題を抱えているのに任命した

んですけど大丈夫ですかって私が聞いたら、あなたは大丈夫みたいな話をしていましたけど、今回裁判の結論が出たんですよ。こういったことを認められたんですよ。パワハラが認められたってことですよ。そこで和解条項に謝罪しなさいとあっても、謝罪すらしないような状況なんですよ、今。知事、任命権者としてどう思いますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど政策調整監からありましたとおり、和解条項の中の謝罪も含めてということでの結論を得たというように考えております。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　皆さん、こんにちは。

公明党会派、高橋真でございます。

少しだけ所見を述べさせていただきます。

昨晩、青森県東方沖で大きな地震があったと伺いました。被災された皆様、心よりお見舞いを申し上げます。深夜の発生にもかかわらず、この現地自治体や関係機関の対応に心から敬意を表する次第でございます。本県においても、県民の生命と財産を守るため、防災・減災対策の不断の見直しと強化は喫緊の課題だと申し上げまして、本日もお役に立てるよう全力で頑張ってまいる次第でございます。

まず、質問の要旨１、知事の政治姿勢についてであります。

（パネルを掲示）　本日はまず、こちらの資料を御覧いただきたいと思います。これは、米海兵隊公式ホームページに掲載されている水道水についての重要なお知らせであります。この通知は、キャンプ・レスターにおいて基地内の浄水貯水池からＰＦＯＳ等が検出されたことが公表された公式な情報でございます。本日はこの公表内容を前提として、この安全確保に対する知事の政治姿勢、そして基地内で生じた事象を県としてどのように把握しているのか伺いたいと思います。

(1)、キャンプ・レスターにおける浄水貯水池について、ＰＦＡＳの検出結果が公表されており、北谷町は日本の法令に基づく配水池・送水管等整備工事を予定しておりますが、知事としての安全確保の基本姿勢についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

北谷町が水道法に基づきまして、キャンプ・レスターへの給水開始を検討していることは承知をしております。

県としましては、北谷町が給水に当たり水道施設の整備を行う際には、水道法及び関係法令を確実に遵守し適切な維持管理を行うよう、指導助言を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　昨日、衆院の沖縄北方特別委員会において、公明党の金城泰邦衆議院議員の質疑で防衛省は、キャンプ・レスター内の浄水場は基地内で必要な水を確保するためのみに利用され、周辺住民には供給されていないと答弁をしております。その一方で、現実には米側が日本側に給水を求めているという状況がございます。これは県民としても行政としても、その背景は冷静に確認すべき論点であると考えております。こうした給水の要請について、その背景を県企業局としてどのように捉えているのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　米海兵隊が2024年12月に公表している資料によりますと、キャンプ・レスター浄水場では、2024年のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ濃度が平均で20ナノグラムパーリットル検出されていると公表されております。米国では、米国環境保護庁により、ＰＦＯＳの濃度の基準が2031年度から４ナノグラム以下になるということが予定されております。北谷浄水場から送水している水はキャンプ・レスターの水よりもＰＦＯＳ濃度が低く、これが給水の要請があった一因ではないかというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　知事、改めてここで、冒頭で掲げたこの重要なお知らせについて立ち返りたいと考えております。この通知が示しているのは基地内で生じたＰＦＡＳ関連事象であったとしても、結果として県民の飲料水の安全に影響し得ると考えます。県として状況把握に努める必要があるのではないでしょうか。県が単独で基地内に立入り権限を直ちに有しないことは、もう承知をしております。しかし、だからといって現状を把握する努力までが制限されるものではないと考えております。ここで１点、一般論として申し上げます。例えば、基地内に井戸などの地下水取水源がある場合において、地下水脈は基地内外で連続している可能性があり、周辺取水源との関係を確認する必要性が生じていると思います。このような特性を踏まえれば、基地内の状況把握は基地外、すなわち県側取水源の安全確認にもつながるものと考えます。

よって伺います。

(2)、基地内におけるＰＦＡＳ関連事象の把握に向けた立入調査の要請に関する知事の判断と方針について伺います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

県におきましては、米軍基地周辺――これ具体的には普天間飛行場、嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセンでございますけれども、それらの周辺の水質調査結果や地下水脈の調査結果から、ＰＦＯＳ等の汚染源は米軍基地である可能性が高いと考えております。そのため、県としましては、米軍に対しまして基地内への立入り申請を行っておりますが、いまだ実現していないことから、国及び米軍に対しまして、立入調査を認めることや国及び米軍による原因究明調査と対策の実施について機会あるごとに要請を行っております。引き続き米軍基地への立入調査等について、国及び米軍に対して求めてまいります。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　今、環境部長が答弁なされたのは、このキャンプ・レスターの件ではございませんね。今回、国会において防衛省は、関係省庁と米側が緊密に連携し必要な対応を行うと答弁しております。

知事、ここで知事にお伺いしたいんですよ。県民の命と水の安全を守ると、その一点に立ち、防衛省に限らず関係省庁とも協議を重ね、もしくは直接米側にも協議を求めるなど、あらゆる手段を尽くして基地内事象の把握に向けた取組を粘り強く進めていただくことを強く求めますが、知事の見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今議員御案内のように、様々な方面からみんなでテーブルをつくってしっかり議論しようということはこれまでも求めてきております。そして基地内の視察も、その汚染源を確認するということも含めて、一方的にどちらかが悪いという話ではなくて、ではどうすればいいのかということを協議したいということでの立入調査も求めておりますが、いずれに関しましてもまだ実現できておりません。我々粘り強く県民に安心・安全な水を供給するというその基本的な方針と、そして米側に対する、お互いが歩み寄って協力できる点についてもしっかり見つけて、この水に関する問題についてもお互いが鋭意努力していきたいという方針をこれからもまた示していきたいと思います。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　ぜひ県民に寄り添った行動をよろしくお願いいたします。

続いて質問の２、防災情報バリアフリー化に向けた音声対応ハザードマップの導入検討について伺います。

まず、視覚障がいのある方や文字が見えにくい御高齢の方にとって、紙のハザードマップや文字が細かく表示されて見えづらいデジタル資料は、見えない、読み取りにくい、内容が把握しにくいという大きな課題があります。災害対策基本法は都道府県に対して、住民が適切に避難行動を取れるよう必要な情報提供を行う責務を課しております。そして何より、情報の段階で取り残されれば避難の段階でも取り残されると。これは災害弱者の現実であり、この課題に向き合うことこそ行政の使命であると考えております。さらに11月30日に開催されました第58回沖縄県身体障害者福祉大会では、「障がい者の防災計画の推進と心でつなぐ共生社会の実現を」がスローガンとして掲げられ、祝辞を述べた上原章副議長も、避難行動の支援や情報伝達の仕組みを具体的に進める必要があると力強く述べられたところでございます。こうした内容、県内の認識も踏まえ、県として現状の課題認識を伺います。

(1)、視覚障がい者・高齢者など、災害弱者等への防災情報アクセスの現状と課題について伺います。

議長、休憩していいですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

視覚障がい者や高齢者など第三者の支援を必要とする避難行動要支援者に対しましては、市町村におきまして、災害や避難に関する情報の伝達などを記載した個別避難計画の策定に努めることとされておりますが、県におきましても専門的な知識を有するアドバイザー派遣などを通しまして当計画の策定の促進に努めているところでございます。避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手さえできれば、自力で避難行動を取ることができる方もおられます。また自力避難が困難な方についても、いち早く情報を得ることができれば、支援者が到着するまでの間、避難の準備を整えることができて、結果的には逃げ遅れを防ぐことにつながるというふうに認識しております。したがいまして、視覚等障がいがある方や高齢の方などにつきましては、特性に応じた災害情報の提供が求められていると思いますので、多様な情報伝達の手段を確保していくことは重要であると考えておりまして、

その手段の確保につきまして努めてまいりたいというふうに考えております。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　ただいま課題があるという認識を確認させていただきました。
　続いて(2)、音声対応ハザードマップ（耳で聴くハザードマップ等）の導入による効果と必要性及び県主導による市町村負担の軽減と防災ＤＸ推進への寄与について伺います。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　地域の災害リスク等を事前に把握することは、障がいの有無を問わず極めて重要であります。議員御案内の音声対応ハザードマップは、特に視覚障がい者の円滑な避難行動に資するものと考えております。このため、国において既に公開されている音声読み上げソフトに対応させたハザードマップポータルサイトや民間事業者のアプリなどの利用状況なども調査しながら、市町村の負担が少ない形での音声対応ハザードマップの普及に向けて検討してまいりたいと考えております。
　以上です。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　県主導型の有効性についてはいかがでしょうか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　先ほど御説明させていただいたところなんですけれども、現在、国においてハザードマップのポータルサイトもあり、また民間のアプリなどもありますので、その辺のものをまず調査しながらどのような形が負担が少ないのかということをまず検討させていただきたいというふうに考えております。
　以上です。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　県が導入すると、各自治体は大変助かるわけであります。しっかりとその辺の御検討をよろしくお願いいたします。
　では次３、ケアマネの業務負担軽減と県の支援体制強化についてお伺いいたします。
　質問の要旨(1)、ケアマネの業務過多・疲弊の実態について、県の認識をお伺いいたします。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。
　ケアマネジャーの業務負担につきまして、ケアマネジャーは利用者等からの相談に応じて、利用者がその心身の状況に合った適切な介護サービスが利用できるよう市町村や介護サービス事業者などとの連絡調整を行う重要な専門性を持った役割を担っております。ケアマネジャーの業務はケアプランや記録などの書類作成に加え、高齢者の医療ニーズや認知症高齢者等の増加により幅広い相談や依頼に対応しているという実情がありまして、業務外のいわゆるシャドーワークも含め負担増となっており、課題となっていると認識しております。
　以上です。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　御答弁ありがとうございました。
　この制度上極めて重大な問題であろうと考えております。介護保険法においては、都道府県に介護人材の確保と資質向上の責務が明確に課せられております。さらに、地域全体で介護人材を安定的に確保することが制度の目的とされています。一方、現場では、先ほど答弁にもありましたけど、シャドーワーク――送迎、生活支援、行政手続代行などが積み重なり、ケアマネ何でも屋化が進行していると。その結果、利用者のアセスメントやモニタリングといった核心業務に十分な時間を割けない深刻な状況が生まれているということであります。これは、制度の趣旨と現場の実態が乖離している状態であり、到底見過ごすことができない課題であります。そこで改めてお伺いしたいわけであります。
　県としてこの乖離をどう受け止めているのか。ケアマネの業務負担軽減を重要課題として位置づけているのか、明確な認識をお伺いいたします。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　県としましても、ケアマネジャーの業務負担軽減は重要な課題であるという認識でございます。そのため県では、ケアプランデータ連携システム――ＩＣＴの普及を促進するなど生産性向上を推進するとともに、さらなる業務負担の軽減に向けたタスクシフトの支援等、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう必要な支援に取り組んでまいります。
　以上です。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　次伺います。
　(2)、かいテク沖縄の目的・取組及びケアプランデータ連携システムの普及状況と課題についてお伺いいたします。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

県では、介護テクノロジーを活用した業務負担軽減など県内介護事業所の生産性向上の取組を推進するため、令和７年７月にかいテク沖縄を設置し、研修・伴走支援、有識者派遣、介護テクノロジー貸出支援、各種相談対応を現在行っているところでございます。また、ケアプランデータ連携システムを利用する県内の事業所数は、令和７年11月４日現在38事業所となっておりまして、全国平均の348事業所と比較しますと少ない状況にあります。そのため同システムを活用する負担軽減効果など、その有効性を広く周知することが課題と今考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　全国と比較してどれぐらい下位にいるのか教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　現在公開されているデータの母数が全体の介護事業所ではなくて、このケアプランデータ連携システムを取り入れている件数となっておりますけれども、先ほど申しました沖縄県は38事業所ですけれども、これは全国で下から２番目の46番目というふうな数字となっておりますので、もっとそこを開拓していく余地というのはあるのかなと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　全国で下から２番目、これは大きな課題ではないでしょうか。沖縄県の普及率は全国と比較しても著しく低い現状ということであります。特に、国は令和５年度以降はケアプランデータ連携システムの全国普及を方針として明記しておりまして、つまり介護ＤＸ、とりわけデータ連携は将来的に全国標準になる制度ラインであります。ということは、沖縄県においてデータ連携の単なる導入の遅れではなくて、今後、県民が受ける介護サービスの質に影響を及ぼす制度上のリスクと私は考えております。なお県内には、テレワーク、ＩＣＴ化、ＡＩ文書作成、ＯＣＲ、そしてケアプランデータ連携システムの導入により、事務負担が５割から８割軽減されたと実証している先進的な事業所もございます。紙やファクス、転記作業に追われていた時間が削減され、ケアマネがケアに戻れる時間を取り戻したという極めて重要な成果も出ていると伺っております。こうした先行事例は、県が制度設計を行う際、現場に即したＤＸ推進モデルとして生かせる民間の知見であると考えております。県としてこのような先進的な民間事業者の取組を普及や制度設計に生かす姿勢が、やはり今後必要になってくるだろうと考えております。そして県として、この普及の遅れとこの制度ラインのギャップをどう認識されているのか、またこういったケアシステムの導入の壁をどのように分析して、最優先で取り組むべき課題を何と捉えているのかお伺いいたしたいと思います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　先ほど申しましたように、ケアマネジャーの方がその核心業務であるケアプラン作成等に注力するためには生産性向上、そしてこのようなＩＣＴを使った形の業務が必須であると考えております。同システムはケアプラン等のデータを相互にやり取りする必要があるため、居宅介護支援事業所だけではなく、関連する居宅サービス事業所においても導入活用を図る必要がございます。県では次年度、モデルとなる地域を選定し、同システムの有効性を周知するとともに、関連する事業所に対して導入から活用、伴走支援について関係市町村等の意見を確認しながら、検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　ありがとうございます。

モデルとなる地域を指定するということでありました。民間活力を生かしていく考えはあるのでしょうか。再度お伺いいたします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

ケアプランを使った他県の事例も、民間活力を使った事例もございます。それから今、介護予防の分野では、高齢者の日常的な生活の支援について、先ほど議員の御指摘ありました買物の支援とか病院の付添いとか、それぞれ今民間で独立した事業を行っているところがございますので、そちらのほうと市町村の地域支援事業を連結させるようなツドレバというふうなプラットフォームもできておりますので、それも活用した形で、専門性を持った方が本当に介護業務に専念できるような形を目指してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　では(3)、介護ＤＸの効果をケアマネ離職防止・定着支援に位置づけるお考えはないかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

介護業務支援ソフトやＩＣＴ機器を活用することによってケアプラン、モニタリング記録、会議録の作成など事務処理作業の負担軽減が図られるため、介護ＤＸによる生産性向上の取組はケアマネジャーの離職防止・定着に非常に有効だと考えております。そのため、引き続き介護テクノロジーの導入及び活用を推進してまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　県の力強い推進、期待したいと思います。

続いての質問に移ります。

４、沖縄型神経原性筋萎縮症について。

(1)、県の認識と今後の方針についてまずお伺いいたします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

沖縄型神経原性筋萎縮症は、沖縄地方に多発する遺伝性の疾病です。好発年齢は35から50歳で、進行いたしますと次第に歩行不能、呼吸不全に陥り、人工呼吸器の管理が必要となる場合もある重篤な疾患でございます。厚生労働省の研究班によると、県内には50人程度の患者がいるというふうに言われております。遺伝性の希少疾患であり、いまだ治療法が確立されていないことから、患者・家族の方々は一日も早い治療法の確立を切望されております。

県としましては、患者・家族の皆様と共に治療の前進を期待しつつ、当該疾患の方に対する相談支援体制等の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　私は市議時代から本疾患の患者・家族の皆さんと向き合ってまいりました。類似疾患として診断され、医療費助成につながった際、御家族がこれで治療を続けられると安堵した瞬間を見て、制度が人の生活を支える力を痛感いたしました。しかし、この患者・家族会の希の会からは、診断体制のばらつき、支援の地域差、治験参加のための旅費・宿泊費、そして遺伝性ゆえの心理的負担など、沖縄特有の超希少疾病難病だからこそ生じる課題が示されております。先ほど答弁にも相談体制の充実とありましたが、しっかりと連携をしていただけないか。

(2)であります。

患者・家族会の希の会との連携及び支援体制の在り方についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

今御指摘の患者・家族会の希の会は、平成26年に発足され、当該疾病の指定難病認定を求める嘆願書の提出や早期治療のため国に研究班設置を求めるなど、多くの活動をされてきております。令和５年度からは研究班の発表を市民公開講座として沖縄県内でも開催するなど、県内外の研究者とのつながりも強く、当該疾病の研究においても貢献されているものと考えております。

県としましては、様々な活動を行っております患者団体を支援するため関係団体等と連携し、広報誌等を活用した患者団体の紹介や、患者団体が関係する市民公開講座等について周知、後援を行うなどの取組を行ってまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　ありがとうございます。

ほかの難病患者団体もあると思います。とりわけ、この政策形成のパートナーとして扱う姿勢は、本疾患の特性を考えると極めて重要であろうと思っています。なぜ私が沖縄県でそれを取り組んでほしいかというと、沖縄県特有だからです。今家族会も含めて、やはりこの疾病じゃないかなといって潜在的にまだつながっていない、疾病の難病患者の方もいるとお伺いしました。

そこで(3)であります。

潜在患者への周知及び相談支援体制の強化についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

この沖縄型神経原性筋萎縮症は、沖縄地方に多いと言われる遺伝性の疾病ではありますが、発症するのが30代以上でありますので自身が発症因子を持っていることに気づきにくく、症状が進行した場合は就労等、生活の問題も生じてまいります。症状が現れた際に早期に適切な受診につなげ、安心して療養生活が送れるよう沖縄県の難病診療連携拠点病院である国立沖縄病院、それから琉球大学病院、さらに沖縄県難病相談支援センター、そして保健所と連携し、当該疾病の周知や相談体制の整備など必要な支援について連携して取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　前向きな答弁ありがとうございました。

まさに御答弁のとおりであります。この診断体制の充実、相談支援、そして、この潜在患者への周知というものは、県がしっかりと主導して行っていただきたい、寄り添っていただきたい取組です。本疾患は沖縄特有の超希少難病であり、特に社会的、心理的、経済的に大きな負担を背負う患者・家族の声を施策へ確実に反映するためには、県全体としての方向性を明確にする必要があろうかと思ってます。

つきましては、ここで知事、ぜひそういうふうに寄り添っていただけないでしょうか。所見をお伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　難病を持っていらっしゃる方々、御本人はもちろん御家族もそうですが、そういういわゆる精神的、心理的に大変厳しい状況にある方々は、こういう家族会あるいは家族会をサポートしてくれる様々な関係団体、病院をはじめ多くの方々との連携が重要であると考えております。県もその方向性を捉まえて相談体制の整備あるいは家族会への支援等、今後も必要な支援を行っていきたいと思いますし、また、そのような難病を持っていらっしゃる方々のメンタルケアについても、丁寧な支援の在り方を検討していくということも含めてしっかりサポートしていくことが肝要であると考えております。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　ありがとうございます。

この希の会と共に歩んできた現場の声をぜひ施策に生かしていただきたいと思います。沖縄特有のこの難病に適切に向き合う、そういった施策を力強く進めていただくことを期待したいと考えております。

次、最後の質問５、学校における医療的ケア児への通学支援体制についてお伺いいたします。

(1)、医療的ケアが必要な幼児児童生徒の最新の在籍実態と課題及びニーズ調査結果を踏まえた県の認識についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

令和７年度に文部科学省医療的ケア看護職員配置事業において医療的ケアを申請している幼児・児童生徒数は、特別支援学校112名、幼稚園９名、小学校50名、中学校５名となっております。今年７月には、保護者から要望のあった特別支援学校１校を対象に、通学支援に関するアンケートを実施したところであり、医療的ケア児８名に対して、通学支援の希望者は５名となっております。

県教育委員会としましては、年々増加する医療的ケア児の教育支援体制整備のさらなる充実について検討していく必要があると考えております。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　ただいまの御答弁で在籍の実態とか課題について御説明いただきましたが、この実施したアンケートが医療的ケア児支援法の理念を具体化するための基礎データになるんだろうと私は考えております。この医療的ケア児支援法では、第１条で成長と教育の機会保障、第７条で学校設置者の責務、第10条で通学を含む支援体制整備を明確に求めております。

そこで再質問したいわけでありますが、今実施されたアンケートについて、この内容と分析結果を県としてどのような課題認識に結びつけているのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

実施したアンケートでは、通学支援の希望の有無や医療的ケアの内容、通学にかかる時間や距離等について質問を行いました。その結果、８名中５名が希望すると答えており、また理由については移動中のケアや送迎の負担軽減が図れるなどの回答があり、通学支援のニーズがあることが確認できました。

県教育委員会としましては、引き続き先進的に取り組んでいる自治体の情報等を踏まえ、教育支援体制整備のさらなる充実について検討してまいります。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　実態があるわけであります。

次に(2)、通学支援を必要とする児童生徒への対応方針、次年度モデル事業の実施可能性を含む今後の体制整備について、県の考えをお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　医療的ケア児の通学支援につきましては、さらなるニーズ等について把握していく必要があると考えており、それらを踏まえ支援の在り方について検討を進めてまいります。

県教育委員会としましては、引き続き学校、保護者、関係機関等と連携し、医療的ケア児の通学支援を含む教育支援体制整備の充実に努めてまいります。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　これ通学支援が重要な課題であると。実態も把握したという今段階であります。この具体化に向けて検討を進めるということが重要であろうと考えるわけでありますが、この医療的ケア児支援は、保護者の生活支援であると同時に教育を受ける権利を支える基盤的施策であります。本日は、この方向

性の確認ということでありますけど、制度設計とこの体制整備というのは、結構準備しなければいけないことがたくさんあると思います。引き続き具体的な判断が求められるテーマであります。

そこで、これは知事にお伺いしたいです。

医療的ケア児支援法の理念というのを踏まえると、通学支援体制の構築というのは、県として重要な政策課題であるという認識、知事はお持ちでしょうかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　医療的ケア児支援法の内容を見てみますと、やはりその支援法の成立によって自治体に期待されていることがいろいろございます。それは、保育所、認定こども園をはじめ教育施設における医療的ケア児の受入れ、そして支援体制を拡充する責務、そして医療的ケア児が家族の付添いなしで希望する施設に通えるようにという部分、保健師、助産師、看護師、准看護師などの配置を行うことということで、やはり自治体でなければサポートできない内容がこの支援法の中には含まれているわけですね。今後、医療現場あるいは教育の現場、教育庁とも十分連携を図れるように、我々も自治体として、県としてどのように取組が進められるかについては、しっかり検討していきたいと思います。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　ありがとうございます。

通学支援の必要性と方向性については、一定の認識の共有ができただろうと私は考えております。引き続き、この医療的ケア児とその御家族が安心して学べる環境の実現に向けて、しっかりと議論を進めていくことを要望します。そして、私の一般質問は以上で終わりたいと思います。

今年１年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

〔松下美智子　議員登壇〕

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○松下　美智子 議員　ハイタイ　グスーヨーチューウガナビラ。

公明党の松下美智子です。

代表質問の糸数昌洋県議が冒頭で述べられた所感のとおり、公明党はこれからもクリーンな政治の党是を貫き、「大衆とともに」との立党精神をこれまで以上に深く胸に刻み、人間主義に立脚した中道改革の党としての役割を果たしてまいります。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

このたび私が所属する文教厚生委員会は、４年に１度の海外視察に10月27日から11月１日の５泊６日で韓国に行ってまいりました。その視察の日程の中に、私が今年２月の議会で取り上げた愛蘭院が入りました。なかなか視察が取りにくい施設と伺っていました。職員の御尽力に感謝いたします。愛蘭院は、予期せぬ妊娠をした女性や若年を含む未婚の母に対し、妊娠初期から出産、そして自立に至るまで、ワンストップで包括的な多様な支援を提供する社会福祉施設です。おきなわ子ども未来ネットワークの山内優子代表理事からも熱く推奨されていた施設の視察・調査がかない、大変勉強になりました。愛蘭院は、堂々たる65年の歴史があり、先進的に未婚の母の自立支援に取り組んでこられました。沖縄のシングルマザーの割合は、全国の２倍との統計もあります。沖縄版愛蘭院のような施設が求められていると実感しています。

そこで１、韓国の愛蘭院のような、若年妊産婦の出産から自立に至るまで一貫して支援するワンストップサービスを提供する施設を建設し支援することについて、県の見解をお伺いいたします。

２、福祉サービスの在り方について。

これも今回の韓国で視察・調査をさせていただいた大邱市の大邱幸福振興社会サービス院にて実施されているサービスで、大変感銘を受けました。

そこで(1)、貧困家庭からの相談を待つのではなく、公共料金の重複延滞情報等からアウトリーチで福祉につなぐ支援の構築ができないかお伺いします。

３、子宮頸がん予防のためのＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）ワクチン接種の取組についてお伺いします。

(1)、接種率の推移と課題について。

(2)、世界保健機関（WHO）の取組について。

(3)、接種率アップのため、定期接種対象の全学年に対して、個別通知を行う取組について。

(4)、子宮頸がん撲滅に向け、男性にも９価ワクチンの接種が今年８月、日本でも承認されました。まだ定期接種ではなく、全額自己負担のため高額です。周知と県独自の助成の取組について、県の見解をお伺いします。

４、教育行政の中で外部講師の活用による平和教育・がん教育の推進について、教育長の見解をお伺いします。

５、県マリンタウンＭＩＣＥ建設事業の進捗と今後

の展望についてお伺いします。

６、観光立県として、樹木の剪定、道路標示・標識等の劣化改修について、計画的に大規模に速やかに行うべく、特別な予算措置も含め、知事の見解をお伺いします。

７、県営住宅の全空き家数と年間のリフォーム予定数についてお伺いします。

８、牧港川沿いの県営牧港団地横に長年放置されていた２台の車両と大量のごみの撤去については、今年１月に御相談を受け、２月議会で取り上げましたところ、９月に実施していただき感謝いたします。その上で、撤去後の道路整備について取組をお伺いします。

壇上からの質問は以上です。再質問は、御答弁を伺ってから行います。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　松下美智子議員の御質問にお答えいたします。

樹木の剪定、道路標示・標識等の劣化改修についての御質問の、観光立県としての道路環境の整備についてお答えいたします。

沖縄県では、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、良好な沿道景観及び安全で快適な通行・歩行空間の創出に取り組んでおり、令和４年度には「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」を策定しております。この計画に基づき、令和６年度からは、持続可能な国際観光景観モデル事業を活用し、那覇空港周辺などの先行区域５か所において、街路樹の更新など魅せる沿道景観の整備や官民連携体制の構築に現在取り組んでおります。また、無電柱化の推進や道路標識・標示板及び区画線の視認性の改善にも取り組んでおり、国の補正予算などを活用し対策を加速してまいります。引き続き、快適で魅力ある観光まちづくりと強くしなやかな県土づくりを両立させ、観光立県にふさわしい道路環境の整備に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、若年妊産婦への支援についてお答えいたします。

若年妊産婦等については、出産から自立まで継続的な支援が重要であることから、県では、安心して出産し出産後は安定した生活につながるよう、宿泊型居場所の設置などに取り組んでいるところです。また、ひとり親が自立した生活を営むことができるよう、民間アパートを活用し、生活や就労、子育ての総合支援を行う、ゆいはぁと事業を実施しております。若年を中心としたひとり親の自立を支援する拠点につきましては、引き続き関係機関との意見交換や情報収集を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　２、福祉サービスの在り方についての御質問のうち(1)、アウトリーチにより福祉につなぐ支援の構築についてお答えいたします。

本年４月、生活困窮者自立支援法において、関係機関の連携を強化するための措置として、支援会議の設置に努めなければならないとの改正がなされました。支援会議には、構成員として、社会福祉協議会や教育委員会、民生委員・児童委員に加え、ライフライン事業者や郵便局、新聞配達所等も例示されており、地域のネットワークを生かし、生活困窮者の情報を早期に把握し、アウトリーチを展開することで必要な相談支援につなぐことが期待されております。

県としましては、ライフライン事業者等の支援会議への参加に向け、意見交換を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　３、子宮頸がん予防のためのＨＰＶワクチン接種の取組についての(1)、ＨＰＶワクチンの接種率の推移と課題についてお答えします。

国が令和７年度に公表した都道府県別単年度ＨＰＶワクチン接種率によると、定期接種における本県の接種率は令和４年度4.1％、令和５年度5.3％、令和６年度7.4％となっております。また、キャッチアップ接種における本県の接種率は、令和４年度2.1％、令和５年度2.4％、令和６年度8.8％となっております。定期接種及びキャッチアップ接種ともに接種率が全国で最も低く、接種率の向上が課題となっております。

同じく３の(2)、世界保健機関（ＷＨＯ）の取組についてお答えします。

ＷＨＯは、2020年に子宮頸がん根絶のためのグローバル戦略を発表しております。具体的には、2030年までの３つの目標として、１、15歳までに90％の女児がＨＰＶワクチンを接種すること。２、35歳までに女性の70％が高性能スクリーニング検査を受け、45歳までに再度健診を受けること。３、子

宮頸部疾患と特定された女性の90％が治療を受けることとしております。これら全ての対策が成功すると、2050年までに子宮頸がんの発生が40％以上減り、500万人の死亡を減らすことができるとしております。

同じく３の(3)、定期接種対象者への個別通知についてお答えします。

県が令和７年１月に実施した市町村へのＨＰＶワクチン対応状況調査では、39市町村が定期接種対象者へ個別通知をしていると回答しておりますが、定期接種対象の全学年に対する個別通知を実施しているのかについては把握できておりません。

県としましては、引き続き予防接種の実施主体である市町村に対して個別通知及び再周知による勧奨を依頼するなど、接種率の向上に向けた取組を実施してまいります。

同じく３の(4)、男性に対するＨＰＶ９価ワクチンの周知と県独自の助成についてお答えします。

９価ＨＰＶワクチンの男性への接種については、令和７年７月に行われた厚生労働省の薬事審議会にて了承され、８月に薬事承認されたところです。現在、国の厚生科学審議会において定期接種化の検討が進められておりますが、現時点では任意接種であることから、県独自の費用助成等は検討しておりません。引き続き、国の動向や市町村の取組について情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　４、平和教育及びがん教育における外部講師の活用についてお答えいたします。

県教育委員会では、外部の人材等を活用し、平和教育及びがん教育の充実に努めているところであります。平和教育においては、各学校の授業や特別活動の中で、戦争体験者や平和ガイド等の方々による講演等を実施しております。また、がん教育においては、教職員を対象とした研修において、がん経験者等による講話などを実施するとともに、各学校に対して外部講師活用について周知しております。

県教育委員会としましては、引き続き外部人材を積極的に活用しながら、平和教育、がん教育の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　５、県マリンタウンＭＩＣＥ建設事業についての(1)、大型ＭＩＣＥ施設整備の進捗についてお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設整備運営等事業は、令和７年度は有識者委員会を設置し、建設物価高騰への対応などの不調要因について、事業条件、事業範囲、事業スケジュール等の検討を行い、基本計画の改定を行うこととしております。基本計画改定後は、可能な限り早期の大型ＭＩＣＥ施設整備に向けて、ＰＦＩの手続を進めてまいります。

県としては、引き続き経済や産業の活性化を図るとともに、県土の均衡ある発展を目指して大型ＭＩＣＥ施設の整備を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　７、県営住宅の空き家戸数と修繕予定数についてお答えいたします。

令和６年度末時点の空き家戸数は1758戸となっており、そのうち修繕が必要な空き家は855戸となっております。これまで年間470戸程度の修繕を行っておりますが、令和７年度は予算を増額し、660戸の修繕を予定しております。引き続き、空き家解消に向けて取り組んでまいります。

次に８、県営牧港団地の放置車両撤去後の管理についてお答えいたします。

当該敷地については、今後車両の放置などが起こらないよう、侵入防止の対策を講じております。また、雑草の繁茂により不法投棄の誘発が懸念されることから、適切に除草等の管理を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　一通り御答弁をいただきありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず１番の愛蘭院についてですけれども、部長の大変あっさりした答弁に、ちょっと私の熱量と違うので驚いておりますが。すみません、まず御答弁の中に御紹介いただいたＰＯＮＯ.ＣＯ（ポノ）の若年妊産婦に寄り添う支援をしていただいているということでしたけれども、団体はほかにもあると思いますけれども、御紹介いただけますでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

先ほどの答弁で宿泊型の居場所、それからゆいはぁと事業を紹介させていただいたんですが、そのほかの取組としましては、市町村単位で設置が困難な北部圏域において、令和６年１月から、名護市内に若年妊産婦の居場所を設置しております。それからまた、令和７年度からは読谷村、それから糸満市にも非常設型の居場所を設置しておりまして、それぞれの地域において、出産、育児、家計管理に関する相談や就労、それから資格取得のための支援などを実施しているところでございます。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　ありがとうございます。

この件、私が６月議会で取り上げました若年シングルマザーの運転免許取得支援の件で、おきなわ子ども未来ネットワークの山内優子代表理事の取組が月刊誌Ｗｅｄｇｅ（ウェッジ）に掲載されたと紹介をさせていただきました。

少し紹介をさせていただきたいんですけれども、「沖縄の場合、望まない妊娠や予期せぬ妊娠で、貧困の「負の連鎖」が断ち切れない状況が続いている。児童虐待も多い。中には、20歳にして２人の子どもを出産して困窮するケースや、実家で過ごす部屋もなく、段ボールで囲いをつくった玄関前のスペースに寝泊まりするケースもあった。母子ともに置かれている環境は極めて厳しい」、「本土で1947年に制定された児童福祉法には、全ての児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならないとある。49年以降は母子寮や保育所、児童館などが整備されたが、アメリカの統治下にあった沖縄には日本の法律が適用されず、本土復帰時点で母子寮や児童館は一つもなかった。母子寮は今でも３カ所しかない。沖縄には戦後からアメリカに統治されていた「空白の27年間」があり、そのしわ寄せは現代の子どもたちにも及んでいる」という文章があります。

真鳥部長もよく御存じのように、沖縄の歴史的な背景から、今も続いている負の連鎖を正の連鎖、幸福への連鎖へと転換するためにも、沖縄版愛蘭院の建設支援について、ぜひ次年度第一歩を踏み出していただきたいというふうに思っております。これに対しての御答弁はなかったように思いますが、いま一度お願いできますでしょうか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

ひとり親家庭につきましては、子育てと生計維持という２つの役割を１人で担っているということで、なかなか安定した仕事に就くことが難しく、収入が少ないなど様々な課題を抱えているということで認識しております。若年を中心としたひとり親の自立を支援する拠点につきましては、引き続き関係機関との意見交換、それから情報収集を行うとともに、今後ともひとり親の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　ぜひよろしくお願いいたします。

ここで朗報をお伝えしたいと思います。

先ほど御紹介した月刊誌Ｗｅｄｇｅ（ウェッジ）の記事を新幹線の車内誌として偶然お読みになった児童文学の新人賞を受賞された作家の方が、沖縄を舞台に、この運転免許取得事業を題材に本を執筆、来年４月に発刊される予定とのことです。子どもの目線で描かれていて感動的な内容のようですので、沖縄のシングルマザーにとって運転免許取得事業がいかに大切な事業であるかの理解が大きく広がるものと期待をしております。また、昨日の沖縄北方特別委員会において、公明党の金城泰邦衆議院議員が質問に立ち、質問の最後にシングルマザーの自立支援について、沖縄での自立の第一歩として運転免許取得事業を昨年９月から展開されている、おきなわ子ども未来ネットワークの若年母子一体型自立支援施設みらいシンシアを紹介し、国としての支援も要望いたしました。余談ですが、冒頭では今回の北部での老朽化した水道管の破裂による被害を取り上げ、国としての支援を訴えておりました。ぜひ連携していただきたいと思います。

次、２番に移ります。

大邱市のアウトリーチの福祉サービスの在り方について、企業の協力も求めることから、個人情報の共有が大きな課題です。ただ、このシステムが構築できれば、相談することすらできない貧困家庭を救うことになり、新聞報道で知る心の痛む事件はなくなるものと大いに期待できると思っております。部長、共に研究していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは３番の子宮頸がん予防ワクチンの接種について、接種率の大変低い現状が今部長から御答弁をいただきました。ただ、徐々に増えてきていて、令和６年度はこれまでに比べると少し接種率が上がっております。このまましっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。海外では、子宮頸がんがもうゼロに近づいている国もあるというふうに統計が出ておりますので、しっかり接種を――定期接種の時期

を逃すと自己負担になりますので、約10万円と大変高額な接種となります。この個別通知をしている県の受診率が全国の中でも秀でて高くなっているという数字が出ておりますので、先ほど各市町村によって取組があるということでしたけれども、県として、全学年への個別通知を推奨していただければと思いますが、再度御答弁をお願いいたします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　子宮頸がんワクチンにつきましては、積極的な勧奨を控えるという時期が2013年から2022年までの間ありまして、なかなか接種の仕組みなどがまだ十分伝わっていないというところもあるかと思います。今議員のほうから御指摘がありました、全ての学年に対して個別通知をするというようなことなどについては、市町村にも情報提供をして、接種率が上がるための方策についてまた連携して考えていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　ぜひよろしくお願いいたします。

あと、男性のワクチンの接種なんですけれども、県独自の助成は考えておられないということだったんですけれども、周知については何らかの御検討をいただけないかというふうに思っておりますが、御答弁をお願いいたします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　定期接種かそうじゃないかということで勧奨ができるかできないかという問題がありましたので、先ほどのような答弁になりましたけれども、そもそも子宮頸がんは性行為によって感染をする――感染症で、男女とも感染し得る。その中で持続的に感染した方ががん化するというふうな形があります。ですので、疾病全体の啓発というようなことについて、県民のほうにもしっかりと伝えていく必要があると思いますので、そのような機会を捉えてまた周知していきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　子宮頸がんを本当に撲滅しようと思えば、男女ともにワクチン接種が必要になってまいります。まだまだちょっと日本は道のりが遠いかと思いますが、周知のほうよろしくお願いいたします。

それでは４番の教育行政の平和教育についてですけれども、今年が戦後80年の節目に当たるということで、平和教育フォーラム、平和教育推進リーダー育成研修に取り組みますと、以前教育長に御答弁いただいたんですが、この内容について御答弁をお願いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

戦後80周年平和教育推進事業の一環として実施をしました平和教育フォーラムは、生徒、保護者、教職員、一般県民など約350名が参加し、有識者による講演やパネルディスカッション等を通して、これからの平和教育について考える大変貴重な機会となりました。また、平和教育推進リーダー育成研修では広島市から講師を招き、県内小・中・高・特別支援学校の教員を対象にワークショップ等を実施し、各校種をつないだ体系的な事業モデルを地区ごとに作成することができました。

県教育委員会としましては、今後これらの成果を全県に普及、展開し、地域の実態に応じた平和教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　ありがとうございます。

今年は戦後80年ということで、影響力のある立場の方が事実に基づかない私見による発信を多くされたこともあって、今大変私は危惧をしております。戦争は絶対悪、また核兵器使用は絶対悪という、この思想を子どもたちが自分で判断ができるような、やっぱり平和教育というのが欠かせないというふうに思っておりますので、今後とも御尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして同じ４番の外部講師を活用したがん教育の取組についてですけれども、本県には沖縄がん教育サポートセンターがあり、がんを正しく知り、怖がらない教育を丁寧に行ってくださっております。今県外からも視察が入るぐらい注目をされております。すばらしい団体がこの沖縄県にありますので、引き続きこのがん教育についても――県内全体になると、なかなか大変かと思いますけれども、推進をしていただきますようによろしくお願いいたします。御答弁があればお願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　がん教育の研修については非常に重要であるというふうに考えておりまして、県教育委員会では、初任者研修や中堅研修、教職員２年・５年研合同教科ガイダンス、夏季短期研修等において、がん患者の方を講師として招き、実体験に基づく講話を実施しております。これらにより、教職員の資質向上を図る重要な研修の一環として位置づけておりま

す。今後とも関係機関と連携しながら、外部講師による研修内容の充実に努め、教職員の資質向上を図ってまいります。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　よろしくお願いいたします。

５番の与那原町のマリンタウンへの大型ＭＩＣＥ建設の件ですけれども、私はこれまで浦添市の市議だったものですから、昨年、県議に当選させていただいてからＭＩＣＥの建設についても御質問をいただくようになって、今回取り上げさせていただきました。一度頓挫したこともあり、地元の方を含め周辺の地域の皆様が本当にＭＩＣＥが建設されるのかということを大変楽しみにしながら、また不安にも思っておられますので、しっかり発信をしていただいて、あらゆる英知を結集して、ぜひすばらしいＭＩＣＥ建設に向けて頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

６番に関して、知事から御答弁をいただきました。御答弁の内容は、しっかり観光立県として、お見えになる方々に快適な空間が提供できるようにされるという御答弁でした。韓国でも本当に樹木の剪定がすばらしくて、また花をいろんなところに飾っておられて、一緒に行った女性議員の皆さんと、本当に韓国気持ちがいいねということを共有させていただきました。沖縄もあんなふうになればいいなというふうに思っております。すみません、御答弁とは裏腹に、これはよほどの予算措置をしていただかないと、なかなか希望に沿うものにならないのではないかというふうに思っております。昨日の下地県議への御答弁の中でも、砂川部長は街路樹維持管理の予算が十分に確保されていないというふうに御答弁をされておりましたので、十分に確保されるように、さらなる御努力をお願いしたいと思います。いかがでしょうか、知事。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

道路の維持管理――植栽のみならず維持管理に関しましては、今回の経済対策に係る補正予算等に関しても、道路のメンテナンスとして橋梁補修とか無電柱化、あと標識の視認性改善、道路標識・標示板などの予算も計上して進めることとしております。一方で、植栽管理ですとか区画線につきましては維持ということで、県の単独費で実施することになります。これまでも安全性等を考慮して、優先度を考慮して進めてきたところですけれども、予算の確保につきましては、財政部局とも継続して相談・調整をさせていただいております。引き続き、必要な予算の確保に努めていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　それぞれの県議からいろんな分野に予算をしっかりつけてという要望があるので大変厳しい状況だとは思うんですけれども、令和６年から進められているとおっしゃっているんですけど、現状はまだまだ樹木の剪定にしても、道路標示また標識にしても、大変厳しい現実があることを県民の皆様は感じておられて、一般紙にも約８割が大変劣化していて見にくいというアンケート調査の結果も出ております。通常予算だけではなかなかこれ改善するのに時間がかかると思いますので、ぜひ特段の御配慮を強く希望して次に行きたいと思います。

７番の県営住宅の空き家数とリフォーム数についてお伺いしました。

1758の空き家戸数があって、これまでは400ぐらいだったものを今年は660戸、数を増やしてリフォームをしてくださるということで、取組には感謝をしたいと思うのですが、かなり空いているのにリフォームしないということは、入居できない人たち――本当に県営団地に入りたいと希望されている方はたくさんいらっしゃるんですけれども、もうちょっとリフォームが進むように取組ができないかお伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

空き家の修繕に関しましては、予算も増額して修繕に取り組んでいるところでございます。一方で、問題のある空き家、何らかの原因でお亡くなりになられた方の部屋ですとか、あと修繕費用がまだ未完納の空き家等もございます。我々としましても、修繕には予算も増額して取り組んでいるところですが、そういったものの解消にも努めながら、引き続き取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　最後にすみません、苦言を呈して終わる形になるんですが、このリフォームに関して少しでも戸数を増やそうという思いからなのか、今回浦添市にある県営団地で天井から大幅な雨漏りがあって、10月に入居されて11月にもこの雨漏りがあって、畳２枚が駄目になったんですね。それを新しくしていただいて、先週の土曜日にもまた同じ場所から雨漏りがありました。呼ばれてすぐ土曜日の夜、お伺いをしました。これに対しては昨日、早速根本的な原因を調査するということで、業者の方が来られては

いたんですけれど、その際、壁紙が――もう本当に丁寧ではないリフォームの状況がかいま見えましたので、その辺りもしっかり公社の方々、また業者の方々とも懇談をしていただいて、住居に入居する方が気持ちよく入居できる環境をつくっていただきますようによろしくお願いいたします。御答弁があればお願いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　今議員がおっしゃられていた内容につきまして、私も報告を受けております。どのような経緯、どのような理由でそのような修繕となったかというのをまず確認する必要がございますので、それを確認してまたしっかり対応していきたいと思います。

以上でございます。

○松下　美智子 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後１時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

大田　守議員。

○大田　守 議員　議長、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時21分休憩

午後１時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大田　守 議員　一般質問を始める前に、少しだけ所見を述べさせてもらいたいと思っております。

まず、今回の水道の問題ですけれども、知事、私は率直な意見として、市民の皆様方から言われました。この中南部、沖縄県民の３分の２が集まる地域、３分の２に近い方が住む地域で、いつ断水になるか分からない。いつこれが直るか分からない。そういったときに、130万人の筆頭である知事自身がこの沖縄県にいなかったということをどう考えていますかと言われたんですよね。いや、これはやっぱり考えないといけないですね。北部の水害がありました。やっぱりあのときの反省が生かされていないんじゃないかなと。これ市民の率直な意見だと思います。今後こういったことがないように、よろしくお願いいたします。

では、質問いたします。

大項目１、教育行政。

2025年度全国学力・学習状況調査結果を踏まえた学力向上施策と予算措置について。沖縄県の小中学生は全教科で全国平均を下回り、特に中学校３年生の数学では10.3ポイント差をつけられ、全国最下位という結果となりました。これは教育現場の努力不足ではなく、構造的な問題が背景にあると考えます。本県の子どもたちが将来にわたって自信を持って社会に羽ばたけるよう、教育環境の整備と支援体制の強化が急務です。

そこで伺います。

中項目１、全国学力テスト結果に対する認識と分析。

2025年度の結果をどのように受け止め、教科別、また学年別にどのような課題分析を行っているか。特に数学・算数・国語・理科における基礎学力不足（四則演算、語彙力、要約力など）への対応方針はどうなっていますか、伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

令和７年度全国学力・学習状況調査については、おおむね全国水準の範囲内となっておりますが、小学校、中学校ともに全国平均正答率を下回る結果となっております。結果の分析については、教科ごとに行っており、例えば中学校数学においては、基礎的な知識及び技能の習得や文章問題を数学的に解釈し、問題解決の方法を説明することに課題が見られました。

県教育委員会としましては、思考力・判断力・表現力等のさらなる育成に向け、ＩＣＴを活用した個別最適な学びと協働的な学びを進めるなど、引き続き授業改善に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　今の分析は、多分ここ数年来一緒だと思うんですよね。そういった中では、やはり新しくどういった形で変えなければいけないのか、そういったものが必要になってくると思いますし、その結果を保護者が知らないと。私はこれは問題だと思っております。国の調査であれば、その結果は知らせる、小さな地域ごととか、学校ごとは必要ないと思います。沖縄県全体としてどの位置にあるのか、やっぱりこれは教育に関心持っている人たちは、全ての人が関心を持っていると思います。今回の2025年度の沖縄県の全国に対する位置というか、順位というか、それはどうなっておりますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　全国学力・学習状況調査の順位については、文部科学省は過度な競争や序列化等につながらないよう配慮し、調査結果に順位づけはしておりません。令和７年度の結果については、小学校、中学校ともに全教科で全国平均正答率を下回る結果と

なっており、県教育委員会としましては、家庭、学校及び関係教育機関と連携し、学力向上に関する取組の一層の充実を図ってまいります。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　保護者にしてみれば、やっぱり自分たちの学校からもそういった説明がないとなかなか。やっぱりそこははっきりしないと、保護者は自分たちの子どもが今どの位置、地点にいるのか、それが分からないと思うんですね。ぜひともそれを考えながら、保護者に対する説明のほうをしっかりとお願いいたします。特に数学・算数の四則演算、国語の語彙力不足について、学校現場で具体的な改善プログラム、これを県が主導して導入する予定があるのかないのか、お聞きいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　算数・数学においては、基礎的な知識及び技能の習得に課題があり、今後とも取組の強化を図る必要があると考えております。各学校においては、習得に課題のある児童生徒のつまずきなどを把握し、状況に応じて個別に支援をしております。

県教育委員会としましては、今後も市町村教育委員会と連携し、個別最適な学びと協働的な学びを進めるなど、引き続き授業改善に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　学力テストは、よろしくお願いいたします。

中項目２に入ってまいります。

教員配置と学習支援体制の強化について。

教員の人材不足や１人当たりの生徒数の多さが学力定着に与える影響についての認識、少人数指導や個別補習の充実に向けて、非常勤講師・学習支援員の増員に関する予算措置の検討状況、またＩＣＴ教材やＡＩドリル等の導入による学習支援の強化に向けた予算配分等はどうなっておりますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会では、児童生徒の学習規律の定着や一人一人に対するきめ細かな指導の充実のため、小学校１・２年生で30人学級、小学校３年生から中学校３年生まで35人学級を実施しております。また、市町村立学校の学習支援員の配置、ＩＣＴ教材やＡＩドリル等の導入については、設置者である市町村教育委員会において検討がなされるものと認識をしております。

県教育委員会としましては、今後も市町村教育委員会と連携しながら、ＩＣＴを活用した個別指導や少人数指導の充実に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　もし新年度――来年度、非常勤講師や学習支援員の増員について考えているのであれば、何名程度の増員を見込んでいるのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　先ほども申し上げました、この学習支援員等については、各市町村でその状況に応じて配置をしているところでありますので、県教育委員会としましては、その学習支援員等市町村の取組については、意見交換を図りながら指導助言等を行ってまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　そうであれば、各市町村が要求している支援員は、これは全て認めるというような状況で考えていらっしゃるということでよろしいんでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　県の予算で学習支援員等の配置は今していないところであります。しっかりと各市町村が独自で取り組んでいるこの取組については、情報交換を図っていきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　教員の配置について、正式採用されていない方々が低学年の担任になったりしている状況もあります。そういった中で教員の不足の現状があります。できれば、やはり学校に来て、楽しい学校、子どもたちにそれを植え付けるというか、楽しい学校と思わせるためにも、この低学年に対しては、私はベテランの本当に子どもを抱き締めるくらいのことができる教員が必要だと思うんですよね。そうしないと子どもたちの落ち着きがなかなか出てこない。その点に関してはいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　学校への人事配置につきましては、各学校の状況等を踏まえながら、全県的にその状況を見ながら配置をしているところでありまして、各学校における学年担任、教科担任の配置等については、基本的には学校長がその学校の状況に応じて判断をしているところであります。議員御指摘のとおり、やはりそれぞれ学年に応じて発達段階がございますので、特にまた低学年等についてはきめ細かな指導が必要であるというふうに思います。その点については、各学校長のほうでしっかり判断をして適材適所で配置をしているものと理解しております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　(2)番目の最後に、教員の負担軽減と学習支援強化を同時に進めるための優先順位というか、それをどのように進めていかれるのかお聞きしたいと思っております。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会では、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、地域の教育力の向上を図ることを目的として、市町村が地域ボランティアを活用して実施する学習支援や放課後子ども教室の運営等を支援しております。また、市町村からの要望を踏まえ、令和７年度は予算の増額を行い、事業の拡充を図っているところであります。さらに、家庭学習支援としては、自学自習ガイドを作成して、家庭学習等での活用を推進しており、オンライン学習環境整備については、ＩＣＴ教材など必要な財政措置について、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望しているところであります。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　よろしくお願いいたします。

中項目３、部活動と学習時間のバランス。

部活動に割かれる時間が学習時間を圧迫している現状についての認識と改善策の方向性、部活動指導員の外部委託による教員負担軽減と学習時間確保に向けた予算措置の検討、また、学習支援型部活動モデルの導入予定はありますか、伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　県教育委員会では、令和３年に部活動等の在り方に関する方針を改定し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることができるよう、部活動の適切な活動時間や休養日について定めております。また、公立中学校の部活動指導員の配置につきましては、令和７年度24市町村で導入され、年々増加傾向にあります。

県教育委員会としましては、今後とも市町村や関係機関等と連携し、適切な部活動の実施に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　できれば学習支援型部活動モデルについて――今東京都のほうでこれ開始されておりますけれども、その点について沖縄県で導入する予定とか、それはないでしょうか、伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時34分休憩

午後１時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満 教育長　ただいま申し上げました部活動指導員については、学校において専門的な指導者がいない種目に対して配置するものであり、同時に教職員の働き方改革につながるものであります。各市町村における部活動の事情は異なりますが、県教育委員会では、部活動指導員配置に関する好事例等の情報提供や活用方法について指導助言を行っているところであります。なお、部活動指導員配置に係る予算につきましては、引き続き全国都道府県教育長協議会を通じ、国に対し拡充を要望し、各市町村からの要望に対応できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。また、学習支援についても、各自治体と都道府県で様々な取組が展開されているというふうに考えておりますが、県としましては、学校・家庭・地域の連携協力推進事業において、その学習支援等に取り組んでいるところでありますので、そのような事業の充実を図っていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時35分休憩

午後１時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○半嶺　満 教育長　今議員御提案のありました学習支援と部活動支援ということで、支援については今現在本県においてはそういう取組は導入しておりませんが、他都道府県の状況等も少し情報収集しながら、今後の在り方については検討してみたいと思います。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　ぜひとも調査しながら、検討のほうよろしくお願いいたします。

中項目４、家庭･地域･民間教育との連携について。

地域の学習支援ボランティアや民間教育機関との連携状況と今後の強化策、そして放課後学習支援事業の拡充に向けた予算措置（地域塾との連携、学習支援拠点の設置など）、家庭学習支援のための教材配布やオンライン学習環境整備に関する予算措置の検討の状況はどうなっておりますか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　先ほども御答弁申し上げたところでありますが、県教育委員会では、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、地域の教育力の向上を図ることを目的として、市町村が地域ボランティアを活用して実施する学習支援や放課後子ども教室の運営等を支援しております。また、市町村からの要望を踏まえ、令和７年度は予算の増額を行い、事業の拡充

を図っております。さらに、家庭学習支援としては、自学自習ガイドを作成して、家庭学習等での活用を推進しており、オンライン学習環境整備については、ＩＣＴ教材など必要な財政措置について、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望しております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　家庭学習に関しまして、このオンライン教育、これに関しましては、やはりオンラインの設備がある家庭とそれがない家庭があるんですよね。そういった中で沖縄県としては、全児童生徒を対象にそういったオンラインを考えているのか、それとも学力下位のそういった児童生徒を重点対象としてやられるのか。いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今、ＧＩＧＡスクール構想によって１人１台端末の配備を行っておりますので、このＩＣＴを活用した家庭学習等については、全ての子どもたちを対象に今その取組の推進を図っているところであります。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　よろしくお願いします。

沖縄の子どもたちが地域の誇りを胸に、全国どこでも通用する学力、自信を身につけられるよう、教育委員会には現場の声を丁寧にすくい上げ、家庭や地域と連携しながら、持続可能な学習モデルを構築していただくことを強く要望いたします。よろしくお願いいたします。

大項目２、農業行政。

本島中南部では、地下ダム等の基盤整備事業が進展し、従来のサトウキビ中心の農業から、都市近郊の立地条件を生かした施設園芸や花卉、果樹など高収益作物への転換が進んでおります。このような基盤整備が農業の安定化と収益性向上に大きく寄与していることは評価できると思います。今後の農業政策を伺います。

中項目１、本島中南部地域の農業基盤整備について。

県として、本島中南部地域における地下ダム整備の成果をどのように総括していますか。また、今後さらに高収益農業を推進するための基盤整備の計画はありますか、伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

沖縄本島中南部地域における農業振興を目的として、これまで県営及び国営かんがい排水事業により地下ダムを整備し、うるま市の農地では約220ヘクタール、糸満市及び八重瀬町の農地では約1350ヘクタールの農業用水が確保されております。農業基盤整備の進展により、八重瀬町に代表されるぐしちゃんピーマンなどの野菜や果樹などの高収益作物の栽培が可能となっております。そのため一定の成果が出ていると認識しており、県では市町村が策定する事業管理計画に基づき、地下ダムによる水源整備済みの農地を中心に、圃場整備や畑地かんがい施設の整備を推進しております。

以上です。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　ありがとうございます。

糸満のほうは、地下ダムの施設のいろんなものがこれから老朽化に向かう可能性があります。そういった中で、やはりこの老朽化を受益者負担とすれば、農家の皆さんたちはとてもじゃないけどもたないと思います。今後どのような形でその老朽化に対する考え方を持っていらっしゃるのか、それをお聞きいたしたいと思っております。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

国営かんがい排水事業、沖縄本島南部地区は平成４年度から平成17年度まで実施され、施設供用開始後約20年が経過しております。揚水機など耐用年数を経過した一部の施設については故障等が生じており、現在、施設管理を担う糸満市や沖縄本島南部土地改良区において、補助事業を活用し施設の点検や補修工事等を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　ありがとうございます。

この基盤整備をしっかりすることが今後また――特に糸満のこの地下ダムから恩恵を受けている地域は、専業農家として就農する若い方が増えているんですよね。それによって近くの小学校は子どもたちも減少せずに済んでおります。やはり農家をしっかりと支えるというのは、そういったものだと思いますので、ぜひともこの地下ダムの老朽化対策はよろしくお願いいたします。

休憩いたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時42分休憩

午後１時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大田　守 議員　島尻八重瀬地域における農業用水の不安定性について。

島尻八重瀬地域における農業用水の現状を県はどの

ように把握していますか。新たな農業用水源の発掘については、県として具体的な調査計画は進めておりますか、伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

八重瀬町においては、圃場整備は進捗しているものの、水源開発の適地がないことから、農業用水の確保が遅れている現状にあると認識しているところでございます。八重瀬町の農業用水が確保されていない地域におきましては、国と連携して国営造成施設の更新整備と併せた用水再編に向けて、総合的な検討を行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　よろしくお願いいたします。

中項目３、糸満市北部地域への地下ダム水の利用について。

糸満市北部地域における地下ダム水の利用可能性について、県はどのような調査を行っていますか。また、導水路整備や配水計画など、地下ダム水を糸満市北部地域に供給するための具体的な検討、調査をされておりますか、伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

現在、糸満市北部地域などの農業用水確保に向けては、国営沖縄本島南部地区の関連事業を含めた用水再編について国と連携し、糸満市などを含め定期的な協議を行いながら、総合的に検討を行っているところです。

糸満市北部地域の農業用水の供給については、八重瀬町と同様に国と連携いたしまして、国営造成施設の更新整備と併せて用水再編に向けた総合的な検討を今行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　地下ダムの水だけでは足りない部分も出てくると思います。糸満の下水処理場からは、毎日110トンの真水がそのまま海に流れております。これ数年前までは、もう一つ浄化段階を設けることによって、農家の皆さん方が使用している時期もありました。ただ今それも止まっております。今後、県が水源確保をするのであれば、そこまでやっぱり調査して、どうすればこの水が使えるのか、私はそれがあれば――糸満市の110トンだけではなくて、この南部広域で様々な真水が流れていると思っております。特に那覇であれば――幾ら流れているのか私も調査していないんですけれども、相当の量が毎日流れていると思っております。それを含めての調査をやるのかどうか、再度伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　お答えいたします。

議員御指摘の部分は再生水の利用だと思いますけれども、再生水の利用につきましては、維持管理コストが高く、やはり水代への影響等が懸念されております。また、用水再編に伴うこの新たな水源計画については、やはり国と連携して維持管理費や建設コストなどを踏まえ、総合的に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　中項目４、糸満市北部地域の農業振興を図るために、県としてどのような支援策を考えておりますか。

この地下水の利用はもちろんですけれども、やはり同じ糸満でも北部と南部で土壌が違うんですよね。その土壌をどのように考えて、その土壌に適する作物を県としてどのような形で推進・推奨していくのか、それをお聞きいたします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　まず、糸満市の北部地域では、農業用水の供給に向けて、国と連携してこの国営造成施設の用水再編の検討の中で、関連事業である圃場整備や畑地かんがい施設の早期の事業化が重要と考えているところでございます。また、糸満のほうは、ジャーガルと島尻マージの性質の異なる土壌が分布していて、それぞれに適したやはりゴーヤーですとか、ニンジン、小菊などの作物が栽培されておりまして、多くの品目が県の拠点産地認定されております。

県としましては、生産農家の意向ですとか圃場の土壌等の各種条件、さらには糸満市の産地振興の方針等を踏まえ、関係機関と連携いたしまして、最適な作物の普及を図るなど、産地振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　よろしくお願いします。

沖縄県の農業全体が一緒だと思うんですけどね、そういった中では、今資材高騰に対応して、県は今定例会でも畜産農家に対する補正を組んでおります。それも本当に感謝申し上げます。しかし、畜産以外の農家に対する県独自の価格安定支援や補助制度の拡充を検討しているのかどうか、それをお聞きいたします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　園芸品目等についての肥料とかそういったものの直接的な支援というのは、県としては今やっていないところではございますけれども、こういった肥料とか、生産コストの削減をやはり図るためということで、例えば化学肥料ですとか、化学農薬の使用を低減するような特別栽培農産物の認証ですとか、エコファーマーの認定、あるいは天敵利用技術といった総合的な病害虫管理技術の普及など、環境保全型の農業を推進しているところでございます。また、実際コストの低減ということであれば、肥料の場合ですとまず畑の土壌をしっかり分析して、無駄な肥料を入れない、そういったことで生産コストを下げるようなそういった指導助言といった取組もやっているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　よろしくお願いいたします。

現在、減農薬、そして天敵昆虫の導入による生物的防除の普及支援、こういったことをどのような形で進めるのか。それをお聞きしたいと思っております。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　今御案内ございました、天敵を利用した防除技術というのも、化学農薬の使用低減ですとか、防除の難しい難防除害虫対策として天敵利用技術を中心とした――先ほども答弁させていただきましたが、総合的病害虫管理技術の普及拡大を図っているところでございます。また、新たな天敵技術の開発に取り組んでいるほか、農薬として登録販売されている天敵以外にも、自然にいる天敵等もございますので、そういったものはコストかかりませんので、そういったものを利用して防除していく。そういった技術的な指導を行っております。引き続き、低コストで防除等ができるような対策と普及に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　農家の皆さん方が消費者の皆さん方に安心して作物を届ける。そのためにやっぱり減農薬、そして天敵虫、これをしっかりやっているところがあるんですよね。ただ、そこに対する補助制度がないんですよね。今後、県としてそれをどのように考えていくのか、それを伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○喜屋武盛人 農林水産部長　天敵利用ができる、そういった補助事業というのは国の事業等を活用してございまして、グリーンな園芸農業栽培体系への転換サポート事業というのがございます。これで天敵の導入とかそういったものも支援できるところでございますし、本事業は環境にやさしい栽培技術、あるいは省力化に資する先端技術などを取り入れた技術の検証を支援する事業となっておりますので、こういった補助事業の活用も含めて、ＪＡ等関係団体とも意見交換をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　よろしくお願いします。

やはり１次産業は、国の基だと私は思っております。これがないと人間は生きることができない。やはり１次産業は大切なものだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大項目３、沖縄戦跡国定公園の区域改定及び公園計画見直しについてお伺いいたします。

中項目１、公園計画見直し業務の現状認識について。

沖縄戦跡国定公園は、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に伝えるとともに、沖縄南部の貴重な自然環境を保全する目的で昭和40年――1965年に琉球政府立公園として指定され、昭和47年――1972年の本土復帰に伴い国定公園となったものです。現在、自然公園法に基づき、区域改定と公園計画の見直しに向けた業務に着手し、令和８年度の計画変更を目指しております。

そこで伺います。

現在進められている公園計画見直し業務において、県としてどのような認識を持っていらっしゃいますか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

沖縄戦跡国定公園につきましては、近年の活発な経済活動に伴う社会基盤の整備や宅地等の開発、平和祈念と慰霊鎮魂の場としての風景の在り方など、同公園を取り巻く自然的・社会的条件が変化していることから、現在、公園計画の見直しを行っているところです。当該見直しにおいては、自然環境の資質の再評価や地元市町の意向等も踏まえ、風景の保護及び利用の増進を図る観点から、本公園の地種区分の見直しや利用施設の追加等の検討を行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　沖縄県は、区域改定と計画見直

し、令和８年度を目指すという形で言われておりますよね。現在やっておりますよね。現時点で具体的にどの区域の改定を検討しているのか。また、その優先順位はどのように設定しているのか伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時52分休憩

午後１時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

地種区分の見直しにつきましては、令和３年度の沖縄振興拡大会議におきまして、地元糸満市から要望のありました、保全すべきところは保全し、活用すべきところは活用されるよう見直してほしいといった旨でありますとか、それから令和５年度におきましては、糸満市及び八重瀬町に対しまして、地種区分の見直しへの要望調査を行いまして、規制を強化するための格上げ、それから土地利用を推進するための格下げ等の要望区域を確認し、それらにつきまして必要に応じて現地踏査、それから環境調査を実施しているところでございます。そうした部分につきまして、今回、地種区分の変更、それから不明確な区域線から明確な区域線への変更、あるいは適切な公園利用の場を確保して利用増進を図るための利用施設の追加という部分で今、見直しの案を進めているところでございます。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　計画見直しに当たり、戦跡の保全と自然環境保全、そしてまた民間活用をするべき場所も出てくると思いますけれども、この両立をどのように具体的に図るのか、県の方針を確認いたします。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　繰り返しになりますけど、今回の公園計画の見直しにおきましては、地元市町からの要望等を踏まえまして、植生などの自然環境の変化、それから社会基盤の整備等に応じた地種区分の格上げ・格下げというものを検討しております。また、利用施設の整備につきましては、風景景観を維持しつつ、自然公園の適正な利用の増進を図るために、平和創造の森公園の南側の海岸地域に駐車場とかを整備できるような形で利用施設の追加を検討しております。今後は、地元地域への説明も行いながら、意見等を頂き、見直し業務を進めていきたいというふうに考えているところです。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　ありがとうございます。

中項目２のほうまで私質問してしまったような気がしておりますけれども、地域要望への対応と今後の施策について。

本公園は、戦跡と自然が共存する日本唯一の国定公園であり、平和学習、環境教育、観光振興の観点からも極めて重要な地域資源です。加えて、地元からは規制の緩和の要望、また平和創造の森公園の海岸が沖縄県のサーフィンの最適な地である。利用者から周辺整備（シャワー、トイレ、駐車場など）の要望が寄せられております。

そこで伺います。

今後の施策として、平和学習、環境教育、観光振興の観点を踏まえつつ、地域の要望である規制緩和や施設整備についてどのように対応していくのかお聞きいたします。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　申し訳ありません、先ほどと同様の答弁になりますけれども、地域からの要望を踏まえまして、地種区分の格上げ・格下げを今現在検討しているところでございます。それにつきましては、自然公園の適正な利用の増進を図るために、利用施設の追加等も検討しているところでございます。しっかり今後、地元地域への説明を行いながら、また意見等も頂きながら見直し業務については進めていきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　特に平和創造の森公園のほうは、サーフィン利用や多目的広場のサッカー場としての利用なども結構活発に行われております。年間相当数がそこを利用されております。このサッカー場につきましては、正式な試合ができないんですよね。あと南北に５メートルずつ、合計10メートルあれば、社会人の正式な試合もできるというお話をされておりますけれども、そういったものに対しての整備を考えているのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　戦跡国定公園内にあります沖縄県平和創造の森公園につきましては、平和で緑豊かな潤いに満ちた環境を創出し、次の世代に引き継ぐということを目的に、平成５年に開催されました第44回全国植樹祭、この意義を踏まえまして緑化推進の拠点、それから平和への思いを新たにする場ということで会場跡地周辺を整備しまして、平成10年に開園した公園でございます。その中の広場におきまして、多目的広場としまして整備した部分が、子どもから大人までサッカーの練習や試合等ということで利用されているというような現状であります。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　だから部長、そこの広場をあと10メートル広げれば十分対応できるんですよね、社会人のサッカーの試合にしても。その点を今回の整備で一緒に考えてはどうかということなんですけれども。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

今御指摘のとおり、公式試合の施設として整備するためには、フィールドの大きさを５メートル、10メートル延ばせば確保できるとは思いますけれども、それは競技用のフィールドとしての大きさで、ほかにいろいろ観覧用のスタンドでありますとか、それから大会運営本部とか、そういった部分の敷地・用地の確保は困難になります。先ほども説明しましたとおり、ここは緑化推進の拠点という形で整備しておりますので、そうしますとこの広場、敷地をまた確保するために、新たな樹木を伐採して敷地を確保するというのはなかなか困難ではないかというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　だからそこが利用者、そして地域のこの緩和の要請の一つに入っているんですよね。でき得れば、今回整備する計画の中で、ちょっとしたショッピング、ちょっとした食べ物が食べられるようなそういった店舗が展開できるようになれば、もっともっとそこは活用されると思います。糸満南部のこの地域は、やはり慰霊とともに、現在この楽しい姿を見せることによって、平和と戦争の対比ができると思うんですよね。それを見せるのも私は平和学習の一つじゃないかなと思っております。その点に関しては、また議論していきたいなと思っております。

中項目３、戦後80年となり遺族も高齢化し、慰霊に対する意識も年々薄れております。慰霊碑の合祀や国際的な平和に関する施設整備等の施策はありますか、伺います。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　慰霊碑の合祀につきまして、お答えいたします。

慰霊碑・慰霊塔は、遺族等関係者が思いを込めて建立したものでありまして、現在も慰霊祭が行われているなど、戦没者を悼み思いを寄せる場となっております。慰霊碑の合祀につきましては、建立者や長年地域で見守ってこられた周辺住民の意向を尊重しながら、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。今後、関係者の高齢化により、移設等について相談がある際には、国が補助しております国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金の活用を含め、市町村と意見交換をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　失礼いたしました。

平和に関する国際的な施設整備についてお答えいたします。

去る11月13日に万国津梁会議から知事に対し、恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）に関する提言書の手交があり、同提言において平和研究機構の創設が示されたところです。具体的には、研究テーマについては沖縄戦のみならず、アジア太平洋地域の軍事的な安全保障をはじめ、国際平和などグローバルな研究領域が示されたほか、設置箇所については、平和祈念資料館内や県内大学内が提言されたところです。今後、同提言を踏まえ、創設に向けた検討委員会を設置し、組織形態、研究テーマ、研究活動等について議論を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　よろしくお願いいたします。

この摩文仁の慰霊の塔、そして米須霊域の魂魄之塔を中心とした慰霊の塔含めて、県外の慰霊の塔の中には、沖縄戦で亡くなった方以外に南方戦線で亡くなった方々、英霊の皆さん方に対する慰霊もあるんですよね。それを考えると、やはりそこをしっかりやっていくことが必要だと思っておりますし、沖縄県民も県系人として南洋パラオをはじめ、南洋群島のほうで相当数の方が亡くなっております。そちらではまだまだ遺骨が収集されていない現状があります。私は沖縄県だからこそ、それを強く言えるんじゃないかなと思っております。各県の慰霊の塔には、後ろのほうに沖縄戦で2000名、3000名という表現がありながら、南方地域各まとめて３万幾らか、２万幾らの英霊の皆さん方を慰霊するという、この表現があるんですよね。その場所なんですよ、摩文仁は。だから、それを含めますと、やはりそこをしっかりと県として言えるのは沖縄県じゃないかなと思っております。特に沖縄県の県系人、この南洋群島で亡くなった日本人住民の３分の１以上が県系人だと言われております。そこをしっかりと踏まえながら、この遺骨収集も含めてこの80年を考えていただきたいなと思っております。

ちょっと休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時３分休憩

午後２時３分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大田　守 議員　大項目４、我が会派の代表質問に関連してということで、當間盛夫議員が質問いたしました、公共交通について伺いたいと思っております。

鉄軌道の導入は、沖縄戦で消滅した鉄道の復興・復旧という形になっていると思っております。そういった中で、私は糸満市に住んでおります。当時は糸満から那覇含めて嘉手納、そして糸満からまた与那原までの路線がありました。沖縄県の鉄軌道の復興・復旧であれば、この糸満市を私は外すことはできないんじゃないかと思っていますけれども、県の認識を伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　現在の沖縄鉄軌道の概略ルート、こちらにつきましては多くの県民――約６万2000件の県民から寄せられた意見等々も踏まえながら、那覇から名護を１時間で結ぶルートという形で決定しております。鉄軌道の非沿線区域を含めた多くの地域につきましては、鉄軌道とフィーダー交通が結びつくような交通ネットワークでもって、それを支えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田　守 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　このたび、青森県東方沖の地震により被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げ、会派おきなわ新風、新垣光栄、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

それでは大項目の１、知事の政治姿勢について。

県内の2024年度国税徴収決定額が5285億円となり過去最高を更新しました。これは、同年度の沖縄関係予算――当初予算額2678億円の約２倍に達し、国税徴収額が沖縄関係予算を上回る状況が10年連続で続いているという事実を示しております。こうした状況を踏まえると、沖縄が沖縄関係予算で優遇されているという認識は明らかに実態と乖離しております。今後は一括計上方式から脱却し、沖縄の特殊性を踏まえた沖縄振興特別措置法の継続と実効性のある制度を検討すべき段階に来ていると考えます。

そこで(1)、2026年度沖縄振興予算の確保とハード事業費等について、知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　県では、８月末の内閣府の概算要求を踏まえ、木原官房長官をはじめ黄川田沖縄担当大臣、国政与野党の各政党関係者、県選出国会議員等の関係要路に対して、沖縄振興予算の所要額確保に関する要請を行いました。ハード交付金については、令和４年度以降、県要望額のおおむね５割程度となっており、令和８年度は県要望額の約６割に当たる420億円の概算要求となっております。これまでハード交付金につきましては、交通基盤整備の遅れによる渋滞や緊急輸送道路の未整備状況、河川改修の遅れによる大雨時の氾濫状況、農業生産基盤の未整備による農地の冠水状況、上下水道施設の老朽化による県民生活や産業活動へ影響を及ぼす懸念など、事業効果発現の遅れを分野ごとに整理し影響事例として取りまとめ、予算確保の必要性を関係要路へ丁寧に説明しているところでございます。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　本県の経済は依然として国からの沖縄振興予算、ハード事業費等が県外へ流出し、県内で十分な経済循環を生み出せていない、いわゆるざる経済からの脱却ができていない状態が指摘されている。

そこで伺います。

令和９年度の沖縄振興計画の見直しに当たり、予算確保の面からより大胆な制度改革として、日本版一国二制度の導入を国に提案すべきと考えるが、知事の見解を伺います。この政策は、知事の後援会の役員であった沖ハムの故長濱会長が生前から一貫して提案されていたものであります。知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　県が標榜しております自立型経済の構築は、まさにいわゆるざる経済からの脱却も含め、沖縄の産業の振興と展開による海外との貿易、移入、移出などについて、その地域性を優位性に変えていこうという方向性も一つになっているものと思います。なお、その場合に県が――平成２年か３年頃でしたでしょうか、沖縄自治州という考え方の下で、いろいろな考え方がある一定整理され、まとめられたというそういう経緯もありますが、我々もこの一括計上方式について、なかなか県庁の中での予算獲得の技術が弱いのではないかという指摘もいただいております。ですから、本当に自立型経済を目指したいというその方向性は変わっておりませんので、どのような形でその独自の沖縄県における経済の伸長・発展につなげられていくかということについて、さらに研究をしていきたいというふうに思います。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　次に移ります。

先月、本県において２つの重要な災害事案が発生しました。１点目が11月14日、中城村伊集、西原町上

原地内において大雨の影響と思われる土砂崩れが発生した件、２つ目が11月24日、大宜味村の県道９号線における導水管の破裂事故。幸いにして県土木建築部、企業局をはじめとする関係部局の職員の皆様が休日を返上し、昼夜を問わず迅速かつ献身的な対応に当たっていただいた結果、事態は早期に収束し、地域住民の不安解消につながりました。この場を借りて、現場最前線で任務を全うされた職員の皆様、そして地元建設業者の皆様に対し心から敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

そこで(2)、中城村伊集、西原町池田地区の土砂災害現場の対応について、知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　中城村の伊集につきましては、宜野湾西原線の旧道の一部が被災しておりまして、斜面が崩壊していることから応急対応を行っているところであります。現在、道路復旧に向け取り組んでおり、斜面崩壊への対応については、引き続き関係各課と連携しながら対応方針等の検討を行ってまいります。また、西原町池田につきましても地滑りの影響により、町道２号線の通行ができない状況となっております。町道の復旧等については、道路管理者である西原町と協議、助言を行っているところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　私は今回の災害で、複数の部局にまたがる開発許可案件については、許可権者として横断的な合同審査会議を設ける必要があると考えます。

そこで、県として組織体制の強化をどのように考えているか伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時12分休憩

午後２時12分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

中城村伊集の斜面の崩壊に際しまして、関係各課が複数にまたがるものですから、被災直後から関係各課に声をかけて集まって会議をしております。これまでも複数回、会議をしておりまして、その中で調査等についても連携して取り組むとか、そういうことをいろいろ議論しているところでございますので、引き続き連携して取り組んでいきたいと考えます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　許可するときもそういった話合いの下、許可していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、盛土規制法の早期施行の工程はどのようになっているか伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　県では、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法に基づく基礎調査を令和６年度から実施しておりまして、令和７年、今年の10月31日に規制区域案の公表を行ったところでございます。これから先は、令和８年、来年の10月に規制区域の指定と規制開始に向け、現在鋭意取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　次行きます。

(3)、沖縄県海外事務所の重要性と活用及びワシントン事務所の再開設について、知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　県では、沖縄県産業振興公社を通じまして、北京、上海、香港、ソウル、台北及びシンガポールの６か所に海外事務所を設置しております。海外事務所は、経済、貿易情報の収集・提供、県産品の販路の拡大、県内企業等の現地活動支援、そして観光誘客に取り組むなど、沖縄県の海外拠点として重要な役割を担っております。今後も海外事務所等を効果的に活用し、経済活動を深める取組の展開と併せまして、文化や教育などを含めた多面的な交流を促進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントン事務所の再開についてお答えいたします。

平成27年度以降、ワシントン駐在が沖縄の基地問題の解決はもとより、観光等の情報発信や在米県人会等との連携にも重要な役割を果たしてきたことを踏まえると、駐在機能は引き続き必要であると考えております。このため、米国における情報収集等の取組については、高い透明性を確保した上で、新たな体制で再スタートできるよう法人設立の要否、米国における職員配置の在り方の検討など、可能な限り早期の再開を目指して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　ワシントン事務所も含めて海外

事務所が従来の海外事務所の役割にとどまらず、世界のウチナーンチュネットワークや教育委員会と連携し、国際性豊かな人材育成や文化交流を推進する拠点として、海外事務所をより戦略的に活用すべきと考えるが、知事の見解を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　せんだって海外事務所の各所長に私の知事居室にお越しいただいて、それぞれの地域での活動や状況などについての情報をじかに意見交換させていただきました。それによりますと、当然、沖縄の知名度を上げるためには、もっとＰＲに力を入れてほしいということですとか、事務所と事務所、それぞれの連携をもう少し強めていかないといけないということも私も実感いたしましたし、また台北事務所の担当からは、例えば中国と台湾の関係についても、現地は非常に落ち着いている状況ですよと。だから頻繁にその様々な人流・物流が発展的に行われているという、そういうような――ある意味で言うと、沖縄からもっとつないでいく可能性が広がっているのではないかという手応えも感じさせていただきました。ですから、そういうような産業振興と観光振興と併せて、今度は地域外交による様々な取組をこの事務所、それから新たなワシントン事務所、新たな南米事務所とも連携させて――何ていうんでしょう、ある意味で言うと一元的に捉えるところ、ある意味では多角的に捉えるところをうまく活用できるようなネットワークをしっかり整備していきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　力強い答弁ありがとうございました。

それでは次の大枠の２、水の安定供給、健全な水環境の構築について。

(1)、ＰＦＡＳに係る米軍基地への立入調査、対策費用負担、健康影響対策等について伺います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

まずＰＦＡＳに係る米軍基地への立入調査についてお答えいたします。

県におきましては、米軍基地周辺の水質や地下水脈の調査結果から、ＰＦＯＳ等の汚染源は米軍基地である可能性が高いと考えております。そのため県としては、米軍に対し基地内への立入り申請を行っておりますが、いまだ実現していないことから国及び米軍に対し立入調査を認めることや国及び米軍による原因究明調査と対策の実施について、機会あるごとに要請を行っております。県においては、令和７年３月に取りまとめた普天間飛行場周辺の有機フッ素化合物汚染源調査結果も示し、引き続き米軍基地への立入調査等について、国及び米軍に対して求めてまいります。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　企業局の水源地に係る米軍基地由来の蓋然性が高いＰＦＯＳ等汚染の対策費用は、施設提供者である国が負担すべきものと考えており、これまで機会あるごとに関係省庁の大臣に対して直接あるいは軍転協や渉外知事会を通じて要請を行ってきたところです。また、活性炭の取替え・処分費用が全て県民の負担となることに対する懸念の声が上がったことから、去る11月12日に防衛大臣宛てに取替え・処分の費用に対する国の支援並びに汚染原因の究明と必要な対策の実施等について要請したところであり、引き続きこれらの実現について求めてまいります。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　ＰＦＡＳに関する健康影響対策についてお答えいたします。

県では、有識者で構成するＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会を設置し、第１回委員会を８月28日、第２回委員会を11月25日に開催しました。委員会では、血液検査を実施する際の要点や留意点等についても検討することとしています。血中濃度に関する基準や基準を超えた場合の対処方針がまだ定まっていない中で、県が血液検査を実施するには、検査のフォロー体制等について事前に審査を受けるなど、整理すべき課題があると考えておりますが、その点も含め委員会において御意見を頂きたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　様々な要請、それから申入れを行っておりますが、口頭ではなく書面によってしっかり行っていただきたいと思います。

そして次、ただいま答弁がありましたとおり健康への影響対策について、県として検討委員会を立ち上げたと承知しております。これまでの議論、進捗状況等について伺います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

これまで２回委員会を開催したというふうに答弁させていただきましたが、１回目、２回目で、これまでの地域にある統計調査などから、そういうふうなＰＦＯＳの影響を把握することができるかというふうな話と、それからもう一つは、血液検査についての御要望といいますか、希望があった場合にどういうふうに対処したらいいかというふうなことについて今、様々な

先生方から意見を頂いていると。一番の目的は、やはりなかなか県民の不安が軽減されていないという御指摘もありますので、どういうふうにしたら不安が軽減するかということについて、県がなすべき対策について今後も検討いただきたいと思っております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　県内でＰＦＡＳ汚染が深刻化する中、県の検討委員会の報告書によると、不安を増大させるとの理由から血中濃度検査に慎重な姿勢が示されております。しかし、調査をためらうことが県民の不安と不信を強め対策を遅らせていると感じております。この消極的な姿勢は、米軍基地に起因する環境問題が長年解決できなかった構造と同じであり、行政が踏み込まないことが責任の所在を曖昧にし、結果として米軍のやりたい放題を許す土壌を生んでいると思います。国際的に血中濃度の検査は基準の有無にかかわらず、暴露実態を把握する基本的な公衆衛生の手法であり、県民が求めているのは何も知らされない安心ではなく、科学的根拠に基づく説明と納得です。既に岡山県吉備中央町や大阪府摂津市では、公費による検査も実施されております。県が、いまだに血中濃度の検査を行わないということは本当に考えられないことであり、県は早急にＰＦＯＳの血中濃度検査を実施するべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今、健康影響の対策については、部長から答弁がありましたＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会――有識者も交えて行っていただいているわけですが、議員御案内のいわゆる自治体の血中濃度血液検査等について、やはりまだ、その前段階で整理ができていないという状況と私は考えております。何が整理ができていないかというと、やはり医学的な見地からの人体に対する影響度、それから学術的な論文などで研究されているＰＦＯＳ・ＰＦＯＡなどのその物質が及ぼす環境的な影響、それから国連の報告者の方々が研究している世界各地の実態など、そういう事例を私は委員会でぜひ一度しっかりと時間をかけて収集した上で、分析・検討を行った上で、まだ日本国内では明確になっていない、その基準値でありますとか影響でありますとか、それを沖縄に照らし合わせて検討してみる。そしてその上で、希望する方々に検査に名のり出ていただいて、その希望者の方々からデータを頂戴するというような科学的、学術的な根拠を持ってぜひ取り組むべきだという考えは議員御案内のとおりだと思います。我々もその点をしっかり踏まえて、検討していきたいというように思います。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　前回、土木環境委員会でも全会一致でこの血中濃度の調査を可決しました。そういったわけで、知事からも今ありました内容ではあるんですけれども、国際的にはこの血中濃度の調査っていうのは基本的な公衆衛生の手法、暴露実態を明らかにする手法であって、何ら特別なものではないと考えていますので、ぜひ早急に実施していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次です。

(2)、水道管の老朽化対策と維持管理、経営の持続可能性について伺います。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　企業局が管理する約724キロメートルの管路のうち、他府県の事例等を参考に定めた更新基準年数を超過している管路の割合は、令和６年度末時点で約30％、延長約216キロメートルとなっております。老朽化した水道管の計画的な更新を図るため、今後令和19年度までに約1000億円の事業費を見込んでおります。その事業の推進に当たっては水源が北部地域に集中し、都市部の中南部地域へ水を運ばなければならない沖縄の地理的特性なども国へ丁寧に説明した上で財源確保に取り組み、健全な経営の持続に努めてまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　ただいま答弁がありましたとおり約1000億円の費用がかかるということで、水道管の老朽化対策や維持管理、経営の持続可能性について改めて伺います。

現状の維持管理には重大な課題があり、放置すれば県民の安全や生活に直結する深刻なリスクだと思っています。県も含めてなんですが、各市町村の老朽化、耐震化の遅れを考えると、ハード整備は県だけでは到底賄えないと思っております。国の早期かつ十分な支援が絶対的に必要ということ。県として、必要な支援を確実に得るために、国に対してどのように強く働きかけを行っていくのか、どういうお考えなのかお伺いします。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　まず、国と県の関係で申し上げます。

今、企業局が有する水道施設整備の国庫補助金は全てハード交付金になります。今回破損した導水管、延長65キロありまして39キロは整備していて、あと26キロ残っている状況です。それから、石川－上間の送

水管があります。これも昭和41年に布設された、いずれも米国規格の管路となっています。これまで更新の事業を進めてきたところですが、少しでも早く更新が進むように沖縄の特殊事情について内閣府には丁寧に説明してきたところ、昨年度、令和６年度には37億円のハード交付金の補正計上いただきましたし、今回提出いたしました補正予算案にあっても、12億円の補正予算を計上いただいたところで、一定の御理解をいただいているところだと感じています。今後もこの特殊性について丁寧に説明した上で必要な財源をしっかり確保し、更新を進めていきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　ぜひ企業局長、市町村も交えて――沖縄県だけではないと思います。市町村もそういった状態に陥っていると思っていますので、その辺も一緒になって国に対して要請していただければなと思っていますけど、どうでしょうか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　たしか市町村の水道施設の補助事業はハード交付金ではないんですけれども、水道の所管省庁であります国土交通省、あるいは内閣府等にお互い連携しながら、成果が上がるような要請をしていきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　よろしくお願いいたします。

大枠の３、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）について。

(1)、地域コミュニティーバスの広域運行について、県の見解を伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　県では、各圏域の関係市町村との連携交通会議において、コミュニティーバスの広域運行に関する議論を重ねているところです。その結果、一部の市町村においてコミュニティーバスが市町村圏域を越えた運行をする事例だったり、複数の市町村のコミュニティーバスが接続するような事例も見受けられるようになってまいりました。また、今年度から来年度にかけて作業しております次世代交通ビジョンおきなわにおいて、そういった交通ネットワークの在り方、公共交通の将来像についても検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　検討するという答弁があったので、用意していたのがなかなか言えないんですけれども、今、中城村、北中城村では既にコミュニティーバスが導入されています。また、西原町や宜野湾市でも導入が検討されていると承知しています。しかし、広域導入を進めるには各自治体が個別に協議会を設置し、その結果を踏まえて広域でまた協議をする必要があります。このようなやり方では10年たっても広域的な運行は実現できないと思っています。私たち会派は、国土交通省や沖縄総合事務局からアドバイスをいただき、その際、国土交通省からは各自治体の政策の方向性を明確にしてくださいとの回答をいただきました。そこで県が主体となり、二法協議会を含めた広域運行協議会を早期に設置し、リーダーシップを発揮してコミュニティーバスの広域化運行を前向きに進めていただきたいと考えていますが、知事の見解をお伺いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　まず１点、コミュニティーバスの考え方についてですが、今議員御案内のように、それぞれの市町村が導入している、あるいは導入を計画している、そういうような考え方も含めて、県民の移動の利便性とまちづくりに関わるそれらの交通形態のありようについて、まちづくりはまちづくり、道路は道路、交通は交通と今まで別々に整備をしていたんですが、これをできるだけ一つの方向性になるようにまとめていく考え方をつくっていきたいというのが、この次世代交通ビジョンの基本的な考え方です。ですから、コミュニティーバスを広域的に連携させることによって、一つの集合体によるその運用の在り方も考えてみよう、そしてそこに結節点をつくって基幹のモノレールですとか、基幹バス、あるいは将来の鉄軌道としっかりと乗り継ぎができるシステムをつくっていく。それを連関――輪っかをつないでいくという考え方で、それをまちづくりと合わせていこうということですから、コミュニティーバスも将来的にはそのような方向性で一体的な取りまとめになり、県民のための貴重な足になるという方向性を見つけていければと考えています。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　力強い答弁ありがとうございます。ぜひ知事、よろしくお願いいたします。

それでは(2)、公共交通政策と交通渋滞対策に係る課題と具体的な対策を伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　本県では、公共交通利用者の減少、また今後の高齢化の進展、観光需要の増加などへの対応など、公共交通の様々な課題があると認識しております。一方で県は、バス利用を促進するため

に、バス・モノレールの半額実証事業などの利用促進策、コミュニティーバスの接続性の向上、基幹バスシステムや鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入などを推進しております。利用促進、そういった取組によって交通渋滞の緩和に向けても取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　県では現在、無料化の実証、そして割引の実証と２つ大きな交通施策の試行が行われています。その成果と実施状況についてお伺いします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　昨年、バスの無料化乗車実証事業を行いました。今年度は半額パスということで12月半ばから１月末まで、１か月半程度、半額パスの実証実験を行うこととしております。当初3000人のモニター募集だったんですが、9000人余りの方から募集がありました。最終的には、利用者の方も少し増やして、3300人のモニターという形で実証実験をしたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　やはり皆さんそういった制度に対して相当興味があると思います。そこで近年、交通サービスの利便性や効率性の向上を目指すＭａａＳが注目されており、一定料金を支払うことで乗り放題となるサブスク制度の実証実験が評価を受けております。滋賀県では、滋賀地域交通計画において将来的な導入に向けて議論が行われております。私たちが視察に行った熊本県や熊本市でも検討をしていく方向性をお聞きしました。県としても、ぜひサブスク制度の実証実験を検討すべきではないかなと、一部の地域で私はいいと思いますので、どのようにお考えかお聞かせください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　ただいま議員から御案内のあったとおり熊本市であるとか、先ほど御案内のあったような地域でもサブスク制度の導入が実証的に行われているのは承知しております。ただ、サブスク制度を導入するに当たってはシステム上の統一化であったりとか、あと民間事業者の経営状況、そういったものも反映されてくるのかなと思っております。いずれにしましても、バス事業者との意見交換のほうが先になろうかというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　熊本のほうではもうシステムは問題ないということを伺っております。あとはバス事業者との協議だと思いますのでぜひ頑張っていただきたいと思います。

それでは次、中南部都市圏構想を魅力あるものにするための絶対条件が公共交通網の充実であると思っています。

そこで(3)、沖縄本島の中南部都市圏構想と鉄軌道、ＬＲＴの導入、モノレールの延伸等に向けた課題について伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　鉄軌道の導入課題につきましては、主に事業性や採算性であると認識しております。都市間交通となる鉄軌道とＬＲＴやモノレール、路線バスなど多様な交通が連携する利便性の高い公共交通システムの構築が重要であると考えております。先ほど御案内したとおり、次世代交通ビジョンおきなわにおいても、まちづくりなどの関連計画と連携しながら、地域に最適な交通ネットワークについて検討してまいります。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　鉄軌道の導入の課題は、現在、沖縄振興特別措置法の附帯決議に位置づけられていて本則には明記されていない。このことが私は課題かなと思っております。次期振興計画への見直しに当たり、この課題を確実に反映させるため県はどのような対策を行っていくのか伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　本則といいましょうか、法律のほうにも91条に努力義務という形で明記されております。具体的には、「国及び地方公共団体は、沖縄における新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関に関し、その整備の在り方についての調査及び検討を行うよう努めるものとする」という形で本則のほうに記載されております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　その辺をもう少し明確に、はっきりとした鉄軌道の導入という項目まで反映できればいいなと思ってますので頑張っていただきたいと思います。

そして、ビジョンにないモノレールの普天間地区への延伸は鉄軌道導入の断念につながると私は感じています。もうモノレールが延伸したから、鉄軌道はいいんじゃないかなという発想になってくると思いますけれども、見解を伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　昨年度から今年度にかけてモノレールの普天間方面への導入について、今調査して

いるところなんですが、モノレールを延伸したから鉄軌道がなくなるということではなくて、鉄軌道を軸として、フィーダー交通としてモノレールをどう活用していくかという観点での調査を行っているところです。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　その辺を明確にしてモノレールの延伸、そして鉄軌道の導入、その辺をビジョンの中で明確にして進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

そして、南部地域へのＬＲＴの導入やモノレールの延伸について、那覇市をはじめ関係市町村との連携、将来の実効性を踏まえた上で、もう結論を出す時期に来ているのではないかなと思っております。見解を伺います。もう結論を出す時期に来ているのではないかなと。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　県としては、構想段階としての鉄軌道構想というのを既にまとめた段階になっております。今、計画段階として国のほうで鉄軌道を進めてもらうように要請を重ねているところです。

県としては、那覇と名護を結ぶ鉄軌道、それとまた有機的に連携するようなフィーダー交通、それでもって機能性の高い公共交通ネットワークの構築を目指しているところです。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　ぜひ結論を早期に出していただいて、充実した公共交通網を構築していただきたいと思っております。

そして次、我が会派では都市交通に関する政策について、先進地の視察や勉強会を通して、交通局の設置の重要性を改めて認識しました。その上で次年度の重要政策提言として要請を行ったところです。ぜひ早急に都市公共交通の運営をするため、交通局の設置について進めていただきたいと思います。見解を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　御提言、御要望の中にもそのような項目で記述をしていただいていることについても承知をしております。今年度から着手しております次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定においては、基幹交通インフラですとか、それから公共交通のネットワークを含む公共交通の将来像の構築、その実現のための取組の検討を進めることにしています。ですから、先ほど申し上げましたとおり乗り物だけではなく道路やまちづくり、それから物流、運輸なども含めると、この次世代交通ビジョンをより進めていくための組織づくりは必要不可欠であるというように私は認識をしています。ですが、次年度どういうふうな形でそれを始めていくかということについては、さらに部局間で連携をして、そのようなアイデアを至急練り込んでいきたいというふうに思います。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　よろしくお願いいたします。

それでは大枠の４、伝統文化行政と空手振興について伺います。

(1)、伝統文化の保存・継承、国際交流の推進、文化施設の整備について伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、平成25年度から伝統文化を含む文化発信交流拠点の充実に取り組んできましたが、この間、県内では新たな施設整備が進み、令和５年度の調査では拠点整備のニーズは少なく、道具類保管場所や稽古場ニーズが多くなっております。このため、令和７年度から新たに組踊保存会及び琉球舞踊保存会の道具類保管場所への支援、並びに文化芸術団体等の稽古場確保に取り組んでおります。国際交流につきましては、令和７年度はブラジル・サンパウロで県人会等と連携し、伝統芸能公演等を実施しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　時間がないので、空手及び古武道の発祥の地・沖縄が世界の空手の聖地となることを目指す(2)、空手の振興と沖縄県独自の公認段位制度の導入について、県の取組を伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

沖縄空手の振興は、沖縄空手振興ビジョン等に基づき、空手発祥の地・沖縄の認知度向上、指導者・後継者の育成などを図るため、沖縄空手会館を拠点とした情報発信、沖縄空手の普及・啓発など、様々な取組を行っております。公認段位制度の導入につきましては、沖縄空手振興ビジョン推進会議等で適宜意見交換を行っておりますが、様々な流派・会派がある空手界からは慎重に取り組む必要があるとの意見があり、引き続き丁寧に意見交換を続けてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　再質問なんですけれども、空手

発祥の地・沖縄の認知度について、県の把握状況を伺います

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時46分休憩

午後２時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

ちょっと認知度という形で統計的なものはないんですが、世界には１億3000万人の空手の愛好家がおります。また、ヨーロッパ、南米はじめ世界各国から空手の愛好家が毎年本県に来県しております。道場等で指導等を受けている状況でございます。そういうことから言うと、沖縄の空手は世界に広まっているという認識で、令和９年度世界のウチナーンチュ大会もありますので、そういう場も使って積極的に認知度向上に努めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　部長、認知度調査も既に行われていて、沖縄県以外では沖縄が発祥の地ということをほとんど知らない日本の子どもたちがいます。そういった中で、やはり発祥の地だからこそ認知度を上げる方法があると思うんですけれども、どのように考えておりますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　日本全国においては、いわゆる学生の競技空手が中心になっておりまして、なかなか沖縄の伝統空手の歴史ですとか、それを教えた先達ですとか、あるいは型の内容ですとか、そういうことがなかなか伝わっていないと思います。ただ、子どもたちが一度その型の意味を知ると、ものすごくその吸収が速い。何のためにその技をこうやって使っているのかということを本当に面白いように吸収していくんですね。ですからそういうような部分を、沖縄の伝統だけど新しい魅力として、その伝統空手道振興会では、様々な形でそれを工夫して広げていただきたいというふうに思いますし、また海外へは指導者セミナーも行って、積極的に海外ともつながっていきたいと思っております。引き続き空手振興課を中心に、県庁でもその方向性をしっかりと見せていきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　ぜひ空手を行っている知事だからこそ今、公認段位制度の導入が可能だと思っています。私は発祥の地だからこそ沖縄県独自の公認段位の認定制度があれば、さらに沖縄が発祥の地だということで認知度が上がってくると思います。そして分解等、空手の本質的な部分も見えてきて、また映画やそういった認知度拡大につながると思いますので、ぜひその辺も総合的に早めに公認段位制度の導入に向けて取り組んでいただきたいと思いますけれども、最後に答弁お願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど部長からも答弁がありました。伝統空手には様々な流派・会派があるところから、慎重に取り組んでいるんですが、ただいろんな研究をしていく中で、これこそがやはり沖縄の空手にふさわしいというものを新たに見つけることができれば、それもまた魅力として発信することができると思いますし、先輩の方々からいろんな意見を頂戴しながら、より沖縄らしい、空手発祥の地・沖縄からの世界に向けた発信を進めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　普及型がその最もいい事例だと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時50分休憩

午後２時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

西銘純恵議員。

〔西銘純恵　議員登壇〕

○西銘　純恵 議員　こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

質問の前に述べさせてください。

青森県で発生した地震は、本当に予断を許さない状況ですが、被災をされた皆さんや不安を抱えている皆さんに心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは一般質問に入ります。

１、米兵による性暴行事件について。

(1)、米兵による性暴行事件が繰り返されている。実効性ある再発防止策を求め、米軍の特権を許している不平等な日米地位協定を抜本的に改定し、日本の国内法を適用させることについて、知事の見解を問います。

(2)、性暴行被害者の早期のケア、地域の安全確保のためにも、県警から24時間以内に県や関係市町村に通報するよう通報体制を見直すこと、また、被害補償への支援を迅速に行えるようにすることについて、県の見解と対応を伺います。

２、浦添新軍港建設問題について。

(1)、高市政権は、米国に追随して中国を念頭に置

いた敵基地攻撃態勢を強化して、沖縄を再び戦場にする軍事的緊張を高めている。軍事攻撃の標的にされるおそれのある米軍那覇軍港は、早期無条件返還を求めるべきではないか。

(2)、浦添新軍港建設の全体計画について、防衛局は県や関係市町村への説明責任があるが、県は早期に説明を行うよう要求すべきではないか。対応を問います。

(3)、県は、環境影響評価配慮書で浦添新軍港の面積を最小限に抑える必要があると防衛局に要求したが、防衛局は無視して軍港建設を進めている。県は毅然と工事の中止を求めるべきではないか。

(4)、環境影響評価は、軍港運用後の米軍艦船や艦載機の使用、陸域・空域・海域への環境影響などを対象にするよう求めるべきではないか。

３、教育行政について。

(1)、給食費無償化について、９月議会において、未実施の県立中学校の１校に実施を急ぐよう求めたがどうなったか。アレルギーによる弁当持参、不登校のため学校外での弁当持参への支援のための取組状況を伺います。

(2)、小中、県立学校の教員採用試験の合格者数、次年度の正規教員の割合はどうなるか。直近の教員の未配置状況は、４月や昨年度に比べてどうですか。

(3)、不登校支援について。

ア、文科省による過度な競争と詰め込み、管理の学校から、学びも遊びも休憩も保障する子どもが通いたくなるような学校にしていくことが求められています。この10年で不登校が全国で急激に増加しているが、実態を伺います。県内の小･中･高校ではどうなっているか。子どもや保護者が安心できる温かい支援が必要だが、県の取組を伺います。

イ、不登校支援のための支援室を小中学校に増設し、フリースクールへの財政支援などを行うことについて伺います。

ウ、厚労省が報告書で示した、ひきこもりや不登校の状態にある子どもの家族が介護休業の対象になる場合の判断基準を問います。また、不登校が介護休業の対象となる判断基準を県民に周知することについて伺います。

(4)、新築移転して７年目になる県立図書館の運用状況と県民の利用状況、蔵書の推移を伺います。また、障がい者の利用はどうなっているか。無料配送サービスなどを拡充して、障がい者の利用を促進する取組について伺います。

４、安心して医療・介護が受けられるように。

(1)、高市政権は大軍拡を進める一方、医療費を４兆円削減して国民負担にしようとしている。後期高齢者の73％が医療費の窓口負担は１割だが、それを３割に引き上げるとなると、沖縄県で負担増になるのは何人か。県は高齢者の命を脅かす３割負担に反対をすべきではないか。

(2)、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の廃止を政府に求めること。全国知事会や全国市長会の提言の実現に向けた県の取組を伺います。

５、県民の命を守るとりでである県立病院を守るために。

(1)、公立病院は全国的に赤字になって経営危機にあると指摘されているが、何割が赤字になっているのか伺う。赤字解消のため政府に補助金などの増額を求めるべきではないか。

(2)、コロナ禍で県立病院は県民の命を守る中核病院として、医療従事者の献身的な働きによってその使命を果たした。県立病院の果たしている政策医療とは何か。多額の赤字になった要因を問います。

(3)、全国の公立病院に比べて１床当たりの一般会計からの繰入れはどうなっているか。県立病院の不採算医療や政策医療を維持するために一般会計からの繰入れを全国並みに増額することについて伺います。

６、生存権を保障するための生活保護行政について。

(1)、生活保護の世帯数や人数はどうなっているか。全国と比べた保護率を伺います。最高裁は、2013年から行われた生活保護基準の引下げを違法とする判決を下した。判決に従って引き下げた差額分の完全支給を求めること。今日の物価高騰の中、現行の保護基準の底上げを全国知事会などで政府に求めることについて見解と対応を問います。

(2)、生活保護は権利であることを周知するためのポスター作成と活用について伺います。

(3)、生活保護制度を誰もが申請できるように、申請用紙を窓口に置き、扶養照会は廃止し、決定については14日以内の法定期限を遵守することについて伺います。

７、沖縄県とハワイ州のクリーンエネルギー協力に関する覚書を締結して15年になる。ハワイ州は石炭火力発電所を廃止して、再生可能エネルギーの取組は世界トップクラス。太陽光・風力発電の蓄電池設置が進んでいると言われる。県の再生可能エネルギーの目標に対する導入実績とハワイ州を参考にした太陽光の蓄電池設置の取組を伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時58分休憩

午後２時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　純恵 議員　我が党関連は、取り消します。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

米兵による性暴行事件についての御質問の中の(1)、再発防止策と日米地位協定の改定についてお答えいたします。

米軍人による性的暴行事件が令和５年12月から相次いで発生し、県民に強い不安を与えている中、新たに不同意わいせつ事件が発覚したことは大変遺憾であります。

沖縄県としては、米軍及び政府に対し、教育内容の見直しや事件を起こした米軍人等の処分の公表など、実効性のある再発防止策を求めているところであり、引き続き米軍など関係機関と意見交換を行ってまいります。

日米地位協定につきましては、米軍人等により事件・事故が繰り返されるのは、同協定によって守られているとの認識が米軍人等の根底にあると言わざるを得ないのではないかと考えております。特に、米軍人等の被疑者の拘禁移転に関し、米側が好意的考慮を払うとの運用改善については、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善では不十分と考えており、引き続き地位協定の抜本的な改定を求めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、米兵による性暴行事件についての中の(2)、通報体制の見直し及び被害者補償についてお答えいたします。

米軍人等による性犯罪で広報されない事案について、県警からは、検挙・送致時に情報提供がなされておりますが、県としては、事件の再発防止等の観点から、より詳細な情報の早期提供が必要と考えており、情報共有の在り方について、引き続き県警と意見交換を行いたいと考えております。また、被害者のケアについては、県警において事件覚知当初から被害者に対する支援や補償の説明を行い、その上で被害者等の要望に応じて、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターとの連携を強化するなどしております。

次に２、浦添新軍港建設問題についての中の(1)、那覇港湾施設の無条件返還についてお答えいたします。

県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、那覇空港や那覇港に隣接するなどの優位性を生かした跡地利用に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、今後とも移設協議会において関係機関と協議を行いながら対応してまいります。また、那覇港湾施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが移設協議会において繰り返し確認されております。

同じく２(2)、移設計画の説明を求めることについてお答えいたします。

那覇港湾施設の移設に係る工事期間や全体計画等について沖縄防衛局に照会したところ、移設に向けた今後の進め方については、事業全体の内容を踏まえながらさらなる検討を行っていく必要があり、移設に要する期間及び代替施設の整備に要する費用について、現時点でお示しすることが困難である旨の説明がありました。

県としては、今後も本事業の全体計画について確認してまいります。

同じく２(3)、代替施設の工事中止を求めることについて。

県は、本年４月に行われた第30回移設協議会においても、代替施設建設事業の検討に当たっては、環境への配慮や埋立面積を最小化することなどを求めたところです。これに対し、政府からは、埋立面積については統合計画で示した49ヘクタールが必要最小限のものであると認識しているなどの回答がありました。

以上になります。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　２、浦添新軍港建設問題についての(4)、那覇港湾施設代替施設建設事業に係る供用後の環境影響評価についてお答えいたします。

埋立事業は、水面を埋め立てる行為や埋立地の存在が環境に著しい影響を及ぼすものであることから、環境影響評価制度では、供用に伴う環境影響は対象となっておりません。

県としましては、当該方法書について厳正に審査を行い、沖縄県環境影響評価審査会の答申も踏まえ、那覇市、浦添市及び宜野湾市の関係市長の意見を勘案するとともに、住民等の意見にも配意して、環境保全の見地から必要な意見を述べてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　3、教育行政についての中の(1)、県立中学校における学校給食の実施状況等についてお答えいたします。

学校給食が未実施であった県立中学校１校においては、去る12月１日から給食の提供が始まり、県立中学校４校全ての給食費無償化が実現しております。食物アレルギー等で学校給食の提供を受けていない生徒への支援については、市町村との意見交換会や個別ヒアリングを実施し、現在、意見等の取りまとめを行っているところであります。これらの意見を踏まえ、支援方法等について検討してまいります。

同じく(2)、教員採用試験の合格者数等についてお答えいたします。

令和７年度実施教員候補者選考試験の合格者数は、小学校302人、中学校170人、高等学校88人、特別支援学校35人、養護教諭10人の合計605人となっております。正規教員の割合については、退職者数や次年度の学級数等を踏まえる必要がありますが、次年度は今年度より多く採用する見込みであり、改善に向け取り組んでまいります。また、令和７年11月時点の公立学校における教員の未配置数は50人で、４月時点と比較すると43人増加しておりますが、昨年度同時期より23人減少しております。

同じく(3)のア、小・中・高等学校の不登校児童生徒数についてお答えいたします。

令和６年度問題行動等調査によると、沖縄県の国公私立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、小学校3523人、中学校3909人、高等学校1526人となっております。県教育委員会では、児童生徒、保護者に対する相談支援を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性の高い人材を活用し、教員相談体制の充実に努めております。また、個々の状況に応じた学習支援や登校支援等を行うため、市町村教育委員会と連携して校内自立支援室事業に取り組んでおります。

同じく(3)のイ、校内自立支援室の拡充等についてお答えいたします。

校内自立支援室については、令和７年度は20市町村54校に支援員を配置し支援を行っております。さらに、７市町村19校が独自予算により事業を実施していることから、県全体では73校の実施となっております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村教育委員会と連携し、校内自立支援室等の拡充に取り組んでまいります。フリースクールについては、実態を把握する必要があることから、実態調査の実施について今後こども未来部と連携してまいります。

同じく(4)、県立図書館の利用状況等についてお答えいたします。

県立図書館は、職員及び窓口委託業者により運営しており、令和６年度の利用状況は、入館者数39万7808人、貸出冊数39万7766冊で、蔵書数は97万8087冊と移転前と比べて約11.1％増加しております。また、障がい者サービスとして、大活字本の貸出しや来館困難者へ資料の無料郵送等を行っております。県教育委員会では、障がい者のさらなる利用促進を図るため、沖縄県読書バリアフリー計画を策定し、県内図書館における点字図書の充実等に取り組んでおります。今後とも関係機関と連携して、本計画の周知を図ることにより、障がい者サービスの向上に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔知念百代　商工労働部長登壇〕

○知念百代 商工労働部長　3、教育行政についての(3)のウ、不登校の状態にある家族の介護休業についてお答えいたします。

厚生労働省は、令和７年４月に介護休業取得要件の判断基準を見直し、常時介護を必要とする対象者に医療的ケア児等を明記したところです。不登校児童の中には、心理的ケアや治療が必要な場合などもあることから、厚生労働省と文部科学省において、不登校児童も介護休業取得の可能性がある旨のパンフレットを連名で作成し、11月25日に経済・労働団体等へ周知を行っております。

県としましても、グッジョブセンターなど関係機関に対し周知を図っているところでございます。

次に７、再生可能エネルギーについての(1)、再エネ導入実績とハワイを参考にした取組についてお答えします。

県では、2030年度の再エネ電源比率の目標を18％としており、2023年度の実績は12.5％となっております。また、ハワイ州とはクリーンエネルギー協力に関する覚書に基づき、産学官の交流を推進しており、再エネ導入に関するハワイの知見を活用しながら、県内離島での自家消費型太陽光発電等の導入支援などを実施しております。

県としましては、引き続き再エネ導入を支援するとともに、税制特例措置の活用等により民間投資を誘発するなど、目標達成に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　４、医療介護についての(1)、後期高齢者の医療費負担割合の見直しと、これに対する県の見解についてお答えします。

現在、国において全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、様々な議論がされており、見直しの詳細は明らかになっておりませんが、令和５年度の後期高齢者のうち、窓口での１割負担対象者は約11万6000人、２割負担対象者は約２万5000人となっており、このうち何人の方に影響があるか国の議論の状況を注視しているところです。

県としては、医療保険制度における負担の見直しの検討を行う場合は、必要な医療への受診抑制につながることがないよう、特に低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討するよう全国知事会を通し要請しているところであり、引き続き国に求めてまいります。

同じく４の(2)、子どもに係る均等割についてお答えします。

子どもの均等割につきましては、令和４年度から未就学児を対象に国民健康保険税の均等割を公費で５割軽減する措置が行われております。また、国において子育て世帯のさらなる負担軽減のため、均等割軽減措置の対象範囲を未就学児から高校生年代まで拡充することが検討されております。

県としましては、さらなる負担軽減を図るため、子どもの対象範囲及び軽減割合の拡充について、引き続き全国知事会を通じて国に要望してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　５、県立病院の(1)、公立病院の赤字割合と政府への要請についてお答えします。

全国自治体病院協議会の調査によると、令和６年度決算において、全国657病院のうち経常損失を生じた病院数は562病院、全体の約86％となっております。本県病院事業においても、過去最大の約99億円の純損失を計上するなど、厳しい経営状況となっております。

病院事業局としましては、全国自治体病院協議会や全国知事会を通じ、政府に対して、地域医療を守る地方の公立病院に対する財政措置等の支援を要請してきたところです。

同じく５の(2)、県立病院が担う政策医療と赤字要因についてお答えします。

県立病院は、一般医療のほか、繰入金の対象となる僻地医療、不採算地区医療、救急医療、災害時救急医療、小児救急医療、結核医療、精神医療、感染症医療等の政策医療を担っており、これらの政策医療のうち、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみで賄うことが客観的に困難な経費に対しては、一般会計から繰入金の負担が行われております。

赤字の要因としましては、コロナ禍後の患者の受療行動の変容による患者数の減に伴う収益減、人件費や材料費、委託料等の高騰に加え、２年ごとの診療報酬改定が近年の物価高騰に追いついていないこと、患者層の高齢化に伴う疾病構成の変化による医療需要と病床機能とのミスマッチ等が要因と分析しております。

同じく５の(3)、一般会計繰入金の増額についてお答えします。

令和６年度決算における許可病床１床当たりの一般会計繰入金の総額は、458万4000円で、全国平均787万3000円と比較して328万9000円少なくなっております。現在、沖縄県立病院を含めて全国の公立病院等の経営は極めて厳しい状況にあることから、全国知事会を通じて、離島など不採算地域を含む全ての地域において必要な医療を安定的に提供できるよう、繰出金等に対する地方財政措置のさらなる拡充を国へ要望しているところであります。

以上です。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　６、生存権を保障するための生活保護行政についての御質問のうち(1)、生活保護の動向と生活保護基準に関する国への要望についてお答えいたします。

令和６年度における県内の生活保護受給世帯数は３万2486世帯、人員数は３万9870人となっており、保護率は全国平均16.2パーミルに対し、本県は26.89パーミル、都道府県別で第３位となっております。また、平成25年から行われた生活保護基準の引下げを違法とする今年６月の最高裁判決を受けた対応については、国が設置した専門委員会で検討されたところであり、県としましては、その内容を踏まえ適切に対応してまいります。また、生活保護費については、本県で続いている地価高騰等の特殊性を踏まえて、住宅扶助額の引上げ等、国への要望を検討してまいりたいと考えております。

続きまして同じく６の(2)、生活保護が権利であることを周知するためのポスターについてお答えいたします。

生活保護の申請は国民の権利であり、必要な方がためらわずに相談されるよう、県では、ホームページや広報誌等を活用し、制度の周知を図っているところです。また、所管する郡部福祉事務所や町村の担当窓口等に周知用チラシのほか、周知用ポスターの掲示を進めており、引き続き制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして同じく６の(3)、生活保護申請用紙の設置や14日以内の開始決定を遵守すること等についてお答えいたします。

福祉事務所においては、生活相談などのために訪れる方に対し社会保障に関する各種制度を案内し、保護の申請を検討される方には申請書をお渡ししております。生活保護法では、扶養義務者による扶養は保護に優先されることとなっており、これに基づき、厚生労働省が定めた実施要領で扶養照会を行うことが求められております。また、申請から法定上の処理期間である14日以内に生活保護の開始決定を行った件数の割合は、令和６年度の県内福祉事務所において、66.7％となっており、令和２年度の58.1％に比べ8.6ポイント改善しております。

県としましては、福祉事務所等連絡会議などを通して課題を整理し、各福祉事務所に対して14日以内での決定に努めるよう助言・指導を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　答弁いただきました。再質問を行います。

１番、米兵による性暴行事件についてです。

沖縄は全国の７割の米軍基地があって、米兵の性暴行が後を絶ちません。実効性ある再発防止策について、基地内からの夜間外出時に、行き先、帰宅時間などをチェックして、基地に帰った時間をチェックすることや、門限を午前零時などにして違反者は給料の減額、減給処分にすることを県が米軍に提案してはどうでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

米軍人による事件の再発防止のための取組として、外出規制等を実施するということは一定の効果があるというふうに考えております。米軍は、昨年10月に午前１時から午前５時までの酒類を提供する飲食店への入店禁止などを全軍種に拡大しておりますが、これまでにリバティー制度が厳守されていない状況も確認されており、また、今年の米軍人等の検挙件数は10月末時点で昨年の件数を上回るなど増加傾向にあります。

そのため県としては、米側に対してリバティー制度の各隊員への周知方法や遵守させるための取組、違反者への罰則等を確認するとともに、リバティー制度のさらなる厳格化や罰則強化等を検討するよう、働きかけたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　県がそういう厳しくやってくれっていうことを――罰則は大事だと思っています。ぜひ申入れしていただきたいと思います。

それでは、６番の生活保護についてお尋ねします。

県が「生活保護の申請は国民の権利です。」と記載された――これはホームページから取りましたけれども、（資料を掲示）　保護のしおりを発行して今回ポスターを貼り出したこと。そして答弁はなかったんですけど、申請書をホームページに載せているんですよね。生活保護の申請書、取ることができました。これ高く評価します。全国でも先進的だと思いますが、ほかどうでしょうか。また、申請書をホームページで出していますから、ちゃんと福祉事務所の窓口にも置くということが大事だと思うんですが、いかがですか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

県におきましては、生活保護の申請は国民の権利であり、必要な方がためらわずに相談されるよう、制度の周知を図っているところでございます。今般、申請を検討する方々に事務負担軽減の観点からも、これまでの制度説明に加えて、ルビつきの生活保護のしおりや生活保護申請書等をホームページからダウンロードできるようにしたところでございます。それから都道府県におきましては、このような申請書をホームページに掲載しているところを確認しましたら、宮城県と鹿児島県が申請用紙を掲載しているということでございました。

ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時26分休憩

午後３時27分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○北島智子 生活福祉部長　失礼いたしました。

生活保護申請書を窓口においてはどうかという御質問でございますが、先ほど御答弁させていただきましたように、福祉事務所におきましては、福祉事務所を訪れる方がおりましたらインテークの職員が声をかけて相談を行うなど、丁寧な対応を心がけているところ

でありまして、必要な方には生活保護のしおりとともに、生活保護申請様式をお渡ししているというところでございます。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　皆さん、ホームページで御覧になったほうがいいと思います。生活保護のしおり、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにでもあるものですので、ためらわずにご相談ください。」と。そして中も、扶養照会のことも言われましたけれども、扶養照会も長期入院患者とか専業主婦とか70歳以上の高齢者などは、扶養義務については課さないと。書類を取らないでいいと。みんな扶養照会についてはためらう方が多いんですけど、県はしっかりとホームページでは、そういう皆さんはやらなくていいですよって書いているんですよね。そして、申請用紙もちゃんと取れる。何でホームページではできるのに――これを書いて窓口に申請をするときに何が足りないよっていうのが相談になってくると思うんですよ。何で窓口のほうで相談を受けないと申請用紙をあげないっていうのは、どういうことですか。ちょっと矛盾していると思うし、せっかく宮城県や鹿児島県、沖縄県でこんな先進的なことをやっているのに、ぜひしっかりと実現してほしいと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　御指摘ありがとうございます。

福祉事務所と意見交換をしているところでございますが、やはり生活保護というのは、国民の権利であるとともに、最後のセーフティーネットと言われているところであります。生活保護を申請することは国民の権利で自由でございます。その上で、インテークのほうでは、この方がどういったことにお困りなのかということを丁寧に聞き取った上で、社会保障等の制度についても御説明して、そういったことも含めて保護の申請書のほうもお渡ししているということでございますので、窓口のほうに置くこともできるかとは思うんですけれども、丁寧な説明をしたいという福祉事務所の意向も酌み取りまして、お互いにいい方法をこれからも考えてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　14日以内の支給決定について割合が上がっていますけれども、福祉事務所によって全然差があるんですよね。これ職員体制が満たされていないんじゃないかと思うんですが、職員の充足率についてお尋ねをします。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

ケースワーカーの配置につきましては、社会福祉法により標準数が示されておりまして、郡部の福祉事務所にあっては、65世帯に１人の配置とされております。令和７年４月１日現在の郡部福祉事務所におけるケースワーカーは、標準数68人に対し53人が配置されており、充足率は77.9％となっております。県では、令和７年度に福祉事務所での生活保護を担当するケースワーカーの定数を６名増員したところでございまして、引き続き標準数の充足に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　申請をする皆さんも結構困難な課題を抱えているので、今65名っていうのも本当に負担が重いので、受け持つ人数をもっと減らしていくということも私は国に求めるべきだと思います。職員を増やしているということですけど、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

そしてさっきもやりましたけど、申請をするっていうのは、沖縄の場合は本当に高齢者の皆さんが多いですよね。年金も少ないし、持病があってもアルバイトをして一生懸命頑張っている70代、80代まだたくさんいらっしゃるんですよ。実態分かっていると思うんですよね。皆さんが言うように、ためらわずにこの申請ができるようにっていうのに申請用紙が窓口にないという状況では、やっぱりそこはぜひ改善してほしいと思います。

最後に生活保護について、知事に伺いたいと思います。

生活に困った方が利用する生活保護が生存権を保障するセーフティーネットとして生かせるように、県政が十分にその役割を果たしていってほしいと思うんですけれども、知事、いかがでしょうか。沖縄県はとっても進んでいるとは思いますが、もう１点だけ、やっぱり遅れている部分はすぐに改善してほしいと思いまして、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　この生活保護制度は、いわゆる憲法第25条において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされている、いわゆる生存権を実現するための最後のセーフティーネットとして大変重要な制度であるというように認識しています。

沖縄県としては、この制度がしっかりと県民の皆様を支えるものとなるよう、議員各位の御指導をいただ

きながら、また改善点もできるだけ――どうしても利用しなければいけないという思いにおられる方々、あるいは、どうかこの方を生活保護が受けられるようにしてほしいというサポートをしてくださる方々のそういう思いや願いもかなえられるように、福祉事務所等としっかり意見交換を行ってまいりたいというように思います。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　５番の県立病院についてお尋ねします。

本当に医療崩壊が起こるようなこんな状況の中で、県は頑張っていらっしゃいます。全国医師会、知事会と一緒になって公費負担を抜本的に増やすように求めているということで、ぜひそれを実現させたいと、一緒になってやりたいと思います。

質問します。

材料費などの物価高騰が病院経営を厳しくしている。また、消費税の10％への増税が県立病院の経営を圧迫している大きな要因だと思いますが、消費税が８％のときと10％になって負担額はどうなったのか伺います。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　お答えいたします。

８％が10％になった数字はちょっと手元にはないんですけれども、やはりその材料費は、いわゆる控除されないというか、消費税がそのまま乗ってきていますので、２年ごとの診療報酬の改定の中にはそれを組み込んであるというふうな国の見解なんですけれども、実際にはそうではないだろうって言われていまして、２年ごとどころじゃなく物価はどんどん高騰しますので、この材料費の消費税というのがかなり重くのしかかっているのは現実であります。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　消費税負担額が10年前に比べて10億円も増えていると。そういうことも聞きました。一般会計からの繰入れを１床当たり全国並みにしたら合計で169億円となるんですよ。ちょっと繰り出しのほうも頑張っていますけど、やっぱり次年度予算について、一般会計からの繰入れは、少なくとも全国平均に引き上げていくっていう立場を取るべきだと思うんですが、局長いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　令和５年度の地方公営企業年鑑によりますと、今全国で公営企業――北海道から沖縄県までの34の団体で、沖縄県の３条と４条の繰入れっていうのは、順位は９位なんですよね。ただ沖縄県は病床数が非常に多くて、それを割り算すると、やっぱり１床当たりの繰入金・繰出金が少なくなっているという現状があります。ただし今、沖縄県は一般診療が多いということもありまして、ただコロナ後にそこからの収益っていうのがやっぱり上がっていないというのもありますけれども、現在のその経営状況を考えると、やっぱり繰入金の増額がないとなかなか経営ができないということで、今年の８月ですか、自治体病院協議会からは令和８年診療報酬改定の大幅値上げとか、それから緊急的財政支援、地方交付税措置の拡充――これは繰入金につながりますので。それから建築単価の大幅な引上げ等々を今国に要望しています。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　糸数部長に伺います。

繰り出しということで、地方公営企業法第17条の３には、特別な理由による繰り出しということがありますよね。今、沖縄県の――政府にも補助とかそういうのを求めているということではあるんですけど、やっぱり経営をちゃんと守っていくっていう立場では、次年度の繰り出しについては、県立病院を守れるように繰り出しを積算していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、地方公営企業法第17条の３、地方公共団体は経費負担の原則の例外として、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、真にやむを得ないものに限り一般会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができるというところがございます。今議会に補正予算として提出をしております不採算の地区――県立北部、宮古、八重山病院における医療提供体制を確保するため、近年の労務単価及び物価上昇の影響が診療報酬の改定に反映されるまでの間の緊急的な支援ということで補正予算を今提出をしておりますので、そのような考えで現在は動いているということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　教育長に伺います。

３番の(3)、不登校支援について。

日本は過度に競争的な教育制度によって子どもがストレスにさらされていると国連から何度か勧告されています。競争、管理、詰め込み教育を転換して、子どもが主人公の楽しい学校にする必要があるのではない

でしょうか。中城村が16人学級を実施して、自己肯定感が向上して不登校が少なくなったとの報告があります。県の総合教育会議で――小濱委員ですか、先進地では30人学級に教師を２人配置していた。少人数学級にして分かる授業と登校する楽しさを教えるのが不登校防止につながると提言したようです。教職員を増やして少人数学級にすることについて、教育長いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　まず県教育委員会では、学校をみんなが安心して学べる場所にするため、魅力ある学校づくりパンフレットを発行するとともに、授業づくり、集団づくり、居場所づくりに関する研修会等を実施し、全ての児童生徒が自己肯定感を高める取組を推進しております。また、少人数学級につきましては、一人一人の理解度や興味・関心に応じたきめ細かな指導が可能となることや生徒指導上の課題に即した個別指導が充実するなどの効果があると認識しており、引き続き少人数学級を実施してまいります。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　2016年に不登校対策として制定された教育機会確保法、その後も不登校が急増しているんですけれども、学習活動への支援が中心となっているんですよね。子どもの心の傷への理解と休息、回復の保障を基本にすべきです。そして、学校こそ不登校の子どもの様々な思いを受け止める安心の場にしなければならないと思います。学校に行こうとすると涙が出る、学校に行けない、こんな子どもの声に応えなければならないのではありませんか。競争、管理、詰め込み教育、国連から何度も勧告されているこれを転換して、本当に子どもが主人公、そういう学校にすれば不登校はなくなるのではないでしょうか、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　各小中学校においては、文部科学省の定める学習指導要領に基づき、市町村教育委員会の指導の下、教育課程を編成実施しております。各学校においては、実施に当たって、全教職員の共通理解の下で協働体制を構築し、取組を進めているところであります。また現在、文部科学省では学習指導要領の改訂に向けて、各学校の柔軟な教育課程の編成等について議論が進められていることから、県教育委員会では国の動向を注視しているところであります。

○西銘　純恵 議員　休憩願います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時42分休憩

午後３時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　教育も頑張っていただきたいと思いますが、２番の新軍港問題について。

現有機能は空母や大型艦船、強襲揚陸艦、潜水艦、最新鋭のミサイルを運搬できる無人艇など、オスプレイの使用はできないというのが県の認識ですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時42分休憩

午後３時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　現有機能についてお答えいたします。

いわゆる５・15メモについて、那覇港湾施設の使用主目的は、港湾施設及び貯油所であると記されており、沖縄と他の地域との間で米軍が必要とする貨物や人員を艦船で輸送するための積卸し等を行う機能を担っているということと考えております。

以上です。

○西銘　純恵 議員　聞いたことに答えてないけど……。

ありがとうございます。

○中川京貴 議長　以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明10日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時44分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　幸　喜　　愛

会議録署名議員　　新　垣　淑　豊

令和７年12月10日

令和７年
第　７　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第７号）

令和７年 第７回 沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

令和７年12月10日（水曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第7号

令和７年12月10日（水曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで（質疑）
第３　甲第５号議案から甲第７号議案まで及び乙第39号議案（知事説明、質疑）
第４　県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援等を求める意見書

島尻　忠明議員　　山内　末子議員
仲宗根　悟議員　　上原　章　議員
渡久地　修議員　　当山　勝利議員
當間　盛夫議員
　　提出　議員提出議案第１号

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで
　甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）
　甲第２号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
　甲第３号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
　甲第４号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）
　乙第１号議案　沖縄県知事の給与の特例に関する条例
　乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
　乙第７号議案　沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例
　乙第８号議案　工事請負契約について
　乙第９号議案　工事請負契約について
　乙第10号議案　工事請負契約について
　乙第11号議案　工事請負契約について
　乙第12号議案　工事請負契約について
　乙第13号議案　工事請負契約について
　乙第14号議案　工事請負契約について
　乙第15号議案　工事請負契約について
　乙第16号議案　工事請負契約について
　乙第17号議案　工事請負契約について

乙第18号議案　工事請負契約について
乙第19号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第21号議案　財産損傷事故に関する和解等について
乙第22号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第23号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第24号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第25号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について
乙第28号議案　指定管理者の指定について
乙第29号議案　指定管理者の指定について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について
乙第32号議案　指定管理者の指定について
乙第33号議案　指定管理者の指定について
乙第34号議案　指定管理者の指定について
乙第35号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　当せん金付証票の発売について
乙第37号議案　沖縄県収用委員会予備委員の任命について
乙第38号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第３　甲第５号議案から甲第７号議案まで及び乙第39号議案
甲第５号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第６号）
甲第６号議案　令和７年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）
甲第７号議案　令和７年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第１号）
乙第39号議案　義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第４　県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援等を求める意見書

出　席　議　員（45名）

47　番	中　川　京　貴　議長	17　番	當　間　盛　夫　議員
1　番	瑞慶覧　長　風　議員	18　番	松　下　美智子　議員
2　番	瀬　長　美佐雄　議員	19　番	喜屋武　　力　議員
3　番	喜友名　智　子　議員	20　番	大　屋　政　善　議員
4　番	儀　保　　唯　議員	21　番	小　渡　良太郎　議員
5　番	大　田　　守　議員	22　番	新　垣　淑　豊　議員
6　番	高　橋　　真　議員	23　番	比　嘉　　忍　議員
7　番	宮　里　洋　史　議員	24　番	当　山　勝　利　議員
8　番	徳　田　将　仁　議員	25　番	西　銘　純　恵　議員
9　番	新　里　治　利　議員	26　番	新　垣　光　栄　議員
10　番	新　垣　善　之　議員	27　番	上　原　快　佐　議員
11　番	新　里　　匠　議員	28　番	玉　城　健一郎　議員
12　番	平　良　識　子　議員	29　番	山　里　将　雄　議員
13　番	比　嘉　瑞　己　議員	30　番	糸　数　昌　洋　議員
14　番	次呂久　成　崇　議員	31　番	仲　里　全　孝　議員
15　番	米　須　清一郎　議員	32　番	仲　村　家　治　議員
16　番	幸　喜　　愛　議員	33　番	下　地　康　教　議員

34番	新垣　新	議員	
35番	島尻忠明	議員	
36番	大浜一郎	議員	
38番	渡久地　修	議員	
39番	仲村未央	議員	
40番	仲宗根　悟	議員	
41番	山内末子	議員	
43番	西銘啓史郎	議員	
44番	又吉清義	議員	
45番	呉屋　宏	議員	
46番	島袋　大	議員	

欠席議員（1名）

42番	上原　章	副議長

欠員（2名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	諸見里　真	文化観光スポーツ部長
池田竹州	副知事	砂川勇二	土木建築部長
大城　肇	副知事	宮城　力	企業局長
小川和美	政策調整監	本竹秀光	病院事業局長
溜　政仁	知事公室長	友利公子	会計管理者
宮城嗣吉	総務部長	白井勝也	総務部財政統括監
武田　真	企画部長	半嶺　満	教育長
多良間一弘	環境部長	小堀龍一郎	警察本部長
北島智子	生活福祉部長	榊原千夏	労働委員会事務局長
真鳥裕茂	こども未来部長	池田　修	人事委員会委員長
糸数　公	保健医療介護部長	森田崇史	人事委員会事務局長
喜屋武盛人	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員
知念百代	商工労働部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田　健	主査
宮城　優次	長	川満鈴花	主任
上原　毅	議事課長	浦崎千都	主事
宮城　亮	課長補佐	佐久田　隆	政務調査課長

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、島尻忠明議員外６人から議員提出議案第１号「県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援等を求める意見書」の提出がありました。

この際、念のため申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭にかつ正確な情報に基づき答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、議員各位におきましては、円滑な議事運営のため、最初からの一問一答方式を除き、再質問に際しては、質問番号または質問項目を述べてから質問していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時３分休憩
午前10時３分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○玉城　健一郎 議員　皆さん、おはようございます。
2025年11月定例会の一般質問４日目の１番バッターを務めさせていただきます、てぃーだ平和ネットの玉城健一郎です。
それでは早速ですが、質問に移らせていただきます。
１、ＨＩＶ・エイズについて質問させていただきます。
(1)、ＨＩＶ・エイズ、梅毒の県内の状況を伺います。いきなりエイズの割合を伺います。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。
本県におけるＨＩＶ感染者そしてエイズ患者の報告数は、2021年が26件でありましたが、それ以降減少傾向にあり、2024年は11件、2025年は11月30日時点で９件となっております。ただ、自身がＨＩＶに感染していることにエイズを発症してから初めて気づく、いわゆるいきなりエイズの割合は、全国が平均30％程度で推移しているところ、本県では2024年が63.6％、2025年は77.8％と高い傾向にございます。梅毒につきましては、新規報告数が2022年に初めて100件を超え134件となり、2023年は146件、2024年は130件、2025年は11月末現在で102件となっております。
以上でございます。
○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。
○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。
新型コロナがはやっているときにこのＨＩＶ・エイズに関連する質問をさせていただきました。きっかけというのがコロナの対応で保健所機能がパンクしている状況にある中、このＨＩＶ・エイズの検査が保健所でできなくなっている。そういった状況に対応するために何とかできないかということで、これまでずっと提言させていただきました。その中で、これまで本当に保健医療介護部、そしてまた琉大の先生だったりとかコーディネーターだったりとか地域のドクターの皆さんが一生懸命になって、このＨＩＶ・エイズの対策自体が、2021年、22年よりも大分前に進んでいると思います。そこは本当に皆様の頑張りだと思います。その中で、今、ＨＩＶの感染を見つけ、実際新規の数自体が減っているんですけれども、ＨＩＶのいきなりエイズの割合が高いということは、潜在的にまだまだ検査が足りないっていう現状を映していると思います。これまで検査が受けやすい状況というのをホームページでつくってきましたけれども、12月のタイミングでワンコインの検査だったりとか、郵便での検査を行っているんですけれども、今、保健所機能がなかなかマンパワーが足りない状況の中、郵便検査をしっかり継続的に行うことによって、ずっとこの検査をすることが可能だと思うんですよ。ぜひともこの郵便での検査を継続的に行う必要があると思いますけど、いかがでしょうか。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。
本県では保健所の検査や期間限定のワンコインキャンペーン検査に加え、今年12月から新たに郵送の検査を実施しているところです。ＨＩＶは、感染を早期に診断し、早期に治療を開始することが重要ですので、郵送検査については通年で実施することの検討を含め、検査の利便性の向上に係るこれらの取組を継続して検査を受けやすい環境の整備に努めたいと思っております。
以上です。
○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。
○玉城　健一郎 議員　ぜひよろしくお願いします。
ＨＩＶ――次のところにも移っていきますけれども、エイズが発症する前にＨＩＶの感染が分かれば、ウイルスをコントロールして普通の人と変わらない日常的な生活を行うこともできますので、ぜひよろしくお願いします。
続きまして、ＨＩＶ・エイズ患者への偏見・差別を解消する取組を伺います。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。
ＨＩＶに関しましては、毎年６月１日からのＨＩＶ検査普及週間、それから12月１日は世界エイズデーというのがございまして、患者及び感染者に対する差別・偏見の解消等を目的に各保健所と連携し、商業施設、教育機関等で特設ブースを設ける等、普及啓発を実施しているところでございます。また、定期的にＨＩＶ及び性感染症に関するリーフレットやポスターを作成し、学校や医療機関等に配布をしているところです。
以上です。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時８分休憩
午前10時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　分かりました。ありがとうございます。

本当にこのＨＩＶの偏見・差別っていうのをなくしていくことが、世界的な課題でもありますし、沖縄もまだまだ知られていない部分がたくさんあると思います。1980年代にこのＨＩＶが死の病気っていうところでセンセーショナルにクローズアップされてから、その情報自体が社会の中でアップデートされていない中、そういった取組をぜひともやって――今沖縄県内にも、ＨＩＶに罹患している方、エイズを発症している方もいらっしゃいますけれども、そういった方たちが受け入れられる社会をつくっていくためにも、ぜひ皆さんよろしくお願いいたします。

続きまして、先ほども申し上げましたが、ＨＩＶやエイズはしっかり対応すれば、これから先、普通の方と同じような生活ができるような状況にある中、罹患している方もしくはウイルスを持っている方たち、患者の高齢化に伴い、やはりこういった方たちも福祉施設が必要になってくるんですけれども、そういった福祉施設との連携はどうなっていますか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　ＨＩＶ感染症は議員が御指摘のとおり、抗ＨＩＶ療法の進歩により感染者の予後は改善をしております。健常者と同等の生活を送ることが可能となっている一方で、療養が長期化して高齢化に伴うほかの疾病の発症の可能性が増えて、介護･福祉サービスとの連携が重要となっております。

県としましては、介護等に携わる関係者に向けて、研修会等を通じ、治療により状態が安定している患者からほかの人に感染することがないことなど、ＨＩＶに関する正しい知識の普及啓発を行っているところです。

以上です。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

ぜひ普及啓発、よろしくお願いします。そのためにもまずは一番最初に感染状況を知るための検査というのが重要ですので、しっかり取組をよろしくお願いします。

続きまして次の質問に移ります。

ハンセン病についてですけれども、ハンセン病元患者の家族補償金の支給の申請状況と認定件数についてお伺いします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　ハンセン病元患者家族補償金についてお答えいたします。

家族補償金は、法に基づきハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するために支給するものです。都道府県ごとの申請件数等については公表されておりませんが、全国の請求受付件数は、令和７年11月時点で9061件、認定件数が8852件となっております。令和６年11月時点の認定件数は8421件でしたので、昨年と比べ431件増加をしているという状況です。

以上です。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

こちらも、本当にハンセン病というのが長く差別的な取扱いが行われてきたというところで、いろんな人権が絡む問題があって、さきの安倍元総理大臣の時代にしっかりと謝罪をして――裁判もあったんですけど、裁判の後に謝罪をしてしっかりこの補償するということで、この制度がどんどんできてきました。しかし、いまだに家族だったりとか当事者がなかなか自分がハンセン病だ、回復者だって言えないという状況があります。そういう状況の中、この補償制度がしっかり捕捉できていないという現状もあると思いますので、ぜひこれからもしっかり周知を徹底していただきたいと思います。

続きまして、ハンセン病回復者からの要望に知事が応える形で、県が独自で設置したハンセン病問題解決推進協議会の取組と課題をお伺いします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

県では、ハンセン病の患者であった方やその家族に対する偏見と差別のない、安心して豊かな生活を営むことができる社会の実現を目指し、令和４年９月に沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会を設置し、毎年１回開催をしています。会議では、地域生活の支援や啓発活動について、元患者やその家族、支援者、学識経験者、行政機関等で協議を行っております。課題としましては、ハンセン病の回復者の高齢化が進んでいる中で、回復者等が医療あるいは介護制度を利用しながら地域で安心して暮らすための支援体制を整えること、それから偏見をなくすための普及啓発を継続していくことが重要であるというふうに認識しております。

以上です。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

ホームページにある、ハンセン病問題解決推進協議会の議事概要を私もちょっと見させていただきましたが、当事者の声がしっかり議事に残っていて、またその次の会議において、それをしっかり改善に向けて取り組んでいるというのは非常にいいなと思います。沖縄県もそうですけれども厚労省もしっかり一緒になって取り組んでいるっていうのが非常に見えて、今、そのハンセン病の問題についてしっかり取り組んでいる様子が非常に分かりました。

ここで最後になりますけれども、この県主催の第２回ハンセン病問題シンポジウムが来年の令和８年２月８日に開催されると聞いていますが、知事は国会議員時代からハンセン病問題に取り組んでいますけれども、シンポジウムと問題解決への決意をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　長くこのハンセン病に罹患された方々、あるいはその御家族の方々には差別と偏見という社会的な状況と、そして、御家族自身の地域での状況が、非常に精神的、肉体的に苦痛を受けていらっしゃった期間が長かったと思います。それを今般、このハンセン病の元患者家族の補償金支給制度とそれからこの回復を促進させるための様々な取組が、社会的にある一定の定着を見せてはいるものの、引き続きこの病気そのものに対する知識、そして同じ社会における生活を守っていくための認識ということを我々は普及していかなければならないというふうに思っております。ですから、この問題のいわゆる最終解決に向けて、またさらにとり得る手だてをしっかりと講じていくためのシンポジウム等をさせていただければというように思います。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　本当に知事のおっしゃるとおりで、これまで失われてきた――我々が想像できないぐらいに筆舌に尽くし難い経験をされていると思います。そういった形をしっかりとつくっていくためにも、県知事も先頭に立ってこういった取組をやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、観光政策についてお伺いいたします。

沖縄の観光の現状をお伺いします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

令和６年度に沖縄県を訪れた観光客数は995万2700人で、前年度比16.6％の増、最多実績の平成30年度に対し99.5％の水準となっております。１人当たり消費額は高い水準を維持し、令和６年度の観光収入は9821億円と過去最高となっております。また、令和７年度上半期の観光客数は速報値で553万4700人、前年同期比11.6％の増、期間最多の令和元年度に対し103.5％となっており、好調に推移しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

これまで沖縄観光が数をずっと意識していたものから少し転換して、質のほうも上げていくっていうことで、観光消費額も過去最大ということをお伺いしております。ぜひともこれをしっかり取り組みながら沖縄の観光――今一番のリーディング産業でもありますので、取り組んでいただきたいと思います。

今この中で、インバウンドの状況についてお伺いします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

令和６年度の外国人観光客数は、空路152万3100人、海路76万8400人、合計229万1500人となっており、前年度比81.4％の増、最多実績の平成30年度に対し76.4％の水準となっております。また、令和７年度上半期は速報値で空路105万8000人、海路48万2600人、合計154万600人となっており、前年同期比36％の増、平成30年度に対し91.2％の水準で推移しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

インバウンドも非常に好調で、今円安の状況で海外から非常に多くの方が来ています。

すみません、部長、ちょっと確認したいんですけれども、実際今これだけ観光が非常に好調になっているんですが、今沖縄県が考えている観光の状況と、今の現状っていうのは、推移的にはもともとの目標値よりも上なんでしょうか、それとも現状は想定内なんでしょうか。その辺り、少しコメントをお願いいたします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　当然コロナ禍を経て、令和元年度――令和２年度からコロナですので、その間大分落ち込みました。５年、６年、７年の今上半期ですけれども、順調に戻っていまして、ただ

インバウンドが一部、まだその当時には至っておりませんが、順調に伸びていますので、当初の計画にほぼ近い形で推移しております――それを上回る形ですね。あと問題としては、オーバーツーリズムの問題がありますので、その辺を宿泊税も活用しつつ、解消していきたいというふうに取り組んでいるところでございます。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

インバウンドにしても、本当にこれだけ観光客が来ているっていうことを、しっかり前向きに取り組んでいくための宿泊税だと思いますので、そこも取組をしていただきたいと思います。

すみません、質問に戻りますけれども、中国、香港から今、観光に対しての自粛が出ていますけど、その県内の影響をお願いいたします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

観光分野では中国と那覇を結ぶ一部航空路線の欠航やクルーズ船寄港のキャンセルが生じたほか、県が実施する沖縄と中国の旅行社相互訪問の取組等が延期または中止となっております。また12月から１月にかけて実施予定となっている香港からの沖縄修学旅行６件のうち２件の中止が決定したところでございます。

県としては、引き続き影響について情報収集に努めるとともに、他の地域からの誘客を行いつつ機を捉えて中国、香港からの誘客に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

では続きまして、海外路線の就航状況、すみません、よろしくお願いします。説明お願いします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

11月30日時点で沖縄と海外を結ぶ路線は、韓国、台湾を中心に６つの国、地域から15路線、週251便が就航しております。また、12月15日にはシンガポール－那覇路線、来年２月３日には日本トランスオーシャン航空の台北－那覇路線が就航予定となっております。一方、上海－那覇路線が一部欠航、福州－那覇路線が12月１日から３月28日まで欠航となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

ちょっと質問の中であれなんですけど、今商工労働部のほうでは海外への販路拡大のために、国際路線の物流を使っていると思います。こういった販路拡大をしていくために航空路線を維持していくということは重要だと思いますけれども、沖縄県の考えをお願いいたします。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　海外の販路拡大のための航空路線の維持についてということでございますけれども、航空貨物のほうでは、品質の保持や納期遵守等が求められます生鮮品や高付加価値製品などの貨物が取り扱われますので、安定的でスピーディーな輸送の確保が重要であると認識しております。このため、航空路線の安定的な維持とともに、多頻度化、多仕向地化に向けた路線の拡充に努めているところです。今後とも県産品等の海外販路の拡大に向けて、商流の構築支援を通して貨物需要を創出するとともに旅客便の貨物スペースを利用した輸送体制の拡充に一層取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

航空路線というのは人と物を運ぶものですので、ぜひこれを維持していくために――今沖縄県は非常にインバウンドがとても強い状況にあります。しかし一方で、この沖縄県から出ていくっていうアウトバウンドのほうは非常にまだまだ脆弱で、これまでコロナ禍の最中もそうでしたけれども、国際航空路線が廃線になるっていう状況もちょくちょくございました。ぜひともこういったものを維持して、人と物を運んでいくための航空路線をつくっていくために、そのインバウンドと並行してアウトバウンドへの県の対応が必要だと思いますけど、その点について県の考えをお願いいたします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

国際線の維持・拡大を図るためには安定的な搭乗率が必要となるため、インバウンドに加えアウトバウンドが重要になるものと考えております。そのため、令和７年度から新たに那覇空港国際線の安定化等を目的に、那覇空港内での航空会社と連携したイベント、就航地との双方向でのプロモーションに取り組んでおります。

県としては、引き続き国際線の安定化に向けて、双

方向の交流が活発になるよう取り組んでまいります。
以上でございます。
○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。
○玉城　健一郎 議員　ぜひ双方向の安定維持の取組をよろしくお願いします。
国のほうも観光庁でこれまでずっとインバウンドの政策をやってきましたけど、７月からアウトバウンドの需要を喚起していくために参事官を新設したっていうお話を伺っています。ぜひとも沖縄県内でもこのアウトバウンドの施策を進めていくための担当課だったり、担当の人を置くということが重要だと思いますけれども、その点についてお願いいたします。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
県では国際線の安定化による航空ネットワークの継続性、国際交流の観点から、アウトバウンドの取組は必要であると認識しており、令和７年度から新たに県民の海外旅行の需要喚起を目的としたイベント等を行うこととしております。一方で、観光庁では、議員お話のありましたように国内旅行やアウトバウンドの促進、観光人材の確保・育成に取り組む体制を強化するため、参事官を新設しております。
県としては、今後国際線の安定化に向けたアウトバウンドの促進を図るため、体制強化を検討してまいります。
以上でございます。
○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。
○玉城　健一郎 議員　ぜひよろしくお願いします。
続きまして、米軍基地問題についてお伺いいたします。
11月に即応訓練があって、もう普天間飛行場周辺は非常にうるさかったです。僕、宜野湾市選出なんですけれども、ラーメン屋に行ったらラーメン屋の店主に、騒音なんとかしてくれって言われますし、自分の子どもの保育園に行ったら、寝かしつけようとしたらそういった騒音があって、子どもが泣いて寝れないだったりとか、あとは小学校の先生に聞いたら授業が中断したとか、そういったお話がもう本当にこの５日間で毎日のように聞かされました。その普天間飛行場の即応訓練中の普天間飛行場周辺における騒音の状況について、御説明をお願いいたします。
○中川京貴 議長　環境部長。
○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。
普天間飛行場周辺における航空機騒音は依然として環境基準を超過する状況にありますけれども、このような中、本年11月４日から６日の即応訓練では、同飛行場周辺で100デシベル超の騒音が幾度も発生しまして、３日間だけで、令和６年度に観測された100デシベル超の騒音発生回数の約半数に当たる86回が観測され、そのうち７回は騒音規制措置で飛行制限のある夜10時以降に観測されたものでした。また宜野湾市や那覇市、浦添市、中城村などの広範囲で多くの住民から苦情があり、住民生活に深刻な影響を及ぼしたものと考えております。
○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。
○玉城　健一郎 議員　本当に騒音がひどくて、宜野湾市に苦情というのがこの４日間で299件という常軌を逸するような状況が出ていました。そういった状況にある中、地元の宜野湾市議会において、抗議要請の中でこれまでと違った抗議要請がありました。その内容っていうのが、これまでの騒音防止協定があくまで例外規定というものがあって、午後10時以降の騒音規制措置で禁止とされている時間も例外規定で飛べるような状況にあった。それ自体を見直すべきだという趣旨の意見書を全会一致で提出しました。この意見書、非常に重要だと思います。この意見書、騒音防止協定のそもそもの取組、騒音防止協定の問題点について改定するべきとしたこの意見書について、沖縄県の見解をお伺いいたします。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　宜野湾市議会において、在日米軍の任務遂行にかかわらず騒音規制ができるよう、航空機騒音規制措置の見直しと遵守を求める意見書が決議されたことは承知しております。航空機騒音規制措置では、低空飛行や22時から翌朝６時までの間の飛行などが規制されているものの、依然として住宅地上空における低空飛行や夜間早朝の飛行が行われております。
県としてはこれらは、「できる限り」、「任務により必要とされる場合を除き」など、規制措置に例外的な運用ができる文言等があるためと考えており、今後とも軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、同規制措置の厳格な運用について日米両政府に求めてまいります。また今回の議決につきましても、宜野湾市の意見も聞きながら確認しながら連携して対応してまいりたいと考えております。
以上です。
○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。
○玉城　健一郎 議員　市議会も全会一致で、また市議会に押される形で市長も、こういった文言に対して踏み込んだ発言をしていますので、ぜひよろしくお願

いいたします。

続きまして(3)番です。

北谷浄水場のキャンプ桑江への水提供について企業局にお伺いしますけれども、米軍に提供する余裕というものがあるのか。北谷浄水場というのは、ＰＦＯＳが検出される嘉手納井戸群だったりとか、そういった検出濃度の高いところからの取水を抑制していますけれども、米軍へ給水することによって、取水に影響してくるのではないかという懸念がありますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　北谷浄水場の施設能力は１日当たり24万7300立方メートルでございます。一方、キャンプ桑江が新たに必要とする給水量は１日当たり数百立方メートルでございますので、水源からの取水、浄水場からの送水にはほとんど影響はございません。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございました。分かりました。

では続きまして、そもそもこの基地内の汚染という蓋然性が高いということで、今調査結果が出ています。基地内の汚染によって米軍の浄水場が使えなくなっている現状がある中、北谷浄水場の粒状活性炭の取替えの補助を国は出せないというふうにしていますけれども、これによる水道事業への影響をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　企業局では、令和６年10月１日から水道料金の段階的な増額改定を行っております。その算定に当たって、北谷浄水場の活性炭の取替え・処分費用は、仮に国庫補助が得られない場合、これまでに積み立てた修繕引当金を充てることとしており、現行の料金改定への影響はございません。一方、ＰＦＯＳ等対策のための活性炭の取替えには、毎年３億5000万円のコスト増が見込まれており、これが継続した場合、後の水道料金への影響が懸念されます。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　やはりこの問題解決には根本的な解決が必要で、そのためにも、基地内の立入調査ももちろん必要だと思いますので、ぜひとも取組を続けていただきたいと思います。

次に移ります。

５の水道事業については、多くの議員が質問していますので取り下げます。

続きまして、ＭＰの単独パトロールについてお伺いいたします。

誤認逮捕の報道がありましたけれどもこれについて、県の見解をお伺いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

県としては、米軍のパトロールについて地元の意向を十分に踏まえた上で実施されることが重要であり、実施に当たっては県民や観光客とのトラブルにならないよう慎重に行う必要があると考えております。しかしながら、今般単独パトロールで誤認拘束事案が発生したことは大変遺憾であり、米軍に対し事実関係や拘束理由を確認するとともに、パトロールの在り方についても検討するよう求めてまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　このＭＰの単独パトロールだったりとか、施設外での警察権の行使っていうのは非常に抑制的であるべきだと私も思います。まさにこの施設内は、もう地位協定の中で規定されているとおり、米軍のＭＰが対応していくっていうのは仕方ないと思いますけれども、施設外に関してはやはり沖縄県警がしっかりとした対応をしていくのが趣旨ですし、主権国家として当たり前のことだと思います。今回の単独パトロールについて、これまで県は地元の要望とかも含めて容認の姿勢というふうに私は感じています。こういったものをしっかり改めるべきじゃないかと考えていますけれども、県警と知事公室長の見解をお願いいたします。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　米軍憲兵隊による単独パトロールにつきましては、米軍独自の活動でありますので、県警察として答弁する立場にはございませんが、言うまでもなく沖縄県における治安の確保は県警察の責務であります。

引き続き県警察としては、県民の安全と安心を確保するため諸対策を強力に推進してまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　現在米軍からは誤認拘束事案の検証のための調査を実施するとし、調査が完了するまで単独パトロールを一時停止し、パトロール隊員の再教育を実施しているという説明がございました。また、なお今月６日には、沖縄市において米軍憲兵隊と沖縄市や県警察等との合同パトロールが実施されているところでございます。

県としましては、先ほど申しましたとおり、米軍及び政府に対し、誤認拘束の発生理由、米軍憲兵隊への再教育内容及び再発防止策を確認するとともに、具体的な再発防止策が確認できるまでは単独パトロールの中止を求めたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ぜひよろしくお願いします。

本当にこれ一つ一つ許してきたら――今の地位協定の中では様々な制約がある中での施設外での警察権の行使っていうのは一部認められています。それは基地の周辺だったりとか基地に対して影響があるとか、そういったふうに制限されているんですけれども、その垣根がなくなるような事案というのがどんどん出てきてしまったら、今後この沖縄の主権、日本の主権にとって非常に悪い影響だと思いますので、ぜひ取組をよろしくお願いいたします。

続きまして、県史跡指定された野嵩スディバナビラ石畳道についてお伺いいたします。

本当に教育委員会の皆さんありがとうございます。私の地元の石畳道で、これ僕が市議会議員のときにも取り組んできたものなので、今回の指定というのは地元も本当に喜んでいます。

これまでの指定までの経緯についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

野嵩スディバナビラ石畳道は、中城と宜野湾をつなぐ琉球王国時代の宿道の一部であり、名称は護佐丸・阿麻和利の乱に伴う伝承に由来するとされております。戦後は県道を挟んで東側に石畳が残存していたものの、西側は既に破壊されていたと考えられていましたが、地域の要望を受けて宜野湾市教育委員会が発掘調査を実施したところ、遺構が良好に残存していることが判明いたしました。この成果を踏まえ、令和７年６月27日付で県指定史跡に指定したところであります。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

続きまして、今後の整備計画もお願いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　野嵩スディバナビラ石畳道については、往時のように通行できるような状態に戻すため、宜野湾市教育委員会が整備事業を進めております。

県教育委員会としましては、文化財の適切な保存と活用が図られるよう、引き続き宜野湾市教育委員会に指導・助言を行っていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

宜野湾市では、この野嵩スディバナビラ保存・活用の会ということで市民団体も立ち上がって、こういった形で勉強会であったり定例会も行っています。これから様々な活動をするに当たって、市と県の連携というのが必要になってくると思いますので、ぜひお力添えをよろしくお願いします。またアンケートの中で少しあったことは、県道が挟んでいる状況にある中、県道の安全対策はぜひとも今後協力していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、県産品奨励、県内企業優先発注についてお伺いいたします。

県産品奨励について沖縄県の取組をお願いいたします。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　県産品奨励の取組についてお答えいたします。

県では、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づきまして、県産品奨励月間の実施や産業まつりの開催など、官民連携による様々な取組を実施しております。具体的には、大型店舗等に対する県産品の優先使用等の要請や県の関係部局を対象とした県産建設資材に関する企業プレゼンテーションのほか、一般県民を対象に県産品や地元企業への理解を深めるためのふるさと企業訪問を毎年実施しております。また、産業まつりにおいては、県産品の展示販売や新技術・新商品の紹介等により、県内産業や県産品の魅力を広く発信するなど、様々な取組を実施しているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

県産品の奨励について沖縄県は様々な取組をしていて――条例をつくっているところもありますけれども、そこと比べても沖縄県は結構取り組んでいるというところは、私も感じています。

続きまして、最新の県発注事業の県内企業発注状況をお願いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　土木建築部発注工事について、お答えいたします。

土木建築部発注工事におきまして、令和６年度ですけれども発注件数が409件、約435億円のうち、県内

企業は397件、約395億円を受注しまして、受注率が件数で97.1％、金額で90.8％となっております。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

続きまして、沖縄総合事務局、沖縄防衛局の県内企業発注の実績をお願いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　沖縄総合事務局におきましては、令和６年度発注件数が151件、約473億円のうち、県内企業は139件、約259億円、受注率が件数で92.1％、金額で54.8％となっております。また沖縄防衛局におきましては、令和６年度発注件数が125件、約2097億円のうち、県内企業は117件、約1038億円、受注率が件数で93.6％、金額で49.5％となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

国の事業に関しては、県内企業の受注率は90％超えているんですけれども、契約金額に関しては約50％前後、50％を切っている状況もございます。今沖縄が置かれている、ずっと問題が指摘されているざる経済というものを考えていく上で、こういった県内企業の優先発注というのをぜひとも国に進めていく。特に沖縄総合事務局の予算に関しては、沖縄振興予算の入っている状況にある中、ぜひともこれを進めていただきたいと思います。副知事が先日、総合事務局のほうに県内企業への優先発注をお願いに行ったと思いますけれども、要請内容と先方の反応というのはどんな状況でしたか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　要請内容につきましては、先ほど答弁させていただいたものでございます。県内の発注、件数ベースでは非常に努力されてますけれども、残念ながら金額ベースでは５割前後というのはおっしゃるとおりです。分離・分割発注を工夫すれば――私ども少なくとも、７割ぐらいに上げてほしいという要請を近年しているところでございます。工事によりましてはなかなか国際入札とかの関係もあるという話もありましたけれども、引き続き努力するということは総合事務局、沖縄防衛局、双方ともおっしゃっていただいたところです。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

本当にこういった一つ一つしっかり変えていくことで沖縄の地場産業――建設業もしっかりとした沖縄の大きな産業の一つでもありますので、育成していくためにも沖縄県の取組をよろしくお願いいたします。

続きまして最後になりますけれども、パートナーシップ制度についてお伺いいたします。

このパートナーシップ・ファミリーシップ制度、今定例会、幸喜愛県議が代表質問でも少し話しされていましたけれども、実際に申請された幸喜愛県議のお話もありましたが、このパートナーシップ制度、現在約１年ぐらい――４月から始まってますから半年ですけれども、申請状況について御説明をお願いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　申請件数ですが、沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度につきまして、令和７年11月30日時点で42件の届出がありまして41件のカップルに届出受理証明書を交付しております。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。

このパートナーシップ・ファミリーシップ制度の行政や民間での活用事例をお願いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　県の行政サービスにつきましては、県営住宅への入居、それから生活保護や災害見舞金の申請など、また、県立病院では手術の同意等も含め原則として家族・親族と同様の対応を受けることができます。また、市町村の行政サービスについては、親子手帳の交付や学童や保育所の入居申込み、送迎などが対象となっております。民間サービスにつきましては、携帯電話の家族割引や自動車保険、住宅ローンにおいて配偶者と同様の取扱いが可能というふうになっております。

○中川京貴 議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎 議員　こういったパートナーシップ・ファミリーシップ制度の活用事例の周知をぜひお願いいたします。

実は、愛議員が取ったという話になったときに、うちの会派の中でもこれが話題になって、これがあることで何が変わるのっていう話もありましたので、なかなかまだまだ周知徹底がされていないのかなというのを感じました。その中で、これから民間での活用を促していくのは非常に重要だと思います。同制度の県内企業への周知を徹底していくことが、制度をより活用できるような状況をつくっていくことになると思いますけれども、同制度の周知について、県の取組をお願

いいたします。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　届出により利用可能となる民間サービスについては、県民のみならず県内企業にも、経済団体等含め広く啓発をしていく必要があると考えております。また、企業向けの研修、医療従事者、保育従事者等を対象にした研修、県内企業や高校生が多様性を尊重した職場社会づくりを一緒に考えるイベントなども開催していく予定になっております。
　県としましては、こういう研修や啓発イベントを通して制度の周知に取り組むとともに、さらには県内企業とも連携してサービスの拡充を図っていけるような取組を進めていきたいと思いますので、引き続き広報についての御協力をどうぞよろしくお願いいたします。
○玉城　健一郎 議員　ありがとうございます。
○中川京貴 議長　喜友名智子議員。
○喜友名　智子 議員　おきなわ新風の喜友名智子です。
　早速質問に入りたいと思います。
　１、知事の政治姿勢について。
　(1)、ガソリン暫定税率廃止による沖縄への影響と今後の課題を伺います。
○中川京貴 議長　生活福祉部長。
○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。
　揮発油税等の暫定税率を廃止する法律が去る11月28日に成立いたしまして、12月31日に当該暫定税率は廃止されることとなりました。これによりまして、揮発油税等の税額は、全国的には１リットル当たり25.1円低下いたしますが、沖縄における同税額の復帰特別措置法に基づく軽減措置につきましては、最終的な結論が年内に出る見込みとなっております。
　沖縄県といたしましては、軽減幅に変更があれば影響が出てくることが懸念されるため、その対応については、検討を含め注視してまいりたいというふうに考えております。
　また、課題といたしましては、令和９年５月以降の軽減措置の継続につきまして、今国会において、暫定税率廃止後も沖縄県における揮発油税の負担軽減措置が適切に維持されるよう、必要な措置を講ずることが確認されたところでございまして、今後、県議会及び関係団体等からの要望もお伺いしながら、離島を含む県内のガソリン価格の状況を注視しつつ、丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　喜友名智子議員。
○喜友名　智子 議員　国会の論戦では、立憲民主党も財政金融委員会を中心に、多くの議員に力を借りました。重徳和彦税制調査会長、それから稲富修二議員、参議院では、高木真理議員、そして昨日は屋良朝博議員も沖縄の軽減措置の維持について、質疑をしております。令和９年以降の制度廃止はまず避けられたということで、県のほうもほっとしているかなという立場を共有はしたいですけれども、地理的な環境、それから県民所得の低さ、まだまだ課題があることを考慮すると、全国一律での適用をそのまま行うというところについてはまだ課題があると思います。今後も県と連携をして、県民生活のために一緒に取り組んでいきたいと思っております。
　次の質問です。
　高市首相が、台湾有事は日本の存立危機事態になり得ると言及し、日中関係の緊張を招く事態となっております。尖閣諸島を国有化した2012年と比較して、沖縄への安全保障環境･民間交流への影響を伺います。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　令和７年版防衛白書によると、平成24年９月の政府による尖閣三島の取得・保有以降、中国政府に所属する船舶の領海における活動は著しく活発化したとされております。民間交流については、当時中国からの観光客数が大きく減少するなどの影響があったと承知しております。一方、今回は11月27日時点において、中国から沖縄への航空便の一部欠航、またクルーズ船や団体旅行に一部キャンセルが出ていると聞いております。
　以上です。
○中川京貴 議長　喜友名智子議員。
○喜友名　智子 議員　民間交流、経済的な影響はもう既に出ております。ただ、尖閣国有化の当時と比較すると、中国国内の反発というのは一定程度に収まっているようにも感じられ、この点まだ幸いだと思います。外交レベルでの信頼が崩れているというところをどう今後総理が改善していくのか。高市総理のその後の発言の経緯、それから国会の議論、政府対応を県はどう整理していますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　沖縄県としましては、これまでの中国との共同声明等に基づいて中国と日本における冷静な話合いにおいて解決をしていっていただきたいというふうに考えているところでございます。
　以上です。
○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　私これ大事な点は、首相がまだ自らの発言を撤回していないということ。一方で政府は、従来の政府見解を完全に維持すると。この辺りまだ食い違いがあるというところが問題じゃないかと思います。首相発言の政治的影響、それから政府見解の法律的な影響、この矛盾した状況に県行政もそれから市町村行政も置かれているのではないでしょうか。県はこの法的・政治的な影響を区別した上で、今後どのように危機管理を図っていくのか考える必要はないですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今回の件につきましては、先ほども申し上げましたとおり、政府において冷静な対応を取っていただければというふうに考えているところでおります。また、危機管理につきましては、例えば国民保護については、特定の事態を想定したものではないということで、従来どおり国、先島５市町村と連携して取り組むというような取組を行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　今の答弁にあったように、存立危機事態については、特定の事態を想定したものではないというのがこれまでの理解です。ただ今回の発言の問題は、それを台湾有事が存立危機事態だというふうに、政治的に既成事実化をしていこうと、この懸念を非常に強く持っております。その政治的な圧力、それからつくられる世論の風潮、結果的に国の省庁の実務判断にしみ込んでいかないかどうか懸念しています。これが沖縄県内の行政、今公室長が答弁された避難計画、住民保護などの計画にも見えない形で負荷がかかってくるんじゃないですか。国に文書などで法的な部分については方針や考えを確認する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　沖縄県は、これまでにも外交においては対話による信頼関係の構築、そして相互の、特に日中間においては互恵的な発展をこれまでにも文書等で確認をしてきたその経緯を尊重して、冷静かつ発展的な対応を取っていただきたいということを申し上げてきております。なお、台湾有事は日本有事という安倍元総理の発言以降、この日中関係が非常に緊張しているような、そういう風潮が一部広がっているということに懸念を持っておりますが、台湾現地においての関係者のお話を聞いていると、至って平穏であるというような状況があります。ですから、そのような中台関係を冷静に分析しつつ、日本政府としてどのような対応が最良であるかということを常に検討していただきたいと思いますし、重ねて申し上げますが、対話による信頼関係の構築が欠かせないということをこれからも申し入れていきたいと思います。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　ぜひ知事の強い発信もお願いいたします。

次の質問です。

(3)、恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）ですけれども、概要を伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

去る11月13日に万国津梁会議から、知事に対し恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）に関する提言書の手交がありました。主な提言内容としては、沖縄が平和に貢献する意義や平和の概念の整理、目指すべき将来像やその実現に向けた方策、平和研究機構や平和基金の創設などが挙げられます。今後、同提言や県民意見公募を踏まえ、同ビジョンの作成に取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　万国津梁会議の提言書を拝見いたしました。今公室長が述べられたことに加えて、私が非常に評価をしたい点というのは、こういった点です。記憶・人・知――これは知識の知ですね。この３つのかけ橋、それから人間の安全保障、さらには植民地主義、帝国主義の今に至る課題についても触れていること、これは沖縄のビジョンをつくる上で、やはり踏まえておくべき非常に重要な論点だと思います。今後の取組をぜひ期待しております。

先ほどの高市総理の発言に戻りますけれども、国会の議論を聞いていると、存立危機事態の個別的な話というか、計画をどうするとか、定義はどうとか、その実務プロセスの話がやはり目立っている印象なんですね。けれども、その前の外交、この部分がもうすっぽり抜けている。平和外交どころか信頼醸成の議論すら国の政治が行っていない。これはやはり問題だと思いますし、総理の発言を受けて外務省の職員も頑張ろうとしても、その努力すらぶち壊してしまっているんではないかと思います。首相が発言を撤回しない。そして、過去の外交の積み重ねである日中共同声明の内容も尊重しているのかどうか分からない。これが表面的に威勢はよくても日本の外交の弱さではないかと思います。こういった中で、県のビジョンが地域の平和外

交、それから信頼醸成の一助となるように、大きな期待を持っています。

次の質問に移ります。

２、基地問題について。

(1)、那覇軍港移設で、県は供用段階の環境アセスは対象外としていますが、防衛省は長崎県で2012年完成の公有水面埋立事業において移設される米海軍揚陸艇の騒音を環境影響評価に含めております。長崎県と沖縄県のアセス対応の違いは何でしょうか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

長崎県における米海軍揚陸艇の移転に伴う埋立事業につきましては、供用時の騒音等に係る環境影響評価が行われたことは承知しております。当該事業は、長崎県環境影響評価条例に基づき環境影響評価手続が行われたものであることから、長崎県に確認したところ、環境影響評価法と同様に埋立事業については、供用に係る環境影響評価は対象となっていないとのことです。なお長崎県の当該事業につきまして、供用時の環境影響評価が実施された経緯については沖縄防衛局へ確認しているところでございます。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　環境アセスメントですね、法の逐条解説でもいろいろと触れられているところがあると思います。大事な点について確認させていただけますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

環境影響評価につきましては、環境影響評価の主務大臣等に関する基本的事項におきまして、検討すべき影響要因の区分としまして、事業に係る工事の実施、それから土地または工作物の存在という形でされておりまして、法令上、供用時の環境影響評価は対象となっていないという形になっております。その供用時の影響評価が対象となっていない理由としましては、埋立事業につきましては、水面を埋め立てる等の行為や埋立地の存在が環境に著しい影響を及ぼし得ることに着目しておりまして、そのために供用は含んでいないという形でされているところでございます。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　法の精神は、環境に著しい影響を与える場合には、使用後についても環境影響評価を続けるのが望ましいというふうになっているのではないかと思います。ぜひこういった点を県も尊重してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　供用時におきまして環境影響が著しい場合につきましては、それは埋立事業とは別途でまた環境影響評価の対象となるものについて、環境影響評価が行われることになります。例えば、那覇空港の第２滑走路の増設事業や普天間飛行場代替施設建設事業におきましても、埋立事業のアセスは供用時の影響を含まずに行われております。その上物として飛行場事業が行われるということで、この飛行場事業が法または条例の対象となるということで、埋立事業のアセスとは別に飛行場の事業が２つ行われたという形になっております。そういったことから供用時におきまして、このアセス条例、あるいは法の対象となるような活動が行われるということであれば、埋立事業とは別途に環境影響評価が行われるということになると考えております。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　御説明ありがとうございました。

次の質問に移ります。

(2)、日米合同パトロールと米軍単独パトロールは、結果において米軍施設外での米軍警察権を広げただけではないかと思います。今後も合同パトロールをする際には、県警も米軍施設内で一緒にパトロールができるよう提案・協議をしたらいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　まず、そもそも現在沖縄市において行っています、日米合同地域安全パトロールにつきましては、県警察の提案によるものではなく、沖縄市が主体となり犯罪抑止や防犯意識の向上を目的として、市民、行政、米軍関係者が協力してパトロールを実施することとなったため、県警察としても必要な協力をさせていただいているものであります。議員御指摘のような提案を行うことは、県警察としては考えておりません。

県警察としましては、米軍関係者による事件・事故の防止に向け、これまでも米軍関係者に対する交通安全講話や飲酒運転体験講習を実施しておりますが、今年はさらに米軍基地内において、米軍幹部に対して県内全体や米軍関係者の刑法犯、道路交通法違反の検挙状況、日米で差のある犯罪の構成要件、犯罪被害者の置かれた状況などを説明する防犯講話を実施したり、また、米軍教育担当者に対して令和５年に改正された

刑法の性犯罪に関する構成要件や法定刑、被害者が受ける影響などを含む性犯罪の内容に特化した講話を行うなど、新たな取組を実施しているところであります。引き続き関係機関とも連携し、沖縄県の安全・安心の確保に努めてまいります。

以上です。

○喜友名　智子 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時３分休憩

午前11時３分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今議員御提案の基地内でのパトロールにつきましては、今県警本部長からも御説明がありましたとおり、県警としては基地内におけるパトロールの実施については考えていないということでございます。

県としましても、フォーラム等において米側に対し基地内での県警によるパトロールの実施については、申入れというのは考えていないところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　県警のほうは市が提案したことに協力をしているというスタンス、それから知事公室長はフォーラムなどでも申入れをする予定はないということで、警察権というか主権をやっぱり軽く見ているんじゃないかなと思っています。特に今回問題になっているのは、米軍施設外でＩＤを見せないからといって――日本国民ではなかったですけれども、民間人を押さえつけたと。こういうことを堂々とやっているこの精神性は一体どこから来るんだろうと。これは公室長が先ほど健一郎議員の質問で答弁されていましたけれども、観光客や県民が不安にならないようにとかそういう問題ではなくて、あなた方の主権が及ぶのはどこですかというところをはっきり言っていかないといけないと思うんです。そのためにも、こういった合同パトロールをする場合には、しっかりと施設外も一緒にやろう、米軍施設内も一緒にやろうという提案をしないと、沖縄の人たちは何も言わないで一緒にやってくれるからいいよねという程度で今後も同じことが続くのではないかと思います。対等な日米関係だというのであれば、県がしっかり言っていくべきではないかと思いますけれども、いかがですか。これは最初に合同パトロールに参加した知事が今の事態をどう捉えているのかも伺いたいです。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほども県警本部長から説明がありましたが、日米合同地域安全パトロールは沖縄市が主体となり、犯罪抑止、防犯意識の向上を目的として協力して行っています。他方で、基地内というのは、いわゆる日本の国内法令が適用されない治外法権の存在として、議員も御存じだと思いますが、我々は受け入れている国、政府として、やはり米側にはしっかりと隊員教育や基地の外における住民の安心・安全な生活を営むという権利を侵害するべきではないということは強く申し入れていただきたいと思いますし、そのことについては機を見て、防衛局、外務省にしっかりと伝えてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　ぜひよろしくお願いします。

次の質問です。

(3)、かつて副知事も務めた政治学者・比嘉幹郎氏は、1949年にトルーマンアメリカ大統領が承認したＮＳＣ13／３、この文書が沖縄に与える意味を指摘しました。その内容について県がどう認識しているのかを確認させてください。また、県出身研究者のこのような過去の研究を県の基地政策・地域外交にどう生かせるか、姿勢を伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　米国が沖縄を長期的に保有する方針について記された1949年の文書について研究がなされていることは承知しております。戦後80年以上を経た現在もなお、本県が過重な基地負担を強いられ続けている現状は、国際政治に翻弄された当時にその根源があるものと改めて認識したところでございます。

県としては、こうした過去の貴重な研究や歴史的事実を学び、基地問題の解決に向けた取組などに生かしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　県は、過去に日米地位協定の他国地位協定との比較調査を行っております。背景を調査する際には、沖縄に米軍基地が置かれた歴史的な経緯も調べたのではないかと思いますけれども、このＮＳＣ文書についても調査で触れたことはあったでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　他国地位協定調査を行った際には様々な文献等を――地位協定に関する文献が中心なんですけれども、確認して調査をしたという記憶がございます。しかし、このＮＳＣの文書についてま

では確認したということはないというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　日米地位協定、それから沖縄をめぐるこの日米関係の外交を考えると、刑事事件、それから騒音、環境問題など生活全般にわたっています。しかし、先ほどの合同パトロールの件に見られるように、米軍が特権的な地位と意識を持ち続けているのはなぜかというところは、根底として押さえておかなくてはいけません。この比嘉幹郎先生が指摘した研究――当時残念ながら沖縄では広がることがなかったというふうに聞いておりますけれども、比嘉先生は最近、御著書を２冊自費出版されております。私も１冊ずつ頂戴してきました。自費出版ですのでちょっと冊数は限られておりますけれども、副知事まで務めた方の御本です。ぜひ県の施策に生かしていただきたいと思います。「戦後沖縄の体験」言論集、それから「沖縄の政治文化」。この沖縄の基地問題、それから日本の外交の根底にあるのは何なのかということをしっかりと過去の先輩が研究されているわけです。ぜひ県の施策に生かしていただきたいと提案をいたします。

次の質問です。

３、公共交通政策、次世代交通ビジョンおきなわについて伺います。

(1)、沖縄本島の路線バスの営業収入は令和４年で約46億円、平成11年の約94億3000万円の７割に満たない数字です。バス路線維持のため、国・県・市町村からの補助額は年々増加傾向にあるとされますけれども、県の補助について方針を伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　県内で運行する約270系統のバス路線のうち、運賃収入による運行の維持が困難な37系統の路線に対して、国、市町村と連携しながら補助を行っております。

県としては、引き続き、国、市町村と連携しながら、地域住民の日常生活に欠かせない移動手段として、その路線の維持に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　鉄軌道の議論もずっと交通政策の中ではありますけれども、採算性が合わないということでなかなか議論が進まないと。その間に並行してバス路線維持の取組はやはりとても重要だと思います。

次の質問です。

(2)、沖縄の産業まつりで沖縄県鉄道シミュレーターを体験しました。県内の鉄軌道導入に向けて、県民の議論を喚起する助けになるのではないかと期待していますけれども、今後の活用予定について伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　そのシミュレーターが産業まつりで展示され、多くの方に利用していただいたということは報道で承知をしております。また現在、与那原町のほうで利用ができるということも承知をしております。このシミュレーターにつきましては、今後、鉄軌道の導入に向けた機運醸成を図るためのＰＲイベント等で活用できるのではないかというふうに考えておりますので、それについても検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　このシミュレーターは軽便鉄道を再現したということで、サトウキビ畑の中を走る風景だったんですよね。今後は、例えば鉄軌道の路線でまだ議論――県民の間でもまとまっていませんけれども、国道58号に鉄道を通したらどうなるのか、あるいは東海岸に通したらどうなるのかという、今の風景に合わせたシミュレーションもできるのではないかと思っています。今後、議論、県民意見の集約のために活用を期待しております。

次に(3)、次世代交通ビジョンおきなわの取組について伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　今年度から策定に取り組んでおります次世代交通ビジョンおきなわにつきましては、県民や各種ステークホルダー等と連携・協働しながら、公共交通の将来像の構築やその実現のための課題の整理、必要な取組の検討を進めてまいります。現在、県民意見を聴取するため、県内11か所でオープンハウスを実施しているほか、特設ホームページで意見投稿を求めているところです。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　次の質問ですけれども(4)、先日、会派で熊本市を訪ねて、公共交通施策について学んできました。非常に意識の高さがうかがわれる市で、その理由の一つとして、市公共交通基本条例の存在が大きいと考えています。沖縄県でも公共交通の条例策定を検討したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　熊本市公共交通基本条例が

平成25年に制定されたということは承知しております。これは市民、行政及び交通事業者の責務と基本施策を定め、公共交通により円滑に移動可能な地域社会の実現を目指すものというふうに認識しております。条例につきましては、熊本市の条例制定の背景であるとか、制定後の効果、さらには他府県の事例も調査するなどして研究してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　ぜひよろしくお願いします。

次の質問です。

４、医療……

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜友名　智子 議員　４、医療提供体制と県立病院の経営です。

(1)は、ほかの議員の質問でもありましたので省きます。

(2)、県立病院は、平成21年度から23年度にも経営再建計画を策定しておりました。経営改善に取り組んだ経験がありますが、当時と現在との経営課題の違いは何だと認識していますか。また、当時から現在にも生かせる経験は何だとお考えでしょうか。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　お答えいたします。

平成20年度に経営再建計画を策定した当時と、現在における経営課題の違いとしては、平成20年度当時は入院患者数が約70万人と高水準で推移しており、医師確保や７対１看護体制の導入など、職員を増やして医療提供体制を充実させ、診療報酬を確保する取組が有効に機能し、黒字化を達成したと考えております。一方、令和６年度の入院患者数は約55万人でピーク時の平成19年度より約23％減少しておりますが、同じ期間で職員数は46.4％増加した結果、収益と給与費のバランスが崩れていることや、全国的な物価の高騰、人口の年齢構成の変化に伴い、医療需要が急性期から包括期の高齢患者へシフトしてきていることが挙げられます。

病院事業局としましては、平成20年代前半に経営再建が一定の成果を上げた要因として、県立病院の職員全体が当時の経営環境や経営課題について認識を共有し、一体感を持って県立病院の経営再建に取り組んだことにあると考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　次の質問ですけれども(3)、令和５年度から９年度の沖縄県立病院の経営強化計画が今途中だと思います。今回の経営悪化の再建計画の見直しも必要でしょうけれども、この計画について県の対応を伺います。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　お答えします。

令和６年度決算で約99億円の経常赤字となり、事業開始以来最悪の経営状況に陥ったことを受け、従来の人員配置を強化し医業収益を確保するという方向性から、病床機能の見直しによる職員配置の最適化と、それに伴う収益と人件費のバランスの適正化という方向へ転換を図ることを基本的方向性とするとともに、病院事業債を活用し、計画期間を当初の令和９年度までから２年間延長し、令和11年度までの５か年の経営再建計画として、現行計画の改定作業を進めているところです。これにより、外部環境の変化に耐え得る経営体質の強化と持続可能な地域医療提供体制の確保を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　この職員配置の適正化というところですけれども、今の経営が悪化している中でこの適正化という言葉。やはり職員にとっては、職員の削減にしかつながらないのではないかという不安はあるかと思います。こういった点はぜひ職員の不安に向き合う形で対応していただくようにお願いします。

病院事業局にコンサルタントが入っての支援が、そろそろ１年になるかと思います。コンサルタントからはどういった提案があったのか、今後の経営強化計画、再建計画にどう反映されるのかお尋ねいたします。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　病院経営コンサルタントの活用として、令和６年度11月より始めています。令和７年度からは、本格的に経営再建に向けた伴走支援を展開しております。令和６年度は、病院経営の現状分析と課題について病院長をはじめとする病院経営幹部との議論を行い、令和７年度から具体的な取組の方向性について認識の共有を図ってまいりました。今年度の取組として、毎月の決算状況に基づき、各病院の経営再建に向けた具体的な取組状況を適時把握し、次月――次の月以降の経営改善に向けた必要な取組に関する技術的助言を受けております。また、適時把握された経営的な課題の解決に向けては、県立６病院全

ての現場に毎月訪問し、院長をはじめとする病院幹部や現場責任者と意見交換を行い、緊急度、重要度、優先度に照らし、延べ入院患者の増加策や委託契約の見直しなど、現場の業務プロセスの改善に関する技術的支援を受けておるところであります。

以上です。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　こういった取組、ぜひ現場の不安感が収まるように、中期計画まで持っていけるように期待をしております。ただ、課題はやはりまだありますね。

次の(4)の質問です。

沖縄県の医療体制において、保健医療介護部と病院事業局が担う役割、それぞれ何でしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

医療法により、国及び地方公共団体は、「国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない」とされております。そのため、保健医療介護部では、第８次沖縄県医療計画を策定し、効率的で質の高い医療提供体制の構築等に取り組んでいるところです。なお、離島・僻地医療など、一般的に不採算とされる政策医療を担っている県立病院に対しては、地方公営企業法に基づき、一般会計からの繰り出しを行うとともに、北部や離島の県立病院における医師確保に対する支援を行うなど、離島を含む本県の医療提供体制の確保に連携して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　お答えします。

県立病院は、本県の基幹病院、地域の中核病院として、離島・僻地医療、小児・周産期医療、救急医療などの不採算医療、地域で不足する一般医療のほか、災害など拠点機能を提供する役割を担っております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　ありがとうございます。

県立病院の赤字の要因のところの質問に戻るんですが、急性期から包括期への移行がうまくいっていないというお答えがありました。また、患者の受療行動の変容という答弁もいろいろな質疑で聞いているところです。保健医療介護部との役割分担を考えたときに、この県立病院の役割っていうのは、まず来た患者を受け入れることですよね。治療をして回復をして、御自宅に戻っていただくと。来た患者の受療行動の変容を考えるのは、私は局にはすごく荷が重いことだと思うんです。この部分については、やはり部がどうやって民間の病院との役割分担をしていくのか。県立病院の本来の役割は何なのかというところを考えた上で、病院と局の外部環境の変化、しっかりと部のほうでリードして方針を示さないと、局が病院と一緒にいつまでも苦労してしまうという構造的な問題は変わらないと思います。部の役割、非常に重要だと思うんですけれども、部長いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　今御指摘がありました。今県のほうでは、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制ということで、２次医療圏ごとに地域全体の医療提供をどうするかということで、協議の場を求め、医療関係者等と必要な協議・調整を行っているところでございます。その各地区の協議会の場で、県立病院を含む関係機関が地域における各病院、医療機関の役割や必要な機能について協議をしているところでございます。県立病院だけで完結するというわけではなくて、地区の包括ケアを担う病院等の連携とか、そういうふうな役割分担について、それぞれの機関の意見を聞きながら今、協議・調整を行っているところで、それにより持続可能な医療提供体制を構築し、地域医療構想を実現するというふうな認識で、今県の役割として担っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　局とそれから病院の経営、それとは別に、県内の医療供給体制と県民の医療需要をどう考えていくのかというところは――今回一般会計の繰入れが当面の病院経営をサポートするということは非常に評価はしますけれども、この急性期から包括期への移行をどうしていくのか、患者の受療行動の変容という部分はやはり部のコミットをさらに求めたいところです。

次の質問です。

(5)、離島・過疎地域の医師確保で、公立久米島病院の常勤医師確保の課題、与那国町診療所の医師確保の進捗、県内の医療ＭａａＳの運用状況について伺います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

公立久米島病院を含め離島の病院や診療所においては、常勤の医師の確保が課題となっていると承知をしております。このため県では、自治医科大学及び県立病院で医師及び専攻医を計画的に養成するとともに、

県内外の医療機関から専門医の派遣を行う基本方針の下、離島及び僻地の医療機関において勤務する医師の安定的な確保に取り組んでおります。

それから与那国診療所に関してですが、令和８年度の与那国町診療所の運営に関して、県としては、新たに指定管理を受託する可能性のある法人の紹介や法人と与那国町との面談の設定など、側面支援を行っております。加えて、与那国町診療所における２名の医師のうち１名については、県が琉球大学へ地域枠医師派遣の調整を行っているところです。与那国町に確認したところ、次年度以降の運営については、指定管理を行う方向で調整を進めていると伺っております。

さらに県内での医療ＭａａＳとしましては、民間事業者において、主に観光客を対象とした自由診療が行われているものと承知をしております。県民向けの活用につきましては、他県の事例等を踏まえて研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　ありがとうございました。

次に５、文化行政と子ども行政についてです。

(1)、県立芸術大学の第１期中期目標期間の業務実績評価が出ました。今後県からの支援内容を決定する際にどう扱われるのでしょうか。また学内でのハラスメント対応について、県の取組を伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県立芸術大学の業務実績評価書は、次期中期目標の策定、予算の要求など、ＰＤＣＡサイクルを効果的に機能させるために活用されます。また、ハラスメント対応について大学に確認したところ、事実関係が明らかになり次第、法人規程に基づき厳正に対処するとのことであります。

県としては、地方独立行政法人制度における法人の自律性・自主性を尊重し、調査状況を注視しているところであり、引き続きプライバシーに配慮しつつ説明責任を果たしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　このハラスメント事案については、新聞報道がありました。県は、芸術振興財団と大学にも出資、補助金を出しています。ハラスメント対応については、業務実績評価には入らないんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

業務実績評価の中では、全体評価、項目評価がございます。全体評価では、今回の事案については、第１期の中期目標の達成については、着実な業務進捗状況にあると評価されております。あと、個別の評価は５つございます。１つ目が教育研究の質の向上、２つ目が業務改善及び効率化、３つ目が財務、４つ目が自己点検評価、そしてその他という業務がございます。その部分で、今般の件で改善すべき点として、ハラスメントが記載されているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　大学の自己評価をそのまま受け入れているようにも見えますけれども、ぜひこの件、芸術人材の育成に関わる機関ですので、県がしっかりした関与をしてくれることを望みます。

次の質問です。

すみません、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜友名　智子 議員　すみません、質問(3)から行かせてください。

母子栄養強化事業について、県の取組を伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　母子栄養強化事業ですが、特に栄養強化を必要とする妊産婦または乳幼児に対して、ミルクを支給する国庫補助事業として行われておりましたが、平成24年度からは地方交付税措置され、各市町村において独自の方法で実施されております。

県としましては、各市町村にベビーミルク支援の有無、活用予算、それから対象者の要件などを調査し取りまとめ、全市町村へ共有したところでございます。これらの情報を参考に、各市町村の取組が推進されるよう、引き続き市町村を支援してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　県が市町村の状況を取りまとめて共有をしていただいたということは、市町村の取

組にも参考になるかと思います。引き続きよろしくお願いします。
　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前11時30分休憩
　　午前11時30分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○喜友名　智子 議員　我が党関連の質問です。
　企業局導水管の破裂事故について、断水の広報の在り方をお伺いいたします。今回の県民への周知は、どのように実施したでしょうか。
○中川京貴 議長　企業局長。
○宮城　力 企業局長　企業局の重要な管路の破損を受け、05時39分に工業用水ユーザーへ断水を通知、受水市町村に対しては08時24分に第一報を発した後は、随時状況を報告しておりました。マスコミに対しては、広報課と連携しながら09時56分にプレスリリース、10時30分に記者会見を行っております。また、12時30分頃に企業局ホームページへ被害状況や断水の可能性等について掲載した後、広報課と連携し13時26分に県のトップページへ、13時44分に県公式Xへリンクを作成し、広く県民への情報発信に努めたところです。以降、適宜、局ホームページに情報を更新しておりました。
　以上でございます。
○喜友名　智子 議員　ありがとうございました。
　今回の広報、情報連携していただいたことに感謝いたします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前11時32分休憩
　　午前11時34分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　渡久地　修議員。
○渡久地　修 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前11時35分休憩
　　午前11時35分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○渡久地　修 議員　バス・モノレール半額実証事業の意義と目的について、最初に伺います。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　県では、昨年９月にわった～バス利用促進乗車体験事業を実施し、バス料金の無料日において、利用者が大幅に増加する効果が確認されました。今年度は、同事業の成果や課題を踏まえ、県民からモニターを募集し、バス・モノレールの利用料金を半額にして利用実態を調査する実証事業を行うこととしており、その調査分析結果を活用して、今後の公共交通の利用促進に向けた取組の強化につなげてまいりたいというように考えております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　渡久地　修議員。
○渡久地　修 議員　現在、県と国は赤字バス路線に対して補助を行っていると思いますが、その額を教えてください。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　国、県、市町村で連携して補助しております。総額で、直近の実績で言いますと約５億8000万円となっております。
○中川京貴 議長　渡久地　修議員。
○渡久地　修 議員　次に70歳以上の高齢者の人口と、その中でバス・モノレールを利用している人数が分かるんでしたら教えてください。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　70歳以上の人口につきましては、令和７年１月１日現在になりますが、住基人口で言いますと約26万5000人となっております。ただその中でバスの利用者、モノレールの利用者の年齢別の統計はございませんので、これについては答弁はちょっとできない状況にあります。
○中川京貴 議長　渡久地　修議員。
○渡久地　修 議員　次に、70歳以上の高齢者の車の運転免許保有者数、それから70歳以上の運転免許の自主返納は、年間どれぐらいいるか教えてください。
○中川京貴 議長　警察本部長。
○小堀龍一郎 警察本部長　70歳以上の運転免許保有者数は令和６年12月末時点で13万9610人となっております。また、70歳以上の運転免許証自主返納者数は、令和６年中で3334人となっており、過去５年間を見ますと毎年2000人台から3000人台で推移しています。
　以上です。
○中川京貴 議長　渡久地　修議員。
○渡久地　修 議員　次に、今回実施するこの実証事業を踏まえて、次年度早急に高齢者のバス・モノレールの半額実証事業を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　先ほど御案内した半額の実証事業につきましては、来週の月曜日から来年１月末までの実証期間となっております。当該実証事業において、高齢者を含む県民モニターの移動データ等の収集

や詳細なアンケート調査を実施して、利用実態の分析や実証事業の効果検証を行うこととしております。こういったデータ分析をまず行った上で、どういった取組ができるかというのを検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　それと、これ期待が高まっていますけど、バス・モノレール路線以外の高齢者や交通弱者の移動支援をやってほしいという強い要望がありますので、それについての県の取組をお願いします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　バス停等から離れた地域の高齢者等につきましては、市町村が地域の実態を踏まえ、コミュニティーバスやデマンド型交通等を導入しており、これと路線バスを接続することで、高齢者に対しても広域的な移動につなげてまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　知事、去年の無料事業、そして今回の半額実証事業、非常に期待が高まっています。先ほど答弁ありました。公共バスに年間約６億円補助していると。そして70歳以上が26万人、そのうち約半数が免許も持っていると。これからさらに高齢化が進んでいくという意味で、これ非常に私は大事だと思います。今回の実証事業は、全年齢対象ですので、企画部長からあったようにそれを踏まえて、次年度、早急に実証事業の一つとして、70歳以上の高齢者の半額、無料敬老パスを１か月でも半年でも数か月でもまずやってみるということはとても大事だと思いますが、知事いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　昨年の１か月間、水曜日、日曜日のバス無料実証事業については、非常に多くの方々から、普段なかなか利用しなかったバスを利用することができた、あるいはより遠距離に本当に――何て言うんでしょう、安心して行くことができたという改めて公共交通の在り方についての実証結果が得られたものと思います。そして今般、今月15日から来年１月末までバス・モノレールの半額実証事業を行いますが、先ほど答弁もさせていただきましたとおり、バス・モノレール路線外の高齢者や交通弱者の方々にどのようにその移動手段を提供するかということは、まさに沖縄における少子高齢化社会へ向かうということを考えても、高齢者の方々の今の動向についても、調査をする必要があるというように考えております。引き続きどのような方法、どのようなターゲットといいますか、どのような方々を対象にまた調査を行っていくかについては、部局においてもしっかりと検討してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　ぜひ来年度、実証事業をまずできるように、一歩進んでいただきたいと思います。

次に、高校卒業までの医療費無料化について、これまでの中学校卒業までの医療費無料化の成果について伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

県では、平成６年度にゼロ歳児を対象とした医療費助成を開始して以降、平成19年度に３歳児まで、平成27年度から就学前まで対象年齢を拡大し、平成30年度から現物給付を実施するなど段階的に進めてきたところでございます。令和４年度からは、対象を中学校卒業まで拡大するとともに現物給付を実施しており、令和６年度に実施した小中学生調査では、令和３年度時点より経済的理由により受診抑制した割合が改善するなど、一定の効果が確認されたところでございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　私たちの周りでも保護者からも大変喜ばれています。そして皆さんが行ったこの子ども調査、このアンケートでも表れていますけれども、この中で高校卒業まで医療費の無料化を拡大してほしいというのは、私たちにも寄せられているし、県にも寄せられていると思いますけど、これ紹介してください。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　小中学生調査では、経済的に厳しい状況にあり、精神的に追い詰められていたが、子ども医療費が無償化されたことにより経済的負担が軽減され、大変助かっているなど喜びの声や、それから対象年齢を高校卒業まで拡大してほしいとの要望が寄せられているところでございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　現時点で県内の自治体で高校卒業まで実施、あるいは実施予定の自治体は幾つですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

令和７年10月１日現在、18歳までを助成対象とする市町村が26市町村まで増えているという状況でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○渡久地　修 議員　ちょっと休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　今多くの自治体でも、約半分以上で実現されているということで、ぜひ県としても実施してもらいたい。どうですか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

県では毎年、市町村担当者会議を開催しておりまして、市町村と連携しながら子ども医療費助成に取り組んでいるところであります。今年度につきましては、今月にこの市町村担当者会議を開催する予定にしております。令和４年度に拡大した際には、システム改修費の補助に係る予算措置なども含め、市町村と丁寧に協議しながら合意形成を図って中学校卒業まで拡大してきたところでございます。18歳まで拡大することにつきましても、市町村と課題をより具体的に確認するなどして協議を継続してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　知事、今の答弁にあったように、中学校までの拡大、これとても喜ばれています。そして高校までがもう過半数を超えていると。県内に住む保護者で、自治体によって無料のところと有料のところと格差が出てくると。これは、埋めないといけない。格差をなくすのはやっぱり県の役割だと思いますので、県から積極的に多くの自治体とよく相談して、早期に実現したいということで、ぜひ知事が先頭に立ってやっていただきたいと思います。知事の決意、お聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど、こども未来部長から答弁がありましたとおり、実はこの子ども医療費、中学卒業まで拡大したい。それは、それまで市町村それぞれの財政状況に合わせた取組になっていましたので、県も協力する形で中学卒業までを基準にしたいということで約１年半かけて協議をさせていただきました。当然、18歳まで助成対象とする場合には、おのおののまた市町村の財政事情をしっかりと考慮しなければならないと思いますし、またその財政事情が好転できるような、例えば国における財政措置等々なども方向性を見ながら、これから18歳までどのようにして、いつのタイミングで引き上げることができるかについては、しっかり協議を進めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　知事の今の答弁、いつのタイミングということで、要するにいつ実施するかというところにもう来ているので、ぜひ次年度から実現できるように、知事も部長も頑張っていただきたいと思います。

次に、離島振興についてお尋ねします。

(4)、小規模離島において社会機能を維持するために県、自治体、ほかの公共機関、民間等と協働した新たな仕組みを研究することについて伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　小規模離島等において社会機能を維持するためにガソリンスタンド、金融機関、小売店などのユニバーサルサービス、それを維持することは大変重要だと思っております。全国の事例についても研究してまいりました。その中で例えば、住民出資の合同会社を設立したり、郵便局との包括連携協定を締結して日用品とかを販売する、そういった取組についても確認できております。今後そういった地域資源を生かしながら、ユニバーサルサービスの維持に向けて市町村とも連携しながら取り組んでまいりたいと思ってますし、今年度新たに小規模離島における持続可能な社会の実現をテーマとした万国津梁会議のほうも立ち上げております。そういったところでも議論してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　この件について、総務企画委員会で何度も提起してきましたけれども、今回やっと皆さん方が大きく研究へと歩み出したと。そういう意味では沖縄の小規模離島は非常に今厳しいですので、ぜひ加速させていただきたいと思います。

次に、御茶屋御殿の復元について。

戦争で焼失した御茶屋御殿の復元について、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画、実施計画での位置づけについてお願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画、実施計画にお

いて、御茶屋御殿等の地域に点在する文化資源の段階的な整備について、事業主体や保存に係る調査等の課題解決に向けて、那覇市、国と連携して実現可能な方策や観光資源としての利活用の検討に取り組むことが位置づけられております。

以上です。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　これまでも提起してきましたけど、やっぱり首里城公園に取り込んでいくことがとても大事だと思います。そのことと、茶亭の先行整備ですね。これも提起していますけど、そこについてお願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　現在、県におきまして事業化可能性検討業務を実施しておりまして、都市公園による整備方法として、市営、県営、国営公園における御茶屋御殿復元の位置づけ、また妥当性について検討しているところでございます。また、復元を前倒しするための整備方法として、茶亭復元のみを行う事業手法の可能性についても検討しております。当該検討業務の成果取りまとめ後に、那覇市、県、国で構成されるワーキンググループの中で、情報共有、意見交換を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　知事にお尋ねします。

戦争で焼失した円覚寺、それから中城御殿――円覚寺はもう復元工事が今始まっています。中城御殿の本殿はやがて完成します。首里城地下の32軍壕も保存公開に大きく動き出しました。残されているのは御茶屋御殿です。これが21世紀ビジョンに明記されて、去年、今年度と皆さんが調査費つけて、一歩動き出したんですよね。そういう意味では、この復元期成会も県民もとっても喜んでいます。知事、ここまで来ているので、ぜひ次年度、この御茶屋御殿復元事業の調査費を予算にしっかりと計上して調査を進めていただきたいと思います。知事の思いを聞かせてください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　御茶屋御殿の復元につきましては、沖縄21世紀ビジョンにもその地域に点在する文化資源の段階的な整備について、那覇市、国と連携して、実現可能な方策や利活用の検討に取り組むというように、抜粋して申し上げますとそのように方針を書かせていただいております。現在の御茶屋御殿の跡地については幾つかのパターンに分けて、どの部分であればそこが取得できるか、あるいは整備ができるかということについても部局において調査を進めさせていただいております。具体的にまた次年度、今度はどのように調査範囲を拡大し、より実現する方向の可能性を見つけることができるかについて議論をしてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　私は、ぜひ事業調査費を計上していただきたいと思います。

次に、龍潭線歩道の整備、これについて様々な意見が寄せられています。歩道には十分な幅もありますので、みんなが納得できるような整備にしていただきたいと思います。いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　龍潭線の歩道舗装につきましては、那覇市都市景観審議会の審議を経まして、現在の石張舗装とすることが決定され、これまで整備を実施してきているところでございます。しかしながら、歩道舗装につきましては、石張舗装から他の工法への変更や石張舗装での整備の継続など様々な意見がございます。地域住民や関係者と意見交換を行いながら整備方針を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　通り会とか地域住民から滑るとかいろんな意見があります。私現場での交渉に立ち会いましたけれども、歩道の幅は３メートルありますので、それぞれの意見を取り入れた整備は十分可能です。近くの県道、市道もそういう整備もされています。部長、何よりも大事なのは、県の公共工事で一方の意見を切り捨てて、住民の間に対立とか分断、亀裂を県が持ち込んではいけないということなんですよ。これだけは絶対避けないといけない。近くの守礼門、近いですけどそこには守礼の邦という額も掲げられています。それぞれの意見を尊重して、みんなが納得してみんなに喜ばれるようにするのが私は県の事業だと思いますので、それは県の部長も職員の皆さんのまたやりがいだと思いますので、ぜひそういう立場でやっていただきたいですが、最後よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　当該龍潭線の歩道舗装につきましては、いろんな意見がございます。地元関係者ですとか関係機関と十分に調整を行いながら整備方針を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　次に、世界のウチナーンチュ大

会で、琉舞、エイサー、空手演舞のほかに、全島の旗頭と獅子舞が勢ぞろいする演舞会をとの提案が寄せられていますが、それについて伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

世界のウチナーンチュ大会は、国内外のウチナーンチュとの絆を再確認し、県民との交流促進、次世代のウチナーネットワークを担う人材育成等を目的に開催しております。過去の大会では、琉舞、エイサー、空手等の演舞を通じて、海外参加者と県民の交流促進に取り組んできました。令和９年度の第８回世界のウチナーンチュ大会においても、旗頭や獅子舞を含む沖縄の伝統文化に触れる機会を設け、ウチナーネットワークの継承・発展に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　ちなみに旗頭と獅子舞の歴史と伝統及び全県でどれぐらいの件数が継承されているかお願いします。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

まず、旗頭と獅子舞の数について御説明します。

市町村で把握している数を集計したところ、旗頭が281件、獅子舞が155件となっております。続いて歴史等について少しコメントいたします。旗頭は地域の繁栄を願う旗印としてつくられ、大綱引きを応援する際の演舞に使われており、形や色彩などそれぞれの地域ごとに特色のあるものとなっております。近年では各地域だけでなく小中学校ごとに旗頭がつくられ、イベントが開催されるなどその実施団体も多様化しております。また、本県の獅子舞は、それぞれの地域の繁栄を祈念する豊年祭における伝統行事として県内各地で行われております。400年以上の歴史を持つ浦添市勢理客の獅子舞は、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に指定されております。また、500年以上前から続くとされる那覇市首里汀良町の獅子舞や約250年の歴史を持つ首里末吉町の獅子舞は、那覇市指定の無形民俗文化財として指定されているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　次に、我が会派の代表質問との関係で、瀬長美佐雄議員の代表質問に関連してお尋ねします。

米軍単独パトロールで憲兵が民間人を逮捕し日本人も逮捕できると発言したとのことですけど、本当に逮捕できるんでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

県としては、米軍憲兵隊による米軍施設・区域外でのパトロールはリバティー制度を遵守させることを目的に実施されており、米軍人を対象としていると考えております。改めて、今般の報道を受け、米軍憲兵隊による米軍施設・区域外での逮捕権行使の対象について外務省に照会をしておりますが、現時点で回答はないというところです。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　他国ではどうなっていますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県が他国地位協定調査を実施した韓国の平沢市の担当者に照会したところ、韓国では米軍憲兵隊は警察との合同パトロールは実施しているものの、2013年の韓米の合意により、基地の外で単独パトロールはできないこと、米軍人等以外のいかなる人に対しても法執行ができないこととなっているとの回答がありました。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　韓国では、民間人を逮捕できない。この韓国で誤認逮捕した場合、韓国の法律ではどうなりますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　韓国において米軍憲兵隊が誤って民間人を誤認逮捕した場合に、韓国側の国内法で当該憲兵隊を罰することができるのかについては、現在、平沢市の担当に改めて照会してもらっているところでございます。なお、基地の外で単独パトロールを実施しないなどの韓米合意が行われた背景について、平沢市の担当者からは、2012年に米軍憲兵が不法に民間人３人に対して手錠をかけた事実がマスコミに報道された。このことが韓国国民の怒りを呼び起こし、米第７空軍司令官が謝罪をした。韓国警察が当該米軍兵士に対して不法逮捕罪を適用し、起訴意見で検察に事件を送致するなど事件が社会的な問題となったことを受けて、両国政府が米軍憲兵の兵営外パトロール運営原則を改善することに合意した旨の回答があったところです。

以上です。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　今の韓国の事例は、今回の沖縄での事例と全く同じようなことですよね。韓国ではい

わゆる国の自主権、主権を守っている。そういう意味でこれは知事、国に対して今の法律を変えて米軍に対してもしっかり意見を言わないと。何か復帰前の米軍占領時代と誤解しているんじゃないですかね。そういうふうに逆戻りしてしまう、そんなことさせてはいけないと。だから、日本の主権を守るべきだと。知事の見解お願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　合同パトロールは、やはり防犯などを――治安維持と言いますか、防犯を主として行っているものというふうに認識をしておりますが、今確認をさせております基地の外においても、日本人も拘束することができるというようなことは、本当に法的にそれができるのか否かについて、今外務省に確認をさせていただいております。その確認をいただいてから、また部局のほうでどのような要請をするかについて検討をしていきたいと思います。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　韓国では主権を守っていると。韓国ではもうできないということでやっていますので、しっかりここはやってください。

次に、同じように代表質問との関連の２つ目、高市首相の発言と現在の日中の緊張激化についてお尋ねします。

まず、1972年の日中共同声明の第二項と第三項、78年の日中の平和友好条約の第１条、2008年の日中共同声明の４、互いに脅威にならないという項目、2014年、尖閣諸島周辺での日中間の確認についてどのように明記されているか紹介してください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

まず1972年の日中共同声明についてです。1972年の日中国交正常化の際に締結された日中共同声明では、第二項で、「日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。」第三項、「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」と書かれております。続いて1978年の日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約では、第１条１、「両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。」、第１条２、「両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。」と書かれています。2008年の「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明では、「双方は、互いに協力のパートナーであり、互いに脅威とならないことを確認した」と書かれています。さらに2014年の日中関係の改善に向けた話合いでは、「双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一致をみた」と書かれています。

以上です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時８分休憩

午後０時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　私たちは、日本共産党は、この台湾有事における存立危機事態という高市首相の国会答弁を撤回すべきだと求めています。今日は、知事にお尋ねしますけど、この軍事的な経済的な緊張関係の一番被害を受けるのは私たち沖縄だと思います。そういう中で、沖縄県としてどういう立場が大事なのかという点で、これまでの議論や知事の答弁なり聞いて、私なりに整理してみました。

まず大前提として、今のこの４回の条約、合意、確認事項、これをしっかりその全ての履行を求めるという立場に立つ。これが大前提で、その立場に立って、2008年の一つあった、互いに脅威にならないということを確認しているわけですよ。互いに脅威にならない。互いに脅威にならないということはどういうことかと言ったら、双方が緊張と対立を悪化させる行動を自制する。そのためには中国に対して、やっぱり東シナ海などでの力を背景にした――尖閣も含めてですよ、力を背景にした現状変更の動きをやめることだということを県としても求めるべきだし、日本政府に対しては、沖縄本島や先島への敵基地攻撃能力を持ったミサイルの配備など、軍備拡大をやめることだということをしっかり県の立場として求めることが大事だと思います。

２つ目に、尖閣諸島での緊張状態。これが生じていることについて、先ほどあった2014年の合意事項では、異なる見解を有していることを認識して、対話と協議を通じて解決するんだと、そのための危機管理メ

カニズムを整えないといけないということを確認しているわけですよ。今こそこれが大事だと思いますけれども、知事、そういう立場がとても大事だと思いますが、知事の見解お願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　お答えいたします。

沖縄県では、日中双方が対話と協議を通して相互信頼関係の構築に努めることは、地域の平和と安定につながるものであり、日本政府に対してこれまでの日中両国の合意事項を尊重し、冷静かつ平和的な外交・対話によって中国との関係改善を図ることを要請しております。

沖縄県としては、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼関係の構築に貢献していくことが、我々としては国の外交を補完する意味で沖縄県の地域外交の重要な役割であるということも考えております。また、いわゆる米軍基地が集中していることに加え、反撃能力を有する装備の配備等による抑止力の強化がかえって地域の緊張感を高め、不測の事態が生じることを懸念しており、これまで機会あるごとに政府に対して反撃能力を有する装備の本県への配備は行わないことを要請してきております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　私は、日本政府に対してはやっぱり敵基地攻撃能力を持ったこのような軍備拡大をやめるべきだと。中国に対しては力による尖閣はじめ東シナ海の現状変更をやめるべきだという立場をしっかり取る必要があると思います。

そして３つ目に知事、やっぱり沖縄県のこれからの進むべき方向は――皆さん方が今計画している恒久平和に貢献する沖縄ビジョン、それに対する提言書、これ読ませていただきました。やっぱり国際社会に訴える県の立場、県が貢献する立場というのが書かれている。沖縄県の地域外交を今こそ発揮する、非常にこれは大事な時期だと思います。改めて知事の見解をお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）に関する提言書では、目指すべき将来像として、「戦争・武力紛争がない社会構築への貢献」と「アジア・太平洋地域の「人間の安全保障」への貢献」が示されています。また沖縄県が、恒久平和に貢献する意義として、沖縄戦の悲惨な経験を経て、現在も米軍基地から派生する諸問題により人間の安全保障が脅かされている沖縄県民が、万国津梁の志を持って恒久平和を願い、その実現に向けて貢献するビジョンを国内外の人々と共有し、地理的特性や独自の国際ネットワークを生かして行動することは大きな意義があるとされております。

沖縄県としましては、この万国津梁会議の提言や県民意見を踏まえ、できるだけ早期に恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）を策定し、恒久平和の実現に向けて、着実に前進してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　（資料を掲示）　この沖縄ビジョン、これとても今大事になっていると思いますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時16分休憩

午後０時16分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○渡久地　修 議員　次に、瀬長議員の代表質問中、企業局の漏水事故による断水について質問します。

今回のこの事故を聞いて、私６年前に福地ダムに――水源地に米軍機が墜落したら大変なことになるよということを質問しました。そのことを思い出しました。それも含めてその後どうなったのか、今回のことを含めて質問したいと思います。

（パネルを掲示）　今回、大宜味村での送水管破裂だったんですけれども、これは福地ダムの図ですけれども、この根元、福地ダムからの企業局への送水路の根元で、もし事故があったらどうなりますか。お願いします。

○中川京貴 議長　企業局長。

○宮城　力 企業局長　本島北部のダムの水を浄水場に送る管路は３系統ございます。そのうち福地ダムからは２系統で直接導水することが可能です。企業局では、これら３系統の管路のいずれかが漏水等により通常のルートでは水を送ることが困難となった場合に備えて、管路を東西に布設し冗長化を図ってきたところでございます。

○中川京貴 議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修 議員　２系統あるから、一方が事故になっても大丈夫ということなんですけど。一番心配しているのは、このダムの内側、ダムと水源地、そこで事故が発生したらどうなるかという点で、特に私が一番心配しているのは、米軍機が墜落したらどうなるのかと。これは空想的な話じゃないんですよ。12年前に宜野座村の大川ダムの水源地に米軍機が墜落しました。そのときどうなったかというのを答弁お願いしま

す。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。
　平成25年８月５日に宜野座村大川ダム付近で米軍ヘリの墜落事故が発生し、水質の安全性が確認できないとして、事故発生当日から翌年の平成26年８月13日までの１年と８日間、取水を停止しておりました。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　渡久地　修議員。
○渡久地　修 議員　このダムは１年間取水できなかったんですよ。
　次に８年前、高江で米軍ＣＨ53ヘリの不時着炎上事故が起こりました。これは福地ダムの水源地から僅か400メートルでした。一歩間違えば、福地ダムの水源地、この水源地に米軍機が墜落していたら、僕は取水は止まっていたと思うんですが、これどうですか。
○中川京貴 議長　企業局長。
○宮城　力 企業局長　企業局では、健康に影響を及ぼすおそれのある水質汚染事故が発生した場合には、企業局危機管理指針に基づき直ちに取水を停止し、汚染状況調査や水質検査を行うこととしております。仮に米軍機等が福地ダムの流域に墜落した場合については、事故の状況に応じて同様の対応を行うこととなります。また取水の再開については、水質検査等により、安全性を確認した後に行うことになります。
　以上です。
○中川京貴 議長　渡久地　修議員。
○渡久地　修 議員　福地ダムの上流に４つのダムがあるんですよ。４つ。これ４つ別々のように見えるけれども、１本の導水管でつながって一体なんですよ、一体。だから、これでは福地ダムに米軍機が墜落したら上流は使えないよと。だから、上流の４つのダムから直接取水できるように新たな導水管を造るべきじゃないかというのを６年前に提案しました。それについてどう検討したか、お願いします。
○中川京貴 議長　企業局長。
○宮城　力 企業局長　福地ダムより北の４つのダムから直接取水するためには、30キロメートル程度の迂回導水路の整備が必要となりますが、これについては莫大な費用や膨大な期間を要することが見込まれます。加えて、建設費並びに維持管理に要する大きな費用負担が生ずることから、企業局の経営に大きな影響を及ぼすことが想定されます。さらに、今現在、企業局で行っております老朽化施設の更新、耐震化対策のスケジュール等にも影響することが懸念されるところでございます。
○中川京貴 議長　渡久地　修議員。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　午後０時22分休憩
　午後０時22分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○渡久地　修 議員　莫大な費用がかかるということで、無理だということなんですけど、墜落事故を絶対起こさないようにしないといけないということになります。（パネルを掲示）　それで、これ、６年前に作成して示したパネルですけど、福地ダムの水源地と米軍訓練場の重なり割合、そしてヘリパッドはそこに何か所あるか、水源地に何か所あるかお願いします。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　北部５ダムの水源地のうち、北部訓練場が占める割合について、正確に算出することは困難ですが、福地ダム及び新川ダムの流域の多くの部分並びに安波ダム及び普久川ダムの流域の一部が北部訓練場と重なっているものと承知しております。また、令和元年10月時点で、北部訓練場にある米軍ヘリパッドのうち、ダムの流域内には17か所存在するものと承知しております。
　以上です。
○中川京貴 議長　渡久地　修議員。
○渡久地　修 議員　この緑の部分が水源地です、緑。それで、このだいだい色が水源地と訓練所が重なった部分、大部分が重なっているんですよ。だから、汚染される、墜落の危険が常にある。いつも訓練しているからそれをやめさせないといけない。だから先ほどの迂回導水路というのは非常に困難ということでもあるので、それよりもこれを絶対止めないといけない。北部訓練場の撤去、そして米軍の水源地上空での訓練をやめさせると。これがとても大事になっていると思いますけど、知事いかがですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　北部訓練場については、日常的に航空機の騒音等の基地被害も発生しており、またさらにそのほとんどが国有地であり、駐留軍労働者が少ない訓練施設であること、世界自然遺産登録地に隣接し、希少な固有種が数多く生息、生育する生物多様性に富んだ地域であることなどから、県としてはその訓練場の完全な浄化事業、例えば、そこで残っている薬きょう、あるいはその他訓練から派生する様々な物質等の完全除去等も含めて、日米両政府においては、返還を検討していただく必要があると考えております。
○中川京貴 議長　渡久地　修議員。
○渡久地　修 議員　これ命に関わる水源地なんです

よ。その上空での飛行をやっぱりやめさせる。そして、北谷浄水場も米軍基地の中からの取水がありますよね。そういう意味では、沖縄の水源地が米軍基地に取られているという理不尽な状況は変えないといけないと思うんですけれども、水源地における米軍基地との関係、どれぐらいの面積が重なっているかというのは、公室長、今後しっかりと調査して県としての対応を取ることが必要だと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほども少し答弁させていただきましたが、その水源地と基地の関わりについて正確に算出することは難しいだろうと考えておりますが、ちょっとどのようなことができるかということは検討したいと思います。

以上です。

○渡久地　修 議員　あと２秒。

○中川京貴 議長　総時間が終わっていますよ。

○渡久地　修 議員　失礼しました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時26分休憩

午後１時41分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　最初に、早いもので昨年12月に出産した長男が１歳になりました。（拍手）　ありがとうございます。ここまで無事に大きくなれたのは、周りの皆さんの支えがあったからで、感謝申し上げます。

この１年を振り返りますと、私が６月議会から本議会に出席できたのは、議会中に子どもの面倒を見てくれるスタッフを雇うことができたことが大きいのですけれども、誰もがそれをできるかというと確実ではありません。今後どのような制度があれば、女性が子育てをしながら議員活動をすることができるかについて、経験を生かして調査研究し、提案していきたいと思います。

では、質問に入ります。

県立病院の経営再建について。

県立病院の経営再建に向けての取組が北部医療センターの整備や医療機能に与える影響について伺います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

公立沖縄北部医療センターの医療機能については、令和２年７月に県及び北部12市町村等の関係団体で合意した、北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書において、県立北部病院と北部地区医師会病院の診療科目等を維持することを基本とすることが定められております。県立病院の経営再建の取組は、県立病院に求められる医療機能の維持を前提としたものと承知しており、その取組が直接的に北部医療センターの医療機能に影響を及ぼすことはないと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　現在の県立北部病院の最大の課題は医師の確保であり、その他の医療従事者の確保だと聞いていますがそうでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時45分休憩

午後１時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　北部病院のみならず、宮古病院や八重山病院も同じく医師並びに看護師を含めた医療従事者の確保には、かなり苦労はしておりますけれども、診療に影響が出ないように、あるいは中部病院であったりとか南部医療センターからも応援を出しながら今のところやっておるところであります。

以上です。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　経営再建を考えていくに当たって、今出されている方針、全体的な県の方針は必要だとしても、やはり離島とか北部の地域課題に合わせていかないといけないなと思うんですけれども、北部では、今県立病院ということで職員を異動させて確保することができていると思うんですけど、北部医療センターとなったときに同様に確保できるのかという不安がありまして、その確保は主として北部医療財団が考えることだと思いますが、県としてどのような対応を考えていますか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　北部医療センターの人員の確保につきまして、新しい病院となりますので運営する北部医療財団のほうで確保に努めておりますけれども、今県立病院で働いている方々についても一定期間、派遣という形で、こちらの北部医療センターのほうで勤務できるかどうかということも視野に入れ

ておりまして、北部医師会病院、それから県立病院の職員を対象に転籍意向調査というのを毎年やっております。転籍意向調査については、北部医療センターで勤務してもよいか、あるいは北部医療センターに派遣だったら行ってもいいかというふうな形で、今毎年のように数を数えております。これは全体の職種に関わることですので医師だけではないんですけれども、そのような形で転籍意向調査を行って、必要な人数が確保できるように今調整をしているという状況でございます。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　実際に、今も県立北部病院で働く職員の約７割が中南部からの通勤だったり、単身赴任だというふうに聞いているので、やはり北部医療センターに統合されてもそのまま働き続けたいと思える環境を整えておく必要があると思います。経営再建を進めるに当たっては、働く職員との意見交換を丁寧に行って、納得を得ながら進めてもらいたいと思います。

次に、水道水のＰＦＡＳ等の汚染対策についてです。

北谷浄水場粒状活性炭の取替え費用について、国は、現時点ではＰＦＡＳ等の汚染について、米軍との因果関係が明らかでない以上、維持管理費について防衛省単独での支援はできないと言っています。他方で、ＰＦＡＳ等の汚染原因の究明と必要な対策実施のために嘉手納基地内への立入調査をしようとしても、現在の日米地位協定では米側に応じる義務がありません。そうであれば、今県としてできることは、ＰＦＡＳ等の汚染が米軍基地由来のものであることを立証する一つの手段として、県民の血液検査を実施すべきだと思いますが、県の考えをお伺いします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　今県のほうで行っておりますＰＦＡＳに関する健康影響対策検討委員会で有識者から意見を伺っているところです。この委員会の中では、血液検査を実施する場合の要点、留意点等についても検討することとしているところです。血中濃度に関する基準等が定まっていない中で、県が血液検査を実施するには、検査を受けた方に対するフォローアップの体制などについて事前に審査を受けるなどの整理すべき課題があると考えておりますが、その点も含め今委員会の先生方に御意見を頂きたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　これまでも県や知事の考えは、特に新垣議員への答弁で詳しく聞いてきましたけれども、このＰＦＡＳが全世界的に禁止された理由というのが、血中濃度が高いほど甲状腺疾患、肝疾患、腎臓がん、胎児の発育低下などにつながる可能性が高いと言われているからです。実際、米軍も基準値を超えた水道水は使えないとして給水請求しているわけです。そうであれば、血中濃度に関する基準が定まっていなくても、健康被害が確認されていないイコール安全というわけではないわけですから、血液検査は沖縄県民が置かれている状況を示し、ＰＦＡＳ汚染が米軍基地由来のものであることを立証する材料になると考えています。また、私は、ＰＦＡＳについては米軍基地における問題にとどまらず、そもそも人間が便利さを追求した結果、自ら悪影響を及ぼす物質をつくり出してしまったという環境保全の観点から考える問題だとも思っています。そのためには、この血液検査の結果というのは、私たちが今後どのような社会をつくっていくのかを考えるときの資料になるとも考えますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

様々な研究が行われておりまして、ＰＦＡＳに関して、肝機能あるいは新生児の出生体重が小さいという、そういう個別の研究は、今多く発表されております。特にエコチル調査という国内全体で大規模な今調査をやっていて、それについてＰＦＡＳ等について、一つ一つの論文は出ているんですけれども、それらの中からそれを統合した形で、では正常値はどのくらいで、どのくらい体に入ったらどういう症状が出るのかっていうところの基準がまだ定まっていないところでございますので、それについて今国のほうに、基準の設定あるいは基準を超えた場合の対応について求めているというふうな状況でございます。議員御指摘の、基地内の環境汚染が周りの人の血液を採ったことで立証できるかということにつきましては、環境省が出したハンドブックの中では、やはりＰＦＯＳ・ＰＦＯＡは数年かけて体外に排出されること、体内でどのように吸収・分布・代謝・排せつされるかは不確実な点が多いため、血中濃度の結果からＰＦＡＳを摂取した量、時期、期間等を推測するのは困難であるというふうなことが示されていて、なかなか人の血液と環境の汚染が直結してその根拠となるかどうかというところについては、まだ課題が多いのかなというふうに考えている状況でございます。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　分かりました。

ただ、血液検査の方法――課題があるのは分かるんですけれども、例えば方法について提言ですが、屋良朝博衆議院議員が国会で提案していたのですが、希望する人の検査をするというのではなくて、県内の医療機関に既にかかっている患者が血液検査をするときに、ついでにＰＦＡＳの検査項目を入れて選べるようにするというやり方など、いろんな方法も含めて前向きに検討していただきたいと思います。

次に、海砂利の総量規制についてです。

沖縄県における海砂利の直近10年間の平均採取量は約136万立方メートルということでありますが、使途の内訳について伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　お答えいたします。

本県で採取された海砂利については、民間事業者によりまして、県内各地において、主に生コンクリート用骨材等の建設用資材として販売されているものと認識しております。その使途の詳細な内訳については、把握することは困難であると考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　今年の１月から、辺野古新基地建設の軟弱地盤の改良のために砂ぐいを打ち込む作業が始まっていますが、沖縄で採取される海砂利の何％が当該工事に使用されていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　本県で採取されました海砂利につきましては、民間事業者により、先ほども申しました主に建設用資材として販売されているものと認識しているところでございますが、その使用先については把握していないことから、当該事業で使用されている量も把握しておりません。なお、公有水面埋立変更承認申請書によると、当該事業の地盤改良ぐいに使用される砂の量は、約348万6000立方メートルとなっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　これまでの県の答弁によると、沖縄県において、この海砂利が一般の建設用資材として不可欠であるということですが、この10年の平均採取量である136万立米というのが、県における一般の建設用骨材に使用される量としては十分なのかお伺いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時55分休憩

午後１時55分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　今議員もおっしゃったとおり、直近10年間の平均で約136万立方メートルとなっております。県内で年間に採取されている海砂利の量につきましては、年度ごとに大きく増減しておりまして、公共事業等の進捗や需要等に応じて必要な量を採取しているものと考えております。今のところ不足しているというような話はございません。

以上でございます。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　一応聞き取りのときには、大型の公共事業がなければ足りるであろうと――今ちょっと部長の答弁に付け加えてそういうふうに聞いているんですけれども、今後、この辺野古新基地建設では、先ほど答弁あったように348万6000立方メートルの海砂利が使用されるということなんですが、これは年間採取量の３倍とまではいきませんが、それぐらいの量に当たります。現在、沖縄で採取されている海砂利は、辺野古に使用されていると思うんですけど、これが優先されて使用されると、沖縄県の一般建築資材やインフラ整備に必要な海砂利が使用できなくなってしまうおそれがあると思います。しかし他方でこの採取量を、じゃその分増やしていけばいいかというと、海岸浸食の問題だったり、濁り水の拡散の問題、あと生態系への影響、海底地形の変化など、環境問題が懸念されます。実際に、瀬戸内海の沿岸の県では採取禁止をしているところもありますが、沖縄県も環境保護の観点から総量規制をするべきではないか伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　海砂利ですけれども、建設用骨材などとして必要不可欠なものでございまして、将来にわたって安定的に供給されるべきものであると考えております。この採取の規制等につきましては、これまでの調査結果等も踏まえまして、委員会における議論の内容ですとか、設置を含めた検討を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　では、今委員会の設置を含めた検討を行っているということなんですが、その進捗状況を伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時57分休憩

午後１時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○砂川勇二 土木建築部長　委員会においては、根拠をもって慎重に議論する必要があると考えております。現時点では、明確なスケジュールをお示しすることはできませんが、この委員会において何を根拠として議論すべきかというところもまだはっきりしていないところもございます。いろんな観点がございますので、現在有識者等にヒアリングを行って、何を委員会で上げて議論すべきかというとこと等も含めて、意見交換をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　建築用資材として安定供給される必要に加えて、環境保護の観点からも規制について検討を進めていただきたいと思います。

次に、ちょっと訂正なんですが、「旧優生保護法に基づく」に付け加えて、優生手術等を受けた者等に対する補償金について伺います。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方やその家族への補償金の申請について、現在までの相談数及び申請数について伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

令和７年11月末現在、沖縄県では60件の相談がありまして、そのうち46件が補償金等の請求を行っております。また、サポート弁護士を活用し、新たに９件の請求準備が行われているところです。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　県では、過去に旧優生保護法に基づく優生手術を受けた人数を把握していますか。それがないとこの申請数が多いかどうか、なかなか判断しにくいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時０分休憩

午後２時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　申請件数以外では把握できておりません。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　次に、補償金の申請がされている事案のうち、沖縄愛楽園――ちょっと追加します。及び南静園における事例以外の数を伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

補償金等の請求件数については、毎月国へ報告しているところです。報告事項としては、請求者が誰なのか、本人、配偶者、遺族の別、また、受ける補償の種別及び相談件数になっておりまして、病名や障がいの種別、施設別などの件数については報告事項に含まれていないことから、大変恐縮ですけれども把握できていない状況でございます。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　この質問をしたのは、県として内訳は答弁できないとしても、申請件数の約７割ぐらいがハンセン病を理由として優生手術を受けた方だという情報がありました。ハンセン病というのは、専用の施設があって記録が残りやすいということ、また、声を上げやすいという環境もあると思うんですけれども、本来、この補償法で救済されるべき被害者の方には周知が不十分であると評価できると思います。被害者の中には、優生手術を受けたことを思い出したくないっていう人も多いです。国が優生手術を積極的に推進するために、身体拘束や麻酔薬の使用、欺罔の手術も許されるとしていたからです。また、手術を受けたこと自体を知られたくないと思っている人も多いそうですから、秘密を守りながら補償手続ができることをもっと周知徹底すべきかと思います。そして、県は先ほど優生手術を受けた方の記録がないと答弁していましたけれども、どこに聞いてそれが分かったんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時３分休憩

午後２時３分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

平成31年度に、施設それから医療機関のほうに調査をしましたら、その記録が残っていないということでございます。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　それを踏まえてなんですが、優生手術を実施した、あるいは協力した側の医療機関や関係者は公表されると自らが加害者として認知されてしまうと思って、やっぱり非協力的になる傾向があるかなと思います。でも本来は、このような法律をつくった国の責任であるということをやはりもっと広めていくべきかなと思います。加えて、この優生手術の主たる対象者が障がいがある方で、自分たちの申請権利を実現するために行動することがなかなか難しい立場にある人たちという理由があります。なので、これまでのこの周知方法だけでは、被害者本人に情報を届ける

ことは難しいと思います。ただ、この補償法が2030年までの時限立法であること、優生思想に基づく差別・偏見をなくして、誰もがかけがえのない個人として尊重される社会を実現するために、もっと県がこの補償の取組に力を入れるべきだと考えます。私は、担当課であるこども未来部子育て支援課だけで対応するのではなくて、当事者と関わってその当事者が置かれてきた歴史や現在の環境に詳しい障害福祉課だったり、精神保健を扱う担当部署と一緒に取り組むべきだと考えますが、県としてどう認識し対応していくのか伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、今回60件の相談があって、46件が請求を行っているということで答弁させていただきました。これは他府県と比較しますと、やはり沖縄は大分件数が少ないということになっています。この大きな理由は、昭和47年から優生保護法が沖縄に適用されているんですけれども――アメリカ統治下だったので適用がなかったという面も多いんですが、やはり今回の県の広報がしっかり届いているかというところについては、課題があるものと思っております。今県におきましては、新聞だとかそれから市町村、それから関係各所にポスターの掲示だとかそういった取組を行っているところでありますけれども、引き続き生活福祉部、それから保健医療介護部と連携しながら、今後の効果的な周知の方法がどうあるかということを意見交換しながら、周知に取り組んでまいりたいと思っております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　よろしくお願いします。

次に、アメラジアンの子どもに対する支援についてです。

アメリカ人の父親と日本人の母親を持つ子どもの沖縄における年間出生数及び学齢期の数について伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

令和５年厚生労働省人口動態統計によりますと、本県における米国籍の父親と日本国籍の母親を持つ子どもの年間出生数は308人となっております。学齢期の子どもの数については把握しておりません。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　学齢期は不明ということですが、308名を単純に学齢期の９年間で乗じると2772名になりまして、ただここに海外で出生して沖縄に来た子どもの数を加えて、逆に沖縄から出ていった子どもの数を差し引くとより正確にはなるんですが、あくまで推測においてこれぐらいはいると思います。先ほど答弁のあった308名というのは、父親が外国人、母親が日本人である子どもの総数の何％になりますか。また、全国における同様の数字はありますか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

令和５年の人口動態統計によりますと、米国籍の父親と日本国籍の母親を持つ子どもの数が全体に占める割合は76.8％となっております。また、全国においての占める割合は15.8％となっております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　そうしますと、やはり沖縄は占める割合でいうと５倍多いということになります。この数字からすると、やはり沖縄には全国と比較して、アメラジアン、つまり、アメリカ人とアジア人の両親を持って米軍の派兵・駐留を背景として生まれた子どもたちが多いということが言えると思います。

次の質問ですが、県は、宜野湾市にある唯一のアメラジアンスクールに対し、本来の学籍がある小中学校への復学・進学を目標として学習指導等を行うための補助をしていますが、アメラジアンスクールに通学している子どもの数について伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

令和７年４月１日現在、アメラジアンスクール・イン・オキナワに通っている子どもの数は98人となっております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　次に、このアメラジアンスクールが存在し県が既に補助金を出していることからすれば、このアメラジアンの子どもについては、地域の学校に通学する上での課題――日本語能力っていうのは今ほぼないんじゃないかなと思うんですけど、差別があるというふうには聞いています。そういうことがやっぱり事実としては明らかなんじゃないかなと思っております。しかし、アメラジアンスクールは毎月３万3000円の授業料――現時点では３万9600円に値上がりしているそうですが、それに加えて諸経費が必要ということですので、ひとり親家庭の子どもや北部地域の子どもは経済的に通学することが困難です。不登校のアメラジアンの子どもに対する支援について県の考えを伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

県では、アメラジアンの子どもたちが教育における言語の問題等を抱えていることに鑑みまして、アメラジアンスクール・イン・オキナワに通う子どもが学籍校への復学や県立高校等に進学することを支援するため、日本語指導を行う教育スタッフの人件費等を補助する事業を実施しております。

県としましては、ひとり親、通学上の困難など、それぞれの御家庭が抱える課題に応じた施策を通じて必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　アメラジアンの子が抱える問題として、私は大きく２つあると考えています。１つは、生活の問題。具体的には、アメリカ人の父親が本国に帰国して養育費を支払わないというような経済的に困窮する事例が多いということ。２つ目は、教育を受ける権利の問題があると思います。今回は教育について取り上げたいと思うんですけれども、実際、アメラジアンの当事者の方から話を聞いたんですが、学校現場において、やはり差別を受け続けているそうです。アメラジアンは沖縄生まれで、沖縄育ちのウチナーンチュとして生きています。デニー知事もそうおっしゃっていますよね。しかし、周りは見た目で判断し、アメリカーと言ったり、英語を話してと言われたり、黒くてかわいくないって言われたりするそうで、日常的に敵意や侮辱を含む言動を受けています。だから、アメラジアンスクールに行くと、そういうストレスがない。また、両親それぞれの国の文化や言語を学ぶ教育も保障されているんですけれども、やはり学費が高いんです。だから、入学してもやめる子も多いそうなんですね。アメラジアンが沖縄に多く存在し、共通した困難を抱える背景には、日米安保条約に基づいて日本に駐留する米軍専用施設の74.8％が集中していること、その多くが民間地域に隣接して米軍人や軍属と地元住民の接する機会を多く生み出していることにあるのも明らかです。この米軍基地の負担から生ずる問題を踏まえて、アメラジアンの子どもたちが置かれている状況を改善し、在籍する地元の学校に安心して通えるようにするのは、国や県の責務だと考えます。私はまず、県が今後行う予定の不登校の調査事項の中に、アメラジアンの子どもたちが受ける差別の実態調査を入れてほしいと思いますが、県の考えを伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　後ほどまた教育関係の調査については教育長からも答弁をお願いしたいと思いますが、まず私は自分の生まれた出自として、日本国籍で生まれ、そしてひとり親ではありましたけど、２歳から10歳までいわゆるウチナーンチュの家庭に預けられて育ちましたので、一般の子どもたちが通う小学校、中学校、そして県立の高校に通うことができました。そのときに一番大切に感じたこと、今でも感じているのは、やはりそれぞれの家庭や子どもたちを見守ってくれる周囲の方々の存在であろうと思います。それは、肉親であったり、隣近所の方々であったり、同級生の保護者の方であったり、そういう関係がつくれていると、私の経験上、少し精神的に落ち着ける状況があると思います。ただそれは、現代ではかなり厳しい環境にある――これはアメラジアンの子どもたちに限らずですが、やはりそのひとり親、特にひとり親家庭は経済的にも環境的にも厳しい状況があると思います。ですから、私からの答弁からしますと、このアメラジアンの子どもたち、御家庭の環境についての調査は、これは県として単独でやるべきであろうと思いますし、また教育の調査等々含めて、沖縄におけるいわゆるアメラジアンの子どもたちの環境、あるいは米軍基地がこれだけ集中するがゆえに、どのような問題があるのかということについては、改めて丁寧な調査を行いたいというように思います。そして、県として、国のいわゆる財源やスキームなど活用できるものがあればそれもしっかりと取り組みながら、県、市町村が協力して、どういうサポートができるかについてしっかり考えたいと思います。

○儀保　唯 議員　お願いします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　調査については、こども未来部のほうで所管して実施する予定にしております。フリースクールについては実態が把握できない状況となっておりますので、このアメラジアンに関する項目につきましては、今後、教育委員会とも連携しながら、検討して取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　知事からも強い決意の声を頂き、ありがとうございます。

日本社会は、日本人とは異なる人種が相対的に少なくて、人種差別はないと思っている人が多いと思います。なので、目の前で人種差別が起こっていても、それが人種差別と認識することができていない場合も多いかと思います。しかし、本来小さい子どもたちというのは、もともと人種を区別せずに一緒に遊びますが、成長するにつれて親が肌の色や見た目で人を差別

するのを見たら、子どもたちもそうなってしまうと思います。特に、アメラジアンの子どもが多い沖縄においては、一般的な差別はしてはいけないという教育だけではなくて、人種差別が日本・沖縄に存在すること、それはしてはいけないことだという教育は必要だと思いますが、これも県の考えを伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

県におきましては、沖縄県差別のない社会づくり条例を施行しておりまして、第３条の基本理念で、何人も人種、国籍等を理由とする不当な差別をしてはいけないというような規定をして、広報啓発に取り組んでいるところでございます。今般、今年度につきましては、幾つかの啓発事業を行っているんですけれども、令和８年３月に、ハーフ・ミックスの方々に対する差別の問題をテーマに講演会を開催する予定にしていますので、そういった講演会も活用しながら、広く差別の問題については考えていきたいと思っております。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　また沖縄においては、人種差別に加えて多大な米軍基地を負担している、そして沖縄戦の記憶があるというこの特殊事情も踏まえて、県には取り組んでいただきたいと思います。

次に、辺野古新基地建設について。

今年８月、辺野古住民が提起した国の設計変更の取消しを求めた訴訟において、住民の原告適格を前提として、辺野古埋立ての違法性について裁判所の実質的な判断がされる可能性が出てきました。これに対する知事の考えを伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

県の埋立変更不承認処分に対する国の裁決の取消しを求めて県が提起した訴訟では、県には取消訴訟を提起する資格が認められませんでした。国の裁決の取消しを求めて住民が提起した訴訟においては、一部の住民に取消訴訟を提起する資格が認められたとの報道がなされており、同裁決に係る実質的審理がされるものと考えられます。辺野古新基地が完成することで健康や生活環境に係る著しい被害を受けることを訴えている辺野古周辺の住民の方々にとって、国の裁決が取り消されるか否かは重大な問題であり、裁判所においては、住民の方々の声に耳を傾け、適切に判断されるよう期待しております。

以上です。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　この裁判は、県がこれまで訴えてきた辺野古の埋立ての違法性について司法の判断が下される可能性がありますが、他方で、この原告適格が事実上認められることを裁判所が認めるまでに約３年かかっているんですね。今後、本案の判断がされて、最高裁まで争われることも考えると、もう長い年月がかかります。それまで辺野古新基地建設における問題点を政府に対してどのように伝えていくか、知事の考えを伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　沖縄県では、この間、全国の主要都市及び大学などでトークキャラバンを継続させていただいておりまして、そこでいわゆるこの辺野古新基地建設問題が米軍基地の問題と環境の問題と、そして日本の法治国家としての体系の問題というところにも大きな穴が空いているということを明確にお伝えすると、多くの国民の方々がそんな事実があるんですかと驚愕する方々が多いです。ですから、このような裁判を通して何が問題になるかということを一つ一つ丁寧に明らかにしていくこと、これこそが法治国家たる我々が求める民主主義の日本という国の形であるべきだということを堂々と訴えていって、この住民の方々の裁判の行方についてもしっかり見守りたいというように考えています。

○中川京貴 議長　儀保　唯議員。

○儀保　唯 議員　なかなかこれまでの経過を見ると大変だと思いますが、そこは一緒に頑張っていきたいなと思っています。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

〔瑞慶覧長風　議員登壇〕

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時21分休憩

午後２時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○瑞慶覧　長風 議員　議場の皆様、おはようございます。こんにちは。

会派沖縄社会大衆党の瑞慶覧長風です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢・平和行政の推進について。

(1)、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）における公共交通施策の推進に向け、我が会派として専門部局設置による組織体制の強化を求めているところであるが、検討状況と知事の決意を伺う。

(2)、恒久平和に貢献する万国津梁会議からの提言書について。

ア、11月に手交された恒久平和に貢献する沖縄ビジョンに関する提言書の重要性について、知事の所感を伺います。

イ、今後の具体的施策の展開について伺う。

(3)、戦没者遺骨収集事業に係る予算増、体制強化に向けた取組の進捗を伺います。

２、教育行政について。

(1)、学校給食の二次調理課題について、９月議会の我が会派代表質問において、知事から次年度への予算化に向けて協議をしていきたい旨の答弁をいただいておりますが、協議状況を伺います。

(2)、非常勤講師の処遇改善について。

ア、今年度の地方公務員給与改定に伴い、非常勤講師の報酬単価の引上げが求められるが、対応を伺います。

イ、非常勤講師の任用状況を伺う。また、人材確保のための対策を伺う。

(3)、生理の貧困対策として、学校トイレ個室内への生理用品設置の取組が進められているが、小中学校と県立高校における設置状況を伺う。また、予算措置等の県の取組を伺う。

(4)、部活動改革推進委員会について。

ア、設置の経緯と目的、現在までの具体的取組を伺う。

イ、子どもたちが取りまとめた提言、沖縄県高校部活生メッセージ2023について、教職員、指導者、生徒、保護者等に対する周知状況を伺う。

ウ、推進委員会においてスポーツハラスメント対策のための新プロジェクトが提起されたと伺っているが、進展しているか伺う。

(5)、高校生部活動県外遠征に関する支援拡充を求める陳情が提出されている。県の見解を伺う。

３、パートナーシップ・ファミリーシップ制度について。

(1)、教育現場における性の多様性尊重の取組状況を伺う。

(2)、今後、制度利用希望者が居住する市町村窓口において、受理証明書の届出・交付の対応ができるよう検討してはいかがか伺う。

(3)、制度が導入され、性の多様性尊重への取組は広がっているものと考えるが、いまだに同性カップルにおけるアパートの入居拒否など、民間における対応課題があると伺っている。県条例並びに宣言の理念尊重と制度の活用に関して民間に対する理解促進が求められるが、県の取組を伺う。

続きまして４、我が会派の平良識子議員の代表質問との関連について、以下伺います。

まず、知事の政治姿勢の(1)に関連して。

ア、今回の県管理導水管破損に伴う大規模断水において、南城市の一部では復旧が大幅に遅れる事態となりました。南城市における復旧の遅れの原因と今後の対策について伺います。

イ、老朽化する水道インフラの整備について、国に予算を要求するに当たり、今回破損した中系列導水管を含め更新計画についてはどのようになっているか伺う。

(2)、知事の政治姿勢の(4)に関連して。

沖縄県のＰＦＡＳ汚染問題が国連総会で報告されたことは、重大なことであると考えます。ＰＦＡＳ問題は、世界的な環境汚染問題かつ基地問題であり、世界に共通する課題として、沖縄県知事による国連総会での演説を提案するが、見解を伺う。

(3)、知事の政治姿勢の(6)に関連して。

那覇軍港浦添移設に関する環境影響評価方法書における住民意見について多くの意見が寄せられ、関心の高さがうかがえます。また、意見は事業計画の全面的な中止や方法書の内容見直しを求めることが主であり、そのことも加味し、今後の非常に重要な知事意見になると考えるが、知事の所見を伺います。

(4) 知事の政治姿勢の(8)に関連して。

旧優生保護法に関する補償金等支給法について、補償金額と支給対象者の範囲を伺います。また、当事者の高齢化や支給法が時限立法であることなど、取組の加速、体制強化が求められます。沖縄県における相談件数は、令和７年10月までで60件、一方、同じ九州でも熊本県は461件、大分県398件と差が見受けられます。他県の事例を参考にし、そして次年度における集中的な取組として、部局間での連携をはじめ、弁護士会や障がい者団体、医療機関など、関係機関との連携も併せた対応を伺います。

以上、答弁よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　瑞慶覧長風議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢・平和行政の推進についての御質問の中の(1)、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の推進に向けた組織体制についてお答えいたします。

沖縄県では、今年度から中南部都市圏の交通渋滞の解消、公共交通空白地域の解消を２本の柱とした次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定に着手しております。このビジョンでは、県民やバス、タクシー、

レンタカー事業者などの各種ステークホルダー等と連携・協働しながら、戦後100年の公共交通の将来像の構築やその実現のための課題の整理、現段階からの必要な取組の検討を進めてまいります。また、取組の推進に当たっては、交通のみならず、まちづくり、物流、運輸、観光等との連携を強化する必要があり、組織体制の整備についても検討してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢・平和行政の推進についての中の(2)ア及び(2)イ、恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）に関する提言書及び具体的施策についてお答えします。１の(2)アと１の(2)イは関連しますので、一括してお答えします。

去る11月13日に万国津梁会議から知事に対し、恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）に関する提言書の手交がありました。主な提言内容としては、沖縄が平和に貢献する意義や平和の概念の整理、目指すべき将来像やその実現に向けた方策、平和研究機構や平和基金の創設などとなっています。

県としましては、沖縄が世界の恒久平和に貢献する平和のかけ橋としての役割を担うことの重要性を示していただいたものと考えており、大きな意義を持つ提言であると認識しています。今後、同提言や県民意見公募を踏まえ、同ビジョンの作成に取り組むこととしており、この中で具体的施策の展開について検討してまいりたいと考えております。

次に４、我が会派の代表質問との関連についての中の(2)、知事の国連総会での演説についてお答えいたします。

昨年11月に招聘した国連特別報告者マルコス・Ａ・オレリャーナ氏が、本年10月、国連総会第３委員会に出席し、軍事基地に関連する深刻なＰＦＡＳ汚染は、米国とオーストラリアで、また日本の沖縄でも報告されていると発言しており、沖縄のＰＦＡＳの問題の深刻さと対策の必要性について、国連の場で表明していただきました。

県としては、引き続き沖縄県の取組を後押しする国際世論の形成を図るため、環境や人権、平和などの国際的な有識者等と連携を図っていきたいと考えており、知事の国連での活動も含め、効果的な発信方法について検討してまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、知事の政治姿勢・平和行政の推進についての御質問のうち(3)、戦没者遺骨収集事業に係る取組の進捗についてお答えいたします。

県では、今年６月、戦後80年を経てもなお山積する戦後処理問題について、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に要請を行いました。国においては、遺骨収集活動を行うボランティア団体への補助金の拡充など、予算を増額して要求していると聞いており、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。また、現在、県は、海外資料の精査やボランティア団体の負担を軽減する事務手続の支援等に向けた戦没者遺骨収集情報センターの体制強化のため、関係機関と調整をしているところであり、引き続き同センターを拠点として遺骨収集の加速化を図るとともに、国と連携し遺骨収集事業の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　２、教育行政についての中の(1)、学校給食の再調理等についてお答えいたします。

学校給食における再調理については、実施を希望する保護者からの依頼を受け、保護者、当該市教育委員会、県教育委員会で話合いを持ち、実施に向けた課題等について意見交換を行ったところであります。再調理による学校給食の提供は、調理行程が増えることから、加工スペースや調理機器の整備等、対応すべき課題があり、実施の在り方について引き続き当該市教育委員会と連携を図ってまいります。県内の実態把握につきましては、再調理の実施主体である市町村と意見交換を行うとともに、他県の事例等も収集しながら引き続き研究してまいります。

同じく(2)のア、非常勤講師の報酬単価についてお答えいたします。

非常勤講師の１時間当たりの報酬単価については、通常の会計年度任用職員と異なり、当該職の専門的な知識経験等を踏まえ、他都道府県の状況や非常勤講師に係る地方交付税単価等を考慮して設定しているところであります。報酬単価の改定については、当該考え方を踏まえつつ、他都道府県の状況等について情報収集を行い、研究してまいりたいと考えております。

同じく(2)のイ、非常勤講師の任用状況についてお答えいたします。

令和７年６月１日現在の公立学校における非常勤講師の任用状況は、小学校179人、中学校95人、高等

学校425人、特別支援学校35人の合計734人となっております。県教育委員会では、県内外での教職セミナーの開催や大学生への説明会などを実施しており、引き続き優秀な人材確保に向け取り組んでまいります。

同じく(3)、学校トイレ個室内への生理用品の設置等についてお答えいたします。

公立学校においては、市町村からの配布や個人・団体等からの寄附により、生理用品が必要な児童・生徒のために、保健室やトイレ等に置き、無償で提供を行っているところであります。令和６年度の調査では、トイレ個室内に生理用品を設置している学校は、小学校256校中140校、中学校143校中89校、高等学校59校中21校となっております。また、県立学校では、生理用品の購入について消耗品等の予算から捻出しております。

県教育委員会としましては、生理用品を必要とする児童・生徒が安心して入手できるよう、提供方法や配置場所等の工夫について、引き続き学校へ促してまいります。

同じく(4)のア、部活動改革推進委員会の設置の経緯等についてお答えいたします。

県教育委員会では、部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け、必要な事項について検討することを目的に、令和４年６月に部活動改革推進委員会を設置いたしました。具体的な取組としましては、部活動等の在り方に関する方針（改定版）及び毎年実施する県立学校部活動実態調査の結果等を踏まえたハラスメント根絶に関する取組の検証・評価等を行っております。また、部活動実態調査の調査項目についても本委員会で検討しており、適正な実態把握ができるよう努めております。

同じく(4)のイ、沖縄県高校部活生メッセージ2023の周知状況についてお答えいたします。

沖縄県高校部活生メッセージ2023は、部活動の主人公である生徒たちが、暴力・暴言・ハラスメントをなくすことを目的に自ら作成したものであり、毎年４月に各学校に対し、生徒や保護者へ周知するよう依頼しております。今年度は、周知強化期間を設定し、４月中に生徒に対して読み合わせを行うことや、保護者に対してＰＴＡ総会や面談等で周知すること、学校ホームページに掲載することなどについて取り組んでおります。また、教職員や指導者に対しては、各研修会を通して周知の徹底を図っております。

同じく(4)のウ、スポーツハラスメント対策のための新たなプロジェクトについてお答えいたします。

県教育委員会では、暴力・暴言・ハラスメント根絶に向け、令和３年に部活動等の在り方に関する方針を改定し、各学校への個別訪問や学校の管理者、教職員、指導者向けの研修会、部活動実態調査等について取り組んでおります。部活動改革推進委員会の委員から意見のあったスポーツハラスメント対策の新プロジェクトについては、どのような支援ができるのか、今後研究してまいります。

同じく(5)、高校生部活動県外遠征に関する支援拡充についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで県高等学校体育連盟・県高等学校文化連盟主催の九州大会、全国大会に参加する高校生に対して、各連盟を通して派遣費を補助しております。また、市町村においても、それぞれの実情に応じて派遣費の補助が行われております。

県教育委員会としましては、経済的事情により、子どもたちの可能性が狭められることがあってはならないと考えており、今後とも未来を担う子どもたちが夢や目標に向かってチャレンジできるよう、支援の充実に努めてまいります。

続きまして３、パートナーシップ・ファミリーシップ制度についての中の(1)、教育現場における性の多様性の尊重等についてお答えいたします。

各学校においては、児童生徒が自分の大切さとともに他者の大切さを認めることができるよう、人権教育を推進しております。性の多様性の尊重については、各学校において、特別活動等を通して外部人材を活用した講話を実施するなど、児童生徒の発達段階に応じた取組を行っております。

県教育委員会としましては、学校の教育活動全体を通して、性の多様性の尊重を含めた人権教育の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　３、パートナーシップ・ファミリーシップ制度についての(2)、市町村窓口における対応についてお答えいたします。

県への届出を市町村で対応することに関しては、法的根拠がないことや市町村事務負担の増加、個人情報管理などの課題があると考えております。現在、県の証明書の提示などで34市町村の行政サービスを受けられるほか、制度を導入している那覇市、浦添市とは、協定締結により証明書の相互利用を行っております。県では、郵送受付やオンラインでの本人確認を導入し、利便性の向上に努めているところであり、引き

続き市町村と意見交換を行ってまいります。

続きまして同じく３の(3)、民間に対する取組についてお答えいたします。

県では、令和３年３月に沖縄県性の多様性尊重宣言を行い、令和５年３月に沖縄県差別のない社会づくり条例を制定し、その基本理念の下、悩みや困り事に対応するＬＧＢＴＱにじいろ相談を実施しております。また、制度の理解促進を図るため、民間企業、医療従事者等向け研修を行うほか、今年度は本島北部で初の啓発活動を実施するとともに、企業と高校生が多様性を一緒に考えるイベントを開催します。

県としましては、引き続き性の多様性への理解増進を図ってまいります。

続きまして４、我が会派の代表質問との関連についての(4)、補償金額と対象者、県の取組についてお答えいたします。

旧優生保護法に基づく優性手術等の補償金は、本人1500万円、配偶者500万円で、本人、配偶者が死亡している場合は遺族が請求できます。また、一時金として優生手術を受けた本人に320万円、人工妊娠中絶手術を強いられた本人に200万円が支給されます。県では、新聞紙面での広告、ポスター掲示など周知に取り組んでおりますが、引き続き全ての被害に遭われた方々に適切に情報が行き届くよう、関係機関と連携し効果的な制度の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　４、我が会派の代表質問との関連についての(1)のア、南城市における給水の遅れの原因と今後の対策についてお答えいたします。

南城市での断水解消に時間を要した原因は、地形的に高台の地域が多いことに加え、南城市への給水を再開した直後に、水の使用量が急激に増加したことで企業局調整池の水位が通常よりも低下し続けていたことが原因であります。今後の対策としては、西原浄水場など関連する施設の検証を行い、送水能力の増強等を図っていきたいと考えております。なお本件については、私が南城市へお伺いをし、長時間にわたる断水へのおわびと事故の経緯、今後の対策等について御説明をしたところです。

同じく４の(1)のイ、今回破損した導水管の更新計画についてお答えいたします。

今回破損した導水管は、昭和42年の建設後32年が経過した平成11年度から更新事業を開始し、全延長約65キロメートルのうち６割に相当する約39キロメートルについては、これまでに更新済み、更新整備中または廃止予定となっております。今回破損した箇所を含む残りの約26キロメートルについては、平成10年代に整備した新たな管で代替の機能を有すること、企業局全体の約50％の水量を送水する東系列導水路トンネルの改築工事を優先する必要があることから、更新を見合わせていたところです。今回の事故を受け、更新に必要となる期間や費用、今後の対応を急ぎ検討することとしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　４、我が会派の代表質問との関連についての(3)、那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書への知事意見についてお答えいたします。

環境影響評価制度は、事業者が事業の内容を決定するに当たって、環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民や知事、市町村長等から意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作成していくという制度となっております。そのため、方法書等の図書に対する知事意見は、環境保全の見地からの意見を述べるものとされております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　御答弁ありがとうございます。

総残時間が思ったより少ないので用意していた再質問を少し飛ばすところもありますが、よろしくお願いいたします。

まず１番の次世代交通ビジョンおきなわに関することから再質問を行います。

次世代ということで、ぜひ若い世代にも参画を求めていただきたいと考えております。例えば、南城市では、市内の小学校で公共交通の在り方を考えるモビリティ・マネジメント教育の展開を行っています。県は、次世代交通ビジョンおきなわにおいて、学生に対する周知など、どのような取組を行っているか伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　同ビジョンにつきましては、県民意見を聞きながら策定を進めることとしております。現在、11月中旬から年末にかけて県内11か所でオープンハウスという形で意見を求めておりますし、特設のホームページなどでも意見募集をしており

ます。さらにはコンビニであったり、市町村とか、あとバスターミナルとかでチラシの配布、それからポスターの掲示等も行っております。多くの若者からの意見も期待しているところですし、あと琉大において連携した講座を行っておりまして、その中で沖縄の交通の現状とビジョンの策定の取組についての講義も10月に行いました。年度末にはそれに関する学生からの意見も頂くこととしております。広く県民に意見を求めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、恒久平和に関する提言書について伺います。

まず平和施策について、継続的かつ県内外、そしてグローバルに展開するに当たり、重要な機関となる平和研究機構の設置が求められます。次年度の予算化など取組について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　万国津梁会議からの提言では、恒久平和に貢献する沖縄ビジョンを実現するための中核組織となる平和研究機構などに取り組む重要性が示されているところでございます。平和研究機構につきましては、令和８年度に創設に向けた検討委員会を設置し、研究テーマ、活動内容、構成団体等について議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　ありがとうございます。

次に、提言書におきましては、小・中・高校における平和学習の充実についても盛り込まれております。広島市が実施する平和教育プログラムでは、小学校から高校までの各学年に応じた内容で作成された、ひろしま平和ノートを活用した公教育における体系的な平和教育プログラムが実施されています。戦後80年を迎え、沖縄県においても、より一層このような取組が求められると考えますが、教育委員会の取組を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　県教育委員会では、戦後80周年平和教育推進事業の一環として、今年度は８月に広島市から講師を招き、県内小・中・高・特別支援学校の教員を対象に、各校種をつないだ体系的な授業モデルを地区ごとに作成する研修を実施いたしました。

県教育委員会としましては、今後、本研修で作成した授業モデルを各地区に展開し、地域の実態に応じた平和教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　教育長、ありがとうございます。

この取組をぜひ次年度の予算にも反映させていただき、平和教育の充実に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、平和ガイドの育成について伺います。

今議会の陳情でも上げられております。本県の基幹産業である観光、修学旅行等を支える観光バスガイドは、平和学習の対応も担う重要な存在であると考えます。今後、観光バスガイドにおける平和学習プログラムの確立や育成の仕組みづくりなど、そのようなことも検討されていくのか見解を伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時52分休憩

午後２時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、現在特定の業種に特化した研修は実施しておりませんが、バスガイドをはじめとする観光従事者のインタビュー記事や動画配信、児童生徒等を対象とした観光出前講座を実施するなど、観光業の魅力発信に努めております。また、既存の階層別研修やテーマ別研修に加え、今後、導入予定の宿泊税も活用し、中核人材やバスガイドを含む専門職研修などの高度人材育成に向けた体制整備について、業界の意見も伺いながら検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　平和学習についても一言触れていただきたかったんですけれども、ぜひ引き続き検討をお願いいたします。

戦没者遺骨収集に関して、厚労省から予算増額というものも求められていて、今月末ぐらいには確定するんじゃないかということも伺っております。引き続き知事を先頭に、この戦没者遺骨収集体制の強化について取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

２番の教育行政に移ります。

学校給食の二次調理課題についてでございます。

これまでの質問で取り上げさせていただきました、宜野湾市のケースについてですけれども、当事者家族から県のオンブズマン制度による申入れも行われてい

ると伺っております。当事者を交えた宜野湾市と県での調整状況において、県はどのような姿勢で市に助言されているのか改めて伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　再調理を希望する保護者、当該市教育委員会、県教育委員会で話合いを持ち、実施に向けた課題等について意見交換を行ったところであります。県教育委員会として当該市町村委員会に対し、調理を行う場所や実施上の留意点、献立メニューの工夫等について助言を行ったところであります。

県教育委員会としましては、実施主体である市町村から情報提供のあった課題について共有し、課題解決に向け指導助言を行うなど、連携を行ってまいります。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　オンブズマン制度の回答におきましても、課題解決に向けた具体的検討を進めるよう、県教委への意見が付されていると認識しております。宜野湾市のケースは、二次調理を希望する児童にアレルギーがないことから、皆と同じ給食メニューをどのようにミキサー調理をするのかということであると私は思っております。では、現状で学校における二次調理上、これは給湯室の環境整備が課題なのか、または二次調理者を配置するに当たり、調理の責任の所在等に関する合意形成が課題なのか、具体的に何をクリアすれば実施できると考えているのか、見解をお聞かせください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　当該市教育委員会では、再調理された学校給食の提供に当たり、安全性と衛生面を最優先に捉えておりまして、それを踏まえた実施方法について検討しているというところであります。また、保護者の考え方もありまして、双方が了解できる方法、これを見いだすことが必要であると考えております。引き続き、連携して取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　具体的に改善に、実施に向かうようにぜひ県として頑張っていただきたいと思いますけれども、頑張りますということを再度教育長、お願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今、様々な課題について話合いを持っているところでありますが、何とかその課題を一つずつクリアしながら、再調理の在り方が進むようにしっかり連携を図って取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　よろしくお願いいたします。

次に、非常勤講師の件でございますけれども、２月議会で非常勤講師の勤務時間の定めについて改善を求めたところでありますが、どのような情報収集をされているか伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　九州各県の非常勤講師の授業時数等の取扱いについて情報収集を行ったところ、授業準備等の時間に対しても報酬を支払っているのは、本県以外で２県となっております。その他の県は授業時間のみに対して報酬を支払っているという状況でございました。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　例えば熊本県では、授業以外の職務命令に該当する業務についても、勤務実績簿に記載して報告をし、校長が適切と認めれば報酬が支払われるという仕組みになっています。そのような事例を県教委としても把握しているのか伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今議員御紹介のありましたとおり、他県においても本県と同様に、授業を実施する上で必要と認められる業務を報酬の支給対象としている県もあるというふうなことは把握しております。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　ぜひこれからの改善に役立ててつなげていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

次に(3)、生理の貧困対策について伺います。

生理用品の学校トイレ個室への設置については、市町村によって財源が乏しく、十分な予算措置ができていないところもあると伺っております。市町村への支援、そして県立学校トイレへの設置については、ぜひ県として政策的に進めていただくべきであると私は思います。というのも多くの都道府県において、既に県立学校トイレへの設置が予算化されている状況があります。例えば、北海道教育委員会の取組を見ますと、道立学校の女子トイレ等へ生理用品を先行して配置するモデル的な取組を11校において行い、その後、生徒へのアンケート結果を基にして、子どもたちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための環境整備の一環である観点の下、令和５年度から全ての道立学校のトイレに生理用品を配置しております。このようなプロセスをぜひ参考に取り組んでいただきたい。

沖縄県議会でも、令和４年に提出された、沖縄県内の学校のトイレへの生理用品設置と継続的な予算化に

関する陳情は採択され、県議会としてその必要性については、意思決定がされております。ぜひ生徒たちが安心して学習に取り組めるよう、県の予算化について、教育長、知事からも答弁お願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　答弁でも申し上げました、学校トイレ個室あるいは保健室への設置につきましては、小中学校については市町村からの配布、あるいは個人・団体等からの寄附により、今実施がなされているところであります。県においても、学校において消耗品等の予算を活用しながら保健室等に置きまして、必要な子どもたちにはしっかり対応できるような対応を行っているところであります。トイレへの設置につきましては、例えば各学校の養護教諭等から様々な御意見もありますので、そういった意見も踏まえながら、しっかりこの子どもたちが必要なときに生理用品が活用できるような取組をしっかり進めてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　子どもたちからは、圧倒的にトイレの個室に設置してほしいという声が多いというふうに認識しております。その発想の転換をしていただきながら、ぜひ県の取組につなげていただきたいと思います。

次に(4)、部活動改革推進委員会についてでございます。

令和３年に起きた県立高校生の自死事件を起点とした、この部活動改革推進委員会の取組というものは非常に重要であると私は思っております。しかし現在は、県のホームページにも情報が掲載されていない状況があります。まずは、当委員会の取組を県民に見える化する必要があるのではないでしょうか。答弁を求めます。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　県教育委員会では、部活動実態調査や学校訪問など暴力・暴言・ハラスメント根絶に向けた取組を行い、部活動改革推進委員会において検証・評価を行っております。委員会の話合いでは個人情報等も取り扱われることから、内容を精査し、可能な限りホームページ等での公表について検討してまいります。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　このスポーツハラスメント対策のための新プロジェクトについてでございますけれども、今後必要性が論じられれば、改革推進委員会のプロジェクトとして、各課をまたいだ広域的な取組になっていくのか伺います。また、この委員会を充実した活動にしていくことにおいて、予算を十分につけていくべきだと考えますが、そもそも現状は当委員会に予算はつけられているか伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　まず、この委員会の目的でありますけれども、先ほど申し上げました、部活動における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた必要な事項に関する検討を行うということが目的でございます。そういう意味では、非常に重要な委員会であるというふうに思っておりますので、しっかりと充実を図っていきたいと思っております。予算面につきましては、充実した委員会運営が行われるように、必要な予算については確保を行っているところであります。引き続き、しっかりその予算確保に努めてまいりたいというふうに思います。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　よろしくお願いいたします。

予算がない中では十分な活動も難しいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、(5)番の部活動の県外遠征に関してでございます。

本日の琉球新報でも大きく取り上げられておりました。本陳情は、部活動における県外遠征費の課題に実際に直面した高校生自らが提出者となっております。陳情者は、昨年の北部豪雨災害に対して、被災地を支援するために高校生ボランティアの会を立ち上げ、街頭募金活動や被災地での復興支援に取り組む中で、困っている人を見過ごせない、ユイマールの力が大切だと学び、部活動における沖縄の高校生たちが抱えるハンデ、課題についても取り組み、沖縄の未来を開いていきたいという熱い思いで提出をされています。実際に、陳情者も所属する部活動での県外遠征費用に年間約40万円の自己負担があり、沖縄の部活生においては、県代表に選ばれながらも遠征費が高過ぎて辞退せざるを得ないといった声が多く聞こえるそうであります。昨日の議長手交の際に中川議長からは、沖縄振興の中心は教育と人材育成である。沖縄の子どもたちには力があり、それを発揮できるよう、県が一律して支援予算を組んでいくべきであると、力強い後押しもいただいたところであります。ぜひ今後の支援の拡充、予算の捻出について、教育長、そして知事からも力強い答弁をいただけましたらお願いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　先ほども申し上げましたが、これまで県教育委員会として、生徒たちを各大会に派遣

するための派遣費の助成を行ってきたところであります。今御紹介のありました、高校生自らがその教育環境を改善するために、主体的に行動を起こしていると。これもやはり、自分で問題をしっかりと考え判断し行動するという自立の意識が高いというふうに考えておりますので、しっかりとそのような高校生の思いも受け止めてまいりたいと思います。引き続き、その拡充に向けて検討してまいります。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　これまでにも、ある程度支援ができるような形で教育委員会、そして知事部局と連携して行ってきております。今般、実は、この派遣費の捻出についての子どもたちからの直接の要請も含めてですが、沖縄県はこれからきちんとその子どもたちの声を行政の計画に取り入れていくためのアドボケイトを進めていきたいと思っております。次世代交通ビジョンも、それから平和のためのビジョンも、それからこの遠征費に関する子どもたちの声も、いずれも子どもたちの成長期における必要な支援の一つと認めればそれをしっかりと予算化しなければならないということが私たちの考え方であります。今後とも、今回の要請を踏まえて、どのような意見をどのように行政に反映させていくか、しっかり取り組みたいと思います。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　知事、ぜひ子どもたちの声に応えられる県政であるように頑張っていただきたいと思いますので、お願いいたします。

最後に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度についてであります。

県が広域的な制度を導入したことは大変すばらしいことであると考えます。そしてまた、この議場で訴えさせていただきました事実婚を含めるということを県がしっかりと実践していただき、幸喜愛県議もまた無事に制度の受理をされたということで、おめでとうございます。ありがとうございます。

今後、同じく制度を導入している那覇市や浦添市のように、届出や相互利用ができるよう、県内市町村でも制度を導入していくということが望ましいのではないかと考えております。そうすれば、お住まいの役所での届出も可能になります。そして、その町の行政職員の意識やまちづくりにおける性の多様性の尊重につながっていくのではないかと考えますが、県としてはどのように考えているかお願いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

各市町村においてパートナーシップ制度の導入が進むということは、多様な性を尊重する社会が広がることにつながるということで、いいことだというふうに考えております。

県としましては、市町村に対して、引き続きパートナーシップ制度についての情報提供、それから意見交換などを行ってまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　ありがとうございます。

利用者の声として、既に導入している市と比較して、県の制度は手続の煩雑さが指摘されております。その辺りも今後研究し、より申請しやすい形を整えていただきたいと考えます。また、手続の際の秘匿性や施策に対する理解等の観点から、対応に当たる職員の研修の徹底も求められますが、併せて見解を伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　貴重な御意見どうもありがとうございます。

申請の様式とか手続につきましては、他府県や那覇市、それから浦添市を参考にしているところですが、やはり公的な証明書の発行ということもありまして、申請時の確認作業に煩雑さを感じてしまう一面もあるかもしれないというふうに考えております。

県としましては、制度利用者が安心して申請ができるよう努めるとともに、引き続き担当職員に対してスキル向上のための研修を行ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風 議員　ありがとうございます。

通告に記載していますけれども、この民間の対応課題について、今回の質問に当たり、性的マイノリティー当事者の皆様から声を寄せていただきました。例えば、意識不明時にパートナーが家族として扱われるかどうか、病院次第で強い不安があることや、県内でも性的マイノリティーのカップルが子どもを育てたり、それを望む人たちも増えてきているが、妊活や出産のハードルは高い、分娩を断られるのではないかと不安に感じている当事者は多く、産院に言えずに産んでいるカップルもいる。安心して家族を築くことが当たり前の権利となるよう、家族形成に関する支援を望む声など様々な課題があります。改めて民間に対して、今後の県の取組についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　沖縄県は、このパートナーシッ

プ・ファミリーシップ制度を県として導入するに当たり、まず令和３年の沖縄県性の多様性尊重宣言、令和５年の沖縄県差別のない社会づくり条例、そして、それらの基本理念の下、ＬＧＢＴＱにじいろ相談などを丁寧に積み重ねてきております。その一つ一つは、私は、子どもから大人まであらゆる性を自認する方々を含めた人権の問題、人権に対する県の取組の姿勢であるということはしっかりと職員がそれを根底にして取り組んでいかなければならないと思います。引き続き、例えばそのための申請や交付についての簡素化、あるいは様々な県の取組がこの人権についてしっかり取り組んでいるかということを確認できるようなそういう取組も含めて、安心がある制度、社会の在り方を構築していきたいと考えています。よろしくお願いします。

○瑞慶覧　長風 議員　ありがとうございます。

県の姿勢、本当に尊敬いたします。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時12分休憩

午後３時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

山内末子議員。

○山内　末子 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時36分休憩

午後３時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○山内　末子 議員　一般質問を行う前に、少し所感を述べさせていただきます。

まず、ガソリン暫定税率の廃止が決まりました。まだ完全実施ではございませんけど、県民のほうからはガソリンが安くなったと、とても喜びの声があります。車社会の沖縄にとっては、家計にも産業・経済にもとても有意義な政策の実現だと思っております。今回は、夏から時間をかけて玉城知事はじめ執行部の皆さんの働きかけ、これがとても功を奏したと思っております。議会では沖縄軽減措置額、７円かあるいは3.8円かというこの議論がなかなか折り合わない中、国会での審議が始まっていたこともあり、私たち与党４会派と無所属の会の会派で国政全ての与野党への働きかけをいたしました。沖縄のとりわけ離島のガソリン価格の実態や家計や産業におけるガソリン代のコストの高さを訴え、ぎりぎりの駆け引きをしている与野党協議の関係者の皆さん、そして財務金融委員会の皆さんに、うりずんの会の議員の皆さんと共に精一杯の説明をいたしました。私も、参議院の委員会前日の夜まで、理事であります森裕子議員への働きかけを行いまして、委員会にて令和９年以降、特別措置として沖縄の負担軽減措置が適切に維持されるよう、政令改正を含め必要な措置を講ずることという附帯決議の可決は、沖縄にとってとても大きな意義のある議決だと思っております。これも、この間の国会での与野党協議のたまものだと実感をしております。とりわけ国会与野党の皆さんが、沖縄に寄り添った協議を積み重ねていただいたことに心から感謝を申し上げたいと思っております。財源の厳しい中、財務大臣、そして政府側の配慮があってこその実現だと思いますが、閣議決定はまだですので、これから政府とのやり取りは厳しいとは思いますが、沖縄自民党の皆さんたちは、政権与党として交渉力を発揮していただき、そして我々県政与党は折衝力を発揮いたしまして、全て議会内外で丁々発止をしながら、全ては県民のためにこれからも頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

まず１点目、沖縄を平和のハブとするためにということで、緊張感を増す東アジア情勢の中、琉球時代からの歴史的なつながり、地理的な優位性、県独自の積極的な地域外交政策が平和のハブとなるということに期待が集まります。

(1)、軍事力では平和は実現しない。人間の安全保障の実現を目指す上で、本県への国連機関の誘致の機運が高まっております。県の認識、見解を伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　県では、これまで国際機関の誘致に向けて、国内の国際機関や自治体の訪問調査等に取り組んでまいりました。国際機関の誘致については、長期的な視点での協力関係が大変重要であると考えております。また、誘致に係る費用負担等は課題となっていることから、関係者と現在意見交換を行っているところです。引き続き、関係機関との情報共有や課題の整理を行いつつ、地方に設置している事例についても参考にしながら、誘致の可能性について検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　おっしゃるとおり、手を挙げればすぐにできることでもありませんし、財源が伴う。そして、国の方向性もあります。しかしながら那覇市が今、国連大学の誘致に向けていろんな政策をやって

おりまして、そしてまた国連大学の学長も沖縄での設置の意義をお話ししております。その中で、例えば今言ってます機関の誘致は難しくても、知事はこれまで国連の中で２度ほど発言もしております。それから中満国連事務次長は本当に沖縄に心を寄せている方です。例えばですけれど、国連への職員の派遣で研修制度を設置をしながら、その中でしっかりとした人権外交職員を育成する。平和創造あるいは人的ネットワークの構築につながると思いますが、そういったところから始めてもいいんではないでしょうか。お願いいたします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県としましては、アジア太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点の実現に向けては、人材育成と人的ネットワークの構築は重要であると考えており、議員御提案の国連への職員派遣も含めてどのような手法が効果的か、関係部局とも連携しながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　沖縄の問題が割とこの人権問題であったり環境問題であったり、また世界的規模で考えていることがたくさんありますので、ぜひその点を協議あるいは研究を重ねていただきたいと思います。

(2)、中国側からの渡航自粛が相次いでいます。沖縄県と東アジア諸国との交流、関係性についての実態と課題、正常化に向け地方自治体の果たす役割について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えします。

県では、地域の緊張緩和や信頼関係の構築に貢献していくことが、国の外交を補完する意味で沖縄県の地域外交の重要な役割と考えております。この考えに基づき、知事と中国福建省書記の相互訪問や、韓国済州特別自治道との友好協力都市協定、北東アジア地域自治体連合（ＮＥＡＲ）を活用したネットワーク構築などに取り組んでいるところでございます。また、アジアの主要都市に海外事務所を設置し、観光や経済、交流など様々な分野の取組を進めているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　（スクリーンに表示）　私せんだって、福建省に行ってまいりました。高市総理の発言があった後でちょっと心配でしたけど、世界遺産の麓であります国際お茶博覧会に行ってまいりまして、その中で850の企業の出展のうち台湾の企業が173社もありまして、そういう中で台湾ブースの前では台湾と中国の皆さんたちの交流があったり、歌や踊りがあったり、私たちの沖縄からも、私も含めて一緒にエイサーを踊ったり、特に福建師範大学の学生たちがエイサー踊ったり、この会場いっぱいが中国と台湾との問題がどこにあるのかっていうくらい、盛り上がっていました。政治的にどんなに緊張感があっても、生活の糧を担う人たちのその交流、そして必死に生きていくっていうこの様っていうのは、経済を回していくこのたくましさっていうのは、やっぱり政治を乗り越える、緊張感を乗り越えるということにつながっていくと思っておりますので、こういうつながり、こういう自治体のつながりっていうのはとても大事だと思っております。今沖縄県がやっている地域交流、それをさらに一歩含めた上でぜひいろんなことを考えていただきたい。

その上で(3)、中国福建省にあります福州市に開設されております長楽梅花中琉文化館――これは600年近く続いた琉中の文化的交流の史実とか、あるいは久米子孫の蔡夫人の功績が展示されております。沖縄と中国との文化、観光、経済の交流拠点にし、地域一帯の開発を検討する動きがあります。知事の評価と見解を伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

沖縄県と福建省は平成９年に友好県省を締結し、これまで公費留学生の相互派遣、エイサー団体の交流など、様々な交流に取り組んでまいりました。昨年完成した長楽梅花中琉文化館は、琉球と福建の交流の歴史についてデジタル技術を用いながら紹介している施設であり、福建省との交流事業では琉球館や琉球人墓苑に加え同施設も視察先として訪問しております。

県としては、このような本県とゆかりのある場所を交流の拠点とし、両県省の友好関係をさらに深めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　この蔡夫人っていう方は、琉球の紅型の基本となるような刺しゅうをその地にしっかりと植え付けて、その地域では大変に重宝がられていて、実はその方を祭っている場所もあるんですね。そういう意味で、この地域の皆さんたちが本当に沖縄と福建との交流をとても大切に古くからやっているとい

うことで、その事業をぜひしっかりと進めていただきたいなというふうに思いますし、特に福建師範大学には琉球学がありまして、それももう30年になっていまして、そこの中の皆さんたちは中国と台湾との文献も40年近くやっていると。そういった交流であったり、それから学術であったり、こういうことの積み重ねが、やはり軍事的な問題や政治的なあつれきを緩和していく、そういう皆さんたちの努力を私たち沖縄がしっかりとやっていかなければならないのかなと思っております。２年後には福建省との交流30周年になります。知事どうでしょうか、２年後までには中国との仲がもう解決していると思いますので、この２年後の交流式典の際には、ぜひ知事がしっかりとその場に行って言葉を述べていく。とても大事なことだと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　沖縄県と福建省は――沖縄と中国との交流、その歴史は600年にも及ぶという長い歴史の中にあって、特に福建省との関係は、平成９年に友好県省を締結し、また２年後は30年ということもありまして、様々な交流はこれからも双方から鋭意働きかけていって、特に若い世代の皆さんがそれぞれの歴史や文化を学びながら、ではこのアジアでどのような人材として活躍していくのかということに希望を持っていただきたい。そのためには、ぜひこれからも中国との交流をしっかり深めていきたいというように思います。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　ぜひ万国津梁のその精神は、東アジアの各国の皆さんたちが大変評価をしておりますので、その精神に基づいて、沖縄が大いに旗を振っていく。そういう時代だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に進みます。

２、辺野古新基地建設問題についてです。

(1)、移動性野生動物の種の保全に関する条約――ボン条約と言いますけれど、これが10月にＩＵＣＮ（世界自然保護会議）を開催いたしまして、沖縄のジュゴンの生育報告書を出しております。県の認識と評価を伺います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

移動性野生動物種の保全に関する条約のプロジェクトにおきまして、世界９地域のジュゴンの状況と保全の必要性についての評価が取りまとめられたということは承知しております。この評価の東アジアの章におきまして、日本海域におけるジュゴンについて、個体数は極めて少ないが、南西諸島地域に生息を続けているとされております。

県としましても、県 内のジュゴンは生息個体が極めて少ないと認識しておりますことから、生息状況調査を継続し情報の蓄積を行い、今後の保護対策につなげていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　（スクリーンに表示）　ちょっとスクリーンを見ていただきたいんですけど、今ありましたように沖縄の周辺のジュゴンが危機的状況になっている報告書があります。それぞれの地域のジュゴンの実態を表しておりまして、この中で沖縄のジュゴン――確かに群体としては少なくなっているけど個体がまだ残っている。その大きな要因といたしまして、沖縄の県民がしっかりとジュゴンを守ろう、環境保護をしようというこういった運動がしっかりとこのジュゴンを守っている。地球規模で評価を受けているというような報告があります。この件につきまして、沖縄の運動が世界の中で認められているということです。それについて、知事あるいは知事公室長の見解を伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

このボン条約事務局が発表した報告書の第８章、この日本海域における表紙におきまして、ここに示されているとおり、辺野古埋立てに反対する市民活動の写真が使用されていることは承知しております。この報告書におきましては、こうした市民運動に関しまして、沖縄の人々は南西諸島海域に残存するジュゴンの個体群を非常に重要視している。この影響力を活用すれば、南西諸島海域に今も生息している可能性のあるジュゴンとその生息地への関心を高めることができるだろうといったような記述がされております。こうしたことからジュゴン保護に関する本県におけるこの市民活動といったものは、辺野古・大浦湾の自然度の高さでありますとか、ジュゴン保護の重要性といったものを世界に発信する役割を果たしているものというふうに考えております。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　(2)、生物多様性条約30ｂｙ30目標国際的データベースの登録に関する見解、取組について伺います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

いわゆる30ｂｙ30目標とは、2030年までに陸と海

の30％以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標でありまして、国立公園などの保護地域や保護地域以外で生物多様性保全に資する地域の設定、管理を通して達成していくこととされているものです。沖縄県におきましては、沿岸地域は共同漁業権区域により、ほぼ全てが保護地域に位置づけられており、陸域につきましては約42％が保護地域に位置づけられております。

県としましては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画や第３次沖縄県環境基本計画等を踏まえ、今後も保護地域の新規指定等に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　辺野古の工事っていうのは、これまでも本当は環境的にちゃんと留意しなさいということが約束だったはずなんですけど、それがどんどんほごにされていって、政治的に工事が進んでいると言っても過言ではないと思っております。それをしっかりとやっぱり将来に向けて、この地域を守ることが地球全体の環境保護につながっていくということで、環境団体の皆さんは世界から注目されているんですね。そういったことを踏まえると、一度本当にしっかりそこの環境の部分からのもう少し強力的な取組を、ぜひ国のほうにも働きかけをよろしくお願いしたいと思います。

進みます。

３、人口減少対策の取組について伺います。

日本の人口減少幅は予測を上回るペースとなっております。本県も例外ではありません。中長期的対策は急務です。

(1)、本県の人口減少の５年間の推移、本島と離島別の比較について伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　県の推計人口によりますと、令和７年10月１日現在の本県の総人口は、令和３年の146万8000人から約2000人減少し146万6000人となっております。そのうち沖縄本島は134万3000人とほぼ横ばいで推移しておりますが、離島は12万5000人から約2000人減の12万3000人となっております。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　(2)、今後加速化する人口減少に向けて、これまでほかの議員からもありましたけど、減少に至る原因をしっかりと把握をするための調査や研修、そして解決に向けての中長期的な対策の計画、その取組について伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　令和７年版のこども白書等によりますと、我が国の少子化の主な要因は、未婚化と晩婚化、有配偶出生率の低下等とされております。それには、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境、出会いの機会の減少などが影響していると考えられています。県においては、人口減少への対応として、沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画に基づき、結婚・出産・子育て環境の支援など人口減少のペースを緩やかにする取組に加え、ＤＸの推進等により生産性向上や外国人材の受入れ環境の整備など、人口が減少しても持続可能な社会が成り立つための取組を推進してまいります。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　(3)、とりわけ離島・過疎地域では女性のジェンダーフリーの観点からも、他地域への流出問題は深刻だと考えます。強力的な政策が重要だと思いますが、女性に関しての政策的なことをお伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

県では、第６次男女共同参画計画の下、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた講座・学習機会の提供や男性の育児休業取得を促進するための啓発活動、それから人材育成講座等に取り組んでいるところです。性別にかかわらず誰もが安心して住み続けられる地域を構築することが重要であると認識していることから、引き続き市町村と関係団体と共に連携してまいります。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　(4)、沖縄県離婚前後親支援事業の成果と課題について伺います。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

県では、子どもの健やかな成長のためには、養育費の確保等が重要であることから、令和４年度から公正証書の作成に係る費用等を助成し、養育費の継続した履行確保を支援しております。また、令和６年度からは、養育費の取決めの重要性等を考える講座を開催しているところでございます。

県としましては、事業の周知に課題があることから、引き続き市町村等と連携し、支援が必要な方に情報が行き届くよう、一層の事業周知に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　沖縄での離婚の原因の一つにやっぱり経済的困窮というところが大きいと思いま

す。そういった観点からも養育費の存在というのがとても大きいんですけど、養育費について、その概念さえないっていうような状況があると思っております。その観点からしますと、この事業を――国の事業でありますけどしっかりと周知をし、そしてさらに強力的にやっていただきたいと思っております。それがやっぱり皆さんたちの人口増加にもつながる施策になっていくかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

知事のほうから少しその人口減に対しましての今のこの沖縄県の状況について、そして対策について、御意見、お考えをお聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど来、各部長から答弁をさせていただいておりますけれども、未婚化と晩婚化、有配偶出生率の低下、いわゆるひとり親世帯が増えていることなどなど、なかなか子どもたちが、出産や成長が健やかに育まれているという環境にない状況が、どうしても若い人たちからすると結婚に対する魅力や将来設計についての自信がないというようなことも意見の中で上がってきていると思います。だからこそ我々は、人口が減少しても持続可能な社会が成り立つための取組を進めるとともに、やはり人として生きる喜びを――できれば人と出会い、そして２人が将来を約束し、そこに新しい一つの社会、家庭がつくられる。そしてその家庭が様々な支援策やサポートで守られているというセーフティーネットがつくられていることが肝要だと思っております。ですから、少なくともそういうその思いが行動に移るような県民に対する取組をさらにもっと見える化し、あるいは広報に力を入れて、こういう制度がありますよということも含めて、この沖縄だからこそ誰一人取り残さないやさしい社会をつくっていくために取り組めることを懸命に進めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　ありがとうございます。頑張って行きましょう。

進みます。

４、沖縄県ハラスメント条例の制定について。

(1)、一連の政治家、首長によるハラスメント問題についての認識を伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

昨今、地方自治体等におけるセクハラ、パワハラに関する報道が増えていると承知しております。ハラスメントの防止は、人権の保護、組織においては健全性や信頼性の観点からも重要であると考えております。特に首長は、行政組織のトップとして人権の侵害を防ぎ、自治体全体の信頼を損なわないよう代表者としての行動規範の遵守など、倫理的な責任を有していると認識しております。

以上です。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　昨今は、本当にいろんなところで知事とかあるいは首長がセクハラ、ハラスメントで辞職をするというような事例が多々出てきております。兵庫県の事例を見てみますと、パワハラ認識の違いなのか、県議の自殺や関わった議員の逮捕というような最悪のパターンとなっていますよね。そういった行政のハラスメントの対応のまずさで、本当に一人の人生がなくなってしまうとか、変わってしまうような、これ今大きな問題だと思っております。南城市でもそうです。そういった意味では市民の政治不信につながっていくようなハラスメント、その対応について沖縄県では条例の制定について、その計画を持っていないのか、お伺いをいたします。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○知念百代 商工労働部長　ハラスメントの条例の計画についてお答えいたします。

パワハラやセクハラ等のハラスメントについては、労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法等において、事業主に対し防止措置策を講じることを義務づけております。また労働者に対しては、他の労働者への言動に注意を払う責務があることを定めております。そのような中で、県として条例を制定する計画は現時点ではございませんけれども、県内で実際にどのような課題が生じているのか、また事業者や労働団体等へのヒアリングを行いまして、条例制定の必要性や効果等について他府県の取組等についても情報収集しながら研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　実態をお伺いいたします。

県庁内では知事部局、教育委員会、警察本部、病院事業局でのハラスメントの相談件数の推移についてお聞かせください。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　知事部局におけるハラスメント相談件数は、令和４年度は13件で、うちセクハラが３件、パワハラが９件、マタハラ等が１件、令和５年度は20件で、うちセクハラが４件、パワハラが15件、マタハラが１件、令和６年度は17件で、うちセ

クハラが２件、パワハラが15件、マタハラはゼロ件となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　教育委員会についてお答えします。

事務局、学校を含めての件数であります。また、県の相談窓口に直接相談があった件数でありますが、令和４年度５件、パワハラ４件、セクハラ１件、令和５年度19件、パワハラ16件、セクハラ３件、令和６年度25件、パワハラ20件、セクハラ５件となっております。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　病院事業局――県立病院は、院内にハラスメント防止対策委員会を設置しております。令和４年度が11件、令和５年度が13件、令和６年度が20件となっております。

○山内　末子 議員　警察本部は。

○中川京貴 議長　もう一回質問して。

○山内　末子 議員　まだですかね。警察本部も言っていましたけど。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　警察におけます相談ですけれども、令和４年がパワハラが13件、セクハラが２件、令和５年がパワハラが２件、セクハラが２件、令和６年がパワハラが２件、セクハラが２件の相談を受けています。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　ハラスメント、いろんなハラスメントが出てきていますよね。今育児ハラスメントっていうのも出てきておりますし、来年になればカスタマーハラスメント対策が義務化をされてきます。そういった観点から、ハラスメントっていうのはもう人権問題であり、今社会情勢にもなっております。その中でそのパワハラ、セクハラ全てにおいて知事、やはりこういったものを全部なくしていくにはとても地道な作業が必要だと思っておりますけど、県が率先してやはりそういった行政、そしていろんな企業も含めて沖縄県全体でハラスメントを退治していく、なくすっていうことを音頭を取っていくようなことが必要かなと思っております。ぜひそういった意味で、知事のお考えをお聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私も日々、身の縮こまるような思いをしながら答弁に努めることもありますけれども、叱咤激励を我々昭和世代の人間は、ややもすると言葉がちょっと大ざっぱに荒かったり使ったりする場合があります。しかし、現代社会ではそれはもうハラスメントだと言われかねないぐらいの言葉の暴力を秘めているということを自覚しないといけないのではないかと思います。ですから、やはり言葉を使うときにはその言葉が適切であるかどうか、その人に対してきちんと配慮した上での言葉であるかどうかということは、私は子どもの頃からの学校での教育、家庭でのしつけ、様々な形で叱ることなく丁寧に言葉を使っていけば、チクチク言葉よりも真ん丸言葉みたいな、そういう表現で言葉を伝えていく、その言葉の中にあなたの愛が込もっているよっていうところも、私は幼少期からのいわゆるハラスメントをしないことが当たり前の社会をつくっていくということにつながると思います。それを目指す上で、ハラスメント条例については、県庁や公共的な機関のみならず、民間社会、民間企業も含めた全体の取組にならざるを得ません。そうすると、それぞれの企業の理念において、ハラスメントに対してどのような考え方を明確に示すかということも必要になってまいります。引き続き、沖縄県がそのようなことを啓発していけるような組織として、組織内のハラスメントについてもしっかりと目配りをしながら、社会全体に対しての効果的なハラスメント防止対策を打てるよう、また研究・検討してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　よろしくお願いいたします。

続きまして(3)、公益通報制度の活用実績についてお聞かせください。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　県における内部公益通報制度の活用については、通報件数が令和４年度１件、令和５年度１件、令和６年度が４件となっており、そのうち受理されたものが令和４年度の１件となっております。なお、その他の５件については、通報対象外や事実が確認できなかった等により不受理となっております。県では、公益通報者の保護措置、通報窓口の設置、通報対応業務責任者など公益通報が迅速かつ適正に取り扱われる通報体制を整備しております。また、公益通報制度については制度内容などを県ホームページ等で掲載しており、引き続き公益通報制度が有効に機能するよう、制度の趣旨等について周知してまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　生活福祉部のほうから

は、外部公益通報制度の活用実績についてお答えいたします。

公益通報者保護法は、労働者等が事業者の法令違反を認識した際、その違反を事業者の内部、または権限を有する行政機関等に公益通報できると定めております。民間企業の労働者等が行政機関等に公益通報する場合を外部公益通報といいまして、本県の外部公益通報の件数は、令和４年度ゼロ件、令和５年度１件、令和６年度が３件となっております。そのうち受理されたものは令和６年度の３件となっており、令和５年度の１件につきましては、通報対象外であったため不受理となっております。公益通報制度については、制度内容や通報窓口等を県ホームページに掲載しており、通報があれば処分権限を有する所属につなぎ、対応していただくこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　続きます。

５、排外主義防止についてです。

(1)、全国知事会の多文化共生の実現を目指す宣言は、日本全域に広がる排外主義を否定する画期的な宣言だと考えます。その背景と評価について伺います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言は、多文化共生社会の実現のため、国民へのメッセージとして全国知事会から発出されたことは承知しております。一方、県では昨年度開催した万国津梁会議の提言を踏まえ、令和７年度中に多文化共生アクションプランを策定することとしております。共同宣言は、本県が目指す多文化共生社会の構築にとっても重要な事項であり、今後は同宣言の趣旨も踏まえ、在住外国人も県民も安心して暮らせる世界に開かれた地域を目指してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　今、高市政権の中で外国人排斥みたいな風潮がちょっと社会的にも出ておりますけど、こういった知事会で宣言をすることによって、本当に多文化みんなで一緒に手を取り合って生きていこうというものが大事だと思っておりますけど、知事、こういった宣言が知事会でまず起きるっていうこと自体が私はちょっとびっくりもしておりますけど、その背景についてどういった議論があったのか改めてもう少し詳しくお聞かせください。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　今、全国知事会のほうで出されている宣言の表現を少し引用させていただきますが、「国の責任において、外国人の受入れ及び多文化共生施策を取り組む必要があることから、新たな外国人の受入れに関する基本戦略の取りまとめや多文化共生施策実施の根幹となる基本法の制定、司令塔となる組織の設置について、強く要請をしているところです」ということで、以下の３点を項目として挙げております。「多文化共生の推進」、２点目、「ルールに基づく共生と安心の確保」、３点目、「正確で積極的な情報発信」という形で記載し、最後に「全国の自治体が一体となり、多文化共生と地域社会の安定を両立させる持続可能な社会づくりを国と共に進めていくことをここに誓います」という宣言になっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　ありがとうございます。

(2)、ＳＮＳにおける偽・誤情報の拡散に対する県の対策、取組についてお聞かせください。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

本県が在住外国人も県民も安心して暮らせる世界に開かれた地域となるためには、県民の正しい理解と外国人との信頼関係の構築が必要だと考えております。そのため県では、先ほど申し上げました多文化共生アクションプランの中に、地域住民と外国人の相互理解を目的としたイベントへの支援を記載することを検討しております。

県としては、同プランを着実に遂行し、外国人も県民も住みやすい環境の構築を図り、外国人と地域住民の交流を通した相互理解の促進を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　すみません、ＳＮＳについて明確な運用ガイドラインをつくっておりますでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時13分休憩

午後４時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

ＳＮＳにおける県政に対する偽・誤情報の拡散への

対策としましては、正確かつ迅速な県政情報の発信が重要であると認識しております。県では、沖縄県ソーシャルメディア利用ガイドラインを策定し、正確かつ迅速な情報発信に取り組んでいるところです。情報の受け手である県民が偽・誤情報と比較検証できる環境を整えることにより、県民の情報リテラシー向上の一助となるよう取り組むとともに、他県等の取組について情報収集・研究してまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　こういったＳＮＳで――今本当にテレビも見ない、新聞を見ない若い皆さんたちがもうＳＮＳだけで生活をしているという方々が多いです。そういう意味では、マスコミではファクトチェックとかいろんなことをやっていますけど、せんだっては知事が当選をすると中国が攻めてくるなんていうそういったことをまことしやかにでも信じている若者がいるんですよね。そういったことを含めて、やはりここはしっかりと取り組んでいかなければならないと思っていますので、ぜひしっかりとお願いをしたいと思います。

続きまして、６点目のスポーツ振興について。

(1)、今夏の沖縄尚学の全国優勝、沖縄でのU-18野球ワールドカップ、沖縄世界空手大会ほかスポーツ大会の開催は県民、特に子どもたちに大きな希望を与えました。スポーツ振興についての評価と今年度の経済的効果についてお聞かせください。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

スポーツ振興については、冬場のプロスポーツキャンプ集積による観光需要平準化への寄与のほか、国際大会等の開催による選手・大会関係者の宿泊、観戦客の滞在や消費活動、報道による広告効果など、多面的な経済効果をもたらしているものと考えております。また、選手と県民や子どもたちとの交流が教育的・社会的効果を生み出し、大会が県民にもたらす感動などを通じて、県民生活の活性化にも大きく寄与しているものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　すみません、７は抜かしまして８、我が会派の関連質問について、上原快佐議員の質問で非核三原則についてです。

知事の答弁でも核兵器のない世界、逆行することになってはいけないとありますけど、今、核を「持たず、作らず、持ち込ませず」を永遠の誓いとするために、若者へのメッセージをぜひ知事からの言葉で頂きたいと思います。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時16分休憩

午後４時17分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　まず非核三原則についてですが、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則は1967年、当時の佐藤栄作総理が、沖縄返還交渉に係る国会答弁で「核抜き本土並み」の方針を明らかにしたことが基となっているもので、1971年の衆議院で沖縄返還に向けてこの原則の遵守を求める決議が採択されて以降、唯一の戦争被爆国である日本の国是として堅持するとの国会決議を経ながら、歴代内閣に踏襲されてきたものと認識をしており、沖縄県も核兵器廃絶を目指すという姿勢を堅持しております。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　その堅持をする上でやっぱり知事の姿勢を県民に見せる上で、前回私は提言をいたしました。恩納村にあります核ミサイル実態があったメースＢの見学、これは若い皆さんたちが――沖縄にこういった実態があったということを知事が見学をして、核は絶対に許さない――人類はかつて戦争という愚かなことをしたあかしというこの場所をぜひ見学をして、県民に対して平和教育の実践として行っていただきたいと思っておりますが、その計画についてお聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　実は私、勝連に住んでいましたときに、小学生のときにまだメースＢ基地の返還直後だったんですけれども、まだ基地があったことを今でも記憶しております。県内の戦争遺跡等は、沖縄戦の記憶と教訓を次世代に継承する上で貴重な歴史文化遺産としてその保存・活用を図ることは、やはり重要であるというように考えます。また県内に残る核兵器発射基地の遺構などは、核兵器廃絶の必要性を次世代に継承していく上で重要な意義を示すものと認識しています。そのほか、戦争のときの状況を伝えるようなガマですとか、あるいはつくられた戦時中の個体、いわゆるその構造物でありますとかそういうものをいかにして歴史を継承し保存していくかということは、非常に重要だと考えております。したがいまして、例えば読谷村のチビチリガマ、掩体壕、恩納村の核ミサイル

メースBの発射基地跡地などを私が早期に視察することを検討していきたいと考えております。

○山内　末子 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

〔仲村未央　議員登壇〕

○仲村　未央 議員　こんにちは。

いよいよ最後になりましたので、執行部の皆さんも議場の皆さんもお疲れのところと思いますが、最後まで前向きな、また明快な御答弁をいただけますようお願いをしながら、通告に従いまして質問をいたします。

１番、子どもオンブズパーソン設置の取組について。

(1)、子どもの苦情に開かれ、調査し、子どもの権利の履行を監視する人権救済機関の設置が求められています。その意義と沖縄県の取組を伺います。

(2)、オンブズ制度が子どもの権利保障の立場から子どもたちに信頼され活用されるためには、その独立性が最大の肝になると考えます。どのような仕組みや組織、人材の起用を念頭に置いているのか、検討状況を伺います。

(3)、設置根拠は県条例に基づくものとなるのか伺います。

２番、県立高校通信制課程生徒へのバス通学費支援について伺います。

(1)、沖縄県では、高校生等が安心して教育を受けられるようバス通学費支援を行っています。通信制高校においても、私立の生徒は対象になっていますけれども、県立の生徒だけが対象から外されているのはなぜでしょうか。

(2)、県立の通信制課程の生徒を除外せずに支援をしていただきたいと思います。毎週スクーリングがあり、遠方からも通学している、そういった生徒もいらっしゃいます。教育長は生徒の通学の実情をどのように把握されたのか伺います。

３点目、教育環境の確保について。

(1)、県立高校教諭の本務の割合を地域ごとに伺います。

(2)、教職員住宅の入居申込件数と入居できなかった割合を伺います。

(3)、本年度再開された借り上げ住宅の供用状況を伺います。

(4)、住居手当の規定額と家賃実勢価格との差は、各地域どのような状況でしょうか。

(5)、教育保障の観点から、教職員の配置に地域格差が生じてはなりませんが、敷金・礼金等を含め赴任に伴う経済的負担は深刻な課題です。離島勤務について、当面手当を増額するなど対応を検討されたいと思います。

４点目、土地区画整理事業・安慶田地区の進捗について。

(1)、事業の進捗率を伺います。

(2)、1961年都市計画決定から64年が経過し、建物の老朽、狭小道路など防災性の課題も非常に大きいですが、なおも完了が見通せません。現状と課題を伺います。

(3)、進捗が加速するよう施工者沖縄市との連携、支援強化をお願いしたいと思います。

５点目、施設・区域外における米軍警察の逮捕権について。

(1)、施設・区域外における米軍の逮捕権は、第17条10(a)及び10(b)に関する合意議事録では、「施設又は区域の近傍において」となっています。「近傍」とは、施設・区域からどの程度の距離になるのか伺います。

(2)、刑事裁判管轄権に関する合意事項５(b)、施設又は区域外における軍事警察権の行使では、施設・区域外での米軍構成員等の法律違反に際し、日米当局の双方が現場にある場合、その逮捕は米軍当局が行うことが原則となっています。施設・区域の外で日本の警察が現場にいるのに、なぜ米軍警察の逮捕が原則となるのか伺います。

(3)、2024年10月、国連差別撤廃委員会は、在沖米兵の性暴力について、被害女性・女児に関し、予防、捜査、加害者の訴追・処罰、補償のための適当な措置を取るよう日本政府に勧告しました。捜査や訴追を真っ当に執行させるためには、入り口の逮捕権が確保されなければなりません。日米地位協定第17条の課題と県の考え方を伺います。

我が会派の代表質問との関連についてはありません。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　仲村未央議員の御質問にお答えいたします。

子どもオンブズパーソン設置の取組について(1)、(2)、(3)、子どもの権利の救済機関設置に向けた取組等についてお答えいたします。なお、１の(1)から(3)までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県では、令和５年４月に施行された、こども基本法を踏まえ、令和７年３月に沖縄県こども・若者計

画を策定し、全ての子どもが権利の主体として尊重され、子どもの最善の利益が優先されるとともに、子どもが意見を表明し、その意見が尊重される社会を目指しております。計画の基本理念に基づき、子どもの権利擁護のための救済機関を設置することは大変意義があると考えております。現在、沖縄県こどもの権利擁護に関する検討委員会を立ち上げ、救済機関の設置などを含めた条例の在り方や仕組みなどの検討を進めているところです。具体的には、子どもや保護者からの相談を受け付ける窓口を新たに設置し、子どもが救済を希望した場合に、弁護士や学識経験者等で構成される救済機関が、行政から独立した立場で子どもと関係機関に対して調査・調整等を行い、必要に応じて勧告等を行う仕組みとしております。

沖縄県としましては、社会の一番の宝である沖縄の子どもたちが権利の主体として尊重され、生き生きと暮らせる誰一人取り残さないこどもまんなか社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　２、県立高校通信制課程生徒へのバス通学費支援についての中の(1)、バス通学費等支援事業の対象についてお答えいたします。

県では、令和２年度から子どもの貧困対策として、高校生のバス・モノレール通学費無料化を実施しているところであります。制度のスタートに当たって、様々な視点で対象者を検討する中で、県立高等学校の通信制課程に在籍している生徒については、週に１回のスクーリングで日常的に通学がないことから、支援の対象外としていたところであります。

同じく(2)、県立高校通信制の生徒の通学実態についてお答えいたします。

県教育委員会では、県立高校の通信制課程に在籍する生徒を対象に、スクーリング等における通学実態調査を実施したところであります。調査の結果、一部の生徒は遠方から通学していることや、通学費用を負担に感じている生徒が一定数いることが分かりました。

県教育委員会としましては、県立学校の通信制課程に在籍する生徒の通学費支援について、今後取り組んでまいります。

続きまして３、教育環境の確保についての中の(1)、県立高校教諭の本務の割合についてお答えいたします。

令和７年５月１日時点の県立高校教諭の教職員定数に対する本務者の割合は、本島地区93.8％、久米島地区75％、宮古地区86.3％、石垣地区84.9％となっております。

同じく(2)、教職員住宅の入居申込状況等についてお答えいたします。

県教育委員会では、北部、久米島、宮古及び八重山の４地区に県立学校教職員住宅を設置し運営しております。今年度は、北部地区においては入居を希望した15件全て、久米島地区においては７件のうち約９割に当たる６件、宮古地区においては50件のうち約６割に当たる31件、八重山地区においては39件のうち約７割に当たる29件が教職員住宅に入居しております。

同じく(3)、借り上げ住宅の供用状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、宮古地区及び八重山地区に、今年度から民間賃貸物件の借り上げによる教職員住宅を設置・運営しており、宮古地区が14件、八重山地区が10件となっております。

同じく(4)、住居手当と家賃実勢価格についてお答えいたします。

住居手当については、月額１万6000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給しており、その上限額は２万8000円となっております。家賃実勢価格につきましては、おきぎん経済研究所が発表した2024年の賃料動向調査によると、１ＤＫから１ＬＤＫの新築物件賃料は、名護市６万5800円、沖縄市及び近隣町村６万1900円、那覇新都心８万700円、宮古島市８万900円、石垣市７万7900円となっており、住居手当上限額との差は、それぞれ３万7800円、３万3900円、５万2700円、５万2900円、４万9900円となっております。

３、教育環境の確保についての中の(5)、住居手当の増額についてお答えいたします。

教員を含む職員の住居手当については、沖縄県職員の給与に関する条例に基づき支給しております。

県教育委員会としましては、家賃高騰の状況を踏まえ、引き続き関係機関と住居手当等の考え方について意見交換を行うとともに、離島に赴任する教職員が安心して職務に従事できる環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔砂川勇二　土木建築部長登壇〕

○砂川勇二 土木建築部長　４、土地区画整理事業・安慶田地区の進捗についての質問の(1)から(3)、事業

の進捗等についてお答えいたします。４の(1)から４の(3)までは関連しますので、一括してお答えします。

安慶田地区土地区画整理事業については、沖縄市が事業主体となって平成21年度から国庫補助事業として進めており、総面積は約8.7ヘクタール、総事業費は約86億円、令和６年度末の進捗率は事業費ベースで約27％となっております。当該地区は密集市街地であることから、物件補償及び一定規模の工事ヤードの確保を優先に事業推進を図っていると聞いております。

県としましては、早期整備に向け沖縄市と連携を図りながら、予算の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　５、施設・区域外における米軍警察の逮捕権についての中の(1)、施設又は区域の「近傍」の解釈についてお答えいたします。

外務省によると、刑事裁判管轄権に関する合意事項等における「近傍」とは、例えばテロや暴動等が発生した際の逮捕権行使に限定した条件であるとのことであり、米軍憲兵隊のパトロールの実施に関しては、「近傍」の条件はないとのことです。

同じく５(2)、施設・区域外での逮捕についてお答えいたします。

施設・区域外における米軍人等の逮捕に関し、犯行現場に米軍憲兵隊、県警察双方がいる場合、米軍当局が行うことが原則となっている理由について外務省に照会をしておりますが、現時点で回答がありません。なお、刑事裁判管轄権に関する合意事項５(b)によると、逮捕後は、被疑者の身柄は最寄りの日本の警察署に連行され、日本当局による一応の取調べが行われることとなっており、その後、当該被疑者の身柄は米国当局に委ねられるものとなっております。

同じく５(3)、日米地位協定第17条の課題についてお答えいたします。

日本国が裁判権を行使すべき米軍人等の被疑者の拘禁移転については、日本国の要請に対し米側が好意的考慮を払うとの運用改善が示されておりますが、米側に裁量を委ねる形では不十分であり、日本国が裁判権を行使すべき全ての犯罪の場合に速やかに日本側が行えるようにする必要があると考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　それでは、県立高校の通信制課程の生徒のみが対象から除外されているということについて、先ほど教育長の答弁では、登校が日常的ではないというような表現があったかと思いますが、そもそも通信制の単位履修の要素はレポートの提出と、それからスクーリング、そしてテスト。この３つがそもそも課程に必修とされる単位取得の条件です。まさに日常的にスクーリングがあると、週１であるという前提だと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　通信制課程の生徒の学びの状況につきましては、今議員御紹介のあったとおりであると認識しております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　それで、なぜか私立の通信制課程の生徒は既に対象とされて、バス通学費の支援を得られているというその条件自体が――まさしく週１から週５の通学が見込まれる生徒というところで条件をクリアして、私立の通信制課程の生徒たちはもう既に支援を得ている。ではなぜ、県立高校の通信制課程も同じような条件なのに対象にならないんでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　答弁でも申し上げましたが、制度のスタートに当たりまして様々な視点で対象者を検討する中で、通信制の生徒が対象外となったところであります。今回、調査をしまして、議員御指摘のとおり、スクーリングあるいは進路相談等で学校に通学する場合もあろうかと思います。また、通学費を負担に感じている生徒も一定いるということが明らかになっておりますので、その結果をしっかり受け止めて、生徒の通学費支援に取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　教育長、実は今日、傍聴にその高校生がいらっしゃっているんですよね。それで、その生徒たちが自らその調査を行って、どういう通学環境にあるかということも調査されたようです。そういう中で、そもそも通信制課程は、県立の中では泊高校とそれから宜野湾高校ですので、区域が相当広いわけですよね。中には北部からバス通学をされて2000円以上かかると。そういった生徒たちがいるわけですね。そういう意味で、ぜひ生徒の皆さんにも伝わるように、その支援についての取組、決意をお尋ねしたいと思います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議場にも高校生が来ているということでありますけれども、通信制課程では、進学の意欲がありながらも、様々な理由のため全日制や定時制の高等学校に進学できない生徒に対し、高等学校教

育を行っている状況であります。今般、生徒の皆さんからも通学費が負担であると、改善に向けて要望がございました。通学費負担の改善に向けた今回の生徒の主体的な行動、思いをしっかり受け止めたいと思います。しっかりその改善に向けて取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　ぜひ知事、今やり取りをお聞きしたかと思います。高校生たちは、全日制や定時制とはまた違う形で、いろいろ困難を抱えながらもそれでも学習、学びを続けようということで意欲を持って通信制課程にトライしているわけですよね。そういう意味では、ぜひ誰一人取り残さない県政であるということをしっかりと知事の中でも実践していただくためにも予算措置、しっかりと教育長と連携していただきたいと思いますが、知事のほうにもぜひ決意、その意欲をお尋ねしたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　まず、県に我々知事部局からもしっかりと予算要求していきたいというように思います。

私がこのバス通学の支援を教育長と相談を始めたきっかけは、ある学生さんがどうしてもバス賃を稼ぐために時間外アルバイトをしているんですけれども、そのアルバイトでちょっとサービス残業が続いていて、自宅に帰って勉強する時間がないという、そういう声から実はこの実現につながったという流れになっています。だから、一人一人の声をしっかりと県としても教育長としても、その意見に耳を傾け心を注いでいくということは、たとえどのような学びの環境にあっても、我々が努める責務であろうと考えております。しっかり頑張ります。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　教育長と知事それぞれの決意も受けて、必ずこれが実現されるというふうに聞こえたと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

休憩お願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時41分休憩

午後４時41分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　未央 議員　３点目の教育環境の確保について。

先ほど県立高校の教諭の本務の割合ということで、本島に比して久米島では20ポイントぐらい差があると。それから、宮古・石垣においても10ポイントぐらいその本務の比率が下がるわけですよね。やっぱりその背景には、住宅確保の問題、これは小さくはないと。むしろそれが非常に大きな、任命――そういった人事を受けて行こうとするときに、非常につまずきになっているというふうな声が聞かれます。このことについて、先ほど実勢価格との差というふうに、おきぎんの調査の紹介がありました。これ私もおきぎんの調査を見ておりますけれども、やはり全ての地域の中で、宮古地域の単身向け物件の賃料水準が全地域で最も高くなっていると。また、離島という地域の特性上、輸送コスト、これが建築費に上乗せされるため、オーナーが収益を確保するために賃料設定を高くせざるを得ないという側面もあると。そういった建築費、輸送コストいずれも高止まりが続いており、物件の需要過多と高い賃料水準は継続するものと思われますと。これは、宮古島においても石垣島においても同じような状況なんですね。これについては、やっぱり物価高対策で今各方面緊急の支援が入っておりますけれども、先ほどの実勢とあまりのその価格の差、この中で賃貸をしようとすれば、一度に敷金・礼金も含めると何十万とかかってしまうという中でのその環境、それから住宅を全て県が提供できるような今状況じゃないですよね。先ほどの入れなかった方々がなおもいらっしゃるということの中でどうされるのか。また、この緊急的な措置も含めて対応が必要ではないかと思いますが、その対応について伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　ただいま議員の御指摘のとおり、宮古・八重山地区においては、近年、民間賃貸物件の賃料が高騰し、稼働率が高い状況が続くなど、離島地区に異動する教職員の住宅の確保が厳しい状況となっております。そのため県教育委員会では、宮古・八重山地区の厳しい住宅事情を踏まえ、令和７年度から民間賃貸物件の借り上げを行っているところであります。引き続き借り上げの拡充等を含めて、離島に赴任する教職員が職務に従事できる環境の整備に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　ぜひそこは教育環境に格差が生じないように、赴任を命ずる側のやっぱり責任というのは非常に大きいのかなと思いますので、対応をさらにしていただけるようにお願いをしたいと思います。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時44分休憩

午後４時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　未央 議員　それでは、施設・区域の外における米軍警察の逮捕権に関してお尋ねをいたしました。

先日、施設外での誤認逮捕も発生しましたけど、その事実確認はどうなっていますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　米軍からは、誤認拘束事案の検証をするための調査を実施するとし、調査が完了するまで単独パトロールを一時停止し、パトロール隊の再教育を実施しているという説明がございましたが、具体的な内容等についてはまだ聞いている段階にはないということでございます。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　その際に、動画の中で確認されている憲兵が述べた日本人も逮捕できるという発言について、これは今の合意議事録、合意事項などを見ると、確かに日本人も拘束されることを排除していない、排除されていないというふうに読めますけれども、そこの認識はいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　パトロールにおいて日本人も逮捕できるのかということにつきましては、今外務省に確認中でございます。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　外務省に確認するということももちろん非常に重要なんですけれども、既に明らかになっている合意議事録で日本人の逮捕というのは排除されていませんよね。「近傍」においてです。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　「近傍」についてでございますが、外務省によると、在日米軍施設・区域の「近傍」で、当該施設・区域の安全に対する犯罪が現に行われている場合などには、米軍人以外に対しても米軍は警察権を行使することができるというふうになっているというふうに聞いております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　その「近傍」の範囲に関してはいかがですか。先ほども聞きましたけれども、もう一度明快に、お尋ねいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時47分休憩

午後４時47分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　「近傍」とは刑事裁判管轄権に関する合意事項第30により、在日米軍施設・区域の「安全を害する犯罪の既遂又は未遂を行い得る程度に（中略）近傍した場所」と定義されているとのことです。一方で、どのぐらいの距離が「近傍」に該当するかについては、外務省に照会しているところですが、現時点では回答がないというところでございます。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　この辺り、皆さんパトロールを実施することについて容認をした立場で、どういう整理でこういったことが分かりながら始めたのかということが、やはりおのずと問われると思うんですね。今回の場合、「近傍」だったから逮捕ができたのか、あるいはじゃこれが同じように那覇市でも行われたパトロールでも逮捕者が出ましたけれども、そのときには「近傍」の概念ではなくて別のことでやったのか、あるいは「近傍」でなければ逮捕はやっぱりできないのか、こういったことをやっぱりクリアにしないと、今起こっていることが一体どういう整理でなされたことなのかというのは、非常に事態は深刻になっていると思います。この「近傍」の範囲、それから拘束をされるのが日本人も排除されないのかされ得るのか、この辺り明快に認識の確認をする必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　「近傍」の概念については、例えば――先ほど申し上げましたが、米軍基地に対するテロや暴動などの、在日米軍施設・区域の「近傍」で当該施設・区域の安全に対する犯罪が行われている場合に、その「近傍」という条件が該当するということでございます。今回パトロールについては、その概念が当たらないと考えておりますので、パトロールにおいて日本人も逮捕できるのかどうかというのは明確にさせていく必要があろうかというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　ところで、この米軍単独のパトロールが実施されているのは国内では沖縄県だけでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時50分休憩

午後４時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　外務省によると、米憲兵隊

による単独パトロールの実績について、過去に遡って網羅的にお答えすることは困難であるが、沖縄県以外の在日米軍施設・区域所在地の地元自治体で実施されたことがあるという回答はありますが、さらに詳細に確認する必要があろうかというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　今のところ沖縄県以外で単独のパトロール、しかも憲兵隊――ＣＰではなくて、警察権を持った単独のパトロールができたというところがよく分かりませんし、もしや沖縄県だけではないかということが今の状況だと思います。

それで、(2)のところでお尋ねをしましたけれども、施設・区域の外にあって、日米の双方が――当局は現場にいて日本の法令違反であるという場合においても米軍当局の逮捕権が優先されるというこの合意ですね。これについては、どうしてこういう合意になるのかなというふうにちょっと過去に遡っていろいろ見ていくと、そもそも日米行政協定――戦後間もなくの1952年に発効されたときの行政協定が、日本国の当局は、施設の区域の外において米軍構成員等を逮捕することができる。しかし、逮捕した場合には直ちに合衆国軍隊に引き渡さなければならないというのが行政協定の規定です。逮捕はできる。でも、直ちに合衆国軍隊に身柄を引き渡さなければならないというのが当時の行政協定の規定。そして今回、皆さんが活用している刑事裁判管轄権に関する今の日米地位協定の下での合意事項は、日米の双方が現場にある場合には、合衆国の法執行員が行うのを原則とし――逮捕をね。そして、取り調べた後、身柄は引き続き合衆国の当局に委ねる。これ、ほぼほぼ行政協定時代のものと今の地位協定の言っていることっていうのは、ほとんど同じような内容だと思いますけれども、その辺りいかが思っていらっしゃるんでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　議員御指摘のように、今の地位協定は行政協定を引き継いだものが多いということの御指摘があるということは、我々も承知しております。ただ、この裁判権というか、警察権についてどのように、なぜこのような規定になっているのかということについては、やはりちょっと確認をしていきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　沖縄県は、この間、地位協定の見直しを求めてきました。皆さん別冊でもまとめていらっしゃいますけれども、この身柄をめぐってどのようなことが課題だったのか、課題となってきたのか。20ページのほうに記載をされているところを通告しておりますけれども、この間の課題についてお尋ねをいたします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　被疑者の拘禁移転についての課題ということでお答えいたします。

県としては、日米地位協定の第17条関係の被疑者の拘禁について、これまで様々な課題があると考えております。例えば、取調べの影響の懸念があった事例として、平成21年、読谷村で発生したひき逃げ死亡事件で、基地内に身柄があった被疑者が取調べに応じなかったことがありました。また、被疑者が本国へ逃亡する可能性の事例として、平成５年、婦女暴行の容疑で基地内に拘束されていた陸軍兵が、偽造した軍の命令書などを利用して民間機で本国へ逃亡したことがありました。さらに、平成７年10月に、殺人または強姦という凶悪な犯罪に係る起訴前の拘禁の移転についての要請に対し、好意的な考慮を払うとする運用改善が図られた後も、要請から被疑者の身柄が移転されるまで、平成13年６月に発生した婦女暴行事件では４日、平成15年５月に発生した強姦致傷事件では２日を要しました。また、平成14年11月に発生した婦女暴行未遂事件では、日本側の起訴前の身柄引渡し要請に対し、明確な理由が示されないまま拒否された事例も発生しております。

県としては、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要だというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　まさにその身柄をめぐっては、この間、何度も何度も繰り返し、苦い思い、それから本当にあと一歩のところで逃がしてしまう、あるいは基地に逃げ込んだまま逃亡を謀ったというようなことを挙げれば枚挙にいとまがないというのが、この間の沖縄県の課題であったし、これは何度も私たちはこの第17条をめぐって県議会においても決議をしてきたわけですよね。それで、県警にもお尋ねしたいんですけれども、先ほど合意事項の中で、日米双方、つまり合同パトロールのことだと思うんですよね。日米双方、これが現場にいて、日本の法律違反があって、それが日本に一次的な裁判権がある事案であっても、逮捕は米軍が行うのが原則と。そして身柄は取調べが終わって後、合衆国に返さなければいけない、つまり基地にまた返すというような、こういった取決めに対し

て―― これ1953年のいわゆる合意事項に基づく運用が、現実に今起こっているこの地位協定にも転嫁されているわけですけれども、これについて違和感はないでしょうか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　日米地位協定に関するお尋ねでありますが、答弁する立場にございませんので、お答えは差し控えさせていただきますが、米軍関連事案の捜査につきましては、個別の事案に応じて刑事訴訟法や日米地位協定等に基づき、米軍捜査機関とも連携して、必要な捜査を尽くしていくこととなります。

以上です。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　先ほど申し上げたとおり、今の地位協定の解釈、「日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行う」。これでは裁量が米軍に委ねられたままだからおかしいということで、今地位協定の改定を要求しているけれども、その議事録、そのことを裏づける合意事項は、日米の双方が現場にある場合には、合衆国軍隊の法執行官が行うのを原則とし、取調べの後、身柄は引き続き合衆国の当局に委ねる、ですから、双方がいて現場で確認をしても、原則は逮捕は日本側ではなくて、一次的な裁判権がある事案であっても米軍側が原則なんですよね。これ自体がやっぱり実際の運用の場面で、今パトロールをめぐって整理をされないまま、あるいは1952年、53年、戦後の片務的なあの旧安保条約の中で確認されたその合意事項が生きて今これが運用されているということについては、やっぱり地位協定の改定を求める立場からすると、この取決めの廃止、見直し、併せて求める必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど申し上げましたように、日米地位協定第17条について、身柄の引渡し等について我々は意見を申し上げております。議員に御説明いただきました、共同逮捕といいますか、日本の当局と米側の当局がいた場合の取扱い等についても十分議論をさせていただいて、必要なといいますか、地位協定の改定等について検討をさせていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　知事、やっぱり今のような課題は十分に議論をした上で、パトロールする前に確認をされる必要があったのかなというふうに思います。こういった戦後の片務的な行政協定、この中で確認された合意事項、合意議事録がそのまま結局は地位協定の運用の土台になって、今のパトロールの土台になっているわけですから、やっぱり一旦整理のためにも中止をして、そこの確認を求める必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　本来、合同パトロールは、沖縄市が行っているパトロールに、県警、米軍、そして沖縄県が合同で防犯のための見回りをしようということが初歩の目的で、なおかつ米軍においては、リバティー制度が守られているかどうかということと、リバティー制度を――ある意味で言うと、それを啓発するという、そこが目的だったはずなんです。ところが、単独でパトロールを行った途端、このような行政協定、地位協定上の課題がやはり持ち上がってきたということは、紛れもない事実だと思います。そのことは、我々外務省にその状況内容も確認をしつつも、我々県当局もこのことにおいて、この行政協定の状況をしっかりと研究し、速やかにそのための対応を考えていきたいと思います。

○中川京貴 議長　仲村未央議員。

○仲村　未央 議員　ぜひ一旦、立ち止まりながらしっかりこの条文なり照らして、しかもその背景にある合意議事録、合意事項も含めて調査をされて、明快な説明をいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第１号議案から甲第４号議案まで、乙第１号議案から乙第19号議案まで及び乙第21号議案から乙第38号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

――――――――――――――――――――

〔議案付託表　巻末に掲載〕

――――――――◆・・◆――――――――

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時１分休憩

午後５時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

日程第３　甲第５号議案から甲第７号議案まで及び乙第39号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

―――――――――――――――――――――――――

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――――――

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　令和７年第７回沖縄県議会定例会に追加提出いたしました議案の概要及び提案理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、予算議案３件、条例議案１件の合計４件であります。

まず初めに、予算議案について御説明申し上げます。

甲第５号議案「令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第６号）」は、国の強い経済を実現する総合経済対策を実施するために予算計上が必要な事業、人事委員会勧告に伴う給与改定に係る経費及び当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、148億7961万9000円を計上するものであります。

甲第６号議案「令和７年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）」は、国の補正予算に係る沖縄振興公共投資交付金を活用し、水道施設の強靱化を図るとともに、老朽化対策を推進するため、所要の補正を行うものであります。

甲第７号議案「令和７年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算(第１号）」は、国の補正予算に係る防災・安全交付金を活用し、下水道施設の老朽化対策及び耐震化を行うため、所要の補正を行うものであります。

次に、乙第39号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正、人事委員会の給与勧告、他の都道府県の教育職員の給与の状況等を考慮し、教育職員に支給する教職調整額を改める等の必要があることから、条例を改正するものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

○中川京貴 議長　ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、この際、意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔池田　修　人事委員会委員長登壇〕

○池田　修 人事委員会委員長　皆さん、こんにちは。

人事委員会委員長の池田修でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議長より人事委員会の意見を求められておりますので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第39号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、去る10月７日に当委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直し及び他の都道府県との均衡等を考慮し、教職調整額の支給額の引上げ及び教員特殊業務手当の支給額を見直すための改正であり、当委員会としては適当であると考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって 質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第５号議案については、総務企画委員会に、甲第６号議案及び甲第７号議案については、土木環境委員会に、乙第39号議案については、文教厚生委員会にそれぞれ付託いたします。

―――――◆・・◆―――――

○中川京貴 議長　日程第４　議員提出議案第１号「県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援等を求める意見書」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

島尻忠明議員。

―――――――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第１号　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――――――

〔島尻忠明　議員登壇〕

○島尻　忠明 議員　皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました議員提出議案第１号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援等について関係要路に要請するため

であります。
それでは、内容を朗読いたします。
〔県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援等を求める意見書朗読 〕
以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。
なお、意見書の趣旨を関係要路に要請するため議会代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らいをいただきますようお願いを申し上げます。
以上であります。
○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
この際、お諮りいたします。
ただいま議題となっております議員提出議案第１号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　これより議員提出議案第１号「県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援等を求める意見書」を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
よって、議員提出議案第１号は、原案のとおり可決されました。

○中川京貴 議長　ただいま可決されました議員提出議案第１号については、提案理由説明の際、提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。
よって、お諮りいたします。
議員提出議案第１号の趣旨を関係要路に要請するため、議員３人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴 議長　この際、お諮りいたします。
委員会審査及び議案整理のため、明12月11日から21日までの11日間休会といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
よって、明12月11日から21日までの11日間休会とすることに決定いたしました。

○中川京貴 議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
次会は、12月22日定刻より会議を開きます。
議事日程は、追って通知いたします。
本日は、これをもって散会いたします。
午後５時15分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　幸　喜　　愛

会議録署名議員　　新　垣　淑　豊

令和７年12月22日

令和７年
第　７　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第８号）

令和７年 第７回 沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

令和７年12月22日（月曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第8号

令和７年12月22日（月曜日）

午前10時開議

第１　乙第２号議案から乙第４号議案まで及び乙第７号議案（総務企画委員長報告）

第２　乙第５号議案、乙第６号議案及び乙第39号議案（文教厚生委員長報告）

第３　乙第８号議案から乙第13号議案まで、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第36号議案から乙第38号議案まで（総務企画委員長報告）

第４　乙第21号議案及び乙第28号議案から乙第31号議案まで（経済労働委員長報告）

第５　乙第14号議案から乙第19号議案まで、乙第22号議案から乙第24号議案まで及び乙第32号議案から乙第35号議案まで（土木環境委員長報告）

第６　甲第１号議案及び甲第５号議案（総務企画委員長報告）

第７　甲第３号議案（経済労働委員長報告）

第８　甲第４号議案（文教厚生委員長報告）

第９　甲第２号議案、甲第６号議案及び甲第７号議案（土木環境委員長報告）

第10　現下の物価高騰を踏まえた公定価格等の引上げを求める意見書

島尻　忠明議員　山内　末子議員
仲宗根　悟議員　上原　　章議員
渡久地　修議員　当山　勝利議員
當間　盛夫議員

提出　議員提出議案第２号

第11　米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書

小渡良太郎議員　喜屋武　力議員
大屋　政善議員　比嘉　　忍議員
仲里　全孝議員　又吉　清義議員
米須清一郎議員　玉城健一郎議員
仲宗根　悟議員　高橋　　真議員
比嘉　瑞己議員　当山　勝利議員
大田　　守議員

提出　議員提出議案第３号

第12　陳情令和６年第111号の２、陳情第25号、第49号、第57号から第61号まで、第72号、第119号、第125号、第126号、第140号及び第156号（総務企画委員長報告）

第13　陳情令和６年第150号、同第199号及び陳情第52号（土木環境委員長報告）

第14　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第２号議案から乙第４号議案まで及び乙第７号議案

乙第２号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

乙第３号議案　沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例

日程第２　乙第５号議案、乙第６号議案及び乙第39号議案

乙第５号議案　沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第39号議案　義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第３　乙第８号議案から乙第13号議案まで、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第36号議案から乙第38号議案まで
乙第８号議案　工事請負契約について
乙第９号議案　工事請負契約について
乙第10号議案　工事請負契約について
乙第11号議案　工事請負契約について
乙第12号議案　工事請負契約について
乙第13号議案　工事請負契約について
乙第25号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第26号議案　指定管理者の指定について
乙第27号議案　指定管理者の指定について
乙第36号議案　当せん金付証票の発売について
乙第37号議案　沖縄県収用委員会予備委員の任命について
乙第38号議案　沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第４　乙第21号議案及び乙第28号議案から乙第31号議案まで
乙第21号議案　財産損傷事故に関する和解等について
乙第28号議案　指定管理者の指定について
乙第29号議案　指定管理者の指定について
乙第30号議案　指定管理者の指定について
乙第31号議案　指定管理者の指定について

日程第５　乙第14号議案から乙第19号議案まで、乙第22号議案から乙第24号議案まで及び乙第32号議案から乙第35号議案まで
乙第14号議案　工事請負契約について
乙第15号議案　工事請負契約について
乙第16号議案　工事請負契約について
乙第17号議案　工事請負契約について
乙第18号議案　工事請負契約について
乙第19号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第22号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第23号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第24号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第32号議案　指定管理者の指定について
乙第33号議案　指定管理者の指定について
乙第34号議案　指定管理者の指定について
乙第35号議案　指定管理者の指定について

日程第６　甲第１号議案及び甲第５号議案
甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）
甲第５号議案　令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第６号）

日程第７　甲第３号議案
甲第３号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）

日程第８　甲第４号議案

甲第４号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）

日程第９　甲第２号議案、甲第６号議案及び甲第７号議案

甲第２号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）

甲第６号議案　令和７年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）

甲第７号議案　令和７年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第10　現下の物価高騰を踏まえた公定価格等の引上げを求める意見書

日程第11　米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書

日程第12　陳情令和６年第111号の２、陳情第25号、第49号、第57号から第61号まで、第72号、第119号、第125号、第126号、第140号及び第156号

陳情令和６年第111号の２　世界から選ばれる持続可能な観光地を目指すことに関する陳情

陳情第25号　消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する陳情

陳情第49号　ダイビング中における船長の船上待機義務化の条例化に関する陳情

陳情第57号　ダイビング中の船長の船上待機義務化に関する条例化に関する陳情

陳情第58号　「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」の改正に関する陳情

陳情第59号　「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」の改正に関する陳情

陳情第60号　「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」の改正に関する陳情

陳情第61号　水上安全条例における「ダイビング中の船長の船上待機義務化」に関する陳情

陳情第72号　ダイビング中における船長の船上待機義務の条例化に関する陳情

陳情第119号　「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」の改正に関する陳情

陳情第125号　沖縄県水上安全条例の改正に関する陳情

陳情第126号　現在検討中の水上安全条例における「船長の船上待機義務化」条例改正に関する陳情

陳情第140号　沖縄県水上安全条例の改正に関する陳情

陳情第156号　沖縄県水上安全条例改正案に関する陳情

日程第13　陳情令和６年第150号、同第199号及び陳情第52号

陳情令和６年第150号　中城湾港新港地区の振興に関する陳情

陳情令和６年第199号　宮古空港の機能強化を求める陳情

陳情第52号　中城湾港海岸（新開地区）の護岸及び馬天港の早期整備を求める陳情

日程第14　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（46名）

47　番	中　川　京　貴　議長	10　番	新　垣　善　之　議員
42　番	上　原　　章　副議長	11　番	新　里　　匠　議員
1　番	瑞慶覧　長　風　議員	12　番	平　良　識　子　議員
2　番	瀬　長　美佐雄　議員	13　番	比　嘉　瑞　己　議員
3　番	喜友名　智　子　議員	14　番	次呂久　成　崇　議員
4　番	儀　保　　唯　議員	15　番	米　須　清一郎　議員
5　番	大　田　　守　議員	16　番	幸　喜　　愛　議員
6　番	高　橋　　真　議員	17　番	當　間　盛　夫　議員
7　番	宮　里　洋　史　議員	18　番	松　下　美智子　議員
8　番	徳　田　将　仁　議員	19　番	喜屋武　　力　議員
9　番	新　里　治　利　議員	20　番	大　屋　政　善　議員

21番	小渡良太郎 議員	33番	下地康教 議員
22番	新垣淑豊 議員	34番	新垣　新 議員
23番	比嘉　忍 議員	35番	島尻忠明 議員
24番	当山勝利 議員	36番	大浜一郎 議員
25番	西銘純恵 議員	38番	渡久地　修 議員
26番	新垣光栄 議員	39番	仲村未央 議員
27番	上原快佐 議員	40番	仲宗根　悟 議員
28番	玉城健一郎 議員	41番	山内末子 議員
29番	山里将雄 議員	43番	西銘啓史郎 議員
30番	糸数昌洋 議員	44番	又吉清義 議員
31番	仲里全孝 議員	45番	呉屋　宏 議員
32番	仲村家治 議員	46番	島袋　大 議員

欠　　員（2名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	浦崎千都	主事
宮城　優次	長	伊敷ユカリ	主幹
上原　毅	議事課長	大城聖子	主幹
宮城　亮	課長補佐	上運天慎也	主幹
安田　健	主査		

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

12月19日、島尻忠明議員外６人から議員提出議案第２号「現下の物価高騰を踏まえた公定価格等の引上げを求める意見書」、小渡良太郎議員外12人から議員提出議案第３号「米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

―――――――――――――――

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

○中川京貴 議長　日程第１　乙第２号議案から乙第４号議案まで及び乙第７号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

―――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第２号議案から乙第４号議案まで及び乙第７号議案の４件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、企画部長及び警察本部地域部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第２号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和７年10月に行われた人事委員会の給与勧告、国及び他都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める等の必要があるため、関係条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の引上げにより、高卒及び大卒初任給について、県職員と民間の平均額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、県職員の高卒初任給は20万300円、大卒は23万2000円で、民間事務員の高卒初任給は18万5000円、大卒は20万3500円となっているとの答弁がありました。

次に、乙第３号議案「沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」は、同条例附則第５項の規定に基づく検討を行ったところ、産業廃棄物税は循環型社会の形成に向けた取組及び廃棄物処理計画を着実に推進するために必要な財源であり、税率等の変更は行わず

継続することが望ましいことから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、税率はトン当たり1000円となっているが、他の都道府県と比較して沖縄県はどうなのかとの質疑がありました。

これに対し、産業廃棄物税は、沖縄県を含めて27都道府県で導入されており、全て同一の１トン当たり1000円という税率であるとの答弁がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」は、政治資金規正法及び政党助成法の一部が改正されたことを踏まえ、確認書及び都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料の徴収根拠を定める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第７号議案「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」は、水難事故の発生が増加傾向にある中、入域観光客の増加に伴うマリンレジャーの活性化やマリンアクティビティーの多様化を踏まえ、さらなる水難事故防止対策を図るため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、船上における監視、救助等を行う要員の配置について、条文に明記すべきとする意見と明記すべきでないとする両論があったが、このような県民の声はこの条例にどのように反映したのかとの質疑がありました。

これに対し、条例改正に向けた有識者会議における賛否双方の意見を踏まえ、ダイビング協会等関係団体に直接出向いて具体的な意見等を伺った。結果、監視、救助等要員の配置に関する規定については、努力義務規定とし、準備期間を置いた上で令和９年４月１日から適用することとしているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第２号議案から乙第４号議案まで、及び乙第７号議案の４件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第２号議案から乙第４号議案まで及び乙第７号議案の４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第２号議案から乙第４号議案まで及び乙第７号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第２　乙第５号議案、乙第６号議案及び乙第39号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣　新文教厚生委員長。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔新垣　新　文教厚生委員長登壇〕

○新垣　新 文教厚生委員長　ただいま議題となりました乙第５号議案、乙第６号議案及び乙第39号議案の３件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、保健医療介護部長及び教育長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第５号議案「沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立総合精神保健福祉センターの位置等について、所要の改正を行う必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第６号議案「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」は、食品衛生法施行規則の一部が改正されたことを踏まえ、従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合の営業施設の基準を定める等の必要があるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正で対象となるものは何かとの質疑がありました。

これに対し、現時点ではコーヒーマシンだけが対象となっている。通常の自動販売機では牛乳が取り扱えないことから、コーヒーマシンの中で牛乳を混ぜてカフェオレ等を作る機械に対応する制度となっているとの答弁がありました。

次に、乙第39号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、関連する特別措置法の一部改正、人事委員会の給与勧

告、教育職員に支給する教職調整額を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、教職調整額の対象はどうなっているか。また、今回の条例改正による調整額の引上げによって、残業時間数は減らせるのかとの質疑がありました。

これに対し、教職調整額の引上げの対象は、管理職を除く教諭、実習助手及び寄宿舎指導員等の全てとなっている。また、関連する特別措置法の改正に当たり、教員の勤務時間の管理が厳格化されており、これにより時間外在校等時間の圧縮に取り組んでいくべきものとされているとの答弁がありました。

次に、調整額の引上げに合わせて業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することとなっているが、見通しはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、策定は今年度をめどとし、令和８年度から実際に取組状況等も公表しながらＰＤＣＡを回していくことが県・市町村教育委員会に義務づけられている。県においては、現在、ひな形を市町村教育委員会に提供し、年度内の策定を呼びかけているところであるとの答弁がありました。

採決の結果、乙第５号議案、乙第６号議案及び乙第39号議案の３件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第５号議案、乙第６号議案及び乙第39号議案の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第５号議案、乙第６号議案及び乙第39号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第３　乙第８号議案から乙第13号議案まで、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第36号議案から乙第38号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第８号議案から乙第13号議案まで、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第36号議案から乙第38号議案までの12件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、企画部長及び警察本部警務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第８号議案から乙第13号議案までの「工事請負契約について」の６件については、本庁舎（行政棟）改修工事に係る建築及び電気の各工区の請負契約について、予定価格５億円以上の工事請負金額となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第１条の規定により議会の議決を必要とするものである。

当該工事は、平成２年の竣工から35年以上が経過し、老朽化が進んでいる本庁舎行政棟について、施設の長寿命化、省エネ化、県民の利便性向上、執務環境の改善を目的とし改修を行うものである。

主な内容として、乙第８号議案の建築１工区は、仮契約金額が19億5800万円、契約の相手方は、株式会社大米建設。乙第９号議案の建築２工区は、仮契約金額が19億80万円、契約の相手方は、株式会社國場組、大晋建設株式会社、株式会社丸元建設の３社で構成する特定建設工事共同企業体。乙第10号議案の建築３工区については、一般競争入札に付したところ、再度の入札においても落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号に基づき、随意契約による仮契約を締結している。仮契約金額は18億1170万円、契約の相手方は、株式会社野原建設。乙第11号議案の電気１工区は、仮契約金額が６億1396万5000円、契約の相手方は、南西電設株式会社。乙第12号議案の電気２工区は、仮契約金額が５億8960万円、契約の相手方は、南部電工株式会社。乙第13号議案の電気３工区は、仮契約金額が６億4875万8000円、契約の相手方は、株式会社日本

電設、有限会社三工電設の２社で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

次に、乙第25号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、警察官の交通事故処理中における車両損傷事故について和解をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第26号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県公文書館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理の候補者として公益財団法人沖縄県文化芸術振興会を選定し、指定期間は、令和８年４月１日から令和13年３月31日までを予定しているとの説明がありました。

次に、乙第27号議案「指定管理者の指定について」は、うるま市州崎に所在するレンタルラボ施設である沖縄ライフサイエンス研究センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、一般社団法人トロピカルテクノプラスと公益財団法人沖縄科学技術振興センターが構成するライフサイエンス研究センター運営共同体を指定管理の候補者とし、指定期間は、令和８年４月１日から令和13年３月31日までとしているとの説明がありました。

本案に関し、研究には多額の費用を要するが、当該研究者等をサポートするための施設としては利用料金が高額ではないかとの質疑がありました。

これに対し、当該施設の利用料金については他部所管施設と同水準となっており、琉球大学や沖縄科学技術大学院大学の同様の施設よりも安価な料金設定となっている。また、入居後５年間は減免措置を適用し、高額な研究機器も安価で貸与するなど側面的な支援を行っているとの答弁がありました。

次に、同研究センターの取組により、県内事業者育成などにどれだけ貢献してきたのか、その実績について質疑がありました。

これに対し、安価な施設や機器の貸出しにより、安心して研究できる環境を提供することで、大学発ベンチャー企業が生まれる等、各種研究開発の促進につなげている。具体的には、海洋微生物から抽出される機能性物質を県外化粧品企業等に受託販売するなど、研究成果が実用化されている事例があるとの答弁がありました。

そのほか、研究機器の操作の在り方、指定管理者の変更及び経緯などの質疑がありました。

次に、乙第36号議案「当せん金付証票の発売について」は、公共事業、市町村振興事業等の財源に充てるため、令和８年度において本県が発売する当せん金付証票の発売限度額について、当せん金付証票法第４条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第37号議案「沖縄県収用委員会予備委員の任命について」は、欠員となっている収用委員会予備委員１人を任命するため、土地収用法第52条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第38号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員の１人が令和７年12月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第８号議案から乙第13号議案まで、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第36号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第37号議案及び乙第38号議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより乙第８号議案から乙第13号議案まで、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第36号議案から乙第38号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第８号議案から乙第13号議案まで、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第36号議案の10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、委員長の報告のとおり決

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第８号議案から乙第13号議案まで、乙第25号議案から乙第27号議案まで及び乙第36号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○中川京貴 議長　次に、乙第37号議案及び乙第38号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第37号議案及び乙第38号議案は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○中川京貴 議長　日程第４　乙第21号議案及び乙第28号議案から乙第31号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊 経済労働委員長　ただいま議題となりました乙第21号議案及び乙第28号議案から乙第31号議案までの５件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第21号議案「財産損傷事故に関する和解等について」は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設うるま地区内賃貸工場において、県が設置した消火設備から漏水したことによる財産損傷事故について、相手方と和解をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、漏水の原因及び対応についての質疑がありました。

これに対し、今回の漏水は、ステンレス鋼製の水槽と炭素鋼製の配管のねじ接合部において、異種金属接触腐食が発生したことが原因である。補修においては同種の金属に替えるとともに、ほかの賃貸工場の消火設備についても点検を行い、対応が必要なところについては対策を講じているところであるとの答弁がありました。

そのほか、損害賠償額の内訳などについて質疑がありました。

次に、乙第28号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、国際物流拠点那覇地区管理運営共同企業体であり、指定期間は令和８年４月１日から令和13年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、施設の老朽化が進んでいるが、那覇軍港との一体再開発を含め、今後の再整備の計画はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、特に１号棟及び２号棟が供用開始から35年以上経過し老朽化が著しいため、那覇市の跡地利用計画等の検討状況に留意しつつ、立地条件を生かした産業の集積整備に向けて検討を進めているとの答弁がありました。

そのほか、過去の公募の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第29号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄ＩＴ津梁パーク施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、沖縄ＩＴ津梁パーク管理運営共同企業体、指定期間は令和８年４月１日から令和13年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、委員総数が５名と少なく、１人が持つ影響力は大きいと考えるが、１名欠席した状況で審査を進めたことについて問題はなかったかとの質疑がありました。

これに対して、県としても早めに日程調整をして全員参加できる日を設定したが、審査当日に体調不良による欠席者が出たものである。県外から参加している委員もおり、日程を延期すると負担が大きいこと、また過半数の定足数も満たしていることから、そのまま開催したとの答弁がありました。

次に、この施設がどのような形で沖縄経済に貢献しているのかとの質疑がありました。

これに対して、設立当初の平成22年４月現在で入

居企業数５社、就業者数110名だったのが、令和７年３月末では、入居企業数42社、就業者数3004人となっており、ＩＴ企業の集積や雇用の創出という観点で地域経済に波及効果があったと考えているとの答弁がありました。

そのほか、審査基準の妥当性などについて質疑がありました。

次に、乙第30号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄空手会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズで、指定管理の期間は令和８年４月１日から令和13年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、指定管理者が企画する空手大会もあるのかとの質疑がありました。

これに対して、大会は空手の団体が主催するものがメインで、指定管理者自身が主催することはなかったが、今回の指定管理候補者には空手の主要団体を統括している一般社団法人沖縄伝統空手道振興会が構成員として加わるため、空手団体との連携が強化され、いろいろなイベントの可能性が広がることを期待しているとの答弁がありました。

そのほか、工芸の杜との連携状況などについて質疑がありました。

次に、乙第31号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県スポーツ施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、おうのやまみらいパートナーズであり、指定期間は令和８年４月１日から令和13年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、令和13年度に供用開始予定のＪ１スタジアム建設工事による影響を踏まえた上での指定管理料になっているのかとの質疑がありました。

これに対し、令和10年度頃から工事が見込まれており、その期間は陸上競技場や補助競技場が撤去され業務量が減ることを見込んで今回の指定管理料を算定している。しかし、昨今の物価高、人件費や光熱水費の高騰を踏まえた増額分を加味すると、現在の指定管理料より約4500万円の増額となっているとの答弁がありました。

そのほか、自転車競技場の設備の整備状況などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第21号議案及び乙第28号議案から乙第31号議案までの５件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、指定管理者制度について、制度導入から長期間が経過し、運用の在り方について全庁的な見直しが必要ではないかとの意見があり、執行部に対する申入れを含め、議会全体で議論する必要があるのではないかという認識が委員会において共有されました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第21号議案及び乙第28号議案から乙第31号議案までの５件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案５件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第21号議案及び乙第28号議案から乙第31号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第５　乙第14号議案から乙第19号議案まで、乙第22号議案から乙第24号議案まで及び乙第32号議案から乙第35号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

仲里全孝土木環境委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕

○仲里全孝 土木環境委員長　ただいま議題となりました乙第14号議案から乙第19号議案まで、乙第22号議案から乙第24号議案まで及び乙第32号議案から乙第35号議案までの13件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等

について申し上げます。

まず、乙第14号議案から乙第17号議案までの「工事請負契約について」の４件は、いずれも沖縄県防災危機管理センター棟（仮称）の新築工事及び本庁舎関連電気設備工事に係る各工区の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第１条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容として、建築１工区は、契約金額が25億9545万円、契約の相手方は、金秀建設株式会社、株式会社東恩納組、株式会社照屋土建の３者で構成する特定建設工事共同企業体である。

建築２工区は、契約金額が22億4400万円、契約の相手方は、株式会社仲本工業、共和産業株式会社、三善建設株式会社の３者で構成する特定建設工事共同企業体である。

本庁舎関連電気設備工事の１工区は、契約金額が９億5161万円、契約の相手方は、南部電工株式会社、日進電気土木株式会社、株式会社新共電気工業の３者で構成する特定建設工事共同企業体である。

同じく電気設備工事の３工区は、契約金額が13億3364万円、契約の相手方は、照屋電気工事株式会社、株式会社沖縄特電、沖電水工事株式会社の３者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

これらの議案に関し、防災危機管理センター棟の特徴は何かとの質疑がありました。

これに対し、様々な危機事案に迅速かつ的確に対応するための災害対策本部室や関係機関の受援スペースなどが備えられている。大地震に対しても機能を維持することができるよう免震基礎構造を採用し、一般的な建物より耐震性を向上しているとの答弁がありました。

次に、建築工事と電気工事を同時発注する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、機器の製作に数か月かかることや、建築工事と配管等の調整などが必要になるため、一般的に工期は同時にスタートするとの答弁がありました。

そのほか、最低制限価格の設定の有無、太陽光発電の高圧受変電設備受入れの可否、非常用電源配置と地下燃料タンクの浸水対策、企業手持ち工事量の評価基準などについて質疑がありました。

次に、乙第18号議案「工事請負契約について」は、陽明高校屋内運動場改築工事（建築）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第１条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額が13億75万円、契約の相手方は、株式会社南成建設、大晋建設株式会社、株式会社共和技研の３者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、１階にプールを造った場合、寒くて使われない例があるが、なぜ温水プールにしないのかとの質疑がありました。

これに対し、学校側から温水プールにすると維持管理費や修繕費がかかることへの懸念が示されたこと、及びプールを西側に面して設置し大きな開口部を設けて採光を取ることで、寒さを解決するような設計を行っているとの答弁がありました。

次に、体育館にクーラーが設置されない理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、陽明高校体育館は避難所に指定されておらず、避難所となる体育館の空調設備を整備する国の特例交付金の対象でないこと、また、ハード交付金についても国庫交付限度額配分基礎額を上回るなど、財政上厳しい状況にあるためとの説明がありました。

そのほか、ＪＶにおける企業手持ち工事量の判定方法、コンクリートの塩素劣化対策について質疑がありました。

次に、乙第19号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、中城御殿御内原エリア新築工事（建築）の契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額を933万9000円増額し、10億9833万9000円に変更するものであり、今回の変更は、磁気探査、土工事の変更に伴い増額を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、中城御殿の復旧工事であるのに、なぜ首里城とは異なるＲＣ造なのかとの質疑がありました。

これに対し、中城御殿は検討委員会の議論により外観復元となっており、内部は体験学習施設として那覇市保有の国宝等を展示・保存するため、防火対策としてＲＣ造により整備されているとの答弁がありました。

次に、磁気探査の異常点と今回の契約金額変更の関係は何かとの質疑がありました。

これに対し、異常点の手掘り確認や再探査が必要になるため、追加費用が発生するとの答弁がありました。

次に、乙第22号議案から乙第24号議案までの「車両損傷事故に関する和解等について」の３件は、いず

れも車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容として、乙第22号議案の事故については、令和７年４月、県道36号線に県が設置した樹木の枝が落下し車両を損傷させたものであり、損害賠償の額は、28万8871円である。

乙第23号議案の事故については、令和７年４月、県道36号線に県が設置した樹木の伸長した枝が接触し車両を損傷させたものであり、損害賠償の額は、1420円である。

乙第24号議案の事故については、令和７年５月に県道那覇宜野湾線上に生じた道路のくぼみによって走行中の車両を損傷させたものであり、損害賠償の額は、7370円であるとの説明がありました。

これらの議案に関し、まず乙第22号議案について、事故対応のために高木を伐採するのではなく、適切に剪定して景観を保つべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、視認性の悪化や根上がり、倒木のおそれなどがある場合に伐採を行っており、健全な木は剪定して生かしていく。全ての高木に対して樹形を保つ管理は予算的に厳しいため、安全性確保を優先しているとの答弁がありました。

次に、乙第23号議案について、車道にはみ出している樹木を一度調査し整理するべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、パトロールで対応しているが、管理する本数が多いため、把握方法を含め検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、広葉樹の事故リスクと植え替えの可能性について質疑がありました。

次に、乙第32号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄県樋川立体駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、沖縄県樋川立体駐車場管理運営共同企業体で、指定管理の期間は令和８年４月１日から令和11年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、令和６年度の全体の収入実績は幾らであったかとの質疑がありました。

これに対し、令和６年度の収入実績としては、4579万6000円であり、その内訳は定期駐車料金の収入が3668万円、一般利用の駐車場が911万6000円であるとの答弁がありました。

次に、乙第33号議案「指定管理者の指定について」は、中城公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、沖縄文化スポーツイノベーション株式会社で、指定管理の期間は令和８年４月１日から令和13年３月31日までであるとの説明がありました。

次に、乙第34号議案「指定管理者の指定について」は、首里城地区内施設及び首里城公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、一般財団法人沖縄美ら島財団で、指定管理の期間は令和８年４月１日から令和13年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の選定で沖縄美ら島財団の防火体制の改善はどう評価されたかとの質疑がありました。

これに対し、防災危機管理専門部署の設置、有資格者及び練度の高い人員の配置、那覇市消防局等との連携、夜間人員の増などの提案が評価されたと考えているとの答弁がありました。

次に、防火体制は具体的にどのような内容で強化されたのかとの質疑がありました。

これに対し、ハード面では監視カメラ、スプリンクラー、消化水槽、防火水槽の増設、連結送水管の布設などを行った。ソフト面では月１回の実働訓練の実施や仕様書による訓練内容の明確化などを行っているとの答弁がありました。

そのほか、配置人員の資格・技術チェックの有無、公募に関する競争性と応募企業数について質疑がありました。

次に、乙第35号議案「指定管理者の指定について」は、奥武山公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、おうのやまみらいパートナーズで、指定管理の期間は令和８年４月１日から令和13年３月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、入札参加が２社しかなかったとのことだが、公募期間は適切だったか。また、県内に同種の管理業者は何社ぐらいあるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の公募期間は、運用方針に定める60日以上を確保しており、適切であったと考えてい

る。県内の管理業者は10団体以上はあると考えているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第14号議案から乙第19号議案まで、乙第22号議案から乙第24号議案まで及び乙第32号議案から乙第35号議案までの13件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第14号議案から乙第19号議案まで、乙第22号議案から乙第24号議案まで及び乙第32号議案から乙第35号議案までの13件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案13件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案から乙第19号議案まで、乙第22号議案から乙第24号議案まで及び乙第32号議案から乙第35号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第６　甲第１号議案及び甲第５号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました甲第１号議案及び甲第５号議案の２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第５号）」は、当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費、物価高騰等の影響を受けた生活者や事業者に対し実情に即した支援等を実施する経費、及び人事委員会勧告に伴う給与改定に係る経費等について、補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ125億6127万2000円の増額で、補正後の改予算額は、9064億4380万7000円である。

歳入の内訳は、地方交付税、繰入金、繰越金及び諸収入等である。

歳出の主な内訳は、当初予算成立後の事情変更に伴うものとして、県融資制度の需要増が見込まれることに伴う金融機関への預託金の増額に要する経費、公営住宅の建て替えについて、国庫補助金の追加交付決定に伴う事業費の増額に要する経費、社会福祉施設職員等退職手当共済事業に係る補助金の追加交付に要する経費、県民税利子割収入の増に伴う市町村交付金の増額変更に要する経費等。物価高騰対策等に要する経費として、近年の労務単価及び物価高騰などの影響を踏まえた一般会計から病院事業会計に対する繰り出しに要する経費、従業員の賃上げに取り組む県内中小企業の資金繰りを支援するための新たな融資制度の創設に伴う金融機関への預託金の増額等に要する経費、県内肉用牛繁殖農家の経営安定を図るため、公益財団法人沖縄県畜産振興公社が管理する基金への県負担金の増資に要する経費、物価高騰の影響を受ける低所得のひとり親世帯を支援するため、生活関連物資が購入できる電子クーポン等の配布に要する経費等。

繰越明許費補正は、予算成立後の事由により、年度内に完了が見込めない事業について適正な工期を確保するため、公共施設マネジメント推進事業などに追加で135億495万8000円、変更で26億5086万7000円を計上するものであるとの説明がありました。

債務負担行為補正は、沖縄県公文書館等の施設に係る令和８年４月以降について、また、農地整備事業などの公共工事等に係る適正工期の確保や早期着手を図るため、債務負担行為を設定するものである。また、県融資制度損失補償については、損失補償に係る見込額の増加に合わせて債務負担行為限度額の増額変更を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、現在、和牛子牛の生産農家は価格下落時の借入返済期にあり、経営が大変厳しい状況にある。このような中で、基金の増資ではなく、資金繰り対策等畜産農家の経営の安定に資する緊急性の高い事業等に予算を充てるべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、現在、和牛子牛の価格は回復しているが、今後の価格下落時に備え、当該基金の積み増しが必要であると考えている。また、畜産農家からの様々な意見や経営の厳しさは十分認識しており、配合飼料価格高騰に対する支援等に対して、約21億8900万円を追加補正予算として計上している。その他、畜産農家の経営安定のために必要な予算措置については、適切に対応していくとの答弁がありました。

次に、ひとり親家庭暮らし応援事業について、市町村が把握している情報を活用した協力体制を構築することで、即効性の高い事業が展開できるのではないか。また、全ての対象者に支援が届くようにどのように管理していくのかとの質疑がありました。

これに対し、これまで市町村の事務負担軽減も考慮し、県で可能な限り対応してきたところである。対象者にしっかりと支援を届けるためには、多くの情報を把握している市町村との連携が不可欠であるので、児童扶養手当の手続時に市町村窓口で受け取りの確認を行うなど、全ての対象者に支援が届くようにしたいとの答弁がありました。

次に、県の総合運動公園における自転車競技場は仮設とのことだが、練習や競技等、子どもたちを含めた利用者の安全確保のため、使用規約等を規定してきちんと管理するべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、当該施設については、1987年に自転車競技のために仮設で整備され、これまで運営面では沖縄県自転車競技連盟による管理を行ってきたところであるが、来年の４月から常設化し、必要な施設管理条例等を整備して適切に管理していく予定であるとの答弁がありました。

そのほか、自立相談支援機関の設置数、電子クーポン利用状況データの蓄積と福祉施策への活用、林道維持管理費と昨年の豪雨災害復旧費用との関係などについて質疑がありました。

甲第５号議案「令和７年度沖縄県一般会計補正予算（第６号）」は、国の強い経済を実現する総合経済対策を実施するために予算計上が必要な事業、人事委員会勧告に伴う給与改定に係る経費及び当初予算編成後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ148億7961万9000円の増額で、補正後の改予算額は、9087億6215万4000円である。

歳入の内訳は、国庫支出金及び県債等である。

歳出の主な内訳は、重点支援地方交付金事業として、賃上げや生産性向上に取り組む県内中小企業・小規模事業者への補助に要する経費、配合飼料の価格高騰に伴う畜産農家への補助金の増額に要する経費、小規模離島等航空路線における整備費用や燃料の高騰に対する航空事業者への支援に要する経費、国の一律支援の対象とならないＬＰガス受給契約者の支援に要する経費等。

その他物価高騰対策事業として、医療機関や薬局における従事者の処遇改善や物価上昇の影響に対応するための支援に要する経費。

沖縄振興公共投資交付金事業として、石垣空港線などの道路整備に要する経費、大保川など河川の改修に要する経費、中城湾港泡瀬地区や粟国港の整備に要する経費、モノレール橋脚の修繕や昇降機等の更新に要する経費等。

その他公共事業として、真壁東第２外６地区における農地の区画整理に要する経費等。

人事委員会勧告に伴う経費として、令和８年１月から教職調整額が引き上げられることに伴う教職員の給料の増額に要する経費。

当初予算成立後の事情変更に伴うものとして、国立沖縄自然史博物館誘致に向けた県民の機運醸成を図るための広報活動費用の増額に要する経費。

繰越明許費補正は、今回予算計上する国の経済対策関連事業の適正な工期を確保するため、追加分で131億4930万9000円、変更分で11億5928万円を計上するものであるとの説明がありました。

本案に関し、国立自然史博物館の誘致に向けた広報活動経費について県民のさらなる機運醸成を図るために、短期間でのテレビコマーシャル回数増、ＳＮＳやユーチューブの活用による情報発信等が必要であると考えるが、当該所要額で十分かとの質疑がありました。

これに対し、県民会議と県の役割分担を踏まえ、県の役割として、テレビ及びラジオＣＭ、新聞広告や海外県人会の周知活動等に関する必要経費を計上している。今後の所要額については、精査の上、既決予算の流用による確保について庁内で議論していくとの答弁がありました。

次に、中城湾港泡瀬地区開発事業について、県施工分の進捗が遅れているとのことだが、今回の増額補正で計画の遅れを挽回できるかとの質疑がありました。

これに対し、当初予算は２億5000万円であったが、今回補正で11億円の増額となっている。来年度予算が要望どおり措置されるのであれば、令和９年度までに護岸の完成、令和11年度に埋立て完成を目指していけるとの答弁がありました。

次に、賃上げ・生産性向上緊急支援事業について、県内の中小企業や小規模事業者は経営状況が厳しく、設備投資等当該制度を活用することが容易ではない状況にあると考えるが、どのように底上げを図っていくのかとの質疑がありました。

これに対し、県内の中小企業や小規模事業者は物価高など様々な経営課題に直面しており、持続的な経営基盤の強化に資する取組が重要ということで、設備投資等支援の取組を行うこととしている。小規模事業者は中小企業と比較して資本金や従業員数など経営基盤が脆弱であることから、負担軽減の必要性を勘案して補助率を高く設定しているとの答弁がありました。

次に、未来チケット協力店普及促進事業において、課題整理を行うための調査の具体的な内容について質疑がありました。

これに対し、新規の協力店拡大に向けて取り組んでいるが、市町村等地域間における店舗の偏在や利用者の偏りがあるため、専任の調査員１人を配置し、偏りの要因がどこにあるのか利用状況を調査し、協議会のようなものを設立した上で、どのような取組が必要であるのか議論していくとの答弁がありました。

そのほか、畜産物処理施設燃料費高騰支援事業の対象期間の根拠、貸切りバス活用支援の委託先と開始予定時期、土地区画整理事業の進捗遅れの要因、公共交通人材の国外からの受入れ状況、省エネ家電購入支援対象の選定根拠などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第１号議案及び甲第５号議案の２件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、甲第５号議案については、沖縄自民党・無所属の会から附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第１号議案及び甲第５号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第１号議案及び甲第５号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第７　甲第３号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊 経済労働委員長　ただいま議題となりました甲第３号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第３号議案「令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）」は、地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為の追加を行うものである。

主な内容は、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区指定管理料で、期間は令和８年度から令和12年度まで、限度額は５億49万5000円であるとの説明がありました。

本案に関し、前回の指定管理料も今回の議案と同程度かとの質疑がありました。

これに対し、令和３年度から７年度までの５年間は４億7484万円となっている。１号棟閉鎖による管理範囲の減少などはあったが、人件費単価の上昇等があり、今回は増額となっているとの答弁がありました。

次に、施設の収入は年間どのくらいかとの質疑がありました。

これに対して、令和６年度の施設使用料収入は、２億8011万円であるとの答弁がありました。

採決の結果、甲第３号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第３号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第３号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――◆・・◆―――――――――

○中川京貴 議長　日程第８　甲第４号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣　新文教厚生委員長。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔新垣　新　文教厚生委員長登壇〕

○新垣　新 文教厚生委員長　ただいま議題となりました甲第４号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第４号議案「令和７年度沖縄県病院事業会計補正予算（第１号）」は、経営再建期間中の病院事業の運営資金として、当初予定していなかった新たな企業債の借入れ及び不採算地区中核病院（北部、宮古、八重山）について、令和６年度診療報酬改定率を上回る経費上昇分の補助を一般会計からの受入れ、並びに国、知事部局及び他の都道府県の職員の給与の状況を考慮して実施する給与改定に対応するため、補正予算を編成するものである。

補正予算の概要は、収益的収支予算において経営改善推進事業に充てるため、企業債を189億9100万円借り入れるため補正するものである。また、企業債の目的に経営改善推進事業を加え、起債限度額を229億2780万円に補正する。

そのほか、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を439億929万9000円に、他会計からの補助金として一般会計から補助を受ける金額を33億7398万円に改めるため、それぞれ補正を行うとの説明がありました。

本案に関し、今回の補正予算で計上された県の一般会計からの繰入れと企業債の関係性について質疑がありました。

これに対し、一般会計からの繰入れについては、急激な物価高騰による緊急支援である。一方、企業債については、今後の経営再建期間中の資金繰り確保と経営改善推進に充てるため、国からの支援を経て計上したとの答弁がありました。

次に、約190億円の企業債の算定根拠及び償還計画はどうなっているか。また、利子の総額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、企業債の算定根拠については、令和７年度の損益状況が続く前提で、令和８年度末に見込まれる資金不足額を基に算出している。償還期間は15年であり、経営再建計画に基づき収支改善及び経営体質の強化を図り、事業利益から償還していく。支払い利息については、想定利率２％で試算すると、トータルで約30億円となる見込みであるとの答弁がありました。

そのほか、今回の補正に係る一般会計からの繰入れと繰り出し基準との関連などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第４号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第４号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第４号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――◆・・◆―――――――――

○中川京貴 議長　日程第９　甲第２号議案、甲第６号議案及び甲第７号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

仲里全孝土木環境委員長。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕

○仲里全孝 土木環境委員長　ただいま議題となりました甲第２号議案、甲第６号議案及び甲第７号議案の３件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長及び企業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第２号議案「令和７年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）」は、下地島空港における航空灯火のＬＥＤ化工事について入札不落となったことから、適正工期を確保するため、繰越明許費の追加を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、繰越しの主な理由とその原因は何かとの質疑がありました。

これに対し、予定価格の超過により入札不落となり、業者へのヒアリングや設計図書の精査等に不測の日数を要したため繰越しが必要となった。不落の原因は、登記に関する工事業者の見積りに誤りがあったためであるとの答弁がありました。

次に、ＬＥＤ化の期限について国から通達はあるかとの質疑がありました。

これに対し、国からは2030年までの期限が示されており、劣化で更新が必要になった時期に合わせてＬＥＤ化する形で進めているとの答弁がありました。

そのほか、舗装工事と灯火工事の関連性などについて質疑がありました。

次に、甲第６号議案「令和７年度沖縄県水道事業会計補正予算（第１号）」は、国の補正予算に係る沖縄振興公共投資交付金を活用し、水道施設の強靱化を図るとともに、老朽化対策を推進するため資本的収支予算を増額するものである。

補正予算案の額は、資本的収入の国庫補助金を12億351万円、企業債を３億3130万円、資本的支出の建設改良費を15億6801万4000円、それぞれ増額するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の補正予算は、先月大宜味村地内で発生した漏水事故と関係はあるかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正予算は、漏水箇所の管路を含む宇出那覇から許田間導水管工事のうち、羽地ダムから名護浄水場への導水を整備するものである。漏水箇所の修繕は、補正予算とは別に既決予算の修繕費で対応するとの答弁がありました。

次に、老朽化した米国規格管を更新する新しい管の耐用年数はどれぐらいかとの質疑がありました。

これに対し、管の種類や新たな技術に基づく施工方法により80年程度の更新期間を見込んでいるとの答弁がありました。

そのほか、予算執行の工程計画、新垣増圧ポンプ場の総事業費内容、送水管整備の全体事業計画、石川から上間送水管整備の概要、管路更新箇所の選定基準、東系列導水管工事中断に伴う業者補償への対応などについて質疑がありました。

次に、甲第７号議案「令和７年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算（第１号）」は、国の令和７年度補正予算に係る防災・安全交付金を活用し、流域下水道事業における下水道施設の老朽化対策及び耐震化を行うため、資本的収支予算を増額するものであるとの説明がありました。

本案に関し、米軍施政権下の古い施設が多いのは沖縄特有の事情であり、それに特化した支援を国に求めるべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、当該事情に特化した国の支援はなく、防災・安全交付金等の補正予算を活用している。予算確保は重要であり、しっかり国に説明し確保に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、年度内に事業は完了するのか。また、繰越しする場合は、その手続はいつ頃を予定しているかとの質疑がありました。

これに対し、年度内の完成は難しく、繰り越して９か月間の工事を見込んでいる。企業会計については、繰越手続に議会の議決を要しないため、現在、知事決裁で手続をしているところであるとの答弁がありました。

そのほか、うるま市し尿処理施設の統合状況、那覇浄化センター耐震補強の予算見込み、大型水処理施設工事の前倒し実施などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第２号議案、甲第６号議案及び甲第７号議案の３件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第２号議案、甲第６号議案及び甲第７号議案の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案、甲第６号議案及び甲第７号議案は、原案のとおり可決されました。

──────────◆・・◆──────────

○中川京貴 議長　日程第10　議員提出議案第２号現下の物価高騰を踏まえた公定価格等の引上げを求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

島尻忠明議員。

──────────────────────────

〔議員提出議案第２号　巻末に掲載〕

──────────────────────────

〔島尻忠明　議員登壇〕

○島尻　忠明 議員　ただいま議題となりました議員提出議案第２号につきまして、各派代表者会において協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議員提出議案第２号の提案理由は、現下の物価高騰を踏まえた公定価格等の引上げについて関係要路に要請するためであります。

それでは、内容を朗読いたします。

〔現下の物価高騰を踏まえた公定価格等の引上げを求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第２号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

──────────────────────────

○中川京貴 議長　これより議員提出議案第２号「現下の物価高騰を踏まえた公定価格等の引上げを求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第２号は、原案のとおり可決されました。

──────────◆・・◆──────────

○中川京貴 議長　日程第11　議員提出議案第３号米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

小渡良太郎議員。

──────────────────────────

〔議員提出議案第３号　巻末に掲載〕

──────────────────────────

〔小渡良太郎　議員登壇〕

○小渡　良太郎 議員　おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第３号につきまして、米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議員提出議案第３号の提案理由は、米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化について関係要路に要請するためであります。

それでは、朗読して説明いたします。

〔米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本意見書につきましては、その趣旨を関係要路に要請するため議会代表を派遣する必要があるとの

意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願いを申し上げます。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　これより議員提出議案第３号「米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第３号は、原案のとおり可決されました。

○中川京貴 議長　ただいま可決されました議員提出議案第３号については、提案理由説明の際、提出者からその趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣することとし、そのうちの県内については、米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第３号の趣旨を県外の関係要路に要請するため、議員３人を派遣するとともに、県内については米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴 議長　日程第12　陳情14件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました陳情14件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情14件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情14件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○中川京貴 議長　日程第13　陳情３件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

仲里全孝土木環境委員長。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕

○仲里全孝 土木環境委員長　ただいま議題となりました陳情３件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのであります

が、ただいまのところ通告はありません。
　質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。
　これをもって質疑を終結いたします。
　これよりただいま議題となっております陳情３件を一括して採決いたします。
　お諮りいたします。
　各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
　よって、ただいまの陳情３件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。
――――――◆・・◆――――――
○中川京貴 議長　日程第14　閉会中の継続審査の件を議題といたします。
――――――――――――――――――――
〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕
――――――――――――――――――――
○中川京貴 議長　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。
　お諮りいたします。
　各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
　よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。
――――――◆・・◆――――――
○中川京貴 議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
　本日をもって今期定例会も閉会となり、本年の議会活動は全て終わることになります。
　本年は戦後80年の節目の年であり、沖縄戦が今に伝える戦争の悲惨さと平和の尊さについて、各人が改めて考える１年になったと存じます。
　世界に目を向けますと、イスラエルとパレスチナ自治区の紛争は停戦状態に入ったものの、これまでの戦火による被害は筆舌に尽くし難いものであり、また、ウクライナとロシアの戦闘状態はいまだ終息を見ません。
　世界各地で紛争や争いが絶えない中、我々沖縄県議会議員は、自由闊達な議論ができる平和な沖縄、80年の長きにわたり戦争をしない日本を築いてきた先人の皆様に深い敬愛の念を表し、これからも平和を希求する沖縄県民の代表として、戦後90年、100年も平和な沖縄であり続けるためのあらゆる努力を惜しまないことを心に刻み活動してまいります。
　さて、この１年を顧みますと、国民生活、企業活動においては、昨年に引き続き厳しい状況が続いております。また、災害も発生し、11月には大分県大分市佐賀関における大規模火災により、甚大な被害が発生いたしました。大規模火災によりお亡くなりになった犠牲者の御冥福をお祈りするとともに、被災者に対しお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を願うものであります。
　県内においては、令和６年度の入域観光客数は995万人で過去２番目、令和７年度上半期は速報値で553万人、同期比で過去最高を記録し、ジャングリアの開園など、観光産業をはじめとした明るいニュースはありましたが、長引く電気・ガス・生産資材の価格高騰や初の最低賃金1000円超えに伴う人件費の上昇及び人手不足など、県内の農家・漁家・企業等の生産活動や県民生活を取り巻く状況は、引き続き厳しいものと認識しております。また、県内においても自然災害が発生し、７月には北大東村及び南大東村での記録的な大雨により、家屋や農地、道路での浸水被害が発生いたしました。また、11月には中城村、西原町にまたがる範囲で土砂崩れも発生いたしました。一方で、沖縄尚学高等学校野球部の夏の甲子園大会初優勝、県立南風原高等学校郷土芸能部の第49回全国高校総合文化祭郷土芸能部門最優秀賞受賞、Ｕ－18野球ワールドカップの沖縄開催、デフリンピック2025東京大会における沖縄県民の活躍やロサンゼルス・ドジャース監督のデーブ・ロバーツ氏への県民栄誉賞授与など、大きな喜びと感動に沸いた１年でもありました。
　このような１年ではありましたが、本県議会では県民の生命と暮らしを守るため、様々な取組を行ってまいりました。
　まず、物価高騰等の影響を受けた県民や事業者の実情に即した必要な支援などの実施を目的とする補正予算を今期定例会まで第６次にわたり可決・成立させてまいりました。また、３月には「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める意見書」、「高額療養費の自己負担の引上げ撤回を求める意見書」、10月には「サトウキビ産業の維持・発展に向けた新製糖工場建設に関する意見書」及び「同決議」、今定例会においては「県民の安心・安全な飲み水の確保に関する対策費の支援等を

求める意見書」、そして本日、「現下の物価高騰を踏まえた公定価格等の引上げを求める意見書」をそれぞれ全会一致で可決するなど、沖縄の振興及び県民福祉の向上に資する様々な政策提言活動を展開してまいりました。

米軍基地に起因する諸問題への対応としては、５月に「在沖米海兵隊員による性的暴行事件に関する意見書」及び「同抗議決議」を全会一致で可決し、内閣総理大臣をはじめとする県内外の関係要路に対する要請活動を行い、また、本日「米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底と事件・事故防止に向けた取組の強化を求める意見書」を全会一致で可決するなど、積極的に展開してまいりました。

これからも議員各位の英知を結集し、執行部や国への政策提言活動を積極的に展開するとともに、諸課題の解決に向け邁進し、二元代表制の一翼を担う県民を代表する議事機関として、県民の負託に応えてまいりたいと思います。

結びに、令和７年の議会活動を閉じるに当たり、円滑な議会運営に関し、議長への御協力を賜りましたことを心から感謝申し上げますとともに、新年においても議員各位が健康に留意され、県勢発展のため、なお一層活躍されんことを願うものであります。

なお、本年及び今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和７年第７回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午前11時45分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　幸　喜　　愛

会議録署名議員　　新　垣　淑　豊